

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年2月27日

【発行者名】 アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル  
(AllianceBernstein (Luxembourg) S.a r.l.)

【代表者の役職氏名】 取締役会による特別受任者 高森 雅也

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-2453、  
ユージェーヌ・リュペール通り2-4番  
(2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治  
弁護士 白川 剛士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
アライアンス・バーンスタイン  
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ  
(AB FCP I - Short Duration Bond Portfolio)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】  
クラスAJ受益証券について、24億米ドル(約3,757億円)を上限とする。  
(注)「米ドル」とはアメリカ合衆国ドルを指すものとし、米ドルの円貨換算は、便宜上、株式会社三菱UFJ銀行の2025年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=156.56円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

アライアンス・バーンスタイン - ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ  
(AB FCP I - Short Duration Bond Portfolio) (注1) (以下「ファンド」という。)

なお、日本においては、愛称として「ローズ」または「Rose」を使用する。

(注1) ファンドは、ルクセンブルグ籍アンブレラ・ファンドであるアライアンス・バーンスタイン（以下「トラスト」という。）を構成するポートフォリオのひとつである。2025年12月末日現在、トラストは、ファンドを含め、8のポートフォリオによって構成されている。

各ポートフォリオの受益者は、約款の定めに従いポートフォリオ間の転換をする権利があるが、日本の受益者には、当該転換の権利はない。2025年12月末日現在、ファンドは47種類のクラスの受益証券（以下、全クラスの受益証券を「ファンド証券」という。）によって構成されている。

(注2) 用語の定義については、後記「別紙A 定義」参照。

### （２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、日本においては、クラスAJ受益証券（以下「クラスAJ証券」という。）のみが販売される。

クラスAJ証券は追加型である。

ファンド証券について、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル (AllianceBernstein (Luxembourg) S.a r.l.) (以下「管理会社」という。) の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

クラスAJ証券について、24億米ドル（約3,757億円）を上限とする。

(注1) 「米ドル」とはアメリカ合衆国ドルを指すものとし、米ドルの円貨換算は、便宜上、株式会社三菱UFJ銀行の2025年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=156.56円）による。以下、米ドルの円金額表示は別段の記載がない限り、すべてこれによるものとする。

(注2) トラストは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、クラスAJ証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り、米ドルをもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

### （４）【発行（売出）価格】

管理会社が申込みを受領したファンド営業日のファンド証券の1口当たり純資産価格とする。

(注) ファンド営業日とは、ルクセンブルグにおける銀行の営業日で、かつニューヨーク証券取引所の営業日である各日をいう。

発行価格は、日本における販売会社に照会することができる。日本における販売会社については、後記「（８）申込取扱場所」記載の照会先に問い合わせることができる。

### （５）【申込手数料】

日本における販売会社が独自に定めるものとする。なお、消費税等相当額を含めた申込手数料の料率の上限は3.3%（税抜3.0%）とする。申込手数料については、日本における販売会社に問い合わせることができる。日本における販売会社については、後記「（８）申込取扱場所」記載の照会先に問い合わせることができる。

### （６）【申込単位】

日本における販売会社が独自に定めるものとする。申込単位については、日本における販売会社に問い合わせることができる。日本における販売会社については、後記「（８）申込取扱場所」記載の照会先に問い合わせることができる。

**( 7 ) 【申込期間】**

2026年2月28日（土曜日）から

2027年2月26日（金曜日）まで

（注）申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

ただし、ファンド営業日でかつ販売取扱会社（下記に定義される。）の営業日に、申込みの取扱いが行われる。

その他、代行協会が必要と認める場合、日本において申込みを受付けないことがある。

日本における申込受付時間については、日本における販売会社に問い合わせることができる。

**( 8 ) 【申込取扱場所】**

申込取扱場所である日本における販売会社については、下記の照会先に問い合わせることができる。

アライアンス・バーンスタイン株式会社

販売会社照会フリーダイヤル（自動音声）：0120 - 800 - 136

ホームページ：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

**( 9 ) 【払込期日】**

投資者は、ルクセンブルグにおける申込み注文の成立を販売取扱会社が確認した日（以下「約定日」という。）から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料を販売取扱会社に支払うものとする。

各申込日の発行価格の総額は、日本における販売会社によって申込日から起算して5ファンド営業日以内の日に保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイのファンド口座に米ドルで払込まれる。

**( 10 ) 【払込取扱場所】**

前記「( 8 ) 申込取扱場所」記載の申込取扱場所と同じ。

**( 11 ) 【振替機関に関する事項】**

該当事項なし。

## （１２）【その他】

（イ）申込証拠金はない。

### （ロ）引受等の概要

日本における販売会社は、管理会社との間で、日本におけるクラスAJ証券の販売および買戻しに関する受益証券販売・買戻契約を締結しており、当該契約に基づき、ファンド証券の募集を行う。

日本における販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社（以下、日本における販売会社と併せて「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けたファンド証券の買付注文および買戻請求に自ら応じるか、または管理会社への取次ぎを行う。

（注）販売・買戻取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

管理会社はアライアンス・バーンスタイン株式会社をファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、日本証券業協会の会員で外国投資信託証券の発行者または現地の引受会社と契約を締結し、ファンド証券の1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、運用報告書その他の書類を販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

### （ハ）申込の方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」またはその他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は円貨または米ドル貨で支払うものとし、円貨による支払いの場合には、米ドル貨への換算は、各申込についての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

申込金額は、日本における販売会社により申込日から起算して5ファンド営業日以内に保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイのファンド口座に米ドル貨で払込まれる。

管理会社は、米国人（本書別紙Aを参照のこと。）によるファンド証券の保有を制限または禁止する旨、決議している。

### （ニ）過度の売買および短期売買に関する方針および手続

管理会社は、過度の売買もしくは短期売買行為と判断されるファンド証券の申込みまたは買戻しを、事前の通知をすることなく、制限、拒絶または取消する権利を留保している。（詳細は、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 過度の売買および短期売買に関する方針および手続」を参照。）

### （ホ）日本以外の地域における発行

本募集に並行して、海外においてクラスAJ証券を除くファンド証券の販売が行われる。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

アライアンス・バーンスタイン・ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ（AB FCP I - Short Duration Bond Portfolio）（愛称を「ローズ」または「Rose」という。）（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるアライアンス・バーンスタイン（以下「トラスト」という。）を構成するポートフォリオのひとつである。2025年12月末日現在、トラストはファンドを含め8のポートフォリオにより構成されている。管理会社は、随時、他のポートフォリオを追加設定することができる。

トラストは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の民法および2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）（以下「2010年法」という。）の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびファンドの受益証券所持人（以下「受益者」という。）との関係について規定する契約（以下「約款」という。）によって設定されたもので、譲渡性のある有価証券およびファンドのその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。トラストは、商業登記番号K217として、ルクセンブルグの商業および法人登記所に登録されている。受益者は、ファンドの受益証券を取得することにより、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の契約関係を定める約款を正式に受諾する。

ファンド証券は、需要に応じて、その時のファンド証券の1口当たり純資産価格に販売手数料を加え販売され、また、受益者の要求に応じていつでも、適用されるファンド証券の1口当たり純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっている。

日本においてはファンドのクラスAJ証券のみが販売される。

ファンドの信託金には制限はない。ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

ファンドは、投資による高いトータルリターンを得ることをその投資目的とする。ファンドは投資目的を達成するため、主として多様な通貨建ての投資適格債券への投資を行う。ファンドのトータルリターンは、通常、利息、配当収益、割引発生額および元本の変動（為替の変動によって生じる組入証券ならびにその他の資産および債務の価値の変動を含む。）により構成される。通常の時況下において、ファンドは、ファンドの総資産の70%以上を米ドル建ての証券または米ドルに対してヘッジしている証券に投資することを予定している。

##### 適切な投資者について

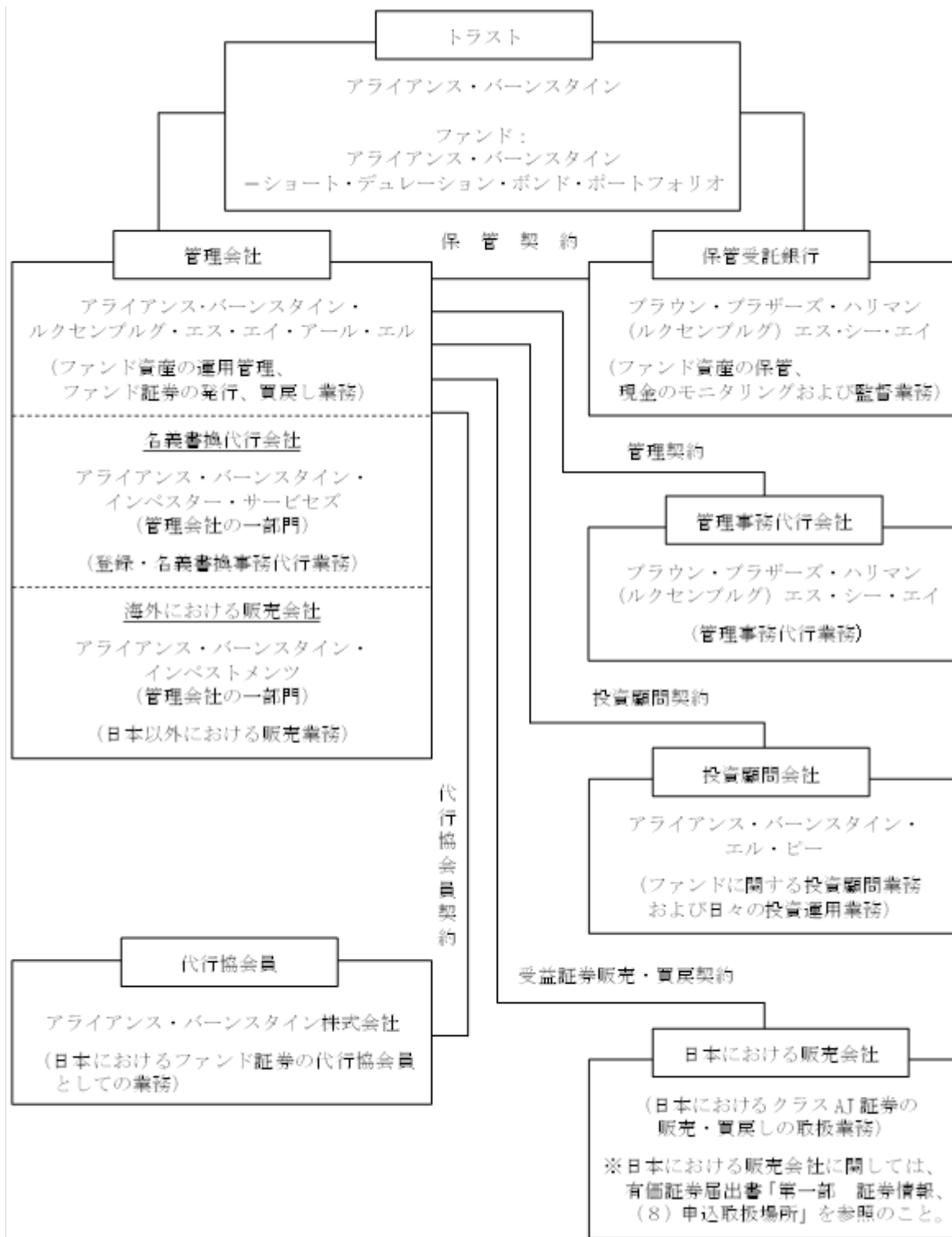
ファンドは、投資適格債券の潜在的利益を追求する、中位のリスクを受け入れることができる投資者に適している。適切な投資期間についての個々の投資者とファンドの見解は、様々な要因により異なる可能性がある。かかる要因には、ファンドの利用目的（単独の戦略としての利用であるか、またはより大きな規模での資産配分戦略の一部としての利用であるか）、投資者が投資する関連ファンド証券、ファンドに適用されるリスクおよび一般的市場条件、投資者の固有の状況などが含まれる。投資者は、自身の投資目的に照らしたファンド証券の適切性に関して、独立の財務アドバイザーに相談することが推奨される。独立の財務アドバイザーは、個々の投資者の財政状態、生活条件および目的ならびにその他要因を含む当該投資者に固有の要因を考慮したより総合的なアプローチに基づき、当該投資者と共に、ファンドの適切性を評価することができる。

**（２）【ファンドの沿革】**

1990年7月31日	管理会社設立
1991年8月21日	約款締結
1996年9月16日	ファンドの運用開始
1997年11月21日	改正約款締結
1997年12月17日	ファンドのクラスAJ証券の日本における募集開始
2003年11月3日	ファンドのクラスAJ証券のルクセンブルグ証券取引所における上場
2006年7月31日	トラスト、ファンドおよび管理会社の名称変更
2011年4月11日	管理会社の会社形態および名称の変更
2016年2月5日	トラストの英文名称の変更
2017年8月24日	ファンドのクラスAJ証券のルクセンブルグ証券取引所における上場廃止
2019年7月1日	ファンドの名称変更

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
アライアンス・バーンスタイン・ ルクセンブルグ・エス・エイ・ アール・エル (AllianceBernstein (Luxembourg) S.a r.l.)	管理会社 名義書換代行会社（注4）	保管受託銀行との間で1991年8月21日 付で当初約款を締結した。その後、約 款は数回にわたり改訂されており、直 近の約款は2021年7月5日付で締結さ れている。  保管受託銀行との間で締結した約款に おいて、ファンドの資産の運用管理、 ファンド証券の発行および買戻し等に ついて規定している。
アライアンス・バーンスタイン・ エル・ピー (AllianceBernstein L.P.)	投資顧問会社	2019年2月6日付で管理会社との間で 投資顧問契約（2023年10月24日付で改 訂され、再締結済）（注1）を締結。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ) エス・シー・ エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.)	保管受託銀行 管理事務代行会社	2016年11月11日付で管理会社との間で 保管契約（注2）を締結（2016年3月18 日より効力発生）。  1996年5月13日付で管理会社との間で 管理契約（注3）を締結。
アライアンス・バーンスタイン 株式会社	代行協会員	2016年3月31日付（2016年4月1日効 力発生）で管理会社との間で代行協会 員契約（注5）を締結。

（注1）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約をいう。

（注2）保管契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行が、ルクセンブルグ法および約款に従い、ファンド資産の保管、現金のモニタリングおよび監督業務等を行うことを約する契約をいう。

（注3）管理契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、記録の維持、純資産総額の計算等を行うことを約する契約をいう。

（注4）管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズがファンド証券の名義書換代行会社として行為する。

（注5）代行協会員契約は、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンド証券の1口当たり純資産価格の公表およびファンド証券の目論見書、運用報告書その他の書類の販売取扱会社への送付等を行う旨を約する契約である。

管理会社の概要

（ ）設立準拠法

ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法（改正済）（以下「1915年商事会社法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1990年7月31日に設立された。1915年商事会社法は、設立および運営等商事会社に関する基本的事項を規定している。

2010年法第15章のもとで、管理会社は、投資信託の管理会社としての資格を有している。

（ ）事業の目的

管理会社の主な事業の目的は、

- 1) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）についての法律、規制および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令2009/65/ECに基づき認可されたルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のUCITSの運用ならびに2010年法第101条第2項および附属書 に基づく他のルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の投資信託（以下「UCI」という。）の運用、ならびに

2) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）（以下「2013年法」という。）第5条第2項および附属書Iに従い、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する欧州議会および理事会の2011年6月8日付指令2011/61/EUの意味においてルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）のために行うAIFの資産に関する運用、管理事務、マーケティングその他の活動の遂行である。

管理会社は、(a) 顧客毎の一任運用ベースの投資対象のポートフォリオの運用業務、(b) 投資助言業務および(c) 2010年法第101条第3項および/または2013年法第5条第4項に企図された金融投資に関する注文の送受業務を提供する。管理会社は、居住および管理事務支援業務を含め、管理会社が管理するUCITS、UCIおよびAIFの子会社（特別目的事業体「SPV」を含む。）に対し、上記の運用業務、管理事務およびマーケティング業務を提供することもある。

管理会社は、管理会社が業務を提供するUCITS、UCIおよびAIFによる申込および買戻しに関連する集金口座の維持、条件付後払申込手数料の調達または類似行為を含め、管理会社が業務を提供するUCITS、UCIおよびAIFに一時的な融資または保証を提供することがある。

管理会社は、いずれの場合も2010年法および2013年法の範囲内において、ルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の会社（規制を受ける会社を含む。）、その他の事業体に何らかの形で参加すること、株式、債券、社債、証書その他の有価証券の購入、引受けその他の方法による取得もしくは売却、交換その他の方法による譲渡をすること、またはパートナーシップの利権を有することがある。

管理会社は、業務提供の自由および/または支店開設によりルクセンブルグ国外で許可された活動を行うことがある。

多くの場合、管理会社は、2010年法、2013年法およびその他適用ある法令により認められる最大限の範囲において、管理会社がUCITS、UCIおよびAIFに提供する業務に関連する活動を行うことがある。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲（最大限の範囲）内において、管理会社の事業の目的の達成に直接もしくは間接的に関連するならびに/または有用および/もしくは必要とみなされる活動を行うことがある。

疑義を避けるため、管理会社は、管理会社がオルタナティブ投資ファンド運用会社として行為するパートナーシップおよびその子会社（SPVを含む。）のパートナーシップの管理会社として行為することができる。当該パートナーシップは1915年商社法第600条第5項、第310条第2項および第320条第3項にそれぞれ定義されている範囲におけるパートナーシップとし、株式有限責任事業組合、普通リミテッド・パートナーシップまたは特別リミテッド・パートナーシップを含むものとする。

( ) 資本金の額（2025年12月末日現在）

資本金の額 16,300,000ユーロ（約30億円）

発行済株式総数 163,000株（内訳： 優先株 33,000株 / クラスB普通株 130,000株）

(注) ユーロの円貨換算は、便宜上、株式会社三菱UFJ銀行の2025年12月30日現在における対顧客電信売相場（1ユーロ=184.33円）による。以下、ユーロの円金額表示は別段の記載がない限りすべてこれによる。

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款規定に基づく株主総会の決議を要する。

( ) 会社の沿革

1990年7月31日 設立

2006年7月31日 社名を「アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ」に変更

2011年4月11日 会社形態を株式会社から非公開有限責任会社に変更し、社名を「アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル」に変更

( ) 大株主の状況

(2025年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
----	----	-------	----

アライアンス・バーンスタイン・ ホールディングス・リミテッド (AllianceBernstein Holdings Limited)	英国 ロンドンEC2M 5SJ ロンドン・ウォール60番	130,000株 (クラスB普通株)	79.75%
アライアンス・バーンスタイン・ プリファード・リミテッド (AllianceBernstein Preferred Limited)	英国 ロンドンEC2M 5SJ ロンドン・ウォール60番	33,000株 (優先株)	20.25%

(注1) アライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッドは、ファンドの投資顧問会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの完全子会社である。

(注2) アライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッドは、ファンドの投資顧問会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの間接完全子会社である。

#### (4) 【ファンドに係る法制度の概要】

##### (a) 準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドは、2010年法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）の告示等の規則に従っている。

##### (b) 準拠法の内容

###### 民法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年法に従っている。

###### 2010年法

2010年法は、ルクセンブルグの契約型、会社型を含む一定の種類投資信託を規制するもので、ルクセンブルグの投資信託の組織、税制および監査に関する基本法である。この法律は、UCITSについての法律、規制および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令2009/65/EC（改正済）（以下「UCITS指令」という。）の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。ファンドは、UCITS指令第1条（2）および2010年法の要件に適合するUCITSとしての資格を有している。

#### (5) 【開示制度の概要】

##### (a) ルクセンブルグにおける開示

###### CSSFに対する開示

ルクセンブルグ国内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ国内外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、CSSFへの登録およびその承認が要求される。この場合、英文目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書をCSSFに提出しなければならない。

さらに、年次報告書に含まれている年次財務書類は、承認された法定監査人により監査され、CSSFに提出されなければならない。トラストおよびファンドの承認された法定監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム（Ernst & Young Société Anonyme）である。さらに、トラストは、CSSF告示15/627に基づき、CSSFに対して、月次報告書を提出することを要求されている。

###### 受益者に対する開示

トラストの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において、受益者は請求によりこれを無料で入手することができる。なお、約款の全文はルクセンブルグの「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエ

テ・エ・アソシエーション（Recueil Electronique des Sociétés et Associations）」（以下「RESA」という。）において閲覧することができ、その写しを入手することができる。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、法律により必要な場合、管理会社の決定により、ファンド証券が販売される国の新聞および/またはRESAに公告される。

（b）日本における開示

監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本において1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるアライアンス・バーンスタイン株式会社のホームページにおいて提供される。

（6）【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドはCSSFの監督に服している。

監督の主な内容は、以下のとおりである。

（a）登録の届出の受理

ルクセンブルグに所在するすべての規制された投資信託は、CSSFの監督に服し、CSSFに登録しなければならない。

欧州連合（以下「EU」という。）加盟国の監督官庁により認可されているUCITSは、UCITS指令の要件に適合しなければならない。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関

をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきCSSFに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができる。UCITS所在国の所轄官庁からCSSFに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となる。

ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその証券を販売している、外国法に準拠して設立または運営されているオープン・エンド型のUCIは、当該加盟国において、投資者の保護を確保するために法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服す必要がある。さらにこれらのUCIは、CSSFが2010年法に規定されるものと同等とみなす監督に服さなくてはならない。

EUおよび非EUのオルタナティブ投資ファンドのルクセンブルグにおける機関投資家への販売は、オルタナティブ投資ファンド運用会社およびその施行規則に関する2011年6月8日付指令2011/61/EU(以下「AIFM規則」という。)に定められている適用される条項およびAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従って行われるものとする。

(b) 登録の拒絶または取消し

ルクセンブルグの投資信託が適用ある法令またはCSSFの告示を遵守しない場合、登録が拒絶または取消されうる。また、ルクセンブルグの投資信託のマネジャーまたはルクセンブルグの投資信託の取締役もしくは管理会社の取締役がCSSFにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されうる。

登録が取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグ地方裁判所の決定により解散および清算されうる。

(c) 英文目論見書等の提出および電子識別

投資信託証券の販売に際し使用される英文目論見書および(必要とされる場合)その他の書類は、事前にCSSFに提出されなければならない。CSSFは、当該英文目論見書に固有の識別番号と電子識別日を付与することで識別する。

(d) 財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の年次財務書類は、承認された法定監査人の監査を受けなければならない。承認された法定監査人は、投資信託の財務状況その他に関する情報がその財政状態を適正に表示していないと判断した場合には、その旨をCSSFに直ちに報告する義務を負う。承認された法定監査人は、CSSFが要求するすべての情報(投資信託の帳簿その他の記録を含む。)をCSSFに提出しなければならない。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

ファンドは、投資による高いトータルリターンを得ることをその投資目的とする。ファンドは投資目的を達成するため、主として多様な通貨建ての投資適格債券への投資を行う。ファンドのトータルリターンは、通常、利息、配当収益、割引発生額および元本の変動（為替の変動によって生じる組入証券ならびにその他の資産および債務の価値の変動を含む。）により構成される。通常の市況下において、ファンドは、ファンドの総資産の70%以上を米ドル建ての証券または米ドルに対してヘッジしている証券に投資することを予定している。

#### 投資分野・投資方法

ファンドは、国またはその他政府もしくは地方自治体（政府機関および下部機構を含むがこれに限定されない。）（以下総称して「政府機関」という。）により発行される債務証券、および世界的に、地域的にまたは国ごとに経済復興または経済発展を促進するために一般的に設立される各種の機関または機構（以下総称して「国際機関」という。）が発行または保証する債務証券を購入することができる。さらに、ファンドは企業またはその他機関の債務証券を購入することができる。投資顧問会社は、常に少なくともファンドの総資産の3分の2を非転換債券などの普通債に投資する。

ファンドが保有する証券は、当初購入時において、投資適格の信用格付を有しているか、または同等の品質であると投資顧問会社が決定する。特定のファンド証券がIRSOによる投資適格を下回る信用格付がつけられるかまたは格付けされなくなった場合、投資顧問会社は直ちに、ファンドが当該証券を継続して保有するべきか否かにつき見直しを行う。ファンドは、以下（ ）および（ ）に該当する場合を除き、通常、かかる投資不適格証券または無格付証券を処分する。

（ ）投資顧問会社が、当分の間、これらの処分を行うことがファンドにとって最善の利益とならないものと判断する場合

（ ）投資不適格の組入証券の総額が、ファンドの純資産総額の5%を超えない場合

ファンドは、中国証券に投資するために債券市場（ボンド・コネクトを含む。）を利用することもできる。さらなる情報については、後記「3 投資リスク、（1）リスク要因、ファンドのリスク、カントリー・リスク（中国）、ボンド・コネクト」を参照のこと。

投資顧問会社は、その裁量による分散投資、投資顧問会社内部の信用・経済分析情報資源および他の情報源から得る情報により、ファンドによる債券への投資に伴うリスクの軽減に努める。

ファンドが投資する債務証券に係る国またはその他政府発行体について、投資顧問会社は、発行体の財政状態ならびに当該国の政治・経済状況を考慮する。国際機関により発行されるまたは保証されている債務証券に対する投資は、加盟国政府が必要なまたは定期的な資本拠出を行わず、このため国際機関がその義務の履行が不可能になり得るといふ追加リスクを負っている。

ファンドが投資する債務証券に係る企業の発行体について、投資顧問会社は、発行体の財政状態ならびにその営業に関連する市況および経済状況を考察する。投資顧問会社の分析は、例えば、各当該発行体のインタレスト・カバレッジ、資産担保率、収益予想ならびに経験および経営力等の要素に基づき相対的価値に重点を置く。

一般的に、投資対象を評価する際、投資顧問会社は、とりわけ、各国の実勢金利の相対的水準および当該証券の表示通貨での値上りの可能性を考慮する。元本の値上りを追求するため、ファンドは、有利な為替の変動または金利の変動を期待して、比較的低い利回りの証券に投資することができるが、これにより、場合によってはファンドの利回りが低下する。ファンドの収益を追求するため、ファンドの投資基準に適用（他の債券と比較して）比較的高利回りの短期証券に投資することができる。その結果、ファンドの元本の値上りを減少させる可能性がある。

さらに、ファンドは、別の国の政府機関、企業または金融機関により発行されたものであっても、ある国の通貨建ての債券にも投資することができる。例えば、ファンドは、ドイツ企業の発行した日本円建ての債務に

投資することができる。かかる投資は、発行体に関連する信用リスクおよび債務の表示通貨に関連する通貨リスクを伴う。

#### デュレーション

通常の市況下において、ファンドの加重平均デュレーションは5年を超えないものとする。デュレーションは、金利変動に対する債券価格の感応度を測る指標である。

#### 金融デリバティブ商品 / 組入有価証券の効率的運用手法

投資顧問会社は、ファンドの投資戦略実施において、デリバティブ商品および手法を幅広く利用することができる。ファンドは、（ i ）投資先対象に直接投資するのと同様の投資目的で、（ ）ヘッジ目的で、および（ ）組入有価証券の効率的な運用目的でデリバティブを利用することができる。当該金融デリバティブ商品は、先物、オプション、スワップ（金利スワップを含む。）および為替取引を含むが、それらに限定されない。

証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則（EU）No. 2015 / 2365ならびに規則（EU）No. 648 / 2012改正規則（以下「SFT規則」という。）の透明性要件に従い、下記の表は、該当する場合に、証券金融取引（すなわち、証券貸借取引、現先売買契約および逆現先売買契約）（以下「SFT」という。）ならびにトータル・リターン・スワップおよび / または類似した性質を有するその他の金融デリバティブ商品（以下「TRS」という。）の対象となる、ファンドの純資産の予想および最大レベルを示している。ただし、一定の状況においてこの割合はより高くなることもある。

取引種類	予想レンジ	最大
TRS	0% ~ 5%	25%
現先売買契約および逆現先売買契約	0% ~ 5%	10%
証券貸借取引	該当事項なし。	該当事項なし。

SFTおよびTRSにかかるより詳細な情報については、後記「別紙B 金融デリバティブ商品、金融手法および金融商品ならびに担保物の運用に関する追加情報」参照。

#### その他の投資方針

ファンドは、広範にわたるオリジネーターおよびスポンサーにより発行される仕組み証券に投資することができる。仕組み証券には、エージェンシー（すなわち、適格国または適格国政府が出資する機関により発行または保証される）不動産担保証券や、ノン・エージェンシー（すなわち、民間金融機関により発行される）不動産担保証券（「MBS」）が含まれる可能性がある。MBSには、調整利率モーゲージ証券（「ARMS」）、モーゲージ担保証券（「CMOs」）、他のアセット・バック証券（「ABS」）、商業用不動産モーゲージ証券（「CMBS」）、債務担保証券（「CDOs」）、およびそれらの関連金融デリバティブ商品や通貨が含まれる可能性がある。仕組み証券へのファンドの投資は、その純資産総額の20%を超えないものとするが、アメリカ合衆国政府またはその他の適格国またはアメリカ合衆国もしくはその他の適格国政府が出資する機関により発行または保証された当該証券への投資には、かかる制限は適用されない。

本書に規定される範囲をのぞいて、ファンドはその資産の一部が投資されるいずれかの国の制限の制約を受けない。

通貨の調査および展望に基づき、投資顧問会社は、（ a ）ファンドの全体的な非基準通貨へのエクスポージャー、ならびに（ b ）ファンドの組入証券の各々の特定通貨の予期されるリスクおよび収益を斟酌しつつ、ファンドの通貨のエクスポージャーを調整する。投資顧問会社は、特にかかる目的のため、先進の社内モデルを活用する。従って、投資顧問会社は、その調査により、通貨がファンドの基準通貨に対し下落または上昇しようとしているかを示すかどうかにより、通貨エクスポージャーを全てもしくは一部ヘッジするか、またはヘッジしないこともある。

ファンドは、一時的な防御策としてまたは買戻しに備えて、現金、現金相当物または短期金融商品を含む短期確定利付債務を保有することができる。

ファンドは、純資産総額の10%を上限として、流通市場のない証券に投資することができる。詳しくは後記「（５）投資制限」第（５）項を参照のこと。従ってファンドは、かかる証券を直ちに売却することができないことがある。さらに、かかる証券の転売について契約上の制限が存在する可能性がある。

ファンドは、その総資産のうち、25%までを転換社債に、30%までを短期金融商品に、10%までをエクイティ関連証券に、それぞれ投資することができる。

#### 責任投資

ファンドはESG（「Environment（環境）」「Social（社会）」「Governance（ガバナンス）」）に配慮している。ファンドは一定の除外を適用しており、詳細はウェブサイト（<https://www.alliancebernstein.com/go/ABFCPIExclusionChart>）にて確認することが出来る。

ファンドは、環境的および社会的な特徴（第8条）を促進する。本書における詳細は、本書別紙C「SFDR契約前開示事項」を参照のこと。

管理会社の取締役会は、長期的な競争力のあるパフォーマンスをもたらす投資ソリューションを提供することにより受益者の利益に資する責務があると確信している。ABグループの責任投資に対する強いコミットメントは、この責務の不可欠な部分である。責任投資は、情報に基づいたより良い投資決定を行うこと、関連するリスクを含むESGの問題およびジレンマに対処すること、ならびに、ポートフォリオ内の企業にプラスの結果に貢献するよう促すことを必要とする。

ファンドがどのような持続可能性のある投資方針を有しているか、また（適用がある場合）環境および/または社会的な特徴を促進しているかについての詳細は、本書別紙C「SFDR契約前開示事項」を参照のこと。

## （２）【投資対象】

### 投資対象の種類

ファンドは、前記「（１）投資方針」の投資目的および投資方針に記載される制限ならびに後記「（５）投資制限」に記載される制限に従って、以下に記載するいずれの種類の投資対象にも投資することができる。

投資顧問会社の単独の裁量により、ファンドは、効率的なポートフォリオ運用および市場リスクのヘッジを目的として、または原資産を直接購入することなく一定の市場に対するエクスポージャーを持つために、後記「（５）投資制限」に記載される制限に従って、様々なデリバティブ戦略を行うことができる。ファンドが行う当該取引には、スワップ（金利スワップ、トータル・リターン・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップを含む。）ならびに金融先物およびオプションが含まれる。またファンドは、組入有価証券のオプション取引も行うことができる。ファンドは、通貨オプション、先物契約および為替先渡契約を利用することによって、ファンドの基準通貨である米ドルに不利な為替レートの変動に対してファンドの組入有価証券のヘッジを追求することができる。かかるデリバティブの利用には、一定のリスクが伴い、また、かかる金融商品の利用を通じて追求する目的を達成できる保証はない。後記「３ 投資リスク、（１）リスク要因」を参照のこと。

以下は、ファンドが投資する主要な投資の種類である。ただし、以下は、ファンドが投資できるすべての投資対象の完全な説明ではない。以下は、単に例を挙げたものであり、ファンドがその他の種類の証券に投資できる能力を制限するものと解釈されるべきではない。ファンドは、前記「（１）投資方針」に記載される投資目的および投資方針ならびに後記「（５）投資制限」に記載される制限に従って、随時、下記以外の種類の投資対象も一定程度利用する場合がある。

投資者は、投資顧問会社が、市場条件の変動により、下記のとおり、ファンドの投資対象を変更する場合があることに留意する必要がある。

### 一時的防御ポジション

特別な状況下および限定された期間において、投資顧問会社は、証券市場の状況またはその他の経済的もしくは政治的状況により正当化される期間において、ファンドの投資方針を変更して、一時的防御手法を採用することができる。トラストは、ファンドの持分証券または長期債務証券のポジションを適宜減らし、他の債務

証券のポジションを増やすことができるが、かかる証券にはアメリカ合衆国政府、OECD加盟国の政府機関または欧州もしくはアメリカ合衆国の企業もしくは多国籍企業または国際機関により発行されまたは保証されているもので、S&PによりAA格以上もしくはムーディーズによりAa格以上もしくは少なくとも一つのIRS0により同等であると格付けされているかまたはかかる格付がない場合には同等の投資適格品質であると投資顧問会社が判断する短期債券が含まれる。かかる証券はファンドの基準通貨建ての場合も基準通貨以外の通貨建ての場合もある。ファンドはまた、現金および上記の高格付機関により発行されまたは保証されているもので満期までの期間が120日未満の短期金融商品で構成される流動性資産を付随的に保有することができる。ファンドはまたいつでも一時的に、再投資の待機資金または受益者に対する分配その他の配分のための準備金として保有する資金を上記の短期金融商品に投資することができる。ファンドは一時的な防御を目的に投資を行うが、ファンドの投資目的と一致しないことがある。

#### 将来の投資手法について

ファンドは、現在ファンドが利用を企図していないその他の投資手法を、かかる当該投資手法がファンドの投資目的と整合性を有しかつ法律上容認することが可能である限度において、補助的に活用することができる。かかる投資手法は、発生した場合には、本書に記載された手法に伴うリスクを上回るリスクを伴うことがある。

#### 一定の証券の流動性の欠如

ファンドが投資する一部の証券は、法律等により譲渡が制限されている場合や換金できる市場が存在しない場合がある。ファンドは、その純資産総額（時価）の10%を超えて流動性に欠ける証券を保持しない。かかる目的上、当該証券には特に、（a）転売時に法律上もしくは契約上の制限を受け、または容易に利用可能な市場が存在しない（例、証券取引が停止されている場合、または非上場証券について、マーケット・メーカーが存在しないもしくは売買呼び値を考慮しない場合）直接募集証券またはその他の証券（多くの通貨スワップおよび通貨スワップを担保するため利用される資産を含む。）、（b）店頭オプションおよび店頭オプションを担保するために利用されるすべての資産ならびに（c）7日以内に終了不能な現先売買契約が含まれる。転売時に法律上または契約上の制限を受けるが、容易に利用可能な市場を有する証券は非流動的であるとはみなされない。投資顧問会社はファンドの組入証券の流動性を監視する。ファンドが流動性に欠ける証券に投資する場合、ファンドは当該証券を売却できないことがあり、売却時にその全額を換金できないことがある。ファンドが投資し得る流動性に欠ける証券の説明については、後記「（5）投資制限」第（5）項を参照のこと。

#### 債務証券

##### 債券

ファンドが投資する固定利付債務は、政府機関、国際機関、会社およびその他機関により発行される債券を含む。

##### 転換証券

転換証券には、普通株式に規定された交換レートで転換できる債券、ディベンチャー、社債および優先株式が含まれる。転換前、転換証券は、同様のまたは類似する発行体のエクイティ関連証券よりも概して高利回りの安定した収益傾向を有する非転換債券と同様の一般的性質を有している。転換証券の価格は、通常、転換対象株式の価格の変動に応じて変化するが、高利回りであるため、転換証券は転換対象の普通株式よりも不安定ではない傾向にある。債券と同様、転換証券の時価は、金利の上昇とともに低下し、金利の低下とともに上昇する傾向にある。転換証券は、概して、類似する品質の非転換債券に比して利息または配当利回りが少ないが、投資者は、転換対象の普通株式の時価の値上りによって利益を得ることができる。

転換証券には、特定のリスクを内包する偶発転換証券も含まれており、その詳細は「3 投資リスク（1）リスク要因」の「偶発転換証券（CoCo債）リスク」に記載されている。

##### 「ゼロ・クーポン」国債

ファンドは、「ゼロ・クーポン」国債に投資することができるが、これらは、利札を付さずに発行されるアメリカ合衆国短期国債、満期前の利札を外したアメリカ合衆国中期および長期国債、ならびにかかるストリップ債務および利札における持分を表象する受領書または証書である。ゼロ・クーポン証券は、その存続期間

中、その所持人に対し利息を支払わない。投資者にとってのゼロ・クーポン証券の価値は、満期時の額面金額と、通常は額面金額をかなり下回る取得価格（時に「大幅割引」価格という。）との間の差額である。従って、当該証券は、通常、その表面または額面価格よりかなり割り引いて取引され、当該時に利息の分配を行っている同等の満期の債務証券に比べ、金利の変動に対応する時価の変動により大きく影響を受けることになる。他方、満期前に再投資されるべき定期的な利払は存在しないため、ゼロ・クーポン証券は再投資リスクを除去し、満期まで保有した場合の収益率は固定される。

現在、利札を付さずに発行される唯一のアメリカ合衆国国債は短期国債である。アメリカ合衆国財務省は、利札を付さない中期国債および長期国債を発行しないが、「国債の登録元利金の個別取引」または「STRIPS」プログラムの下で、一部の長期国債に対する予定元利金の支払は、連邦準備制度の帳簿記入方式により個別に維持され、また個別に取引され所有されることがある。さらに、ここ数年、多くの銀行および仲介会社が、アメリカ合衆国中期国債および長期国債の利札部分から元本部分（「元金」）を外して（「ストリップ証券」）、かかる証券（通常、銀行により保管口座または信託口座に保管されている。）の所有権を表象する受領書または証書の形態で当該部分を個別に販売してきた。

#### 変更可能利付証券、変動利付証券および逆変動利付証券

債券は、その利息が固定利付、変更可能利付または変動利付である場合がある。変更可能利付証券または変動利付証券は、特定の公式に従い定期的に調整される利率で利息を支払う。「変更可能」利率は、既定の間隔で（例えば、毎日、毎週、または毎月）調整されるが、他方「変動」利率は、特定の基準利率（最優遇貸出金利（プライム・レート）等）が変更された場合にはいつでも調整される。

ファンドは、基準レートに相当する利率の利息および、短期的な金利の上昇が既定レベルまたは「キャップ」を上回る場合には一定期間についての追加利息が支払われる債券に投資することができる。かかる追加利払の額は、一般的に、短期金利指数に特定係数を乗じる公式により算定される。

レバレッジされた逆変動利付債券は、時に逆変動債券といわれる。逆変動債券の金利は、かかる債券に指数が付される際の基準となる市場金利と逆方向に設定される。逆変動債券は、その利率が金利指数の変動の規模を上回る規模で変動する限度において、レバレッジされると考えられる。逆変動債券に付随するレバレッジの程度の高さは、時価の変動の大きさに関連している。このため、金利の上昇期間中には、逆変動債券の時価は、固定利付証券に比してより急速に値下りする傾向にある。

#### インフレ連動証券

ファンドは、一定種類の政府発行インフレ連動証券（アメリカ合衆国財務省インフレ連動証券（「U.S.TIPS」）および他の国々の政府が発行するインフレ連動証券を含む。）に投資することができる。U.S.TIPSはアメリカ合衆国財務省が発行する債券であり、その額面金額はインフレ率（物価上昇率）（現在、3か月遅れで計算される季節調整のない「都市部消費者物価指数」により表象される。）の変化に基づき毎日調整される。財務省は、現在、10年満期のU.S.TIPSのみを発行しているが、将来的にその他の満期のU.S.TIPSが発行される可能性がある。U.S.TIPSは、これまで5年、10年または30年の満期で発行されてきた。U.S.TIPSは、物価上昇率の調整後の額面金額に対する固定比率の利息が半年毎に支払われる。かかる債券の金利は発行時に確定されるが、債券の期間を通じ、かかる利息が、物価上昇率の調整により増減する額面金額に対し支払われる。（物価上昇率の調整による）満期時の当初債券の元本の償還はデフレ期間でも保証されている。ただし、ファンドが流通市場において、その額面金額が発行以後の物価上昇による調整で増額されたU.S.TIPSを購入した場合、その後にデフレ期間が発生すればファンドは損失を被ることがある。さらに、債券の時価は保証されず、変動することになる。ファンドがU.S.TIPSを保有している期間中の物価上昇が予想を下回った場合、ファンドはこの種の証券について、従来型債券の場合より少ない収益を得ることがある。アメリカ合衆国以外の政府のインフレ連動証券は、銘柄の追加または変更が行われることがあり、その仕組みおよび地域市場によるリスクを伴うことがある。

#### 住宅ローン担保証券（RMBS）

住宅ローン担保証券（以下「RMBS」という。）の保有者は、信用リスク、市場リスク、金利リスク、仕組み上のリスクや法的リスクを含め、各種リスクを負う。RMBSは、1世帯から4世帯向け住宅ローンにより担保さ

れた住宅ローンのプールに対する持分を表章する。かかるローンは、いつでも、期限前返済が行われる可能性がある。住宅ローンは、その借主のみの債務であり、通常は、他の者または法主体により担保または保証されることはないが、政府機関により証券化される場合があり、その発行された証券は保証を受ける。住宅ローンの債務不履行率および損失率は、全般的な経済情勢、抵当物件が所在する地理的地域における経済情勢、当該住宅ローンの条件、借主が抵当物件に対して有する「持分」や借主の財務状況を含め、様々な要因による影響を受ける。

#### パス・スルー・モーゲージ関連証券

ファンドが投資できるモーゲージ関連証券は、アメリカ合衆国に居住する住宅購入者に対する住宅ローンの資金を提供する。これには、貯蓄・貸付機関、抵当銀行および商業銀行等の貸し手によるモーゲージ・ローンのプールにおける持分を表章する証券が含まれる。モーゲージ・ローンのプールは、アメリカ合衆国の様々な政府、政府関連機関および民間団体により投資者（ファンド等）に販売するため集められる。

モーゲージ関連証券のプールにおける持分は他の形態の従来型債務証券とは異なっており、後者は通常、満期時または指定された払込請求日に元本の支払とともに確定額の利息の定期的支払を提供するものである。これに対し、モーゲージ関連証券は、利息と元本の両方を毎月支払うものである。実際、かかる支払は、住宅ローンの個々の借り手が、当該証券の発行体、サービサー（ローン管理機関）または保証人に手数料を支払った後に行う毎月の利息と元本の支払の「パス・スルー」である。裏付けとなる住宅資産の売却、借換えまたは抵当権執行による元本（発生し得る手数料または費用の控除後）の払戻しにより、追加支払が生じる。政府抵当金庫（「GNMA」）により発行される証券等の一部モーゲージ関連証券は、「修正パス・スルー」と称する。かかる証券は、抵当権設定者が期日に実際にモーゲージの支払を行うか否かにかかわらず、モーゲージ・プールに基づき支払われるべきすべての利息および元本（一定の手数料の控除後）の支払を受領する権利をその所持人に付与する。

パス・スルー・モーゲージ関連証券の投資上の特徴は、従来の債券のそれとは異なる。大きな違いには、上記のより頻繁なモーゲージ関連証券に対する利息と元本の支払、および裏付けとなるモーゲージ・ローンまたはその他資産の前払いによりいつでも元本が先払いされる可能性が含まれる。

モーゲージの前払いの発生に影響を及ぼすのは、金利レベル、景気全般、モーゲージの地位および継続年数ならびにその他の社会状態および人口統計上の状況等の要因である。概して、パス・スルー・モーゲージ関連証券の前払いは、モーゲージ金利の低下期間には増加し、モーゲージ金利の上昇期間には減少する。前払額の再投資は最初の投資よりも高金利または低金利で行われ、これがファンドの利回りに影響を及ぼすことがある。

モーゲージ関連証券についてアメリカ合衆国政府の（即ち、アメリカ合衆国政府の完全な信頼と信用により裏付けられている）主要な保証人はGNMAである。GNMAは住宅都市開発省内の政府の全額所有公社である。GNMAは、アメリカ合衆国政府の完全な信頼と信用をもって、GNMAにより承認された機関（貯蓄・貸付機関、商業銀行および抵当銀行等）が発行した証券で、かつ連邦住宅管理局が保証するまたは退役軍人擁護局が保証するモーゲージのプールにより裏付けられた証券の元利金の適時の支払を保証する権限を有する。

アメリカ合衆国政府関連の（即ち、アメリカ合衆国政府の完全な信頼と信用により裏付けられている）保証人には、連邦抵当金庫（「FNMA」）および連邦住宅抵当貸付公社（「FHLMC」）が含まれる。FNMAは、個人株主が全面的に所有する政府後援公社である。FNMAの発行するパス・スルー証券はFNMAにより元利金の適時の支払について保証されるが、アメリカ合衆国政府の完全な信頼と信用による裏付けは行われない。FHLMCはアメリカ合衆国政府の下部機構法人である。FHLMCの発行する参加証券は、利息の適時の支払および元本の究極的（または一部について適時の）回収について保証されるが、アメリカ合衆国政府の完全な信頼と信用による裏付けは行われない。

商業銀行、貯蓄・貸付機関、民間モーゲージ保険会社、抵当銀行およびその他の流通市場の発行体もまた、従来の住宅ローンのパス・スルー・プールを創設する。当該発行体はまた、裏付けとなるモーゲージ・ローン・オリジネーターとなり、またモーゲージ関連証券を保証することもできる。かかる政府以外の発行体が創設するプールは、通常、政府プールおよび政府関連プールより高い金利を提供するが、これは前者のプールに

関する支払について直接または間接に政府が保証していないためである。しかしながら、かかるプールの利息および元本の適時の支払は、通常、個別ローン、権原、プールおよび危険保険等の様々な形態の保険または保証により裏付けられている。保険および保証を発行するのは、政府機関、民間保険会社およびモーゲージ・プール保有者である。かかる保険および保証ならびにその発行者の信用度が、モーゲージ関連証券がファンドの投資の品質基準を満たすか否かの決定の際に考慮される。民間保険会社がその方針に基づき自らの債務を履行し得ると保証することはできない。投資顧問会社がプール保有者のローン経験および実務の検証を通じ、当該証券がファンドの品質基準を満たすと判断する場合、ファンドは、保険または保証のないモーゲージ関連証券を購入することができる。当該証券の市場は益々流動的になってきているものの、一部の民間機関の発行する証券は容易に市場で売買できないことがある。

#### モーゲージ担保証券およびマルチ・クラス・パス・スルー証券

ファンドが投資できるモーゲージ関連証券にはまた、モーゲージ担保証券（「CMOs」）およびマルチ・クラス・パス・スルー証券が含まれることがある。CMOsは、GNMA、FNMAおよびFHLMCを含む政府または政府関連保証人により発行される証券を多くの場合を含む不動産担保証券ならびに一定の資金およびその他の担保により保証されている特別目的機関の発行する債務である。マルチ・クラス・パス・スルー証券は、モーゲージ・ローンまたはその他のモーゲージ関連証券により構成される信託における持分権を表す。裏付けとなる担保の元利金の支払により、CMOに関する元利金の支払資金が得られ、マルチ・クラス・パス・スルー証券に関する予定どおりの分配が実行される。CMOsおよびマルチ・クラス・パス・スルー証券（文脈により別段に指示されない限り、「CMOs」と総称する。）は、アメリカ合衆国政府の機関もしくは下部機構または民間団体により発行される。CMOの発行体は、不動産モーゲージ投資コンジット（「REMIC」）としての処遇を選択できる。

CMOに関し、債券または証券のシリーズは複数のクラスで発行される。CMOsの各クラス（しばしば「トランシェ」と称する。）は、特定の表面金利で発行され、所定の満期または最終分配期日が定められる。CMOを裏付ける担保に関する元金の前払いにより、所定の満期または最終分配期日より実質的に早期にCMOが消却されることがある。裏付けとなるモーゲージの元利金は、CMOのシリーズの複数クラスの間で、多くの方法で配分される。普通の構造では、裏付けとなるモーゲージに関する元金の前払いを含む元金の支払は、特定の順序により、CMOの各シリーズの各クラスに充当される。このため、他の一定のクラスの払い込みが完了しない限り、一定のクラスのCMOについても元金の支払はなされない。

CMOの一または複数のトランシェは、担保付翌日物調達金利（以下「SOFR」という。）等の指数に定期的に特定の上乗せを行って再設定する表面利率が定められる。「変動利率CMOs」と称するこうした調整利率トランシェは、ファンドにより調整利率モーゲージ証券（以下「ARMS」という。）であるとみなされる。変動利率CMOsは、概して、これに関する表面金利に終身キャップ（上限）を設けて発行される。こうしたキャップは、ARMSのキャップと同様、変動利率CMOsが連動する金利指数の上昇に関わりなく、変動利率CMOsの表面利率の引上げを行うことができない最高限度を示している。

#### 調整利率モーゲージ証券

ファンドが投資できるARMSには、（ ）調整利率モーゲージにより裏付けられ、かつ、GNMA、FNMA、FHLMCにより、および民間組織により発行されたパス・スルー証券、ならびに（ ）変動金利型CMOが含まれる。ARMSの表面利率は、いくつかのあらかじめ定められた金利指数に対する増加分に対して定期的な間隔で再設定される。以下の3つの主な分野の指数がある。（ ）米国財務省証券に基づくもの、（ ）資金コストの指数またはモーゲージ・レートの移動平均等の計算された指標から派生するもの、（ ）SOFR、預金証書（以下「CD」という。）、プライム・レート等の短期金利に基づくもの。多くの発行体が、指数として、1年もの、3年ものおよび5年もの米国財務省中期国債の利回り、連邦準備銀行の2つの統計発表（毎月のG.13（415）および毎週のH.15（519））で報告されている6か月もの米国財務省短期国債割引率、CD複合プライム・レート、SOFRおよびその他の指数を選択している。追加的な指数が将来開発される場合もある。投資のためにある種のARMSが選択される際に、投資顧問会社は、かかるARMSの市場の流動性についても検討する。

ファンドが投資する可能性のあるARMSを担保する原資産であるところの調整利率モーゲージは、住宅ローン借主に対するローン金利が（ ）再設定毎または調整間隔毎に、かつ（ ）ローンの存続期間を通じて上下す

る限度額を制限する上限および下限を有することが多い。住宅ローンの調整利率モーゲージの中には、金利変更よりも、借主による毎月の元金支払いの変更を制限することにより定期的な調整を制限するものがある。これらの支払上限が、負の償還（すなわちモーゲージ・ローンの残高の増加）を引き起こす場合がある。ファンドが投資する可能性のあるARMSも、固定金利モーゲージにより担保されている場合がある。変動金利型のCMO（上記で定義される。）として知られるこれらのARMSは、一般的に、表面利率について存続期間を通じての上限を有している。

ファンドが投資する可能性のあるARMSには、調整利率モーゲージおよび変動金利型CMOにより担保されたパス・スルー・モーゲージ関連証券が含まれる場合がある。上記のとおり、調整利率モーゲージは一般に、上限を有しており、表面利率が定期的な間隔またはローンの存続期間を通じて増減される可能性のある上限額を制限している。変動金利CMOも、同様の存続期間を通じての上限を有する。金利がARMSについて許容される上限よりも早く上昇する限りにおいて、かかるARMSは、調整利率モーゲージ・ローンによるよりも、固定金利モーゲージによって担保された証券に近い効果を有するようになる。結果として、上限を超えた金利増加は、ARMSに対し、調整利率証券よりも、従来型の債務証券に近い効果を生じさせることになり、それにより、かかる上限がない場合よりも大幅に値下がりさせる可能性が高くなると予想される。

上記において特記されているとおり、ARMSの表面利率は、変動する金利に応じて調整され得るため、金利変動によるARMSの価格変動は、従来型の債務証券の場合よりも少なくなる。しかしARMSの調整利率の特徴は、特に金利の極端な変動期間中は、かかる変動を排除しない。また、多くの調整利率モーゲージは年1回しか再設定を行わないため、ARMSの価格は、実勢金利が、裏付けとなっている調整利率モーゲージについて支払われる表面利率に直ちに反映されない範囲においては、変動すると予想される。

#### 分離型モーゲージ関連証券

分離型モーゲージ関連証券（以下「SMRS」という。）は、マルチクラスのモーゲージ関連デリバティブ証券をいう。SMRSは、米国政府、その機関もしくは下部組織、または住宅ローンの民間オリジネーターもしくは投資者（貯蓄貸付組合、抵当銀行、商業銀行、投資銀行およびこれらの特別目的子会社を含む。）が発行することができる。

SMRSは、通常、政府抵当金庫（ジニーメイ）証券、連邦抵当金庫（ファニーメイ）証券もしくは連邦住宅抵当貸付公社（フレディ・マック）証券、ホール・ローンまたはモーゲージ関連民間パス・スルー証券（以下「モーゲージ資産」という。）のプールについて異なる割合の元金分配を受ける2つのクラスで構成される。一般的な種類のSMRSは、モーゲージ資産から利息の一部および元本の大部分を受け取るクラスと、利息の大部分および元本の残額を受け取るクラスで構成される。最も極端な例では、利息の全部を受け取るクラス（利息のみまたは「I0」クラス）と、元本の全部を受け取るクラス（元本のみまたは「P0」クラス）で構成されるものがある。利息のみクラスの最終利回りは、関連する裏付けモーゲージ資産の元本返済（期限前返済を含む。）率に対して極めて敏感であり、元本の期限前返済が急激に行われると、利息のみクラスの最終利回りに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。元本の期限前返済率は、一般的な金利水準の変動に応じて変動する。裏付けモーゲージ資産に予想を上回る元本の期限前返済が生じた場合、ポートフォリオは、当該証券がS&PによるAAA格もしくはムーディーズによるAaa格または他の全国的に認知されている統計的格付機関によるこれらと同等の格付を付与されている場合であっても、当該証券への当初投資額を全額回収することができない可能性がある。SMRSは、その仕組みおよび裏付けとなるキャッシュ・フローにより、分離型でないモーゲージ関連証券よりも変動が激しくなる場合がある。

#### 信用補完の種類

原資産に係る債務者の不履行の影響を軽減するため、GNMA（ジニーメイ）、FNMA（ファニーメイ）およびFHLMC（フレディ・マック）以外のモーゲージ関連証券は、キャッシュ・フロー補完を規定している場合が多い。このようなキャッシュ・フロー補完は、（ ）流動性の確保および（ ）原資産に係る債務者の最終的不履行から生ずる損失に対する信用の確保の2つの種別に分類される。流動性の確保とは、資産プール上で期日の到来している支払額の移転（パススルー）が適時に行われるように、支払延滞分（たとえば30日～60日の延滞）を補填する、一般的には資産プールを管理する主体が行う立替をいう。最終的な不履行から生ずる損失に

対する信用の確保は、少なくとも資産プール内の資産の一部に関しては、当該資産に係る債務の最終的な支払の可能性を高める。このような確保は、発行体もしくはスポンサーが第三者から獲得する保証、保険証券もしくは信用状を通じて、または後述の当該取引を仕組む様々な手段を通じて、またはこれらの方法の組み合わせにより提供されうる。

第三者による信用補完により流動性の保護または不履行による損失に対する信用の確保が提供されている証券の格付は、一般に信用補完提供者の信用力の継続に依拠している。信用補完提供者の信用力が低下した場合、このような証券の格付は、たとえ資産プールに係る延滞または損失の発生状況が予想よりも良好なときでも、引下げの対象となる可能性がある。

取引の仕組みから生ずる信用補完の例には、「優先証券 - 劣後証券の構造」（当該取引に係る元本または利息の支払に関して一または複数のクラスが他のクラスに劣後する形で複数の証券クラスを設け、その結果、原資産に係る不履行が劣後クラスの保有者によって先に負担される構造）、「準備勘定」の創設（現預金または投資対象（原資産に係る支払の一部を原資とする場合がある。）が将来の損失に対する準備金として保有される場合）および超過担保（原資産に係る予定支払額または原資産の元本金額が、当該証券に対する支払を行い、サービシング・フィーその他の報酬を支払うために必要であると予想される金額を上回る場合）が含まれる。各証券銘柄に関して提供される信用補完の程度は、一般に、原資産に係る信用リスクの水準に関する歴史的な情報に基づいている。考慮されうるその他の情報には、人口統計的要因、ローンの引受方法ならびに全般的な市場状況および経済状況が含まれる。予想を上回る延滞または損失は、このような証券への投資の収益に悪影響を及ぼしうる。

#### 商業用不動産モーゲージ証券（CMBS）

商業用不動産モーゲージ証券（CMBS）は、工業用不動産および倉庫用不動産、オフィスビル、小売スペースおよびショッピング・モール、共同住宅、ホテルおよびモーテル、ならびに介護施設（ナーシング・ホーム）、病院、高齢者居住施設（シニア・リビング・センター）等の多世帯用不動産または商業用不動産により担保されたモーゲージ・ローンに対する権利を表示し、またはこのようなモーゲージ・ローンにより担保された証券である。商業用不動産モーゲージ証券は、公開取引または非公開取引を通じて様々な公開発行体および非公開発行体により様々な仕組みを用いて発行されており、このような仕組みには居住用モーゲージの分野で開発されたもの（優先クラスおよび劣後クラスを有するマルチクラス構造を含む。）がある。商業用不動産モーゲージ証券には固定金利または変動金利を支払うものがある。商業用不動産モーゲージ証券を裏付ける商業用不動産モーゲージ・ローンは一定のリスク特性を有している。一般に商業用不動産モーゲージ・ローンは条件が標準化されておらず（これにより、その仕組みが複雑になりうる）、相対的に残存期間が短い傾向があり、満期までの期間を通じて元本および利息を完全に返済してゆく形式のローンではない場合がある。商業用不動産自体もそれぞれが独自の特徴を有する傾向があり、一戸建ての居住用不動産に比べて評価が難しい。また、商業用不動産、とりわけ工業用不動産および倉庫用不動産は、環境リスクならびに環境法規の遵守の負担および費用を負う。

商業用不動産モーゲージ証券は、他のすべての債券と同様、通常、金利の上昇に伴い価値が下落する。また、一般に債券の価値は金利下落期間に上昇するが、商業用不動産モーゲージ証券の場合は、金利下落期間中に期限前返済の可能性が高まることにより、このような逆相関の関係は、一家族用不動産モーゲージ証券の場合、一般的な債券の場合ほど顕著ではないかもしれない。商業用不動産モーゲージ証券を格付けするために使用される手続では、当該証券の仕組み、担保および保険の質および十分性、ならびに原債権者（オリジネーター）、サービシング会社および信用補完提供者の信用力等が審査の対象となりうる。

#### その他のアセット・バック証券

ファンドは、一定の質の高いアセット・バック証券に投資することができる。信託の利用を通じて、特別目的法人およびその他のピークル、多様な種類の資産（自動車およびクレジット・カード債権、ホーム・エクイティ・ローン、および機器リースを含む。）は、上記のモーゲージ・パス・スルーの仕組みに類似するパス・スルーの仕組みまたはCMOの仕組みに類似するペイ・スルーの仕組みにより証券化されることがある。アセット・バック証券の裏付けとなっている担保は、繰上返済率が管理されまたは制限されている傾向がある。さら

に、アセット・バックローンの短期的性質が、繰上返済の水準の変動の影響を軽減している。また、償却により、アセット・バック証券の平均存続期間が、慣習的に満期の代わりとなっている。

（モーゲージ・ローン、自動車ローンまたはその他の担保に関する）繰上返済の可能性は、アセット・バック証券のキャッシュ・フローを変更するため、実際の最終満期日または平均存続期間をあらかじめ決定することはできない。繰上返済が早まれば、平均存続期間を短縮することになり、繰上返済の速度が遅ければ存続期間は長くなる。しかし、変動の範囲を決定すること、および証券の価格に及ぶ影響を計算することはできない。

#### 仕組み証券およびバスケット証券

ファンドは各種の仕組み証券およびバスケット証券に投資することができる。ファンドが投資する仕組み証券は、例えば、特定の固定利付債務の投資上の特徴を再構築する目的のためにのみ設立され運営されている法主体における持分を表章することがある。かかるタイプの再構築は、法人もしくは信託等の法主体への特定証券の預託またはかかる法主体によるかかる証券の購入、ならびに裏付けとなる証券によりバック・アップされまたはかかる証券の持分を表章する一もしくは複数の仕組み証券の当該法主体による発行を含む。裏付け証券のキャッシュ・フローは、多様な満期、支払優先権および金利規定等の異なる投資上の特徴を持つ証券を創造するため、新規発行の仕組み証券の間で配分することができ、仕組み証券について行われる支払の限度は、裏付け証券のキャッシュ・フローの程度に依拠する。特定種類の仕組み証券は、別の種類の証券の支払を受ける権利に対し劣後するものまたは劣後しないものがある。劣後仕組み証券は、一般に、非劣後仕組み証券より高利回りであり、かつより大きなリスクを伴っている。

ファンドが投資するバスケット証券は、様々な発行体の固定利付債務のバスケットまたはその他の譲渡性のある証券のバスケットを保有するため組織されかつ運営される法主体を含むことがある。固定利付債務を含むバスケットは、債券市場の一部またはその全体の特徴を示すように設計されることがある。

本書に記載される投資制限に従い、ファンドは仕組み証券およびバスケット証券に投資することができる。

#### 債務担保証券

債務担保証券（「CDOs」）は、一般に、資産担保証券、コーポレート・レバレッジ・ローン、他のCDOs、クレジット・デフォルト・スワップおよびその他のデリバティブのような特定の債券を含む裏付け資産の種類の債券を担保として、利息を表章する商品である。CDOsには、信託優先証券および資産担保証券を担保とするCDOsならびにローン担保証券（「CLOs」）と称されるコーポレート・ローンおよびコーポレート債務証券を担保とするCDOsを含む様々な異なる種類のCDOsがある。CDOsは、CDOおよびCDO証券、マルチ・セクターCDO証券、信託優先CDO証券およびCLO債を含むがそれらに限定されない、様々な種類の証券または債券を発行することができる。CDO証券は、未格付または無格付であることがある。CDOsは、後記に記載される信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクの影響を受ける。

#### その他の投資対象

##### オプション、権利およびワラント

オプションはその買い手に対し、プレミアムの支払に基づき、確定日またはそれ以前に既定価格により証券の指定金額（または指数オプションの場合は現金）を当該オプションの売り手に対し引き渡す権利（プット・オプションの場合）またはかかる売り手から受け取る権利（コール・オプションの場合）を付与する。ファンドが裏付け証券を所有している場合、ファンドが保有する他の証券の転換もしくは交換により裏付け証券を取得する絶対的かつ即時の権利を有する場合、またはファンドが売り付けたコール・オプションの行使価格に相当するもしくはこれを下回る行使価格で裏付け証券のコール・オプションを保有している場合、ファンドが売り付けるコール・オプションは「カバー付」となる。ファンドがその売り付けたプット・オプションの行使価格に相当するまたはこれを上回る行使価格で裏付け証券のプット・オプションを保有している場合、ファンドが売り付けるプット・オプションは「カバー付」となる。

ファンドが裏付け証券を所有していない場合に、ファンドが所有するまたは取得する権利を有する他の証券の値下がりに対するヘッジを追求する場合には、コール・オプションはクロス・ヘッジを目的として取引され

る。ファンドは、カバー付コール・オプションを売付ける代わりにクロス・ヘッジを目的にコール・オプションを売付けることになり、かかる場合クロス・ヘッジ取引から受領されるプレミアムはカバー付コール・オプションの売付けから受領すると見込まれる額を上回り、同時に必要なヘッジも達成されることになる。

権利およびワラントの所持人は、特定期間に特定価格で持分証券を購入する権利を付与される。ファンドは、裏付けとなる持分証券それ自体が当該ファンドに組み入れるに適切であると投資顧問会社によりみなされる場合にのみ、権利またはワラントに投資することができる。権利は、通常、ある発行体の既存株主に対し発行され、一部の国々では「優先引受権」と称する。権利はワラントと同じであるが、ワラントよりも事実上その存続期間が短い。権利およびワラントは、その所持人に対し裏付け証券につき配当を受ける権利もしくは議決権を付与しないまたは発行会社の資産における権利を表象しないという点において、他の一定種類の投資対象に比べより投機的であるとみなされることがある。権利またはワラントの価値は必ずしも裏付け証券の価値とともに変動しないものの、裏付け証券の値下がり、時間の経過もしくは裏付け証券の潜在力に関する認識の変化またはこれらの要因の結合により権利またはワラントの価値が低下することがある。裏付け証券の時価が行使期間満了日にワラントに記載された行使価格を下回る場合、ワラントは価値を失って消滅する。さらに、権利またはワラントは、行使期間満了日までに行使されない場合には無価値となる。

#### 先物契約

先物契約の「販売」とは、契約により要求される証券、外国為替または商品指数を指定された日に指定された価格で譲渡すべき契約上の義務の獲得を意味する。先物契約の「購入」とは、契約により要求される証券、外国為替または商品指数を指定された日に指定された価格で買い取るべき義務の発生を意味する。指数先物契約の購入者は、契約満了日の指数の価値につき指定された整数倍の額（当該時契約額）と契約が最初に行われた際の価格の間の差額に相当する現金額を受け取るまたは引渡すことに同意する。指数を裏付ける証券の現物引渡しは行われない。ファンドは、また、行使により先物契約の引渡しを請求するオプションである先物契約オプションに投資することができる。ファンドが売付けるまたは買い付ける先物契約オプションは取引所または店頭市場で取引され、組入証券の効率的な運用のみを目的に利用される。

#### 先渡し予約

証券の売買の先渡し予約は、「発行時」ベースの購入または「後日引渡し」ベースの売買を含むことがある。先渡し予約が、合併、会社更生または債務再編の承認および完了等の後発事象の発生を条件としている場合もある（すなわち、「発行時および発行前提」取引）。

先渡し予約取引が協議される場合、予約が行われる時点で価格が確定されるが、証券の引渡しおよび支払は後日に行われる。通常、決済日は取引から2か月以内とされるが、2か月を超える決済が交渉されることがある。先渡し予約に基づき売買される証券は市場の変動の影響を受けることがあり、利息または配当は購入者に対し決済日まで発生しない。

先渡し予約の利用により、ファンドは予想される金利と価格の変動を防御することができる。例えば、金利が上昇し債券価格が下落している期間には、ファンドは値下がりによる損失を限定するため先渡し予約によりファンドの保有する証券を売却することができる。金利が低下し債券価格が上昇している期間には、ファンドはその保有する証券を売却し、発行時ベースまたは先渡し予約ベースで同様のまたは類似する証券を購入することにより、当該時の利回りの上昇から利益を得ることができる。しかしながら、投資顧問会社が金利の動向を誤って予測した場合、ファンドは当該時の時価を下回る価格で当該発行時取引または先渡し取引を完了しなければならないことがある。発行時証券および先渡し予約は決済日前に売却されることがあるが、ファンドは、実際に証券の受領または場合により引渡しを行う意向である場合にのみ発行時取引または先渡し予約を実行する。ファンドがその取得前に発行時証券を取得する権利を処分することまたは先渡し予約の引渡しもしくは受領を行う権利を処分することを選択した場合、ファンドは利益を得るまたは損失を被ることがある。「発行時および発行前提」ベースの証券の購入にファンドの資産の相当額が関与する場合、当該ファンドの純資産総額のボラティリティが増大することがある。先渡し予約取引の相手方当事者が不履行に陥った場合、ファンドは資金を有利な金利で投資する機会または証券を有利な価格で処分する機会を失うことがある。

#### ファンドの効率的な運用手法

2010年法およびCSSFにより随時発行される告示（特に、監督機関およびUCITS管理会社向けESMAガイドライン（ESMA / 2014 / 937） - ETFおよびその他UCITSの発行に関するガイドライン（以下「ESMAガイドライン」という。）を置き換えるCSSF告示14 / 592）に規定された条件に従い、かつそれらに規定される範囲内で、ファンドは、証券貸借および現先売買契約取引など譲渡性のある証券および短期金融商品に関する手法および手段を採用することができる。ただし、かかる手法および手段は、ファンドの効率的な運用を目的とする場合に限り利用される。トラストが採用する効率的なファンド運用に関する詳細は、後記「別紙B 金融デリバティブ商品、金融手法および金融商品ならびに担保物の運用に関する追加情報」に記載されている。

#### 現先売買契約および逆現先売買契約

逆現先売買契約（リバース・レポ取引）は、ファンドが取引の相手方から証券を“購入”し、同時にこれを合意済みの将来の期日および価格で取引の相手方に売り戻すことに合意する場合に成立する。現先売買（レポ取引）契約では、ファンドは、証券を取引の相手方に“売却”し、同時にこれを合意済みの将来の期日および価格で取引の相手方から買い戻すことに合意する。買戻価格は、現先売買契約の元本と、買い手の資金が当該証券へ投資されている期間についての合意済みの金利の合計額となる。かかる契約により、ファンドの投資目的を追求する際の投資顧問会社の柔軟性が高まることになる。

#### 通貨取引

通貨取引には、オプション、先渡、先物およびスワップが含まれ、多くのリスク（特に、通貨契約の市場価格の変動によるリスク）が付随する。

#### 通貨オプション

他の種類のオプションの場合と同様に、通貨オプションの発行は、受領したプレミアム金額までの部分的ヘッジとなるに過ぎず、ファンドは、不利な為替レートで通貨を売買せざるを得ないことがあり、その結果、損失を被ることがある。通貨オプションの購入は為替相場の変動に対する効果的なヘッジとなる場合もあるが、ファンドのポジションに対し不利な相場動向の場合にはプレミアムに加えて関連する取引費用の全額を失う可能性がある。

#### 外国為替先渡契約

ファンドは、ファンドの基準通貨、投資対象の通貨および/または他の通貨とのエクスポージャーを減少または獲得するため外国為替先渡契約を売買できる。外国為替先渡契約とは、将来の一定期日に合意した価格で特定通貨を売買する契約上の義務であって、個別に取り決められ、私的に取引される。

例えば、ファンドは、外国通貨建ての証券の売買契約を締結する場合に、ファンドの基準通貨による当該証券の価格を「ロックイン」するために外国為替先渡契約を締結することができる（以下「取引のヘッジ」という。）。ファンドは、特定の国の通貨に関して、当該通貨建てのファンドの取引総額相当額まで、あるいはファンドの未実現利益もしくは未実現損失に対応する額または組入有価証券の購入もしくは売却の原因となる申込および買戻活動に関連する調整の場合に要求されることがある当該金額を上回るかまたは下回る金額まで、取引のヘッジを行うことができる。かかる取引のヘッジの金額が当該通貨で表示されているか値付けされている組入有価証券のその時々々の時価総額を超過している場合でも、当該超過額がファンドの純資産の0.50%を上回らない限りは、取引のヘッジの目的で設定された未決済の通貨ポジションを調整することを要しない。ファンドの投資が表示される通貨の一つがファンドの基準通貨に対し大幅に値下がりするとファンドが考える場合、ファンドは、当該通貨建てのファンドの組入証券の一部または全部の価額にほぼ相当する当該通貨建金額を売却する先渡売却契約を締結することができ、またファンドの基準通貨が他の通貨に対し大幅に値下がりするとファンドが考える場合は、ファンドは、ファンドの基準通貨による一定金額に対し当該通貨を購入する先渡買付契約を締結することができる（以下「ポジション・ヘッジ」という。）。ファンドは、特定の国の通貨に関して、当該通貨で表示されているか値付けされている組入有価証券の時価総額（当該売却の時点で）相当額まで、またはファンドの未実現利益もしくは未実現損失に対応する額または組入有価証券の購入もしくは売却の原因となる申込および買戻活動に関連する調整の場合に要求されることがある当該金額を上回るかまたは下回る金額まで、一般的にポジション・ヘッジを行うことができる。かかるポジション・ヘッジの金額が当該通貨で表示されているか値付けされている組入有価証券のその時々々の時価総額を超過している場合でも、当

該超過額がファンドの純資産の0.50%を上回らない限りは、ポジション・ヘッジの目的で設定された未決済の通貨ポジションを調整することを要しない。ポジション・ヘッジの代替手段として、ファンドは、先渡契約にしたがい売却される通貨の基準通貨による価値がファンドの組入証券が表示される通貨のファンドの基準通貨による価値が下落する場合には常にある異なる通貨が下落すると考える場合、ファンドの基準通貨による一定金額に対しかかる異なる外国通貨を売却する先渡契約を締結することができる（以下「クロス・ヘッジ」という。）。通貨価格の予想外の変動により、当該外国為替先渡契約を締結しなかった場合よりも、ファンドの全体的パフォーマンスが低くなることもあり得る。通貨の下落に対するヘッジは、組入証券の価格が下降する場合において、当該証券の価格変動を解消するものではなく、または損失を防ぐものではない。かかる取引はまた、ヘッジされた通貨が上昇する場合、利益獲得の機会を妨げる。さらに、一般的に予想できない通貨切下げに対してヘッジする事は不可能であり、ファンドが予想する通貨切下げの水準を上回る価格で通貨を売却する契約は締結できない。

### （３）【運用体制】

管理会社は、投資顧問契約により投資顧問会社にファンドの資産の運用を一任している。

#### ◆グローバルなリサーチ体制

アライアンス・バーンスタイン(AB)\*の各拠点でリサーチを担当する債券専門家は、グローバルな視点と各担当地域に精通した知識を持ち、ポートフォリオ構築において大きな役割を果たしています。

※アライアンス・バーンスタインおよびABには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよびその傘下の関連会社を含みます。

#### ◆運用プロセス

計量分析とファンダメンタル分析を融合した独自のアプローチにより、運用を行います。2つの分析手法を組み合わせることで、高い確信度をもって投資対象を絞り込み、最も効果的な債券の組み合わせを見極めてポートフォリオの構築を行います。



上記の運用プロセスは、今後変更になる場合がある。

(注) 投資顧問会社による運用・管理体制にかかる情報については、有価証券届出書「第三部 特別情報、第2 その他の関係法人の概況、2 関係業務の概要」も参照のこと。

### （４）【配分方針】

クラスAJ証券について、管理会社は、クラスAJ証券に帰属するファンドの純収益の全部または実質的に全部に等しい額の分配を、毎月宣言し、毎月支払う意向である。管理会社はまた、クラスAJ証券に帰属する実現売却益および/または元本から分配金を支払うか、支払う場合はどの程度の配分割合で分配金を支払うかを決定する。クラスAJ証券に帰属する純利益および純実現益が宣言された支払額を超過する範囲において、超過額はクラスAJ証券の1口当たり純資産価格に反映される。分配金は、受益者の選択によって、自動的に再投資することができる。

(注) 日本における販売会社にクラスAJ証券の保管を委託している日本の投資者が保有するクラスAJ証券に関しては、ここでいう「受益者」とは、日本における販売会社を意味する。

ただし、分配の結果、トラストの純資産がルクセンブルグ法上の最低資本金額である金額を下回ることになる場合は、分配が行われない場合がある。

支払期日から5年以内に請求されない分配金についてはその受領権は消滅し、トラストに帰属する。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

また、収益分配金に関する留意事項については、以下を参照のこと。

## 収益分配金に関する留意事項

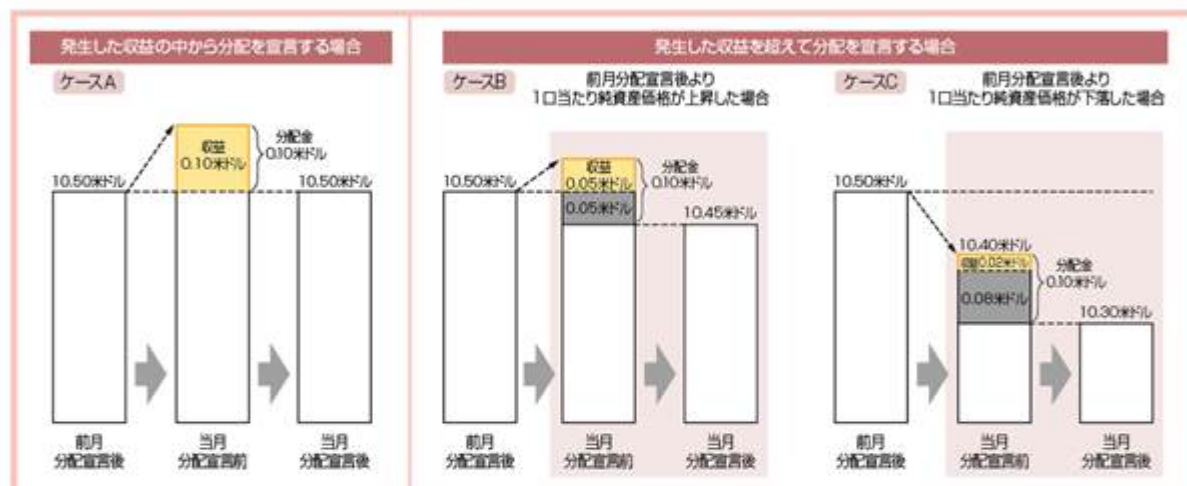
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から宣言されることにより支払われますので、分配が宣言されると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。なお、分配の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配が宣言されるイメージ



- 分配は、発生した収益（純利益および純実現益）を超えて宣言される場合があります。その場合、分配宣言後の1口当たり純資産価格は前月の分配宣言後の1口当たり純資産価格と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしもファンドの収益率を示すものではありません。

※ 管理会社は、分配を毎月宣言し、分配金を毎月支払う予定です。  
投資者に対する分配金は、毎月第3営業日以降に支払われる予定です。



※ 上記はイメージであり、実際の分配金や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上図のそれぞれのケースにおいて、前月分配宣言後から当月分配宣言後まで保有した場合の損益を見ると、以下のとおりとなります。

ケースA：分配金0.10米ドル＋当月分配宣言後と前月分配宣言後との1口当たり純資産価格の差0米ドル＝0.10米ドル  
 ケースB：分配金0.10米ドル＋当月分配宣言後と前月分配宣言後との1口当たり純資産価格の差▲0.05米ドル＝0.05米ドル  
 ケースC：分配金0.10米ドル＋当月分配宣言後と前月分配宣言後との1口当たり純資産価格の差▲0.20米ドル＝▲0.10米ドル

- ★ A、B、Cのケースにおいては、分配金はすべて同額ですが、1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金」と「ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。この場合においても、元本の一部払戻しに相当する部分は、分配金として課税対象となります。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



①

②

※ 購入価格を上回る部分(①部分)だけでなく、購入価格を下回る部分(②部分)についても、分配金として課税対象となります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



③

※ 購入価格を下回る部分(③部分)についても、分配金として課税対象となります。

（注）分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」を参照のこと。

## （５）【投資制限】

以下の制限は、特段の規定のない限り、トラスト全体に対してではなく、トラストの各ポートフォリオに対して個別に適用される。約款は管理会社について以下の制限を定めている。

（１）トラストは一時的措置による銀行からの借入れを除き金銭の借入れを行うことはできない。かかる一時的措置には受益証券の買戻しを目的とするものが含まれ、また借入総額は当該ポートフォリオの純資産総額の10%を超えないものとする。ただし、本制限はトラストがバック・ツー・バック・ローン方式による外国為替取得を妨げるものではない。

（２）トラストは、トラストが所有または保有する証券に譲渡担保、質権または抵当権を設定し、またいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡しないものとする。ただし、（ ）上記（１）記載の借入れで、当該譲渡担保権設定、質権設定または抵当権設定が当該ポートフォリオの純資産総額の10%を超えない場合、および/または（ ）トラストが先物予約、先物取引またはオプション取引につき維持する預託証拠金に関する場合、および/または（ ）スワップ取引の場合を除くものとする。

（３）本書中の他の規定を損なうことなく、トラストは第三者のために貸付を供与することまたは保証人となることはできない。

（4-1）（ ）トラストは、当該ポートフォリオの純資産総額10%超が同一の発行体の譲渡性のある証券または短期金融商品で構成されることになる場合には、当該同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融商品への投資を行うことはできない。トラストは、同一機関の預金に資産の20%以上を投資することはできない。トラストがポートフォリオの純資産総額の5%を超えて投資する各発行体のトラストが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の総額は、いずれの投資時においても当該ポートフォリオの純資産総額の40%を超えてはならない。ただし、この制限は、諮問監督に従う金融機関による預金および店頭市場デリバティブ取引には適用されない。

トラストは、投資制限第（１）項に規定される個々の制限にかかわらず、ポートフォリオの総資産の20%を超えて

- 一機関により発行された譲渡性のある証券または短期金融商品、および/または
- 一機関の預金
- 一機関の店頭市場デリバティブ取引のエクスポージャー

を組み合わせることはできない。

（ ）上記の10%の制限は、EU加盟国、同加盟国の地方公共団体、一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関またはその他の非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品については35%とする。

（ ）上記の10%の制限は、加盟国に登記上の事務所を置き、法律により債券保有者の保護を目的とする特別な公的監督に服している金融機関が発行する一定の承認済債券については25%とする。特に、かかる債券の発行手取金は、法律に従い、債券の存続期間中に発行体が債務不履行に陥った場合、債券の要件を満たすことが可能であり、元本の償還および未払利息の支払いに優先的に用いられる資産に投資されなければならない。トラストがポートフォリオの資産の5%を超えて、上記の同一発行体の債券に投資する場合、これらの投資総額は、当該ポートフォリオの資産総額の80%を超えてはならない。

（ ）第（ ）および第（ ）号に記載する譲渡性のある証券および短期金融商品には本項に定める40%の制限は適用されない。

（ ）上記にかかわらず、トラストは、EU加盟国、その地方公共団体、一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関またはOECD加盟国が発行または保証する異種類の譲渡性のある証券または短期金融商品にポートフォリオの資産総額の100%まで投資することができる。ただし、トラストは当該ポートフォリオ中に6種以上の銘柄の譲渡性のある証券または短期金融商品を保有しなければならず、また同一銘柄の譲渡性のある証券または短期金融商品はポートフォリオの総資産の30%を超えてはならない。

第( )、第( )および第( )号に規定される制限は組み合わせることはできず、従って、第( )、第( )および第( )号に従って実施される同一発行体によって発行される譲渡性のある証券または短期金融商品あるいは同一機関の預金は、トータルでポートフォリオ総資産の35%を超えない。

指令83/349/EEC(注)または承認される国際会計規則に従って定義される連結決算を行う同一グループに含まれる発行体は、本制限の計算上、一発行体として認識される。

(注)連結会計に関する法令(OJ L 193, 18.7.1983, p.1)第54条(3)(g)に基づく第7委員会指令。指令は指令2013/34/EUにより廃止されている。

トラストは、ポートフォリオの総資産の20%を限度とし、同一グループ内の発行者による譲渡性のある証券および短期金融商品に同時に投資することができる。

(4-2)( )本書に記載されるファンドの投資方針の目的が、CSSFによって下記を基準とする一定の株式または債務証券インデックスの構成の複製である場合、投資制限第(6)項に規定される制限に抵触することなく、第(4)項に規定される投資制限は、同一発行体によって発行される株式および/または債務証券における投資において最大20%に引き上げられる。

- インデックスの構成が十分に分散されていること
- インデックスが市場に対する適切なベンチマークを表象していること
- 適切な方法により公表されていること

( )第( )号に規定される制限は、一定の譲渡性のある証券または短期金融商品が非常に支配的である規制された市場において、特に例外的市場状況により調整する必要がある場合は、最大35%に引き上げられる。本制限に至るまでの投資は、一発行体に関してのみ許可される。

(5)トラストは、ポートフォリオのために下記以外の譲渡性のある証券および短期金融商品に、その資産の10%以上を投資することはできない。

(a) 規制された市場において許可または販売される譲渡性のある証券および短期金融商品。

(b) 定期的に運営され、承認され、また公開されているEU加盟国内の規制市場において販売される譲渡性のある証券および短期金融商品。

(c) UCITSに規定される証券取引所または市場の選択を条件とし、定期的に運営され、承認され、もしくは公開のEU非加盟国内の証券取引所において正式に上場を認められる、またはEU非加盟国内の規制市場において販売される譲渡性のある証券および短期金融商品。

(d) 以下を条件とする発行後間もない譲渡性のある証券および短期金融商品。

- UCITSに規定される証券取引所または市場の選択を条件とし、定期的に運営され、承認され、また公開されている証券取引所またはその他の規制市場において正式な上場許可の申請がなされていること。
- かかる上場許可が、1年以内に付与されること。

(e) 短期金融商品の発行または発行者が、投資者および預金保護を目的として規制される場合、規制された市場においてかつ2010年法第1条に基づいた以下を条件とする短期金融商品。

- 中央、地域もしくは地方公共団体、または加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国により発行または保証されている、または、連邦政府の場合は、連邦を構成する一メンバーによりもしくは、一ないし複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行もしくは保証されていること、または
- 上記(a)、(b)および(c)に記載の規制される市場において販売される証券投資信託により発行されること、または
- 共同体法の基準に従い、諮問機関に従属する組織によって発行または保証される、あるいは、少なくとも共同体法に規定される諮問規則と同様に厳格であるとCSSFによってみなされる規則に従いかつ満たす組織によって発行または保証されていること

- かかる証券の投資が、第一、第二および第三段に規定されるのと同等の投資者保護に従うこと、および発行者が最低10,000,000ユーロの資本金を有し、指令78/660/EECに従って年次決算書類を作成する企業であり、グループの資金調達業務に特化する一または複数の上場企業を含む企業グループ内の企業または、銀行からの調達の利益を受ける証券化媒体の資金調達業務に特化する企業であることを条件に、CSSFにより承認されるカテゴリーに属するその他の企業によって発行されていること
- (6)( ) トラストは、当該購入によりトラストがいずれかの発行体のいずれかの種類の証券の10%を超えて保有することになる場合、または当該購入の結果、管理会社がある発行体の経営に対し重大な影響力を行使できるようになる場合、当該発行体の証券を購入してはならない。
- ( ) さらにトラストは、
- 同一発行体の債務証券の10%超
  - 吸収または合併関連の場合を除き、すべての一投資信託に関する受益証券の25%超
  - すべての一発行体による短期金融商品の10%超
- を取得することはできない。
- 上記制限事項は取得時に、短期金融商品または債務証券の純額、あるいは発行証券の総額が計算できない場合は無視することができる。
- ( ) ( )、( ) 号に規定される制限は、(a) EUの加盟国またはその地方公共団体により発行または保証されている、もしくはメンバーが一つ以上のEU加盟国である公的国際機関によって発行されている、またはOECDの加盟国によって発行または保証されている譲渡性のある証券または短期金融商品、(b) EU非加盟国の法律により、トラストが当該国内の発行体の証券に投資するにはかかるEU非加盟国内に登記上の事務所を有する発行体の証券に主としてその資産を投資する方法しかない場合に限り、また当該会社はその投資方針について、2010年法第43条、第46条ならびに第48条第1項および第2項で規定される制限を遵守することを条件とし、当該EU非加盟国において設立された会社の資本金につき、トラストが所有する持分株式、または(c) 受益者の要求に応じて受益証券の買い戻しを独占的に行う子会社が所在する国のマネジメント、アドバイスまたはマーケティング事業のみを継続する子会社の資本につき投資会社により保有される株式には適用されない。
- (7) トラストは、他の発行体の証券を引受けまたは下引受けを行うことはできない。ただし、組入証券の処分に関し、トラストが適用ある証券法に基づき引受人であるとみなされる場合はこの限りではない。
- (8) トラストは他のオープン・エンド型の投資信託の証券を購入することはできない。ただし、以下が遵守される場合はこの限りではない。
- トラストは、UCITS指令に従って承認されている譲渡性のある証券に投資する投資信託および/またはUCITS指令第1条第(2)項、第一および第二段の意味における投資信託としての資格を有する投資信託に投資することができる。ただし、EU加盟国内の投資信託であるか否かを問わず、以下を条件とする。
  - かかる投資信託が共同体法に規定され、および監督官庁間の協力が十分に保証されるのと同等とみなされる監督に従うことを条件とする法のもとに承認されていること。
  - これら投資信託の受益者の保護レベルが、EU加盟国において登録されている譲渡性のある証券に投資する投資信託の受益者保護と同等であること。特に資産分割、借入、貸付、譲渡性のある証券および短期金融商品の無保証の販売に関する規則がUCITS指令の要件と同等であること。
  - 会計報告期間の資産および負債、収益および営業の評価を可能にする半期および年次報告書において、これら投資信託事業が報告されること。
  - 投資信託の買収が企図されている場合、当該投資信託の設立書類に従って、総額でかかる投資信託の資産の10%を超えてその他の投資信託の受益証券に投資されないこと。
  - トラストは、ポートフォリオの総資産の10%を超えて上記記載の投資信託の受益証券または株式に投資することはできない。

トラストが、譲渡性のある証券に投資するその他の投資信託受益証券、および/または管理会社により、または共通管理やコントロール、あるいは直接的または間接的な実質所有により管理会社と関係性のあるその他の会社により、直接的にもしくは委託により運用されるその他の投資信託受益証券に投資する場合、管理会社またはその他の会社は、かかるその他の投資信託受益証券の取得または処分に関して販売手数料または買戻し手数料を請求することはできない。

(9) トラストは以下の制限が遵守されない限り、譲渡性のある証券または短期金融商品のオプション取引を行うことはできない。

- ( ) コール・オプションおよびプット・オプションの各買付ならびにコール・オプションの売付は、その行使によって前記のいずれの制限にも違反しない場合に限定される。
- ( ) トラストはプット・オプションの売付を行うことができる。ただし、トラストが当該プット・オプションに基づき取得する証券の行使価格総額を満たすに足る流動資産を当該プット・オプションの行使期限まで留保するものとする。
- ( ) コール・オプションの売付は、当該売付が空売りとならない場合に限り行う。かかる場合、トラストはトラストが売付けたコール・オプションの行使期限まで当該コール・オプションの裏付けとなる証券を当該ポートフォリオ中に保持する。ただし、トラストが下記の場合に下降局面の市場において当該証券を処分する場合はこの限りではない。
  - (a) トラストが何時でもそのポジションを回復するうえで十分な流動性が市場にある場合
  - (b) 当該売付オプションに基づき支払われる行使価格の総額が当該各ポートフォリオの純資産の25%を超えない場合
  - (c) 証券取引所で相場がつく場合および規制市場で取引がなされている場合にのみ、いずれのオプションも買付または売付がなされる。ただし、その取得直後において、トラストが保有する全オプションの購入価格（払込プレミアム）の総額が当該各ポートフォリオの純資産の15%を超えないものとする。

(10) トラストは為替リスクのヘッジ目的のため、為替先物予約もしくは為替先物を保有するかまたは為替オプションを取得することができるが、各々の額は、トラストが特定通貨建てで当該各ポートフォリオ中に保有する証券およびその他の資産の総額を超えない金額とする。ただし、トラストは、当該取引コストがトラストにとってより有利である場合には、（同一相手を介して締結される）クロス取引を通じ当該通貨の買付または同一制限内での通貨スワップ取引も行うことができる。為替の予約は、トラストが高格付の金融機関と為替先物予約またはスワップ契約を結んでいる場合を除き、証券取引所において相場付けされるかまたは規制市場において取引されるものでなければならない。

(11) トラストは以下の場合を除きインデックス・オプションの取引を行うことはできない。

- (a) トラストは、組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、当該ポートフォリオのために株価指数に関するコール・オプションの売付または株価指数に関するプット・オプションの買付を行うことができる。かかる場合、当該株価指数オプションの裏付けとなる証券の価額は、同一目的のために締結された金融先物予約の約定残高と合算して、ヘッジにより影響を受ける当該ポートフォリオの資産の総額を超えないものとする。
- (b) トラストは、組入証券の効率的な運用のために、ポートフォリオ資産の市場間での投資配分の変更を円滑に行い、または市場価格の著しい上昇が予想されもしくはその上昇中に株式インデックスのコール・オプションを取得することができる。ただし、当該各株式インデックス・オプションの裏付けとなる証券の価額は、当該ポートフォリオ内で現金、短期債務証券および事前に決定された価格で処分される証書または証券の総額を超えないものとする。

かかる株価指数先物のオプションは、証券取引所に上場されているかまたは規制市場で取引されるものでなければならないが、当該取引がトラストにとってより有利な場合または必要条件を備えたオプションの取引が利用できない場合には、トラストは金融商品の店頭市場オプションの売買を行うことができる。ただし当該取引は、この種の取引を専門とする高格付の相手方当事者を行うものとする。更に、証券に関

するすべてのオプションならびにヘッジ以外の目的でトラストが買付けた金利先物およびその他の金融商品に関するオプションの取得原価(払込プレミアム)総額は、当該各ポートフォリオの純資産の15%を超えてはならない。

(12) トラストは以下の場合を除き、金利先物予約の締結、金利オプション取引または金利スワップ取引を行うことはできない。

(a) トラストは、組入資産の価格変動リスクをヘッジする目的で、金利先物の売付、金利に関するコール・オプションの売付もしくはプット・オプションの買付または金利スワップ取引を行うことができる。かかる契約またはオプションは、当該ポートフォリオ資産の表示通貨またはこれと同様に変動しそうな通貨で行われ、証券取引所に上場されているかまたは規制市場で取引されるものでなければならない。ただし、金利スワップ取引は高格付の金融機関との私的契約により行うことができる。

(b) トラストは、組入証券の効率的な運用のために、ポートフォリオ資産の、短期または長期市場間での投資配分の変更を円滑に行いまたは市場価格の著しい上昇が予想されもしくはその上昇中に、または、短期投資対象を長期投資に変更するため、金利先物買付契約を締結するかまたは金利先物のコール・オプションを取得することができる。ただし、当該先物契約の額および同一目的で同一ポートフォリオのために取得した金利先物コール・オプションの裏付けとなる証券の価額の合計は、当該ポートフォリオの保有する現金、短期債務証券または事前に決定された価格で処分される証書もしくは証券の総額を超えないものとする。

かかる金利先物のオプションは、証券取引所に上場されているかまたは規制市場で取引されるものでなければならないが、当該取引がトラストにとってより有利な場合または必要な条件を備えたオプションの取引が利用できない場合には、トラストは金融商品の店頭市場オプションの売買を行うことができる。ただし、当該取引は、この種の取引を専門とする高格付の相手方当事者を行うものとする。更に、証券に関するすべてのオプションならびにヘッジ以外の目的でトラストが買付けた金利先物およびその他の金融商品に関するオプションの取得原価(払込プレミアム)総額は、当該各ポートフォリオの純資産の15%を超えてはならない。

(13) トラストは以下の場合を除き、株価指数先物の取引を行うことはできない。

(a) トラストは、組入資産の価格変動リスクをヘッジする目的で、トラストの当該資産中の該当部分の価格変動に相当するリスクの額を超えない額の株価指数先物売付契約を当該ポートフォリオのために保持することができる。

(b) トラストは、組入証券の効率的な運用のために、ポートフォリオ資産の市場間での投資配分の変更を円滑に行い、または市場価格の著しい上昇が予想されもしくはその上昇中に、株価指数買付契約を締結することができる。ただし、当該先物契約の額および同一目的で取得した株価指数コール・オプションの裏付けとなる証券の価額の合計は、当該ポートフォリオの保有する現金、短期債務証券もしくは証書または事前に決定された価格で当該ポートフォリオによって処分される証券の総額を超えないものとする。

上記に加え、かかる株価指数先物はすべて証券取引所に上場されているかまたは規制市場において取引されるものでなければならない。

(14) トラストが投資対象の貸付けを行う場合、高格付の金融機関による銀行保証書または現金もしくはOECD加盟国政府の発行した証券に関する抵当証書の形態による適切な保証の受領と引換えに行わなければならない。証券貸借は、公認の決済機関またはこの種の取引を専門とする高格付の金融機関を通じて行い、各ポートフォリオの証券価額の二分の一を超えてはならず、また期間は30日を超えてはならない。

(15) トラストは不動産を購入してはならないが、不動産に投資する会社または不動産を所有する会社に投資することはできる。

(16) トラストは、商品、商品契約または商品もしくは商品についての権利を表章する証券に関する取引を行ってはならず、本制限上、かかる商品には貴金属も含まれる。ただし、トラストは、商品により担保

されている証券、および商品に投資しまたは商品を取引する会社の証券の売買を行うことができる。また、トラストは商品指数についてのデリバティブ証券取引を行うことができる。ただし、かかる金融指数が、2010年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公国規則第9条およびUCITSによる投資の適格資産に関する欧州証券規制委員会ガイドラインについての2008年2月19日付金融監督委員会告示08/339に規定された基準に適合していることを条件とする。

(17) トラストは、証券を信用で購入しない(ただし、トラストは組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができる。)。また、証券の空売りを行わずまたはショート・ポジションを保持しない。ただし、トラストは、先物取引および先物予約(ならびにこれに関するオプション)に関し、当初および継続証拠金を預託することができる。

(18) トラストは、常に各ポートフォリオのリスク・ポジションおよび総合的リスク・プロファイルに対する払込額の監視および計測が可能であるリスク・マネジメント・プロセスを採り入れなければならない。また、トラストは店頭で取引されるデリバティブ商品の価格の正確かつ独立した評価プロセスを採り入れなければならない。

いかなる状況の下でも、これらの運用は、本書に明記されるファンドの詳細に記載される投資目的から逸脱しないものとする。

トラストは、各ポートフォリオのデリバティブ商品に関連する全世界的規模でのエクスポージャーが、当該証券ポートフォリオの総額を超えないことを保証するものとする。

エクスポージャーは、原資産の現在価値、第三者リスク、先物市場動向およびポジション解消可能時期を考慮して計算される。

トラストは、原資産が総計で投資制限第(4)項に規定される投資限度を超えない場合、金融デリバティブ商品に投資することができる。トラストが、インデックスをベースとする金融デリバティブ商品に投資する際は、これらの投資が投資制限第(4)項に規定される限度に組み込まれないものとする。

譲渡性のある証券または短期金融商品にデリバティブを組み込む場合、投資制限第(18)項の要件に合致するよう、デリバティブを考慮しなければならない。

(19) トラストは、以下を条件に、現金決済型同等物、規制ある市場取引を含む金融デリバティブ商品および/または店頭市場取引における金融デリバティブ商品(以下「店頭デリバティブ」という。)に投資することができる。

- 投資目的に従ったポートフォリオによる投資が、集約型投資、金融指数、金利、外国為替レートまたは通貨取引に関する2010年法の第41条(1)項に記載の裏付けとなる有価証券であること
- 店頭デリバティブ取引に対する取引相手方が、諮問監督に従いかつ、ルクセンブルグ監督当局によって承認される分類に属している企業であること
- 店頭デリバティブが信頼できかつ、証明可能な日算評価があること、およびトラスト主導の適正価格により随時取引を相殺することで店頭デリバティブを売り、償還または解散できること

英文目論見書の記載を条件に、いずれか特定のポートフォリオに対し、トラストは金融デリバティブ商品に投資することができる。

金融デリバティブ商品に投資する場合は、当該ポートフォリオの投資方針に利用される金融デリバティブ商品が記載される。

(20) ファンドは、トラストの一または複数のポートフォリオ(以下「対象ポートフォリオ」という。)が発行予定のまたは発行した有価証券の購入申込み、取得および/または保有を行うことができる。ただし、以下を条件とする。

- 対象ポートフォリオが逆方向で当該ファンドに投資しないこと、
- 取得予定の対象ポートフォリオが他のファンドの受益証券に投資する資産の割合が10%を超えないこと、

- いかなる場合においても、ファンドがこれらの有価証券を保有している限り、2010年法において義務付けられる最低純資産額を検証するためのトラストの純資産の計算に当該有価証券の価値を考慮しないこと、および
- ファンドと対象ポートフォリオの間で、管理報酬 / 申込手数料または買戻手数料の二重徴収がないこと。

**マスター・フィーダー構造** 上記にかかわらず、2010年法および各規制に規定される条件に従い、ファンドは、UCITSのフィーダー・ファンド（以下「フィーダー」という。）またはかかるUCITS（以下「マスター」という。）のファンドのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったり、またはフィーダー・ファンドの受益証券 / 投資証券を保有したりしてはならない。この場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券 / 投資証券に投資するものとする。

フィーダーは、その資産の15%を超えて、以下の一または複数のものに投資することができない。

( a ) 2010年法第41条第 2 項第 2 段落に基づく補助的な流動資産

( b ) 2010年法第41条第 1 項 g ) ならびに第42条第 2 項および第 3 項に基づくヘッジ目的のためにのみ利用可能な金融デリバティブ商品

フィーダーとしての資格を有するファンドがマスターの受益証券 / 投資証券に投資する場合、マスターは、かかるポートフォリオによるマスターの受益証券 / 投資証券への投資を理由として、申込手数料または買戻手数料を請求してはならない。

ファンドがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券 / 投資証券への投資を理由に支払うすべての報酬および費用の償還ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料総額に関する記載が、英文目論見書の当該ポートフォリオに関連する項目において開示されるものとする。

#### 投資制限に関する注記

管理会社はトラスト資産の一部である譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する新株引受権の行使の際、上記の投資制限比率の遵守を要しない。

その後のトラスト資産の価値の変動を理由として、または新株引受権の行使の結果として、上記の投資制限比率が遵守されない場合、証券の売却に際して、受益者の利益に留意しつつ、当該事態の是正を優先させる。

管理会社は、トラストの受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反しないその他の投資制限を随時課することができる。

英文目論見書において別段の記載がある場合は、トラストは、UCITS指令に規定された投資制限を超えない範囲内で、前記投資制限の適用を制限することができる。

#### 台湾で登録されているポートフォリオに課される投資制限

台湾証券先物取引委員会に登録されているポートフォリオについては、上記投資制限に加えて、以下の制限が適用される。デリバティブに係る相殺されないショート・ポジションの総持高は、当該ポートフォリオが保有する関連証券の時価総額を超えないものとし、デリバティブに係る相殺されないロング・ポジションの総持高は、デリバティブのかかる40%の上限免除について台湾証券先物取引局（証券期貨局）からの承認が得られない限り、当該ポートフォリオの純資産総額（台湾証券先物取引局（証券期貨局）が適用する解釈に従って決定される。）の40%を超えないものとする。

さらに、中華人民共和国（以下「中国」といい、本書の目的上、香港、マカオおよび台湾を除く。）に関連する投資には、下記の制限が適用される。中国証券市場において発行される証券へのポートフォリオの直接投資は、上場証券および中国銀行間債券取引市場で取引される証券に限定される。また、かかる40%の上限拡大適用について台湾証券先物取引局（証券期貨局）からの承認が得られない限り、当該投資の総額は、かかるポートフォリオの純資産総額の20%を超えてはならないものとする。

#### ロシアへの投資に関する制限

現在、ロシアの一部の市場は、トラストの投資制限上、規制された市場として見なされていない。そのため、当該市場において取引される有価証券への投資は、上記第（ 5 ）項に規定された10%制限に従うものとする（しかしながら、その他の規制された市場を通してのロシアへの投資はかかる制限に制約されない。）。本

書提出日現在、ロシア証券取引所およびモスクワ銀行間通貨取引所は、トラストの投資制限上、規制された市場とみなされている。

#### 韓国への投資に関する制限

大韓民国金融監督委員会に登録されたポートフォリオについて、かかるポートフォリオは、その純資産の40%を超えて韓国ウォン建て資産に投資することはできない。

#### 香港への投資に関する投資制限

香港証券先物委員会によって承認されたポートフォリオについては、別途ポートフォリオの投資目的および投資方針に特別に明記されていない限り、英文目論見書に記載されている投資制限に加え、以下を適用するものとする。香港証券先物委員会が定義する損失吸収製品（偶発転換証券を含むが、これに限定されない。）に対するポートフォリオのエクスポージャーは、純資産の30%未満とする。

#### 環境、社会およびガバナンス統合方針

環境、社会およびガバナンス（ESG）に関する考察は、ABスチュワードシップ・アプローチを通し、投資顧問会社の調査および投資プロセスに統合されている。投資顧問会社のリサーチ・アナリストは、担当している特定の産業および対象となる会社や発行体の専門家である。独自のリサーチ、第三者による調査、および投資顧問会社のリサーチ協力プラットフォームに組み込まれた他の情報源からの所見を利用して、会社および発行体のESG慣行を分析し、会社ごとまたは発行体ごとに潜在的に重要なESG要因を特定している。ESGに関する考察は、投資顧問会社の調査および投資プロセスに組み込まれ、かつ、投資決定を行うためのいくつかの考慮事項のうちの一つである。発行体または会社の証券にマイナスの影響を与え得るものを含むすべてのESG要因を考慮した後も、投資顧問会社は、当該証券を依然として購入し、および/または、それをファンド内に保有することができる。ESGの考慮事項は、すべての種類の金融商品や投資対象に適用されない可能性がある。また、アナリストは、投資顧問会社の投資先または投資を予定している会社および発行体を監視し、関与することがある。ABスチュワードシップ・アプローチにかかる更なる情報は、管理会社のウェブサイトの「the responsible investment section」にて参照可能である。

#### 論争となっている武器に関する方針

管理会社は、対人地雷、クラスター弾および/または劣化ウラン弾、生物兵器、化学兵器および/または焼夷兵器の生産に関与しているか否かについて世界の会社を選別する体制をとっている。かかる生産の関与があることが確認された場合には、管理会社は、その方針として、当該会社によって発行された証券にトラストが投資することを認めない。

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

##### リスク・プロファイル

ファンドは、金融デリバティブを使用することができる。前記の投資制限（9）から（13）は適用されない。ファンドは、その代わりに、バリュー・アット・リスク（VaR）アプローチを用いる。VaRアプローチについての詳細は、後記「別紙B 金融デリバティブ商品、金融手法および金融商品ならびに担保物の運用に関する追加情報」参照。

ファンドが投資する債券は、当該債券を発行する民間および公的機関の信用リスクを負っており、その時価は金利の変動により影響を受ける。ファンドは、通常投資適格または同等の水準の債券に投資する。分配金の支払は保証されておらず、ファンドは満期を定めていない。

中国の株式への投資には、政治リスク、オペレーショナル・リスク、税金リスク、外国為替リスク、流動性リスクおよび規制リスクがより大きいなど、より発展した経済諸国またはより発展した市場への投資には通常関連することのない特定のリスクおよび特別な勘案事項が伴う。中国への投資に関連するリスクに関するさらなる情報については、後記「ファンドのリスク、カントリー・リスク（中国）」を参照のこと。

ファンドは、市場リスク、金利リスクおよび為替変動リスクならびに当該証券への投資に伴うその他のリスクを負っている。そのため、投資目的が達成され、投資資金が確保されるという保証または元本が増大すると保証は存在しない。運用成績は、毎月、四半期毎または年毎に大幅に変動することがある。ファンドへの投資は完全な投資プログラムを構成するものではない。

ファンドは、投資適格債券の潜在的利益を追求する、中位のリスクを受け入れる投資者に適している。

以下は、ファンドの主要リスクの概要である。ただし、以下は、ファンド証券の取得および保有に付随するリスクの完全な説明ではない。ファンドは、随時、下記以外のリスクに一定程度さらされる可能性がある。

##### 全般的なリスク

##### カントリー・リスク（全般）

ファンドは、様々な国および地域に所在する発行体の証券に投資することができる。各国の経済は、国内総生産または国民総生産の成長、インフレ率、資本金の再投資、資源の自給自足および国際収支ポジション等の点において、有利、不利にかかわらず各々異なる。一般の発行体は、インサイダー取引規則、市場操作に関する制限、株主委任状要件および情報の適時の開示等の事項につき、様々な程度の規制を受ける。発行体の報告、会計および監査基準が、重要な点について国家間で著しく異なることがあり、また証券またはその他の資産に関して投資者に対し、国家間で情報の提供があまりなされないことがある。国有化、収用もしくは没収による課税、通貨ブロック、政変、政府規制、政治的もしくは社会的不安定または外交上の展開により、ある国の経済または当該国へのファンドの投資が悪影響を蒙ることもある。収用、国有化またはその他の没収の場合、ファンドは当該国への投資全体を失うこともありうる。また、事業団体、破産および債務超過について定める各国の法律により、ファンドのような証券所持人に対する保護が限定されることがある。

原則的に一国のみの発行体の証券に投資するファンドは、より分散した地域に投資するファンドに比べ、当該国の市場、政治および経済リスクをより多く負担することになる。複数の国々の発行体の証券に投資するファンドは、いずれか一国のリスク負担がより少ないが、より多くの国々のリスクを負うことになる。

ファンドは、様々な市場で多くの異なるブローカーおよびディーラーとの間で、ファンド証券を取引することができる。ブローカーまたはディーラーの不履行の結果、当該ブローカーまたはディーラーを規制する規則によってこれらに預託されているファンド資産を全額喪失することもある。さらに、一定の国々の仲介手数料が他の国々より高かったり、一定の国々の証券市場が他に比べ、流動性が少なく、より不安定であり、かつ政府の監督が緩和されていることがある。

多くの国々の証券市場はまた比較的小規模であり、時価総額および取引高の大部分が、少数の産業を代表するわずかな企業に集中している。その結果、当該国の企業の株式に投資するポートフォリオは、相対的に大き

な証券市場を有する国の企業の株式のみに投資するポートフォリオに比べより大きな値動きとかなりの流動性不足を経験することがある。かかる小さな市場では、市場に全般的に影響を及ぼす不利な事由によりおよび大量の証券を取引する多くの投資者によりさらに大きな影響を受けることがある。証券の決済が遅れる場合および関連する行政が不安定である影響を被る場合もある。

一部の国々では、外国人は投資を行う前に政府の承認を要する、または外国人による投資を発行体の発行済証券の特定比率に限定しているもしくは国民による買付に対し提供される企業の証券よりも不利な条件（価格を含む。）となり得る特定種類の証券に限定している。こうした制限または規制は、時に、一部証券に対する投資を制限または妨げることがあり、ファンドの経費および費用を増やすことがある。さらに、一部の国々からの投資収益、資本または証券の売却代金の本国送金は規則に基づき規制されており、一定の事前の政府への届出を行うまたは認可を得ることを要する場合もある。国の国際収支が悪化した場合、当該国が海外からの送金を一時的に制限する可能性がある。ファンドはまた、送金のために必要な政府の承認の遅れまたは拒否により、および投資上のその他の制限の適用により悪影響を受ける可能性がある。地域市場に対する投資について、ファンドは追加費用の負担を伴い得る特別手続の採用を要求されることがある。こうした要因がある国に対するファンドの投資の流動性に影響を及ぼすことがある。投資顧問会社は上記の要因がファンドの投資に及ぼす影響を監視する。

#### サイバー・セキュリティリスク

ファンドの事業の一部として、管理会社および投資顧問会社は、ファンドの取引に関する情報および受益者の個人識別情報を含む大量の電子情報を処理、蓄積および送信する。同様に、ファンドのサービス・プロバイダーも、当該情報を処理、蓄積および送信する場合がある。管理会社および投資顧問会社は、当該情報の保護ならびにデータ喪失およびセキュリティ侵害の防止のために合理的に設計されていると考える手続きおよびシステムを整備している。しかしながら、かかる措置は絶対的なセキュリティを提供することはできない。未承認のデータアクセスを得るために利用される技術、ディセーブル・サービス/デグレード・サービス、または妨害システムは頻繁に変化し、長期間について発見することは困難である可能性がある。第三者から取得したハードウェアまたはソフトウェアには、設計上もしくは製造上の欠陥またはその他情報セキュリティを危殆化させる想定外の問題を孕んでいる可能性がある。第三者から管理会社および投資顧問会社に提供されたネットワーク接続サービスは、危殆化しやすい可能性があり、管理会社または投資顧問会社のネットワーク侵害につながる可能性がある。システム、設備またはオンラインサービスは、従業員の過失もしくは不正行為、政府の調査またはその他セキュリティ上の脅威の影響を受けやすいことがある。管理会社または投資顧問会社の情報システムの侵害の結果、ファンドの取引に関する情報および受益者の個人識別情報が喪失したり、不正にアクセス、使用または開示される可能性がある。

管理会社、投資顧問会社およびファンドのサービス・プロバイダーも、同様の電子情報セキュリティ上の脅威にさらされている。サービス・プロバイダーが適切なデータセキュリティ方針を採用し、それを着実に履行できない場合またはそのネットワークへの侵害が発生した場合には、ファンドの取引に関する情報および受益者の個人識別情報が喪失したり、または不正にアクセス、使用もしくは開示される可能性がある。

ファンドの専有情報の喪失または不正なアクセス、使用もしくは開示の結果として、ファンドは、財務上の損失、事業の中断、第三者に対する負債、規制当局の介入または悪評等を被る可能性がある。上記のいずれの事象も、ファンドおよび受益者のファンドへの投資に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

#### 流動性リスク

ファンドの証券またはポジションは、希望する時点または価格で評価し、または売却することが困難となるおそれがあるため、当該ファンドの買戻請求に応じる能力に影響を及ぼす可能性がある。

#### 概要

流動性リスクは、証券の種類、売却に対する制限および市況を含む様々な要因により発生する可能性がある。

一部の証券（とりわけ投資適格未満の債務証券、小型株、新興市場の発行体の証券、144Aにより発行される証券および少額発行に相当する証券）は流動性が低く、頻繁には取引されないまたは比較的小規模の市場もしくは決済期間が長い市場で取引される。

売却が困難な証券は、流動性のより高い証券の売却よりも多くの時間および多額の費用（仲介手数料およびその他の取引費用を含む。）を必要とすることが多い。

流動性リスクは、とりわけ、経済、市場もしくは政治に関する事象、投資者の認識の悪化、または特定の発行体、業種もしくは投資区分の市場への前触れがない可能性がある急激な変化等の極端な市況において増大する可能性がある。

流動性リスクおよび特定の資産クラスへの影響は、市場、取引および商品が発展していくにつれて、長期的かつ予想外に変化することがある。

#### ファンドへの影響

極端な市況では、とりわけ自発的な買い手が不足することにより、ファンドがそのポジションもしくは保有資産を換価することが不可能となるか、またはかかる換価に多額の経費がかかる場合がある。結果として、当該ファンドは、廉価での換価を余儀なくされるか、または投資対象を売却することが全くできなくなる可能性がある。

証券を売却することができない場合には、ファンドの価額が悪影響を受けるか、または当該ファンドが新たな投資機会を活用することができなくなる可能性がある。

流動性リスクは、ファンドが必要な期間内に買戻請求に応じる能力、現金を調達する能力、および/または、収益を分配する能力にも影響を及ぼすことがある。

大量の買戻請求が流動性リスクを招く場合もある。大量の買戻請求に応じるためには、ファンドは、通常、最も流動性の高い証券をまず売却しなければならなくなるか、または割安と考えられる価格で流動性の低い証券を売却しなければならなくなる。

#### 流動性リスク管理手法

流動性リスクを軽減するため、トラストは、以下のような様々な形でファンドの流動性管理の一助となる流動性リスク管理手法を導入している。

- ・ 買戻ゲート
- ・ スイング・プライシング
- ・ 買戻請求に応じるための一時的な借入れ
- ・ 特定の状況において買戻しを停止する能力

受益者は、かかる流動性リスク管理手法の導入が、特定の状況においては受益者の買戻権または受益者の保有する受益証券の買戻価格に影響を及ぼす場合があることに留意すべきである。

流動性リスク管理手法に関するさらなる情報については、後記「借入リスク」、「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し手続等」および「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産価格の計算」の項を参照のこと。

#### 市場リスク

多くの証券の価格および利回りは、広範囲にわたる要因に基づき、頻繁に、時として大きなボラティリティを伴って変動し、また下落する可能性がある。かかる要因の例としては、以下のものが挙げられる。

- ・ 政治および経済に関するニュース
- ・ 政策
- ・ 技術および商慣行の変化
- ・ 人口動態、文化および人口の変化
- ・ 健康に対する危機（すなわち、世界的感染症および流行病）
- ・ 自然災害または人的災害
- ・ 天候および気候パターン
- ・ 科学的発見または調査上の発見

#### ・ エネルギー、商品および天然資源の原価および入手可能性

上記の疾病または事象に対する公衆の不安および／または反応が、現在または将来においてトラストの投資対象および純資産総額に悪影響を及ぼす可能性があり、市場のボラティリティの増大につながる場合がある。また、かかる疾病または事象の発生および存続は、特定の国または世界各国の経済および金融市場に悪影響を及ぼすことがある。市場リスクがもたらす影響は、即時的もしくは漸次的、短期的もしくは長期的、または局所的もしくは広域的なものとなる可能性がある。

#### 通貨リスク

ファンドの裏付けとなる投資対象は、当該ファンドの表示通貨とは異なる一または複数の通貨で表示されることがある。これは即ち、かかる裏付けとなる投資対象の為替変動が当該ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格に大きな影響を及ぼすことがあることを意味する。ファンドによる特定の通貨建て証券への投資は、当該通貨の価値が一または複数の他の通貨に関連して変動するリスクを負っている。通貨の価値に影響を及ぼし得る要因は、貿易収支、短期金利レベル、異なる通貨建ての類似資産の相対的価値の相違、長期的投資機会、元本の値上り益および政治的展開等である。ファンドは、ファンドの通貨以外の通貨建て資産の比率につき制限されない。

投資顧問会社は上記のリスクを考慮して、一または複数の通貨、複数通貨に関する先物契約およびそのオプション、複数通貨に関する先渡し予約またはこれらの組合せに投資を行うことにより当該リスクを軽減するためヘッジを行うことができる。投資顧問会社は当該通貨ヘッジ取引を実行する義務を負わず、その完全な裁量において当該行為の実行を選択することができる。ただし、当該戦略が有効であると保証することはできない。さらに、ファンドは、ファンドの投資目的および投資方針の特定限度に従って、通貨オプションまたは先渡し契約のような通貨デリバティブを用い、ロング・ポジションまたはショート・ポジション戦略により積極的な投機的投資機会を追求することができる。当該取引は多大のリスクを伴っており、外国為替取引が実行される市場はきわめて不安定なことがある。

さらに、一部のファンドの受益証券は複数の通貨で販売されるため、当該ファンドおよび受益証券の所持人は一定の追加的通貨リスクにさらされる。例えば、当該ファンドは、特定の取引日に受け付けられたが、保管受託銀行が次回の取引日まで実際のユーロ建て申込額を受領しないユーロ建て申込について米ドル/ユーロの為替レートの不利な変動によるリスクを負うことがある。また、ファンドは、ユーロ建ての買戻し後および買戻しを行う受益者に対するユーロ建て買戻額の支払前のユーロに対する米ドルの値下がりによるリスクを負うことがある。

さらに、ファンドが当該ファンドの通貨以外の通貨でファンドの受益証券の1口当たり純資産価格を引用する場合、当該評価額は各評価時点におけるその他の申込通貨の直物為替相場に由来する。従って、かかる他の申込通貨で実行される受益証券への投資につき買戻し時に受益者が最終的に実現する総収益は、申込日から買戻日までの当該他の申込通貨とファンドの通貨の間の為替レートの変動により、直接に有利または不利な影響を受けることになる。ファンドの通貨と他の申込通貨の間の申込額および買戻額の換算に関する一切の費用は関係ファンドが負担し、当該ファンドの受益証券に帰属する。

海外における販売会社は、時に、投資者に対し受益証券の申込および買戻しのためファンドの申込通貨以外の一定の通貨を利用することを認める外国為替ファシリティを取り決めることがある。当該取引は、トラストとは関係なく、投資者自らがリスクおよび費用を負担して実行する。当該ファシリティを利用する投資者は、申込に基づく決済時期およびトラストへの投資期間中の為替相場の変動に関する外国為替リスクを負うことがある。

#### 借入リスク

ファンドは、受益証券の買戻しを含む一時的な目的のため、非公開で決められる取引において銀行その他の機関からファンドの資産総額の10%を超えない額の借入れを行うことができる。借入れにより、ファンドは、当該行為の実行により不利益を被ることになる時期に組入証券の清算を要することなく、上記の一定の業務の資金調達を行う機会を得る。借入金に対する支払利息およびその他の費用を超える組入証券上の投資収益もしくは利益または組入証券の保持による取引費用の削減は、借入れが行われない場合に比べ、純利益または

受益証券の1口当たり純資産価格を増大させる。他方、保持されている証券上の収益または利益（適用ある場合）が借入金に対する支払利息およびその他の費用をカバーしない場合、純利益または受益証券の1口当たり純資産価格は借入れが行われない場合を下回ることになる。

#### 組入証券の貸付

ファンドは組入証券の担保付貸付を行うことができる。組入証券の貸付リスクは、他の信用供与と同様に、借主が財政的に破綻した場合に、担保上の権利を喪失する可能性がある点である。さらに、ファンドは、借主の不履行に基づき換金される担保物件の売却により、貸付証券と差し替えるに十分な手取金を得られないリスクにさらされる。特定の借主に証券を貸付けるか否かを決定する際、投資顧問会社は、借主の信用度を含むすべての関連事実および状況を考察する。証券の貸付が行われている間、借主は、ファンドに対し、かかる貸付により得た収益を支払い、ファンドは、現金担保を短期金融商品に投資しかつこれにより追加収益を受取ることができ、または同等の担保物件を引き渡した借主から合意した額の収益を受け取ることができる。ファンドは、議決権、引受権および配当金、利息または分配金を受ける権利等の所有者としての権利を行使するため、貸付証券または同等の証券の登録所有権を取り戻す権利を有する。ファンドは、貸付に関連し合理的な範囲の斡旋手数料、管理費およびその他の費用を支払うことができる。

#### 元本からの分配リスク

分配型クラス（支払われる分配額が管理会社の取締役会により決定されるクラス、支払われる受益証券1口当たりの分配額が固定されたクラス、および支払われる分配額が総収益を基礎とするクラスを含む。）のあるファンドは、当該分配型クラスに帰属する純収益の全部に等しいまたはこれを超える額の分配金を支払う場合がある。よって、かかる分配型クラスの分配金は、ファンドの元本から支払われることがある。かかる分配金は、関連する分配型クラスに帰属する総収益（手数料および費用の控除前）、実現および未実現利益ならびに元本を支払原資とする場合がある。投資家は、純収益（総収益から手数料および費用を控除した額）を超える額の分配金が当該投資者の当初投資額に対するリターンとなる場合があり、よって、その結果として、関連するクラス受益証券の1口当たり純資産価格が減少するとともに、資本蓄積も減少する可能性があることに留意すべきである。元本からの分配は、一部の法域においては所得として課税される場合がある。

分配が実施されるという保証はない。分配利回りが高いからといって、必ずしもリターンがプラスまたは高額になることを意味するものではない。

#### 課税リスク

ファンドは、例えば、一部組入証券に帰属する収益または実現された売買益のため課税されることがある。一定の場合に、租税条約が締結され、当該課税による影響の除去または改善に役立つことがある。その他、かかる租税条約が存在しない場合もある。例えば、ファンドは米ドル建て発行体の株式に投資することがある。アメリカ合衆国の会社の株式上の配当は、通常、アメリカ合衆国の30%の源泉税を課される。アメリカ合衆国の債務者の一定の債務に対する支払利息も同様にアメリカ合衆国の30%の源泉税を課される。ファンドが投資するアメリカ合衆国以外の国の証券（ADRs、EDRsおよびGDRsを含む。）上の配当は、裏付けとなる証券の発行体の居住国により源泉徴収税を課されることがある。一般に、かかる税金は、源泉国とトラスト居住国の間の租税条約に基づき還付されずまたは減税されない。適用ある税法およびその解釈について、将来、受益証券の1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼすような変更または改正が行われないと保証することはできない。

#### FATCAおよび源泉税リスク

2010年に米国の2010年雇用促進対策法の一部である外国口座税務コンプライアンス法が制定された。同法は、一般的に米国域外の金融機関（以下「外国金融機関」または「FFI」という。）に対し、「特定米国人」が直接的または間接的に保有している「金融口座」に関する情報を年次ベースで米国課税当局に提供することを要求するものであり、これを遵守しない場合には、一定の米国源泉の収益および総手取額に対して源泉徴収を行うものである。

米国への一定の実際の投資およびみなし投資に関連して行われる一定の支払（収益総額の支払を含む。）に課税される30%の米国源泉税を回避するために、ファンドは、一般的には米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）に適宜登録し、一定の直接的および間接的な米国口座保有者（債券保有者および株式保有者を含む。）

に関する情報について、特定および報告を行うことに合意することが義務づけられる。ルクセンブルグは、米国との間で、上記の源泉徴収・報告規則を実施するためのモデル1A政府間（相互）協定（以下「US IGA」という。）を締結した。ファンドがUS IGAおよびその施行法を遵守する限りにおいて、投資顧問会社は、当該米国源泉税が課税されることはないと予想している。

ファンドの非米国投資者は、一般的に、その直接および間接的な米国人所有について確認する情報をファンド（または一定の場合において非米国投資者による当該投資を仲介した販売会社、仲介機関またはその他事業体（以下、それぞれを「仲介機関」という。））に提供することが求められる。US IGAに基づき、ファンドに提供された情報は、ルクセンブルグ財務大臣またはその受任者（以下「ルクセンブルグ財務相」という。）と共有され、米国人所有でない限り、報告規則が免除される。ルクセンブルグ財務相は、報告を受けた当該情報を年次ベースで自動的にIRSに提供する。1986年米国内国歳入法（改正済）（以下「IRC」という。）の第1471（d）（4）条の意味における「外国金融機関」にあたる非米国投資者も、一般的にはIRSに適時に登録し、自身の一定の直接および間接的な米国口座所有者（債券保有者および株式保有者を含む。）に関する情報について、特定および報告を行うことに合意することが義務づけられる。ファンド（または適用ある場合は仲介機関）に対して当該情報の提供を怠った非米国投資者または（場合により）適時に登録して当該口座保有者に関する情報の特定を行うことおよび当該口座保有者に関する情報を報告することに合意することを怠った非米国投資者には、ファンドによる米国への実際の投資およびみなし投資に起因する支払に対するその持分について30%の源泉税が課税されることになり、管理会社は、必要な情報を提供することを怠ったかまたは当該要求事項を遵守しなかったことで当該源泉税が課税されうることになる該当する投資者によって、かかる源泉税が経済的に負担されることを確保するため、当該投資者のファンド証券または買戻代金に関しあらゆる措置をとることができる。受益者は、自身のファンドへの投資に及ぼす上記規則の潜在的影響について、自身の税理士等に相談するべきである。

非米国受益者は、また、ファンド証券の買戻しについて米国情報報告および予備源泉徴収の免除のため、ファンド証券の実質的保有およびかかる実質的保有者が非米国人であることについて、ファンドに一定の証明書の作成を要請することができる。

他の第三国の財務当局（以下「外国財務当局」という。）に対する類似の報告制度を導入する場合には、ルクセンブルグ政府によって、US IGAに類似するさらなる政府間協定（以下「追加IGA」という。）が締結される可能性がある。

ファンドへの投資（またはファンドへの投資の継続）によって、投資者は以下を承認したものとみなされる。

- （ ）ファンド（またはその代理人もしくは仲介機関）は、投資者に関する一定の秘密情報（投資者の氏名、住所、納税識別番号（もしあれば）、社会保障番号（もしあれば）を含むがこれらに限定されない）ならびに投資者の投資に関する一定の情報をルクセンブルグ財務省に開示しなければならない場合があること。
- （ ）ルクセンブルグ財務相は、上述のとおり、IRS、ルクセンブルグ財務相およびその他の外国財務当局に対し情報を提供する場合があること。
- （ ）ファンド（またはその代理人もしくは仲介機関）は、IRS、ルクセンブルグ財務相およびその他の外国財務当局に登録を行う際に、またはかかる当局がファンドに（またはその代理人に直接）追加照会を行った場合に、かかる当局に対し一定の秘密情報を開示する場合があること。
- （ ）ファンドまたは仲介機関は、投資者に対し、ファンドまたは仲介機関がルクセンブルグ財務相に対し開示する義務のある追加の情報および/または書類を提供するよう求める場合があること。
- （ ）投資者が要求された情報および/または書類を提供しない場合、および/または適用ある要求事項を遵守しない場合、ファンドは、あらゆる措置を講じる権利および/またはあらゆる改善措置を遂行する権利を留保するものであること。それには、当該投資者のファンド証券または買戻代金に関して課された源泉徴収税が当該投資者によって経済的に負担されることを確保するための措置および当該投資者のファンド証券の強制的買戻しが含まれるが、これに限定されるものではないこと。

- ( )かかる措置または改善措置によって影響を受ける投資者は、FATCA、いずれかのUS IGAもしくはいずれかの追加IGA、または大本の関連法令規則を遵守するために、ファンドによって、またはファンドのために講じられた措置または遂行された改善措置の結果として負ったいかなる形態の損害または負債についてもファンド（またはその代理人）に対してその賠償を請求しないこと。

#### 持続可能性リスク

持続可能性リスクとは、発生した場合に、潜在的にまたは実際にファンドの投資対象の価値に重大な悪影響を及ぼす可能性がある環境、社会またはガバナンスに関する出来事または状況を意味する。持続可能性リスクは、それ自体のリスクを示すかまたはその他のリスクに影響を及ぼす可能性があり、市場リスク、オペレーション・リスク、流動性リスクまたはカウンターパーティ・リスクなどのリスクの大きな要因となることがある。持続可能性リスクは、投資家へのリスク調整後の長期的なリターンに影響を及ぼすことがある。持続可能性リスクの評価は複雑であり、また、入手が困難であり、かつ、不完全であるか、推定によるものであるか、古いものであるか、または、それ以外の重要な点において不正確である環境、社会またはガバナンスに関するデータに基づくことがある。特定された場合であっても、これらのデータが正確に評価されるという保証はない。

持続可能性リスクの発生の結果として生じる影響は、特定のリスク、地域または資産クラスによって多岐にわたる可能性がある。一般的に、ある資産に関して持続可能性リスクが発生した場合、悪影響が生じ、潜在的にその価値の損失が生じるため、ファンドの純資産総額に影響が生じる。

#### ファンドのリスク

##### 投資戦略リスク

ファンドは、下記に記載されるいくつかのまたはすべてのリスクを含む特別考察およびリスクにさらされている。従って、ファンドの投資目的が達成され、または投資された元本が維持され、または元本の値上り益が発生する保証はない。投資結果は、実質的に毎月、毎四半期または毎年変動する。ファンドへの投資は、完全な投資プログラムを反映するものではない。

##### カントリー・リスク（新興市場）

ファンドは新興市場の発行体の証券への投資を認められることがある。その結果、ファンドは、より発展した市場に所在する発行体の株式のみに投資するファンドに比べ、より大きな値動きとかなりの流動性不足を経験することがある。新興市場の発行体が発行する証券に対する投資には、発達した市場の発行体が発行する証券に投資することに通常伴うリスクに加え、以下の重大なリスクを伴う。

- ( )取引高が少なくまたは取引が生じないことにより、発達した資本市場において同等の発行体が発行する証券に比べて、流動性が失われ、また値動きが大きくなること。
- ( )国家政策の不確実性および社会・政治・経済情勢の不安定により、資産収用、没収的課税、高インフレ率または外交関係の悪化等の事態が生じる可能性が増大すること。
- ( )為替レートが変動しうること、投資対象に適用される法制度が異なること、および為替管理、保管上の制約その他の法律・規制が存在しまたは今後課せられる可能性があること。
- ( )国益に影響を及ぼすものとみなされる発行体または産業への投資に対して課せられる制限等、ファンドの投資機会の制約につながる国家政策が実行されうること。
- ( )民間・外国投資、および私有財産に係る法整備が欠如しているか、または未整備であること。

新興市場の発行体への投資に関するその他のリスクには、証券の発行体に関する公開情報の提供が少ないこと、決済実務がより発展した市場におけるものとは異なるため、遅れを生じるかまたは資産の損失もしくは盗難からファンドを完全に保護できない可能性、会社または産業が国有化される可能性、収用または没収に係る課税および外国の課税制度の賦課等が含まれる。新興国の証券への投資はまた、概して、為替換算費用、一部外国市場における高額の仲介手数料および外国保管人における証券の保管費用により経費が増大することにもなる。

新興市場の発行体は、発展した市場の企業が従うべきものと比較できるような会計、監査および財務上の報告基準および要件に従わないことがある。一部新興市場諸国において、報告基準が大幅に異なっている。その結果、発展した市場で用いられる株価収益率等の伝統的な投資上の測定値が、一部新興市場において適用されないことがある。

すべての新興市場において一般的である上記のリスクに加え、ロシアに対する投資に関連する特別リスクが存在する。投資者は、ロシア市場が証券の決済および保管ならびに資産の登録（登録機関が必ずしも有効な政府の監督に従わないことがある。）に関連する特別リスクを提示することに留意するべきである。ロシアの証券は、保管受託銀行またはそのロシアにおける地域代理人に現物が預託されない。そのため、保管受託銀行またはそのロシアにおける地域代理人のいずれも従来の意味での現物保管または保管の機能を履行しているとみなされることはできない。保管受託銀行の責任は、自らの過失および故意の不履行とそのロシアにおける地域代理人の故意の不正行為のみに限定され、登録機関の清算、破産、過失および故意の不履行による損失には及ばない。上記の損失の場合、トラストは、発行体および/またはその任命された登録機関に対しトラストの権利を追求しなければならない。

#### カントリー・リスク（中国）

中国における投資者の法的権利は不確実であり、政府の介入は珍しくなく予測不可能であり、中国国外からの投資者には保有制限および報告要件（予告なくいつでも変更されるおそれがある。）が課されており、主要な取引および保管のシステムの中には実証されていないものもある。さらに、中国への投資は、新興/フロンティア市場リスクも伴う。

中国では、ファンドがQFIスキームのライセンス、中国コネクト制度（以下に定義される。）またはその他の方法（その規制については未検証であり、変更される可能性がある。）により購入することがある証券に対するファンドの権利（法的措置を講じる権利を含む。）を裁判所が保護するかは不確実である。

中国の資本市場に関する規制上、法律上および税務上の枠組みは、先進国ほど整備されていない可能性があり、法令および税法の変更は、ファンドによる中国への投資に影響を及ぼすおそれがある。また、中国企業の一般に入手可能な情報は少ない場合があり、中国企業は先進国で設立された企業とは重要な点で異なる会計基準に従っていることから、かかる情報は信頼性が低い可能性がある。そのため、開示および透明性の水準が低いことが中国への投資の価値に影響を及ぼすことがある。

中国では、政府は、通貨である人民元（RMB）の形態を2つ維持している。国内人民元（CNY）は中国国内でのみ使用されており、自由に交換することはできず、為替管理の対象となる。国外人民元（CNH）は中国国外で使用されており、誰もが所有することができ、中国国外で自由に取引可能であるが、やはり管理の対象となり、制限に服し、利用可能枠が課される。現在、CNYとCNHの為替レートは市場の需給に基づいているが、政府による管理および統制という要素ならびに政府がCNYからCNHへの交換に対する制限を課すか、または変更する可能性を抱えている。したがって、ファンドによる中国への投資には、（CNHとCNYの間の）為替リスクというさらなる階層があり、これは市場原理ならびに政府の方針および措置の影響を受けるものであり、重大なボラティリティ・リスクおよび流動性リスクをもたらす可能性がある。

#### 中国コネクト

ファンドは、中国コネクト制度を通じて適格中国A株（以下「中国コネクト証券」という。）への直接投資または間接投資を行うことができる（中国コネクト証券と連動している金融商品およびその他の市場アクセス商品への投資を含む。）。中国コネクト制度とは、とりわけ香港証券取引所（SEHK）、上海証券取引所（SSE）、深圳証券取引所（SZSE）（以下、SSEとあわせて、それぞれ「中国コネクト市場」という。）、香港中央結算有限公司（HKSCC）および中国証券登記結算有限責任公司（チャイナクリア）が中国本土と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現することを目的として整備した証券の取引および清算の接続プログラムである。中国コネクト制度の下では、上海コネクトおよび深圳コネクトは相互に独立して運営されるが、大要類似する規制上の枠組みに服し、SEHKは、秩序ある公正な市場を確保するために取引が停止される可能性がある。

中国コネク特制度は比較的新しいため、依然として十分に整備されておらず、中国コネク特制度および取引を規定している規則は変更される可能性があり、証券および商品の利用可能性は変動することがある。したがって、中国コネク特制度での取引には、流動性リスク、取引相手方リスクおよび最良執行リスクなどの追加のリスクがある。また、中国コネク特証券への投資に伴うファンドの様々な権利は未だ不明確であり、より発展した市場とは異なる可能性がある。

ファンドは、随時発令される適用ある規則および規制に従い、中国コネク特制度が提供する「ノースバウンド取引リンク」を通じて中国コネク特証券に投資することができる。ノースバウンド取引リンクの下では、ファンドは、香港のブローカー、ならびに（上海コネク特の下での取引については）上海および（深圳コネク特の下での取引については）深圳においてそれぞれSEHKが設立した証券取引サービス会社を通じて、関連する中国コネク特市場それぞれに対して注文を回送することにより、当該関連する中国コネク特市場に上場されている中国コネク特証券を取引する注文を行う。

中国コネク特制度の下では、香港交易及結算所有限公司（HKEx）の完全所有子会社でもあるHKSCCが、香港市場の参加者および投資者が執行した取引の清算および決済ならびに預託サービス、名義人サービスおよびその他の関連サービスの提供につき責任を負う。HKSCCが運営する香港中央結算系統（CCASS）のブローカー口座および保管口座で保有される中国コネク特証券は、HKSCCまたはCCASSの債務不履行または破産の影響を受けやすい可能性がある。

ノースバウンド取引リンクでの取引の対象となる中国コネク特証券には、SSEおよびSZSEに上場されている特定の株式が含まれるが、変更される可能性があり、対象となるための様々な条件に服する。

中国コネク特証券の取引はすべてRMBで行われるが、RMBはファンドの基準通貨ではない場合がある。

中国コネク特制度での取引には、ノースバウンド取引リンクを通じた越境取引の最大純買付価額を制限する1日当たりの投資枠が設定されており、かかる投資枠は、変更され、買注文の利用可能性に影響を及ぼす可能性がある。

中国コネク特証券はチャイナクリアで保有される。HKSCCは、チャイナクリアの直接参加者であり、ノースバウンド取引リンクにより投資者が取得した中国コネク特証券は、HKSCCがチャイナクリアに開設した名義人証券口座にHKSCCの名義で記録され、HKSCCがかかる中国コネク特証券の名義人保有者となり、かかる中国コネク特証券は、チャイナクリアに預託されて保有され、HKSCCの名義で、関連する中国コネク特市場の上場企業の株主名簿に登録される。

HKSCCは、関連するCCASSの清算参加者のCCASS株式口座にかかる中国コネク特証券に対する持分を記録する。HKSCCは、ファンドの保管者との間で直接的または間接的な保管の取決めを締結している清算参加者を代理してかかる証券の実質的権利を保有するかかる証券の法律上の所有者とみなされる。かかる中国コネク特証券は、HKSCCがチャイナクリアに開設した名義人口座に記録され、ノースバウンドの投資者は、適用法に従ってかかる証券に対する権利および持分を保持する。

ノースバウンド取引リンクを通じて投資を行うファンドは、中国コネク特証券の最終的な所有者と認められる。ファンドは、名義人保有者であるHKSCCを通じて権利を行使し、中国コネク特証券について議決権を実際に支配する権利を保持することができる。名義人であるHKSCCは、HKSCCを通じて保有される中国コネク特証券に係る権原を保証せず、実質的所有者（当該ファンドなど）を代理して所有していることに伴う権原またはその他の権利を行使する義務を負わない。そのため、実質的所有者である、ノースバウンド取引リンクを通じて投資を行うファンドの正確な性質および権利は、完全には確定されておらず、さらなるリスクにさらされる。

ファンドがHKSCCのパフォーマンスまたは支払不能により生じた損失を被った場合、ファンドは、HKSCCに対し直接的な法的手段をとることはないが、これは、適用法ではHKSCCとファンドまたは預託機関の間に直接的な法的関係は認められないためである。チャイナクリアが債務不履行に陥った場合、HKSCCの契約上の責任は、債権について参加者を支援することに限られる。失った資産を回復させようとするファンドの試みには、大幅な遅滞および多額の費用が伴うおそれがあり、成功しない場合がある。

革新的成長企業の株式を主とする中国コネク特証券の中にはチャイネクストで取引されるものがある。チャイネクストは、SZSEの多層資本市場の一部である。チャイネクストでの投資は、その他の市場で中国コネク特証券に投資するリスクとは異なるリスクを伴う可能性がある。

#### QFIスキーム

ファンドは、QFIスキームにより中国本土の証券に投資することができる。QFIスキームのライセンスによる投資には、特有のリスクが伴う。ファンドが関連する投資を実行する能力またはその投資目的および投資戦略を完全に遂行しもしくは追求する能力は、中華人民共和国（以下「中国」という。）における適用ある法律、規則および規制（投資ならびに元本および利益の本国送金に関する制限を含む。）に服しており、それらは変更の可能性がある、その変更は遡及的な影響を与えうる。QFI資格の承認が取り消しもしくは解除またはその他無効となった場合、ファンドは、関連する証券の取引およびファンド資金の本国送金を禁止される可能性があり、また、主要オペレーターまたは主要関係者（QFIカストディアンもしくはブローカーを含む。）のいずれかが破産もしくは債務不履行に陥り、かつ/またはその義務（取引の実行もしくは決済または金銭もしくは証券の移動を含む。）を遂行する資格を喪失した場合、ファンドは多額の損失を被る可能性がある。

QFIスキームによる投資には、本国送金リスクおよび流動性リスクが伴うが、これは、市場が国家外為管理局（SAFE）および中国人民銀行（PBOC）の規制を受けるためであり、SAFEおよびPBOCは、投資顧問会社の支配の及ばない措置を講じることがある。関連するQFIに関する規制は、QFIによるオンショア投資およびオンショア資本管理に対する一定の規制上の制限を緩和すべく改正されたが（投資割当枠の制限撤廃および投資収益の本国送金プロセスの簡素化を含むが、これらに限定されない。）、実際にどの程度効果的に実施されるかについては不確実性がある。一方、改正されたQFIに関する規制により、いくつかある観点の中で特に情報開示に関してQFIに対する継続的な監督の強化もなされている。特に、QFIは、その対象となる顧客（QFIスキームにより中国本土の証券に投資するファンドなど）が中国の持分開示規則を遵守することを確保し、かつ、かかる対象となる顧客を代理して要求される開示を行うことを義務付けられている。また、中国証券監督管理委員会（CSRC）は、国内投資に関連するオフショアのヘッジ手段ポジションを報告するようQFIに要求することもある。報告される情報には、該当する場合、ファンドに関する情報が含まれることがある。

また、強制執行措置の性質および将来における規制の変更を予測することはできない。

投資顧問会社の子会社であるアライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドは、QFI資格を取得している。

#### 適格外国投資家

中国国内の証券市場に直接投資することを希望する外国機関投資家は、中国の現行の適格外国投資家（QFI）規則に基づきQFIになることを申請することができる。管理会社または関連会社（以下「QFI保有者」という。）は、中国本土の証券に投資するためにQFI資格を取得する。

QFI制度は、中国本土の当局（すなわち、CSRC、SAFEおよびPBOC）により公布される規則および規制に準拠する。当該規則および規制は、随時変更される可能性があり、以下を含む（ただし、これらに限られない。）。

- ( i ) 2020年9月25日にCSRC、PBOCおよびSAFEにより共同で公布された2020年11月1日を効力発生日とする適格外国機関投資家および人民元適格外国機関投資家による国内証券および先物への投資の管理に関する措置（合格境外機構投資者和人民幣合格境外機構投資者境内證券期貨投資管理辦法）、
- ( ) 2020年9月25日にCSRC、PBOCおよびSAFEにより共同で公布された2020年11月1日を効力発生日とする適格外国機関投資家および人民元適格外国機関投資家による国内証券および先物への投資の管理に関する措置の実施に関する問題に関する規定（關於實施《合格境外機構投資者和人民幣合格境外機構投資者境内證券期貨投資管理辦法》有關問題的規定）、
- ( ) 2020年5月7日にPBOCおよびSAFEにより公布された2020年6月6日を効力発生日とする外国機関投資家による証券および先物への投資の資金に関する規則（境外機構投資者境内證券期貨投資資金管理規定）、および
- ( ) 関連当局により公布されるその他の適用ある規則。

## CIBM

ファンドは、中国銀行間債券市場（CIBM）を通じて債務証券への直接投資または間接投資を行うことができる。CIBMは、中国の2つの主要証券取引所の外にある店頭市場であり、一般に債券価額ベースで中国における総取引高の90%強に相当する。CIBMは、PBOCによる規制および監督を受けている。

CIBMでの取引は、PBOCが公布した関連する規則（公告（2016年）第3号を含むが、これに限定されない。）ならびにその他の上場、取引および運営に関する規則（CIBM規則）に服する。ファンドは、CIBM規則（公告（2016年）第3号（外国アクセス制度）または中国本土と香港の間の相互債券市場アクセスの管理のための暫定措置（政令第1号（2017年））（ボンド・コネクト）など）に従って外国機関投資家としてCIBMに投資することが認められている。

CIBMで取引される主な債務証券としては、国債、社債、債券現先取引、債券貸付、PBOC手形およびその他の金融債務証券が挙げられる。CIBMは整備の初期段階にあるため、時価総額および取引高が、より発展した市場の時価総額および取引高よりも少ない可能性がある。PBOCは、CIBMの上場、取引および機能に関する規則を制定することならびにCIBMの市場運営者を監督することにつき責任を負う。現行のCIBMの下では投資枠の制限はないが、PBOCがかかる制限を公布した場合には、将来、中国からの資金の本国送金にかかる制限が課される可能性がある。将来における中国からの資金の本国送金に対する制限は、ファンドの買戻しに依る能力に影響を及ぼすことがある。

CIBMを通じた取引には流動性リスクが伴う。CIBMで取引される証券の買呼値/売呼値スプレッドは大きくなることがあり、取引高が低迷している証券の場合には大幅に変動する可能性がある。多額の取引および現金化に係る経費がファンドに発生する場合があります。ファンドは、かかる証券を売却するときに損失を被る可能性もある。

証券の引渡しおよび代金の支払の同時履行（DVP）決済が、すべてのCIBMにおける債券取引について中央国債登記結算有限責任公司（CCDC）および上海精算所（SCH）が用いている主要な方法であるが、それでもなお決済リスクが存在する。中国におけるDVPの慣行は、先進国市場におけるDVPの慣行とは異なる場合がある。例えば、決済は、即座に行われるのではなく、数時間以上の遅滞が発生することがある。取引相手方が取引に基づく義務を履行しないか、またはその他CCDCもしくはSCHに起因する不履行が生じた場合には、ファンドは損失を被る可能性がある。

CIBMは比較的新しく、運営歴が浅いため、CIBMへの投資は、規制リスクおよび税金リスクを負う。CIBMに関する適用ある法令および法的要件も同様に新しいため、これらは変更される可能性があり（CIBMでの購入に関する免税を含む。）、それらの解釈および施行には著しい不確実性が伴う。中国の現行の法令、方針および慣行の変更（潜在的に遡及効果のある変更を含む。）も、中国企業およびその証券の取引に影響を及ぼす可能性がある。企業組織、破産および支払不能を規定する中国法により証券保有者に提供される保護は、より発展した国の法律に比べて実質的に劣ることがある。これらの要素は、（個々にまたは組み合わせさせて）ファンドに悪影響を及ぼすおそれがある。

ファンドは、外国機関投資家としてCIBMに投資することができる（後記「外国アクセス制度」および「ボンド・コネクト」を参照のこと。）。これらの方法のいずれについてもCIBM規則に基づく投資枠制限はないが、ファンドのオンショアの決済代理人または登録代理人は、ファンドの投資に関する情報をPBOCに届け出なければならず、重大な変更について届出書類を更新しなければならない。PBOCは、オンショアの決済代理人およびトラストによる取引を監督しており、CIBM規則を遵守しない場合には、トラストおよび/または投資顧問会社に対し取引停止および強制撤退などの行政措置を講じることがある。CIBMの証券は、CIBMで取引を行う事業体が直接的または間接的に保有することができる。

直近の規制の整備としては、2020年9月に、PBOC、CSRCおよびSAFEが共同で外国機関投資家による中国の債券市場への投資に関する諮問案を公表したが、かかる諮問案は、正式に公布された場合、外国人投資家によるCIBMへの投資に係るアクセス申請、保管モデルおよびその他の面に変更をもたらすことになる。

### 外国アクセス制度

この方法により、CIBMへの直接投資を行うことを希望する外国機関投資家は、関連する当局にて関連する届出および口座開設を行うことにつき責任を負うオンショアの決済代理人を通じてかかる直接投資を行うことができる。口座が開設されると、二者間の交渉またはクリック・アンド・ディールにより証券の取引を行うことができる。二者間の交渉は、すべての銀行間商品に適用され、CIBMの統合取引プラットフォームである中国外国為替取引システム&全国銀行間資金調達センター（CFETS）を用いる。ワン・クリック取引は、現物債券および金利デリバティブのみに適用される。

第三者事業者が債券について二者間の値付けを確保するマーケット・メーカーの仕組みが2001年に導入されており、かかる仕組みにより、取引および決済に係る経費を低減することができる。債券取引は、取引毎に自主交渉を通じて二者間取引により行わなければならない。新発債取引の買呼値および売呼値ならびにレボ金利は、取引の当事者が独自に決定しなければならない。両当事者は、通常、債券および資金の受渡しの指示を出し、合意した日に受渡しを行うことを定める。CIBMで取引される債券の種類によって、清算および決済の機関は、CCDCまたはSCHとなる。外国アクセス制度を通じて取引を行う場合、CIBMの証券は、ファンドの現地口座（現在はCCDCまたはSCHのいずれか）の1つにおいてファンドの名義で保有される。

#### CIBMダイレクトRFQ取引

2020年9月、CFETSによりCIBMダイレクトRFQ取引サービスが開始された。かかるサービスの下では、外国アクセス制度に基づく外国人投資家は、値付け依頼（RFQ）を行うことにより国内のマーケット・メーカーとの間の現物債券取引の勧誘を行い、CFETSシステムで取引を確認することができる。外国アクセス制度に基づく新しい取決めとして、CIBMダイレクトRFQ取引は、実施においてさらなる調整がなされる可能性および不確実性が存在する可能性があり、ファンドがCIBMダイレクトRFQ取引の仕組みを通じて取引を行う限りにおいて、ファンドの投資に悪影響を及ぼすことがある。

外国アクセス制度の下では、すべての届出、登録および口座開設は第三者が行わなければならないため、ファンドは、取引相手方リスクおよびオペレーショナル・リスクにさらされる可能性がある。

#### ボンド・コネクト

2017年、2つ目のノースバウンド取引リンクであるボンド・コネクトを外国人投資家が利用できるようになった。ボンド・コネクトとは、中国本土と香港の間の相互債券市場アクセスの管理のための暫定措置（政令第1号（2017年））の通称である。中国本土の当局による規制を受け、ボンド・コネクトは、CFETS、CCDC、SCH、HKExおよび香港証券保管決済機関（CMU）が確立した香港と中国本土の間の相互債券市場アクセスを可能にするものである。適格外国人投資家が取引するすべての債券は、名義人として当該債券を保有するCMUの名義で登録される。

ボンド・コネクトの下では、適格外国人投資家は、PBOCへの登録申請を行うためには、CFETSまたはPBOCが認めたその他の機関を登録代理人として任命しなければならない。香港金融管理局が認めたオフショアの保管代理人（現在はCMU）は、PBOCが認めたオンショアの保管代理人（現在はCCDCおよびSCH）に共同名義人口座を開設しなければならない。

#### 信用格付

ファンドは、中国の現地信用格付機関が信用格付を付与した証券に投資することができる。ただし、かかる機関が用いる格付基準および格付方法は、定評ある国際信用格付機関のほとんどが導入している格付基準および格付方法とは異なることがある。したがって、かかる格付システムは、国際信用格付機関が格付を行った証券と比較するための同等の基準を提供するものではない可能性がある。

#### 城投債

地方政府融資平台（LGFV）が発行する城投債（Urban Investment Bonds）のリスクには、投資先となる事業が資金難に陥るリスクが含まれる。

#### 中国の税制

中国本土の証券への投資は、さらなる税制度の対象となる。例えば、中国居住企業への特定の投資には、源泉徴収所得税が課されることがある。

投資顧問会社は、中国の税制の影響を最小限に抑えるべくファンドの運営を行うつもりであり、かつ、税効果（中国債券の処分により生じたキャピタル・ゲインに対する所得税など）に対処するための措置を講じるつもりであるが、ファンドは中国の法人所得税の対象となると中国がみなす可能性がある。これは、利息、配当およびキャピタル・ゲインに対する税金などの様々な影響をもたらす。

#### 回転率リスク

ファンドは積極的な運用を行い、市況に反応する場合には、ファンドの回転率が100%を超えることもある。ファンドの回転率の上昇は、ファンドおよびその受益者が負担すべき仲介手数料その他の費用を増やす。高い回転率はまた、結果的に多額の短期売却益を実現し、これが分配される場合に受益者が課税されることがある。

さらに、ファンドは、その買付が行われる特定国において投資者に帰属する回転率が他に比べて上昇することがある。かかる活動はファンドの運用成績および長期的投資家の利益に悪影響を及ぼし得る。特に多額の米ドル建て額を含む受益証券の過剰な買付および買戻しまたは交換から生じるボラティリティが、ファンドの効率的な運用を損なうことがある。特に、ファンドは、受益者に流動性を提供するためその資産のいずれの部分も現金で保持すべきか予測できない場合、長期的投資戦略の実施が困難になることがある。また、受益証券の過剰な買付および買戻しまたは交換により、ファンドが短期売買に対応するため不都合に多額の現金持高を維持しなければならないことがある。また、ファンドの受益証券の過剰な買付および買戻しまたは交換により、ファンドが短期売買に対応するための現金調達を目的に不適当な時期に組入証券を売却しなければならないことがある。さらに、一または複数の受益者が過剰な買付および買戻しまたは交換業務に従事している場合、ファンドが負担する費用が増えることがある。例えば、短期売買により投資対象を換金せざるをえないファンドは、投資上の利益を得ずに仲介料および税金の負担が増加することがある。同様に、ファンドは、複数の形態の短期売買に付随する資産レベルと投資上のボラティリティにより、管理事務費用をさらに負担することがある。

#### 金融商品リスク

##### デリバティブ・リスク

ファンドはデリバティブを利用することができるが、これは、その価値が裏付けとなる資産、参照レートまたは指数の価値に依拠または由来する金融契約である。投資顧問会社は、時に、他のリスクの軽減を企図する戦略の一環としてデリバティブを利用する。しかしながら、概して、ファンドは、収益を得るため、利回りを向上させかつ組入証券をさらに分散させるための直接的投資としてもデリバティブを利用することがある。取引の相手方の信用リスク等のその他のリスクに加え、デリバティブはプライシングおよび評価が困難となるリスク、ならびにデリバティブの価値の変動が関係する裏付け資産、レートまたは指数と完全に連動しないことがあるリスクを伴っている。

投資顧問会社等の経験豊かな投資顧問によるデリバティブの賢明な活用は、組入証券の効率的な運用を促進しかつ一定のリスクを軽減するとともに、裏付けとなる資産を直接購入することなく一部市場への投資を増やすことができるが、デリバティブはまた、従来の投資手法の提示したリスクとは異なるリスク、また一定の場合にはかかるリスクより大きいリスクを伴う。下記は、投資者がファンドに投資する前に了解しておくべき、デリバティブの活用に関する重要なリスク要素および問題点についての一般的な説明である。

- ・ 市場リスク - これは、あらゆる投資に付随する一般的リスクで、特定の投資対象の価値の変動により、ファンドの利益を害するものである。
- ・ 運用リスク - デリバティブ商品は、株式および債券に関連するリスクとは異なる投資技術およびリスク分析を要する高度に専門的な投資手法である。デリバティブ取引の成功は、投資顧問会社が価格動向、金利動向または為替相場動向を正確に予測する能力に左右される。価格、金利または為替相場が予想外に変動した場合、ファンドは取引について予想した利益を達成できないことがあるか、または損失を被り、これにより当該戦略を利用しなかった場合よりも悪い状況に陥ることがある。デリバティブの利用は、あらゆる可能性ある市況においてデリバティブの実績を監視することによる助力もなく、裏付け証券のみならず

デリバティブそれ自体についての理解を必要とする。特に、デリバティブの利用およびその複雑性によって、実行取引を監視するための適切な管理の継続、デリバティブによりファンドに追加されるリスクの評価能力および価格、金利または為替レートの変動の正確な予測能力が要求される。

- ・ 信用リスク - これはデリバティブ契約の要項を遵守するために、デリバティブの他の当事者（通常、「取引の相手方」という。）の不履行の結果としてファンドが損失を蒙ることがあるというリスクである。各取引所で取引されるデリバティブの発行体または取引の相手方である決済機関が履行を保証するため、取引所でのデリバティブの信用リスクは、取引所外でのプライベート取引によるデリバティブに比して、概して小さくなっている。こうした保証は、信用リスク全般を減じる目的で決済機関が運用している日払いシステム（即ちマージン要件）によるサポートを受けている。取引所外でのデリバティブについて、同様の決済機関による保証は存在しない。このため、投資顧問会社は、潜在的な信用リスクを検討する際、取引所外でのデリバティブの取引の各相手方の信用度を考察する。
- ・ 流動性リスク - 特定の投資対象の売買が困難である場合に、流動性リスクが存在する。デリバティブ取引が格別到大規模であるかまたは当該市場が（多くの取引所外でのデリバティブの場合の様に）流動性を欠く場合、有利な価格で取引を開始し、または持高を現金化することが不可能なこともある。
- ・ レバレッジ・リスク - ワラント、オプションおよび多くのデリバティブは（利用される限度において）レバレッジの構成要素となるため、裏付けとなる資産、金利または指数の価値またはレベルの不利な変動の結果、ワラント、オプションまたはデリバティブそれ自体に投資された金額を実質的に上回る損失を生じることにも発生する。スワップの場合、当事者が初期投資を行っていない場合でも、損失リスクは、一般に、名目上の元金額に対応する。一定のデリバティブは、初期投資の規模に関わりなく、無制限の損失を蒙る可能性がある。
- ・ その他のリスク - デリバティブの利用におけるその他のリスクには、デリバティブのプライシングの誤りまたは不適当な評価、ならびにデリバティブが裏付けとなる資産、金利および指数と完全に相関できないというリスクが含まれる。多くのデリバティブ、特に取引所外でのデリバティブは複雑であり、しばしば主観的に評価される。不適当な評価により、取引の相手方に対する現金支払額が増大し、またはファンドが価値を損失することになる。デリバティブは、追求すべき資産、金利または指数の価値と、必ずしも完全にまたは高度に相関しまたはこれに従うものではない。結果として、ファンドによるデリバティブの利用は、必ずしも、ファンドの投資目的を推進するための有効な手段とはならず、また時にはかかる推進を妨げるものとなる。

#### 現先 / 逆現先売買契約のリスク

ファンドが現先売買契約および逆現先売買契約を用いる場合、ファンドは、取引相手方が債務不履行に陥るなどの取引相手方リスクを負う。取引相手方による債務不履行は、証券の売却代金が当該取引相手方が借り入れた現金を返済するのに不十分である限りにおいて、または取引の一環としてファンドが受領した現金が当該取引相手方が返還すべき証券を返すのに不十分である限りにおいて、ファンドが損失を被ることにつながるおそれがある。

#### 店頭デリバティブ取引相手方リスク

上記のデリバティブに関する一般的リスクに加え、店頭デリバティブ市場の取引は、下記の特別リスクを伴うことがある。

- ・ 規制の欠如、取引の相手方の不履行 - 一般に、店頭市場（通貨、先渡し、直物およびオプション契約、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップならびに一定の通貨オプションは、通常、かかる市場で取引される。）における取引について、組織された取引所で実行される取引に比べ、政府による規制および監督が緩和されている。さらに、一部の組織された取引所で参加者に提供される保護（取引所の決済機関の履行保証等）の多くが、店頭取引については提供されないことがある。そのため、店頭取引を実行するファンドは、その直接の取引の相手方が取引上の義務を履行しないリスクおよびファンドが損失を被るリスクを負うことになる。ファンドは、信用力があると考えられる取引の相手方とのみ取引を実行し、一部の取引の相手方から信用状または担保を受け取ることにより当該取引に関連して生じる

スク負担を軽減することができる。ただし、トラストが取引の相手方の信用リスクを減じるための施策の実行に努めたとしても、取引の相手方が不履行に陥らないまたは結果としてトラストが損失を被らないとの保証はない。

- ・ 流動性、履行請求 - その時々、トラストが取引を実行する取引の相手方は、一部商品について値洗いまたは相場立てを停止することがある。かかる場合、トラストは、通貨、クレジット・デフォルト・スワップもしくはトータル・リターン・スワップについて希望する取引を実行できないことがあるか、またはオープン・ポジションについて相殺取引を実行できないことがあり、これがトラストの運用成績に悪影響を及ぼすことがある。さらに、取引所で取引される商品とは対照的に、通貨の先渡し、直物およびオプション契約について、投資顧問会社は、トラストの債務を同等取引および反対取引を通じ相殺することはできない。このため、トラストは、先渡し、直物またはオプション契約を締結する際、契約に基づくその義務の履行を請求されることがあり、また履行しなければならない。
- ・ 取引の相手方との取引関係の必要性 - 上記のように、店頭市場への参加者は、通常、取引の相手方がマージン、担保、信用状またはその他の信用補完を提供しない限り、参加者自らが十分に信用力があると確信する取引の相手方とのみ取引を実行する。トラストおよび投資顧問会社は、トラストが店頭市場およびその他の相対市場（適宜、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップおよびその他のスワップ市場を含む。）で取引を実行できるように多くの取引の相手方との業務関係を確立し得ると考えているが、トラストがこれを実行できるとの保証はない。かかる関係を築くことまたは維持することができないことにより、トラストの取引の相手方の信用リスクが増大し、トラストの運営が制限される可能性があり、またトラストが投資活動を停止するかまたは当該活動の大部分を先物市場で行わざるを得ない可能性がある。さらに、トラストが当該関係の樹立を期待する取引の相手方が、トラストに対する信用供与を継続する義務を負わないことになり、当該取引の相手方がその裁量によりかかる信用供与の削減または終了を決定する可能性がある。

#### 仕組み商品リスク

仕組み商品は、従来型の債務証券に比べて、変動性が高く、市場リスクも大きくなる可能性がある。特定の仕組み商品の構造により、当該仕組み商品について定められた条件によってベンチマークの変動が増幅され、当該仕組み商品の価格に従来より一層劇的かつ多大な影響を及ぼす可能性がある。仕組み商品の価格とベンチマークまたは裏付け資産の価格が同じ方向または同じ時期に変動するとは限らない。仕組み商品は、複雑ではない証券または商品もしくは従来型の債務証券より、流動性に欠け、より難解である。かかる投資リスクは多であり、場合によっては、元本すべてがリスクにさらされる。

#### 債務証券リスク

##### 債券のリスク - 全般

債券に投資されるファンドの純資産総額は、金利および為替相場の変動ならびに発行体の信用の質の変化に応じて変化する。一部のファンドは、保有している債券の一部に関する値下がりおよびキャピタル・ロスの換金に係るリスクを回避できない場合、高利回りの債券に投資することがある。さらに、同等の信用力を有する中程度および低格付ならびに無格付の債券は、高格付の債券より大きい利回りおよび時価の変動により影響を受けることがある。

##### 債券および金利

ファンドの受益証券の価額は、ファンドの投資対象の価値とともに変動する。債券に対するファンドの投資の価値は、一般的金利水準の変動につれて変化する。金利低下局面では債券の価格は一般に値上がりするものの、金利の低下が景気後退の前兆とみなされる場合には組入証券の価格は金利とともに下落することがある。反対に、金利上昇局面では債券の価格は一般に値下がりする。金利の変動は、満期までの期間およびデュレーションが短い債券に比べ、これらがより長期である債券により大きな影響を及ぼす。

##### 債券および期限前償還

特に高金利で発行される多くの債券は、発行体が期限前に償還できることを定めている。発行体は、金利の低下時に度々かかる権利を行使する。従って、払込請求されまたは期限前償還され得る証券の所持人は、金利の低下局面で他の債券ほど値上がりにより十分な利益を得られないことがある。さらに、かかるシナリオでは、ファンドは当該時の利回り（償還される証券により支払われる利回りを下回ることがある。）でペイオフ代金を再投資することができる。期限前償還はプレミアム付で購入した証券について損失を生じることがあり、額面価格で行われる予定外の期限前償還により、ファンドは未償却プレミアムに相当する損失を被ることになる。

#### 格付機関

格付機関が将来講じる措置により、債券の市場価格または流動性が悪影響を受ける場合があり、また、格付機関は、いつでも、公表している格付基準または方法を変更することなく、各クラスの証券に付与した格付を引き下げ、または撤回することがある。かかる不履行の結果として格付の変更または撤回が生じた場合、債券の流動性および価格が悪影響を受ける可能性がある。

#### 偶発転換社債（CoCo債）リスク

CoCo債は、比較的に検証されておらず、その収益の支払は取り消されるかまたは停止される可能性があり、株式と比べて損失の影響を受けやすく、期間延長リスクおよび流動性リスクを伴い、ボラティリティが高くなる可能性がある。

CoCo債は、資金調達の有効的な手段として主に世界の金融機関により発行される偶発債券の一種である。CoCo債は、変動利付きの永久債であるその他Tier 1債券として発行され（AT1 CoCo債）、または、法定償還日のある固定利付きのTier 2債券として発行される（T2 CoCo債）。CoCo債は、通常は劣後し、通常の状態においては債務証券のように反応するが、特定のトリガー事由が発生した場合は、株式に転換され、かつ/または、（完全または部分的に）評価減となる。

CoCo債は、その特徴および構造によっては、以下の追加のリスクにさらされる可能性がある。

#### 繰上償還の延期

AT1 CoCo債は、発行金融機関にとって永久資本の一種であり、発行体の規制監督機関の承認を得た場合に限り、あらかじめ定められた水準で繰上償還が可能である。したがって、（繰上げ償還されなければ永久債である）AT1 CoCo債が繰上償還日に繰上償還されると想定することはできない。この理由およびその他の理由により、ポートフォリオがこれらの種類のCoCo債に関して支払われる元本のリターンを受領するという保証はない。

#### 資本構造の逆転

CoCo債は、一般的に、発行体の資本構造において従来の転換社債に劣後する。一定のシナリオにおいて、CoCo債の投資家は、発行体の株主がほとんど資本の損失を被っていない場合にも資本の損失を被る可能性がある。

#### 転換

従来の転換社債は投資家の選択により転換可能であり、当該社債の投資家は一般的に発行体の株価が行使価格より高い場合に転換するのに対し、CoCo債は、投資家の選択により転換されない。その代わりに、CoCo債は、発行体が危機に陥っている際に転換される傾向がある。また、CoCo債は、規制機関の裁量によりまたは特定のトリガー事由が発生した場合に強制的に転換可能である。CoCo債は、あらかじめ定められたトリガーに違反した場合、突然の価値の下落に見舞われる可能性がある。かかるトリガー事由による転換は、発行体の株価がCoCo債が発行されたかまたは購入された時点よりも下がった場合に発生する可能性がある。発行体の株式への転換の場合、投資顧問会社は、関連するポートフォリオの投資方針の遵守を確保するために、これらの株式の一部または全部を売却しなければならない可能性がある。

#### 利払いの取消し

CoCo債（AT1およびT2の両方）は、発行金融機関がトリガー水準に達した場合に転換および評価減の対象となる一方で、AT1 CoCo債に関しては、企業の継続性に懸念が生じる状況において、利払いの取消しという形で投資家にとって追加のリスクの源泉が存在する。AT1 CoCo債に関する利払いは完全に裁量的であり、いずれか

の時点において、何らかの理由により、また、期間を問わず、発行体により取り消されまたは延期される可能性がある。AT1 CoCo債に関する利払いの取消しは、債務不履行事由とはならない。取り消された支払は累積されず、免除される。このことは、AT1 CoCo債の評価における不確実性を大幅に増大させ、リスクのミスマッチにつながる可能性がある。また、とりわけ、AT1 CoCo債の投資家は、その利払いが取り消されまたは延期される一方で、発行体とその普通株式に関する配当および／または発行体の資本構造においてより高いその他の債務の利息を引き続き支払う状況に直面する可能性がある。

#### 金融セクターの集中

CoCo債は、政府および（潜在的には）国際的な多くの規制機関の監督に服している世界の金融機関、特に銀行によって主に発行されている。これらの世界の金融機関は、市場動向により悪影響を受ける可能性があり、再編成、その他の金融機関との合併、完全もしくは部分的な国有化を強いられ、政府介入の対象となり、または、破産もしくは倒産する可能性がある。これらの各事由は、当該金融機関により発行される証券、特にCoCo債に影響を及ぼす可能性があり、投資家への支払の混乱もしくは完全な取消し、債務の転換および／または資本損失を生じさせる可能性がある。

#### 流動性

CoCo債は、比較的新しい商品であり、限られた数の金融機関のみにより発行されている。また、CoCo債は革新的な商品であるため、CoCo債の流通市場は、CoCo債に投資するのに十分な知識および経験を有する投資家に限られている。したがって、CoCo債の市場価格および全体的な流動性は変動する可能性があり、このことは、CoCo債の価値の損失をもたらす、ポートフォリオが合理的な期間内にCoCo債を売却できないことにつながる可能性がある。

#### トリガー事由

CoCo債は、トリガー事由を受けて転換される可能性がある。転換につながるトリガー事由は、英文目論見書または各CoCo債の発行に関連するその他の募集文書において開示されている。トリガー事由は、機械的なもの（例えば、発行体の自己資本比率に基づくもの）など様々な種類があり、または、規制監督機関の裁量的な決定に服する可能性がある。例えば、トリガー事由は、銀行規制当局が特定のCoCo債の発行体がもはや存続可能ではない、つまり、当該債券が「実質破綻認定時点」（PONV）において「ペイルイン可能」であると決定した場合に発生する可能性がある。トリガー事由は、個々のCoCo債および同一のまたは異なる発行体の中で異なる可能性がある。したがって、例えば、発行体の自己資本比率に基づくトリガー事由の実際の発生は、かかる比率およびCoCo債のあらかじめ定められたトリガーの間のいずれかの時点における距離と相関関係にある。このため、投資顧問会社は、CoCo債に投資するポートフォリオを代理して、トリガーに対して発行体が有している自己資本の金額を理解し、これを監視する必要がある。これらのおよびその他の不確実性により、投資顧問会社は、いずれかの時点においてトリガー事由が発生するかどうか、および、特定のCoCo債が転換時にどのように反応するかを含め、かかるトリガー事由が正確に何を伴うのかを評価することが困難である可能性がある。

#### 未知／革新

CoCo債は革新的であり、金融セクターにとっての危機の時期を含むさまざまな市場シナリオにおいて完全に検証されていない。ストレスのある環境において、CoCo債の基本的な特徴が検証された場合に、それらがどのように機能するかは不確実である。初期の段階では、トリガー事由によるCoCo債の転換は、それが単独または単発のものである場合も、資産クラス全体に対するボラティリティを生じ、価格に対する下方圧力、評価問題および非流動性につながる可能性がある。

#### 償却

CoCo債の元本金額の一部または全部は、発行体による損失吸収策として償却される可能性がある。

#### 利回り／評価

魅力的な利回りは、その開始以来、CoCo債市場の成長をもたらしており、これは複雑性プレミアムであるともみることができる。同一発行体のより格付けの高い銘柄またはその他の発行体の類似の格付けの銘柄と比べて、CoCo債は、利回りの観点から有利である傾向がある。しかし、トリガー事由による転換のリスクまたは

AT1 CoCo債については利払いの取消しのリスク等、CoCo債に関連する基本的なリスクを投資家が十分に検討しているかどうかは依然として不確かである。

英文目論見書における各ポートフォリオの詳細に別段の記載がない限り、ポートフォリオは純資産の5%を超える額をこの種の商品に投資することは禁止されている。

#### 信用リスク - ソブリン債

ソブリン債に投資することにより、ファンドは、様々な国の政治、社会および経済の変動の直接的または間接的結果にさらされる。ある国の政変において、当該国の政府の債務の適時支払を実行または準備しようとする積極的対応に影響することがある。特にインフレ率、対外債務の額および国内総生産に反映される国家の経済状態はまた、政府の債務返済能力に影響を及ぼす。

政府の適時に債務を返済する能力は、発行体の輸出の実績を含む国際収支ならびに国際的な信用および投資へのアクセスにより、相当な影響を受けがちである。ある国が米ドル以外の通貨で輸出品の支払を受ける限度において、当該国の米ドル建ての債務の支払能力は、悪影響を受けることになる。ある国が貿易赤字を増加させる限度において、当該国は、当該国以外の国の政府、国際機関または民間の商業銀行からの継続的ローン、当該国以外の国の政府からの補助金および当該国以外の国からの投資の流入に依存する必要を生じる。当該国がこうした形態の当該国外からの資金調達方法にアクセスすることは確実ではなく、また当該国外からの資金調達の取消しは、政府の債務の支払能力に悪影響を及ぼすことになる。さらに、こうした債務の大部分は、グローバルな利率に基づき定期的に調整される金利が付されているため、債務の返済費用が、グローバルな金利の変動により影響を受ける可能性がある。

ファンドは政府機関および国際機関の債務に投資することができるが、かかる機関の流通市場は限定されているかまたは確立されていないことがある。流通市場の流動性の減少は、ファンドの流動性要件を充たすためまたは発行体の信用の悪化等の特別な経済的事由に対応して必要な場合に、特定証券を売却する際の価格およびファンドの能力に悪影響を及ぼすことがある。一定のソブリン債についての流通市場の流動性の減少は、ファンドがその組入証券を評価するため正確な市場相場を得ることをより困難にすることもある。多くのソブリン債の市場相場は、概して、限られた人数のディーラーからのみ入手することができるが、かかる相場が必ずしもこれらディーラーの確定買い呼び値または実際の売買価格を表示しているとは限らない。

ファンドは、一定のソブリン債の不履行の場合に法的請求を限定されることがある。例えば、政府機関の一定の債務不履行からの救済は、民間債務の場合とは異なり、履行を怠っている当事者自身の裁判管轄で法的手段をとらなければならない場合がある。そのため、法的請求は著しく減少することになる。ソブリン債の発行体に適用される破産法、支払猶予法およびその他類似の法律は、民間債務の発行体に適用されるものと大幅に異なることがある。ソブリン債の発行体が債務要項を充足する旨の意思を表明する政治的な状況は、かなり重要である。その上、商業銀行債務の所持人が、商業銀行の貸付契約に基づく債務不履行の場合、当該国以外の国の政府の発行した証券の所持人と支払について争わない旨保証することはできない。

さらに、国際機関の債務に対するファンドの投資は、一または複数の加盟国政府が特定の国際機関に対し必要な資本拠出を行わず、その結果当該国際機関がファンドの保有するその債務についてその債務を履行し得ないという追加リスクを負っている。

#### 信用リスク - 法人債務

ファンドは、企業およびその他機関により発行される債務に投資することにより、特定の発行体が当該債務についてその支払債務その他を履行しないことがあるというリスクを負っている。さらに、発行体の財政状態に悪化が生じ、その結果としてIRSOにより当該発行体およびその債務に対し割り当てられる信用格付が引き下げられ、投資不適格になる可能性がある。かかる財務状況の悪化または信用格付の低下により、発行体の債務の価格ボラティリティが増大するとともに流動性が悪影響を受け、当該債務の売却がより困難になることがある。

## （２）リスクに対する管理体制

### 管理会社

管理会社は、ファンド内のポジションのリスクおよびファンドの全般的リスク特性に対するこのようなポジションの影響に関して管理会社が常に監視と測定を行うことを可能にするリスク管理手続をトラストに関して使用し、または投資顧問会社がこのようなリスク管理手続をトラストに関して確実に使用するように取り計らう。

金融デリバティブに関しては、店頭デリバティブの価値に関する正確かつ独立の評価を確保すると共に、全世界におけるファンドの金融デリバティブに係るリスク・エクスポージャーが本書、2010年法および関連するCSSFの告示に規定された限度を超過しないようにすることを意図してリスク管理手続が設計されている。

全世界におけるリスク・エクスポージャーは、原資産の時価、相手方リスク、将来の相場の変動およびポジションの換金に必要な時間を勘案して計算される。

ファンドは、ファンドの投資目的および投資方針ならびに本書の投資制限に記載された制限に従って金融デリバティブへの投資を行いうる。譲渡性のある証券または短期金融市場商品がデリバティブを組み込んでいる場合、このような制限を遵守する際には、かかるデリバティブが考慮されなければならない。

### 投資顧問会社

#### コンプライアンス（法令遵守）の監視

世界中に子会社を擁する投資顧問業者として、投資顧問会社の業務は、米国連邦政府および州政府ならびに米国以外の各国政府により広く規制されている。従って、投資顧問会社は、法令上要求される遵守事項に関する方針および手続について多くの規定を設けてきた。これらの方針には、特に、従業員による個人取引、議決権の代理行使、手数料配分、インサイダー取引、マーケティングと広告、関係会社との取引、注文配分、投資機会割当、投資ガイドラインの遵守および倫理規定が含まれている。コンプライアンスに関する方針は、グローバル・チーフ・コンプライアンス・オフィサーにより管理され、同役員は、グループのゼネラル・カウンセルに報告する。

様々な事業分野（ポートフォリオ運用、オペレーション、テクノロジー、法令遵守、リスク管理、監査および販売を含む。）の代表者は、戦略が適切かつ承認された方針および手続に従って運用されていることを確保するため、様々なリスク監視委員会に出席する。特定の国々・地域を対象とするリスク委員会もあれば特定の資産クラスを対象とするものもある。新商品および新戦略委員会は、新商品の承認を管理する。

ポートフォリオは、コンプライアンスおよびリスク・チーム等から監督を受けてポートフォリオ運用チームにより、日々モニターされる。チームは、すべての規制上の制限内にポートフォリオを維持し、ポートフォリオの規定された投資方針・投資戦略から逸脱しないようにするため、取引の際にはシステムで自動的に事前および事後の確認を行う。同様の戦略の口座間で適切なパフォーマンスおよびエクスポージャーの共有を確保するため、定期的精査が行われる。さらにリスク管理チームは、ポートフォリオの制限および目的に整合するように、合理的に分散されたリスク・エクスポージャーのバランスを確保するため、定期的に精査する。

#### 内部監査

投資顧問会社の内部監査部門（「監査部門」）は、投資顧問会社の取締役会と上席執行役員に対し、投資顧問会社の内部管理に関する独自の査定を提供するよう包括的監査責任を課されている。監査部門は、投資顧問会社の財務、運用およびシステム/テクノロジー環境を評価して、リスクを見極めるとともにこうしたリスクを軽減するための管理・運営を補助し、投資顧問会社の商品とサービス（トラストを含む。）のすべてを支える上記の機能を精査する。個々の口座または商品に特有の精査は、通常行われない。

内部監査の結果を詳述する監査報告書は、妥当な処置が確保されるように上席執行役員、各地域の執行役員および取締役会の監査委員会に配布される。

投資顧問会社は、外部の監査法人プライスウォーターハウスクーパース・エルエルピーにより毎年監査を受ける。

以上のリスクに対する管理体制は以下のように要約される。

管理会社は、ファンドにおけるポジションのリスクおよびファンドの総合的なリスク要因の影響力を監視・測定することができるリスク管理方法を採用し、また投資顧問会社がこのようリスク管理方法を採用することを確保する。投資顧問会社内においては、ポートフォリオ運用チームがそれぞれの関連するポートフォリオ内のリスク管理について一次的な責任を有しているが、その一方で、投資顧問会社には、広範な内部調査および評価の一環として、ポートフォリオ運用機能からは独立した監視を行う複数のチームが存在する。かかる独立したチームには、以下のものがある。

コンプライアンス部門	内部に定められているポートフォリオ運用指針およびその他の指針ならびに適用ある法令の遵守の確保を追求する。
リスク管理部門	信用リスクおよび取引相手方リスクを含む業務リスク等を監視・評価することを追求する。
内部監査部門	特に、投資顧問会社の社内規程および手続の遵守を評価する。

### レバレッジ

投資顧問会社は、ファンドの投資戦略の実行において、銀行借入を利用しない予定である。ポートフォリオの想定レバレッジ水準は、純資産総額の0%から150%の範囲である。想定レバレッジ水準は、ポートフォリオにより保有される金融デリバティブの想定元本の合計額として計算される。2011年5月30日付CSSF告示11/512に従って、かかる計算手法は、特定の金融デリバティブがポートフォリオの投資リスクを増減することを考慮せず、また金融デリバティブを反対ポジションで相殺することを認めない。受益者は、（ ）想定レバレッジ水準より高くなることが、自動的に投資リスクがより高くなることを意味するものではないこと、および（ ）上記に開示されるレバレッジ想定水準が、ヘッジ目的およびポートフォリオの有効な運用のためのデリバティブ手法により主としてもたらされるものであることに留意すべきである。また、ポートフォリオの実際のレバレッジは、上記に記載されるレバレッジ想定水準を外れることがある。

### リスク管理

ファンドは、日本証券業協会および一般社団法人投資信託協会の規則に従い、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社または投資顧問会社が定めた合理的かつ適切な方法に反することとなる取引を行わない。信用リスクは、UCITS指令に準拠するリスク管理方法に従い管理される。

投資顧問会社は、ファンドについて、グローバル・エクスポージャー（市場リスク）を監視するバリュー・アット・リスク（「VaR」）手法を用いる。ファンドのグローバル・エクスポージャーは、純粋なVaR手法により評価され、VaR手法に従って、ファンドのVaRは、純資産総額の20%を超えないものとする。

### ベンチマーク

ファンドのベンチマークはブルームバーグ・グローバル1 - 3年国債インデックス（米ドルヘッジ）である。ファンドは、パフォーマンスの比較にベンチマークを使用する。ファンドはアクティブ運用されており、投資顧問会社はファンドの投資戦略を実行する際、当該ベンチマークに制約されない。ファンドは、一定の市況において、投資顧問会社の全面的な裁量に基づき、当該ベンチマークの構成銘柄の相当部分を保有することができるが、当該ベンチマークのすべての構成銘柄を保有するわけではなく、また、構成銘柄の一部ではない証券を保有することもできる。

### デリバティブ取引のリスク管理

ファンドは、金融商品取引法第2条第20項に定めるデリバティブおよびこれに類する取引（新株予約権証券、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券買および商品投資等、日証協選別基準に定めるものをいう。）（以下「デリバティブ取引等」と総称する。）を、ヘッジ目的のほか、ヘッジ以外の

目的により行うことができる。デリバティブ取引等は、UCITS指令に準拠するリスク管理方法に従い管理される。

ファンドのデリバティブについて、UCITS指令への準拠に基づくリスク管理方法を採用している。

### (3) 利益相反

管理会社、投資顧問会社、保管受託銀行、管理事務代行会社、販売会社およびその他のサービス提供会社ならびにその関連会社、取締役、役員および受益者は、トラストの運用および運営に利益相反を生じるその他の金融、投資および専門的行為に関与せず、また関与することができない。かかる行為には、その他の投資信託の運用、証券の売買、仲介業務、保管および保護預かり業務ならびにファンドが投資を行う会社を含むその他の投資信託またはその他の会社の取締役、役員、顧問または代理人として行為することを含む。各当事者は、その関係業務の遂行に、各当事者がその関与により障害が発生しないことを保証する。利益相反が生じた場合、管理会社のマネジャーおよび該当事者は、合理的な期間内にトラストの利益のため、これを公正に解決すべく努力する。

投資予定者は、また、トラストがABを含む多数の現実的および潜在的な利益相反にさらされることになると認識することを要する。利益相反はAB内の関係に伴うものであるが、現実的および潜在的な利益相反が存在するため、まれにトラストに不利益をもたらす影響を及ぼすことがあることがある。かかる場合、投資顧問会社は、潜在的な利益相反が発生し得る投資を引き受ける際、他の顧客に対する自己の義務を可能な限り考慮しつつ、投資顧問契約に基づくその義務および、特にトラストの最善の利益となる行為の遂行義務を考慮する。利益相反が発生した場合、投資顧問会社は、これを公正に解決すべく努力する。かかる利益相反は下記を含むが、これらに制限されない。

- ・ **投資顧問会社により運用される他の投資信託** 利害関係者は、同じ投資を他の顧客のために行い、トラストのために行わない場合がある。投資顧問会社自体が、または共同経営もしくは管理によるかまたは資本もしくは議決権の10%以上を直接的もしくは間接的に保有することにより投資顧問会社と関係がある会社が、既に直接的または間接的に運用しまたは助言した投資信託に投資する場合、投資顧問料の二重の請求を避けるためまたはかかる請求を有効に排除するための十分な規定が設けられている旨の条件にのみ基づき、当該投資が実行される。さらに投資顧問会社またはその他の法人は、当該投資の取得または売却に関わる販売・買戻し手数料は請求しない。
- ・ **顧客の割当** 利害関係者は、同じ投資を他の顧客のために行い、トラストのために行わないことができる。さらに、トラストのためおよびトラストの他の顧客の勘定で、同時に同一証券への投資を行うことが適切であると、投資顧問会社が考える限度において、トラストは、その希望する規模の証券の割当を受けることができないか、または当該証券についてより高い価格の支払を行うかもしくは低い利回りを受けざるを得ないことがある。割当は投資顧問会社が公平であるとみなす方法で行われ、勘定の規模または売買額および関連するとみなされる他の要因が考慮される。
- ・ **他の顧客に対するサービス** 利害関係者は、トラストとの間または、手数料を受領・保持するトラストの投資対象の発行会社との間で、公正に、金融、銀行、通貨、助言（企業財務関連助言を含む。）業務またはその他の取引を行うことができる。
- ・ **クロス・トレード** 利害関係者は、適用ある法律により許容される範囲で、その顧客との間の証券のクロス・トレードならびにその顧客および投資顧問会社が資産運用業務の提供を行わない関係会社の仲介業者との間のクロス・トレードを行うことができる。投資顧問会社がトラストを一方の当事者としてクロス・トレードを実行する場合、投資顧問会社は、トラストおよびその他のクロス・トレード当事者の両者のために行い、その結果、かかる当事者への忠誠度を潜在的利益相反のもとで分けることがある。当該忠誠度の潜在的利益相反のもとでの分割に対処するため、投資顧問会社は、クロス・トレードの当事者が一方の当事者に対して不当に有利または不利とならないよう、クロス・トレードに関する方針および手続を設定している。すべてのクロス・トレードは、当該時点の公正な市場価格で、代理として実行され、その他

投資顧問会社の信託責任に合致している。前記の行為は、トラストに対する責任を履行するために投資顧問会社またはそのプリンシパルが必要とする時間のコミットメントを実質的に害するものではない。

- ・ **トラストとの売買** 利害関係者は、トラストとの間で投資対象の売買を行うことができる。ただし、( ) 売買の時点で買主もしくは売主が開示されていない場合または売主および買主が互いに確認されていないその他の状況においては、売買は、公式証券取引所またはその他の組織的市場で実行され、または( ) 当該売買の要項が、公平に実行され、かつ当該売買の実行前に管理会社の取締役会により承認されているものとする。
- ・ **関係ブローカー/ディーラーとの取引** 投資顧問会社は、通常の業務において、最善の業務遂行基準に基づきファンドのために取引を実行すべき投資顧問会社の義務に従い、関係ブローカー/ディーラー(サンフォードC・バーンスタイン・アンド・カンパニー・エルエルシーおよびサンフォードC・バーンスタイン・リミテッドを含む。)の仲介サービスを利用することができる。
- ・ **ソフトダラー協定** 現在、管理会社はソフトダラー・コミッションを受け取らないまたはその協定を締結していないが、投資顧問会社は、株式に投資するトラストのファンドについてブローカーとの間でソフトダラー・コミッションを受け取り、またその協定を締結しており、これに関連し、投資判断プロセスの支援に用いられる一定の商品およびサービスが受領された。ソフト・コミッションの協定は、ファンドのための取引の実行が最善の業務遂行基準と一致し、仲介料率が通常の機関のフルサービス仲介料率を超えないとの前提に基づき締結された。受領される商品およびサービスには、専門的な業界、会社および消費者の調査、組入証券および市場の分析ならびに当該サービスの交付に用いられるコンピュータ・ソフトウェアが含まれる。受領される商品およびサービスの性質として、協定に基づき提供される利益はトラストに対する投資サービスの提供を助けるものでなければならず、またトラストの実績の改善に貢献し得るものである。疑義を避けるため、当該商品およびサービスには、旅行、宿泊設備、娯楽、一般的管理商品もしくはサービス、一般的事務所設備もしくは建物、会費、従業員の給与または直接的金銭の支払を含まない。ソフト・コミッション協定の開示は、トラストの定期的報告書において行われる。
- ・ **調査** トラストの主要なポートフォリオ理論は、利害関係者により採用された株式、信用、定量、経済および仕組み資産債券のリサーチ・アナリストならびにその他の調査機関により提供される予測情報を斟酌することができる。従って、トラストの投資に関する収益および配当金の見積額は、利害関係者機関のリサーチ・アナリストの評価と異なることがある。さらにトラストのための投資顧問会社の売買行動は、利害関係者機関のリサーチ・アナリストの推奨と異なることもある。
- ・ **独立法律顧問の不在** トラストは、米国法に関しては、デカート・エルエルピーを法律顧問とする。トラストは、ルクセンブルグ法に関しては、エルヴィンガー・ホス・プリュッセン・ソシエテ・アノニムを法律顧問とする。デカート・エルエルピーおよびエルヴィンガー・ホス・プリュッセン・ソシエテ・アノニムは、利害関係者およびトラスト(いずれか該当する一方)の独立した法律顧問として行為するため、ABにより選任されている。デカート・エルエルピーおよびエルヴィンガー・ホス・プリュッセン・ソシエテ・アノニムは、ABおよびその関係会社により運用される特定のその他の投資信託、口座および投資ビークルについても、それぞれ法律顧問として行為する。重複して法律顧問となることにより利益相反が発生することがある。デカート・エルエルピーまたはエルヴィンガー・ホス・プリュッセン・ソシエテ・アノニムは、トラストの潜在的投資者および現在の投資者の法律顧問ではなく、今後も法律顧問とはならないため、トラストの潜在的投資者および現在の投資者はトラストの募集の実績およびリスクならびにトラストの運用を判断するに際し、自らの法律顧問の助言を求めることが推奨される。

#### （４）リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

##### クラスAJ証券

##### クラスAJ証券の1口当たり

##### 純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)・年間騰落率の推移

2021年1月から2025年12月の5年間におけるクラスAJ証券の1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)(毎月末時点)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。



- 1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

##### ファンド(クラスAJ証券)と他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2021年1月から2025年12月の5年間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンド(クラスAJ証券)と他の代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



- 上記グラフは、ファンド(クラスAJ証券)と代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 上記グラフは、代表的な資産クラスについては2021年1月から2025年12月の5年間の各月末における最近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。
- ファンド(クラスAJ証券)の騰落率は、税引前の分配金を再投資したとみなして計算した騰落率であり、実際の1口当たり純資産価格に基づき計算した騰落率とは異なる場合があります。
- ファンド(クラスAJ証券)の年間騰落率は、クラスAJ証券の表示通貨である米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

##### \*各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、円貨に為替換算しております。

##### 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出し公表する、日本の株式市場を広くに網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

##### MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

##### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

##### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデュシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデュシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

##### FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

##### JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現物通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

海外における申込手数料

###### クラスAJ証券

日本においてのみ販売されるため、該当事項なし。

日本国内における申込手数料

###### クラスAJ証券

日本における販売会社が独自に定めるものとする。なお、消費税等相当額を含めた申込手数料の料率の上限は3.3%（税抜3.0%）とする。申込手数料については、日本における販売会社に問い合わせることができる。日本における販売会社については、有価証券届出書「第一部 証券情報、（8）申込取扱場所」記載の照会先に問い合わせることができる。

申込手数料は、投資者によるクラスAJ証券の購入に関して、販売取扱会社により提供される販売業務の対価として支払われる。

##### (2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

###### クラスAJ証券

日本においてのみ販売されるため、該当事項なし。

日本国内における買戻し手数料

###### クラスAJ証券

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

##### (3)【管理報酬等】

管理報酬

管理会社は、毎日発生し毎月支払われる、ファンド証券の日々の純資産総額の平均額に基づく料率のファンドに関する管理報酬（以下「管理報酬」という。）を受領する。クラスAJ証券に適用される管理報酬は、クラスAJ証券の日々の純資産総額の平均額の年率0.65%である。

投資顧問会社は、毎日発生し毎月支払われる、ファンド証券の日々の純資産総額の平均額に基づく料率のファンドに関する投資顧問報酬を、ファンド資産の投資運用業務の対価として、ファンドにより管理会社に支払われる管理報酬の中から受領する。一部のクラスの受益証券に関しては、販売取扱報酬およびその他の管理費用に充当するため、管理報酬はまた、販売取扱会社またはその他の金融仲介会社およびサービス提供会社への支払の一部を含むこともある。投資顧問会社が投資顧問会社としての業務を行った期間が1か月に満たない場合、当該月分としてファンドにより支払われる管理報酬は、投資顧問契約に基づき、投資顧問会社が業務を行った月の報酬額を反映して比例按分した額となる。

管理会社または投資顧問会社、あるいはその関連会社は、かかる事業体所有の資源から、ファンド証券の販売に関して、販売取扱会社、ディーラーまたはその他の企業体に対して随時、現金を支払うことがある。かかる支払いは、これら企業体のマーケティング、教育やトレーニング努力およびその他の支援的活動に関連する費用を直接的または間接的に返済するための支払いを含む。

代行協会員は、ファンド証券の1口当たり純資産価格の公表およびファンド証券の目論見書、運用報告書その他の書類の販売取扱会社への送付等を行う業務の対価として、四半期中の日本の受益者が保有するクラスAJ証券の日々の純資産総額の平均額の年率0.10%の料率による報酬を、管理報酬から四半期末毎に受領する（後払い）。

管理報酬は、管理会社、投資顧問会社およびその委託先によりトラストに対して提供されるトラストの運営およびファンド資産の運用管理業務の対価として支払われる。

#### 販売報酬

なし。

#### 管理会社報酬

管理会社は、ルクセンブルグのファンドの運営および管理に関して提供される業務の費用に充当することを企図する報酬を、ファンドの資産から受領する。クラスAJ証券について、管理会社は、ファンドの資産から、クラスAJ証券に帰属する純資産総額についてクラスAJ証券の日々の純資産総額の平均額の0.10%に相当する年間管理会社報酬（以下「管理会社報酬」という。）の支払を受ける。管理会社報酬は、毎日発生し毎月支払われる。

#### 管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換代行報酬

ファンドについての管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換代行報酬は、ルクセンブルグの一般的な慣行に従い、ファンドの資産から支払われ、英文目論見書において決められた上限を超えないものとする。当該報酬は、資産ベースの報酬と取引費用の組み合わせである。

管理事務代行会社、保管受託銀行および名義書換事務代行会社の報酬は、通常ファンドの純資産総額に基づいて計算される年率1.00%を上限とする額とする。保管受託銀行の報酬には、別途請求される取引銀行費用、その他税金、仲介手数料（もしあれば）および借入利息は含まない。

かかる報酬は、ファンドの資産および取引高またはその他の理由により、減額または増額される。

管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換代行報酬は、ファンドの管理事務代行業務、保管業務および登録・名義書換事務代行業務の対価として支払われる。

#### （４）【その他の手数料等】

ファンドのその他の費用には、以下が含まれるが、限定されるものではない。

- ）ファンドの資産および収益に課せられる一切の税金ならびに法人レベルの税金。
- ）保管受託銀行が負担した合理的な実費（電話、テレックス、電報、郵便費用を含むがそれらに限定されない。）、ならびにファンドの資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の通常の保管料。
- ）ファンドの組入証券に関し取引上支払うべき通常の銀行手数料（当該手数料は取得価格に含まれ、売却価格から差し引かれる。）。
- ）毎月支払われる名義書換代行会社の報酬および実費。
- ）受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した法的費用。
- ） 券面印刷費、 ファンドに関し管轄権を有する一切の関係当局（各地の証券業協会を含む。）へ約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含むファンドに関するその他一切の文書を作成し、提出する費用ならびにファンド証券の募集もしくは販売を行うすべての法域において、ファンド証券の募集または販売のために適格性を取得しまたは登録するための費用、 上記関係当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類をファンド証券の実質受益者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用、 会計、記帳および毎日の純資産価格の計算に要する費用、 受益者への通知公告の作成・配布費用、 弁護士および監査人の報酬、 証券取引所への上場および上場継続に要する費用、 ルクセンブルグにおける年間登録費用、 以上に類似するその他すべての管理費用（管理会社により他の決定がなされる場合を除き、ファンド証券の販売会社とその業務活動において使用する部数の上記書類または報告書の印刷費用を含むファンド証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用を含む。）

すべての経常費用は、まずインカムから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除される。

特定のポートフォリオに起因しない費用は、管理会社の取締役会が決定する公正で公平な規準によりトラスのポートフォリオ間に配分される一方、特定のポートフォリオに起因する費用は、当該ポートフォリオが負担する。ポートフォリオ内の異なるクラス証券は、当該クラス証券に起因するすべての費用を負担し、一ポートフォリオの費用が当該ポートフォリオの特定のクラス証券に起因するものでない場合には、当該費用は、管理会社の取締役会が決定する公正で公平な規準によりトラスのポートフォリオのクラス証券間に配分される。

管理会社は、ファンドの年間経費率は、類似した投資目的をもつ他の投資信託の年間経費率と同等であると予想している。

\* ファンドのその他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができない。

#### (5) 【受益者による報酬・費用の負担の上限率】

本書日付現在、管理会社は、受益者が一会計年度に負担する報酬および費用の総額の上限を、クラスAJ証券に帰属するファンドの平均純資産総額に対する年率1.00%までに制限している。クラスAJ証券に関する報酬および費用の総額が年率1.00%を超えた場合には、管理会社は、当該超過報酬および費用（ ）を自発的に負担する（当該超過報酬および費用は、トラスが管理会社に対する支払金額から控除するか、管理会社がそれ以外の方法で負担する。）。ただし、管理会社がかかる負担をしない場合には、その旨を事前に販売会社に対し通知する。

( ) 管理会社が負担する当該超過報酬および費用には、前記「(3) 管理報酬等」および「(4) その他の手数料等」に記載する報酬および費用（ルクセンブルグ年次税を含む。）が含まれるが、ルクセンブルグ年次税以外の税金、仲介手数料および借入利息は含まれない。

#### (6) 【課税上の取扱い】

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。  
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。  
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額か

ら取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（6）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（5）と同様の取扱いとなる。

（7）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（1）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（2）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（3）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（4）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

（5）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（6）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（5）と同様の取扱いとなる。

（7）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

## ルクセンブルグ

以下の記載は、ルクセンブルグにおける想定される課税上の取扱いの一般的な概要である。

### トラスト

トラストはその税法上の地位に関して、ルクセンブルグ法に服する。ルクセンブルグの現行法令のもとでは、ファンドにはその受益証券に帰属する純資産総額に対して年率0.05%の年次税が課せられる。当該年次税は、日々発生し、四半期毎に計算され、支払われる。トラストの資産のうちそれ自体が課税対象となっているルクセンブルグ籍の投資信託に投資されている部分については、年次税は課せられない。現行法令のもとでは、トラストは、所得税、キャピタル・ゲイン税または遺産税の課税対象となっていない。ただし、トラストは、資産が存在する国々(ルクセンブルグを含む。)における収入および/または収益への源泉徴収税を含む税の課税対象となる可能性がある。

### 受益者

現行法の下で、トラストの受益証券を保有している受益者は、ルクセンブルグにおいて、いかなるキャピタル・ゲイン税、所得税、源泉徴収税、遺産税、相続税その他の税金の課税も受けない(ただし、ルクセンブルグに居所もしくは恒久的施設を有する者については、この限りでない。)

### 自動情報交換制度

経済協力開発機構(OECD)は、世界全体で包括的な多国間自動情報交換(AEOI)を達成するための共通報告基準(CRS)を策定した。2014年12月9日、ヨーロッパ連合の加盟国の間でCRSを実施するために、指令2011/16/EUを改正する、「税分野における強制的自動情報交換に関する委員会指令2014/107/EU」(以下「ユーロ-CRS指令」という。)が採択された。オーストリアについては、ユーロ-CRS指令は、2017暦年について2018年9月30日までに最初に適用される(すなわち、利息支払に関する貯蓄収入への課税に関するEU理事会指令2003/48/ECは1年延長して適用される。)

ユーロ-CRS指令は、税分野における金融口座情報の自動交換に関する2015年12月18日法(以下「CRS法」という。)により、ルクセンブルグの国内法として施行された。CRS法は、ルクセンブルグの金融機関に対し、金融資産の保有者の本人確認を行うこと、また当該保有者がルクセンブルグの税情報交換協定締結相手国の物理的な居住者であるか否かを特定することを義務付けている。かかる特定後、ルクセンブルグの金融機関は、当該資産保有者の金融口座情報をルクセンブルグの税務当局に報告し、その後、ルクセンブルグの税務当局は、年次ベースで、当該情報を管轄権を有する外国税務当局に自動的に転送する。

従って、トラストは、トラストの投資者に対し、そのCRSステータスを確認するために、金融口座保有者の本人確認および物理的な居住国(一定の団体およびそれらが支配する者を含む。)に関連する情報の提供を要求することができ、当該口座がCRS報告対象口座とみなされる場合には当該投資者およびその口座に関する情報をルクセンブルグ税務当局(Administration des Contributions Directes)に報告することができる。トラストは、以下に従い、あらゆる情報を投資者に通知するものとする。( )トラストはCRS法に規定される個人データの取り扱いに責任を負うこと、( )個人データはCRS法の目的でのみ使用されること、( )個人データはルクセンブルグ税務当局(Administration des Contributions Directes)に通知される可能性があること、( )CRS関連の質問に答えることは必須であり、返答がない場合の潜在的帰結があること、( )投資者にはルクセンブルグ税務当局(Administration des Contributions Directes)に通知されたデータへアクセスし、それを修正する権利があること。

CRS法に従い、最初の情報交換は、2016暦年に関する情報について、2017年9月30日までに適用される。ユーロ-CRS指令に従い、最初のAEOIは、2016暦年に関するデータに関して加盟国の各税務当局に対して2017年9月30日までに適用されなければならない。

加えて、ルクセンブルグは、CRS法に基づき自動情報交換を行うためのOECDの管轄権を有する当局の多国間協定（以下「多国間協定」という。）を締結した。多国間協定は、非加盟国間においてCRSを実施するためのものであり、国毎に個別に協定を締結することが要求される。

提供された情報もしくは提供されなかった情報がCRS法に基づく要件を満たしていない場合には、トラストは、ファンド証券のいかなる申込みも拒絶する権利を留保している。よって、ファンドの投資者は、適用ある規則および規制に従い、ルクセンブルグおよびその他の国の関連する税務当局に報告されることがある。投資者は、CRS法の実施に関する課税およびその他の取扱いに関しては、税務の専門家に相談すべきである。

#### 追加の税金または賦課金の支払について

各受益者は、トラスト、管理会社または管理事務代行会社の行う受益証券に関する支払に適用される州税もしくは地方税またはその他の類似する公租公課等の、管轄地または政府もしくは規制当局の課すあらゆる税金を引き受け、かつ適正な政府または規制当局に対し、これらの税金を支払う責任を負う。トラストまたは管理会社または管理事務代行会社のいずれも、これらが行う受益証券に関する支払からの源泉徴収または控除を要求されるあらゆる公租公課の払戻しのため、受益者に対しいかなる追加額も支払わない。トラスト、管理会社または管理事務代行会社のいずれも、適用ある源泉徴収税率の引き上げにより支払うべきこととなる源泉徴収税の追加額の支払につき、責任を負わない。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(資産別および地域別の投資状況)

(2025年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
債券	アメリカ合衆国	219,339,547.77	52.45
	日本	58,657,502.38	14.03
	イギリス	42,099,014.01	10.07
	ドイツ	20,577,949.19	4.92
	フランス	20,372,876.81	4.87
	メキシコ	14,740,667.67	3.52
	ハンガリー	14,223,416.08	3.40
	カナダ	8,063,764.29	1.93
	国際機関	7,050,647.89	1.69
	スイス	3,923,890.91	0.94
	韓国	3,617,462.86	0.87
	オランダ	3,399,393.95	0.81
	中国	3,276,494.60	0.78
	マレーシア	2,709,130.05	0.65
	インドネシア	1,895,862.07	0.45
	ベルギー	1,784,430.33	0.43
	スウェーデン	1,771,695.31	0.42
	サウジアラビア	1,447,980.71	0.35
	タイ	1,379,983.43	0.33
	イタリア	1,353,440.98	0.32
	ポーランド	1,068,273.24	0.26
	ニュージーランド	915,077.51	0.22
	南アフリカ	516,655.49	0.12
	小計	434,185,157.53	103.83
現金・預金・その他資産（負債控除後）		- 16,000,311.45	- 3.83
合計（純資産総額）		418,184,846.08 (約65,471百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

## （２）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## 上位30銘柄

（2025年12月末日現在）

順位	銘柄名	国名	種類	利率 (%)	償還日 (年/月/日)	額面金額	取得価格 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	U.S. Treasury Bonds	アメリカ合衆国	債券	6.125	2027/11/15	USD 54,620,900	57,976,993	57,095,910	13.65
2	U.S. Treasury Notes	アメリカ合衆国	債券	4.250	2028/1/15	USD 37,673,100	38,033,610	38,235,254	9.14
3	日本国債20年債（第95回）	日本	債券	2.300	2027/6/20	JPY3,643,350,000	25,393,209	23,682,574	5.66
4	U.S. Treasury Notes	アメリカ合衆国	債券	4.625	2027/6/15	USD 22,144,100	22,553,000	22,499,617	5.38
5	United Kingdom Gilt	イギリス	債券	4.125	2029/7/22	GBP 14,356,075	19,413,241	19,528,974	4.67
6	日本国債20年債（第88回）	日本	債券	2.300	2026/6/20	JPY2,981,300,000	20,781,462	19,163,521	4.58
7	Bundesrepublik Deutschland Bundesanleihe	ドイツ	債券	6.250	2030/1/4	EUR 13,362,886	18,180,257	18,030,685	4.31
8	Government National Mortgage Association, Series 2026	アメリカ合衆国	債券	5.000	2056/1/1	USD 14,960,418	14,855,925	14,924,142	3.57
9	Hungary Government Bond, Series 28/A	ハンガリー	債券	6.750	2028/10/22	HUF4,597,240,000	13,847,666	14,223,416	3.40
10	Mexican Bonos, Series M	メキシコ	債券	8.500	2030/2/28	MXN 202,694,200	10,924,639	11,287,757	2.70
11	U.S. Treasury Notes	アメリカ合衆国	債券	4.875	2028/10/31	USD 10,725,600	11,110,224	11,109,375	2.66
12	日本国債20年債（第97回）	日本	債券	2.200	2027/9/20	JPY1,438,500,000	9,879,396	9,354,382	2.24
13	U.S. Treasury Notes	アメリカ合衆国	債券	4.125	2028/7/31	USD 7,396,000	7,473,879	7,508,384	1.80
14	European Union, Series UFA	国際機関	債券	2.625	2028/7/4	EUR 5,954,000	6,850,572	7,050,648	1.69
15	Government National Mortgage Association, Series 2026	アメリカ合衆国	債券	5.500	2056/1/1	USD 6,217,942	6,261,159	6,277,959	1.50
16	United Kingdom Gilt	イギリス	債券	4.375	2030/3/7	GBP 4,573,344	6,146,704	6,271,146	1.50
17	U.S. Treasury Inflation Index	アメリカ合衆国	債券	0.125	2030/7/15	USD 4,967,409	4,686,432	4,690,321	1.12
18	U.S. Treasury Inflation Index	アメリカ合衆国	債券	1.625	2030/4/15	USD 4,242,577	4,310,377	4,265,282	1.02
19	United Kingdom Gilt	イギリス	債券	4.375	2028/3/7	GBP 3,016,738	4,040,761	4,119,305	0.99
20	日本国債20年債（第102回）	日本	債券	2.400	2028/6/20	JPY 595,150,000	4,004,238	3,909,917	0.93
21	French Republic Government Bond OAT, Series OAT	フランス	債券	5.500	2029/4/25	EUR 2,784,575	3,441,758	3,577,914	0.86
22	Mexican Bonos, Series M	メキシコ	債券	8.500	2029/5/31	MXN 44,705,300	2,376,734	2,505,067	0.60
23	Nationwide Building Society	イギリス	債券	3.625	2028/3/15	GBP 1,977,000	2,258,026	2,382,159	0.57
24	Canadian Government Bond, Series WL43	カナダ	債券	5.750	2029/6/1	CAD 2,883,000	2,322,484	2,300,896	0.55
25	Credit Agricole Home Loan SFH SA	フランス	債券	2.750	2028/1/12	EUR 1,900,000	2,072,134	2,247,025	0.54
26	Shinhan Bank Co., Ltd.	韓国	債券	3.320	2027/1/29	KRW 1,885,000	2,047,079	2,235,082	0.53
27	Uniform Mortgage-Backed Security, Series 2026	アメリカ合衆国	債券	5.500	2056/1/1	USD 2,193,000	2,216,215	2,223,582	0.53
28	Bank of Nova Scotia (The), Series E	カナダ	債券	3.250	2028/1/18	CAD 1,850,000	2,209,469	2,211,244	0.53
29	Santander UK PLC, Series E	イギリス	債券	3.000	2029/3/12	GBP 1,850,000	2,198,535	2,196,159	0.53
30	UBS Switzerland AG, Series E	スイス	債券	2.583	2027/9/23	CHF 1,800,000	2,118,870	2,121,835	0.51

## 【投資不動産物件】

該当事項なし（2025年12月末日現在）。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2025年12月末日現在）。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2025年12月末日までの1年間における各月末のファンドの純資産総額およびクラスAJ証券の1口当たり純資産価格の推移は、以下のとおりである。

	純資産総額 (全クラス合計)		1口当たり純資産価格 (クラスAJ証券)	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第20会計年度末 (2016年8月末日)	923,722	144,618	7.91	1,238
第21会計年度末 (2017年8月末日)	741,149	116,034	7.72	1,209
第22会計年度末 (2018年8月末日)	442,438	69,268	7.53	1,179
第23会計年度末 (2019年8月末日)	570,403	89,302	7.53	1,179
第24会計年度末 (2020年8月末日)	570,961	89,390	7.45	1,166
第25会計年度末 (2021年8月末日)	531,284	83,178	7.30	1,143
第26会計年度末 (2022年8月末日)	479,575	75,082	6.86	1,074
第27会計年度末 (2023年8月末日)	538,457	84,301	6.79	1,063
第28会計年度末 (2024年8月末日)	453,167	70,948	6.94	1,087
第29会計年度末 (2025年8月末日)	445,275	69,712	6.99	1,094
2025年1月末日	396,841	62,129	6.94	1,087
2月末日	401,963	62,931	6.96	1,090
3月末日	406,641	63,664	6.96	1,090
4月末日	428,933	67,154	6.99	1,094
5月末日	428,070	67,019	6.97	1,091
6月末日	434,947	68,095	6.99	1,094
7月末日	440,167	68,913	6.97	1,091
8月末日	445,275	69,712	6.99	1,094
9月末日	445,548	69,755	6.99	1,094
10月末日	515,363	80,685	6.99	1,094
11月末日	429,140	67,186	6.99	1,094
12月末日	418,185	65,471	6.99	1,094

クラスAJ証券は、2017年8月23日までルクセンブルグ証券取引所に上場されていたが、2017年8月24日付で上場を廃止した。

## &lt; 参考情報 &gt;

以下は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではない。



## 【分配の推移】

## クラスAJ証券

会計年度	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第20会計年度	0.1896	29.68
第21会計年度	0.1896	29.68
第22会計年度	0.1896	29.68
第23会計年度	0.1806	28.27
第24会計年度	0.1716	26.87
第25会計年度	0.1716	26.87
第26会計年度	0.1716	26.87
第27会計年度	0.1993	31.20
第28会計年度	0.2196	34.38
第29会計年度	0.2348	36.76

(注) 分配金は、当該月末現在の受益者に対し、翌月の第一営業日に支払われる。

2025年12月末日までの1年間における各月末のクラスAJ証券の分配の推移は、以下のとおりである。

	1口当たり分配金	
	米ドル	円
2025年1月末日	0.0202	3.16
2月末日	0.0202	3.16
3月末日	0.0202	3.16
4月末日	0.0202	3.16
5月末日	0.0202	3.16
6月末日	0.0202	3.16
7月末日	0.0202	3.16
8月末日	0.0202	3.16
9月末日	0.0202	3.16
10月末日	0.0202	3.16
11月末日	0.0202	3.16
12月末日	0.0202	3.16

#### 【収益率の推移】

##### クラスAJ証券

会計年度	収益率（注）
第20会計年度	0.74%
第21会計年度	-0.01%
第22会計年度	-0.01%
第23会計年度	2.40%
第24会計年度	1.22%
第25会計年度	0.29%
第26会計年度	-3.68%
第27会計年度	1.88%
第28会計年度	5.44%
第29会計年度	4.10%

（注）クラスAJ証券の収益率は、分配金の各会計年度末における累計額を用いて、以下の計算式により算出された。

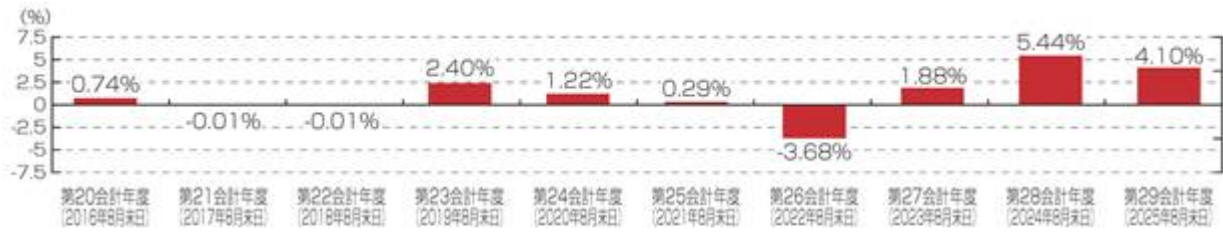
$$\text{収益率（％）} = 100 \times (a - b) / b$$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

## &lt; 参考情報 &gt;

以下は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではない。



※クラスAJ証券(ファンド証券)の収益率の推移です。

(注)ファンド証券の収益率は、分配金の各会計年度末における累計額を用いて、以下の計算式により算出されました。

$$\text{収益率(\%)} = 100 \times (a - b) / b$$

a=会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b=当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

## (4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度におけるクラスAJ証券の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第20会計年度	21,000 (21,000)	418,436 (418,436)	6,178,428 (6,178,428)
第21会計年度	46,590 (46,590)	562,957 (562,957)	5,662,061 (5,662,061)
第22会計年度	395,430 (395,430)	424,850 (424,850)	5,632,641 (5,632,641)
第23会計年度	53,060 (53,060)	632,220 (632,220)	5,053,481 (5,053,481)
第24会計年度	16,800 (16,800)	280,650 (280,650)	4,789,631 (4,789,631)
第25会計年度	6,500 (6,500)	317,435 (317,435)	4,478,696 (4,478,696)
第26会計年度	9,500 (9,500)	502,589 (502,589)	3,985,607 (3,985,607)
第27会計年度	21,000 (21,000)	549,680 (549,680)	3,456,927 (3,456,927)
第28会計年度	0 (0)	278,025 (278,025)	3,178,902 (3,178,902)
第29会計年度	0 (0)	133,645 (133,645)	3,045,257 (3,045,257)

(注1) ( )内の数字は日本国内における販売、買戻および発行済の口数を示す。

(注2) 販売口数には再投資口数および転換口数を含む。以下同じ。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）海外における販売手続等

##### 一般的事項

トラストは、海外において、英文目論見書により、英文目論見書に記載されるクラスの受益証券を販売する。各クラス証券の申込通貨は英文目論見書に記載される。クラスAJ証券の申込通貨は米ドルである。ファンド証券は、異なる販売手数料ならびに継続販売報酬およびその他の報酬を条件として募集される。かかる選択的な販売方法は、購入額、投資者の証券の保有予測期間およびその他の状況において、投資者に、より有益となる証券の購入方法の選択を可能にする。

最低当初投資額、最低継続投資額および最大投資額がある場合は、英文目論見書に記載される。クラスAJ証券の当初最低投資額は2,000米ドル。クラスAJ証券の継続最低投資額は750米ドルである。一部のクラス証券および特定の範疇の投資者については、管理会社によるその独自の裁量によって、当初および継続最低額が減額され、最大投資額を撤回することができる。さらに、管理会社は、独自の裁量において、いずれかのクラス証券に関する当初および継続投資について、販売会社またはディーラーに、異なる最低額の設定を認めることができる。

トラストは現在、申込通貨以外の通貨での支払いには応じていない。各クラス証券の販売価格は、管理会社の登記上の事務所において閲覧することができる。管理会社はトラストのために、理由の如何を問わず受益証券購入の注文を拒絶することができる。これは、短期間においてなされる頻繁な受益証券売買パターンを呈する場合、トラストが、受益証券の購入（転換を介する場合を含む。）を制限する権利を持つことを意味する。

管理会社は、管理会社の裁量により、随時、特定国または特定地域に居住する投資者に対し、または特定国もしくは特定地域に設立された投資会社に対して受益証券の発行を一時的に中止、無期限に停止もしくは制限することができる。管理会社はまた、受益者全体およびトラストの保護を要する場合、特定の投資者の受益証券取得を禁じることができる。

##### 反マネー・ロンダリング法の遵守

（i）適用される金融活動作業部会（FATF）のマネーロンダリング防止/テロ資金対策（以下「AML/CTF」という。）基準を含むがこれらに限定されない国際規則、（ ）米国財務省海外資産管理局（OFAC）が管理する行政命令、ならびに（ ）2004年11月12日付マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する法律（以下「ルクセンブルグAML法」という。）、2010年2月1日付大公規則、および2012年12月14日付CSSF規則12-02（およびそれぞれの改正および代替を含む。）を含むがこれらに限定されないルクセンブルグの法令および規則に基づき、金融業界のすべての専門家に対して、マネーロンダリングおよびテロ資金供与を目的とした集団投資事業の利用を防止するための義務が課せられている。

かかる規定のため、管理会社またはその受託者は、とりわけ、ファンド証券の法的所有者および実質的保有者の身元を確認しなければならない。この確認に必要な書類および情報は、申込書類と併せて通知される。収集した情報が管理会社にとって十分でない場合、管理会社は、受益者に対し、追加の書類または情報の提供を求めることができる。いかなる場合でも、管理会社は、適用される法的および規制上の要件に準拠するため、いつでも追加の書類を要求することができる。

管理会社に提供された情報は、マネーロンダリング防止およびテロ資金対策遵守のためにのみ収集および処理される（後記「データの保護」を参照のこと。）。

受益者による必要書類の提出について遅延または不履行があった場合、当該受益者に対してファンド証券は発行されず、（該当する場合）配当も行われぬ。申請者による書類の不提出または不完全な書類の提出の結果、ファンド証券の発行または買戻手続に遅延または不履行が発生した場合、管理会社またはその指定代理人は一切の責任を負わない。

受益者は、実質的保有者の登記簿設置に関する2019年1月13日付の法律によって要求され、かつその条件の範囲内で、ルクセンブルグAML法第1条（7）の意味するファンドの実質的保有者を特定するために必要な情

報を、管理会社またはその受託者に提供するものとする。かかる情報は、ルクセンブルグの受益権者名簿（以下「RBO」という。）を通じて、マネーロンダリング防止およびテロ資金対策の法律に定義される専門家および公式報道機関のメンバーに対して報告・公開されることがある。ファンドに関する申込書類を提出することにより、各受益者は、受益者または（該当する場合）実質的保有者が、管理会社またはその受託者に対して、管理会社がRBOに情報および書類を提供する義務を遵守するために必要な関連情報および根拠書類を提供しなかった場合、ルクセンブルグの刑事罰の対象となることを認める。

管理会社は、ルクセンブルグの適用法令および規則に従って、ファンドの投資対象に関するデュー・ディリジェンス手法にリスクベース・アプローチが適用されることを確保するものとする。

#### ファンド証券の購入

ファンド証券は、ファンド営業日において各ファンド証券の1口当たり純資産価格（適用販売手数料を含む。）で申込通貨において購入できる。ファンド証券の1口当たり純資産価格は基準通貨である米ドルで計算され、追加的にユーロ建て純資産価格もかかるファンド営業日の適用換算レートに基づき決定される。ファンド証券の1口当たり純資産価格は、かかる取引日の米国東部時間午後4時を評価基準時点とし各取引日に決定される。投資者からの注文は、保管受託銀行が申込代金を受領した場合のみ、受諾される。ただし、特殊な事例として、投資者が、通常の期間内に受益証券の全額を支払う義務を当該投資者が負う旨の、管理会社または販売会社が受諾できる内容の保証書を提出した場合はこの限りではない。かかる手配は、管理会社または販売会社の裁量により管理会社または販売会社により受諾される。各注文は支払のなされる申込通貨を明記しなければならない。管理会社が申込通貨以外の通貨での支払に同意した場合、注文は受領される総額を基準通貨である米ドルに換算した上で受諾される。

指定された取引日に対する購入注文はかかる取引日の注文受付終了時刻（米国東部時間午後4時）まで受け付けられる。その時間枠内において管理会社またはその代理人によって受領され受諾された有効かつ完全な注文は、かかる取引日の評価基準時点で決定される該当クラス受益証券の1口当たり純資産価格により当該申込通貨でかかる取引日付で処理される。注文受付終了時刻（米国東部時間午後4時）以降に受領し受諾された注文は、かかるファンド営業日にかかる購入、買戻、転換請求に関する取引日がファンド営業日であるその日の評価基準時点で決定される受益証券の1口当たり純資産価格で翌ファンド営業日に処理される。管理会社の裁量により、取引日、評価基準時点または注文受付終了時刻は変更可能であり、追加的取引日、評価基準時点および注文受付終了時刻が指定されることがある。管理会社は受益者にかかる変更を通知する。管理会社が本書に定めるとおり受益証券の1口当たり純資産価格の決定を停止または延期した場合、翌評価基準時点において決定される受益証券の1口当たり純資産価格が適用される。

注文は、海外における販売会社またはディーラーがその受注事務所によって随時指定される締切りまでに受領した場合は、通常受領日に海外における販売会社または販売ディーラーによって管理会社に取次がれる。海外における販売会社およびディーラーはいずれも、価格変動により自己を利するために注文を留保することを認められていない。

#### 受益証券クラス

クラス証券が販売されているあらゆる国において、現地の法や慣習が個々の買取注文に対して上記よりも低い販売手数料を要求または許可している場合、海外における販売会社は、当該国においてはより低い販売手数料でファンド証券を販売し、またディーラーに販売することを認める場合もある。

海外における販売会社は、一部のクラスの受益証券について日々発生し毎月後払いされる、受益証券に帰属するファンドの日々の純資産総額の平均額に対する英文目論見書に記載される年率の販売報酬を受領する。

クラスB受益証券のように、一部のクラス証券については、受益証券の発行日から一定の年数内に買い戻される当該受益証券の買戻代金に、条件付後払申込手数料が課される。英文目論見書に別途記載されている場合を除き、手数料は、現在のファンド証券の1口当たり純資産価格または買戻される受益証券の原価のうちいずれか少ない方の額に対して、ファンドの通貨で計算され、適用ある場合、その後各評価基準点において適用あるレートで換算された申込通貨で表示される。また、再投資分配または譲渡所得配当から発行される受益証券には手数料は課されない。条件付後払申込手数料が買戻し代金に適用されるか否かの決定については、当該ク

ラス証券の買戻請求が、当該投資者が保有する受益証券のうち最も長期間保有された受益証券についてなされたこととみなされ、課される料率が結果的に最低となるような方法で計算が決定される。

条件付後払申込手数料相当額は、海外における販売会社に支払われ、条件付後払申込手数料とともにトラストに販売関係業務を提供する費用ならびに海外における販売会社の販売および商品開発者が受益者にサービスを提供する費用を支払うため、その全部または一部が、海外における販売会社により使用される。条件付後払申込手数料および販売報酬の組合せは、購入時に販売手数料が課されることなく海外における販売会社およびディーラーを通じて受益証券の販売資金を調達することを企図している。管理会社および海外における販売会社は、一部の法域において適用される条件付後払申込手数料明細を修正する権利を留保する。条件付後払申込手数料を条件とする受益証券は、管理会社および海外における販売会社の同意なくして、一括口座管理で保有することができない。

すべてのクラスの受益証券は、発行時、買戻しおよび販売について同様の権利を与えられる。各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格は、各クラスの受益証券に課される個別の報酬の結果異なる。

トラストは、現在、各ポートフォリオについて、投資者のあるクラスへの需要に合う、またはある法域の市場慣行または要件に適合する、異なる報酬体系および申込み要件の様々なクラスの受益証券を販売しており、今後も販売を行うことができる。トラストは、特定法域の投資者による購入に対し、一つまたは複数のクラス証券のみを販売する権利を留保する。そのほか、トラストまたは海外における販売会社は、特定のクラス証券について購入を許可するかまたは投資を制限する投資者または取引の区分別に適用される基準を採用することができる。投資予定者は、特定法域において入手され、その投資需要に最適となるクラスの受益証券を決定するにあたり、財務アドバイザーに相談することを推奨する。

受益者は、トラストが、同じファンドの既存の同様の種類の受益証券の範囲内で、英文目論見書に記載されているクラス受益証券に加えて、随時、クラス受益証券を設定および募集する権限を付与されていることに留意する。かかる新規設定クラス受益証券は、英文目論見書の更新時に反映される。

入手可能なクラス受益証券の完全な一覧表は、インターネット（URL: [www.alliancebernstein.com](http://www.alliancebernstein.com)）および管理会社の登記上の事務所で入手することができる。

#### 発行および決済

申込みが行われたファンド証券についての払込は、申込みが購入予定の受益証券に対する支払内容が確認された場合にのみ受諾されるので、投資者の申込書と同時に行われなければならない。また受益証券が、認可された販売ディーラーまたは海外における販売会社から、またはそれらを通じて、申込みもしくは購入される場合は、当該ディーラーによって採用され、海外における販売会社およびトラストによって承認される手続に従い、英文目論見書に別段の記載がない限り、当該取引日の3ファンド営業日以内に、支払いが行われなければならない。ファンドの証券が販売される一部の地域では異なる決済期間が適用される。トラストから直接購入されたファンド証券についての払込は、申込書に記載されたトラストの口座に払込まれる。トラストによる払込金の受領後、管理会社は1口および端数のファンド証券が発行し、請求があった場合には、券面が発行される。投資者には確認書が交付される。受益証券および適用販売手数料（もしあれば）の支払いは、申込通貨でなされなければならない。

#### 確認書および証書

受益証券の発行後のファンド営業日に当該取引の完全な明細を記載した「確認書」が当該投資者に送付される。

すべてのファンド証券は記名式で発行され、名義書換代行会社により保管されているファンドに関するトラストの受益者名簿がその所有の証拠となる。管理会社は、当該ファンド証券の登録所有者をその完全かつ実質所有者として取り扱う。申込時に証券の証書が特別に要求されない場合は、当該ファンド証券は証書を伴わない方式で発行される。証書を伴わない方式であってもトラストは不当に遅滞することなく買戻しの指示を実行することができるため、トラストは、証書を伴わない方式でファンド証券を保持することを投資者に勧める。

投資者が証書付方式でのファンド証券の発行を要求する場合、ファンド証券の証書は、通常、当該ファンド証券の登録手続または譲渡の終了後28日以内に（投資者のリスク負担で）投資者またはその指名する代理人に送付される。

#### ABファンド口座および口座番号

投資者が初めてABファンドに投資する場合、当該投資者の買付申込書が受諾されると同時に、名義書換代行会社は、当該投資者のABファンドの受益証券が記録される受益者登録処理システムにおいて口座を開設するものとする。この口座は、当該ABファンドについての投資者の持高を表示するものである。ABファンド口座は、当該投資者のABファンドへの初回申込みの際の通貨で表示されるものとする。ABファンド口座は、一通貨のみで表示されるので、同一通貨で表示されるファンド証券の所有のみを記録するものとする。従って、複数の通貨でのファンド証券の所有を望む投資者は、一以上のABファンド口座を保有するものとし、各口座に関する別個の明細書を受領するものとする。投資者には、開設された各ABファンド口座についてABファンド口座番号が割当てられ、この番号は、投資者の関連情報とともに、本人確認の証拠となる。ABファンド口座番号は、当該口座のABファンド受益証券に関する当該投資者の将来のすべての取引に使用されるべきものである。投資者の個人情報の変更、ABファンド口座番号の喪失または券面の紛失は、書面により直ちに名義書換代行会社に通知しなければならない。トラストは、かかる指示を受諾する前に、補償金またはトラストが容認する、銀行、受益者または他の当事者が副署した本人証明を要求する権利を留保する。

#### ファンド証券の所有制限

約款に記載された管理会社の権限に基づき、管理会社は、「米国人」による受益証券の所有を制限または防止することを決定した。投資者は、買主となる予定の者が米国人ではないことを示す、海外における販売会社、ディーラーまたはトラストの納得する確認書を提出しなければならない。受益者は、かかる情報に変更があった場合にはただちに管理会社に通知しなければならない。各受益者は、ファンド証券の所有を禁止されている米国人ではないことを自ら証明する責任を負う。

加えて、管理会社は、その裁量により、一定の状況においては、米国人によるファンド証券の所有を認めることができる。

米国人が単独または共同でファンド証券を実質的に所有していることを管理会社が知ることとなった場合はいつでも、管理会社は、トラストのために、その裁量により、当該ファンド証券を本書に記載される買戻価格で強制的に買戻すことができる。トラストが当該強制買戻しにつき通知を行ってから10日目以降に、ファンド証券は買戻され、受益者は当該証券の所有者ではなくなる。

#### データの保護

##### 個人データの処理

受益者に関する特定のデータおよび受益者の受益証券の保有状況（以下「個人データ」という。）は、トラストおよび/またはトラストを代理する管理会社（共同データ管理者として行為する。）によって、および/または名義書換代行会社、保管受託銀行、支払代理人（もしあれば）および/または管理会社および/または名義書換代行会社の授權代理人に加えて、ABグループ内の関連会社（データ処理業者として行為する。）（以下「関連当事者」という。）によって、収集、保管および/または処理されており、受益者はその旨をここに通知される。ここで、受益者とは、自然人としての受益者を指し、代表者または最終的な受益権所有者等であるが、それらに限定されない、他の識別可能な者もしくは識別可能な自然人としての受益者（総称して「データ対象者」という。）を含む。個人データは、（i）受益者とトラストとの間の契約関係の結果として、また受益者に対して関連するサービスを提供するために、および/または（ ）適用法令（受益者がトラストと直接の契約関係を有しない状況を含む。）を遵守するために、処理される。

個人データは、収集された目的のためにのみ使用される。ただし、受益者が別の目的のために個人データを使用することを事前に通知されている場合は、この限りではない。

##### 個人データ移転

個人データは、適用法令に従い、データ処理業者またはデータ管理者として行為し、欧州経済地域（以下「EEA」という。）内外に所在しうる関連当事者に移転される場合がある。従って、個人データは、欧州委員

会の妥当性認定の対象ではない国（シンガポール、台湾、インド、カナダおよびアメリカ合衆国等であるが、それらに限定されない。）またはデータ保護法が存在しないであろう国もしくはEEAよりも低い基準である国に所在する事業体に移転される場合がある。欧州連合外での当該個人データの移転は、（ i ）ABグループ内で締結された拘束力のある企業規則に基づき、（ ）欧州委員会によって採択された標準データ保護条項に基づいて、（ ）当該移転がトラストおよび/または受益者に提供されたサービスの履行のために必要である場合、ならびに/または（ ）当該移転がトラストおよび/または管理会社と第三者との間で締結された、受益者が間接的に参加しかつ受益者の利益のために締結された契約に基づいてサービスの履行のために必要である場合、行うことができる。

#### 個人データの強制開示

さらに、請求の当事者である第三国とEEAまたはルクセンブルグ間で相互法的援助条約等の国際協定が有効である限り、関連当事者が、適用される法令の遵守を目的とし、ルクセンブルグおよび他の法域における裁判所および/または法的機関、行政機関もしくは規制機関（税務当局、監査人および会計士を含む。）等に、個人データを開示および移転できることを、データ対象者は、通知される。

#### 個人データの保有

個人データは、受益者が要求するサービスを履行するために必要な限り、または適用法令に従ってのみ、保有される。

#### 受益者による表明

受益者は、個人データを関連当事者に提出することによって、当該個人データを関連当事者に提供する権限を有することを表明する。

管理会社およびトラストは、該当する場合、データ対象者が必要に応じ承諾し、個人データの処理および英文目論見書に定められる権利について知らされていると想定することができる。

#### 受益者の権利

受益者（および該当する場合、そのデータ対象者）は、適用される法令に規定される方法で、および制限に従い、トラストおよび/または管理会社によって処理された個人データについて、（ i ）閲覧、（ ）訂正または補完、（ ）抹消、（ ）処理の制限、（ v ）可搬性を請求する権利を有する。当該請求は、管理会社のデータ保護責任者に、郵送または電子メールで送付しなければならない。

#### 追加的な情報

個人データの処理または移転に関する追加的な情報および管理会社のデータ保護責任者の連絡先は、以下のURL から入手することができると想定することができる。  
<https://www.alliancebernstein.com/funds/abii/documents/announcement/ab-lux-data-protection-disclosure-to-investors.pdf>

#### ベンチマーク

英文目論見書の各ポートフォリオ詳細に記載されているベンチマークの使用法とは別に、特定の状況において、かつ、要請に応じて、セクター、信用力およびカーボンフットプリントなどのその他の比較目的においても同じベンチマークを使用することができる。

## （ 2 ）日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、（ 7 ）申込期間」に記載される期間中のファンド営業日に同第一部証券情報の定めるところに従ってクラスAJ証券の募集が行われる。その他、代行協会が必要と認める場合、申込みを受付けないことがある。日本における申込受付時間については、日本における販売会社に問い合わせることができる。販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」または他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込単位は、日本における販売会社が独自に定めるものとする。申込単位については、日本における販売会社に問い合わせることができる。日本における販売会社については、以下に記載する照会先に問い合わせることができる。

アライアンス・バーンスタイン株式会社

販売会社照会フリーダイヤル（自動音声）：0120 - 800 - 136

ホームページ： <https://www.alliancebernstein.co.jp>

ファンド証券1口当たりの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領したファンド営業日の1口当たり純資産価格である。日本における約定日は販売取扱会社がルクセンブルグにおける当該注文の成立を確認した日（通常申込受付日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して4営業日目に口座約款に基づき受渡しを行うものとする。

投資者は、当該受渡日までに口座約款に基づき、日本における販売会社が独自に定める3.3%（税抜3.0%）以内の申込手数料を支払わなくてはならない。申込手数料については、日本における販売会社に問い合わせることができる。日本における販売会社については、上記の照会先に問い合わせることができる。

買付代金の支払は、円貨または米ドル貨によるものとし、円貨による支払いの場合には、米ドル貨への換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

## 2【買戻し手続等】

### （1）海外における買戻し手続等

受益者は、ファンド営業日であればいつでも、海外における販売会社または認可されたディーラーを通して、あるいは管理会社または管理会社が認可した代行会社宛にファクシミリまたは郵送にて取消不能買戻請求書を送ることにより受益証券の買戻しをすることができる。買戻請求書には、トラストおよびファンド名、受益証券のクラス、受益証券買戻口数または買戻受益証券の総額（受益者が受益証券を購入することを選択した申込通貨での総額）、トラストに登録されている受益者の氏名およびABファンド口座番号（申込通貨口座）を明記する。買戻代金の支払いは、受益者のABファンド口座の申込通貨建てでなされる。

買戻請求の結果、受益者のABファンド口座が1,000米ドル（または受益者のABファンド口座の通貨建てによる別の申込通貨による相当額。）を下回る場合、かかる買戻請求は当該受益者のABファンド口座全体に対して適用されるものとする。

買戻価格は、当該取引日における米国東部時間午後4時の評価基準時点の適切な取引日に決定された当該クラス証券の当該申込通貨における1口当たり純資産価格と同等とする。指定された取引日の買戻請求はかかる取引日の注文受付終了時刻（米国東部時間午後4時）まで受け付けられるものとする。この時間枠内に受け付けられた有効かつ完全な買戻請求は、通常上記に述べられた買戻価格でかかる取引日に処理される。注文受付終了時刻以降に受け付けられた買戻請求は、買戻請求に関する取引日が、かかるファンド営業日である場合にはかかるファンド営業日において評価基準時点に決定される適切なファンド証券の1口当たり純資産価格で翌ファンド営業日に処理される。指定された取引日に関して計算されるファンド証券の1口当たり純資産価格により、当該クラス証券の買戻価格は申込時のかかる受益証券の支払価格よりも高くなることも低くなることもあり得る。

買戻代金（適用ある条件付後払申込手数料控除後の買戻価格）の支払は、通常、登録受益者の口座に該当申込通貨で、該当する取引日の後の3ファンド営業日以内に、保管受託銀行またはその代行機関が行う。ただし（ ）買戻請求は、適切な様式で管理会社または管理会社が認可した代行会社が受領していること、および（ ）受益証券の券面（発行された場合にのみ）は、かかる取引日の評価基準時点より前に管理会社または管理会社が認可した代行会社が受領していることが条件となる。上記にかかわらず、例外的な状況により、当該期間中のトラストの流動性が支払または買戻しを行うために十分でない場合には、かかる支払は、それが可能となった後可及的速やかに行われる（ただし、利息は付されない。）。また支払は、受益証券の登録所有者に対してのみ行われ、第三者に対する支払は認められない。支払は、電信により行われる。管理会社または管理会社が認可した代行会社が、適切に郵送にて受益者またはその財務アドバイザーからあらゆる必要な書類の原

本を受領できなかった場合、買戻代金の支払が遅延する可能性があることに留意する必要がある。電信送金指示は、投資者の原申込書に記載されていなければならない。記載されていない場合は、買戻代金の電信送金が送達される前に、電信送金指示は、管理会社または管理会社が認可する代行会社により郵送またはファクシミリにて受領および確認されていなければならない。

管理会社は、通常の状態において、受益者が買戻しを請求した当該日にファンド証券の買戻しが迅速になされるように、各ポートフォリオについて、いずれの取引日においても適切な水準の流動資産の保有を確保するよう努力する。しかしながら、管理会社は、一取引日にファンドまたはクラスの発行済受益証券の10%を超える買戻し請求を受領した場合に、かかる取引日の受益証券の買戻しを制限することができる。かかる場合、ファンドまたはクラスの受益証券は比例計算により買戻される。管理会社またはその代行機関が、かかる権限を行使したために部分的にのみ受理された買戻し請求に対しては、その請求が完全に実行されるまで、（管理会社がかかる権限を有する）翌取引日およびその後の取引日に取扱われる。かかる制限はすべて、買戻しを請求した受益者に対して通知される。さらに、一定の状態においては、管理会社は、受益者の受益証券の買戻しの権利を停止することができる。

## （2）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、手数料なしで、各ファンド営業日でかつ販売取扱会社の営業日に販売取扱会社を通じて、管理会社に対してファンド証券の買戻しを請求することができる。その他、代行協会員が必要と認める場合、買戻しを受付けないことがある。日本における買戻し受付時間については、日本における販売会社に問い合わせることができる。買戻代金の支払は口座約款に定める方法による。

ファンド証券1口当たりの買戻価格は、原則として、管理会社が買戻し請求を受領したファンド営業日に計算される1口当たり純資産価格とし、買戻代金は口座約款の定めるところに従って販売取扱会社を通じて円貨で、または販売取扱会社が応じ得る場合は米ドル貨で、支払われるものとする。買戻し手数料は課せられない。

買戻単位は、日本における販売会社が独自に定めるものとする。買戻単位については、日本における販売会社に問い合わせることができる。日本における販売会社については、前記「第2 管理及び運営、1 申込（販売）手続等、（2）日本における販売手続等」に記載する照会先に問い合わせることができる。

日本における買戻しの約定日は、販売取扱会社が当該買戻し請求の成立を確認した日であり、日本の受益者と販売取扱会社との買戻し代金の受渡日は、約定日から起算して日本における4営業日目である。

## 3【過度の売買および短期売買に関する方針および手続】

受益証券の買付および転換は投資を行う目的に限って行われるべきである。トラストの管理会社の取締役会は、マーケット・タイミングまたはその他の過度の取引を認めない。管理会社は、理由の如何にかかわらず、いかなる買付または転換請求（受益者の金融仲介機関が受諾した買付または転換請求を含む。）も、事前の通知をすることなく、制限、拒絶または取消することができる権利を留保する。管理会社は、注文を拒絶した結果生じた損失に対して責任を負わない。

**監視手続** トラストの管理会社は、長期投資家に不利益を与える受益証券の常習的購入および買戻、または過度の売買もしくは短期売買の発見および抑止を企図する方針および手続を採用した。管理会社は、その代理人を通じて、受益証券の過度の売買または短期売買発見のための監視手続を維持する。この監視手続は、一定の期間内に、一定の金額的限度または数量的限度を超える受益証券の取引の詳述調査を含み、いくつかの要素からなっている。取引監視手続の目的上、管理会社は、共通の所有、支配または影響下にある複数口座による売買行為を考慮することができる。これらのいずれかの要因もしくはそれらの組合せにより特定された売買行為、またはその時点において入手可能なその他の情報の結果特定された売買行為は、当該行為が過度の売買行為または短期売買行為を構成するか否かを決定するため評価されることになる。管理会社およびその代理人が受益証券の過度の売買または短期売買を発見しようと努めたとしても、管理会社がかかる受益者を特定し、またはかかる受益者の売買行為を抑制できる保証はない。

**口座封鎖手続** 管理会社は、その単独の裁量により、取引監視手続により特定した取引または取引傾向を、その性質から過度の売買または短期売買に当たると判断した場合、将来の買付もしくは転換行為に関して、当該ABファンド口座は直ちに「封鎖」されることになる。ただし、受益証券の買戻は、現行の英文目論見書の条項に従い、引き続き認められる。上記により封鎖された口座は、一般的に、口座名義人または関連仲介金融機関により、当該口座名義人が過度の売買または短期売買取引を過去に行っていないかまたは将来も行わない旨、管理会社が認める証拠もしくは保証が提供されない限り、かつ、提供されるまで、封鎖されたままである。

**監視手続の適用および共同勘定に対する制限** 共同勘定による保有は、特に、仲介金融機関の間では、受益証券の一般的な保有形態のひとつである。管理会社は、これらの共同勘定に対し監視手続を適用する。管理会社は、共同勘定における買付および買戻の結果として資産のターンオーバーを監視する。管理会社、またはその代理人の見解において、過度のターンオーバーが発見された場合、管理会社が仲介者に通知し、過度の売買または短期売買の疑われる個別口座における取引を仲介金融機関がチェックするよう要求し、将来的な受益証券の買付および転換を禁じるための口座封鎖の適用を含み、過度の売買または短期売買行為を削減するための適切な行動をとる。管理会社は、仲介金融機関の共同勘定に起因するターンオーバーを監視し続け、仲介金融機関が適切な行動をとる姿勢を見せない場合は、仲介金融機関との関係を終了させるかどうか検討することができる。

**過度の売買行為を発見し、抑制する能力の限界** 管理会社は、策定された手続を用いてマーケット・タイミングの防止に努めるが、かかる手続が過度の売買または短期売買を特定または阻止することに成功するとは限らない。過度の短期売買行為を行おうとする受益者は、発覚を回避するため様々な戦略を用いることがあり、管理会社およびその代理人が受益証券の過度の売買または短期売買を発見しようと努めたとしても、管理会社がかかる受益者を特定し、またはかかる受益者の売買行為を抑制することができる保証はない。

#### 4【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### 純資産価格の計算

各クラス証券の1口当たり純資産価格はファンド通貨およびその他の申込通貨で表示され、各ファンド営業日の米国東部時間午後4時に管理会社によって決定される。可能な範囲で投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬を含む。）は毎日計上される。

あらゆる場合、各クラス証券の1口当たり純資産価格は、当該クラス証券に対し適正に配分されるファンドの資産総額から当該クラス証券に対し適正に配分されるファンドの負債を差し引いた価額を各ファンド営業日現在の当該クラス証券の発行済口数で除して決定される。各クラス証券の1口当たり純資産価格は、各クラス証券にかかる報酬の料率が異なることの結果異なるものとなる。

市場気配値が容易に入手可能な証券に関しては、ファンドが所有する証券の市場価格は、以下のように決定される。

- (a) 取引所の上場証券は、当該価格が決定される営業日における取引所終了時のコンソリデーター・テープ・システムに反映された直近の売り値で評価される。当該日に売り値が存在しない場合は、当該日の引け値および売り気配値を用いて証券は評価される。当該日に引け値および売り気配値がない場合は、管理会社による適正価格、または管理会社独自の方法に従い証券は評価される。
- (b) 一か所以上の取引所で取引される上場証券は、証券が取引される主要取引所を参照し上記(a)項に従って評価される。
- (c) 主要取引所が店頭市場であると考えられる、取引所に上場されている証券を含む店頭市場において取引される証券（ただし、ナスダック証券市場（以下「ナスダック」という。）で取引される証券を除く。）は、買い気配値および売り気配値の仲値を用いて評価される。
- (d) ナスダックにおいて取り引きされる証券は、ナスダック公式終り値により評価される。
- (e) ファンドにより購入される上場プット・オプションまたはコール・オプションは、直近の売り値で評価される。当該日に売り値がない場合は、かかる証券は当該日の引け値により評価される。

- (f) 本書におけるオープン先物契約およびオプションは最終決済価格を用いて、かかる価格がない場合は、直近の買い気配値を用いて評価される。評価日に入手可能な気配値がない場合は、直近の入手可能な最終決済価格を用いて評価される。
- (g) 満期期間までの残日数が60日以内の米国国債およびその他の債務証券は、一般に、市場価格が入手可能な場合は、独立した価格決定機関により市場で評価される。市場価格が入手できない場合は、証券は償却原価により評価される。当初満期が60日を超える短期証券と同様、当初満期が60日以内の証券にかかる手法が適用される。償却原価が利用される場合は、管理会社は、償却原価の利用が証券の適正価格とほぼ同じであるか合理的に判断しなくてはならない。管理会社が検討する当該要素には、発行体の信用力の低下または利率の重大な変更を含むが、それらに限定されない。
- (h) 債券は、主要なマーケット・メーカーにより提供される直近の買い気配値により評価される。
- (i) 不動産担保証券およびアセット・バック証券が適正市場価格を反映すると考えられる場合、債券値付けサービスによって得られる当該証券の市場価格を反映する価格により、または一社以上の主要ブローカー・ディーラー間によって得られる当該証券の市場価格を反映する価格により評価される。この場合、ブローカー・ディーラー間の市場価格が入手できるならば、投資顧問会社は、直近に入手した証券に関する買い気配値を日々調整することで市場イールドまたはスプレッドを変更する独自の方法を採用することができる。
- (j) 店頭取引およびその他のデリバティブは、かかる証券における主要ブローカー・ディーラー間の買い気配値またはスプレッドを基準に評価される。
- (k) 管理会社が独自の方法により決定する場合、すべてのその他の証券は容易に入手可能な市場気配値に従って評価される。特別事態により、かかる評価が実行不可能または不適切になる場合、管理会社は、トラストの資産の適正評価に至るため、忠実に誠意を持ってその他のルールに従う権限を与えられている。

トラストは、市場気配値を基準に決定される市場価格でトラストの証券を評価する。または市場気配値が容易に入手できない、あるいは信頼できない場合は、管理会社の総合監督の下に管理会社独自の方法に従って決定される適正価格で評価される。適正価格を適用するか否か決定するにあたり、トラストは、特定のポートフォリオの注文受付終了時刻、当該ポートフォリオが取引されている証券市場の閉鎖および非常事態の存在等、様々な要因を考慮する。トラストが適正価格による値付けを使用する場合、適切と思われるあらゆる要因を考慮することができる。トラストは、特定の証券または市場インデックスの時価評価に関する展開を基に適正価格を決定する。純資産総額を計算するためにトラストによって使用される証券の価格は、同じ証券に関する売り気配値または公式価格とは異なることがある。

従って、証券取引価格が事前に報告されている場合でも、適正価格値付けの方法を使用して決定された組入証券の価格は、実質的にかかる証券の販売における実際の価格とは異なる可能性がある。

トラストの受益証券の1口当たり純資産価格を決定する目的上、ファンドの基準通貨以外の通貨で初めに表記されたすべての資産および負債は、当該証券取引市場に常に参加する主要銀行により見積もられる最新のファンドの基準通貨に対して、かかる通貨の買い気配値および売り気配値を用いて、または多くのかかる主要銀行により提供される相場を考慮する値付けサービスを基準として、かかる通貨に換算される。証券取引所の閉会によりかかる相場の入手が不可能な場合、為替レートは管理会社の取締役会によって、または取締役会の指示のもとに誠意を持って決定される。

異常な事態により、かかる評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、トラスト資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いて評価を行う権限を付与されている。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイが各クラス証券の1口当たり純資産価格の日々の決定を行うために管理会社により選任された。各評価時点における1口当たり純資産価格は当該ファンド営業日の米国東部時間午後6時に入手可能である。証券の発行および買戻しの目的で、1口当たり純資産価格は、トラストの英文目論見書に記載された通貨に換算することができる。

スイング・プライシングによる調整

受益証券の大量購入または買戻しによってもたらされるファンドの純資産総額の希薄化の影響に対処するために、管理会社の取締役会は、スイング・プライシング・ポリシーを導入した。

ファンドは、投資者による受益証券の購入、売却および／または転換から生じる現金の流入または流出に合わせてトレードを行うが、その際に発生する取引費用は、受益証券の購入、売却および／または転換の価格に反映されていないため、純資金のファンドへの流入またはファンドからの流出の結果、純資産総額が減少することになり、希薄化が起こる。希薄化は、ファンドの組入資産の購入または売却の実際の費用が、取引手数料、税金および当該組入資産の呼び値スプレッド等の影響から、ファンドの当該資産の評価額と乖離する場合に発生する。希薄化は、ファンドの価額に悪影響を及ぼす可能性があり、よって受益者にも影響を与える可能性がある。

トラストのスイング・プライシング・ポリシーでは、いずれのファンド営業日においても、受益証券の取引による純資金の流入または純資金の流出の合計額が事前に決定されている限界値（取締役会によって随時決定される。）を超えた場合には、かかる純資金の流入または純資金の流出に帰属させるべき費用を反映させるために、ファンドの純資産総額を上方調整または下方調整することができる（以下「スイング・プライシング」という。）。限界値は、市場の実勢条件、希薄化費用の見積もりおよびファンドの規模等の要因を考慮して、取締役会が定める。スイング・プライシングによる調整の水準は定期的に見直され、取締役会によって決定される取引費用の概算額を反映させるために調整されることがある。スイング・プライシングは、日々、当該限界値を超えたら自動的に発動される。スイング・プライシングによる調整は、当該ファンド営業日におけるすべての受益証券（およびすべての取引）に適用される。トラストのスイング・プライシング・ポリシーを見直し、実施する際、取締役会は、とりわけリスク管理部門、法務・コンプライアンス部門、トレーディング部門および商品開発部門を含むABグループ内の様々な事業部門から意見および専門知識を得ることがある。

スイング・プライシングによる調整は、ポートフォリオによって異なることがあり、ポートフォリオが投資する特定の資産によって左右される。通常の市況下では、スイング・プライシングによる調整は、一般的に、ファンドの当初の純資産総額の2%を超えることはない。ただし、典型的にはボラティリティが高く、かつ、価格発見に困難が生じている特殊な状況では、取引費用が大幅に増大する可能性があり、取締役会は、ファンドの既存の受益者を保護するため、スイング・プライシングによる調整を2%を超えて引き上げることを決定することがある。取締役会は、かかる決定後実務上可能な限り速やかに、かかる決定をトラストのウェブサイト上で公表する。

投資者は、スイング・プライシングの適用がファンドの評価およびパフォーマンスの変動幅の拡大につながる可能性があること、また、スイング・プライシングを適用した結果、ある特定のファンド営業日において、ファンドの純資産総額がファンドの投資対象のパフォーマンスから乖離する可能性があることに留意する必要がある。典型的には、スイング・プライシングによる調整により、あるファンドの営業日にファンドへの純資金流入がある場合には1口当たり純資産価格は増加し、純資金流出がある場合には1口当たり純資産価格は減少する。特定のクラス受益証券についてインセンティブ報酬またはパフォーマンス報酬があるファンドの場合、当該インセンティブ報酬またはパフォーマンス報酬は、スイング・プライシング・メカニズムの影響を考慮することなく、適用される純資産総額に基づいて計算される。

スイング・プライシングによる調整が適用されないファンドについてはウェブサイト（<https://www.alliancebernstein.com/go/Swing-Pricing-Exclusion-List>）にて確認できる。

#### 純資産価格の決定の停止

管理会社は、次の場合には、各クラス証券の1口当たり純資産価格の決定を一時的に停止することができる。その結果として、各クラス証券の発行ならびに（該当する場合）買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

- (イ) ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する証券取引所、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止された場合。
- (ロ) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。
- (ハ) ファンドの組入証券の評価のために通常使用されている通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合。
- (ニ) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

ファンド証券の1口当たり純資産価格の計算の一時停止の決定は、他のポートフォリオの資産が各状況により同程度の影響を受けない場合には、他のポートフォリオのクラス証券の1口当たり純資産価格の計算の停止決定を必然的に伴うものではない。

1口当たり純資産価格の計算の一時停止は、当該停止が10日以上に亘ると見込まれる場合には、約款の受益者への通知の条項に規定されている方法で公告される。

## (2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券の券面またはその確認書は、日本における販売会社の名義で保管される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任でファンド証券を保管する場合は、この限りではない。

## (3) 【信託期間】

トラストおよびファンドを含む各ポートフォリオは存続期間を無期限として設定された。ただし、後記(5)その他、(c)「存続期間および解散」に記載する解散の事由に該当する場合は除く。

## (4) 【計算期間】

トラストおよびファンドを含む各ポートフォリオの決算期は毎年8月31日である。

## (5) 【その他】

### (a) ファンド証券の乗換え(スイッチング)または転換

#### (イ) 海外における乗換えまたは転換

クラスAJ証券は、トラストの他のポートフォリオの受益証券への転換、またはポートフォリオ内の他のクラスの受益証券への転換が認められない。

#### (ロ) 日本における乗換えまたは転換

クラスAJ証券は、トラストの他のポートフォリオの受益証券への転換、またはポートフォリオ内の他のクラスの受益証券への転換が認められない。

### (b) 発行限度額

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

### (c) 存続期間および解散

トラストおよび各ポートフォリオは存続期間を無期限として設定された。受益者、その相続人およびその他のいかなる実質的受益者もトラストもしくはポートフォリオの償還または分割を請求することはできない。ポートフォリオは、管理会社によりいつでも解散することができる。解散通知は、RESAおよび管理会社と保管受託銀行が共同で決定する適切な発行部数をもつ少なくとも2つの新聞に公告されるものとする。た

だし、そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。当該ポートフォリオ証券は、管理会社の当該決定日以降発行することができない。トラストは、最後のポートフォリオが償還されるとき償還される。最後のポートフォリオの清算の場合、管理会社は受益者の最大の利益に資するようポートフォリオの資産を売却し、保管受託銀行は、管理会社の指示に従って、各クラス証券の保有者に対し各クラスの当該権利に按分して、清算にかかる費用および経費を控除後、純清算手取金を分配する。

清算締結時に受領権限ある者に分配されなかった清算手取金は、適用ある消滅時効の経過するまでルクセンブルグの預託機関に預託される。

管理会社が、トラストを清算することなく、ポートフォリオの解散を決定する場合、当該ポートフォリオの各クラスの受益者に、当該ポートフォリオの各クラス受益証券の全純資産総額の払戻しを行う。かかる償還払戻しは、管理会社により公表され、受領する権利を有する者に分配できなかった払戻代金は、ポートフォリオの清算を管理会社の取締役会が決定した後9か月以内にルクセンブルグの預託機関に預託される。管理会社の決定により、2つまたは複数のポートフォリオを合併させることができ、対応するクラスの受益証券は別のポートフォリオの対応クラスの受益証券に転換することができる。異なる受益証券のクラスについての権利は、各純資産総額の割合で当該時に決定される。受益者が設定されるポートフォリオに投資を希望しない場合には、費用なしでその受益証券の買戻しを請求することができるよう、かかる合併の通知は、少なくとも合併の1か月前までになされる。

2010年法第143条によれば、トラストの登録がCSSFに拒絶され、または撤回された場合には、トラストおよびポートフォリオはルクセンブルグの地方裁判所の決定により解散されうる。

#### (d) 約 款

約款は、ルクセンブルグの商業および法人登記所に預託されており、同所で閲覧することができ、またその写しを入手することができる。

保管受託銀行の承認を条件に、管理会社は、約款を随時変更することができる。約款の変更は、約款変更に関し当該書類に特段の記載がない場合は、当該変更がルクセンブルグの商業および法人登記所に預託され、当該預託の通知がルクセンブルグのRESAに公告された日に発効する。

日本においては、約款の重要事項の変更は、公告するかまたは受益者に通知される。

#### (e) ワラント・新受益証券引受権等の発行

約款はワラント、引受権、オプションまたは優先証券の発行を禁止している。

#### (f) 関係法人との契約の更改等に関する手続

##### 投資顧問契約

同契約は、いずれかの当事者により解約されるまで効力を有する。同契約は、いずれかの当事者(管理会社または投資顧問会社)が3か月以上前に書面により相手方に通知することにより(当事者が同意した場合には、より短い期間の通知とすることもできる。)、いつでも解約できる。

同契約は、管理会社により、( )投資顧問会社が契約に違反した場合または投資顧問会社が破産した場合は、書面による通知により、即時に、および( )トラストまたは受益者の利益となる場合はいつでも直ちに効力を有するものとして、2010年法に従って、解約することができる。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、これによって解釈されるものとする。

##### 保管契約

同契約は、管理会社または保管受託銀行の一方が少なくとも90日前に書面による通知を相手方に送付することにより解除できる。ただし、同契約の解除の場合には、管理会社は、新しい保管受託銀行を任命するものとする。ただし、かかる解除の通知日から2か月以内に新保管受託銀行が任命され、約款に基づく責任および職務を引受けることを条件とする。さらに、退任保管受託銀行の任命は、トラストの全資産が新保管受託銀行に移転されるまでは継続するものとする。

同契約書は、ルクセンブルグ法に準拠するものとし、これに従って解釈されるものとする。

##### 管理契約

当事者の一方は、当該終了の効力発生の90日前までに、相手方当事者に書面で通知を行い、同契約を終了することができる。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

#### 代行協会員契約

同契約は、他の契約当事者に対する書面による終了の通知により、いつでも終了することができる。ただし、日本において後任代行協会員が指定されることを条件とする。

同契約は日本国の法律に準拠し、これに従い解釈される。

#### (g) 証券取引所への上場

2017年8月23日まで、クラスAJ証券はルクセンブルグ証券取引所に上場されていたが、2017年8月24日付で上場を廃止した。

#### (h) 資産の合同運用

ファンドの投資方針により認められる場合、組入有価証券の効率的な運用の目的で、管理会社は、トラスト内またはトラスト外において一定のポートフォリオの資産を合同運用することを選択することができる。この場合、異なるポートフォリオの資産または異なる戦略の資産が共同で運用される。合同運用される資産は“プール”と呼ばれる。かかるプールの設定は、運用費用およびその他費用を削減するために計画された管理上の手段であり、受益者の法的権利・義務に変更を生じさせるものではない。プールは、独立の法的主体を構成することではなく、投資者には直接開示されない。合同運用されるポートフォリオまたは合同運用される戦略の各々は、引続きその特定資産に対して権利を有するものとする。一以上のポートフォリオまたは一以上の戦略がプールされる場合、各参加ポートフォリオまたは各参加戦略に帰属する資産は、まず、当該プールの資産に対する各ポートフォリオまたは各戦略の当初の割合を基準にして決定され、追加の配分または取消しがあった場合には、変更される。各参加ポートフォリオまたは各参加戦略が合同運用資産に対して有する権利は、当該プールにおけるすべての投資および投資系列に適用される。合同運用されるポートフォリオまたは合同運用される戦略を代表して行われた追加的投資は、各ポートフォリオまたは各戦略に各々の権利に応じて配分され、売却された資産は、同様に、各参加ポートフォリオまたは各参加戦略に帰属する資産に配賦される。

かかるプールの設定による課税上の影響については、ルクセンブルグにおいて検討が行われている。上記プールの設定を理由として発生するルクセンブルグの税金は重要なものではないと予想される。その他の法域においては、当該国に存在する証券が上記のとおりプールされている場合には、課税リスクの可能性があるが、追加で発生する税金は重要でないと予想される。

## 5【受益者の権利等】

### (1)【受益者の権利等】

受益者がトラストに関する受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、受益者名簿に登録されていなければならない。従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、受益者名簿に登録されていないため、自らトラストに対し直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、販売取扱会社との間の口座約款に基づき、販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。ただし、これらの日本の受益者は、純資産総額の計算の過誤および/または投資規則の違反および/またはファンド・レベルでのその他の過誤が発生した場合に常に補償を受けることができるとは限らない。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、自らの手配で、また本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

#### (a) 分配金請求権

受益者は、トラストに代わり管理会社の決定した分配金を、持分に応じてトラストに代わり管理会社に請求する権利を有する。

支払期日から5年以内に請求されない分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属する。

(b) 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有する。

(c) 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はトラストに代わり管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(d) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

(注) 約款には受益者集会に関する規定はない。なお、受益者の管理会社、保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(a) 管理会社またはトラストおよびファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

(b) 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されている。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示および金融庁長官に対するファンド証券に関する届出等に関する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドはアライアンス・バーンスタインのポートフォリオであるが、原文の財務書類はアライアンス・バーンスタインおよびポートフォリオにつき一括して作成されている。日本語の作成にあたっては当該ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし「財務書類に対する注記」については、全ポートフォリオまたは他のポートフォリオに関して記載している箇所がある。
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文の財務書類は、米ドルおよび各クラス受益証券の基準通貨で表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2025年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=156.56円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（注）ファンドの経理状況中において、「ファンド」とは、アライアンス・バーンスタインを意味し、「ポートフォリオ」とは、ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオを含むアライアンス・バーンスタインの各ポートフォリオを意味する。

( 1 ) 【2025年 8月31日終了年度】

## 【貸借対照表】

## アライアンス・バーンスタイン

## 資産・負債計算書

2025年 8月31日現在

ショート・デュレーション・  
ボンド・ポートフォリオ

	(米ドル)	(千円)
<b>資 産</b>		
投資有価証券 - 時価	452,099,156	70,780,644
定期預金	5,012,813	784,806
未収配当金および未収利息	5,172,321	809,779
スワップ未実現評価益	11,264	1,763
ファンド証券売却未収金	797,610	124,874
保管受託銀行およびブローカー預託金	1,496,703	234,324
投資有価証券売却未収金	6,523,588	1,021,333
先物為替予約未実現評価益	338,705	53,028
スワップに係る未収利息	50,669	7,933
スワップ契約の前払プレミアム	0	0
金融先物契約未実現評価益	19,154	2,999
その他未収金	0	0
	<u>471,521,983</u>	<u>73,821,482</u>
<b>負 債</b>		
投資有価証券購入未払金	22,132,583	3,465,077
保管受託銀行およびブローカーへの未払金	774,554	121,264
未払分配金	686,823	107,529
スワップに係る未払利息	48,698	7,624
ファンド証券買戻未払金	1,108,008	173,470
先物為替予約未実現評価損	909,281	142,357
スワップ未実現評価損	10,315	1,615
スワップ契約の前受プレミアム	0	0
金融先物契約未実現評価損	57,485	9,000
未払費用その他債務	519,339	81,308
	<u>26,247,086</u>	<u>4,109,244</u>
<b>純資産</b>	<u>445,274,897</u>	<u>69,712,238</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

## 【損益計算書】

アライアンス・バーンスタイン  
運用および純資産変動計算書  
2025年8月31日に終了した年度

	ショート・デュレーション・ ボンド・ポートフォリオ	
	(米ドル)	(千円)
投資収益		
利息	17,948,822	2,810,068
スワップ収益	309,302	48,424
配当金、純額	0	0
貸付証券収益、純額	0	0
	<u>18,258,124</u>	<u>2,858,492</u>
費用		
管理報酬	2,529,376	395,999
スワップに係る費用	254,949	39,915
管理会社報酬	321,366	50,313
販売報酬	0	0
名義書換代行報酬	192,186	30,089
税金	167,984	26,300
保管報酬	107,628	16,850
専門家報酬	208,674	32,670
会計および管理事務代行報酬	72,481	11,348
印刷費	3,854	603
その他	101,230	15,849
	<u>3,959,728</u>	<u>619,935</u>
費用払戻または権利放棄	(79,168)	(12,395)
純費用	<u>3,880,560</u>	<u>607,540</u>
投資純（損）益	<u>14,377,564</u>	<u>2,250,951</u>
実現（損）益		
投資有価証券、先物為替予約、スワップ、 金融先物契約、オプションおよび通貨	5,710,004	893,958
源泉税	(25,397)	(3,976)
未実現（損）益の変動		
投資有価証券	(1,027,952)	(160,936)
金融先物契約	(31,631)	(4,952)
先物為替予約	(701,372)	(109,807)
スワップ	10,761	1,685
外貨	19,096	2,990
運用実績	<u>18,331,073</u>	<u>2,869,913</u>
ファンド証券取引		
増（減）額	(18,439,005)	(2,886,811)
分配金	(7,784,358)	(1,218,719)
純資産		
期首	453,167,187	70,947,855
為替換算調整	0	0
	<u>445,274,897</u>	<u>69,712,238</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

## アライアンス・バーンスタイン

## 発行済証券数

2025年 8月31日現在

## ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ

受益証券のクラス	(口)
A	1,678,992
A EUR	24,283
A2	7,913,409
A2 EUR	64,980
A2 EUR H	11,565
A2 HKD	94,496
A2 SGD H	53
AA	628,345
AA AUD H	685,727
AA CAD H	230,602
AA GBP H	81,178
AA HKD	354,875
AA SGD H	23,326
AJ	3,045,257
AT	4,240,036
AT AUD H	624,090
AT CAD H	235,492
AT EUR	76,722
AT EUR H	12,755
AT GBP H	129,285
AT HKD	978,037
AT NZD H	213,970
AT SGD H	27,753
AX	16,937
C	252,708
C2	1,105,857
I	642,396
I2	509,385
I2 EUR H	1,302,317
IT	76,753
N2	678,600
NT	17,813
S	993,139
S1 2	463,969
S1 2 EUR	567
S1 EUR H	2,717
S1T	124,355
SA	27,758

## アライアンス・バーンスタイン

## 統計情報

（\$：米ドル/€：ユーロ/HKD：香港ドル/SGD：シンガポール・ドル/AUD：豪ドル/  
CAD：カナダ・ドル/£：スターリング・ポンド/NZD：ニュージーランド・ドルで表示）

## ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ

	2025年 8月31日	2024年 8月31日	2023年 8月31日
純資産	\$445,274,897	\$453,167,187	\$538,456,892

## 各クラス受益証券 1口当たり純資産価格

A	\$	7.27	\$	7.22	\$	7.06
A EUR	€	6.21	€	6.54	€	6.52
A2	\$	19.75	\$	19.00	\$	18.05
A2 EUR	€	16.89	€	17.19	€	16.65
A2 EUR H	€	14.38	€	14.11	€	13.63
A2 HKD	HKD	154.03	HKD	148.19	HKD	141.60
A2 SGD H	SGD	15.79	SGD	15.55		N/A
AA	\$	10.51	\$	10.56	\$	10.47
AA AUD H	AUD	10.25	AUD	10.32	AUD	10.24
AA CAD H	CAD	10.48	CAD	10.57	CAD	10.50
AA GBP H	£	10.44	£	10.51	£	10.44
AA HKD	HKD	81.99	HKD	82.41	HKD	82.13
AA SGD H	SGD	10.42	SGD	10.51	SGD	10.45
AJ	\$	6.99	\$	6.94	\$	6.79
AT	\$	7.26	\$	7.21	\$	7.05
AT AUD H	AUD	11.20	AUD	11.14	AUD	10.92
AT CAD H	CAD	11.40	CAD	11.36	CAD	11.13
AT EUR	€	6.21	€	6.53	€	6.52
AT EUR H	€	11.01	€	10.97	€	10.76
AT GBP H	£	11.46	£	11.40	£	11.19
AT HKD	HKD	56.67	HKD	56.27	HKD	55.38
AT NZD H	NZD	11.58	NZD	11.53	NZD	11.31
AT SGD H	SGD	11.73	SGD	11.69	SGD	11.48
AX	\$	5.81	\$	5.77	\$	5.65
C	\$	7.27	\$	7.22	\$	7.07
C2	\$	16.02	\$	15.47	\$	14.75
C2 EUR H		N/A		N/A	€	12.84
I	\$	7.27	\$	7.22	\$	7.07
I EUR		N/A		N/A	€	6.52
I2	\$	14.62	\$	13.97	\$	13.20
I2 EUR		N/A		N/A	€	12.17
I2 EUR H	€	15.66	€	15.28	€	14.67
IT	\$	11.93	\$	11.85	\$	11.60
N2	\$	15.46	\$	14.94	\$	14.27
NT	\$	11.77	\$	11.69	\$	11.45
S	\$	94.37	\$	93.70	\$	91.73
S1 2	\$	18.67	\$	17.81	\$	16.79
S1 2 EUR	€	15.97	€	16.12	€	15.48

S1 EUR H	€ 107.65	€ 104.71	€ 100.33
S1T	\$ 103.17	\$ 102.43	\$ 100.27
SA	\$ 81.60	\$ 81.09	\$ 79.47

(N/A : 該当なし)

[次へ](#)

## アライアンス・バーンスタイン

## 財務書類に対する注記

2025年8月31日に終了した年度

## 注A：一般的情報

アライアンス・バーンスタイン（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定された共有持分型投資信託（fonds commun de placement）であり、投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）のパートに基づき登録されている。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されルクセンブルグに登録上の事務所を有する法人である、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（以下「管理会社」という。）によってその共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用されている。ファンドは、2009年7月13日付EC通達2009/65（改正済）の第1条（2）の意義の範囲内で譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）として適格性を有する。

ファンドは2025年8月31日現在、運用中の8種類のポートフォリオ（各々を、個々に、また総称して、「ポートフォリオ」という。）から成る独立の資産で構成されている。各クラスの受益証券は、各ポートフォリオの投資有価証券その他の純資産における持分を表章する。クラスの全受益証券は、分配および買戻しに関して同等の権利を有する。

アライアンス・バーンスタイン - ジャパン・ストラテジック・バリュー・ポートフォリオは清算された。最終公式純資産価額（「NAV」）は2024年11月19日に計算された。2025年8月31日現在、本ポートフォリオの現金残高は1,822,096円であった。

取締役会は、アライアンス・バーンスタイン - エマージング・マーケッツ・デット・ポートフォリオについて、規則（EU）2019/2088に基づく分類を第6条から第8条へ変更することを、2025年3月17日付で承認する決議をした。

取締役会は、アライアンス・バーンスタイン - グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオのすべての資産および負債を、アライアンス・バーンスタイン SICAV - グローバル・グロス・ポートフォリオに譲渡（以下「合併」という。）することを承認する決議をした。当該合併は、1：1の交換比率で、2025年5月16日付で実施された。

アライアンス・バーンスタイン - ダイナミック・ダイバーシファイド・ポートフォリオは清算された。最終公式純資産価額（「NAV」）は2023年9月19日に計算された。2025年8月31日現在、本ポートフォリオの現金残高は28,157米ドルであった。年度末現在、流動性の低い証券2銘柄が保管受託銀行で売却されずに残っている。これらの証券を売却するための公開市場は存在しない。

以下は、各ポートフォリオの設定日および2025年8月31日現在販売されているクラス受益証券の一覧表である。

アライアンス・バーンスタイン -	設定日	販売クラス受益証券
エマージング・マーケット・グロース・ポートフォリオ	1992年10月29日	A, A AUD H, A EUR, A HKD, A PLN H, A SGD, A SGD H, AD, B, C, C EUR, ED, I, I AUD H, I EUR, N, S1, S1 EUR, S1 GBP
アジア・エクス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	2009年11月27日	A, A AUD H, A EUR, A HKD, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR, AD EUR H, AD GBP H, AD HKD, AD NZD H, AD ZAR H, AY JPY, BY JPY, C, C EUR, ED, ED AUD H, I, I EUR, I GBP, L EUR, S, S HKD, S1, S1 EUR, S1 GBP, SD
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	1996年9月13日	A, A EUR, A2, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA GBP H, AA HKD, AA SGD H, AJ, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT SGD H, AX, C, C2, I, I2, I2 EUR H, IT, N2, NT, S, S1 2, S1 2 EUR, S1 EUR H, S1T, SA
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ	1997年9月19日	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR, AK EUR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD, AT SGD H, B, B2, BT, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I EUR, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, I2 SGD, I2 SGD H, IA AUD H, IQD, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT HKD, IT RMB H, J, N2, NT, S1, S1 EUR H, S1D, S1D2, S1L GBP H, SA, SHK, SK, W, W EUR, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT CAD H, WT EUR H, WT GBP H, WT RMB H
アメリカン・インカム・ポートフォリオ	1993年6月30日	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 DUR PH, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA DUR PH, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA JPY H, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR, AK EUR H, AR EUR, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT DUR PH, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD, AT SGD H, B, B2, BT, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I EUR, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, I2 HKD, I2 SGD H, IA, IA AUD H, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT HKD, IT JPY, IT JPY H, IT NZD H, IT RMB H, IT SGD H, J, N2, NT, S, S1, S1 EUR H, S1D, S1D2, SA, W, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT EUR H, WT GBP H, WT HKD, WT SGD H
ヨーロッパ・インカム・ポートフォリオ	1999年2月25日	A, A USD, A2, A2 CHF H, A2 PLN H, A2 USD, A2 USD H, AA, AA AUD H, AA HKD H, AA RMB H, AA SGD H, AA USD H, AK, AR, AT, AT AUD H, AT SGD H, AT USD, AT USD H, B USD, B2, B2 USD, C, C USD, C2, C2 USD, C2 USD H, CK, CT USD H, I, I USD, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 USD, I2 USD H, IA, IA HKD H, IA USD H, IT, IT USD H, NT USD H, S1, S1 USD, S1 USD H, S1D, SA USD H, SHK, W2, W2 CHF H, W2 USD H, WA, WA USD H, WT, WT USD H
エマージング・マーケット・デット・ポートフォリオ	2006年3月22日	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA ZAR H, A1, A1 AUD H, AR EUR, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT SGD H, BT, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, E1, E1 AUD H, I, I2, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, IT AUD H, IT EUR H, N2, NT, S, S1 2, S1 EUR H, S1 GBP H, S1L, SA
モーゲージ・インカム・ポートフォリオ	1994年9月26日	A, A2, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2X, A2X EUR, AA, AA AUD H, AA HKD, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT SGD H, AX, AX EUR, BX, BX EUR, C, C2, C2 EUR, CX, I, I EUR, I2, I2 EUR, I2 EUR H, IT EUR H, IX, N2, NT, S, S1, S1 AUD H, S1 EUR H, S1L, SA

## 注B：重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグの法令要件に準拠して継続企業を前提とした会計基準で作成されている。ポートフォリオが採用している重要な会計方針の要約は、以下のとおりである。

## 1．評価

## 1.1 投資有価証券

証券取引所に上場されているかまたは他の規制ある市場で取引されている証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値により評価される。かかる価格が入手できない場合は、当該日の最終売買呼び値の仲値で評価される。証券が数ヶ所の証券取引所または市場で上場または取引されている場合は、当該証券の主要市場を成す証券取引所または市場における入手可能な直近の取引値が用いられる。

店頭市場で取引される証券（その主要な取引所が店頭市場であると考えられる取引所に上場されている証券を含むが、ザ・ナスダック・ストック・マーケット・インク（以下「ナスダック」という。）で取引される証券は除く。）は、現在の買い呼び値および売り呼び値の仲値で評価される。ナスダックで取引されている証券は、「ナスダック公式終値」に従って評価される。

証券は、市場相場に基づいて決められる現在の市場価格で評価される。または、市場相場が容易に入手できないか信頼できない場合、取締役会によって確立された手順に従って、また取締役会の総合的監督の下で決められる「公正価額」で評価される。公正な評価手続は、ポートフォリオの評価時点ですべて証券の公正価額であると確信されるものを反映して組入証券の最終市場価格を調整することを意図している。

公正な評価手続が特定のポートフォリオ証券に関して採用される場合、証券の直近の公表価格、株式指数の現在評価または規制当局の公告から証券に影響を与えたり市場全体を巻き込む展開やその他の事柄を含み、様々な客観的かつ主観的要素が考慮される。外部の価格提供者のモデル化手法に基づく公正な価格は、可能な限り利用される。したがって、公正な評価手続が採用される場合、ポートフォリオの純資産価額を計算するために利用される個々のポートフォリオ証券の価格は、同じ証券に関して相場価格もしくは公表価格と異なることがある。現在、公正価額調整が一定の株式証券および先物契約にのみ適用されている。

したがって、以前報告された証券取引所価格の場合でも、公正な価格付け手続を利用して決定したポートフォリオ証券の価格は、かかる証券の販売の際に実現される価格とかなり異なることがある。

米国取引所で主に取引されているポートフォリオ証券に関しては、例えば、特定の証券が取引される取引所の早期閉鎖または特定の証券の取引停止のような、非常に限られた状況の下でのみ公正な価格付け手続が採用されるものと期待される。しかし、公正な価格付け手続が、非米国取引所またはその他の市場、特にヨーロッパおよび（インドを除く）アジアの市場で取引される証券に関して度々利用されるようになると予想される。なぜなら、その他の理由で、これらの市場の取引は、ポートフォリオの評価時点よりかなり前に終了されるからである。かかる市場の取引が終了してからポートフォリオの評価時点までに、広範囲に及ぶ市場変動を含む重大な事態が起こりうる。特に、これらの金融市場の閉鎖後の取引日における米国市場の事態は、ポートフォリオの証券の評価額に影響を及ぼす可能性がある。

債券（ ）、証券取引所に上場されていないかもしくは規制ある市場において取引が行われていない証券（ ）、および証券取引所もしくは規制ある市場での取引がごくわずかな証券（ ）は、主要な値付業者が提供する直近の買い呼び値で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が証券の公正な時価を反映していない場合は、当該証券は、取締役会によって確立された手続きに従って、また取締役会の総合的監督の下で決められる公正価額を反映するように規定された方法で評価される。

満期までの残存期間が60日以内の米国国債およびその他の債務証券は、市場価格が入手可能である場合、一般的に独立の値付業者によって市場で評価される。市場価格が入手できない場合、証券は償却原価で評価される。この技法は、当初満期が60日以内の短期証券および当初満期が60日を超える短期証券に関して通常用いられる。償却原価が利用される場合、評価委員会（「委員会」）は、償却原価の利用が証券の公正価額とほぼ同じであることを合理的に結論付けなければならない。発行体の信用度の低下または金利の重大な変更に限定しないが、かかる要因を委員会は考慮する。取締役会によって確立した手続きに従って、またその全体的な監督の下で、委員会の決定が行われる。

店頭取引（OTC）スワップおよびその他のデリバティブは、独立の値付サービス、市場からの入手情報による独立の値付モデル、および第三者のプロカー - ディーラーまたは取引相手方を主に用いて、日々評価される。

## 1.2 ワラントの評価

上場ワラントは、認可された情報提供会社によって提供された最終取引価格で評価される。当該営業日に売買がなかった場合、ワラントはその前日の最終取引価格で評価される。翌日以降、証券は公正価額で誠実に評価される。非上場ワラントはすべて、公正価額で誠実に評価される。ワラントが失効したら、評価はなされない。

## 1.3 金融先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約の締結時に行われる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は、各取引日の終了時の契約の市場評価額を反映するように日々ベースで「値洗い」することによって未実現利益または損失として認識される。変動証拠金の支払は、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。契約の終了時に、実現利益または損失が計上される。この実現利益または損失は、クロージング取引からの手取金（または費用）とポートフォリオの約定ベースとの間の差額に等しい。

未決済の先物契約は、クロージングの決済価格または、かかる価格がない場合には直近の買い呼び値により評価される。評価日にかかる取引値が入手できない場合、入手可能な直近のクロージング決済価格が用いられる。

## 1.4 先物為替予約

未決済の先物為替予約に係る未実現利益または損失は、約定レートおよび契約を終了するためのレートとの間の差額として計算される。実現利益または損失には、決済されているかまたは同じ契約相手方とのその他の契約によって相殺されている先物為替予約に係る純利益もしくは損失が含まれている。

## 1.5 買建オプションおよび売建オプション

オプションを買建てる場合、支払われたプレミアムに相当する金額は投資として計上され、その後当該買建オプションの現在の市場価格に対して調整される。未行使のまま満期となった買建オプションに対して支払われたプレミアムは、行使期間満了日に実現損失として扱われる。買建プット・オプションが行使される場合、プレミアムは、該当するポートフォリオが利益または損失を実現したか否かを決定する際に、原有価証券または原外貨の売却手取金から差引かれる。買建コール・オプションが行使される場合、該当ポートフォリオによって購入された有価証券または外貨の原価ベースは、プレミアム額分増加する。オプションを売建てる場合、該当ポートフォリオが受領したプレミアムに相当する金額は負債として計上され、その後当該売建オプションの現在の市場価格に対して調整される。未行使のまま満期となった売建オプションから受領したプレミアムは、該当ポートフォリオにより、行使期間満了日に実現利益として扱われる。売建コール・オプションが行使された場合、プレミアムは、該当するポートフォリオが利益または損失を実現したか否かを決定する際に、原有価証券または原外貨の売却手取金に加算される。売建プット・オプションが行使される場合、該当ポートフォリオによって購入された有価証券または外貨の原価ベースは、プレミアム額分減少する。ポートフォリオが買建てた上場プット・オプションまたはコール・オプションは、直近の売買価格で評価される。当該日に売買がなかった場合には、当該日の最終買い呼び値で評価される。

## 1.6 他の投資信託（「UCIs」）への投資

他のUCIsへの投資は、当該UCIの最終の入手可能な純資産価額で評価される。

## 1.7 スワップ契約

ポートフォリオは、スワップ契約に係る中間支払金を収益および費用に日々計上する。スワップ契約は、日々値洗いされ、その評価額の変動は、「スワップ未実現評価益（評価損）」として資産・負債計算書に計上され、「スワップ未実現（損）益の変動」として運用および純資産変動計算書に計上される。スワップ契約が満期となったか、または売却された場合には、その純額は、「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現（損）益」として運用および純資産変動計算書に計上される。前渡または前受プレミアムは、資産・負債計算書において原価または手取額として認識され、契約期間にわたり定額法で償却される。クレジット・デフォルト・スワップに関して発生した前渡または前受プレミアムの償却額は、当該ポジションが売却されるまで「スワップ収益」に含まれ、その後、前渡または前受プレミアムの償却額は、「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現（損）益」に含まれる。その他すべての種類のスワップについて、前渡または前受プレミアムの償却額は、「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現（損）益」に含まれる。スワップ契約の価額の変動は、運用および純資産変動計算書の「スワップ未実現（損）益の変動」の構成要素として計上される。

資産・負債計算書に開示される「スワップ契約の前渡 / （前受）プレミアム」には、OTCクレジット・デフォルト・スワップに係る前渡（前受）プレミアムおよび中央決済機構を通じて決済されるクレジット・デフォルト・スワップに係る未決済の証拠金が含まれる。

## 2. 創業費

すべての現存するポートフォリオの創業費は、過年度においてその全額を償却済みである。

## 3. 配分方法

「債券」ポートフォリオおよび「バランス型」ポートフォリオに関する収益および費用（クラス固有の管理報酬および販売報酬を除く。）は、ハイブリッド配分モデルを利用して日々ベースで配分される。当該モデルは、日々配当を生じる各クラスの決済済受益証券の結合評価額、ならびに月次に配当を生じるかまたは全く配当のない各クラスの発行済受益証券の評価額に比例した百分率に基づいて配分する。「株式」ポートフォリオに関する収益および費用は、各クラスの発行済受益証券の評価額に比例して日々ベースで配分される。全ポートフォリオに関して、実現および未実現損益は各クラスの発行済受益証券の評価額に比例して日々ベースで配分される。クラス固有の管理報酬、管理会社報酬、販売報酬および通貨ヘッジクラス受益証券に関する先物為替契約に係る実現 / 未実現損益は、直接当該クラスの負担 / 配分とされる。

ポートフォリオの全クラスS受益証券の明白な機関投資家向性質のために、一定のファンドの費用は、適用ある場合、最小限の受益者活動および会計処理水準要求に基づいて、それぞれのクラスS受益証券に配分される。

## 4. 外貨換算

約款に規定されたポートフォリオの通貨以外の通貨建による価額は、当該通貨の入手可能な直近の買い呼び値および売り呼び値の平均値で換算される。外貨建取引は、取引日の為替レートで各ポートフォリオの通貨に換算される。

結合資産・負債計算書は、結合資産・負債計算書の日付現在の為替レートにより米ドルで表示されている。一方、結合運用および純資産変動計算書は、当年度中の平均為替レートにより米ドルで表示されている。

当財務書類で適用されている為替レートは、ユーロ対米ドルの現物レート1.1699および平均レート1.1004、日本円対米ドルの現物レート0.0068および平均レート0.0067である。

結合運用および純資産変動計算書に表示されている「為替換算調整」は、期首における結合純資産、資産・負債計算書ならびに運用および純資産変動計算書の換算に用いられた為替レートの差異によるものである。

## 5. 投資収益および投資取引

受取配当金は配当落ち日に計上される。受取利息は日々発生主義で計上される。ポートフォリオに関する投資損益は、平均原価法に基づき決定される。ファンドは、該当する場合には、受取利息に調整として割引分を含み割増分を償却する。投資取引は、取引日の翌日に計上される。

## 6. 見積もり

ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従う財務書類の作成は、財務書類の日付現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・負債の開示、ならびに財務報告年度中の収益および費用の報告金額に影響を及ぼす、見積もりおよび仮定を行うことを経営陣に要求する。実際はこれらの見積もりと異なる結果となりうる。

7. スイング・プライシングによる調整（以下、グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオを除くすべてのポートフォリオに適用される。）

ファンドは、2015年11月2日から効力を生じるものとして（「スイング・プライシング」ポリシーとしても知られる）、純資産価額調整方針を実施した。この方針に従い、ポートフォリオの純資産価額は、受益者の購入・買戻し活動によって生じる見積取引費用、取引スプレッドおよび負債が及ぼす影響を反映して調整される。スイング・プライシングは、日々の発行または買戻し純額が取締役会の監督の下、スイング・プライシング委員会が定める閾値を超える場合に、自動的に適用される。

スイング・プライシングが適用される場合、関連ポートフォリオの受益証券の純資産価額は、購入・買戻し活動により生じる取引費用が（ポートフォリオ自体ではなく）ポートフォリオの受益証券の取引を行う投資者によって負担されるように、通常、関連する純資産価額の2%を超えない額で上下に調整される。当該調整は、ポートフォリオの受益証券の取引を行うことによってもたらされるポートフォリオの受益証券における受益者の投資有価証券の価値の希薄化を最小限にすることを意図している。

統計情報で開示されている受益証券1口当たり純資産価格および純資産総額が公表受益証券1口当たり純資産価格および純資産総額であるのに対し、資産・負債計算書ならびに損益計算書および純資産変動計算書で開示されている純資産総額は、期末時点のあらゆるスイング調整を除外した純資産合計である。

スイング・プライシングの対象であったすべてのポートフォリオのうち、2025年8月31日に終了した報告年度中に純資産価額がスイング調整されたショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオおよびモーゲージ・インカム・ポートフォリオを除き、純資産価額にスイング調整が行われたポートフォリオはなかった。

#### 注C：税金

ルクセンブルグの共有持分型投資信託（FCP）として、ファンドはルクセンブルグにおいて現行の税法に基づき、所得税、源泉税もしくはキャピタル・ゲイン税を課されていない。ファンドは、各暦四半期末日の純資産総額に基づき年率0.05%の税率で四半期ごとに計算され支払われるルクセンブルグの年次税（taxe d'abonnement）が課される。2010年法の第174条の意義の範囲内で、機関投資家に留保されたクラス受益証券に関しては0.01%の税率が課される。証券による利息、配当金およびキャピタル・ゲインは、特定の国において源泉税またはキャピタル・ゲイン税を課されることがある。

ポートフォリオが他のポートフォリオに投資する場合、投資先ポートフォリオのそれぞれの受益証券クラスで発生する年次税の比例割合に相当する金額が免除される。

#### インド

インドの上場株式を取得後12か月以内に処分して生じたキャピタル・ゲイン（短期キャピタル・ゲイン）には、20%のインドのキャピタル・ゲイン税が課される。インドの上場株式を取得後12か月超経過後に処分して生じたキャピタル・ゲイン（長期キャピタル・ゲイン）には、12.5%のインドのキャピタル・ゲイン税が課される。2025年8月31日に終了した年度において、キャピタル・ゲイン税は純資産価額に計上され、資産・負債計算書においては「未払費用その他債務」または「その他未収金」の項目に含まれ、運用および純資産変動計算書においては「源泉税」の項目に含まれる。

中華人民共和国（以下「PRC」という。）

法人税（以下「CIT」という。）

ポートフォリオは、PRC居住企業の株式（中国A-株、B-株およびH-株を含む。）、人民元建ての社債および政府債ならびにPRCの証券取引所またはPRCの銀行間債券市場に上場または取引される証券投資ファンドおよびワラントに投資することにより、PRCにおいて課される源泉法人税（以下「WIT」という。）およびその他の税金の対象となる場合がある。

明確な指針が存在しないため、PRCにおける債券、株式およびその他の有価証券への投資から生じるPRC源泉所得について、RQFIIまたは当該投資を行う関連ポートフォリオのどちらが納税者とみなされるかは不確定である。仮にRQFIIが納税者とみなされた場合、RQFIIに対して課されるPRCの税金は払戻され、最終的にはファンドの関連ポートフォリオがこれを負担することとなる。

関連ポートフォリオが納税者とみなされた場合、当該ポートフォリオがPRCの税務上の居住企業と判断される場合には、その全世界課税所得について税率25%のPRCのCITの対象となる。ポートフォリオが、PRCに恒久的施設または事業所（以下「PE」という。）を有する非課税居住企業と判断される場合には、当該PEに帰属するPRC源泉利益について税率25%のCITが課される。

2008年1月1日施行のPRCのCIT法に基づき、PRCにPEを有しない外国企業は、租税条約による軽減措置の適用がある場合を除き、配当、利息、資産の譲渡益等の受動的所得を含むがこれらに限定されないIPRC源泉所得について、原則として現行税率10%のWITの対象となる。

投資顧問会社は、CITの観点から、ポートフォリオおよびファンドがPRCの税務上の居住企業またはPRCにPEを有する非課税居住企業とみなされないように、ポートフォリオを管理および運営する意向であるが、これを保証するものではない。したがって、ポートフォリオは、PRCにおける債券、株式およびその他の有価証券への投資に関して、直接的にPRC源泉所得を得る範囲においてのみ、税率10%のWITの対象となると見込まれている。

#### 注D：分配

管理会社は、グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオに関して、（合併日まで）分配金を支払わない意向であった。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映された。

#### エマージング・マーケット・グロース・ポートフォリオ：

- ・クラスA、B、C、I、N、S、S1およびW受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。
- ・クラスADおよびED受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、支払う意向である。管理会社は、かかる受益証券について受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向であるため、分配が、当該クラスに帰属する総収益（報酬および費用控除前）、実現および未実現利益ならびに元本から行われることがある。純利益（総収益から報酬と費用を控除した金額）を超過する分配は、投資者の当初の投資額の返還を表しており、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。

#### アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ（日興ABアジア・バリューファンド）：

- ・クラスA、C、I、L、SおよびS1受益証券（およびそれに対応するH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。
- ・クラスAYおよびクラスBY受益証券について、管理会社は、各クラス受益証券に帰属するポートフォリオの純利益に基づき分配を宣言し、支払う裁量権を有する。
- ・クラスAD、ED、IDおよびSD受益証券（およびそれに対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、支払う意向である。管理会社は、かかる受益証券について受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向であるため、分配が、当該クラスに帰属する総収益（報酬および費用控除前）、実現および未実現利益ならびに元本から行われることがある。純利益（総収益から報酬と費用を控除した金額）を超過する分配は、投資者の当初の投資額の返還を表しており、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。

#### ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ：

- ・クラスA、AX、C、IおよびS受益証券(および対応するH受益証券、特に記載がない限り)について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。
- ・クラスAJ、AT、CT、IT、NTおよびS1T受益証券(および対応するH受益証券)について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAAおよびSA受益証券(および対応するH受益証券)について、管理会社は、分配を宣言し、毎月実施する意向である。管理会社は、かかるクラスについて受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券(および対応するH受益証券)について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。分配率は、総収益(報酬および費用控除前)から導出され、分配が、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益ならびに元本から行われることがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。
- ・クラスA2、C2、I2、N2、S1、S2およびS1 2受益証券(および対応するH受益証券)ならびにS EUR H、S SGD H受益証券については、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。

## グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ：

- ・クラスA、B、C、I、JA、JおよびW受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。
- ・クラスAT、BT、CT、IT、NT、S1D、S1D2およびWT受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。
- ・クラスIQDおよびS1QD受益証券について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を四半期ごとに宣言し、支払う意向である。クラスSK受益証券について、管理会社は、その裁量により分配を宣言し、支払うことがある。
- ・クラスAK受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を半年ごとに宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAA、EA、IAおよびSA受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、実施する意向である。管理会社は、かかる受益証券クラスについて受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。クラスSHK受益証券について、管理会社は、分配を日々宣言し、毎月実施する意向である。分配率は、総収益（報酬および費用控除前）から導出され、分配には、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益ならびに元本も含むことがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。
- ・クラスS1L受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、実施する意向である。当該分配は、受益証券のクラスに帰属する資本からは支払われない。
- ・クラスA2、B2、C2、E2、I2、N2、S、S1およびW2受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。

## アメリカン・インカム・ポートフォリオ：

- ・クラスA、B、C、I、JA、JおよびW受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。
- ・クラスAT、BT、CT、IT、LT、NT、S1D、S1D2、WTおよびZT受益証券（および対応するHならびにDUR PH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAKおよびCK受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を半年ごとに宣言し、支払う意向である。

- ・クラスAA、EA、IAおよびSA受益証券(および対応するHならびにDUR PH受益証券)について、管理会社は、分配を毎月宣言し、実施する意向である。クラスSHK受益証券(および対応するH受益証券)について、管理会社は、分配を日々宣言し、毎月実施する意向である。管理会社は、かかる受益証券クラスについて受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券(および対応するH受益証券)について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。分配率は、総収益(報酬および費用控除前)から導出され、分配には、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益ならびに元本も含むことがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。
- ・S1QD受益証券(および対応するH受益証券)について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を四半期ごとに宣言し、支払う意向である。
- ・クラスA2、B2、C2、E2、I2、L2、N2、S、S1およびW2受益証券(および対応するHならびにDUR PH受益証券)について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。

管理会社はまた、支払われる分配金が、該当する受益証券のクラスに帰属する実現キャピタル・ゲインおよび/または元本から支払いを行うか否か、またその範囲について決定することができる。当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益が、宣言済の分配支払額を上回る範囲において、超過リターンはそれぞれの受益証券の1口当たり純資産価格に反映される。

分配金は、受益者の選択によって、自動的に再投資することができる。

#### 注E：管理報酬および関係法人とのその他の取引

ファンドは、管理会社に管理報酬を支払う。投資顧問契約の条項に基づき、稼得した管理報酬の中から、管理会社は、アライアンス・パースタイン・エル・ピー(「投資顧問会社」)に投資顧問報酬を支払う。

管理会社は、年次ベースで運用費用総額を制限するために、必要な程度にまで一定の費用を負担することに自発的に同意している。

かかる制限は、(日々の純資産総額の平均額の百分率として表示され)以下のように設定されている。

アライアンス・バーンスタイン -	クラス 受益証券	%	アライアンス・バーンスタイン -	クラス 受益証券	%
エマージング・マーケット・グロース・ポートフォリオ			ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ (続き)		
	Class S1	1.20%		Class AX	1.00%
	Class S1 EUR	1.20%		Class C	1.60%
	Class S1 GBP	1.20%		Class C2	1.60%
アジア・エクス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ				Class I	0.575%
	Class A	2.05%		Class I2	0.575%
	Class A AUD H	2.05%		Class I2 EUR H	0.575%
	Class A EUR	2.05%		Class IT	0.575%
	Class A HKD	2.05%		Class N2	1.70%
	Class A SGD H	2.05%		Class NT	1.70%
	Class AD	2.05%		Class S	0.10%
	Class AD AUD H	2.05%		Class S1 2	0.35%
	Class AD CAD H	2.05%		Class S1 2 EUR	0.35%
	Class AD EUR	2.05%		Class S1 EUR H	0.35%
	Class AD EUR H	2.05%		Class S1T	0.35%
	Class AD GBP H	2.05%		Class SA	0.10%
	Class AD HKD	2.05%	グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ		
	Class AD NZD H	2.05%		Class S1	1.00%
	Class AD ZAR H	2.05%		Class S1 EUR H	1.00%
	Class AY JPY	2.05%		Class S1D	1.00%
	Class BY JPY	2.52%		Class S1D2	1.00%
	Class C	2.50%		Class S1L GBP H	1.00%
	Class C EUR	2.50%		Class SA	0.10%
	Class ED	3.05%		Class SHK	0.10%
	Class ED AUD H	3.05%		Class SK	0.75%
	Class I	1.25%	アメリカン・インカム・ポートフォリオ		
	Class I EUR	1.25%		Class A	1.50%
	Class I GBP	1.25%		Class A EUR	1.50%
	Class L EUR	1.85%		Class A2	1.50%
	Class S	0.30%		Class A2 CHF H	1.50%
	Class S HKD	0.30%		Class A2 DUR PH	1.50%
	Class S1	1.20%		Class A2 EUR	1.50%
	Class S1 EUR	1.20%		Class A2 EUR H	1.50%
	Class S1 GBP	1.20%		Class A2 HKD	1.50%
	Class SD	0.30%		Class A2 PLN H	1.50%
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ				Class A2 SGD	1.50%
	Class A	1.20%		Class A2 SGD H	1.50%
	Class A EUR	1.20%		Class AA	1.50%
	Class A2	1.20%		Class AA AUD H	1.50%
	Class A2 EUR	1.20%		Class AA CAD H	1.50%
	Class A2 EUR H	1.20%		Class AA DUR PH	1.50%
	Class A2 HKD	1.20%		Class AA EUR H	1.50%
	Class A2 SGD H	1.20%		Class AA GBP H	1.50%
	Class AA	1.20%		Class AA HKD	1.50%
	Class AA AUD H	1.20%		Class AA JPY H	1.50%
	Class AA CAD H	1.20%		Class AA NZD H	1.50%
	Class AA GBP H	1.20%		Class AA RMB H	1.50%
	Class AA HKD	1.20%		Class AA SGD H	1.50%
	Class AA SGD H	1.20%		Class AA ZAR H	1.50%
	Class AJ	1.00%		Class AK	1.50%
	Class AT	1.20%		Class AK EUR	1.50%
	Class AT AUD H	1.20%		Class AK EUR H	1.50%
	Class AT CAD H	1.20%		Class AR EUR	1.50%
	Class AT EUR	1.20%		Class AR EUR H	1.50%
	Class AT EUR H	1.20%		Class AT	1.50%
	Class AT GBP H	1.20%		Class AT AUD H	1.50%
	Class AT HKD	1.20%		Class AT CAD H	1.50%
	Class AT NZD H	1.20%		Class AT DUR PH	1.50%
	Class AT SGD H	1.20%		Class AT EUR	1.50%

アライアンス・バーンスタイン -			アライアンス・バーンスタイン -		
クラス 受益証券	%		クラス 受益証券	%	
アメリカン・インカム・ポートフォリオ（続き）			アメリカン・インカム・ポートフォリオ（続き）		
Class AT EUR H	1.50%		Class IT AUD H	0.95%	
Class AT GBP H	1.50%		Class IT CAD H	0.95%	
Class AT HKD	1.50%		Class IT EUR H	0.95%	
Class AT NZD H	1.50%		Class IT GBP H	0.95%	
Class AT RMB H	1.50%		Class IT HKD	0.95%	
Class AT SGD	1.50%		Class IT JPY	0.95%	
Class AT SGD H	1.50%		Class IT JPY H	0.95%	
Class B	2.20%		Class IT NZD H	0.95%	
Class B2	2.20%		Class IT RMB H	0.95%	
Class BT	2.20%		Class IT SGD(i)	0.95%	
Class C	1.95%		Class IT SGD H	0.95%	
Class C EUR	1.95%		Class N2	2.05%	
Class C2	1.95%		Class NT	2.05%	
Class C2 EUR	1.95%		Class S	0.15%	
Class C2 EUR H	1.95%		Class S1	0.65%	
Class CT	1.95%		Class S1D	0.65%	
Class EA	2.00%		Class S1D2	0.65%	
Class EA AUD H	2.00%		Class S1 EUR H	0.65%	
Class EA ZAR H	2.00%		Class SA	0.15%	
Class I	0.95%		Class SHK(j)	0.15%	
Class I EUR	0.95%		Class W	0.95%	
Class I2	0.95%		Class W2	0.95%	
Class I2 AUD H	0.95%		Class W2 CHF H	0.95%	
Class I2 CHF H	0.95%		Class W2 EUR H	0.95%	
Class I2 EUR	0.95%		Class WT	0.95%	
Class I2 EUR H	0.95%		Class WT AUD H	0.95%	
Class I2 HKD	0.95%		Class WT EUR H	0.95%	
Class I2 SGD H	0.95%		Class WT GBP H	0.95%	
Class IA	0.95%		Class WT HKD	0.95%	
Class IA AUD H	0.95%		Class WT SGD H	0.95%	
Class IT	0.95%				

(i) 2025年7月7日付で清算されたクラス受益証券

(j) 2025年5月16日付で清算されたクラス受益証券

2025年8月31日に終了した年度中に管理会社が負担した費用、および2025年8月31日現在の未収返戻金は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタイン -	負担費用	未収返戻金
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	\$ 57,739	-
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	\$ 79,168	4,861

管理会社が負担した費用は、運用および純資産変動計算書の「費用払戻または権利放棄」に計上される。未収返戻金は、「未払費用その他債務」の科目で資産・負債計算書に計上される。ファンドはまた、管理会社に管理会社報酬を支払う。

各ポートフォリオの固有のクラス受益証券は、かかる受益証券に関してファンドに対し販売関連業務を提供する代償である販売報酬を販売会社に支払う。

前述の報酬はすべて、各ポートフォリオの日々の純資産総額の平均額に対し年率で発生し毎月支払われる。

各ポートフォリオの適用報酬年率の一覧表は、表1に記載されている。

また、全クラスB受益証券は0.00%乃至4.50%の料率、全クラスC受益証券は0.00%乃至1.00%の料率、全クラスE受益証券は0.00%乃至3.00%の料率で、条件付後払申込手数料を課せられる。クラスJ受益証券は0.00%乃至3.00%の料率で、条件付後払申込手数料を課せられる。実際に課せられる料率は、当該受益証券が保有されている期間および当該ポートフォリオによって決まる。

ファンドは、その登録・名義書換事務代行会社であり、管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズに、当ファンドの登録・名義書換代行業務のための人員および設備を提供することに関して報酬を支払う。かかる報酬は、2025年8月31日に終了した年度に21,851,774米ドルであった。

ファンドは、一定の状況下で、ルクセンブルグ外の一定の法域における販売のために当ファンドの登録に伴ってファンドに提供される一定の業務に関して投資顧問会社に報酬を支払う。2025年8月31日に終了した年度に、かかる発生報酬金額は316,354米ドルであり、運用および純資産変動計算書の「専門家報酬」に計上されている。

ファンドは、ファンドの法律顧問であるエルヴィンガー・ホス・プリュッセン法律事務所に、当ファンドに提供された法律業務に関して報酬を支払う。2025年8月31日に終了した年度に、43,564ユーロの支払が行われ、運用および純資産変動計算書の「専門家報酬」に計上されている。

投資顧問会社は、引受団のメンバーとして重要な利害関係のある関係者を含む募集および/または新規発行に関する取引に従事していない。ファンドのために行われたすべての取引は、通常の営業過程および/または通常の商業条件で行われた。2025年8月31日に終了した年度に、関係会社である、バーンスタイン・インスティテューショナル・サービスズ・エルエルシーおよびバーンスタイン・オートノマス・エルエルピーのサービスを利用した証券取引に対して支払われた手数料はなかった。管理会社の経営陣の数人は、投資顧問会社および/またはその関係会社の従業員および/または役員である。

アライアンス・バーンスタイン - グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタイン SICAV - サステナブル・ユーロ・ハイ・イールド・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV - エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV - エマージング・マーケット・コーポレート・デット・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV - US・ハイ・イールド・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV - アジア・インカム・オポチュニティーズ・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV - アジア・ハイ・イールド・ポートフォリオに投資する。アライアンス・バーンスタイン - アメリカン・インカム・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタイン SICAV - US・ハイ・イールド・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV - アジア・インカム・オポチュニティーズ・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV - フレキシブル・インカム・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV - サステナブル・インカム・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV - アジア・ハイ・イールド・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV - USD・コーポレート・ボンド・ポートフォリオに投資する。

ファンドは、関連ファンドから証券を購入、または証券を売却することができる。ただし、当該関連ファンドが、共通の投資運用会社、共通の役員または共通の取締役によるものであることを条件とする。当年度末において、関連ファンドとの売買取引は行われなかった。

#### 注F：ソフト・コミッション契約および取引費用

2025年8月31日に終了した年度中に、適用ある法律に基づいて、投資顧問会社および関連副投資顧問会社（適用ある場合。）は、株式証券に投資するファンドのポートフォリオに関してブローカーとソフトドル・コミッション契約を締結し、かかる契約に基づき投資決定を行う過程をサポートするために用いられる商品およびサービスを受領した。ソフト・コミッション契約は、ファンドのための取引の執行が最良の執行基準に合致することに基づいて締結され、投資顧問会社は、ソフト・コミッション契約締結時に、仲介料の規模や性質など、最良の執行基準に関する多くの要因を考慮する。

さらに、特定のポートフォリオの投資戦略の性質上、投資顧問会社がアライアンス・バーンスタイン・リミテッドに投資顧問業務を委任する場合を含め、ソフトコミッション契約に関連するすべての費用は「細分化」され、適用法の要件に従って、投資顧問会社またはその再委託先が負担することがある。

受領された商品およびサービスには、専門家による産業、企業および消費者リサーチ、ポートフォリオおよび市場分析、ならびにかかるサービスの引渡しに用いられるコンピュータ・ソフトウェアが含まれている。

受領された商品およびサービスの本質は、契約の下で規定される便益がファンドへの投資サービスの提供の際に支援するものに違いなく、ファンドの運用における改善に貢献するものである。

誤解を避けるために、かかる商品およびサービスには、旅行、アコモデーション、エンターテインメント、一般管理的商品もしくはサービス、一般的事務所設備もしくは不動産、会費、従業員給与または直接的金銭支払は含まれていない。

取引費用は、譲渡性証券、短期金融商品、デリバティブまたはその他の適格資産の取得、発行または売却に生じた費用である。エージェント、アドバイザー、ブローカーおよびディーラーに支払われる呼び値スプレッド、報酬および手数料、取引関連税ならびにその他の市場経費が含まれる。債務プレミアムもしくはディスカウント、資金調達費用または内部事務費用もしくは内部保管費用は含まれない。取引費用は、投資有価証券明細表の取得原価ならびに運用および純資産変動計算書の「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現（損）益」および「投資有価証券未実現評価（損）益の変動」に計上される。取引費用は、総費用比率および/または費用払戻の計算から除外される。

2025年8月31日に終了した年度に、各ポートフォリオに生じた取引費用の金額の詳細は、下表のとおりである。

アライアンス・パースタイン -	取引費用
エマージング・マーケット・グロース・ポートフォリオ	\$ 1,434,134
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	\$ 1,159,337
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	\$ 13,718
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ	\$ 195,703
アメリカン・インカム・ポートフォリオ	\$ 1,427,382

## 注G：先物為替予約

先物為替予約は、取決めた先物レートで将来期日に外貨を購入しまたは売却する契約である。原契約と契約終結時の差異から生じる（損）益は、運用および純資産変動計算書の「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプション、通貨に係る実現（損）益」に計上される。

未決済先物為替予約の評価額の変動は、資産・負債計算書の「先物為替予約未実現評価（損）益」の構成部分として財務報告上反映される。

特定の通貨で販売される（それぞれ、「販売通貨」という。）ポートフォリオのクラス受益証券の一つ以上が、かかる販売通貨に対してヘッジされる。かかるクラス受益証券のいずれも、「通貨ヘッジのクラス受益証券」を構成する。通貨ヘッジのクラス受益証券は、取引費用のような実際の対価を計算に入れて、ポートフォリオの基準通貨と当該販売通貨の間の為替相場変動の影響を減じることによって、ポートフォリオの基準通貨リターンとより密接な関連のあるリターンを投資者に提供することを意図する。

採用されたヘッジ戦略は、ポートフォリオの基準通貨と販売通貨の間の通貨エクスポージャーを減少することを企図されているが、そのリスクを消去することはできない。

契約の相手が契約条件を履行できない潜在性およびヘッジ通貨に対する外貨価値の予期せぬ変動から、リスクが生じる可能性がある。

ポートフォリオ内の各種クラス受益証券の間の負債の分別は存在しないため、一定の状況下で、ポートフォリオの他のクラス受益証券の資産が、かかる通貨ヘッジのクラス受益証券で被った負債を補填するために利用できる場合に、通貨ヘッジのクラス受益証券に関連して通貨ヘッジ取引が、同じポートフォリオの他のクラス受益証券の1口当たり純資産価格に影響を及ぼす負債になるわずかな危険性が存在する。

ファンドにおける証券は、先物為替予約のための担保として使用される。

## 注H：レボ契約

レボ契約は、米国政府機関の債務証券によって担保される。レボ契約の対象となる証券は、経過利息を含む買戻価格と少なくとも同等の金額で、常に保管受託銀行によって保有されるものとする。

2025年8月31日現在、レボ契約はなかった。

2025年8月31日に終了した年度中にレボ契約から生じた受取利息はなかった。

## 注I：リバースレボ契約

リバースレボ契約はレボ契約と類似するが、レボ契約では、売り手が買い戻すことを条件に証券を現金で購入する一方、リバースレボ契約では、ファンドがポートフォリオ資産を売却するにあたって、それと同一の資産を後日ファンドが売却価格より少し高い確定価格で買い戻すことを条件とする。リバースレボ契約の期間中、ファンドは当該証券の元利息を受領し続ける。一般的に、リバースレボ契約の効果は、ファンドがリバースレボ契約の期間中、対象となるポートフォリオ証券に伴う受取利息を維持しつつ当該ポートフォリオ証券に投資された現金の全部または大部分を回収できることである。

この取引が有利になるのは、リバースレボ取引によるファンドの「金利コスト」、すなわち証券の売却価格と買戻し価格との差額が、ポートフォリオ証券に投資された現金を別の方法で調達する費用よりも少ない場合である。

2025年8月31日現在、リバースレボ契約はなかった。

2025年8月31日に終了した年度中にリバースレボ契約から生じた受取利息はなかった。

## 注J：金融先物契約

ファンドは、金融先物契約を売買することができる。ファンドは、これらの金融商品の評価額における変動から生じる市場リスクを負う。ファンドは、契約相手方の信用リスクの発生につながらない規制ある取引所を通して金融先物契約を行う。

金融先物契約を締結する時、ファンドは、取引が行われる取引所が要件とする当初証拠金を担保としてブローカーに預託しかつ維持する。

契約に従って、ファンドは契約の評価額の日々の変動に相当する金額の現金をブローカーから受領またはブローカーに支払うことに同意する。

かかる受領または支払は変動証拠金であり、ファンドは未実現損益として計上する。契約が終了する時、ファンドは締結時と終了時の約定価額の差額相当分を実現利益または損失として計上する。

#### 注K：スワップ取引

スワップは、対象資産の一定金額もしくは別に決定された想定元本に関して特定された価格または金利における変動に基づくか参照して計算される、所定の間隔で一連のキャッシュフローを交換することを2当事者間に義務付ける契約である。スワップに係る実現（損）益および未実現（損）益の変動は、それぞれ「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプション、通貨に係る実現（損）益」でおよび「スワップ未実現（損）益の変動」の科目の一つの構成部分として運用および純資産変動計算書に計上される。

#### 中央清算機関で清算されるクレジット・デフォルト・スワップ

中央清算機関で清算されるクレジット・デフォルト・スワップ契約の買い手は、対象参照債務に関して信用事由が発生した時の偶発的な支払いの代わりに、契約期間中、売り手に対し定期的に連続した支払いをする義務を負う。

#### 中央清算機関で清算される金利スワップ

中央清算機関で清算される金利スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、一連の固定または変動金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

#### トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、対象資産のトータル・パフォーマンスと一連の金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

#### クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップ契約の買い手は、対象参照債務に対して信用事由の発生による偶発的な支払の対価として契約期間にわたって定期的に売り手に支払うことが義務付けられている。

## 金利スワップ

金利スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、一連の固定または変動金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

## インフレ・スワップ

インフレ・スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、固定金利支払とインフレ指数に連動した変動金利支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

## 注L：オプション取引

ファンドは、証券に係るプット・オプションおよびコール・オプションを購入および発行（売却）することができる。オプション購入に伴うリスクは、オプションを行使するか否かにかかわらず、ファンドがプレミアムを支払うことである。さらに、ファンドはプレミアムの損失リスクを負い、また市場価格の変動により取引の相手方が契約を履行しないリスクを負う。購入したプット・オプションおよびコール・オプションは、ポートフォリオ証券と同様の方法で計上される。コール・オプションの行使により獲得された証券の取得原価は、支払プレミアムにより増額される。プット・オプションの行使により売却された証券からの手取金は、支払プレミアムにより減額される。

ファンドがオプションを発行する場合、ファンドが受領するプレミアムは負債として計上され、その後に発行オプションの現在市場価格に対して調整を行う。

発行オプションから受領したプレミアムのうち未行使のまま満期を迎えたものは、満期日に発行オプションからの実現利益としてファンドにより計上される。終了する当該購入取引に対するブローカー手数料を含む受領プレミアムおよび支払額の差異も実現利益として取扱われるが、受領プレミアムが終了する購入取引に関して支払われた額より少ない場合は、実現損失として扱われる。

コール・オプションが行使された場合、受領プレミアムは、ファンドが実現利益もしくは損失を有するか否かを決定する際に、原証券または通貨の売却からの手取金に加算される。プット・オプションが行使された場合、受領プレミアムは、ファンドが購入した証券または通貨の原価ベースを減額する。オプションの発行にあたり、ファンドは、発行オプションの原証券または通貨の価格における不利な変動の市場リスクを負う。ファンドが発行したオプションの行使により、ファンドは現在の市場価格とは異なる価格で証券または通貨を売却もしくは購入することがある。

ファンドは、スワップ契約のオプション（スワップションとも呼称）に投資することもできる。スワップションは、市場ベースのプレミアムを支払うことと引き換えに将来期日にスワップを締結する権利（義務ではなく）を買い手に与えるオプションである。スワップションの受取人は、特定資産、基準相場または指数のトータル・リターンを受領する権利を所有者に与える。スワップションの支払人は、特定資産、基準相場または指数のトータル・リターンを支払う権利を所有者に与える。スワップションにはまた、既存スワップが取引相手方の一人によって終了または延長されることを認めるオプションが含まれる。

## 注M：担保

2025年8月31日現在、特定の金融デリバティブ商品に関してブローカーが保有する／に負担する現金担保は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタイン -	ブローカーが 保有する現金	ブローカーに 負担する現金
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ		
シティバンク	\$ 330,133	21,471
モルガン・スタンレー	\$ 1,166,570	652,397
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ		

シティバンク	\$	10,987,504	9,300,675
モルガン・スタンレー	\$	112,935,200	231,646,524
U B S エイジー	\$	630,000	-
アメリカン・インカム・ポートフォリオ			
パークレイズ	\$	-	1,055,000
シティバンク	\$	-	165,117,581
ゴールドマン・サックス	\$	12,300,000	-
モルガン・スタンレー	\$	107,664	16,773,856
ウェルズ・ファーゴ	\$	-	3,140,000

デリバティブに関してブローカーが保有する／に負担する現金担保は、資産・負債計算書の「保管受託銀行およびブローカー預託金」および「保管受託銀行およびブローカーへの未払金」の一部として計上される。

2025年8月31日現在、ポートフォリオが保有するデリバティブに関して、有価証券から成る担保は、下表のとおりである。

	ブローカーに 引渡された 担保の時価	ブローカーから 受領した 担保の時価
アライアンス・バーンスタイン -		
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ		
シティバンク		
U.S. Treasury Bonds, 6.75%, 08/15/2026	\$ 8,207,500	-
U.S. Treasury Bonds, 4.00%, 11/15/2052	\$ 11,593,653	-
モルガン・スタンレー		
U.S. Treasury Bonds, 6.75%, 08/15/2026	\$ 38,985,625	-
U.S. Treasury Bonds, 4.00%, 11/15/2052	\$ 69,991,312	-
アメリカン・インカム・ポートフォリオ		
シティバンク		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 08/15/2029	\$ 141,547,653	-
ゴールドマン・サックス		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	\$ 8,410,625	-
モルガン・スタンレー		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	\$ 159,904,901	-

#### 注N：ポートフォリオ証券のローン

ポートフォリオは、その証券の担保付貸付を行うことができる。証券貸付のリスクは、その他の信用拡張と同様に、借り手が財政難に陥った場合に返還請求権を失う可能性から成る。さらに、ポートフォリオは、借り手の債務不履行により実行される担保物件の売却が、貸付証券に代わるに十分な収入にならないというリスクに晒される。

特定の借り手に証券を貸付けるか否かを決定するに際し、投資顧問会社は、借り手の信用度を含む、すべての関連する事実および状況を考慮する。

証券の貸付中、借り手は証券からの収益を当該ポートフォリオに支払うことがある。ポートフォリオは、現金担保を短期金融商品に投資することができ、それにより更なる収益を得るか、同等の担保を引き渡した借り手からの同意した収入額を受領する。

ポートフォリオは、議決権、新株引受権、ならびに配当、利息または分配の受領権のような所有権を行使するために貸付証券または証券相当物の名簿上の所有権を取り戻す権利がある。ポートフォリオは、ローンに関して、合理的な仲介者、事務管理およびその他の報酬を支払う。

その証券の担保付貸付を行うために、ポートフォリオは総受取報酬を受領するが、そのうち20%は貸付証券業務を提供する貸付証券代理人に支払われる。

2025年8月31日に終了した年度に、ポートフォリオが稼得した受取報酬純額は、運用および純資産変動計算書の「貸付証券収益、純額」に計上される。

2025年8月31日に終了した年度に、（2025年8月27日まで貸付証券代理人として行為した）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーは、貸付証券業務の提供に関して6,764米ドルの報酬を稼得した。これは、運用および純資産変動計算書の「貸付証券収益、純額」に計上されている。

2025年8月28日付で、貸付証券業務は、ニューヨーク支店を通じて業務を行う三菱UFJ信託銀行株式会社（「MUTB」）に移管された。

2025年8月31日現在、貸付証券および関連する担保残高はなかった。

#### 注O：銀行借入制度

ファンドは、通常でない買戻の事態に関して、必要ある場合に、一定の制限の下で、短期的／一時的な資金調達を意図して、保管受託銀行との間で開設された借入金制度（「制度」）を利用している。

ファンドの各ポートフォリオは、その各々の純資産額の10%まで借入することができる。当制度に従った借入金には、各ポートフォリオの裏付け資産を担保にして相互に合意したレートでの金利が課せられる。

#### 注P：資産の共同運用管理

効率的運用の目的上、ポートフォリオの投資方針が許容する場合、管理会社はファンド内外の一定のポートフォリオの資産を共同運用管理することを選択できる。そのような場合、別のポートフォリオの資産は、共通して運用管理される。共同運用される資産は、「資産プール」として言及される。このプーリングは、運用その他の費用を削減するために考案された管理事務デバイスであり、受益者の法的権利および義務を変更するものではない。プールは、独立した実体を構成せず、また投資者に直結できない。共同運用されるポートフォリオの各々は、その固有資産を割当てられる。

数個のポートフォリオの資産が共同運用の目的上プールされる場合、プールへのポートフォリオの原初参加に関連して、各参加ポートフォリオに帰属する資産プールの割合が記録維持され、追加割当てまたは取消しの場合に変更する。共同運用資産への各参加ポートフォリオの権利は、かかる資産プールの投資有価証券の各行および全ての行に適用する。

共同運用資産のために行われる追加投資は、それぞれの権利に応じた割合でかかるポートフォリオに配分されるが、一方売却される資産は、各参加ポートフォリオに帰属する資産に同様に課される。

2025年8月31日現在、ファンドは、ファンド内のいずれのポートフォリオの資産についてもプールを利用した共同運用を行っていなかった。

#### 注Q：ジョイント・クレジット・ファシリティ

ファンドは、他の投資ファンド（以下「参加ファンド」という。）とともに、一定の制限の下で、償還およびその他の短期流動性要件に関連する短期資金調達を提供することを目的とした4億米ドル（2025年5月6日付）のリップリング・クレジット・ファシリティ（以下「クレジット・ファシリティ」という。）に参加している。クレジット・ファシリティに関連する手数料は、参加ファンドによって支払われ、結合損益計算書のその他の費用に含まれている。ファンドは、2025年8月31日に終了した年度において、クレジット・ファシリティを利用しなかった。

#### 注R：後発事象

重要な後発事象はなかった。

[次へ](#)

表 1  
報酬一覧表

	管理報酬	管理会社報酬	販売報酬	総費用比率*
アライアンス・バーンスタイン -				
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ				
受益証券のクラス				
A	0.85%	0.10%	N/A	1.17%
A EUR	0.85%	0.10%	N/A	1.17%
A2	0.85%	0.10%	N/A	1.17%
A2 EUR	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
A2 EUR H	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
A2 HKD	0.85%	0.10%	N/A	1.19%
A2 SGD H	0.85%	0.10%	N/A	1.06%
AA	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AA AUD H	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AA CAD H	0.85%	0.10%	N/A	1.17%
AA GBP H	0.85%	0.10%	N/A	1.17%
AA HKD	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AA SGD H	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AJ	0.65%	0.10%	N/A	0.98%
AT	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AT AUD H	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AT CAD H	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AT EUR	0.85%	0.10%	N/A	1.12%
AT EUR H	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AT GBP H	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AT HKD	0.85%	0.10%	N/A	1.13%
AT NZD H	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AT SGD H	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AX	0.65%	0.10%	N/A	0.97%
C	1.25%	0.10%	N/A	1.58%
C2	1.25%	0.10%	N/A	1.59%
I	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2 EUR H	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
IT	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
N2	1.35%	0.10%	N/A	1.69%
NT	1.35%	0.10%	N/A	1.67%
S	N/A	0.01% (9)	N/A	0.10%
S1 2	0.25%	0.01% (9)	N/A	0.35%
S1 2 EUR	0.25%	0.01% (9)	N/A	0.35%
S1 EUR H	0.25%	0.01% (9)	N/A	0.35%
S1T	0.25%	0.01% (9)	N/A	0.35%
SA	N/A	0.01% (9)	N/A	0.10%

(N/A : 該当なし)

\* 無監査。年率換算。総費用比率（TER）の計算は、Swiss Funds & Asset Management Association（SFAMA）の2008年5月16日付ガイドラインに基づく。

管理会社報酬：

(9) 50,000米ドルまたは日々の純資産総額の平均額の0.01%のいずれか低い方の額に相当する年間報酬

表 2

ポートフォリオ回転率

回転率\*

(無監査)

アライアンス・バーンスタイン -

ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ

139.08%

\* 無監査。米国会計士協会（AICPA）ガイドラインに従って計算されている。当期の有価証券の平均市場価額は月末の評価に基づき計算されている。

## 【投資有価証券明細表等】

投資有価証券明細表  
2025年8月31日現在

アライアンス・バーンスタイン・  
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ

	利率	日付 (月/日/年)	額面価額 (単位:千)	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
証券取引所に上場、またはその他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
政府 - トレジャリー					
カナダ					
Canadian Government Bond, Series WL43	5.75%	06/01/2029	CAD 2,883	\$ 2,316,836	0.5 %
中国					
China Government Bond, Series INBK	2.75%	06/15/2029	CNY 6,590	965,116	0.2
フィンランド					
Finland Government Bond, Series 6Y	2.50%	04/15/2030	EUR 1,960	2,300,006	0.5
フランス					
French Republic Government Bond OAT, Series OAT	5.50%	04/25/2029	3,353	4,333,614	1.0
ドイツ					
Bundesrepublik Deutschland Bundesanleihe	6.25%	01/04/2030	6,546	8,945,586	2.0
ハンガリー					
Hungary Government Bond, Series 28/A	6.75%	10/22/2028	HUF 2,045,330	6,081,899	1.4
インドネシア					
Indonesia Treasury Bond, Series 101	6.88%	04/15/2029	IDR 20,075,000	1,265,713	0.3
日本					
Japan Government Twenty Year Bond, Series 86	2.30%	03/20/2026	JPY 3,540,300	24,316,545	5.5
Japan Government Twenty Year Bond, Series 88	2.30%	06/20/2026	4,180,050	28,814,516	6.5
Japan Government Twenty Year Bond, Series 95	2.30%	06/20/2027	3,362,550	23,477,835	5.3
Japan Government Twenty Year Bond, Series 97	2.20%	09/20/2027	1,438,500	10,050,557	2.3
				86,659,453	19.6
マレーシア					
Malaysia Government Bond, Series 0219	3.89%	08/15/2029	MYR 4,296	1,046,668	0.2
Malaysia Government Bond, Series 0417	3.90%	11/16/2027	6,482	1,563,428	0.3
				2,610,096	0.5
メキシコ					
Mexican Bonos, Series M	8.50%	03/01/2029	MXN 35,662	1,925,642	0.4
Mexican Bonos, Series M	8.50%	05/31/2029	60,156	3,249,248	0.7
Mexican Bonos, Series M	8.50%	02/28/2030	44,719	2,407,961	0.5
				7,582,851	1.6
ニュージーランド					
New Zealand Government Bond, Series 0427	4.50%	04/15/2027	NZD 7,020	4,241,110	1.0
ポーランド					
Republic of Poland Government Bond, Series 0730	4.50%	07/25/2030	PLN 18,359	4,937,159	1.1
イギリス					
United Kingdom Gilt	4.13%	07/22/2029	GBP 17,236	23,373,861	5.2
アメリカ合衆国					
U.S. Treasury Bonds	6.13%	11/15/2027	USD 34,349	36,112,279	8.1
U.S. Treasury Notes	4.13%	07/31/2028	25,431	25,799,653	5.8
U.S. Treasury Notes	4.25%	01/15/2028	37,673	38,213,178	8.6
U.S. Treasury Notes	4.63%	11/15/2026	16,845	17,002,162	3.8
U.S. Treasury Notes	4.63%	06/15/2027	22,144	22,504,807	5.1
				139,632,079	31.4
				295,245,379	66.3
企業 - 投資適格債					
金融機関					
銀行業					
ABN AMRO Bank NV(a)	6.14%	09/18/2027	900	910,425	0.2
ABN AMRO Bank NV, Series E	5.25%	05/26/2026	GBP 600	815,919	0.2
Banque Federative du Credit Mutuel SA	5.13%	05/24/2027	AUD 1,000	664,234	0.2
Banque Federative du Credit Mutuel SA(a)	5.49%	01/23/2027	USD 550	553,283	0.1
Barclays PLC	7.09%	11/06/2029	GBP 297	426,516	0.1
BNP Paribas SA, Series E	6.00%	08/18/2029	1,200	1,678,177	0.4
BPCE SA	4.50%	04/26/2028	AUD 200	130,029	0.0
Citigroup, Inc.	1.75%	10/23/2026	GBP 1,301	1,703,892	0.4
Credit Agricole SA	5.75%	11/29/2027	1,200	1,641,249	0.4
Danske Bank A/S	6.26%	09/22/2026	USD 1,781	1,782,013	0.4
Deutsche Bank AG, Series E	2.63%	08/13/2028	EUR 500	584,047	0.1
DNB Bank ASA, Series E	4.00%	08/17/2027	GBP 1,455	1,958,485	0.4
Goldman Sachs Group, Inc. (The), Series G	7.25%	04/10/2028	1,266	1,822,054	0.4
ING Groep NV, Series E	4.88%	11/14/2027	EUR 1,600	1,924,933	0.4
Lloyds Banking Group PLC(a)	5.95%	01/05/2028	USD 1,360	1,374,876	0.3
Morgan Stanley	4.66%	03/02/2029	EUR 1,610	1,967,856	0.4
Nationwide Building Society, Series E	4.00%	03/18/2028	159	190,239	0.0
NatWest Markets PLC, Series E	6.63%	06/22/2026	GBP 1,047	1,439,719	0.3
Royal Bank of Canada/Toronto	5.70%	10/04/2028	AUD 200	136,240	0.0

	利率	日付 (月/日/年)	額面価額 (単位:千)	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
Standard Chartered PLC	6.17%	01/09/2027	USD 257	\$ 258,395	0.1%
Svenska Handelsbanken AB	5.00%	03/02/2028	AUD 2,640	1,767,580	0.4
Visa, Inc.	2.25%	05/15/2028	EUR 996	1,160,347	0.3
				<u>24,890,508</u>	<u>5.5</u>
<b>ブローカー業</b>					
Charles Schwab Corp. (The) (a)	4.89%	05/13/2026	USD 1,763	1,764,460	0.4
Nomura Holdings, Inc.	5.71%	01/09/2026	1,521	1,526,844	0.3
				<u>3,291,304</u>	<u>0.7</u>
<b>保険</b>					
Athene Global Funding	2.55%	11/19/2030	145	130,534	0.0
Athene Global Funding	5.15%	07/28/2027	GBP 1,000	1,362,554	0.3
Athene Global Funding	5.38%	01/07/2030	USD 245	252,076	0.1
Berkshire Hathaway Finance Corp.	1.50%	03/18/2030	EUR 1,604	1,790,418	0.4
Chubb INA Holdings LLC	2.50%	08/06/2030	CNH 8,000	1,120,805	0.3
Cloverie PLC for Zurich Insurance Co., Ltd.	1.50%	12/15/2028	EUR 1,580	1,781,109	0.4
Metropolitan Life Global Funding I	4.00%	07/13/2027	AUD 900	588,167	0.1
Metropolitan Life Global Funding I, Series G	3.25%	03/31/2030	EUR 556	658,598	0.2
New York Life Global Funding(a)	4.84%	06/09/2026	USD 2,083	2,085,894	0.5
				<u>9,770,155</u>	<u>2.3</u>
				<u>37,951,967</u>	<u>8.5</u>
<b>産業</b>					
<b>基幹産業</b>					
Anglo American Capital PLC, Series E	4.50%	09/15/2028	EUR 643	791,749	0.2
<b>資本財</b>					
CNH Industrial Capital LLC	4.75%	03/21/2028	USD 585	591,578	0.1
John Deere Financial Ltd.	5.05%	06/28/2029	AUD 1,060	712,805	0.2
				<u>1,304,383</u>	<u>0.3</u>
<b>通信 - メディア</b>					
Netflix, Inc.	3.63%	05/15/2027	EUR 1,605	1,915,546	0.4
<b>通信 - 電気通信</b>					
AT&T, Inc.	4.60%	09/19/2028	AUD 2,050	1,352,120	0.3
Bell Telephone Co. of Canada or Bell Canada	5.15%	11/14/2028	CAD 853	649,947	0.2
TELUS Corp.	4.80%	12/15/2028	844	638,739	0.1
Verizon Communications, Inc.	4.50%	08/17/2027	AUD 390	257,409	0.1
				<u>2,898,215</u>	<u>0.7</u>
<b>消費財(景気敏感) - 自動車</b>					
Ford Motor Credit Co. LLC	5.80%	03/05/2027	USD 1,335	1,345,874	0.3
Hyundai Capital America	5.95%	09/21/2026	1,600	1,624,985	0.4
				<u>2,970,859</u>	<u>0.7</u>
<b>消費財(ディフェンシブ)</b>					
Amgen, Inc.	5.50%	12/07/2026	GBP 800	1,093,441	0.2
Anheuser-Busch InBev Worldwide, Inc.	4.10%	09/06/2027	AUD 2,700	1,772,690	0.4
AstraZeneca PLC, Series E	3.63%	03/03/2027	EUR 606	722,260	0.2
Becton Dickinson & Co.	4.69%	02/13/2028	USD 1,279	1,295,331	0.3
CVS Health Corp.	3.63%	04/01/2027	1,321	1,308,175	0.3
General Mills, Inc.	3.91%	04/13/2029	EUR 1,100	1,329,781	0.3
Johnson & Johnson	2.70%	02/26/2029	1,494	1,761,161	0.4
Keurig Dr. Pepper, Inc. (a)	5.24%	03/15/2027	USD 1,367	1,370,491	0.3
Nestle Capital Corp.	4.60%	04/04/2029	AUD 2,650	1,766,133	0.4
				<u>12,419,463</u>	<u>2.8</u>
<b>エネルギー</b>					
BP Capital Markets PLC	4.75%	08/28/2029	2,420	1,610,541	0.4
Eni SpA, Series E	1.13%	09/19/2028	EUR 1,199	1,342,233	0.3
				<u>2,952,774</u>	<u>0.7</u>
<b>サービス</b>					
Alibaba Group Holding Ltd.	2.80%	11/28/2029	CNH 7,340	1,049,459	0.2
Fiserv Funding ULC	2.88%	06/15/2028	EUR 367	431,285	0.1
				<u>1,480,744</u>	<u>0.3</u>
<b>テクノロジー</b>					
Alphabet, Inc.	2.50%	05/06/2029	478	558,796	0.1
Baidu, Inc.	2.70%	03/12/2030	CNH 7,320	1,044,094	0.2
Honeywell International, Inc., Series 4Y	3.50%	05/17/2027	EUR 1,580	1,881,970	0.4
				<u>3,484,860</u>	<u>0.7</u>
<b>輸送 - 鉄道</b>					
Guangzhou Metro Investment Finance BVI Ltd., Series E	2.15%	08/19/2028	CNH 8,000	1,118,850	0.3
				<u>31,337,443</u>	<u>7.1</u>

	利率	日付 (月/日/年)	額面価額 (単位:千)	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
<b>公益事業</b>					
<b>電気</b>					
Electricite de France SA	5.70%	05/23/2028	USD 1,249	\$ 1,291,053	0.3%
Enel Finance International NV	7.05%	10/14/2025	1,428	1,431,451	0.3
Engie SA, Series E	0.38%	10/26/2029	EUR 500	530,210	0.1
Engie SA, Series E	1.38%	02/28/2029	300	336,125	0.1
SP Distribution PLC	5.88%	07/17/2026	GBP 961	1,312,894	0.3
SSE PLC, Series E	8.38%	11/20/2028	870	1,303,189	0.3
				<u>6,204,922</u>	<u>1.4</u>
<b>天然ガス</b>					
Cadent Finance PLC, Series E	2.13%	09/22/2028	1,069	1,341,269	0.3
Centrica PLC, Series E	4.38%	03/13/2029	995	1,332,150	0.3
National Grid North America, Inc., Series E	4.15%	09/12/2027	EUR 1,190	1,434,683	0.3
				<u>4,108,102</u>	<u>0.9</u>
<b>その他の公益事業</b>					
Suez SACA, Series E	4.63%	11/03/2028	1,200	1,478,147	0.3
				<u>11,791,171</u>	<u>2.6</u>
				<u>81,080,581</u>	<u>18.2</u>
<b>カバード債</b>					
Bank of Nova Scotia (The), Series E	3.25%	01/18/2028	1,850	2,212,780	0.5
BPCE SFH SA	3.13%	01/24/2028	2,100	2,505,108	0.5
Commonwealth Bank of Australia	3.77%	08/31/2027	1,844	2,223,463	0.5
Credit Agricole Home Loan SFH SA	2.75%	01/12/2028	1,900	2,245,448	0.5
Credit Mutuel Home Loan SFH SA, Series E	3.25%	10/31/2029	300	360,474	0.1
National Australia Bank Ltd.	0.01%	01/06/2029	2,046	2,203,061	0.5
Nationwide Building Society	3.63%	03/15/2028	1,977	2,385,795	0.5
Santander UK PLC, Series E	3.00%	03/12/2029	1,850	2,199,874	0.5
Shinhan Bank Co., Ltd.	3.32%	01/29/2027	1,885	2,232,582	0.5
Societe Generale SFH SA, Series E	3.38%	07/31/2030	800	964,962	0.2
UBS Switzerland AG, Series E	2.58%	09/23/2027	1,800	2,117,095	0.5
Westpac Banking Corp., Series E	3.11%	11/23/2027	1,781	2,120,064	0.5
				<u>23,770,706</u>	<u>5.3</u>
<b>モーゲージ・パス・スルー</b>					
<b>政府系機関確定利付債30年</b>					
Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00%	09/01/2031	USD 0*	489	0.0
Government National Mortgage Association, Series 2025, TBA	3.00%	09/01/2055	190	168,687	0.1
Government National Mortgage Association, Series 2025, TBA	5.00%	09/01/2055	14,060	13,910,410	3.1
Government National Mortgage Association, Series 2025, TBA	5.50%	09/01/2055	5,868	5,911,231	1.3
Uniform Mortgage-Backed Security, Series 2025, TBA	5.50%	09/01/2055	2,193	2,205,850	0.5
				<u>22,196,667</u>	<u>5.0</u>
<b>国際機関</b>					
European Union, Series UFA	2.63%	07/04/2028	EUR 7,454	8,826,117	2.0
<b>CMO（モーゲージ担保証券）</b>					
<b>非政府系機関確定利付</b>					
Angel Oak Mortgage Trust, Series 2025-4, Class A1	5.86%	04/25/2070	USD 932	943,911	0.2
BRAVO Residential Funding Trust, Series 2025-NQM4, Class A1	5.61%	02/25/2065	461	464,365	0.1
OBX Trust					
Series 2025-NQM7, Class A1	5.56%	05/25/2055	938	946,291	0.2
Series 2025-NQM8, Class A1	5.47%	03/25/2065	939	947,000	0.2
Verus Securitization Trust, Series 2025-4, Class A1	5.45%	05/25/2070	962	968,847	0.2
				<u>4,270,414</u>	<u>0.9</u>
<b>リスクシェア変動利付</b>					
Connecticut Avenue Securities Trust					
Series 2021-R01, Class 1M2(a)	5.90%	10/25/2041	47	47,190	0.0
Series 2021-R03, Class 1M1(a)	5.20%	12/25/2041	83	82,501	0.0
Series 2022-R08, Class 1M1(a)	6.90%	07/25/2042	132	134,551	0.0
Series 2024-R04, Class 1M1(a)	5.45%	05/25/2044	287	287,471	0.1
Series 2025-R04, Class 1A1(a)	5.35%	05/25/2045	238	238,496	0.1
Series 2025-R04, Class 1M1(a)	5.55%	05/25/2045	394	394,976	0.1
Federal Home Loan Mortgage Corp. Structured					
Agency Credit Risk Debt Notes					
Series 2021-DNA5, Class M2(a)	6.00%	01/25/2034	96	96,742	0.0
Series 2021-DNA6, Class M2(a)	5.85%	10/25/2041	712	714,866	0.2
Series 2021-HQA4, Class M1(a)	5.30%	12/25/2041	449	449,154	0.1
Federal National Mortgage Association Connecticut					
Avenue Securities, Series 2016-C02, Class 1M2(a)	10.46%	09/25/2028	56	57,184	0.0
				<u>2,503,131</u>	<u>0.6</u>
				<u>6,773,545</u>	<u>1.5</u>

	利率	日付 (月/日/年)	額面価額 (単位:千)	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
インフレ連動証券					
アメリカ合衆国					
U.S. Treasury Inflation Index	0.13%	07/15/2030	USD 4,664	\$ 4,454,441	1.0%
CLO (ローン担保証券)					
CLO - 変動利付					
AGL CLO 12 Ltd., Series 2021-12A, Class A1(a)	5.75%	07/20/2034	1,646	1,648,704	0.4
Bain Capital Credit CLO Ltd., Series 2021-4A, Class A1R(a)	5.53%	10/20/2034	1,144	1,145,169	0.2
				2,793,873	0.6
政府 - ソブリン債					
メキシコ					
Eagle Funding Luxco SARL	5.50%	08/17/2030	932	945,570	0.2
サウジアラビア					
Saudi Government International Bond	5.13%	01/13/2028	1,045	1,065,900	0.3
				2,011,470	0.5
政府 - ソブリン・エージェンシー					
フランス					
Societe Nationale SNCF SACA	3.13%	11/02/2027	EUR 800	952,668	0.2
日本					
Development Bank of Japan, Inc., Series G	3.50%	09/13/2027	856	1,026,370	0.3
				1,979,038	0.5
準ソブリン					
準ソブリン債					
韓国					
Korea National Oil Corp.	4.75%	04/03/2026	USD 1,381	1,384,936	0.3
地方自治体 - 州債					
カナダ					
Province of British Columbia Canada	2.50%	02/26/2027	AUD 1,461	935,910	0.2
企業 - 投機的格付					
産業					
消費財 (景気敏感) - 小売					
VF Corp., Series E	4.13%	03/07/2026	EUR 542	634,781	0.1
				452,087,444	101.5
その他の譲渡性のある証券					
モーゲージ・パス・スルー					
政府系機関確定利付債30年					
Federal National Mortgage Association, Series 1999	7.00%	09/01/2029	USD 0*	137	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 1999	7.00%	10/01/2029	1	715	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 1999	7.00%	10/01/2029	0*	33	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2000	7.00%	12/01/2030	1	561	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00%	09/01/2031	2	2,084	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00%	09/01/2031	1	895	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00%	09/01/2031	0*	133	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00%	09/01/2031	0*	52	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00%	11/01/2031	2	2,164	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00%	12/01/2031	2	1,900	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00%	12/01/2031	1	1,284	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00%	12/01/2031	0*	312	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00%	01/01/2032	1	699	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2002	7.00%	02/01/2032	1	743	0.0
				11,712	0.0
投資有価証券合計					
(取得原価 \$447,546,314)				\$ 452,099,156	101.5%
定期預金					
ANZ, Hong Kong(b)	2.29%	-		141,311	0.0
BBH, New York(b)	2.65%	-		44,488	0.0
HSBC, London(b)	2.92%	-		44,650	0.0
HSBC, Paris(b)	0.88%	-		231,444	0.1
JPMorgan Chase, New York(b)	3.68%	-		4,505,150	1.0
Scotiabank, Toronto(b)	1.58%	-		44,920	0.0
SEB, Stockholm(b)	(0.27)%	-		850	0.0
定期預金合計				5,012,813	1.1
負債控除後その他資産				(11,837,072)	(2.6)
純資産				\$ 445,274,897	100.0%

## 先物契約

銘柄	満期日 (月/日/年)	契約高	当初価額	時価	未実現 評価(損)益
<b>ロング</b>					
Euro-BOBL Futures	09/08/2025	64	\$ 8,788,254	\$ 8,794,653	\$ 6,399
Korea 3 Yr Bond Futures	09/16/2025	40	3,087,214	3,088,365	1,151
U.S. T-Note 2 Yr (CBT) Futures	12/31/2025	22	4,584,641	4,587,859	3,219
<b>ショート</b>					
Australian 3 Yr Bond Futures	09/15/2025	113	7,945,494	7,937,109	8,385
U.S. 10 Yr Ultra Futures	12/19/2025	23	2,623,375	2,631,344	(7,969)
U.S. Long Bond (CBT) Futures	12/19/2025	33	3,768,367	3,770,250	(1,883)
U.S. T-Note 5 Yr (CBT) Futures	12/31/2025	67	7,286,774	7,334,406	(47,633)
					<u>\$ (38,331)</u>
				評価益	\$ 19,154
				評価損	\$ (57,485)

## 先物為替予約

取引相手方	引渡契約 (単位：千)	～と交換に (単位：千)	決済日 (月/日/年)	未実現 評価(損)益	
Barclays Bank PLC	JPY 12,785,381	USD 86,995	09/12/2025	\$ (93,148)	
Brown Brothers Harriman & Co.	NZD 7,283	USD 4,310	09/11/2025	12,644	
Brown Brothers Harriman & Co. +	EUR 100	USD 115	09/02/2025	(1,129)	
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD 114	EUR 99	09/02/2025	2,152	
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD 0**	EUR 0**	09/02/2025	(0)***	
Brown Brothers Harriman & Co. +	AUD 531	USD 343	09/08/2025	(4,989)	
Brown Brothers Harriman & Co. +	CAD 39	USD 29	09/08/2025	2	
Brown Brothers Harriman & Co. +	CAD 79	USD 57	09/08/2025	(329)	
Brown Brothers Harriman & Co. +	EUR 86	USD 100	09/08/2025	133	
Brown Brothers Harriman & Co. +	EUR 306	USD 357	09/08/2025	(1,577)	
Brown Brothers Harriman & Co. +	GBP 49	USD 65	09/08/2025	(939)	
Brown Brothers Harriman & Co. +	NZD 31	USD 19	09/08/2025	100	
Brown Brothers Harriman & Co. +	NZD 15	USD 9	09/08/2025	(110)	
Brown Brothers Harriman & Co. +	SGD 4	USD 3	09/08/2025	0***	
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD 9,452	AUD 14,527	09/08/2025	56,323	
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD 0**	AUD 0**	09/08/2025	(0)***	
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD 16	CAD 22	09/08/2025	75	
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD 3,776	CAD 5,184	09/08/2025	(591)	
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD 24,534	EUR 21,060	09/08/2025	113,062	
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD 3	EUR 3	09/08/2025	(8)	
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD 3,168	GBP 2,377	09/08/2025	45,267	
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD 0**	NZD 1	09/08/2025	2	
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD 1,491	NZD 2,510	09/08/2025	(9,558)	
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD 443	SGD 568	09/08/2025	86	
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD 3	SGD 4	09/08/2025	(1)	
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD 2	EUR 1	09/15/2025	7	
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD 112	EUR 95	09/15/2025	(140)	
Brown Brothers Harriman & Co. +	USD 113	EUR 98	09/29/2025	1,091	
Citibank NA	USD 842	KRW 1,150,937	10/14/2025	(10,939)	
Goldman Sachs International	MYR 11,035	USD 2,622	09/17/2025	8,806	
HSBC Bank USA	EUR 56,080	USD 65,565	09/11/2025	(77,669)	
HSBC Bank USA	GBP 31,949	USD 43,076	09/12/2025	(110,177)	
HSBC Bank USA	PLN 18,110	USD 4,974	09/12/2025	4,725	
HSBC Bank USA	USD 4,129	CNH 29,636	09/12/2025	35,557	
HSBC Bank USA	CNH 67,184	USD 9,360	10/16/2025	(108,215)	
JPMorgan Chase Bank NA	CAD 5,398	USD 3,898	09/12/2025	(33,808)	
Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith, Inc.	EUR 7,890	USD 9,164	09/11/2025	(70,750)	
Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith, Inc.	HUF 1,645,397	USD 4,751	09/17/2025	(101,573)	
Morgan Stanley Capital Services LLC	AUD 22,798	USD 14,777	09/11/2025	(145,308)	
Morgan Stanley Capital Services LLC	MXN 232,446	USD 12,305	09/11/2025	(138,323)	
Morgan Stanley Capital Services LLC	USD 2,918	AUD 4,544	09/11/2025	56,026	
Morgan Stanley Capital Services LLC	USD 387	COP 1,568,740	09/17/2025	2,647	
				<u>\$ (570,576)</u>	
				評価益	\$ 338,705
				評価損	\$ (909,281)

+ポートフォリオまたはクラス受益証券のヘッジ目的で使用。

## 中央清算機関で清算される金利スワップ契約

## 金利タイプ

清算ブローカー / (取引所)	名目元本 (単位:千)	終了日 (月/日/年)	ファンドが行った 支払い	ファンドが受領した 支払い	未実現 評価(損)益
Citigroup Global Markets, Inc./ (LCH Group)	CNY 60,210	03/20/2030	China 7-Day Reverse Repo Rate	1.650%	\$ 11,264
Citigroup Global Markets, Inc./ (LCH Group)	CNY 32,406	04/03/2030	China 7-Day Reverse Repo Rate	1.591%	(4,583)
Citigroup Global Markets, Inc./ (LCH Group)	CNY 30,004	04/03/2030	China 7-Day Reverse Repo Rate	1.583%	(5,732)
合計					\$ 949
				評価益	\$ 11,264
				評価損	\$ (10,315)

\* 500未満の額面金額。

\*\* 500未満の契約金額。

\*\*\* 0.50未満の金額。

(a) 変動利付証券。表示された利率は、2025年8月29日現在で有効であった。

(b) 翌日物預金。

## 通貨略称：

AUD	-	豪ドル
CAD	-	カナダ・ドル
CNH	-	中国元(オフショア)
CNY	-	中国元
COP	-	コロンビア・ペソ
EUR	-	ユーロ
GBP	-	英ポンド
HUF	-	ハンガリー・フォリント
IDR	-	インドネシア・ルピア
JPY	-	日本円
KRW	-	韓国ウォン
MXN	-	メキシコ・ペソ
MYR	-	マレーシア・リングgit
NZD	-	ニュージーランド・ドル
PLN	-	ポーランド・ズロチ
SGD	-	シンガポール・ドル
USD	-	米ドル

## 用語説明：

BOBL	-	ドイツ国債
CBT	-	シカゴ商品取引所
CLO	-	ローン担保証券
LCH	-	ロンドン・クリアリング・ハウス
OAT	-	フランス国債
TBA	-	事後告知証券

財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

**STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES**

August 31, 2025

AB FCP I

	Emerging Markets Growth Portfolio (USD)	Asia Ex-Japan Equity Portfolio (USD)	Short Duration Bond Portfolio (USD)
<b>ASSETS</b>			
Investments in securities at value .....	\$ 545,836,816	\$ 244,298,429	\$ 452,099,156
Time deposits .....	10,291,020	7,973,441	5,012,813
Dividends and interest receivable .....	845,306	393,830	5,172,321
Unrealized appreciation on swaps .....	-0-	-0-	11,264
Receivable for capital stock sold .....	1,202,527	1,627,245	797,610
Cash at depository and broker .....	925,946	73,361	1,496,703
Receivable for investment securities sold .....	-0-	4,624,019	6,523,588
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts .....	17,596	249,800	338,705
Interest receivable on swaps .....	-0-	-0-	50,669
Upfront premiums paid on swap contracts .....	-0-	-0-	-0-
Unrealized appreciation on financial futures contracts .....	-0-	-0-	19,154
Other receivables .....	-0-	1,107	-0-
	<u>559,119,211</u>	<u>259,241,232</u>	<u>471,521,983</u>
<b>LIABILITIES</b>			
Payable for investment securities purchased .....	-0-	8,231,705	22,132,583
Due to depository and broker .....	-0-	-0-	774,554
Dividends payable .....	1,657	296,801	686,823
Interest payable on swaps .....	-0-	-0-	48,698
Payable for capital stock redeemed .....	1,094,712	785,926	1,108,008
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts .....	948	28,665	909,281
Unrealized depreciation on swaps .....	-0-	-0-	10,315
Upfront premiums received on swap contracts .....	-0-	-0-	-0-
Unrealized depreciation on financial futures contracts .....	-0-	-0-	57,485
Accrued expenses and other liabilities .....	1,145,439	553,288	519,339
	<u>2,242,756</u>	<u>9,806,385</u>	<u>26,247,086</u>
<b>NET ASSETS</b> .....	<u>\$ 556,876,455</u>	<u>\$ 249,344,847</u>	<u>\$ 445,274,897</u>

\* Investment activity within the American Income Portfolio that relates to its investment in the Emerging Markets Debt Portfolio has been eliminated for presentation purposes of the combined financials.

See notes to financial statements.

## AB FCP I

Global High Yield Portfolio (USD)	American Income Portfolio (USD)	European Income Portfolio (EUR)	Emerging Markets Debt Portfolio (USD)	Mortgage Income Portfolio (USD)	Combined (USD)
\$ 14,240,077,675	\$ 25,349,573,777	€ 1,439,538,151	\$ 370,296,944	\$1,339,563,701	\$ 44,174,942,474*
354,003,299	369,401,783	20,341,564	20,467,614	172,764,712	963,712,278
213,558,323	295,369,153	27,915,017	5,144,937	6,827,367	559,664,046*
59,510,596	151,738,898	-0-	73,265	1,820,175	213,154,198
18,052,090	123,192,813	6,536,313	1,236,209	17,393,837	171,149,164
124,552,704	12,407,664	7,403,378	2,507,123	5,875,972	156,500,685
60,527,263	70,321,817	3,640,207	292,421	407,086	146,954,872
32,242,642	84,501,404	3,819,413	511,048	1,022,376	123,351,902
13,797,312	103,552,343	-0-	-0-	4,282,645	121,682,969
49,801,329	49,020,397	-0-	-0-	25,679	98,847,405
1,201,272	19,597,901	707,200	224,398	-0-	21,870,078
-0-	-0-	-0-	-0-	18,187	19,294
<u>15,167,324,505</u>	<u>26,628,677,950</u>	<u>1,509,901,243</u>	<u>400,753,959</u>	<u>1,550,001,737</u>	<u>46,751,849,365*</u>
28,423,537	1,302,291,931	10,897,266	995,868	142,808,219	1,517,632,555
243,658,275	209,005,111	755,589	64,527	2,246,904	456,633,335
99,290,660	110,620,786	7,164,925	1,614,424	4,079,345	224,667,772*
80,564	92,706,248	-0-	-0-	4,617,990	97,453,500
30,778,994	48,829,058	3,322,101	527,676	2,144,611	89,155,511
16,766,123	54,293,040	10,256,864	462,480	243,942	84,703,984
2,398,247	31,601,170	-0-	-0-	1,359,039	35,368,771
948,181	20,171,699	-0-	-0-	165	21,120,045
3,473,390	4,286,320	2,314,304	25,726	-0-	10,550,425
22,771,771	30,792,712	1,804,828	522,428	1,562,678	59,979,123
<u>448,589,742</u>	<u>1,904,598,075</u>	<u>36,515,877</u>	<u>4,213,129</u>	<u>159,062,893</u>	<u>2,597,265,021*</u>
<u>\$ 14,718,734,763</u>	<u>\$ 24,724,079,875</u>	<u>€ 1,473,385,366</u>	<u>\$ 396,540,830</u>	<u>\$ 1,390,938,844</u>	<u>\$ 44,154,584,344*</u>

**STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS**

For the year ended August 31, 2025

AB FCP I

	Global Equity Blend Portfolio (USD)(a)	Emerging Markets Growth Portfolio (USD)	Asia Ex-Japan Equity Portfolio (USD)
<b>INVESTMENT INCOME</b>			
Interest.....	\$ 66,709	\$ 417,679	\$ 98,187
Swap income.....	-0-	-0-	-0-
Dividends, net.....	804,855	9,685,711	7,559,300
Securities lending income, net.....	2,380	17,003	1,558
	<u>873,944</u>	<u>10,120,393</u>	<u>7,659,045</u>
<b>EXPENSES</b>			
Management fee.....	514,170	8,516,423	2,943,726
Expense on swaps.....	-0-	-0-	-0-
Management Company fee.....	20,149	494,074	94,903
Distribution fee.....	2,946	4,650	29,355
Transfer agency.....	24,494	227,616	125,362
Taxes.....	10,061	256,127	173,567
Depository and custodian fees.....	16,183	247,347	160,198
Professional fees.....	67,889	172,310	193,249
Accounting and administration fee.....	24,411	83,954	57,522
Printing.....	4,135	5,692	15,716
Miscellaneous.....	34,857	121,627	115,672
	<u>719,295</u>	<u>10,129,820</u>	<u>3,909,270</u>
Expense reimbursed or waived.....	(76,230)	-0-	(57,739)
Net expenses.....	<u>643,065</u>	<u>10,129,820</u>	<u>3,851,531</u>
Net investment income/(loss).....	<u>230,879</u>	<u>(9,427)</u>	<u>3,807,514</u>
<b>REALIZED GAINS AND (LOSSES)</b>			
On investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency.....	13,397,389	46,779,191	30,226,501
Capital withholding tax.....	24,799	(5,638)	700,539
<b>CHANGES IN UNREALIZED GAINS AND (LOSSES)</b>			
On investments.....	(15,561,209)	34,645,832	(5,492,796)
On financial futures contracts.....	-0-	-0-	-0-
On forward foreign currency contracts.....	(28,335)	12,909	(16,179)
On swaps.....	-0-	-0-	-0-
On foreign currency.....	20,492	26,845	(19,119)
Result of operations.....	<u>(1,915,985)</u>	<u>81,449,712</u>	<u>29,206,460</u>
<b>CAPITAL STOCK TRANSACTIONS</b>			
Increase/(decrease).....	(98,188,971)	(67,461,573)	(158,025,081)
Distributions.....	-0-	(26,519)	(4,252,065)
<b>NET ASSETS</b>			
Beginning of year.....	100,104,956	542,914,835	382,415,533
Currency translation adjustment.....	-0-	-0-	-0-
End of year.....	<u>\$ -0-</u>	<u>\$ 556,876,455</u>	<u>\$ 249,344,847</u>

(a) The financial information for the Global Equity Blend Portfolio is for the period from September 1, 2024 to May 16, 2025. See Note A.

(b) The financial information for the Japan Strategic Value Portfolio is for the period from September 1, 2024 to November 19, 2024. See Note A.

See notes to financial statements.

## AB FCP I

	Japan Strategic Value Portfolio (JPY)(b)	Short Duration Bond Portfolio (USD)	Global High Yield Portfolio (USD)	American Income Portfolio (USD)	European Income Portfolio (EUR)	Emerging Markets Debt Portfolio (USD)	Mortgage Income Portfolio (USD)
¥	57,446	\$ 17,948,822	\$ 1,155,274,324	\$ 1,524,473,237	€ 72,083,419	\$ 32,509,204	\$ 105,262,685
	-0-	309,302	78,826,812	328,215,947	158,967	306,968	9,408,110
	70,125,798	-0-	23,223,350	29,927,789	1,002,859	-0-	-0-
	912,323	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
	71,095,567	18,258,124	1,257,324,486	1,882,616,973	73,245,245	32,816,172	114,670,795
	12,216,442	2,529,376	211,567,844	262,083,318	12,353,899	3,137,089	10,569,024
	-0-	254,949	23,329,923	265,492,359	423,508	430,012	10,422,197
	411,104	321,366	14,078,555	23,681,661	1,136,563	155,114	544,012
	-0-	-0-	15,486,110	23,133,678	4,673	53,107	952
	764,207	192,186	8,178,554	11,788,494	487,120	223,568	550,353
	116,268	167,984	7,039,609	11,912,397	574,337	154,387	571,114
	1,728,620	107,628	1,212,884	1,656,532	308,252	105,994	179,566
	10,321,408	208,674	610,932	852,587	265,070	178,704	243,420
	892,376	72,481	212,439	212,438	74,349	72,506	154,539
	422,682	3,854	61,737	86,719	6,922	5,368	6,320
	5,736,297	101,230	1,328,211	2,587,916	189,930	120,593	298,416
	32,609,404	3,959,728	283,106,798	603,488,099	15,824,623	4,636,442	23,539,913
	(18,152,933)	(79,168)	-0-	-0-	-0-	-0-	(892)
	14,456,471	3,880,560	283,106,798	603,488,099	15,824,623	4,636,442	23,539,021
	56,639,096	14,377,564	974,217,688	1,279,128,874	57,420,622	28,179,730	91,131,774
	1,094,033,788	5,710,004	(400,908,552)	(319,220,439)	(24,269,780)	(34,898,437)	(28,330,796)
	-0-	(25,397)	-0-	-0-	-0-	(4,967)	-0-
	(1,030,518,756)	(1,027,952)	334,835,490	89,266,743	(8,340,129)	42,658,705	14,705,172
	-0-	(31,631)	(4,565,555)	32,544,769	(4,936,044)	531,867	-0-
	(4,984,159)	(701,372)	27,932,136	24,549,807	(14,408,898)	(1,815,275)	637,370
	-0-	10,761	48,036,466	708,072	22,751	238,188	904,626
	53,241	19,096	(584,016)	(95,176)	223,891	91,443	(4,018)
	115,223,210	18,331,073	978,963,657	1,106,882,650	5,712,413	34,981,254	79,044,128
	(8,383,449,512)	(18,439,005)	(1,203,627,348)	(1,906,743,358)	259,976,896	(100,636,146)	217,591,350
	(8,924,125)	(7,784,358)	(1,270,568,131)	(1,416,498,530)	(58,878,724)	(19,353,658)	(45,933,001)
	8,277,150,427	453,167,187	16,213,966,585	26,940,439,113	1,266,574,781	481,549,380	1,140,236,367
	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
¥	-0-	\$ 445,274,897	\$ 14,718,734,763	\$ 24,724,079,875	€ 1,473,385,366	\$ 396,540,830	\$ 1,390,938,844

**STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS (continued)**  
**For the year ended August 31, 2025**

AB FCP I

	Combined (USD)
<b>INVESTMENT INCOME</b>	
Interest.....	\$ 2,915,371,826
Swap income.....	417,242,066
Dividends, net.....	69,114,756*
Securities lending income, net.....	27,054
	<u>3,401,755,702*</u>
<b>EXPENSES</b>	
Management fee.....	515,537,051
Expense on swaps.....	300,395,468
Management Company fee.....	40,643,262
Distribution fee.....	38,715,940
Transfer agency.....	21,851,774
Taxes.....	20,918,025
Depository and custodian fees.....	4,037,114
Professional fees.....	2,888,602
Accounting and administration fee.....	978,083
Printing.....	199,990
Miscellaneous.....	4,955,954
	<u>951,121,263</u>
Expense reimbursed or waived.....	(335,654)
Net expenses.....	<u>950,785,609</u>
Net investment income.....	<u>2,450,970,093*</u>
<b>REALIZED GAINS AND (LOSSES)</b>	
On investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency.....	(706,621,578)
Capital withholding tax.....	689,336
<b>CHANGES IN UNREALIZED GAINS AND (LOSSES)</b>	
On investments.....	476,685,142*
On financial futures contracts.....	23,047,827
On forward foreign currency contracts.....	34,682,116
On swaps.....	49,923,148
On foreign currency.....	(297,727)
Result of operations.....	<u>2,329,078,357*</u>
<b>CAPITAL STOCK TRANSACTIONS</b>	
(Decrease).....	(3,105,620,667)
Distributions.....	(2,825,606,564)*
<b>NET ASSETS</b>	
Beginning of year.....	47,661,493,525
Currency translation adjustment.....	95,239,693
End of year.....	<u>\$ 44,154,584,344*</u>

\* Investment activity within the American Income Portfolio that relates to its investment in the Emerging Markets Debt Portfolio has been eliminated for presentation purposes of the combined financials.

See notes to financial statements.

**SHARES OUTSTANDING**  
August 31, 2025

**AB FCP I**

CLASS	Emerging Markets Growth Portfolio	Asia Ex-Japan Equity Portfolio	Short Duration Bond Portfolio
A	9,149,748	452,102	1,678,992
A AUD H	98,861	243,467	-0-
A EUR	184,756	44,181	24,283
A HKD	1,898	35,708	-0-
A PLN H	28,269	-0-	-0-
A SGD	1,467	-0-	-0-
A SGD H	2,373	3,978	-0-
A2	-0-	-0-	7,913,409
A2 EUR	-0-	-0-	64,980
A2 EUR H	-0-	-0-	11,565
A2 HKD	-0-	-0-	94,496
A2 SGD H	-0-	-0-	53
AA	-0-	-0-	628,345
AA AUD H	-0-	-0-	685,727
AA CAD H	-0-	-0-	230,602
AA GBP H	-0-	-0-	81,178
AA HKD	-0-	-0-	354,875
AA SGD H	-0-	-0-	23,326
AD	34,618	1,425,760	-0-
AD AUD H	-0-	1,594,290	-0-
AD CAD H	-0-	380,815	-0-
AD EUR	-0-	53,368	-0-
AD EUR H	-0-	30,132	-0-
AD GBP H	-0-	170,473	-0-
AD HKD	-0-	760,486	-0-
AD NZD H	-0-	308,399	-0-
AD ZAR H	-0-	1,503,377	-0-
AJ	-0-	-0-	3,045,257
AT	-0-	-0-	4,240,036
AT AUD H	-0-	-0-	624,090
AT CAD H	-0-	-0-	235,492
AT EUR	-0-	-0-	76,722
AT EUR H	-0-	-0-	12,755
AT GBP H	-0-	-0-	129,285
AT HKD	-0-	-0-	978,037
AT NZD H	-0-	-0-	213,970
AT SGD H	-0-	-0-	27,753
AX	-0-	-0-	16,937
AY JPY	-0-	105,612,589	-0-
B	9,841	-0-	-0-
BY JPY	-0-	138,061,001	-0-
C	127,128	242	252,708
C EUR	1,022	2,552	-0-
C2	-0-	-0-	1,105,857
ED	676	141,711	-0-
ED AUD H	-0-	19,440	-0-
I	350,494	788,732	642,396
I AUD H	1,495	-0-	-0-
I EUR	3,532	5,289	-0-
I GBP	-0-	566,394	-0-
I2	-0-	-0-	509,385
I2 EUR H	-0-	-0-	1,302,317
IT	-0-	-0-	76,753
L EUR	-0-	600	-0-
N	4,952	-0-	-0-
N2	-0-	-0-	678,600
NT	-0-	-0-	17,813
S	-0-	530,928	993,139
S HKD	-0-	376,490	-0-

## SHARES OUTSTANDING (continued)

August 31, 2025

AB FCP I

CLASS	Emerging Markets Growth Portfolio	Asia Ex-Japan Equity Portfolio	Short Duration Bond Portfolio
	Global High Yield Portfolio	American Income Portfolio	European Income Portfolio
S1	385,898	1,383,606	-0-
S1 2	-0-	-0-	463,969
S1 2 EUR	-0-	-0-	567
S1 EUR	128	311	-0-
S1 EUR H	-0-	-0-	2,717
S1 GBP	131	80	-0-
S1 T	-0-	-0-	124,355
SA	-0-	-0-	27,758
SD	-0-	204,733	-0-
CLASS			
A	112,544,245	143,198,560	1,661,581
A EUR	837,743	606,696	-0-
A USD	-0-	-0-	1,224,394
A2	30,734,488	50,926,604	2,547,166
A2 CHF H	5,075	161,839	4,045
A2 DUR PH	-0-	729	-0-
A2 EUR	788,599	1,014,089	-0-
A2 EUR H	2,571,998	1,311,212	-0-
A2 HKD	233,905	1,154,353	-0-
A2 PLN H	160,428	989,169	211,963
A2 SGD	3,700	6,438	-0-
A2 SGD H	505,207	762,702	-0-
A2 USD	-0-	-0-	1,086,325
A2 USD H	-0-	-0-	342,262
AA	415,334,728	200,288,137	2,239,237
AA AUD H	130,170,836	54,295,427	10,338,032
AA CAD H	3,962,347	10,306,134	-0-
AA DUR PH	-0-	473,608	-0-
AA EUR H	2,886,635	3,482,890	-0-
AA GBP H	6,957,651	11,561,446	-0-
AA HKD	40,399,483	103,876,799	-0-
AA HKD H	-0-	-0-	13,898,069
AA JPY H	-0-	154	-0-
AA NZD H	3,745,321	9,521,273	-0-
AA RMB H	10,411,727	17,869,093	1,804,136
AA SGD H	2,748,929	3,408,490	62,633
AA USD H	-0-	-0-	39,874,122
AA ZAR H	222,474,011	32,521,111	-0-
AK	11,391	26,916	461,044
AK EUR	264,149	27,228	-0-
AK EUR H	3,535	5,910	-0-
AR	-0-	-0-	3,488,139
AR EUR	-0-	5,946	-0-
AR EUR H	6,928	31,718	-0-
AT	1,085,214,188	882,602,715	16,036,562
AT AUD H	57,119,134	101,118,970	3,321,890
AT CAD H	6,811,202	33,921,159	-0-
AT DUR PH	-0-	38,141	-0-
AT EUR	8,974,489	4,104,051	-0-
AT EUR H	3,973,991	11,194,733	-0-
AT GBP H	2,956,238	20,828,616	-0-
AT HKD	73,913,538	327,138,402	-0-
AT NZD H	9,720,195	19,482,937	-0-
AT RMB H	1,589,138	10,194,033	-0-
AT SGD	3,968,879	4,235,794	-0-
AT SGD H	12,854,258	38,935,399	506,138

## AB FCP I

CLASS	Global High Yield Portfolio	American Income Portfolio	European Income Portfolio
AT USD.....	-0-	-0-	752,194
AT USD H.....	-0-	-0-	8,154,523
B.....	699,850	416,487	-0-
B USD.....	-0-	-0-	107,191
B2.....	2,028	27,534	680
B2 USD.....	-0-	-0-	1,300
BT.....	271,767	525,525	-0-
C.....	13,221,949	16,009,653	699,149
C EUR.....	73,144	152,189	-0-
C USD.....	-0-	-0-	83,325
C2.....	630,054	3,755,348	982,823
C2 EUR.....	6,395	98,222	-0-
C2 EUR H.....	8,529	217,584	-0-
C2 USD.....	-0-	-0-	5,596
C2 USD H.....	-0-	-0-	72,657
CK.....	-0-	-0-	368,888
CT.....	15,403	174,482	-0-
CT USD H.....	-0-	-0-	34,358
EA.....	277,995,779	283,605,825	-0-
EA AUD H.....	19,005,053	20,483,159	-0-
EA ZAR H.....	34,554,423	19,382,375	-0-
I.....	18,377,422	42,962,848	1,787,304
I EUR.....	86,808	61,741	-0-
I USD.....	-0-	-0-	2,117,529
I2.....	8,182,908	35,541,142	4,466,933
I2 AUD H.....	4,448	3,333,333	290,677
I2 CHF H.....	34,142	149,593	633
I2 EUR.....	74,147	372,069	-0-
I2 EUR H.....	78,757	842,392	-0-
I2 HKD.....	-0-	3,225	-0-
I2 SGD.....	31,721	-0-	-0-
I2 SGD H.....	28,547	655,195	-0-
I2 USD.....	-0-	-0-	2,823,139
I2 USD H.....	-0-	-0-	101,214
IA.....	-0-	310,312	7,991,619
IA AUD H.....	40,808	2,363,314	-0-
IA HKD H.....	-0-	-0-	1,430
IA USD H.....	-0-	-0-	1,281
IQD.....	23,098	-0-	-0-
IT.....	1,986,677	17,995,393	335,080
IT AUD H.....	831,693	193,444	-0-
IT CAD H.....	30,605	494,841	-0-
IT EUR H.....	6,618	198,136	-0-
IT GBP H.....	1,574	188,531	-0-
IT HKD.....	60,492	344,974	-0-
IT JPY.....	-0-	305,104	-0-
IT JPY H.....	-0-	323,570	-0-
IT NZD H.....	-0-	82,656	-0-
IT RMB H.....	12,903	181,594	-0-
IT SGD H.....	-0-	4,893,532	-0-
IT USD H.....	-0-	-0-	324,304
J.....	5,825,435	180,976,364	-0-
N2.....	391,099	3,093,114	-0-
NT.....	1,333,231	3,942,463	-0-
NT USD H.....	-0-	-0-	88,179
S.....	-0-	1,174,952	-0-
S1.....	10,565,080	47,464,670	685,815
S1 EUR H.....	4,135	90	-0-
S1 USD.....	-0-	-0-	349
S1 USD H.....	-0-	-0-	9,236,134
S1D.....	2,690,893	16,944,281	217,391
S1D2.....	196,010	1,510,660	-0-

## SHARES OUTSTANDING (continued)

August 31, 2025

AB FCP I

	Global High Yield Portfolio	American Income Portfolio	European Income Portfolio
CLASS			
S1L GBP H.....	845	-0-	-0-
SA.....	89,128	4,038,116	-0-
SA USD H.....	-0-	-0-	11,125
SHK.....	149,195	-0-	85,955
SK.....	14,364,114	-0-	-0-
W.....	28,877	3,007,788	-0-
W EUR.....	894	-0-	-0-
W2.....	56,616	3,219,966	124,873
W2 CHF H.....	7,008	62,051	21,700
W2 EUR H.....	3,067	93,445	-0-
W2 USD H.....	-0-	-0-	5,667
WA.....	-0-	-0-	399,658
WA USD H.....	-0-	-0-	286,985
WT.....	109,088	6,996,574	53,485
WT AUD H.....	120,137	1,740,193	-0-
WT CAD H.....	40,118	-0-	-0-
WT EUR H.....	39,532	454,627	-0-
WT GBP H.....	4,158	248,376	-0-
WT HKD.....	-0-	837,721	-0-
WT RMB H.....	8,827	-0-	-0-
WT SGD H.....	-0-	2,189,685	-0-
WT USD H.....	-0-	-0-	4,318
		Emerging Markets Debt Portfolio	Mortgage Income Portfolio
CLASS			
A.....		655,958	12,141,953
A EUR.....		632	-0-
A2.....		325,043	8,880,998
A2 CHF H.....		729	-0-
A2 EUR.....		108,502	205,003
A2 EUR H.....		36,103	155,708
A2 HKD.....		5,829	8,499
A2 PLN H.....		31,924	-0-
A2 SGD H.....		224,542	-0-
A2X.....		-0-	80,043
A2X EUR.....		-0-	20,192
AA.....		3,752,449	14,125,134
AA AUD H.....		2,249,551	4,258,305
AA CAD H.....		5,252	-0-
AA EUR H.....		888	-0-
AA GBP H.....		29,661	-0-
AA HKD.....		159,231	6,877,410
AA NZD H.....		53,561	-0-
AA RMB H.....		-0-	545,695
AA SGD H.....		-0-	83,611
AA ZAR H.....		6,912,826	4,757,527
AI.....		194,971	-0-
AI AUD H.....		9,731	-0-
AR EUR.....		1,114	-0-
AR EUR H.....		-0-	50,662
AT.....		4,674,440	4,442,804
AT AUD H.....		3,431,046	488,435
AT CAD H.....		138,256	-0-
AT EUR.....		28,971	27,119
AT EUR H.....		173,105	600
AT GBP H.....		45,630	712
AT HKD.....		450,459	491,407
AT NZD H.....		420,218	-0-
AT SGD H.....		152,419	45,089

## AB FCP I

CLASS	Emerging Markets Debt Portfolio	Mortgage Income Portfolio
AX	-0-	495,655
AX EUR	-0-	5,295
BT	18,790	-0-
BX	-0-	34,772
BX EUR	-0-	3,298
C	138,288	1,306,716
C EUR	3,368	-0-
C2	71,765	860,666
C2 EUR	760	507
C2 EUR H	541	-0-
CT	1,275	-0-
CX	-0-	19,761
EA	534,274	-0-
EA AUD H	261,079	-0-
EA ZAR H	697,370	-0-
EL	49,315	-0-
EL AUD H	23,093	-0-
I	160,733	6,376,899
I EUR	-0-	16,131
I2	72,123	12,590,605
I2 CHF H	600	-0-
I2 EUR	212,582	95,959
I2 EUR H	321,805	2,367,721
IT AUD H	1,534	-0-
IT EUR H	4,172,712	1,074
IX	-0-	81,891
N2	9,695	743,683
NT	55,661	872,378
S	107,328	873,313
S1	-0-	7,456,662
S1 2	1,317,038	-0-
S1 AUD H	-0-	12,266
S1 EUR H	521	221,790
S1 GBP H	431	-0-
S1L	14,084	12,772
SA	747,566	410,405

## STATISTICAL INFORMATION

## AB FCP I

	Global Equity Blend Portfolio (1)		
	May 16, 2025	August 31, 2024	August 31, 2023
Net Assets	\$41,984,064	\$100,104,956	\$94,997,457
Class			
A	\$29.41	\$29.62	\$25.44
A EUR	€26.38	€26.79	€23.46
A EUR H	€24.08	€24.59	€21.55
A SGD	SGD38.26	SGD38.69	SGD34.41
B	\$23.68	\$24.01	\$20.83
B SGD	SGD30.80	SGD31.37	SGD28.18
C	\$26.95	\$27.24	\$23.50
C EUR	€15.41	€15.70	€13.79
I	\$35.11	\$35.15	\$29.94
I EUR	€31.47	€31.79	€27.61
S HKD	HKD347.14	HKD343.91	HKD291.30
S1	\$38.79	\$38.70	\$32.82
S1 EUR (2)	N/A	€35.01	€30.27
S1 GBP (3)	N/A	€29.48	€25.92
S1 SGD (4)	N/A	SGD50.55	SGD44.40

	Emerging Markets Growth Portfolio		
	August 31, 2025	August 31, 2024	August 31, 2023
Net Assets	\$556,876,455	\$542,914,835	\$603,787,550
Class			
A	\$53.24	\$45.70	\$41.22
A AUD H	AUD21.42	AUD18.75	AUD17.24
A EUR	€45.49	€41.33	€38.00
A HKD	HKD415.13	HKD356.45	HKD323.30
A PLN H	PLN121.98	PLN104.48	PLN94.33
A SGD	SGD68.37	SGD59.70	SGD55.76
A SGD H	SGD16.94	SGD14.96	SGD13.76
AD	\$17.70	\$15.74	\$14.75
B	\$38.59	\$33.47	\$30.48
C	\$43.01	\$37.09	\$33.60
C EUR	€36.77	€33.56	€30.99
ED	\$12.63	\$11.32	\$10.60
I	\$66.93	\$56.96	\$50.95
I AUD H	AUD23.93	AUD20.82	AUD18.98
I EUR	€57.23	€51.53	€46.99
N	\$25.75	\$22.21	\$20.12
S1	\$70.05	\$59.56	\$53.19
S1 EUR	€59.99	€53.96	€49.12
S1 GBP	£51.96	£45.45	£42.07

## AB FCP I

	Asia Ex-Japan Equity Portfolio		
	August 31, 2025	August 31, 2024	August 31, 2023
Net Assets .....	<u>\$249,344,847</u>	<u>\$382,415,533</u>	<u>\$321,101,636</u>
Class			
A .....	<u>\$29.25</u>	<u>\$25.60</u>	<u>\$21.56</u>
A AUD H .....	<u>AUD27.13</u>	<u>AUD24.17</u>	<u>AUD20.67</u>
A EUR .....	<u>€24.99</u>	<u>€23.15</u>	<u>€19.87</u>
A HKD .....	<u>HKD228.07</u>	<u>HKD199.66</u>	<u>HKD169.06</u>
A SGD H .....	<u>SGD19.66</u>	<u>SGD17.69</u>	<u>SGD15.16</u>
AD .....	<u>\$16.34</u>	<u>\$14.83</u>	<u>\$12.99</u>
AD AUD H .....	<u>AUD13.38</u>	<u>AUD12.34</u>	<u>AUD10.86</u>
AD CAD H .....	<u>CAD11.68</u>	<u>CAD10.68</u>	<u>CAD9.38</u>
AD EUR .....	<u>€14.17</u>	<u>€13.57</u>	<u>€12.07</u>
AD EUR H .....	<u>€14.48</u>	<u>€13.24</u>	<u>€11.63</u>
AD GBP H .....	<u>€14.37</u>	<u>€13.15</u>	<u>€11.55</u>
AD HKD .....	<u>HKD127.49</u>	<u>HKD115.76</u>	<u>HKD101.92</u>
AD NZD H .....	<u>NZD14.65</u>	<u>NZD13.49</u>	<u>NZD11.88</u>
AD RMB H .....	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>CNH79.22</u>
AD ZAR H .....	<u>R103.86</u>	<u>R95.68</u>	<u>R84.28</u>
AY JPY .....	<u>¥3.10</u>	<u>¥2.70</u>	<u>¥2.26</u>
BY JPY .....	<u>¥2.90</u>	<u>¥2.54</u>	<u>¥2.14</u>
C .....	<u>\$27.25</u>	<u>\$23.95</u>	<u>\$20.26</u>
C EUR .....	<u>€23.34</u>	<u>€21.69</u>	<u>€18.67</u>
ED .....	<u>\$14.00</u>	<u>\$12.81</u>	<u>\$11.18</u>
ED AUD H .....	<u>AUD15.90</u>	<u>AUD14.78</u>	<u>AUD12.97</u>
I .....	<u>\$33.20</u>	<u>\$28.83</u>	<u>\$24.08</u>
IAUD H .....	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>AUD23.42</u>
IEUR .....	<u>€28.36</u>	<u>€26.06</u>	<u>€22.19</u>
IGBP .....	<u>€27.59</u>	<u>€24.65</u>	<u>€21.34</u>
L EUR (5) .....	<u>€15.60</u>	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>
S .....	<u>\$39.31</u>	<u>\$33.79</u>	<u>\$27.93</u>
S HKD .....	<u>HKD306.47</u>	<u>HKD263.53</u>	<u>HKD219.06</u>
S1 .....	<u>\$34.05</u>	<u>\$29.53</u>	<u>\$24.63</u>
S1 EUR .....	<u>€29.13</u>	<u>€26.73</u>	<u>€22.72</u>
S1 GBP (6) .....	<u>€107.19</u>	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>
SD .....	<u>\$111.02</u>	<u>\$101.09</u>	<u>\$88.86</u>

## STATISTICAL INFORMATION (continued)

AB FCP I

	Japan Strategic Value Portfolio (7)		
	November 19, 2024	August 31, 2024	August 31, 2023
Net Assets.....	<u>¥1,957,782,930</u>	<u>¥8,277,150,427</u>	<u>¥7,341,295,370</u>
Class			
A .....	<u>¥16,291.00</u>	<u>¥16,100.00</u>	<u>¥14,251.00</u>
A CZK H .....	<u>CZK1,544.82</u>	<u>CZK1,514.60</u>	<u>CZK1,279.17</u>
A EUR .....	<u>€99.49</u>	<u>€99.75</u>	<u>€90.44</u>
A EUR H .....	<u>€39.34</u>	<u>€38.66</u>	<u>€33.37</u>
A PLN .....	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>PLN404.26</u>
A SGD (8) .....	<u>N/A</u>	<u>SGD143.78</u>	<u>SGD132.43</u>
A SGD H .....	<u>SGD25.01</u>	<u>SGD24.60</u>	<u>SGD21.21</u>
A USD .....	<u>\$105.40</u>	<u>\$110.22</u>	<u>\$97.99</u>
A USD H .....	<u>\$51.15</u>	<u>\$50.04</u>	<u>\$42.49</u>
AD .....	<u>¥15,295.00</u>	<u>¥15,182.00</u>	<u>¥13,728.00</u>
AD AUD H .....	<u>AUD19.52</u>	<u>AUD19.38</u>	<u>AUD17.81</u>
AD NZD H .....	<u>NZD20.32</u>	<u>NZD20.15</u>	<u>NZD18.46</u>
AD USD H .....	<u>\$19.94</u>	<u>\$19.75</u>	<u>\$17.98</u>
AD ZAR H .....	<u>R139.93</u>	<u>R138.73</u>	<u>R126.43</u>
C .....	<u>¥14,787.00</u>	<u>¥14,642.00</u>	<u>¥13,074.00</u>
C EUR (9) .....	<u>N/A</u>	<u>€90.76</u>	<u>€83.00</u>
C EUR H .....	<u>€36.04</u>	<u>€35.48</u>	<u>€30.90</u>
C USD .....	<u>\$95.64</u>	<u>\$100.21</u>	<u>\$89.91</u>
I .....	<u>¥18,825.00</u>	<u>¥18,574.00</u>	<u>¥16,313.00</u>
IEUR .....	<u>€115.07</u>	<u>€115.13</u>	<u>€103.56</u>
IEUR H .....	<u>€44.09</u>	<u>€43.25</u>	<u>€37.04</u>
IUSD .....	<u>\$121.83</u>	<u>\$127.18</u>	<u>\$112.21</u>
IUSD H .....	<u>\$56.78</u>	<u>\$55.38</u>	<u>\$46.65</u>
S EUR H .....	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>€37.32</u>
S1 EUR .....	<u>€122.58</u>	<u>€122.62</u>	<u>€110.17</u>
S1 USD (10) .....	<u>N/A</u>	<u>\$135.45</u>	<u>\$119.39</u>
SD (11) .....	<u>N/A</u>	<u>¥16,695.00</u>	<u>¥15,019.00</u>

## AB FCP I

	Short Duration Bond Portfolio		
	August 31, 2025	August 31, 2024	August 31, 2023
Net Assets .....	<u>\$445,274,897</u>	<u>\$453,167,187</u>	<u>\$538,456,892</u>
Class			
A .....	<u>\$7.27</u>	<u>\$7.22</u>	<u>\$7.06</u>
A EUR .....	<u>€6.21</u>	<u>€6.54</u>	<u>€6.52</u>
A2 .....	<u>\$19.75</u>	<u>\$19.00</u>	<u>\$18.05</u>
A2 EUR .....	<u>€16.89</u>	<u>€17.19</u>	<u>€16.65</u>
A2 EUR H .....	<u>€14.38</u>	<u>€14.11</u>	<u>€13.63</u>
A2 HKD .....	<u>HKD154.03</u>	<u>HKD148.19</u>	<u>HKD141.60</u>
A2 SGD H .....	<u>SGD15.79</u>	<u>SGD15.55</u>	<u>N/A</u>
AA .....	<u>\$10.51</u>	<u>\$10.56</u>	<u>\$10.47</u>
AA AUD H .....	<u>AUD10.25</u>	<u>AUD10.32</u>	<u>AUD10.24</u>
AA CAD H .....	<u>CAD10.48</u>	<u>CAD10.57</u>	<u>CAD10.50</u>
AA GBP H .....	<u>€10.44</u>	<u>€10.51</u>	<u>€10.44</u>
AA HKD .....	<u>HKD81.99</u>	<u>HKD82.41</u>	<u>HKD82.13</u>
AA SGD H .....	<u>SGD10.42</u>	<u>SGD10.51</u>	<u>SGD10.45</u>
AJ .....	<u>\$6.99</u>	<u>\$6.94</u>	<u>\$6.79</u>
AT .....	<u>\$7.26</u>	<u>\$7.21</u>	<u>\$7.05</u>
AT AUD H .....	<u>AUD11.20</u>	<u>AUD11.14</u>	<u>AUD10.92</u>
AT CAD H .....	<u>CAD11.40</u>	<u>CAD11.36</u>	<u>CAD11.13</u>
AT EUR .....	<u>€6.21</u>	<u>€6.53</u>	<u>€6.52</u>
AT EUR H .....	<u>€11.01</u>	<u>€10.97</u>	<u>€10.76</u>
AT GBP H .....	<u>€11.46</u>	<u>€11.40</u>	<u>€11.19</u>
AT HKD .....	<u>HKD56.67</u>	<u>HKD56.27</u>	<u>HKD55.38</u>
AT NZD H .....	<u>NZD11.58</u>	<u>NZD11.53</u>	<u>NZD11.31</u>
AT SGD H .....	<u>SGD11.73</u>	<u>SGD11.69</u>	<u>SGD11.48</u>
AX .....	<u>\$5.81</u>	<u>\$5.77</u>	<u>\$5.65</u>
C .....	<u>\$7.27</u>	<u>\$7.22</u>	<u>\$7.07</u>
C2 .....	<u>\$16.02</u>	<u>\$15.47</u>	<u>\$14.75</u>
C2 EUR H .....	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>€12.84</u>
I .....	<u>\$7.27</u>	<u>\$7.22</u>	<u>\$7.07</u>
I EUR .....	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>€6.52</u>
I2 .....	<u>\$14.62</u>	<u>\$13.97</u>	<u>\$13.20</u>
I2 EUR .....	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>€12.17</u>
I2 EUR H .....	<u>€15.66</u>	<u>€15.28</u>	<u>€14.67</u>
IT .....	<u>\$11.93</u>	<u>\$11.85</u>	<u>\$11.60</u>
N2 .....	<u>\$15.46</u>	<u>\$14.94</u>	<u>\$14.27</u>
NT .....	<u>\$11.77</u>	<u>\$11.69</u>	<u>\$11.45</u>
S .....	<u>\$94.37</u>	<u>\$93.70</u>	<u>\$91.73</u>
S12 .....	<u>\$18.67</u>	<u>\$17.81</u>	<u>\$16.79</u>
S12 EUR .....	<u>€15.97</u>	<u>€16.12</u>	<u>€15.48</u>
S1 EUR H .....	<u>€107.65</u>	<u>€104.71</u>	<u>€100.33</u>
SIT .....	<u>\$103.17</u>	<u>\$102.43</u>	<u>\$100.27</u>
SA .....	<u>\$81.60</u>	<u>\$81.09</u>	<u>\$79.47</u>

## STATISTICAL INFORMATION (continued)

## AB FCP I

	Global High Yield Portfolio		
	August 31, 2025	August 31, 2024	August 31, 2023
Net Assets .....	\$14,718,734,763	\$16,213,966,585	\$13,589,782,733
Class			
A .....	\$3.19	\$3.20	\$3.06
A EUR .....	€2.77	€2.93	€2.85
A2 .....	\$19.45	\$18.18	\$16.18
A2 CHF H .....	CHF15.94	CHF15.56	CHF14.46
A2 EUR .....	€16.62	€16.44	€14.92
A2 EUR H .....	€25.65	€24.45	€22.17
A2 HKD .....	HKD151.62	HKD141.77	HKD126.89
A2 PLN H .....	PLN127.50	PLN118.31	PLN105.04
A2 SGD .....	SGD24.97	SGD23.74	SGD21.88
A2 SGD H .....	SGD23.91	SGD22.84	SGD20.71
AA .....	\$7.83	\$8.12	\$8.00
AA AUD H .....	AUD7.20	AUD7.50	AUD7.43
AA CAD H .....	CAD7.35	CAD7.64	CAD7.56
AA EUR H .....	€7.46	€7.76	€7.68
AA GBP H .....	£7.28	£7.57	£7.51
AA HKD .....	HKD61.14	HKD63.40	HKD62.81
AA NZD H .....	NZD7.31	NZD7.62	NZD7.54
AA RMB H .....	CNH50.35	CNH52.53	CNH52.01
AA SGD H .....	SGD7.54	SGD7.85	SGD7.77
AA ZAR H .....	R49.97	R51.91	R51.28
AK .....	\$10.27	\$10.34	\$9.92
AK EUR .....	€8.92	€9.48	€9.23
AK EUR H .....	€9.98	€10.06	€9.68
AR EUR H .....	€7.84	€8.13	€8.09
AT .....	\$3.15	\$3.17	\$3.03
AT AUD H .....	AUD10.32	AUD10.42	AUD10.02
AT CAD H .....	CAD9.53	CAD9.60	CAD9.23
AT EUR .....	€2.74	€2.90	€2.82
AT EUR H .....	€10.59	€10.67	€10.26
AT GBP H .....	£10.46	£10.54	£10.15
AT HKD .....	HKD24.61	HKD24.72	HKD23.80
AT NZD H .....	NZD9.57	NZD9.66	NZD9.28
AT RMB H .....	CNH68.69	CNH69.46	CNH66.84
AT SGD .....	SGD4.04	SGD4.14	SGD4.11
AT SGD H .....	SGD9.66	SGD9.75	SGD9.39
B .....	\$3.21	\$3.22	\$3.07
B2 .....	\$26.78	\$25.25	\$22.70
BT .....	\$3.24	\$3.25	\$3.10
BT AUD H (12) .....	N/A	AUD10.49	AUD10.07
C .....	\$3.20	\$3.21	\$3.07
C EUR .....	€2.77	€2.93	€2.85
C2 .....	\$26.81	\$25.19	\$22.53
C2 EUR .....	€22.92	€22.78	€20.77
C2 EUR H .....	€19.84	€19.01	€17.33
CK .....	N/A	N/A	\$9.91
CK EUR H .....	N/A	N/A	€9.70
CT .....	\$10.76	\$10.80	\$10.33
EA .....	\$9.23	\$9.64	\$9.56
EA AUD H .....	AUD9.34	AUD9.80	AUD9.77

## AB FCP I

	Global High Yield Portfolio (continued)		
	August 31, 2025	August 31, 2024	August 31, 2023
EA ZAR H .....	<u>R63.81</u>	<u>R66.79</u>	<u>R66.44</u>
I .....	<u>\$3.17</u>	<u>\$3.19</u>	<u>\$3.06</u>
IEUR .....	<u>€2.76</u>	<u>€2.93</u>	<u>€2.85</u>
I2 .....	<u>\$12.68</u>	<u>\$11.80</u>	<u>\$10.44</u>
I2 AUD H .....	<u>AUD32.36</u>	<u>AUD30.34</u>	<u>AUD27.29</u>
I2 CHF H .....	<u>CHF16.84</u>	<u>CHF16.35</u>	<u>CHF15.12</u>
I2 EUR .....	<u>€10.84</u>	<u>€10.67</u>	<u>€9.63</u>
I2 EUR H .....	<u>€27.74</u>	<u>€26.32</u>	<u>€23.75</u>
I2 SGD .....	<u>SGD16.28</u>	<u>SGD15.40</u>	<u>SGD14.13</u>
I2 SGD H .....	<u>SGD21.10</u>	<u>SGD20.07</u>	<u>SGD18.11</u>
IA AUD H .....	<u>AUD9.32</u>	<u>AUD9.67</u>	<u>AUD9.52</u>
IQD .....	<u>\$10.13</u>	<u>\$10.17</u>	<u>\$9.73</u>
IT .....	<u>\$9.86</u>	<u>\$9.92</u>	<u>\$9.51</u>
IT AUD H .....	<u>AUD9.13</u>	<u>AUD9.23</u>	<u>AUD8.88</u>
IT CAD H .....	<u>CAD11.31</u>	<u>CAD11.41</u>	<u>CAD10.98</u>
IT EUR H .....	<u>€10.46</u>	<u>€10.55</u>	<u>€10.16</u>
IT GBP H .....	<u>£11.21</u>	<u>£11.30</u>	<u>£10.88</u>
IT HKD .....	<u>HKD76.97</u>	<u>HKD77.42</u>	<u>HKD74.61</u>
IT RMB H .....	<u>CNH65.37</u>	<u>CNH66.17</u>	<u>CNH63.72</u>
J .....	<u>\$3.45</u>	<u>\$3.46</u>	<u>\$3.31</u>
N2 .....	<u>\$22.05</u>	<u>\$20.72</u>	<u>\$18.54</u>
NT .....	<u>\$10.19</u>	<u>\$10.23</u>	<u>\$9.78</u>
S1 .....	<u>\$34.34</u>	<u>\$31.88</u>	<u>\$28.17</u>
S1 EUR .....	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>€25.99</u>
S1 EUR H .....	<u>€117.80</u>	<u>€111.57</u>	<u>€100.43</u>
S1D .....	<u>\$16.74</u>	<u>\$16.35</u>	<u>\$15.24</u>
S1D2 .....	<u>\$107.59</u>	<u>\$108.01</u>	<u>\$103.33</u>
S1L GBP H .....	<u>£108.27</u>	<u>£107.84</u>	<u>£101.57</u>
SA .....	<u>\$64.74</u>	<u>\$65.65</u>	<u>\$63.41</u>
SHK .....	<u>\$71.64</u>	<u>\$72.64</u>	<u>\$70.16</u>
SK .....	<u>\$46.59</u>	<u>\$43.14</u>	<u>\$38.03</u>
W .....	<u>\$11.97</u>	<u>\$12.04</u>	<u>\$11.53</u>
W EUR .....	<u>€10.41</u>	<u>€11.04</u>	<u>€10.73</u>
W2 .....	<u>\$19.72</u>	<u>\$18.31</u>	<u>\$16.19</u>
W2 CHF H .....	<u>CHF15.43</u>	<u>CHF14.95</u>	<u>CHF13.81</u>
W2 EUR H .....	<u>€16.80</u>	<u>€15.90</u>	<u>€14.32</u>
WT .....	<u>\$10.88</u>	<u>\$10.94</u>	<u>\$10.48</u>
WT AUD H .....	<u>AUD10.16</u>	<u>AUD10.27</u>	<u>AUD9.88</u>
WT CAD H .....	<u>CAD11.50</u>	<u>CAD11.60</u>	<u>CAD11.15</u>
WT EUR H .....	<u>€10.51</u>	<u>€10.60</u>	<u>€10.21</u>
WT GBP H .....	<u>£11.34</u>	<u>£11.43</u>	<u>£11.02</u>
WT RMB H .....	<u>CNH77.20</u>	<u>CNH78.13</u>	<u>CNH75.23</u>

## STATISTICAL INFORMATION (continued)

## AB FCP I

	American Income Portfolio		
	August 31, 2025	August 31, 2024	August 31, 2023
Net Assets .....	\$24,724,079,875	\$26,940,439,113	\$20,899,994,977
Class			
A .....	\$6.50	\$6.58	\$6.39
A EUR .....	€5.69	€6.06	€5.96
A2 .....	\$33.31	\$31.72	\$28.98
A2 CHF H .....	CHF14.96	CHF14.88	CHF14.22
A2 DUR PH .....	\$22.84	\$21.46	\$19.67
A2 EUR .....	€28.47	€28.69	€26.72
A2 EUR H .....	€19.04	€18.49	€17.22
A2 HKD .....	HKD259.65	HKD247.33	HKD227.27
A2 PLN H .....	PLN117.86	PLN111.28	PLN101.52
A2 SGD .....	SGD42.77	SGD41.42	SGD39.19
A2 SGD H .....	SGD21.40	SGD20.82	SGD19.38
AA .....	\$9.42	\$9.69	\$9.55
AA AUD H .....	AUD8.87	AUD9.16	AUD9.07
AA CAD H .....	CAD8.89	CAD9.17	CAD9.07
AA DUR PH .....	\$10.59	\$10.69	\$10.52
AA EUR H .....	€8.87	€9.15	€9.07
AA GBP H .....	£8.74	£9.02	£8.95
AA HKD .....	HKD73.38	HKD75.51	HKD74.91
AA JPY H (S) .....	¥10,046.00	N/A	N/A
AA NZD H .....	NZD8.83	NZD9.13	NZD9.04
AA RMB H .....	CNH60.11	CNH62.20	CNH61.63
AA SGD H .....	SGD9.05	SGD9.35	SGD9.26
AA ZAR H .....	R61.59	R63.42	R62.67
AK .....	\$10.75	\$10.90	\$10.59
AK EUR .....	€9.47	€10.08	€9.92
AK EUR H .....	€10.47	€10.62	€10.37
AR EUR .....	€8.94	€9.83	€9.91
AR EUR H .....	€9.06	€9.31	€9.25
AT .....	\$6.49	\$6.57	\$6.38
AT AUD H .....	AUD10.53	AUD10.71	AUD10.45
AT CAD H .....	CAD10.58	CAD10.74	CAD10.47
AT DUR PH .....	\$12.81	\$12.64	\$12.18
AT EUR .....	€5.68	€6.05	€5.96
AT EUR H .....	€10.54	€10.71	€10.45
AT GBP H .....	£10.42	£10.58	£10.34
AT HKD .....	HKD50.67	HKD51.30	HKD50.11
AT NZD H .....	NZD10.05	NZD10.23	NZD9.98
AT RMB H .....	CNH71.13	CNH72.46	CNH70.77
AT SGD .....	SGD8.34	SGD8.59	SGD8.65
AT SGD H .....	SGD10.63	SGD10.81	SGD10.56
B .....	\$6.55	\$6.61	\$6.41
B2 .....	\$25.73	\$24.67	\$22.70
BT .....	\$6.59	\$6.65	\$6.45
C .....	\$6.53	\$6.60	\$6.41
C EUR .....	€5.70	€6.07	€5.98
C2 .....	\$39.78	\$38.05	\$34.92
C2 EUR .....	€33.99	€34.42	€32.20
C2 EUR H .....	€17.81	€17.40	€16.27
CT .....	\$10.93	\$11.04	\$10.71
EA .....	\$10.59	\$10.96	\$10.86
EA AUD H .....	AUD10.08	AUD10.47	AUD10.42

## AB FCP I

	American Income Portfolio (continued)		
	August 31, 2025	August 31, 2024	August 31, 2023
EA ZAR H	<u>R69.70</u>	<u>R72.13</u>	<u>R71.63</u>
I	<u>\$6.47</u>	<u>\$6.56</u>	<u>\$6.38</u>
IEUR	<u>€5.67</u>	<u>€6.05</u>	<u>€5.96</u>
I2	<u>\$20.33</u>	<u>\$19.25</u>	<u>\$17.49</u>
I2 AUD H	<u>AUD17.06</u>	<u>AUD16.26</u>	<u>AUD15.01</u>
I2 CHF H	<u>CHF16.05</u>	<u>CHF15.88</u>	<u>CHF15.08</u>
I2 DUR PH	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>\$20.56</u>
I2 EUR	<u>€17.37</u>	<u>€17.41</u>	<u>€16.13</u>
I2 EUR H	<u>€21.08</u>	<u>€20.37</u>	<u>€18.86</u>
I2 HKD	<u>HKD158.68</u>	<u>HKD150.32</u>	<u>HKD137.34</u>
I2 SGD	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>SGD23.67</u>
I2 SGD H	<u>SGD19.58</u>	<u>SGD18.94</u>	<u>SGD17.54</u>
IA	<u>\$11.03</u>	<u>\$11.27</u>	<u>\$11.05</u>
IA AUD H	<u>AUD10.45</u>	<u>AUD10.72</u>	<u>AUD10.55</u>
IT	<u>\$10.53</u>	<u>\$10.68</u>	<u>\$10.40</u>
IT AUD H	<u>AUD9.79</u>	<u>AUD9.98</u>	<u>AUD9.75</u>
IT CAD H	<u>CAD11.47</u>	<u>CAD11.68</u>	<u>CAD11.40</u>
IT EUR H	<u>€11.41</u>	<u>€11.61</u>	<u>€11.36</u>
IT GBP H	<u>£11.31</u>	<u>£11.51</u>	<u>£11.27</u>
IT HKD	<u>HKD82.26</u>	<u>HKD83.42</u>	<u>HKD81.64</u>
IT JPY	<u>¥11,340.00</u>	<u>¥11,186.00</u>	<u>¥10,600.00</u>
IT JPY H	<u>¥6,610.00</u>	<u>¥6,736.00</u>	<u>¥6,609.00</u>
IT NZD H	<u>NZD11.33</u>	<u>NZD11.55</u>	<u>NZD11.30</u>
IT RMB H	<u>CNH77.01</u>	<u>CNH78.60</u>	<u>CNH76.90</u>
IT SGD (13)	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>
IT SGD H	<u>SGD10.69</u>	<u>SGD10.89</u>	<u>SGD10.65</u>
J	<u>\$6.67</u>	<u>\$6.74</u>	<u>\$6.54</u>
L2	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>\$14.38</u>
LT	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>\$11.52</u>
N2	<u>\$19.22</u>	<u>\$18.41</u>	<u>\$16.91</u>
NT	<u>\$10.62</u>	<u>\$10.73</u>	<u>\$10.41</u>
S	<u>\$24.17</u>	<u>\$22.73</u>	<u>\$20.50</u>
S1	<u>\$26.50</u>	<u>\$25.04</u>	<u>\$22.70</u>
S1 EUR H (14)	<u>€102.85</u>	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>
S1D	<u>\$13.88</u>	<u>\$13.83</u>	<u>\$13.25</u>
S1D2	<u>\$76.28</u>	<u>\$77.42</u>	<u>\$75.41</u>
SA	<u>\$73.04</u>	<u>\$73.99</u>	<u>\$71.95</u>
SHK (15)	<u>N/A</u>	<u>\$76.94</u>	<u>\$74.82</u>
W	<u>\$11.61</u>	<u>\$11.78</u>	<u>\$11.48</u>
W2	<u>\$18.86</u>	<u>\$17.83</u>	<u>\$16.17</u>
W2 CHF H	<u>CHF14.69</u>	<u>CHF14.51</u>	<u>CHF13.76</u>
W2 EUR H	<u>€15.90</u>	<u>€15.34</u>	<u>€14.19</u>
WT	<u>\$11.62</u>	<u>\$11.79</u>	<u>\$11.48</u>
WT AUD H	<u>AUD11.01</u>	<u>AUD11.22</u>	<u>AUD10.98</u>
WT EUR H	<u>€11.45</u>	<u>€11.67</u>	<u>€11.42</u>
WT GBP H	<u>£11.29</u>	<u>£11.49</u>	<u>£11.25</u>
WT HKD	<u>HKD90.77</u>	<u>HKD92.09</u>	<u>HKD90.15</u>
WT SGD H	<u>SGD11.34</u>	<u>SGD11.55</u>	<u>SGD11.31</u>

## STATISTICAL INFORMATION (continued)

AB FCP I

Net Assets	European Income Portfolio		
	August 31, 2025	August 31, 2024	August 31, 2023
Net Assets	<u>€1,473,385,366</u>	<u>€1,266,574,781</u>	<u>€1,121,772,376</u>
Class			
A	<u>€5.89</u>	<u>€5.94</u>	<u>€5.65</u>
A USD	<u>\$6.82</u>	<u>\$6.49</u>	<u>\$6.08</u>
A2	<u>€22.16</u>	<u>€21.47</u>	<u>€19.63</u>
A2 CHF H	<u>CHF15.85</u>	<u>CHF15.74</u>	<u>CHF14.78</u>
A2 PLN H	<u>PLN127.62</u>	<u>PLN120.24</u>	<u>PLN107.74</u>
A2 USD	<u>\$25.93</u>	<u>\$23.74</u>	<u>\$21.29</u>
A2 USD H	<u>\$21.54</u>	<u>\$20.47</u>	<u>\$18.40</u>
AA	<u>€10.25</u>	<u>€10.49</u>	<u>€10.11</u>
AA AUD H	<u>AUD9.99</u>	<u>AUD10.22</u>	<u>AUD9.85</u>
AA HKD H	<u>HKD68.21</u>	<u>HKD70.03</u>	<u>HKD67.44</u>
AA RMB H	<u>CNH67.98</u>	<u>CNH69.79</u>	<u>CNH67.29</u>
AA SGD H	<u>SGD10.17</u>	<u>SGD10.42</u>	<u>SGD10.05</u>
AA USD H	<u>\$10.51</u>	<u>\$10.72</u>	<u>\$10.29</u>
AK	<u>€12.39</u>	<u>€12.50</u>	<u>€11.89</u>
AR	<u>€10.07</u>	<u>€10.32</u>	<u>€9.96</u>
AT	<u>€5.89</u>	<u>€5.94</u>	<u>€5.65</u>
AT AUD H	<u>AUD12.52</u>	<u>AUD12.63</u>	<u>AUD12.02</u>
AT SGD H	<u>SGD11.98</u>	<u>SGD12.10</u>	<u>SGD11.53</u>
AT USD	<u>\$6.83</u>	<u>\$6.50</u>	<u>\$6.08</u>
AT USD H	<u>\$13.11</u>	<u>\$13.18</u>	<u>\$12.50</u>
B USD	<u>\$6.86</u>	<u>\$6.53</u>	<u>\$6.10</u>
B2	<u>€18.48</u>	<u>€18.03</u>	<u>€16.60</u>
B2 USD	<u>\$21.61</u>	<u>\$19.92</u>	<u>\$17.99</u>
C	<u>€5.91</u>	<u>€5.96</u>	<u>€5.66</u>
C USD	<u>\$6.84</u>	<u>\$6.52</u>	<u>\$6.09</u>
C2	<u>€20.58</u>	<u>€20.03</u>	<u>€18.40</u>
C2 USD	<u>\$24.08</u>	<u>\$22.15</u>	<u>\$19.96</u>
C2 USD H	<u>\$20.18</u>	<u>\$19.27</u>	<u>\$17.40</u>
CK	<u>€12.40</u>	<u>€12.51</u>	<u>€11.89</u>
CT USD H	<u>\$12.08</u>	<u>\$12.15</u>	<u>\$11.52</u>
I	<u>€5.88</u>	<u>€5.93</u>	<u>€5.65</u>
I USD	<u>\$6.79</u>	<u>\$6.46</u>	<u>\$6.06</u>
I2	<u>€15.18</u>	<u>€14.63</u>	<u>€13.30</u>
I2 AUD H	<u>AUD33.69</u>	<u>AUD32.05</u>	<u>AUD29.06</u>
I2 CHF H	<u>CHF16.51</u>	<u>CHF16.31</u>	<u>CHF15.23</u>
I2 USD	<u>\$17.77</u>	<u>\$16.17</u>	<u>\$14.43</u>
I2 USD H	<u>\$31.35</u>	<u>\$29.62</u>	<u>\$26.48</u>
IA	<u>€11.51</u>	<u>€11.71</u>	<u>€11.22</u>
IA HKD H	<u>HKD77.25</u>	<u>HKD78.84</u>	<u>HKD75.47</u>
IA SGD H	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>SGD11.23</u>
IA USD H	<u>\$11.77</u>	<u>\$11.95</u>	<u>\$11.40</u>
IT	<u>€12.45</u>	<u>€12.56</u>	<u>€11.95</u>
IT SGD H	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>SGD11.98</u>
IT USD H	<u>\$12.43</u>	<u>\$12.50</u>	<u>\$11.85</u>
NT USD H	<u>\$12.69</u>	<u>\$12.76</u>	<u>\$12.10</u>
S1	<u>€25.07</u>	<u>€24.11</u>	<u>€21.88</u>
S1 USD	<u>\$29.36</u>	<u>\$26.67</u>	<u>\$23.73</u>



## STATISTICAL INFORMATION (continued)

## AB FCP I

	Emerging Markets Debt Portfolio (continued)		
	August 31, 2025	August 31, 2024	August 31, 2023
BT .....	\$11.66	\$11.34	\$10.48
C .....	\$11.56	\$11.26	\$10.44
C EUR .....	€10.10	€10.37	€9.74
C2 .....	\$33.56	\$30.93	\$27.05
C2 EUR .....	€28.69	€27.99	€24.94
C2 EUR H .....	€19.35	€18.21	€16.25
CT .....	\$9.83	\$9.57	\$8.87
EA .....	\$10.46	\$10.42	\$9.87
EA AUD H .....	AUD9.81	AUD9.83	AUD9.36
EA ZAR H .....	R67.34	R67.29	R63.86
EI .....	\$50.65	\$50.67	\$48.19
EI AUD H .....	AUD48.95	AUD49.26	AUD47.10
I .....	\$11.41	\$11.16	\$10.38
I2 .....	\$40.77	\$37.20	\$32.21
I2 AUD H (16) .....	N/A	AUD16.48	AUD14.50
I2 CHF H .....	CHF15.39	CHF14.67	CHF13.28
I2 EUR .....	€34.85	€33.65	€29.70
I2 EUR H .....	€22.57	€21.01	€18.56
IT AUD H .....	AUD8.85	AUD8.69	AUD8.11
IT EUR H .....	€9.86	€9.65	€9.01
N2 .....	\$18.51	\$17.08	\$14.95
NT .....	\$9.57	\$9.31	\$8.62
S .....	\$41.37	\$37.48	\$32.23
S1 2 .....	\$38.05	\$34.66	\$29.97
S1 2 EUR .....	N/A	N/A	€27.66
S1 EUR H .....	€21.96	€20.41	€18.00
S1 GBP H .....	£24.55	£22.44	£19.52
S1L .....	\$110.86	\$108.52	\$100.49
SA .....	\$70.56	\$68.81	\$63.89

## AB FCP I

Net Assets	Mortgage Income Portfolio		
	August 31, 2025	August 31, 2024	August 31, 2023
Net Assets	\$1,390,938,844	\$1,140,236,367	\$744,715,033
Class			
A	\$11.35	\$11.57	\$11.31
A2	\$22.72	\$21.45	\$19.37
A2 EUR	€19.42	€19.40	€17.86
A2 EUR H	€15.77	€15.18	N/A
A2 HKD	HKD177.09	HKD167.25	HKD151.89
A2 SGD	N/A	N/A	SGD26.21
A2X	\$16.32	\$15.40	\$13.89
A2X EUR	€13.95	€13.93	€12.81
AA	\$9.60	\$9.92	\$9.83
AA AUD H	AUD9.18	AUD9.51	AUD9.44
AA HKD	HKD74.81	HKD77.36	HKD77.14
AA RMB H	CNH64.46	CNH67.03	CNH66.68
AA SGD H	SGD9.40	SGD9.75	SGD9.70
AA ZAR H	R64.25	R66.39	R65.83
AR EUR H	€9.26	€9.57	€9.54
AT	\$11.37	\$11.59	\$11.33
AT AUD H	AUD10.92	AUD11.16	AUD10.92
AT EUR	€9.68	€10.48	€10.44
AT EUR H (17)	€14.98	N/A	N/A
AT GBP H	£11.76	£12.00	£11.77
AT HKD	HKD88.65	HKD90.39	HKD88.88
AT SGD	N/A	N/A	SGD15.28
AT SGD H	SGD11.12	SGD11.38	SGD11.16
AX	\$5.50	\$5.60	\$5.48
AX EUR	€4.68	€5.06	€5.04
BX	\$5.50	\$5.61	\$5.48
BX EUR	€4.68	€5.06	€5.04
C	\$11.37	\$11.59	\$11.33
C2	\$21.54	\$20.43	\$18.53
C2 EUR	€18.43	€18.49	€17.09
CX	\$5.50	\$5.60	\$5.48
I	\$11.35	\$11.57	\$11.31
IEUR	€9.65	€10.45	€10.41
I2	\$24.20	\$22.72	\$20.40
I2 EUR	€20.70	€20.57	€18.83
I2 EUR H	€17.52	€16.79	€15.32
IT EUR H	€11.87	€12.14	€11.89
IX	\$5.50	\$5.60	\$5.48
N2	\$18.69	\$17.74	\$16.11
NT	\$12.11	\$12.34	\$12.06
S	\$11.32	\$11.54	\$11.28
S1	\$22.66	\$21.24	\$19.04
S1 AUD H	AUD128.72	AUD121.17	AUD109.99
S1 EUR	N/A	N/A	€17.57
S1 EUR H	€115.38	€110.25	€100.44
S1 JPY	N/A	N/A	¥14,584.00
S1L	\$105.10	\$104.52	\$101.43
SA	\$74.05	\$75.53	\$73.90

*STATISTICAL INFORMATION (continued)*

AB FCP I

- 
- (1) Last official NAV calculated on May 16, 2025. See note A.
  - (2) Liquidated on May 12, 2025 with a final NAV per share of €34.93
  - (3) Liquidated on May 12, 2025 with a final NAV per share of £29.41
  - (4) Liquidated on May 7, 2025 with a final NAV per share of SGD48.54
  - (5) Commenced on February 7, 2025
  - (6) Commenced on October 8, 2024
  - (7) Last official NAV calculated on November 19, 2024. See note A.
  - (8) Liquidated on November 14, 2024 with a final NAV per share of SGD140.18
  - (9) Liquidated on October 21, 2024 with a final NAV per share of €89.82
  - (10) Liquidated on October 29, 2024 with a final NAV per share of \$129.23
  - (11) Liquidated on October 16, 2024 with a final NAV per share of ¥16,772.00
  - (12) Liquidated on March 26, 2025 with a final NAV per share of AUD10.37
  - (13) Commenced on May 5, 2025 and liquidated on July 7, 2025 with final NAV per share of SGD15.01
  - (14) Commenced on April 2, 2025
  - (15) Liquidated on May 16, 2025 with a final NAV per share of \$74.59
  - (16) Liquidated on October 29, 2024 with a final NAV per share of AUD16.50
  - (17) Commenced on August 4, 2025

**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS**

For the year ended August 31, 2025

AB FCP I

**NOTE A: General Information**

AB FCP I (the "Fund") is a mutual investment fund (*fonds commun de placement*) organized under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and registered under Part I of the Law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the "Law of 2010"). The Fund is managed in the interest of its co-owners (the "Shareholders") by AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l. (the "Management Company"), a company organized under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The Fund qualifies as an Undertaking for Collective Investment in Transferable Securities ("UCITS") within the meaning of Article 1(2) of the EC Directive 2009/65 of July 13, 2009, as amended.

The Fund comprises separate pools of assets as at August 31, 2025 consisting of 8 active portfolios (each, a "Portfolio", and collectively, the "Portfolios"). Each Class of Shares represents an interest in each relevant Portfolio's investment securities and other net assets. All Shares of a Class have equal rights to distributions and redemptions.

The portfolio AB FCP I – Japan Strategic Value Portfolio was liquidated. The last official Net Asset Value ("NAV") was calculated on November 19, 2024. As of August 31, 2025, cash balance for the Portfolio amounted to ¥1,822,096.

It was resolved by the Board of Managers to approve the change of classification under Regulation (EU) 2019/2088 of AB FCP I - Emerging Markets Debt Portfolio from Article 6 to Article 8, effective as of March 17, 2025.

It was resolved by the Board of Managers to approve the transfer of all assets and liabilities (the "Merger") of AB FCP I - Global Equity Blend Portfolio into AB SICAV I - Global Growth Portfolio. The Merger was effective as of May 16, 2025, at the exchange ratio 1:1.

The portfolio AB FCP I – Dynamic Diversified Portfolio was liquidated. The last official Net Asset Value ("NAV") was calculated on September 19, 2023. As of August 31, 2025, cash balance for the Portfolio amounted to \$28,157. Two illiquid securities remain unsold at Custody as at year-end. There are no public markets to sell the securities.

The following table lists each Portfolio's commencement of operations as well as Share Classes funded as of August 31, 2025:

AB FCP I-	Commencement of Operations	Share Classes Funded
Emerging Markets Growth Portfolio .....	October 29, 1992	A, A AUD H, A EUR, A HKD, A PLN H, A SGD, A SGD H, AD, B, C, C EUR, ED, I, I AUD H, I EUR, N, S1, S1 EUR & S1 GBP
Asia Ex-Japan Equity Portfolio .....	November 27, 2009	A, A AUD H, A EUR, A HKD, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR, AD EUR H, AD GBP H, AD HKD, AD NZD H, AD ZAR H, AY JPY, BY JPY, C, C EUR, ED, ED AUD H, I, I EUR, I GBP, L EUR, S, S HKD, S1, S1 EUR, S1 GBP & SD
Short Duration Bond Portfolio .....	September 13, 1996	A, A EUR, A2, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA GBP H, AA HKD, AA SGD H, AJ, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT SGD H, AX, C, C2, I, I2, I2 EUR H, IT, N2, NT, S, S1 2, S1 2 EUR, S1 EUR H, S1T & SA
Global High Yield Portfolio .....	September 19, 1997	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR, AK EUR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD, AT SGD H, B, B2, BT, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I EUR, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, I2 SGD, I2 SGD H, IA AUD H, IQD, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT HKD, IT RMB H, J, N2, NT, S1, S1 EUR H, S1D, S1D2, S1L GBP H, SA, SHK, SK, W, W EUR, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT CAD H, WT EUR H, WT GBP H & WT RMB H

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

AB FCP I-	Commencement of Operations	Share Classes Funded
American Income Portfolio .....	June 30, 1993	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 DUR PH, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA DUR PH, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA JPY H, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR, AK EUR H, AR EUR, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT DUR PH, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD, AT SGD H, B, B2, BT, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I EUR, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, I2 HKD, I2 SGD H, IA, IA AUD H, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT HKD, IT JPY, IT JPY H, IT NZD H, IT RMB H, IT SGD H, J, N2, NT, S, S1, S1 EUR H, S1D, S1D2, SA, W, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT EUR H, WT GBP H, WT HKD & WT SGD H
European Income Portfolio .....	February 25, 1999	A, A USD, A2, A2 CHF H, A2 PLN H, A2 USD, A2 USD H, AA, AA AUD H, AA HKD H, AA RMB H, AA SGD H, AA USD H, AK, AR, AT, AT AUD H, AT SGD H, AT USD, AT USD H, B USD, B2, B2 USD, C, C USD, C2, C2 USD, C2 USD H, CK, CT USD H, I, I USD, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 USD, I2 USD H, IA, IA HKD H, IA USD H, IT, IT USD H, NT USD H, S1, S1 USD, S1 USD H, S1D, SA USD H, SHK, W2, W2 CHF H, W2 USD H, WA, WA USD H, WT & WT USD H
Emerging Markets Debt Portfolio .....	March 22, 2006	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA ZAR H, AI, AI AUD H, AR EUR, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT SGD H, BT, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, EI, EI AUD H, I, I2, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, IT AUD H, IT EUR H, N2, NT, S, S1 2, S1 EUR H, S1 GBP H, S1L & SA
Mortgage Income Portfolio .....	September 26, 1994	A, A2, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2X, A2X EUR, AA, AA AUD H, AA HKD, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT SGD H, AX, AX EUR, BX, BX EUR, C, C2, C2 EUR, CX, I, I EUR, I2, I2 EUR, I2 EUR H, IT EUR H, IX, N2, NT, S, S1, S1 AUD H, S1 EUR H, S1L & SA

**NOTE B: Significant Accounting Policies**

The Financial Statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements and on a going concern basis. The following is a summary of significant accounting policies followed by the Portfolios.

**1. Valuation****1.1 Investments in Securities**

Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available price on such

exchange or market or, if no such price is available, at the mean of the closing bid and asked price quoted on such day. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available price on the stock exchange or market which constitutes the main market for such security is used.

Securities traded in the over-the-counter market, including securities listed on an exchange whose primary market is believed to be over-the-counter (but excluding securities traded on The Nasdaq Stock Market, Inc. ("NASDAQ")) are valued at

**AB FCP I**

the mean of the current bid and asked prices. Securities traded on NASDAQ are valued in accordance with the NASDAQ Official Closing Price.

Securities are valued at their current market value determined on the basis of market quotations or, if market quotations are not readily available or are deemed unreliable, at "fair value" as determined in accordance with procedures established by, and under the general supervision of, the Board of Managers. Fair valuation procedures are designed to adjust closing market prices of Portfolio securities to reflect what is believed to be the fair value of those securities at the Portfolio's Valuation Point.

When fair valuation procedures are employed with respect to a particular Portfolio security, various objective and subjective factors may be considered, including, among other things, developments affecting the security or involving an entire market since the security's latest reported price, current valuations of relevant stock indices or pronouncements of certain governmental authorities. Fair value prices based on third party vendor modeling tools may be utilized to the extent available. Therefore, when fair valuation procedures are employed, the prices of individual Portfolio securities utilized to calculate the Portfolio's Net Asset Value ("NAV") may differ from quoted or published prices for the same securities. Currently, fair value adjustments are only applicable to certain equity securities and futures contracts.

Accordingly, as may also be the case with a previously reported stock exchange price, the price of any Portfolio security determined utilizing fair value pricing procedures may be materially different from the price to be realized upon the sale of such security.

For Portfolio securities primarily traded on U.S. exchanges, it is expected that fair value pricing procedures are employed only under very limited circumstances such as, for example, the early closing of an exchange on which a particular security is traded or the suspension of trading in a particular security. However, it is anticipated that fair value pricing procedures will be utilized frequently for securities traded on non-U.S. exchanges or other markets, particularly European and Asian markets excluding India, because, among other reasons, these markets close well before the Portfolio's Valuation Point. Between the close of these markets and the relevant Portfolio's Valuation Point, significant events including broad market moves may occur. In particular events in the U.S. market on a trading day after the close of these other markets may affect the value of the Portfolio's securities.

Fixed income securities (i), securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market (ii), and securities, trading of which on a stock exchange or a regulated market is thin (iii), are valued at the most recent bid price provided by the principal market makers. If there is no such market price, or if such market price is not representative of a security's fair market value, then the security is valued in a manner determined to reflect its fair value in accordance with procedures established by, and under the general supervision of, the Board of Managers.

U.S. Government securities and any other debt instruments having 60 days or less remaining until maturity are generally valued at market price by an independent pricing vendor, if a market price is available. If a market price is not available, the securities are valued at amortized cost. This methodology is commonly used for short-term securities that have an original

maturity of 60 days or less, as well as short-term securities that had an original term to maturity that exceeded 60 days. In instances when amortized cost is utilized, the valuation committee (the "Committee") must reasonably conclude that the utilization of amortized cost is approximately the same as the fair value of the security. Such factors the Committee will consider include, but are not limited to, an impairment of the creditworthiness of the issuer or material changes in interest rates. The Committee decisions are made in accordance with procedures established by, and under general supervision of, the Board of Managers.

Over-the-counter ("OTC") swaps and other derivatives are valued daily, primarily using independent pricing services, independent pricing models using market inputs, as well as third party broker-dealers or counterparties.

**1.2 Warrant Valuation**

A listed warrant is valued at the last traded price provided by approved vendors. If there has been no sale on the relevant business day, the warrant is valued at the last traded price from the previous day. On the following days, the security is valued in good faith at fair value. All unlisted warrants are valued in good faith at fair value. Once a warrant has expired, it will no longer be valued.

**1.3 Financial Futures Contracts**

Initial margin deposits are made upon entering into futures contracts. During the period the futures contract is open, changes in the value of the contract are recognized as unrealized gains or losses by "marking-to-market" on a daily basis to reflect the market value of the contract at the end of each day's trading. Variation margin payments are made or received, depending upon whether unrealized losses or gains are incurred. When the contract is closed, a realized gain or loss is recorded. This realized gain or loss is equal to the difference between the proceeds from (or cost of) the closing transaction and the Portfolio's basis in the contract.

Open futures contracts are valued using the closing settlement price or, in the absence of such a price, the most recent quoted bid price. If there are no quotations available for the day of valuations, the last available closing settlement price is used.

**1.4 Forward Foreign Currency Contracts**

The unrealized gain or loss on open forward foreign currency contracts is calculated as the difference between the contracted rate and the rate to close out the contract. Realized profit or loss includes net gains or losses on forward foreign currency contracts which have been settled or offset by other contracts with the same counterparty.

**1.5 Options Purchased and Options Written**

When an option is purchased, an amount equal to the premium paid is recorded as an investment and is subsequently adjusted to the current market value of the option purchased. Premiums paid for the purchase of options which expire unexercised are treated on the expiration date as realized losses. If a purchased put option is exercised, the premium is subtracted from the proceeds of the sale of the underlying security or foreign currency in determining whether the relevant Portfolio has realized a gain or loss. If a purchased call option is exercised, the premium increases the cost basis of the security or foreign currency purchased by the relevant Portfolio. When an option is

**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)**

AB FCP I

written, an amount equal to the premium received by the relevant Portfolio is recorded as a liability and is subsequently adjusted to the current market value of the option written. Premiums received from written options which expire unexercised are treated by the relevant Portfolio on the expiration date as realized gains. If a written call option is exercised, the premium is added to the proceeds from the sale of the underlying security or foreign currency in determining whether the relevant Portfolio has realized a gain or a loss. If a written put option is exercised, the premium reduces the cost basis of the security or foreign currency purchased by the relevant Portfolio. Listed put or call options by a portfolio are valued at the last sale price. If there has been no sale on that day, such securities are valued at the closing bid prices on that day.

**1.6 Investments in other Undertakings for Collective Investment ("UCIs")**

Investments in other UCIs are valued at the last available NAV for the UCI in question.

**1.7 Swap Agreements**

The Portfolios accrue for interim payments on swap contracts on a daily basis, within income and expenses. Swap contracts are marked to market on a daily basis with fluctuations in value recorded in "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps" in the Statement of Assets and Liabilities and "Changes in unrealized gains and (losses) on swaps" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Once a swap contract has matured or is sold, the net amount is recorded as "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. The upfront premiums paid or received are recognized as cost or proceeds in the Statement of Assets and Liabilities and are amortized on a straight line basis over the life of the contract. Accruals of amortized upfront premiums on credit default swaps are included in "Swap income" until the position is sold, thereafter the amortized upfront premiums are included in "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency". On all other swap types the amortized upfront premiums are included within "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency". Fluctuations in the value of swap contracts are recorded as a component of "Changes in unrealized gains and (losses) on swaps" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

"Upfront premiums paid (received) on swap contracts" disclosed in the Statement of Assets and Liabilities include premiums paid (received) on the OTC credit default swaps and a margin that is yet to be settled on the centrally cleared credit default swaps.

**2. Organization Expenses**

The organization expenses of all existing Portfolios have been fully amortized in prior years.

**3. Allocation Method**

Income and expenses (except for class-specific management and distribution fees) for the "fixed income" and "balanced" Portfolios are allocated on a daily basis utilizing a hybrid allocation model. This model allocates based upon each class' proportionate percentage of the combined value of settled shares

for those classes which accrue a daily dividend and the value of the shares outstanding for those classes which accrue a monthly dividend or no dividend at all. Income and expenses for the "equity" Portfolios are allocated on a daily basis by each class' value of their proportionate shares outstanding. For all of the Portfolios, realized and unrealized gains and losses are allocated on a daily basis by each class' value of their proportionate shares outstanding. Class-specific management, management company, distribution fees and realized and unrealized gains and losses on forward foreign currency contracts related to the Currency Hedged Share Classes are charged /allocated directly to the respective class.

Due to the distinct institutional nature of all types of Class S shares of the Portfolios, certain fund expenses, where applicable, are allocated to the respective Class S shares based upon minimum shareholder activity and account level requirements.

**4. Currency Translation**

Values expressed in a currency other than the currency in which a Portfolio is denominated, as determined by the Management Regulations, are translated at the average of the last available bid and ask price of such currency. Transactions in foreign currencies are translated into the currency of each Portfolio at the exchange rate ruling at the date of the transactions.

The Combined Statement of Assets and Liabilities is presented in U.S. Dollars at the exchange rates ruling at the date of the combined Statement of Assets and Liabilities, while the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets is presented in U.S. Dollars at the average exchange rates ruling during the year.

Exchange rates applied in the financial statements are: spot rate 1.1699 and average rate 1.1004 for EUR to USD, spot rate 0.0068 and average rate 0.0067 for JPY to USD.

The "Currency translation adjustment" presented in the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets is the result of the difference in exchange rates used to translate Combined net assets at the beginning of the year, the Statement of Assets and Liabilities and the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

**5. Investment Income and Investment Transactions**

Dividend income is recorded on the ex-dividend date. Interest income is accrued daily. Investment gains and losses for the Portfolios are determined on an average cost basis. The Fund accretes discounts and amortizes premiums as adjustments, if applicable, to interest income. Investment transactions are recorded on trade date plus one day.

**6. Estimates**

The preparation of the Financial Statements in conformity with accounting principles generally accepted in Luxembourg requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the Financial Statements and the reported amounts of income and expenses during the reporting year. Actual results may differ from those estimates.

**7. Swing Pricing Adjustment**

(The following applies to all Portfolios except Global Equity Blend Portfolio)

## AB FCP I

The Fund implemented a NAV Adjustment Policy, also known as “swing pricing” policy, effective from November 2, 2015. Under this policy, a Portfolio’s NAV may be adjusted to reflect the impact of estimated transaction costs, deal spreads and charges generated by shareholders’ purchase and redemption activity. Swing pricing is automatically applied when daily net subscriptions or redemptions exceed a threshold specified by the Swing Pricing Committee under the supervision of the Board of Managers.

When swing pricing is applied, the NAV of the relevant Portfolio’s shares will be adjusted up or down, in an amount generally not to exceed 2% of the relevant NAV, so that the transaction costs incurred due to the purchase and redemption activity are borne by the investors transacting in the Portfolio’s shares, rather than the

Portfolio itself. This adjustment is intended to minimize dilution of the value of shareholders’ investment in shares of a Portfolio brought on by transactions in the Portfolio’s shares.

The NAV per Share and the total net assets as disclosed in the Statistical Information are the published NAV per Share and the total net assets, whereas the total net assets disclosed in the Statement of Assets and Liabilities and Statement of Operations and Changes in Net Assets is the total NAV excluding any period end swing adjustments.

All Portfolios subject to swing pricing except Short Duration Bond Portfolio and Mortgage Income Portfolio swung their NAVs during the reporting year and as of August 31, 2025, none of such Portfolios swung their NAVs.

**NOTE C: Taxes**

As a Luxembourg *fonds commun de placement* (“FCP”), the Fund is not subject, under present tax laws, to income, withholding or capital gains taxes in Luxembourg. The Fund is subject to the Luxembourg *taxe d’abonnement* at the rate of 0.05% per annum calculated and payable quarterly as the aggregate total net assets on the last day of each calendar quarter. The rate is 0.01% for share classes reserved to institutional investors within the meaning of Article 174 of the Law of 2010. Interest, dividends and capital gains on securities may be subject to withholding or capital gains taxes in certain countries.

In connection with an investment by a Portfolio into a separate Portfolio, *taxe d’abonnement* is waived in an amount equal to the Portfolio’s pro rata share of the *taxe d’abonnement* accrued within the respective share class of the separate Portfolio.

**India**

Capital gains realized on the disposal of Indian listed stocks within 12 months after purchase (short term gains) are subject to a 20% Indian capital gains tax. The disposal of Indian listed stocks after 12 months after purchase (long term gains) are subject to a 12.5% Indian capital gain tax. The capital gains taxes are accrued in the net asset value and included in the Statement of Assets and Liabilities under the heading “Accrued expenses and other liabilities” or “Other receivables” and included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under “Capital withholding tax” for the year ended August 31, 2025.

**People’s Republic of China (PRC)****Corporate Income Tax (“CIT”)**

By investing in shares of PRC resident enterprises (including China A-, B- and H-Shares), RMB denominated corporate and government bonds, securities investment funds and warrants

listed on the PRC stock exchanges or PRC inter-bank bond markets, a Portfolio may be subject to withholding income tax (“WIT”) and other taxes imposed in the PRC.

Lacking specific guidance, it is uncertain whether the RQFII or the relevant investing Portfolios would be considered the taxpayer with respect to the PRC-sourced income derived from the investment in bonds, shares and other securities in the PRC. In the event the RQFII were considered to be the taxpayer, any PRC taxes levied against the RQFII would be reimbursed and ultimately borne by the relevant Portfolios of the Fund.

If the relevant Portfolios are deemed to be the taxpayer, then such Portfolios will be subject to PRC CIT at 25% on its worldwide taxable income if it is considered to be a tax resident enterprise of the PRC. If the Portfolio is considered to be a nontax resident enterprise with an establishment or place of business (“PE”) in the PRC, the PRC sourced profits attributable to that PE would be subject to CIT at 25%.

Under the PRC CIT Law effective from 1 January 2008, a foreign enterprise without a PE in the PRC will generally be subject to a WIT at the current rate of 10% on its PRC sourced income, including but not limited to passive income (e.g. dividends, interest, gains arising from transfer of assets, etc.), subject to the application of treaty relief.

The Investment Manager intends to manage and operate the Portfolios in such a manner that the Portfolios and the Fund not be treated as a tax resident enterprise of the PRC or a nontax resident enterprise with a PE in the PRC for CIT purposes, although this cannot be guaranteed. As such, it is expected that the Portfolios should only be subject to WIT at 10% to the extent the Portfolio directly derives PRC sourced income in respect of its investment in bonds, shares and other securities in the PRC.

**NOTE D: Distributions**

The Management Company did not intend to pay dividends with respect to the shares for the Global Equity Blend Portfolio (until merger date). Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares were reflected in the respective NAV of the Shares.

For Emerging Markets Growth Portfolio:

- For Class A, B, C, I, N, S, S1 and W shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized

profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

- For Class AD and ED shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

## For Asia Ex-Japan Equity Portfolio:

- For Class A, C, I, L, S and S1 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For Class AY and class BY shares, the Management Company has discretion to declare and pay distributions based on the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AD, ED, ID and SD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

## For Japan Strategic Value Portfolio (until liquidation date):

- For Class A, C, I, S, S1 and 2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For Class AD and SD shares (and corresponding H shares) the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

## For Short Duration Bond Portfolio:

- For Class A, AX, C, I and S shares (and corresponding H shares, unless noted otherwise), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AJ, AT, CT, IT, NT and SIT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make

monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.

- For Class A2, C2, I2, N2, S1, S2 and S1 2 shares (and corresponding H shares) and S EUR H, S SGD H shares, the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

## For Global High Yield Portfolio:

- For Class A, B, C, I, JA, J and W shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AT, BT, CT, IT, NT, SID, SID2 and WT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class IQD and S1QD shares, the Management Company intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares. For class SK shares, the Management Company may declare and pay dividends at its discretion.
- For Class AK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the relevant class of Shares.
- For Class AA, EA, IA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. For class SHK shares, the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For Class SIL shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares.

## AB FCP I

Such dividends will not be paid out of capital attributable to the share class of Shares.

- For Class A2, B2, C2, E2, I2, N2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

## For American Income Portfolio:

- For Class A, B, C, I, JA, J and W shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AT, BT, CT, IT, LT, NT, S1D, S1D2, WT and ZT shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AK and CK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AA, EA, IA and SA shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. For class SHK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For Class SIQD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares.
- For Class A2, B2, C2, E2, I2, L2, N2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

## For European Income Portfolio:

- For Class A, B, C and I shares, the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AT, CT, IT, NT, S1D and WT shares (and corresponding H shares), the Management Company

intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.

- For Class AK and CK shares, the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AA, IA, SA and WA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. For class SHK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For Class A2, B2, C2, E2, I2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

## For Emerging Markets Debt Portfolio:

- For Class A, C and I shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AT, BT, CT, IT, NT and ZT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AA, EA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares, the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For Class AI and EI shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. Distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

gains and, potentially to a significant extent from capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such, may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class. If the NAV per share falls below, respectively USD 1 and AUD 1, the Management Company will contemplate at its full discretion, either (i) the restructuring of the Share Class including through the merger with a Share Class with similar features or (ii) the liquidation of the Share Class. Distributions may be automatically reinvested at the election of the Shareholder.

- For Class S1L shares, the Management Company intends to declare and make monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares. Such dividends will not be paid out of capital attributable to the share class of Shares.
- For Class A2, C2, E2, I2, N2, S, S1 and S1 2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For Class S1QD shares (and corresponding H shares), the Board intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares.

For Mortgage Income Portfolio:

- For Class A, AX, BX, C, CX, I, IX, S and S1X shares, the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AT, ATX, IT, NT and ZT shares, the Management Company intends to declare and pay monthly dividends

equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.

- For Class AA, EA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For Class S1L shares, the Management Company intends to declare and make monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares. Such dividends will not be paid out of capital attributable to the share class of Shares.
- For Class A2, A2X, C2, C2X, E2, I2, I2X, N2, S1 and S2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares. The Management Company also may determine if and to what extent dividends paid include realized capital gains and/or are paid out of capital attributable to the relevant class of Shares. To the extent the net income and net realized profits attributable to these Shares exceed the amount declared payable, the excess return will be reflected in the respective NAV of such Shares.

Dividends may be automatically reinvested at the election of the Shareholder.

## NOTE E: Management Fee and Other Transactions with Affiliates

The Fund pays the Management Company a management fee. Under the terms of the Investment Management Agreement from the management fee earned, the Management Company pays an investment management fee to AllianceBernstein L.P (the "Investment Manager").

The Management Company has voluntarily agreed to bear certain expenses to the extent necessary to limit total operating expenses on an annual basis.

These limitations have been set as follows (limitations expressed as a percentage of the average daily net assets):

AB FCP I-	Share Class	%
Global Equity Blend		
Portfolio(a) .....	Class A	2.10%
	Class A EUR	2.10%
	Class A EUR H	2.10%
	Class A SGD	2.10%
	Class B	3.10%
	Class B SGD	3.10%
	Class C	2.55%

AB FCP I-	Share Class	%
Global Equity Blend		
Portfolio(a) (continued) ...	Class C EUR	2.55%
	Class I	1.30%
	Class I EUR	1.30%
	Class S HKD	0.10%
	Class S1	0.80%
	Class S1 EUR(b)	0.80%
	Class S1 GBP(b)	0.80%
	Class S1 SGD(c)	0.80%
Emerging Markets Growth		
Portfolio .....	Class S1	1.20%
	Class S1 EUR	1.20%
	Class S1 GBP	1.20%
Asia Ex-Japan Equity		
Portfolio .....	Class A	2.05%
	Class A AUD H	2.05%
	Class A EUR	2.05%
	Class A HKD	2.05%
	Class A SGD H	2.05%
	Class AD	2.05%



## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

## AB FCP I

AB FCP I-	Share Class	%	AB FCP I-	Share Class	%
American Income			American Income		
Portfolio (continued) . . .	Class A2 HKD	1.50%	Portfolio (continued) . . .	Class IA	0.95%
	Class A2 PLN H	1.50%		Class IA AUD H	0.95%
	Class A2 SGD	1.50%		Class IT	0.95%
	Class A2 SGD H	1.50%		Class IT AUD H	0.95%
	Class AA	1.50%		Class IT CAD H	0.95%
	Class AA AUD H	1.50%		Class IT EUR H	0.95%
	Class AA CAD H	1.50%		Class IT GBP H	0.95%
	Class AA DUR PH	1.50%		Class IT HKD	0.95%
	Class AA EUR H	1.50%		Class IT JPY	0.95%
	Class AA GBP H	1.50%		Class IT JPY H	0.95%
	Class AA HKD	1.50%		Class IT NZD H	0.95%
	Class AA JPY H	1.50%		Class IT RMB H	0.95%
	Class AA NZD H	1.50%		Class IT SGD(j)	0.95%
	Class AA RMB H	1.50%		Class IT SGD H	0.95%
	Class AA SGD H	1.50%		Class N2	2.05%
	Class AA ZAR H	1.50%		Class NT	2.05%
	Class AK	1.50%		Class S	0.15%
	Class AK EUR	1.50%		Class S1	0.65%
	Class AK EUR H	1.50%		Class S1D	0.65%
	Class AR EUR	1.50%		Class S1D2	0.65%
	Class AR EUR H	1.50%		Class S1 EUR H	0.65%
	Class AT	1.50%		Class SA	0.15%
	Class AT AUD H	1.50%		Class SHK(j)	0.15%
	Class AT CAD H	1.50%		Class W	0.95%
	Class AT DUR PH	1.50%		Class W2	0.95%
	Class AT EUR	1.50%		Class W2 CHF H	0.95%
	Class AT EUR H	1.50%		Class W2 EUR H	0.95%
	Class AT GBP H	1.50%		Class WT	0.95%
	Class AT HKD	1.50%		Class WT AUD H	0.95%
	Class AT NZD H	1.50%		Class WT EUR H	0.95%
	Class AT RMB H	1.50%		Class WT GBP H	0.95%
	Class AT SGD	1.50%		Class WT HKD	0.95%
	Class AT SGD H	1.50%		Class WT SGD H	0.95%
	Class B	2.20%			
	Class B2	2.20%	European Income:		
	Class BT	2.20%	Portfolio . . . . .	Class A	1.41%
	Class C	1.95%		Class A USD	1.41%
	Class C EUR	1.95%		Class A2	1.41%
	Class C2	1.95%		Class A2 CHF H	1.41%
	Class C2 EUR	1.95%		Class A2 PLN H	1.41%
	Class C2 EUR H	1.95%		Class A2 USD	1.41%
	Class CT	1.95%		Class A2 USD H	1.41%
	Class EA	2.00%		Class AA	1.41%
	Class EA AUD H	2.00%		Class AA AUD H	1.41%
	Class EA ZAR H	2.00%		Class AA HKD H	1.41%
	Class I	0.95%		Class AA RMB H	1.41%
	Class I EUR	0.95%		Class AA SGD H	1.41%
	Class I2	0.95%		Class AA USD H	1.41%
	Class I2 AUD H	0.95%		Class AK	1.41%
	Class I2 CHF H	0.95%		Class AR	1.41%
	Class I2 EUR	0.95%		Class AT	1.41%
	Class I2 EUR H	0.95%		Class AT AUD H	1.41%
	Class I2 HKD	0.95%		Class AT SGD H	1.41%
	Class I2 SGD H	0.95%		Class AT USD	1.41%

## AB FCP I

AB FCP I-	Share Class	%	AB FCP I-	Share Class	%
<b>European Income</b>			<b>Emerging Markets Debt</b>		
Portfolio (continued) . . .	Class AT USD H	1.41%	Portfolio (continued) . . .	Class AA NZD H	1.50%
	Class B USD	2.11%		Class AA ZAR H	1.50%
	Class B2	2.11%		Class AI	1.50%
	Class B2 USD	2.11%		Class AI AUD H	1.50%
	Class C	1.86%		Class AR EUR	1.50%
	Class C USD	1.86%		Class AT	1.50%
	Class C2	1.86%		Class AT AUD H	1.50%
	Class C2 USD	1.86%		Class AT CAD H	1.50%
	Class C2 USD H	1.86%		Class AT EUR	1.50%
	Class CK	1.86%		Class AT EUR H	1.50%
	Class CT USD H	1.86%		Class AT GBP H	1.50%
	Class I	0.86%		Class AT HKD	1.50%
	Class I USD	0.86%		Class C EUR	1.95%
	Class I2	0.86%		Class AT NZD H	1.50%
	Class I2 AUD H	0.86%		Class AT SGD H	1.50%
	Class I2 CHF H	0.86%		Class BT	2.50%
	Class I2 USD	0.86%		Class C	1.95%
	Class I2 USD H	0.86%		Class C2	1.95%
	Class IA	0.86%		Class C2 EUR	1.95%
	Class IA HKD H	0.86%		Class C2 EUR H	1.95%
	Class IA USD H	0.86%		Class CT	1.95%
	Class IT	0.86%		Class EA	2.00%
	Class IT USD H	0.86%		Class EA AUD H	2.00%
	Class NT USD H	1.96%		Class EA ZAR H	2.00%
	Class S1	0.65%		Class EI	2.00%
	Class S1 USD	0.65%		Class EI AUD H	2.00%
	Class S1 USD H	0.65%		Class I	0.95%
	Class S1D	0.65%		Class I2	0.95%
	Class SA USD H	0.15%		Class I2 AUD H(g)	0.95%
	Class SHK	0.15%		Class I2 CHF H	0.95%
	Class W2	0.86%		Class I2 EUR	0.95%
	Class W2 CHF H	0.86%		Class I2 EUR H	0.95%
	Class W2 USD H	0.86%		Class IT AUD H	0.95%
	Class WA	0.86%		Class IT EUR H	0.95%
	Class WA USD H	0.86%		Class N2	2.05%
	Class WT	0.86%		Class NT	2.05%
	Class WT USD H	0.86%		Class S	0.15%
				Class S1 2	0.70%
				Class S1 EUR H	0.70%
				Class S1 GBP H	0.70%
				Class S1L	0.70%
				Class SA	0.15%
<b>Emerging Markets Debt</b>			<b>Mortgage Income</b>		
Portfolio . . . . .	Class A	1.50%	Portfolio . . . . .	Class A	1.50%
	Class A EUR	1.50%		Class A2	1.50%
	Class A2	1.50%		Class A2 EUR	1.50%
	Class A2 CHF H	1.50%		Class A2 EUR H	1.50%
	Class A2 EUR	1.50%		Class A2 HKD	1.50%
	Class A2 EUR H	1.50%		Class A2X	1.25%
	Class A2 HKD	1.50%		Class A2X EUR	1.25%
	Class A2 PLN H	1.50%		Class AA	1.50%
	Class A2 SGD H	1.50%		Class AA AUD H	1.50%
	Class AA	1.50%		Class AA HKD	1.50%
	Class AA AUD H	1.50%			
	Class AA CAD H	1.50%			
	Class AA EUR H	1.50%			
	Class AA GBP H	1.50%			
	Class AA HKD	1.50%			

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

## AB FCP I

AB FCP I-	Share Class	%	AB FCP I-	Expenses borne	Reimbursement receivable
Mortgage Income			Japan Strategic Value		
Portfolio (continued) . . .	Class AA RMB H	1.50%	Portfolio(b) . . . . .	¥ 18,152,933	–
	Class AA SGD H	1.50%	Short Duration Bond		
	Class AA ZAR H	1.50%	Portfolio . . . . .	\$ 79,168	4,861
	Class AR EUR H	1.50%	Mortgage Income		
	Class AT	1.50%	Portfolio . . . . .	\$ 892	304
	Class AT AUD H	1.50%			
	Class AT EUR	1.50%			
	Class AT EUR H	1.50%			
	Class AT GBP H	1.50%			
	Class AT HKD	1.50%			
	Class AT SGD H	1.50%			
	Class AX	1.25%			
	Class AX EUR	1.25%			
	Class BX	1.70%			
	Class BX EUR	1.70%			
	Class C	1.95%			
	Class C2	1.95%			
	Class C2 EUR	1.95%			
	Class CX	1.70%			
	Class I	0.95%			
	Class I EUR	0.95%			
	Class I2	0.95%			
	Class I2 EUR	0.95%			
	Class I2 EUR H	0.95%			
	Class IT EUR H	0.95%			
	Class IX	0.70%			
	Class N2	2.05%			
	Class NT	2.05%			
	Class S	0.15%			
	Class S1	0.65%			
	Class S1 AUD H	0.65%			
	Class S1 EUR H	0.65%			
	Class S1L	0.65%			
	Class SA	0.15%			

- (a) Last official NAV calculated on May 16, 2025.  
(b) Share class liquidated on May 12, 2025.  
(c) Share class liquidated on May 7, 2025.  
(d) Last official NAV calculated on November 19, 2024.  
(e) Share class liquidated on November 14, 2024.  
(f) Share class liquidated on October 21, 2024.  
(g) Share class liquidated on October 29, 2024.  
(h) Share class liquidated on October 16, 2024.  
(i) Share class liquidated on July 7, 2025.  
(j) Share class liquidated on May 16, 2025.

The following table shows expenses borne by the Management Company during the year ended August 31, 2025, and reimbursement receivable at August 31, 2025:

AB FCP I-	Expenses borne	Reimbursement receivable
Global Equity Blend		
Portfolio(a) . . . . .	\$ 76,230	–
Asia Ex-Japan Equity		
Portfolio . . . . .	\$ 57,739	–

(a) Last official NAV calculated on May 16, 2025.

(b) Last official NAV calculated on November 19, 2024.

Expenses borne by the Management Company are included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Expense reimbursed or waived". Reimbursement receivable is included in the Statement of Assets and Liabilities in "Accrued expenses and other liabilities". The Fund also pays the Management Company a Management Company fee.

Specific share classes of each Portfolio pay the Distributor, a distribution fee, which is a compensation for providing distribution-related services to the Fund with respect to such shares.

All of the aforementioned fees are accrued at an annual rate on the average daily net assets of each Portfolio and paid monthly.

A list of each Portfolio's annual rate for their applicable fees can be found in Table 1 (Pages 144 to 153).

Also, all types of Class B shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates of between 0.00% and 4.50%, all types of Class C shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates between 0.00% and 1.00%, all types of Class E shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates between 0.00% and 3.00%. Class J shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates between 0.00% and 3.00%. The actual rate will depend on the Portfolio and the period of time the shares are held.

The Fund compensates its registrar and transfer agent, AllianceBernstein Investor Services, a unit of the Management Company, for providing personnel and facilities to perform registrar and transfer agency services for the Fund. Such compensation amounted to \$21,851,774 for the year ended August 31, 2025.

The Fund compensates the Investment Manager for certain services provided to the Fund in connection with the registration of the Fund for sale in certain jurisdictions outside of Luxembourg, subject to certain conditions. Such compensation amounted to \$316,354 for the year ended August 31, 2025 and is included in "Professional fees" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

The Fund compensates its legal adviser, Elvinger Hoss Prussen, *société anonyme* for legal services rendered to the Fund. Payments of €43,564 were made for the year ended August 31, 2025 and are included in "Professional fees" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

The Investment Manager has not entered into transactions in relation to a placing and/or a new issue in which a connected person had a material interest as a member of the underwriting syndicate. All transactions executed on behalf of the Fund were entered into in the ordinary course of business and/or normal commercial terms. There was no commission paid for the year

## AB FCP I

ended August 31, 2025 on securities transactions utilizing the services of the affiliated firms, Bernstein Institutional Services LLC and Bernstein Autonomous LLP. Several of the Management Company's managers are employees and/or officers of the Investment Manager and/or its affiliates.

AB FCP I – Global High Yield Portfolio invests in AB SICAV I – Sustainable Euro High Yield Portfolio, AB SICAV I – Emerging Market Local Currency Debt Portfolio, AB SICAV I – Emerging Market Corporate Debt Portfolio, AB SICAV I – US High Yield Portfolio, AB SICAV I – Asia Income Opportunities Portfolio, AB SICAV I – Asia High Yield Portfolio which are managed by the Management Company. AB FCP I – Emerging Markets Debt Portfolio invests in AB SICAV I – Emerging Market Corporate Debt Portfolio which is managed by the Management Company. AB FCP I – American Income

Portfolio invests in AB SICAV I – US High Yield Portfolio, AB SICAV I – Asia Income Opportunities Portfolio, AB SICAV I – Flexible Income Portfolio, AB SICAV I – Sustainable Income Portfolio, AB SICAV I – Asia High Yield Portfolio, AB SICAV I – USD Corporate Bond Portfolio which are managed by the Management Company. AB FCP I – European Income Portfolio invests in AB SICAV I – Euro Corporate Bond Portfolio which is managed by the Management Company.

The Fund may purchase securities from, or sell securities to, an affiliated fund provided the affiliation is due solely to having a common investment advisor, common officers, or common directors. For the year ended, there were no purchase and sale transactions with an affiliated fund.

#### NOTE F: Soft Commission Arrangements and Transaction Costs

During the year ended August 31, 2025, where permitted under applicable law, the Investment Manager and any Affiliated Sub-Investment Manager, if applicable, received and entered into soft-dollar commissions arrangements with brokers relating to Portfolios of the Fund that invest in equity securities, in respect of which certain goods and services used to support the investment decision making process were received. The soft commission arrangements were entered into on the basis that the execution of transactions on behalf of the Fund will be consistent with best execution standard and the Investment Manager considers many factors regarding best execution standards when entering into soft commission arrangements such as the size and nature of brokerage fees.

Additionally, due to the nature of the investment strategy of certain Portfolios, including where the Investment Manager delegates investment management services to AllianceBernstein Limited, all costs associated with soft commission arrangements may be “unbundled” and borne by the Investment Manager or its sub-delegates, if required by applicable law.

The goods and services received include specialist industry, company and consumer research, portfolio and market analysis and computer software used for the delivery of such services.

The nature of the goods and services received is such that the benefits provided under the arrangement must be those which assist in the provision of investment services to the Fund and may contribute to an improvement in the Fund's performance.

For the avoidance of doubt, such goods and services do not include travel, accommodations, entertainment, general administrative goods or services, general office equipment or premises, membership fees, employees' salaries or direct money payments.

Transaction costs are costs incurred in the acquisition, issue or disposal of transferable securities, money market instruments, derivatives or other eligible assets. They can include bid-ask spread, fees and commissions paid to agents, advisers, brokers and dealers, transaction related taxes and other market charges. They do not include debt premiums or discounts, financing costs or internal administrative or holding costs. Transaction costs are included within the cost of investments in the Portfolio of Investments as well as in the “Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency” and “Changes in unrealized gains and (losses) on investments” in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Transaction costs are excluded from the Total Expense Ratio and/or expense reimbursement calculation.

For the year ended August 31, 2025, the amount of transaction costs incurred by each Portfolio is detailed in the following table:

AB FCP I -	Transaction costs
Global Equity Blend Portfolio(a)	\$ 70,846
Emerging Markets Growth Portfolio	\$ 1,434,134
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	\$ 1,159,337
Japan Strategic Value Portfolio(b)	¥ 3,477,179
Short Duration Bond Portfolio	\$ 13,718
Global High Yield Portfolio	\$ 195,703
American Income Portfolio	\$ 1,427,382
European Income Portfolio	€ 21,563
Emerging Markets Debt Portfolio	\$ 28,806
Mortgage Income Portfolio	\$ -0-

(a) Last official NAV calculated on May 16, 2025. See Note A.

(b) Last official NAV calculated on November 19, 2024. See Note A.

#### NOTE G: Forward Foreign Currency Contracts

A forward foreign currency contract is a commitment to purchase or sell a foreign currency at a future date at a negotiated forward rate. The gain or loss arising from the difference between the original contract and the closing of such contract is included in “Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency” in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

Fluctuations in the value of open forward foreign currency contracts are reflected for financial reporting purposes as a component of “Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign currency contracts” in the Statement of Assets and Liabilities.

One or more of a Portfolio's share classes offered in a particular currency (each, an “Offered Currency”) may be hedged to such Offered Currency. Any such share class will

**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)**

AB FCP I

constitute a "Currency Hedged Share Class". Currency Hedged Share Classes aim to provide investors a return more closely correlated to the Portfolio's base currency return by reducing the effect of exchange rate fluctuations between the Portfolio's base currency and the relevant Offered Currency, taking into account practical considerations such as transaction costs.

The hedging strategy employed is designed to reduce, but may not eliminate, currency exposure between the Portfolio's base currency and the relevant Offered Currency.

Risks may arise from the potential inability of a counterparty to meet the terms of a contract and from unanticipated movements in the value of a foreign currency relative to the hedged currency.

Given that there is no segregation of liabilities between the various share classes within a Portfolio, there is a remote risk that, under certain circumstances, currency hedging transactions in relation to a Currency Hedged Share Class could result in liabilities which might affect the NAV of the other share classes of the same Portfolio, in which case assets of the other share classes of the Portfolio may be used to cover the liabilities incurred by such Currency Hedged Share Class.

The securities in the Fund are used as collateral for forward foreign currency contracts.

**NOTE H: Repurchase Agreements**

Repurchase agreements are collateralized by obligations of the United States, its agencies or instrumentalities thereof. The securities underlying the repurchase agreement will be held by the Depositary at all times in an amount at least equal to the repurchase price, including accrued interest.

At August 31, 2025, there were no repurchase agreements.

There was no interest income arising from repurchase agreements during the year ended August 31, 2025.

**NOTE I: Reverse Repurchase Agreements**

Reverse repurchase agreements are identical to repurchase agreements except that rather than buying securities for cash subject to their repurchase by the seller, a Fund sells portfolio assets concurrently with an agreement by the Fund to repurchase the same assets at a later date at a fixed price slightly higher than the sale price. During the reverse repurchase agreement period, the Fund continues to receive principal and interest payments on these securities. Generally, the effect of a reverse repurchase agreement is that the Fund can recover all or most of the cash invested in the portfolio securities involved during the term of the reverse repurchase agreement, while it will be able to keep the interest income associated with those portfolio securities.

Such transactions are advantageous only if the "interest cost" to the Fund of the reverse repurchase transaction, i.e., the difference between the sale and repurchase price for the securities, is less than the cost of otherwise obtaining the cash invested in portfolio securities.

At August 31, 2025, there were no reverse repurchase agreements.

There was no interest income arising from reverse repurchase agreements during the year ended August 31, 2025.

**NOTE J: Financial Futures Contracts**

The Fund may buy or sell financial futures contracts. The Fund bears the market risk that arises from changes in the value of these financial instruments. The Fund's activities in financial futures contracts are conducted through regulated exchanges, which do not result in counterparty credit risk.

Pursuant to the contract, the Fund agrees to receive from or pay to the broker an amount of cash equal to the daily fluctuation in the value of the contract.

Such receipts or payments are known as the variation margin and are recorded by the Fund as unrealized gains or losses. When the contract is closed, the Fund records a realized gain or (loss) equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the time it was closed.

At the time the Fund enters into a financial futures contract the Fund deposits and maintains with the broker as collateral an initial margin as required by the exchange on which the transaction is effected.

**NOTE K: Swap Transactions**

A swap is an agreement that obliges two parties to exchange a series of cash flows at specified intervals based upon or calculated by reference to changes in specified prices or rates for a specified amount of an underlying asset or otherwise determined notional amount. Realized gains and (losses) and changes in unrealized gains and (losses) on swaps are included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets respectively under "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency" and as a component of "Changes in unrealized gains and (losses) on swaps".

**Centrally Cleared Credit Default Swaps**

The buyer in a centrally cleared credit default swap agreement is obliged to pay the seller a periodic stream of payments over the term of the contract in return for a contingent payment upon the occurrence of a credit event with respect to an underlying reference obligation.

**Centrally Cleared Interest Rate Swaps**

A centrally cleared interest rate swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange a series of fixed or floating interest rate payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

## AB FCP I

**Total Return Swaps**

A total return swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange the total performance of an underlying asset for a series of interest payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

**Credit Default Swaps**

The buyer in a credit default swap agreement is obliged to pay the seller a periodic stream of payments over the term of the contract in return for a contingent payment upon the occurrence of a credit event with respect to an underlying reference obligation.

**Interest Rate Swaps**

An interest rate swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange a series of fixed or floating interest rate payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

**Inflation Swaps**

An inflation swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange fixed rate payments for floating, inflation index linked payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

**NOTE L: Option Transactions**

The Fund may purchase and write (sell) put and call options on securities. The risk associated with purchasing an option is that the Fund pays a premium whether or not the option is exercised. Additionally, the Fund bears the risk of loss of the premium and a change in market value should the counterparty not perform under the contract. Put and call options purchased are accounted for in the same manner as Portfolio securities. The cost of securities acquired through the exercise of call options is increased by the premiums paid. The proceeds from securities sold through the exercise of put options are decreased by the premiums paid.

When the Fund writes an option, the premium received by the Fund is recorded as a liability and is subsequently adjusted to the current market value of the option written.

Premiums received from written options which expire unexercised are recorded by the Fund on the expiration date as realized gains from options written. The difference between the premium received and the amount paid on effecting a closing purchase transaction, including brokerage commissions, is also treated as a realized gain, or if the premium received is less than the amount paid for the closing purchase transaction, as a realized loss.

If a call option is exercised, the premium received is added to the proceeds from the sale of the underlying security or currency in determining whether the Fund has realized a gain or loss. If a put option is exercised, the premium received reduces the cost basis of the security or currency purchased by the Fund. In writing an option, the Fund bears the market risk of an unfavorable change in the price of the security or currency underlying the written option. Exercise of an option written by the Fund could result in the Fund selling or buying a security or currency at a price different from the current market value.

The Fund may also invest in options on swap agreements, also called swaptions. A swaption is an option that gives the buyer the right, but not the obligation, to enter into a swap on a future date in exchange for paying a market-based premium. A receiver swaption gives the owner the right to receive the total return of a specified asset, reference rate, or index. A payer swaption gives the owner the right to pay the total return of a specified asset, reference rate, or index. Swaptions also include options that allow an existing swap to be terminated or extended by one of the counterparties.

**NOTE M: Collateral**

The following table lists the cash collateral held by/owed to broker for certain financial derivative instruments as of August 31, 2025:

AB FCP I-	Cash Held by Broker	Cash Owed to Broker
<b>Short Duration Bond</b>		
Portfolio .....		
Citibank	\$ 330,133	21,471
Morgan Stanley	\$ 1,166,570	652,397
<b>Global High Yield</b>		
Portfolio .....		
Citibank	\$ 10,987,504	9,300,675
Morgan Stanley	\$ 112,935,200	231,646,524
UBS AG	\$ 630,000	-
<b>American Income</b>		
Portfolio .....		
Barclays	\$ -	1,055,000
Citibank	\$ -	165,117,581
Goldman Sachs	\$ 12,300,000	-
Morgan Stanley	\$ 107,664	16,773,856
Wells Fargo	\$ -	3,140,000

AB FCP I-	Cash Held by Broker	Cash Owed to Broker
<b>European Income</b>		
Portfolio .....		
Goldman Sachs	€ 7,403,378	28,529
<b>Emerging Markets Debt</b>		
Portfolio .....		
Goldman Sachs	\$ 1,770,846	-
Morgan Stanley	\$ 644,083	64,527
<b>Mortgage Income</b>		
Portfolio .....		
Morgan Stanley	\$ 5,875,972	326,842

Cash collateral held by/owed to broker in relation to derivatives is recorded as part of "Cash at depository and broker" and "Due to depository and broker" in the Statement of Assets and Liabilities.

In relation to derivatives held by the Portfolios as at August 31, 2025 the following table lists collateral consisting of securities:

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

AB FCP I-	Market Value of Collateral Delivered to Broker	Market Value of Collateral Received from Broker	AB FCP I-	Market Value of Collateral Delivered to Broker	Market Value of Collateral Received from Broker
Global High Yield Portfolio . . . .			American Income Portfolio. . . .		
Citibank			Citibank		
U.S. Treasury Bonds, 6.75%, 08/15/2026	\$ 8,207,500	-	U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 08/15/2029	\$ 141,547,653	-
U.S. Treasury Bonds, 4.00%, 11/15/2052	\$ 11,593,653	-	Goldman Sachs		
Morgan Stanley			U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	\$ 8,410,625	
U.S. Treasury Bonds, 6.75%, 08/15/2026	\$ 38,985,625	-	Morgan Stanley		
U.S. Treasury Bonds, 4.00%, 11/15/2052	\$ 69,991,312	-	U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	\$ 159,904,901	-

**NOTE N: Loans of Portfolio Securities**

A Portfolio may make secured loans of its securities. The risk in lending securities, as with other extensions of credit, consists of possible loss of rights in the collateral should the borrower fail financially. In addition, a Portfolio will be exposed to the risk that the sale of any collateral realized upon the borrower's default will not yield proceeds sufficient to replace the loaned securities.

In determining whether to lend securities to a particular borrower, the Investment Manager will consider all relevant facts and circumstances, including the creditworthiness of the borrower.

While securities are on loan, the borrower may pay a Portfolio concerned any income from the securities. A Portfolio may invest any cash collateral in money market instruments, thereby earning additional income, or receive an agreed upon amount of income from a borrower who has delivered equivalent collateral. A Portfolio may have the right to regain record ownership of loaned securities or equivalent securities in order to exercise ownership rights such as voting rights, subscription rights

and rights to dividends, interest or distributions. The Portfolio may pay reasonable finders', administrative and other fees in connection with a loan.

For making secured loans of its securities, a Portfolio receives gross fee income, of which 20% is paid to the securities lending agent for providing securities lending services.

For the year ended August 31, 2025, the Portfolios earned a net fee income, which is presented in Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Securities lending income, net".

For the year ended August 31, 2025, Brown Brothers Harriman & Co. (acting as securities lending agent until August 27, 2025) earned a fee of \$6,764 for providing securities lending services. This is included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Securities lending income, net".

Effective on August 28, 2025, securities lending services were transferred to Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation acting through its New York Branch ("MUTB").

There were no securities on loan and related collateral outstanding as of August 31, 2025.

**NOTE O: Bank Facility**

The Fund has access to an overdraft facility (the "Facility"), established with the Depository, intended to provide for short-term temporary financing if necessary, subject to certain restrictions, in connection with abnormal redemption activity.

Each Portfolio of the Fund is limited to borrowing 10% of its respective net assets. Borrowings pursuant to the Facility are subject to interest at a mutually agreed upon rate and security by the underlying assets of each Portfolio.

**NOTE P: Co-Management of Assets**

For the purpose of effective management, where the investment policies of a Portfolio so permit, the Management Company may choose to co-manage assets of certain Portfolios within or outside the Fund. In such cases, assets of different Portfolios will be managed in common. The assets which are co-managed shall be referred to as a "pool". These pooling arrangements are an administrative device designed to reduce operational and other expenses and do not change the legal rights and obligations of Shareholders. The pools do not constitute separate entities and are not directly accessible to investors. Each of the co-managed Portfolios shall remain entitled to its specific assets.

the Asset Pool which is attributable to each respective participating Portfolio, with a reference to the Portfolio's original participation in this Pool and will change in the event of additional allocation or withdrawals. The entitlements of each participating Portfolio to the co-managed assets apply to each and every line of investments of such pool.

Additional investments made on behalf of the co-managed Portfolios shall be allotted to such Portfolios in accordance with their respective entitlement, whereas assets sold shall be levied similarly on the assets attributable to each participating Portfolio.

As of August 31, 2025, the Fund did not co-manage the assets of any Portfolios within the Fund utilizing the Pools.

Where assets of several Portfolios are pooled for the purposes of collective management, a record is maintained of the proportion of

**AB FCP I****NOTE Q: Joint Credit Facility**

The Fund together with other investment funds (the "participating funds") participates in a \$400 million (effective from May 6, 2025) revolving credit facility (the "Credit Facility") intended to provide short-term financing related to redemptions and other short term liquidity requirements, subject

to certain restrictions. Fees related to the Credit Facility are paid by the participating funds and are included in miscellaneous expenses in the combined statement of operations. The Fund did not utilize the Credit Facility during the year ended August 31, 2025.

**NOTE R: Subsequent Events**

There were no significant subsequent events.

**TABLE I**  
**FEE SCHEDULE**

**AB FCP I**

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
<b>Global Equity Blend Portfolio(a)</b>				
Class				
A .....	1.60%	0.10%	N/A	2.03%
A EUR .....	1.60%	0.10%	N/A	2.03%
A EUR H .....	1.60%	0.10%	N/A	2.03%
A SGD .....	1.60%	0.10%	N/A	2.04%
B .....	1.60%	0.10%	1.00%	3.04%
B SGD .....	1.60%	0.10%	1.00%	3.04%
C .....	2.05%	0.10%	N/A	2.48%
C EUR .....	2.05%	0.10%	N/A	2.35%
I .....	0.80%	0.10%	N/A	1.23%
I EUR .....	0.80%	0.10%	N/A	1.22%
S HKD .....	N/A	0.01%(9)	N/A	0.10%
S1 .....	0.70%	0.01%(9)	N/A	0.80%
S1 EUR(b) .....	0.70%	0.01%(9)	N/A	0.80%
S1 GBP(b) .....	0.70%	0.01%(9)	N/A	0.80%
S1 SGD(c) .....	0.70%	0.01%(9)	N/A	0.80%
<b>Emerging Markets Growth Portfolio</b>				
Class				
A .....	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
A AUD H .....	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
A EUR .....	1.70%	0.10%	N/A	2.02%
A HKD .....	1.70%	0.10%	N/A	2.00%
A PLN H .....	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
A SGD .....	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
A SGD H .....	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
AD .....	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
B .....	1.70%	0.10%	1.00%	3.01%
C .....	2.15%	0.10%	N/A	2.46%
C EUR .....	2.15%	0.10%	N/A	2.46%
ED .....	1.70%	0.10%	1.00%	2.99%
I .....	0.75%(8)	0.10%	N/A	1.14%
I AUD H .....	0.75%(8)	0.10%	N/A	1.16%
I EUR .....	0.75%(8)	0.10%	N/A	1.14%
N .....	2.15%	0.10%	N/A	2.46%
S1 .....	0.90%	0.01%(9)	N/A	1.04%
S1 EUR .....	0.90%	0.01%(9)	N/A	1.01%
S1 GBP .....	0.90%	0.01%(9)	N/A	1.00%
<b>Asia Ex-Japan Equity Portfolio</b>				
Class				
A .....	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
A AUD H .....	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
A EUR .....	1.70%	0.05%	N/A	2.02%
A HKD .....	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
A SGD H .....	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD .....	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD AUD H .....	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD CAD H .....	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD EUR .....	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD EUR H .....	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD GBP H .....	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD HKD .....	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD NZD H .....	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD ZAR H .....	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AY JPY .....	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
BY JPY .....	1.45%	0.05%	0.72%	2.52%
C .....	2.15%	0.05%	N/A	2.50%
C EUR .....	2.15%	0.05%	N/A	2.50%
ED .....	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%

## AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
<b>Asia Ex-Japan Equity Portfolio (continued)</b>				
Class				
ED AUD H.....	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
I.....	0.90%	0.05%	N/A	1.25%
I EUR.....	0.90%	0.05%	N/A	1.25%
I GBP.....	0.90%	0.05%	N/A	1.25%
L EUR.....	1.55%	0.05%	N/A	1.85%
S.....	N/A	0.01%(9)	N/A	0.26%
S HKD.....	N/A	0.01%(9)	N/A	0.26%
S1.....	0.90%	0.01%(9)	N/A	1.14%
S1 EUR.....	0.90%	0.01%(9)	N/A	1.13%
S1 GBP.....	0.90%	0.01%(9)	N/A	1.14%
SD.....	N/A	0.01%(9)	N/A	0.24%
<b>Japan Strategic Value Portfolio(d)</b>				
Class				
A.....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A CZK H.....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A EUR.....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A EUR H.....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A SGD(e).....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A SGD H.....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A USD.....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A USD H.....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
AD.....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
AD AUD H.....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
AD NZD H.....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
AD USD H.....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
AD ZAR H.....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
C.....	1.95%	0.05%	N/A	2.60%
C EUR(f).....	1.95%	0.05%	N/A	2.59%
C EUR H.....	1.95%	0.05%	N/A	2.60%
C USD.....	1.95%	0.05%	N/A	2.60%
I.....	0.70%	0.05%	N/A	0.90%
I EUR.....	0.70%	0.05%	N/A	0.90%
I EUR H.....	0.70%	0.05%	N/A	0.90%
I USD.....	0.70%	0.05%	N/A	0.90%
I USD H.....	0.70%	0.05%	N/A	0.90%
S1 EUR.....	0.65%	0.01%(9)	N/A	0.80%
S1 USD(g).....	0.65%	0.01%(9)	N/A	0.80%
SD(h).....	N/A	0.01%(9)	N/A	0.15%
<b>Short Duration Bond Portfolio</b>				
Class				
A.....	0.85%	0.10%	N/A	1.17%
A EUR.....	0.85%	0.10%	N/A	1.17%
A2.....	0.85%	0.10%	N/A	1.17%
A2 EUR.....	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
A2 EUR H.....	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
A2 HKD.....	0.85%	0.10%	N/A	1.19%
A2 SGD H.....	0.85%	0.10%	N/A	1.06%
AA.....	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AA AUD H.....	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AA CAD H.....	0.85%	0.10%	N/A	1.17%
AA GBP H.....	0.85%	0.10%	N/A	1.17%
AA HKD.....	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AA SGD H.....	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AJ.....	0.65%	0.10%	N/A	0.98%
AT.....	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AT AUD H.....	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AT CAD H.....	0.85%	0.10%	N/A	1.18%

**TABLE I**  
**FEE SCHEDULE (continued)**

**AB FCP I**

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
<b>Short Duration Bond Portfolio (continued)</b>				
Class				
AT EUR	0.85%	0.10%	N/A	1.12%
AT EUR H	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AT GBP H	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AT HKD	0.85%	0.10%	N/A	1.13%
AT NZD H	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AT SGD H	0.85%	0.10%	N/A	1.18%
AX	0.65%	0.10%	N/A	0.97%
C	1.25%	0.10%	N/A	1.58%
C2	1.25%	0.10%	N/A	1.59%
I	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2 EUR H	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
IT	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
N2	1.35%	0.10%	N/A	1.69%
NT	1.35%	0.10%	N/A	1.67%
S	N/A	0.01%(9)	N/A	0.10%
S1 2	0.25%	0.01%(9)	N/A	0.35%
S1 2 EUR	0.25%	0.01%(9)	N/A	0.35%
S1 EUR H	0.25%	0.01%(9)	N/A	0.35%
SIT	0.25%	0.01%(9)	N/A	0.35%
SA	N/A	0.01%(9)	N/A	0.10%
<b>Global High Yield Portfolio**</b>				
Class				
A	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
A EUR	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
A2	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
A2 CHF H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
A2 EUR	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
A2 EUR H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
A2 HKD	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
A2 PLN H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
A2 SGD	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
A2 SGD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AA	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AA AUD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AA CAD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AA EUR H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AA GBP H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AA HKD	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AA NZD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AA RMB H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AA SGD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AA ZAR H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AK	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AK EUR	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AK EUR H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AR EUR H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.62%
AT	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AT AUD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AT CAD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AT EUR	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AT EUR H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AT GBP H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AT HKD	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AT NZD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AT RMB H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AT SGD	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%
AT SGD H	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.63%

## AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
<b>Global High Yield Portfolio** (continued)</b>				
Class				
B	1.41%(1)	0.10%	1.00%	2.63%
B2	1.41%(1)	0.10%	1.00%	2.63%
BT	1.41%(1)	0.10%	1.00%	2.63%
BT AUD H(j)	1.41%(1)	0.10%	1.00%	2.63%
C	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.13%
C EUR	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.14%
C2	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.13%
C2 EUR	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.13%
C2 EUR H	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.13%
CT	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.13%
EA	1.41%(1)	0.10%	0.50%	2.13%
EA AUD H	1.41%(1)	0.10%	0.50%	2.13%
EA ZAR H	1.41%(1)	0.10%	0.50%	2.13%
I	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
I EUR	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.13%
I2	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
I2 AUD H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.13%
I2 CHF H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.16%
I2 EUR	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
I2 EUR H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.13%
I2 SGD	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.13%
I2 SGD H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.13%
IA AUD H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.13%
IQD	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.13%
IT	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.13%
IT AUD H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.13%
IT CAD H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.13%
IT EUR H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.13%
IT GBP H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.12%
IT HKD	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.13%
IT RMB H	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.13%
J	1.41%(1)	0.10%	1.00%	2.64%
N2	1.96%(4)	0.10%	N/A	2.18%
NT	1.96%(4)	0.10%	N/A	2.18%
S1	0.90%	0.01%(9)	N/A	0.94%
S1 EUR H	0.90%	0.01%(9)	N/A	0.94%
S1D	0.90%	0.01%(9)	N/A	0.93%
S1D2	0.90%	0.01%(9)	N/A	0.96%
S1L GBP H	0.90%	0.01%(9)	N/A	0.94%
SA	N/A	0.01%(9)	N/A	0.04%
SHK	N/A	0.01%(9)	N/A	0.04%
SK	0.65%	0.01%(9)	N/A	0.69%
W	0.75%(10)	0.10%	N/A	0.97%
W EUR	0.75%(10)	0.10%	N/A	0.98%
W2	0.75%(10)	0.10%	N/A	0.97%
W2 CHF H	0.75%(10)	0.10%	N/A	0.97%
W2 EUR H	0.75%(10)	0.10%	N/A	0.97%
WT	0.75%(10)	0.10%	N/A	0.97%
WT AUD H	0.75%(10)	0.10%	N/A	0.97%
WT CAD H	0.75%(10)	0.10%	N/A	0.97%
WT EUR H	0.75%(10)	0.10%	N/A	0.97%
WT GBP H	0.75%(10)	0.10%	N/A	0.97%
WT RMB H	0.75%(10)	0.10%	N/A	0.97%
<b>American Income Portfolio**</b>				
Class				
A	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A EUR	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2	1.10%	0.10%	N/A	1.32%

**TABLE I**  
**FEE SCHEDULE (continued)**

**AB FCP I**

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
<b>American Income Portfolio** (continued)</b>				
Class				
A2 CHF H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
A2 DUR PH .....	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
A2 EUR .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 EUR H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 HKD .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 PLN H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 SGD .....	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
A2 SGD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA AUD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA CAD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA DUR PH .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA EUR H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA GBP H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA HKD .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA JPY H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA NZD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA RMB H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA SGD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA ZAR H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AK .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AK EUR .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AK EUR H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AR EUR .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AR EUR H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AT .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT AUD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT CAD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT DUR PH .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT EUR .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT EUR H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT GBP H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT HKD .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT NZD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT RMB H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT SGD .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT SGD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
B .....	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
B2 .....	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
BT .....	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
C .....	1.55%	0.10%	N/A	1.77%
C EUR .....	1.55%	0.10%	N/A	1.78%
C2 .....	1.55%	0.10%	N/A	1.77%
C2 EUR .....	1.55%	0.10%	N/A	1.77%
C2 EUR H .....	1.55%	0.10%	N/A	1.78%
CT .....	1.55%	0.10%	N/A	1.77%
EA .....	1.10%	0.10%	0.50%	1.82%
EA AUD H .....	1.10%	0.10%	0.50%	1.82%
EA ZAR H .....	1.10%	0.10%	0.50%	1.82%
I .....	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I EUR .....	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
I2 .....	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 AUD H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 CHF H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 EUR .....	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 EUR H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 HKD .....	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 SGD H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IA .....	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IA AUD H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.77%

## AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
<b>American Income Portfolio** (continued)</b>				
Class				
IT .....	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT AUD H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IT CAD H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT EUR H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT GBP H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IT HKD .....	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IT JPY .....	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT JPY H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT NZD H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT RMB H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT SGD(j) .....	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
IT SGD H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
J .....	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
N2 .....	1.65%	0.10%	N/A	1.87%
NT .....	1.65%	0.10%	N/A	1.87%
S .....	N/A	0.01%(9)	N/A	0.04%
S1 .....	0.50%	0.01%(9)	N/A	0.54%
S1 EUR H .....	0.50%	0.01%(9)	N/A	0.52%
SID .....	0.50%	0.01%(9)	N/A	0.54%
SID2 .....	0.50%	0.01%(9)	N/A	0.54%
SA .....	N/A	0.01%(9)	N/A	0.04%
SHK(k) .....	N/A	0.01%(9)	N/A	0.04%
W .....	0.385%(11)	0.10%	N/A	0.60%
W2 .....	0.385%(11)	0.10%	N/A	0.60%
W2 CHF H .....	0.385%(11)	0.10%	N/A	0.60%
W2 EUR H .....	0.385%(11)	0.10%	N/A	0.60%
WT .....	0.385%(11)	0.10%	N/A	0.60%
WT AUD H .....	0.385%(11)	0.10%	N/A	0.60%
WT EUR H .....	0.385%(11)	0.10%	N/A	0.60%
WT GBP H .....	0.385%(11)	0.10%	N/A	0.60%
WT HKD .....	0.385%(11)	0.10%	N/A	0.60%
WT SGD H .....	0.385%(11)	0.10%	N/A	0.60%
<b>European Income Portfolio**</b>				
Class				
A .....	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
A USD .....	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
A2 .....	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
A2 CHF H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
A2 PLN H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
A2 USD .....	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
A2 USD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AA .....	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AA AUD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AA HKD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AA RMB H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AA SGD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AA USD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AK .....	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AR .....	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AT .....	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AT AUD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AT SGD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AT USD .....	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AT USD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
B USD .....	1.10%	0.10%	0.70%	2.05%
B2 .....	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
B2 USD .....	1.10%	0.10%	0.70%	2.05%
C .....	1.55%	0.10%	N/A	1.80%

**TABLE I**  
**FEE SCHEDULE (continued)**

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
<b>European Income Portfolio** (continued)</b>				
Class				
C USD .....	1.55%	0.10%	N/A	1.80%
C2 .....	1.55%	0.10%	N/A	1.80%
C2 USD .....	1.55%	0.10%	N/A	1.79%
C2 USD H .....	1.55%	0.10%	N/A	1.80%
CK .....	1.55%	0.10%	N/A	1.80%
CT USD H .....	1.55%	0.10%	N/A	1.80%
I .....	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
I USD .....	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
I2 .....	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
I2 AUD H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
I2 CHF H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
I2 USD .....	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
I2 USD H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
IA .....	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
IA HKD H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IA USD H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
IT .....	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
IT USD H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
NT USD H .....	1.65%	0.10%	N/A	1.90%
S1 .....	0.50%	0.01%(9)	N/A	0.59%
S1 USD .....	0.50%	0.01%(9)	N/A	0.57%
S1 USD H .....	0.50%	0.01%(9)	N/A	0.58%
S1D .....	0.50%	0.01%(9)	N/A	0.59%
SA USD H .....	N/A	0.01%(9)	N/A	0.08%
SHK .....	N/A	0.01%(9)	N/A	0.09%
W2 .....	0.385%(11)	0.10%	N/A	0.63%
W2 CHF H .....	0.385%(11)	0.10%	N/A	0.63%
W2 USD H .....	0.385%(11)	0.10%	N/A	0.63%
WA .....	0.385%(11)	0.10%	N/A	0.63%
WA USD H .....	0.385%(11)	0.10%	N/A	0.63%
WT .....	0.385%(11)	0.10%	N/A	0.63%
WT USD H .....	0.385%(11)	0.10%	N/A	0.63%
<b>Emerging Markets Debt Portfolio**</b>				
Class				
A .....	1.10%	0.05%	N/A	1.39%
A EUR .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
A2 .....	1.10%	0.05%	N/A	1.39%
A2 CHF H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.39%
A2 EUR .....	1.10%	0.05%	N/A	1.39%
A2 EUR H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.40%
A2 HKD .....	1.10%	0.05%	N/A	1.38%
A2 PLN H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.39%
A2 SGD H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.39%
AA .....	1.10%	0.05%	N/A	1.39%
AA AUD H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.39%
AA CAD H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.39%
AA EUR H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.38%
AA GBP H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.39%
AA HKD .....	1.10%	0.05%	N/A	1.38%
AA NZD H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.39%
AA ZAR H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.39%
AI .....	1.10%	0.05%	N/A	1.39%
AI AUD H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.40%
AR EUR .....	1.10%	0.05%	N/A	1.38%
AT .....	1.10%	0.05%	N/A	1.39%
AT AUD H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.39%
AT CAD H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.39%
AT EUR .....	1.10%	0.05%	N/A	1.39%

## AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
<b>Emerging Markets Debt Portfolio** (continued)</b>				
Class				
AT EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.39%
AT GBP H	1.10%	0.05%	N/A	1.40%
AT HKD	1.10%	0.05%	N/A	1.39%
AT NZD H	1.10%	0.05%	N/A	1.39%
AT SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.39%
BT	1.10%	0.05%	1.00%	2.39%
C	1.55%	0.05%	N/A	1.84%
C EUR	1.55%	0.05%	N/A	1.85%
C2	1.55%	0.05%	N/A	1.84%
C2 EUR	1.55%	0.05%	N/A	1.84%
C2 EUR H	1.55%	0.05%	N/A	1.82%
CT	1.55%	0.05%	N/A	1.83%
EA	1.10%	0.05%	0.50%	1.89%
EA AUD H	1.10%	0.05%	0.50%	1.90%
EA ZAR H	1.10%	0.05%	0.50%	1.90%
EI	1.10%	0.05%	0.50%	1.88%
EI AUD H	1.10%	0.05%	0.50%	1.90%
I	0.55%	0.05%	N/A	0.84%
I2	0.55%	0.05%	N/A	0.83%
I2 AUD H(g)	0.55%	0.05%	N/A	0.76%
I2 CHF H	0.55%	0.05%	N/A	0.82%
I2 EUR	0.55%	0.05%	N/A	0.85%
I2 EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.81%
IT AUD H	0.55%	0.05%	N/A	0.82%
IT EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.86%
N2	1.65%	0.05%	N/A	1.94%
NT	1.65%	0.05%	N/A	1.94%
S	N/A	0.01%(9)	N/A	0.15%
S1 2	0.55%	0.01%(9)	N/A	0.69%
S1 EUR H	0.55%	0.01%(9)	N/A	0.67%
S1 GBP H	0.55%	0.01%(9)	N/A	0.67%
S1L	0.55%	0.01%(9)	N/A	0.70%
SA	N/A	0.01%(9)	N/A	0.15%
<b>Mortgage Income Portfolio</b>				
Class				
A	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
A2	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
A2 EUR	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
A2 EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
A2 HKD	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
A2X	1.05%(5)	0.05%	N/A	1.25%
A2X EUR	1.05%(5)	0.05%	N/A	1.25%
AA	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA HKD	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA RMB H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.28%
AA ZAR H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AR EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AT	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AT AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AT EUR	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AT EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.40%
AT GBP H	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
AT HKD	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AT SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AX	1.05%(5)	0.05%	N/A	1.25%
AX EUR	1.05%(5)	0.05%	N/A	1.25%

**TABLE I**  
**FEE SCHEDULE (continued)**

**AB FCP I**

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
<b>Mortgage Income Portfolio (continued)</b>				
Class				
BX	1.05%(5)	0.05%	0.45%	1.70%
BX EUR	1.05%(5)	0.05%	0.45%	1.70%
C	1.55%	0.05%	N/A	1.77%
C2	1.55%	0.05%	N/A	1.77%
C2 EUR	1.55%	0.05%	N/A	1.74%
CX	1.50%(6)	0.05%	N/A	1.70%
I	0.55%	0.05%	N/A	0.77%
I EUR	0.55%	0.05%	N/A	0.78%
I2	0.55%	0.05%	N/A	0.77%
I2 EUR	0.55%	0.05%	N/A	0.77%
I2 EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.78%
IT EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.75%
IX	0.50%(7)	0.05%	N/A	0.70%
N2	1.65%	0.05%	N/A	1.88%
NT	1.65%	0.05%	N/A	1.87%
S	N/A	0.01%(9)	N/A	0.10%
S1	0.50%	0.01%(9)	N/A	0.59%
S1 AUD H	0.50%	0.01%(9)	N/A	0.60%
S1 EUR H	0.50%	0.01%(9)	N/A	0.62%
SIL	0.50%	0.01%(9)	N/A	0.60%
SA	N/A	0.01%(9)	N/A	0.10%

\* Unaudited. Annualized rates. The TER calculation follows the guidelines as outlined by SFAMA 16 May 2008.

\*\* For the Total Expense Ratio calculation of the Portfolios the total net assets of the underlying funds managed by the Investment Manager are removed from the computation of the net management fee, Management Company fee and taxe d'abonnement of the Portfolio to avoid duplicated fees.

- (a) Last official NAV calculated on May 16, 2025. See Note A.  
 (b) Share class liquidated on May 12, 2025.  
 (c) Share class liquidated on May 7, 2025.  
 (d) Last official NAV calculated on November 19, 2024. See Note A.  
 (e) Share class liquidated on November 14, 2024.  
 (f) Share class liquidated on October 21, 2024.  
 (g) Share class liquidated on October 29, 2024.  
 (h) Share class liquidated on October 16, 2024.  
 (i) Share class liquidated on March 26, 2025.  
 (j) Share class liquidated on July 7, 2025.  
 (k) Share class liquidated on May 16, 2025.

Management Fees for the period are reflected at their effective rate as determined by the following:

- Up to 1.45% up to \$15,000,000,000 and up to 1.25% on the excess of \$15,000,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- Up to 1.95% up to \$15,000,000,000 and up to 1.75% on the excess of \$15,000,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- Up to 0.95% up to \$15,000,000,000 and up to 0.75% on the excess of \$15,000,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- Up to 2.00% up to \$15,000,000,000 and up to 1.85% on the excess of \$15,000,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- 1.05% up to \$100,000,000, 1.00% on the next \$100,000,000 and 0.95% on the excess of \$200,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- 1.50% up to \$100,000,000, 1.45% on the next \$100,000,000 and 1.40% on the excess of \$200,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- 0.50% up to \$100,000,000, 0.45% on the next \$100,000,000 and 0.40% on the excess of \$200,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- Changed during the year from 0.90% to 0.75%, effective as of March 1, 2025.

*AB FCP I*

---

**Management Company Fees**

(9) Annual fee equal to the lesser of \$50,000 or 0.01% of average daily NAV.

**Maximum Management Fee as disclosed in the prospectus of the Fund**

(10) Up to 1.15%

(11) Up to 0.55%

**TABLE 2**  
**PORTFOLIO TURNOVER**

**AB FCP I**

<b>AB FCP I -</b>	<b>Turnover*</b>
Emerging Markets Growth Portfolio .....	74.06%
Asia Ex-Japan Equity Portfolio .....	90.44%
Short Duration Bond Portfolio .....	139.08%
Global High Yield Portfolio .....	43.97%
American Income Portfolio .....	46.90%
European Income Portfolio .....	69.05%
Emerging Markets Debt Portfolio .....	88.45%
Mortgage Income Portfolio .....	25.35%

\* Unaudited. Calculated in accordance with AICPA guidelines. Average market value of securities for the year is calculated based on month end valuation.

154

[次へ](#)

**PORTFOLIO OF INVESTMENTS**  
August 31, 2025

**AB FCP I**  
**Short Duration Bond Portfolio**

		Rate	Date	Principal (000)	Value (USD)	Net Assets %
<b>TRANSFERABLE SECURITIES QUOTED ON A STOCK EXCHANGE OR DEALT IN ON ANOTHER REGULATED MARKET</b>						
<b>GOVERNMENTS - TREASURIES</b>						
<b>CANADA</b>						
	Canadian Government Bond, Series WL43	5.75%	06/01/2029	CAD 2,883	\$ 2,316,836	0.5%
<b>CHINA</b>						
	China Government Bond, Series INBK	2.75%	06/15/2029	CNY 6,590	965,116	0.2
<b>FINLAND</b>						
	Finland Government Bond, Series 6Y	2.50%	04/15/2030	EUR 1,960	2,300,006	0.5
<b>FRANCE</b>						
	French Republic Government Bond OAT, Series OAT	5.50%	04/25/2029	3,353	4,333,614	1.0
<b>GERMANY</b>						
	Bundesrepublik Deutschland Bundesanleihe	6.25%	01/04/2030	6,546	8,945,586	2.0
<b>HUNGARY</b>						
	Hungary Government Bond, Series 28/A	6.75%	10/22/2028	HUF 2,045,330	6,081,899	1.4
<b>INDONESIA</b>						
	Indonesia Treasury Bond, Series 101	6.88%	04/15/2029	IDR 20,075,000	1,265,713	0.3
<b>JAPAN</b>						
	Japan Government Twenty Year Bond, Series 86	2.30%	03/20/2026	JPY 3,540,300	24,316,545	5.5
	Japan Government Twenty Year Bond, Series 88	2.30%	06/20/2026	4,180,050	28,814,516	6.5
	Japan Government Twenty Year Bond, Series 95	2.30%	06/20/2027	3,362,550	23,477,835	5.3
	Japan Government Twenty Year Bond, Series 97	2.20%	09/20/2027	1,438,500	10,050,557	2.3
					86,659,453	19.6
<b>MALAYSIA</b>						
	Malaysia Government Bond, Series 0219	3.89%	08/15/2029	MYR 4,296	1,046,668	0.2
	Malaysia Government Bond, Series 0417	3.90%	11/16/2027	6,482	1,563,428	0.3
					2,610,096	0.5
<b>MEXICO</b>						
	Mexican Bond, Series M	8.50%	03/01/2029	MXN 35,662	1,925,642	0.4
	Mexican Bond, Series M	8.50%	05/31/2029	60,156	3,249,248	0.7
	Mexican Bond, Series M	8.50%	02/28/2030	44,719	2,407,961	0.5
					7,582,851	1.6
<b>NEW ZEALAND</b>						
	New Zealand Government Bond, Series 0427	4.50%	04/15/2027	NZD 7,020	4,241,110	1.0
<b>POLAND</b>						
	Republic of Poland Government Bond, Series 0730	4.50%	07/25/2030	PLN 18,359	4,937,159	1.1
<b>UNITED KINGDOM</b>						
	United Kingdom Gilt	4.13%	07/22/2029	GBP 17,236	23,373,861	5.2
<b>UNITED STATES</b>						
	U.S. Treasury Bonds	6.13%	11/15/2027	USD 34,349	36,112,279	8.1
	U.S. Treasury Notes	4.13%	07/31/2028	25,431	25,799,653	5.8
	U.S. Treasury Notes	4.25%	01/15/2028	37,673	38,213,178	8.6
	U.S. Treasury Notes	4.63%	11/15/2026	16,845	17,002,162	3.8
	U.S. Treasury Notes	4.63%	06/15/2027	22,144	22,504,807	5.1
					139,632,079	31.4
					295,245,379	66.3
<b>CORPORATES - INVESTMENT GRADE</b>						
<b>FINANCIAL INSTITUTIONS</b>						
<b>BANKING</b>						
	ABN AMRO Bank NV(a)	6.14%	09/18/2027	900	910,425	0.2
	ABN AMRO Bank NV, Series E	5.25%	05/26/2026	GBP 600	815,919	0.2
	Banque Federative du Credit Mutuel SA	5.13%	05/24/2027	AUD 1,000	664,234	0.2
	Banque Federative du Credit Mutuel SA(a)	5.49%	01/23/2027	USD 550	553,283	0.1
	Barclays PLC	7.09%	11/06/2029	GBP 297	426,516	0.1
	BNP Paribas SA, Series E	6.00%	08/18/2029	1,200	1,678,177	0.4
	BPCE SA	4.50%	04/26/2028	AUD 200	130,029	0.0
	Citigroup, Inc.	1.75%	10/23/2026	GBP 1,301	1,703,892	0.4
	Credit Agricole SA	5.75%	11/29/2027	1,200	1,641,249	0.4
	Danske Bank A/S	6.26%	09/22/2026	USD 1,781	1,782,013	0.4
	Deutsche Bank AG, Series E	2.63%	08/13/2028	EUR 500	584,047	0.1
	DNB Bank ASA, Series E	4.00%	08/17/2027	GBP 1,455	1,958,485	0.4
	Goldman Sachs Group, Inc. (The), Series G	7.25%	04/10/2028	1,266	1,822,054	0.4
	ING Groep NV, Series E	4.88%	11/14/2027	EUR 1,600	1,924,933	0.4
	Lloyds Banking Group PLC(a)	5.95%	01/05/2028	USD 1,360	1,374,876	0.3
	Morgan Stanley	4.66%	03/02/2029	EUR 1,610	1,967,856	0.4
	Nationwide Building Society, Series E	4.00%	03/18/2028	159	190,239	0.0
	NatWest Markets PLC, Series E	6.63%	06/22/2026	GBP 1,047	1,439,719	0.3
	Royal Bank of Canada/Toronto	5.70%	10/04/2028	AUD 200	136,240	0.0

**AB FCP I**  
**Short Duration Bond Portfolio**

	Rate	Date	Principal (000)	Value (USD)	Net Assets %
Standard Chartered PLC .....	6.17%	01/09/2027	USD 257	\$ 258,395	0.1%
Svenska Handelsbanken AB .....	5.00%	03/02/2028	AUD 2,640	1,767,580	0.4
Visa, Inc. ....	2.25%	05/15/2028	EUR 996	1,160,347	0.3
				<u>24,890,508</u>	<u>5.5</u>
<b>BROKERAGE</b>					
Charles Schwab Corp. (The)(a) .....	4.89%	05/13/2026	USD 1,763	1,764,460	0.4
Nomura Holdings, Inc. ....	5.71%	01/09/2026	1,521	1,526,844	0.3
				<u>3,291,304</u>	<u>0.7</u>
<b>INSURANCE</b>					
Athene Global Funding .....	2.55%	11/19/2030	145	130,534	0.0
Athene Global Funding .....	5.15%	07/28/2027	GBP 1,000	1,362,554	0.3
Athene Global Funding .....	5.38%	01/07/2030	USD 245	252,076	0.1
Berkshire Hathaway Finance Corp. ....	1.50%	03/18/2030	EUR 1,604	1,790,418	0.4
Clubb INA Holdings LLC .....	2.50%	08/05/2030	CNH 8,000	1,120,805	0.3
Cloverie PLC for Zurich Insurance Co., Ltd. ....	1.50%	12/15/2028	EUR 1,580	1,781,109	0.4
Metropolitan Life Global Funding I .....	4.00%	07/13/2027	AUD 900	588,167	0.1
Metropolitan Life Global Funding I, Series G .....	3.25%	03/31/2030	EUR 556	658,598	0.2
New York Life Global Funding(a) .....	4.84%	06/09/2026	USD 2,083	2,085,894	0.5
				<u>9,770,155</u>	<u>2.3</u>
				<u>37,951,967</u>	<u>8.5</u>
<b>INDUSTRIAL</b>					
<b>BASIC</b>					
Anglo American Capital PLC, Series E .....	4.50%	09/15/2028	EUR 643	791,749	0.2
<b>CAPITAL GOODS</b>					
CNH Industrial Capital LLC .....	4.75%	03/21/2028	USD 585	591,578	0.1
John Deere Financial Ltd. ....	5.05%	06/28/2029	AUD 1,060	712,805	0.2
				<u>1,304,383</u>	<u>0.3</u>
<b>COMMUNICATIONS - MEDIA</b>					
Netflix, Inc. ....	3.63%	05/15/2027	EUR 1,605	1,915,546	0.4
<b>COMMUNICATIONS - TELECOMMUNICATIONS</b>					
AT&T, Inc. ....	4.60%	09/19/2028	AUD 2,050	1,352,120	0.3
Bell Telephone Co. of Canada or Bell Canada .....	5.15%	11/14/2028	CAD 853	649,947	0.2
TELUS Corp. ....	4.80%	12/15/2028	844	638,739	0.1
Verizon Communications, Inc. ....	4.50%	08/17/2027	AUD 390	257,409	0.1
				<u>2,898,215</u>	<u>0.7</u>
<b>CONSUMER CYCLICAL - AUTOMOTIVE</b>					
Ford Motor Credit Co. LLC .....	5.80%	03/05/2027	USD 1,335	1,345,874	0.3
Hyundai Capital America .....	5.95%	09/21/2026	1,600	1,624,985	0.4
				<u>2,970,859</u>	<u>0.7</u>
<b>CONSUMER NON-CYCLICAL</b>					
Amgen, Inc. ....	5.50%	12/07/2026	GBP 800	1,093,441	0.2
Anheuser-Busch InBev Worldwide, Inc. ....	4.10%	09/06/2027	AUD 2,700	1,772,690	0.4
AstraZeneca PLC, Series E .....	3.63%	03/03/2027	EUR 606	722,260	0.2
Becton Dickinson & Co. ....	4.69%	02/13/2028	USD 1,279	1,295,331	0.3
CVS Health Corp. ....	3.63%	04/01/2027	1,321	1,308,175	0.3
General Mills, Inc. ....	3.91%	04/13/2029	EUR 1,100	1,329,781	0.3
Johnson & Johnson .....	2.70%	02/26/2029	1,494	1,761,161	0.4
Keurig Dr. Pepper, Inc.(a) .....	5.24%	03/15/2027	USD 1,367	1,370,491	0.3
Nestle Capital Corp. ....	4.60%	04/04/2029	AUD 2,650	1,766,133	0.4
				<u>12,419,463</u>	<u>2.8</u>
<b>ENERGY</b>					
BP Capital Markets PLC .....	4.75%	08/28/2029	2,420	1,610,541	0.4
Eni SpA, Series E .....	1.13%	09/19/2028	EUR 1,199	1,342,233	0.3
				<u>2,952,774</u>	<u>0.7</u>
<b>SERVICES</b>					
Alibaba Group Holding Ltd. ....	2.80%	11/28/2029	CNH 7,340	1,049,459	0.2
Fiserv Funding ULC .....	2.88%	06/15/2028	EUR 367	431,285	0.1
				<u>1,480,744</u>	<u>0.3</u>
<b>TECHNOLOGY</b>					
Alphabet, Inc. ....	2.50%	05/06/2029	478	558,796	0.1
Baidu, Inc. ....	2.70%	03/12/2030	CNH 7,320	1,044,094	0.2
Honeywell International, Inc., Series 4Y .....	3.50%	05/17/2027	EUR 1,580	1,881,970	0.4
				<u>3,484,860</u>	<u>0.7</u>
<b>TRANSPORTATION - RAILROADS</b>					
Guangzhou Metro Investment Finance BVI Ltd., Series E .....	2.15%	08/19/2028	CNH 8,000	1,118,850	0.3
				<u>31,337,443</u>	<u>7.1</u>

## PORTFOLIO OF INVESTMENTS (continued)

AB FCP I  
Short Duration Bond Portfolio

	Rate	Date	Principal (000)	Value (USD)	Net Assets %
<b>UTILITY</b>					
<b>ELECTRIC</b>					
Electricite de France SA .....	5.70%	05/23/2028	USD 1,249	\$ 1,291,053	0.3%
Enel Finance International NV .....	7.05%	10/14/2025	1,428	1,431,451	0.3
Engie SA, Series E .....	0.38%	10/26/2029	EUR 500	530,210	0.1
Engie SA, Series E .....	1.38%	02/28/2029	300	336,125	0.1
SP Distribution PLC .....	5.88%	07/17/2026	961	1,312,894	0.3
SSE PLC, Series E .....	8.38%	11/20/2028	870	1,303,189	0.3
				<u>6,204,922</u>	<u>1.4</u>
<b>NATURAL GAS</b>					
Cadent Finance PLC, Series E .....	2.13%	09/22/2028	1,069	1,341,269	0.3
Centrica PLC, Series E .....	4.38%	03/13/2029	995	1,332,150	0.3
National Grid North America, Inc., Series E .....	4.15%	09/12/2027	EUR 1,190	1,434,683	0.3
				<u>4,108,102</u>	<u>0.9</u>
<b>OTHER UTILITY</b>					
Suez SACA, Series E .....	4.63%	11/03/2028	1,200	1,478,147	0.3
				<u>11,791,171</u>	<u>2.6</u>
				<u>81,080,581</u>	<u>18.2</u>
<b>COVERED BONDS</b>					
Bank of Nova Scotia (The), Series E .....	3.25%	01/18/2028	1,850	2,212,780	0.5
BPCE SFH SA .....	3.13%	01/24/2028	2,100	2,505,108	0.5
Commonwealth Bank of Australia .....	3.77%	08/31/2027	1,844	2,223,463	0.5
Credit Agricole Home Loan SFH SA .....	2.75%	01/12/2028	1,900	2,245,448	0.5
Credit Mutuel Home Loan SFH SA, Series E .....	3.25%	10/31/2029	300	360,474	0.1
National Australia Bank Ltd .....	0.01%	01/06/2029	2,046	2,203,061	0.5
Nationwide Building Society .....	3.63%	03/15/2028	1,977	2,385,795	0.5
Santander UK PLC, Series E .....	3.00%	03/12/2029	1,850	2,199,874	0.5
Shinhan Bank Co., Ltd. ....	3.32%	01/29/2027	1,885	2,252,582	0.5
Societe Generale SFH SA, Series E .....	3.38%	07/31/2030	800	964,962	0.2
UBS Switzerland AG, Series E .....	2.58%	09/23/2027	1,800	2,117,095	0.5
Westpac Banking Corp., Series E .....	3.11%	11/23/2027	1,781	2,120,064	0.5
				<u>23,770,706</u>	<u>5.3</u>
<b>MORTGAGE PASS-THROUGHS</b>					
<b>AGENCY FIXED RATE 30-YEAR</b>					
Federal National Mortgage Association, Series 2001 .....	7.00%	09/01/2031	USD 0*	489	0.0
Government National Mortgage Association, Series 2025, TBA ..	3.00%	09/01/2055	190	168,687	0.1
Government National Mortgage Association, Series 2025, TBA ..	5.00%	09/01/2055	14,060	13,910,410	3.1
Government National Mortgage Association, Series 2025, TBA ..	5.50%	09/01/2055	5,868	5,911,231	1.3
Uniform Mortgage-Backed Security, Series 2025, TBA .....	5.50%	09/01/2055	2,193	2,205,850	0.5
				<u>22,195,667</u>	<u>5.0</u>
<b>SUPRANATIONALS</b>					
European Union, Series UFA .....	2.63%	07/04/2028	EUR 7,454	8,826,117	2.0
<b>COLLATERALIZED MORTGAGE OBLIGATIONS</b>					
<b>NON-AGENCY FIXED RATE</b>					
Angel Oak Mortgage Trust, Series 2025-4, Class A1 .....	5.86%	04/25/2070	USD 932	943,911	0.2
BRAVO Residential Funding Trust, Series 2025-NQM4, Class A1 .....	5.61%	02/25/2065	461	464,365	0.1
OBX Trust .....					
Series 2025-NQM7, Class A1 .....	5.56%	05/25/2055	938	946,291	0.2
Series 2025-NQM8, Class A1 .....	5.47%	03/25/2065	939	947,000	0.2
Venus Securitization Trust, Series 2025-4, Class A1 .....	5.45%	05/25/2070	962	968,847	0.2
				<u>4,270,414</u>	<u>0.9</u>
<b>RISK SHARE FLOATING RATE</b>					
Connecticut Avenue Securities Trust .....					
Series 2021-R01, Class 1M2(a) .....	5.90%	10/25/2041	47	47,190	0.0
Series 2021-R03, Class 1M1(a) .....	5.20%	12/25/2041	83	82,501	0.0
Series 2022-R08, Class 1M1(a) .....	6.90%	07/25/2042	132	134,551	0.0
Series 2024-R04, Class 1M1(a) .....	5.45%	05/25/2044	287	287,471	0.1
Series 2025-R04, Class 1A1(a) .....	5.35%	05/25/2045	238	238,496	0.1
Series 2025-R04, Class 1M1(a) .....	5.55%	05/25/2045	394	394,976	0.1
Federal Home Loan Mortgage Corp. Structured Agency Credit Risk Debt Notes .....					
Series 2021-DNA5, Class M2(a) .....	6.00%	01/25/2034	96	96,742	0.0
Series 2021-DNA6, Class M2(a) .....	5.85%	10/25/2041	712	714,866	0.2
Series 2021-HQA4, Class M1(a) .....	5.30%	12/25/2041	449	449,154	0.1
Federal National Mortgage Association Connecticut Avenue Securities, Series 2016-C02, Class 1M2(a) .....	10.46%	09/25/2028	56	57,184	0.0
				<u>2,503,131</u>	<u>0.6</u>
				<u>6,773,545</u>	<u>1.5</u>

**AB FCP I**  
**Short Duration Bond Portfolio**

	Rate	Date	Principal (000)	Value (USD)	Net Assets %	
<b>INFLATION-LINKED SECURITIES</b>						
<b>UNITED STATES</b>						
U.S. Treasury Inflation Index .....	0.13%	07/15/2030	USD	4,664 \$	4,454,441	1.0%
<b>COLLATERALIZED LOAN OBLIGATIONS</b>						
<b>CLO - FLOATING RATE</b>						
AGL CLO 12 Ltd., Series 2021-12A, Class A1(a) .....	5.75%	07/20/2034		1,646	1,648,704	0.4
Bain Capital Credit CLO Ltd., Series 2021-4A, Class A1R(a) .....	5.53%	10/20/2034		1,144	1,145,169	0.2
					2,793,873	0.6
<b>GOVERNMENTS - SOVEREIGN BONDS</b>						
<b>MEXICO</b>						
Eagle Funding Luxco SARL .....	5.50%	08/17/2030		932	945,570	0.2
<b>SAUDI ARABIA</b>						
Saudi Government International Bond .....	5.13%	01/13/2028		1,045	1,065,900	0.3
					2,011,470	0.5
<b>GOVERNMENTS - SOVEREIGN AGENCIES</b>						
<b>FRANCE</b>						
Societe Nationale SNCF SACA .....	3.13%	11/02/2027	EUR	800	952,668	0.2
<b>JAPAN</b>						
Development Bank of Japan, Inc., Series G .....	3.50%	09/13/2027		856	1,026,370	0.3
					1,979,038	0.5
<b>QUASI-SOVEREIGNS</b>						
<b>QUASI-SOVEREIGN BONDS</b>						
<b>SOUTH KOREA</b>						
Korea National Oil Corp. ....	4.75%	04/03/2026	USD	1,381	1,384,936	0.3
<b>LOCAL GOVERNMENTS - PROVINCIAL BONDS</b>						
<b>CANADA</b>						
Province of British Columbia Canada .....	2.50%	02/26/2027	AUD	1,461	935,910	0.2
<b>CORPORATES - NON-INVESTMENT GRADE</b>						
<b>INDUSTRIAL</b>						
<b>CONSUMER CYCLICAL - RETAILERS</b>						
VP Corp., Series E .....	4.13%	03/07/2026	EUR	542	634,781	0.1
					452,087,444	101.5
<b>OTHER TRANSFERABLE SECURITIES</b>						
<b>MORTGAGE PASS-THROUGHS</b>						
<b>AGENCY FIXED RATE 30-YEAR</b>						
Federal National Mortgage Association, Series 1999 .....	7.00%	09/01/2029	USD	0*	137	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 1999 .....	7.00%	10/01/2029		1	715	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 1999 .....	7.00%	10/01/2029		0*	33	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2000 .....	7.00%	12/01/2030		1	561	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001 .....	7.00%	09/01/2031		2	2,084	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001 .....	7.00%	09/01/2031		1	895	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001 .....	7.00%	09/01/2031		0*	133	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001 .....	7.00%	09/01/2031		0*	52	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001 .....	7.00%	11/01/2031		2	2,164	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001 .....	7.00%	12/01/2031		2	1,900	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001 .....	7.00%	12/01/2031		1	1,284	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001 .....	7.00%	12/01/2031		0*	312	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001 .....	7.00%	01/01/2032		1	699	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2002 .....	7.00%	02/01/2032		1	743	0.0
					11,712	0.0
<b>Total Investments</b>				\$	452,099,156	101.5%
(cost \$447,546,314) .....						
<b>Time Deposits</b>						
ANZ, Hong Kong(b) .....	2.29%	-			141,311	0.0
BBH, New York(b) .....	2.65%	-			44,488	0.0
HSE/C, London(b) .....	2.92%	-			44,650	0.0
HSE/C, Paris(b) .....	0.88%	-			231,444	0.1
JPMorgan Chase, New York(b) .....	3.68%	-			4,505,150	1.0
Scotiabank, Toronto(b) .....	1.58%	-			44,920	0.0
SEB, Stockholm(b) .....	(0.27)%	-			850	0.0
<b>Total Time Deposits</b>					5,012,813	1.1
<b>Other assets less liabilities</b>					(11,837,072)	(2.6)
<b>Net Assets</b>				\$	445,274,897	100.0%

## PORTFOLIO OF INVESTMENTS (continued)

AB FCP I  
Short Duration Bond Portfolio

## FUTURES

Description	Expiration Date	Number of Contracts	Original Value	Market Value	Unrealized Appreciation (Depreciation)
<b>Long</b>					
Euro-BOBL Futures	09/08/2025	64	\$ 8,788,254	\$ 8,794,653	\$ 6,399
Korea 3 Yr Bond Futures	09/16/2025	40	3,087,214	3,088,365	1,151
U.S. T-Note 2 Yr (CBT) Futures	12/31/2025	22	4,584,641	4,587,859	3,219
<b>Short</b>					
Australian 3 Yr Bond Futures	09/15/2025	113	7,945,494	7,937,109	8,385
U.S. 10 Yr Ultra Futures	12/19/2025	23	2,623,375	2,631,344	(7,969)
U.S. Long Bond (CBT) Futures	12/19/2025	33	3,768,367	3,770,250	(1,883)
U.S. T-Note 5 Yr (CBT) Futures	12/31/2025	67	7,286,774	7,334,406	(47,633)
					\$ (38,331)
				Appreciation	\$ 19,154
				Depreciation	\$ (57,485)

## FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS

Counterparty	Contracts to Deliver (000)	In Exchange For (000)	Settlement Date	Unrealized Appreciation (Depreciation)
Barclays Bank PLC	JPY 12,785,381	USD 86,995	09/12/2025	\$ (93,148)
Brown Brothers Harriman & Co.	NZD 7,283	USD 4,310	09/11/2025	12,644
Brown Brothers Harriman & Co.+	EUR 100	USD 115	09/02/2025	(1,129)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 114	EUR 99	09/02/2025	2,152
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 0**	EUR 0**	09/02/2025	0***
Brown Brothers Harriman & Co.+	AUD 531	USD 343	09/08/2025	(4,989)
Brown Brothers Harriman & Co.+	CAD 39	USD 29	09/08/2025	2
Brown Brothers Harriman & Co.+	CAD 79	USD 57	09/08/2025	(329)
Brown Brothers Harriman & Co.+	EUR 86	USD 100	09/08/2025	133
Brown Brothers Harriman & Co.+	EUR 306	USD 357	09/08/2025	(1,577)
Brown Brothers Harriman & Co.+	GBP 49	USD 65	09/08/2025	(939)
Brown Brothers Harriman & Co.+	NZD 31	USD 19	09/08/2025	100
Brown Brothers Harriman & Co.+	NZD 15	USD 9	09/08/2025	(110)
Brown Brothers Harriman & Co.+	SGD 4	USD 3	09/08/2025	0***
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 9,452	AUD 14,527	09/08/2025	56,323
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 0**	AUD 0**	09/08/2025	0***
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 16	CAD 22	09/08/2025	75
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 3,776	CAD 5,184	09/08/2025	(591)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 24,534	EUR 21,060	09/08/2025	113,062
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 3	EUR 3	09/08/2025	(8)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 3,168	GBP 2,377	09/08/2025	45,267
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 0**	NZD 1	09/08/2025	2
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 1,491	NZD 2,510	09/08/2025	(9,558)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 443	SGD 568	09/08/2025	86
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 3	SGD 4	09/08/2025	(1)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 2	EUR 1	09/15/2025	7
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 112	EUR 95	09/15/2025	(140)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD 113	EUR 98	09/29/2025	1,091
Citibank NA	USD 842	KRW 1,150,937	10/14/2025	(10,939)
Goldman Sachs International	MYR 11,095	USD 2,622	09/17/2025	8,806
HSEC Bank USA	EUR 56,080	USD 65,565	09/11/2025	(77,669)
HSEC Bank USA	GBP 31,949	USD 43,076	09/12/2025	(110,177)
HSEC Bank USA	PLN 18,110	USD 4,974	09/12/2025	4,725
HSEC Bank USA	USD 4,129	CNH 29,636	09/12/2025	35,557
HSEC Bank USA	CNH 67,184	USD 9,360	10/16/2025	(108,215)
JPMorgan Chase Bank NA	CAD 5,398	USD 3,898	09/12/2025	(33,808)
Merrill Lynch, Pierce, Penner & Smith, Inc.	EUR 7,890	USD 9,164	09/11/2025	(70,750)
Merrill Lynch, Pierce, Penner & Smith, Inc.	HUF 1,645,397	USD 4,751	09/17/2025	(101,573)
Morgan Stanley Capital Services LLC	AUD 22,798	USD 14,777	09/11/2025	(145,308)
Morgan Stanley Capital Services LLC	MXN 232,446	USD 12,305	09/11/2025	(138,323)
Morgan Stanley Capital Services LLC	USD 2,918	AUD 4,544	09/11/2025	56,026
Morgan Stanley Capital Services LLC	USD 387	COP 1,568,740	09/17/2025	2,647
				\$ (570,576)
			Appreciation	\$ 338,705
			Depreciation	\$ (909,281)

+ Used for portfolio or share class hedging purposes.

**AB FCP I**  
**Short Duration Bond Portfolio**

CENTRALLY CLEARED INTEREST RATE SWAPS

Clearing Broker(Exchange)	Notional Amount (#00)	Termination Date	Rate Type		Unrealized Appreciation (Depreciation)
			Payments Made By the Fund	Payments Received By the Fund	
Citigroup Global Markets, Inc./(LCH Group)	CNY 60,210	03/20/2030	China 7-Day Reverse Repo Rate	1.650%	\$ 11,264
Citigroup Global Markets, Inc./(LCH Group)	CNY 32,406	04/03/2030	China 7-Day Reverse Repo Rate	1.591%	(4,583)
Citigroup Global Markets, Inc./(LCH Group)	CNY 30,004	04/03/2030	China 7-Day Reverse Repo Rate	1.583%	(5,732)
Total					\$ 949
				Appreciation	\$ 11,264
				Depreciation	\$ (10,315)

\* Principal amount less than 500.

\*\* Contract amount less than 500.

\*\*\* Amount less than 0.50.

(a) Floating Rate Security. Stated interest rate was in effect at August 29, 2025.

(b) Overnight deposit.

Currency Abbreviations:

AUD - Australian Dollar  
 CAD - Canadian Dollar  
 CNH - Chinese Yuan Renminbi (Offshore)  
 CNY - Chinese Yuan Renminbi  
 COP - Colombian Peso  
 EUR - Euro  
 GBP - Great British Pound  
 HUF - Hungarian Forint  
 IDR - Indonesian Rupiah  
 JPY - Japanese Yen  
 KRW - South Korean Won  
 MXN - Mexican Peso  
 MYR - Malaysian Ringgit  
 NZD - New Zealand Dollar  
 PLN - Polish Zloty  
 SGD - Singapore Dollar  
 USD - United States Dollar

Glossary:

BOBL - Bundesobligationen  
 CBT - Chicago Board of Trade  
 CLO - Collateralized Loan Obligations  
 LCH - London Clearing House  
 OAT - Obligations Assimilables du Trésor  
 TBA - To Be Announced

See notes to financial statements.

( 2 ) 【2024年 8 月31日終了年度】

## 【貸借対照表】

## アライアンス・バーンスタイン

## 資産・負債計算書

2024年 8 月31日現在

	ショート・デュレーション・ ボンド・ポートフォリオ	
	(米ドル)	(千円)
<b>資 産</b>		
投資有価証券 - 時価	457,619,445	71,644,900
未収配当金および未収利息	4,827,826	755,844
定期預金	10,454,374	1,636,737
ファンド証券売却未収金	1,174,553	183,888
スワップ契約の前払プレミアム	0	0
先物為替予約未実現評価益	1,493,549	233,830
スワップ未実現評価益	0	0
スワップに係る未収利息	866	136
保管受託銀行およびブローカー預託金	1,371,143	214,666
金融先物契約未実現評価益	87,678	13,727
投資有価証券売却未収金	0	0
貸付証券収益の未収金	0	0
その他未収金	0	0
	<u>477,029,434</u>	<u>74,683,728</u>
<b>負 債</b>		
保管受託銀行およびブローカーへの未払金	676,086	105,848
投資有価証券購入未払金	20,059,188	3,140,466
未払分配金	589,234	92,250
先物為替予約未実現評価損	1,362,753	213,353
スワップに係る未払利息	297	46
ファンド証券買戻未払金	580,537	90,889
金融先物契約未実現評価損	94,378	14,776
スワップ未実現評価損	9,812	1,536
スワップ契約の前受プレミアム	0	0
未払費用その他債務	489,962	76,708
	<u>23,862,247</u>	<u>3,735,873</u>
<b>純資産</b>	<u>453,167,187</u>	<u>70,947,855</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

## 【損益計算書】

アライアンス・バーンスタイン  
運用および純資産変動計算書  
2024年8月31日に終了した年度

	ショート・デュレーション・ ボンド・ポートフォリオ	
	(米ドル)	(千円)
投資収益		
利息	20,277,825	3,174,696
スワップ収益	604,464	94,635
配当金、純額	0	0
貸付証券収益、純額	0	0
	<u>20,882,289</u>	<u>3,269,331</u>
費用		
管理報酬	2,626,945	411,275
スワップに係る費用	613,042	95,978
管理会社報酬	358,296	56,095
販売報酬	0	0
名義書換代行報酬	240,571	37,664
税金	177,970	27,863
保管報酬	167,988	26,300
専門家報酬	188,026	29,437
会計および管理事務代行報酬	39,496	6,183
印刷費	0	0
その他	79,581	12,459
	<u>4,491,915</u>	<u>703,254</u>
費用払戻または権利放棄	(76,679)	(12,005)
純費用	<u>4,415,236</u>	<u>691,249</u>
投資純収益	<u>16,467,053</u>	<u>2,578,082</u>
実現（損）益		
投資有価証券、先物為替予約、スワップ、 金融先物契約、オプションおよび通貨 源泉税	(24,211,332)	(3,790,526)
未実現（損）益の変動		
投資有価証券	32,125,097	5,029,505
金融先物契約	(262,036)	(41,024)
先物為替予約	2,002,322	313,484
スワップ	571,894	89,536
外貨	(127,159)	(19,908)
運用実績	<u>26,565,839</u>	<u>4,159,148</u>
ファンド証券取引		
増（減）額	(104,466,847)	(16,355,330)
分配金	(7,388,697)	(1,156,774)
純資産		
期首	538,456,892	84,300,811
為替換算調整	<u>0</u>	<u>0</u>
期末	<u>453,167,187</u>	<u>70,947,855</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

## アライアンス・バーンスタイン

## 財務書類に対する注記

2024年8月31日に終了した年度

## 注A：一般的情報

アライアンス・バーンスタイン（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定された共有持分型投資信託（fonds commun de placement）であり、投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）のパートに基づき登録されている。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されルクセンブルグに登録上の事務所を有する法人である、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（以下「管理会社」という。）によってその共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用されている。ファンドは、2009年7月13日付EC通達2009/65（改正済）の第1条（2）の意義の範囲内で譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）として適格性を有する。

ファンドは現在、運用中の10種類のポートフォリオ（各々を、個々に、また総称して、「ポートフォリオ」という。）から成る独立の資産で構成されている。各クラスの受益証券は、各ポートフォリオの投資有価証券その他の純資産における持分を表章する。クラスの全受益証券は、分配および買戻しに関して同等の権利を有する。

アライアンス・バーンスタイン - ダイナミック・ダイバーシファイド・ポートフォリオは清算された。最終公式純資産価額（「NAV」）は2023年9月19日に計算された。2024年8月31日現在、本ポートフォリオの現金残高は7,123米ドルであった。年度末現在、流動性の低い証券2銘柄が保管受託銀行で売却されずに残っている。これらの証券を売却するための公開市場は存在しない。

取締役会は、2024年3月8日付で、アライアンス・バーンスタイン - ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオの現在のクラスS1受益証券をクラスS1T受益証券に再指定することを承認する決議をした。

取締役会は、アライアンス・バーンスタイン - チャイナ・低ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオのすべての資産および負債を、アライアンス・バーンスタイン SICAV - オール・チャイナ・エクイティ・ポートフォリオに譲渡（以下「合併」という。）することを承認する決議をした。当該合併は、1：1の交換比率で、2024年3月8日付で実施された。ただし、例外として、クラスA、IおよびS1は、それぞれ1：3.8669、1：4.5445および1：0.7566の交換比率で実施された。

以下は、各ポートフォリオの設定日および2024年8月31日現在販売されているクラス受益証券の一覧表である。

アライアンス・バーンスタイン -	設定日	販売クラス受益証券
グローバル・エクイティ・ブレンド・ ポートフォリオ	2003年8月29日	A, A EUR, A EUR H, A SGD, B, B SGD, C, C EUR, I, I EUR, S HKD, S1, S1 EUR, S1 GBP, S1 SGD
エマージング・マーケット・グロース・ ポートフォリオ	1992年10月29日	A, A AUD H, A EUR, A HKD, A PLN H, A SGD, A SGD H, AD, B, C, C EUR, ED, I, I AUD H, I EUR, N, S1, S1 EUR, S1 GBP
アジア・エクス・ジャパン・ エクイティ・ポートフォリオ	2009年11月27日	A, A AUD H, A EUR, A HKD, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR, AD EUR H, AD GBP H, AD HKD, AD NZD H, AD ZAR H, AY JPY, BY JPY, C, C EUR, ED, ED AUD H, I, I EUR, I GBP, S, S HKD, S1, S1 EUR, SD
ジャパン・ストラテジック・バリュー・ ポートフォリオ	2005年12月14日	A, A CZK H, A EUR, A EUR H, A SGD, A SGD H, A USD, A USD H, AD, AD AUD H, AD NZD H, AD USD H, AD ZAR H, C, C EUR, C EUR H, C USD, I, I EUR, I EUR H, I USD, I USD H, S1 EUR, S1 USD, SD
ショート・デュレーション・ボンド・ ポートフォリオ	1996年9月13日	A, A EUR, A2, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA GBP H, AA HKD, AA SGD H, AJ, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT SGD H, AX, C, C2, I, I2, I2 EUR H, IT, N2, NT, S, S1 2, S1 2 EUR, S1 EUR H, S1T, SA
グローバル・ハイ・イールド・ ポートフォリオ	1997年9月19日	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR, AK EUR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD, AT SGD H, B, B2, BT, BT AUD H, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I EUR, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, I2 SGD, I2 SGD H, IA AUD H, IQD, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT HKD, IT RMB H, J, N2, NT, S1, S1 EUR H, S1D, S1D2, S1L GBP H, SA, SHK, SK, W, W EUR, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT CAD H, WT EUR H, WT GBP H, WT RMB H
アメリカン・インカム・ ポートフォリオ	1993年6月30日	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 DUR PH, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA DUR PH, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR, AK EUR H, AR EUR, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT DUR PH, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD, AT SGD H, B, B2, BT, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I EUR, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, I2 HKD, I2 SGD H, IA, IA AUD H, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT HKD, IT JPY, IT JPY H, IT NZD H, IT RMB H, IT SGD H, J, N2, NT, S, S1, S1D, S1D2, SA, SHK, W, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT EUR H, WT GBP H, WT HKD, WT SGD H
ヨーロッパ・インカム・ ポートフォリオ	1999年2月25日	A, A USD, A2, A2 CHF H, A2 PLN H, A2 USD, A2 USD H, AA, AA AUD H, AA HKD H, AA RMB H, AA SGD H, AA USD H, AK, AR, AT, AT AUD H, AT SGD H, AT USD, AT USD H, B USD, B2, B2 USD, C, C USD, C2, C2 USD, C2 USD H, CK, CT USD H, I, I USD, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 USD, I2 USD H, IA, IA HKD H, IA USD H, IT, IT USD H, NT USD H, S1, S1 USD, S1 USD H, S1D, SA USD H, SHK, W2, W2 CHF H, W2 USD H, WA, WA USD H, WT, WT USD H
エマージング・マーケット・デット・ ポートフォリオ	2006年3月22日	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA ZAR H, A1, A1 AUD H, AR EUR, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT SGD H, BT, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, E1, E1 AUD H, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, IT AUD H, IT EUR H, N2, NT, S, S1 2, S1 EUR H, S1 GBP H, S1L, SA

アライアンス・バーンスタイン -	設定日	販売クラス受益証券
モーゲージ・インカム・ ポートフォリオ	1994年9月26日	A, A2, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2X, A2X EUR, AA, AA AUD H, AA HKD, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT EUR, AT GBP H, AT HKD, AT SGD H, AX, AX EUR, BX, BX EUR, C, C2, C2 EUR, CX, I, I EUR, I2, I2 EUR, I2 EUR H, IT EUR H, IX, N2, NT, S, S1, S1 AUD H, S1 EUR H, S1L, SA

## 注B：重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグの法令要件に準拠して継続企業を前提とした会計基準で作成されている。ただし、ジャパン・ストラテジック・バリュウ・ポートフォリオについては、取締役会が2024年11月19日付で当該ポートフォリオを清算することを決定したため、当該財務書類は非継続企業を前提とした会計基準で作成されている。その結果、当該ポートフォリオの資産は実現可能な見積価額で計上され、負債は見積決済金額で計上されている。ポートフォリオが採用している重要な会計方針の要約は、以下のとおりである。

### 1．評価

#### 1.1 投資有価証券

証券取引所に上場されているかまたは他の規制ある市場で取引されている証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値により評価される。かかる価格が入手できない場合は、当該日の最終売買呼び値の仲値で評価される。証券が数ヶ所の証券取引所または市場で上場または取引されている場合は、当該証券の主要市場を成す証券取引所または市場における入手可能な直近の取引値が用いられる。

店頭市場で取引される証券（その主要な取引所が店頭市場であると考えられる取引所に上場されている証券を含むが、ザ・ナスダック・ストック・マーケット・インク（以下「ナスダック」という。）で取引される証券は除く。）は、現在の買い呼び値および売り呼び値の仲値で評価される。ナスダックで取引されている証券は、「ナスダック公式終値」に従って評価される。

証券は、市場相場に基づいて決められる現在の市場価格で評価される。または、市場相場が容易に入手できないか信頼できない場合、取締役会によって確立された手順に従って、また取締役会の総合的監督の下で決められる「公正価額」で評価される。公正な評価手続は、ポートフォリオの評価時点でそれら証券の公正価額であると確信されるものを反映して組入証券の最終市場価格を調整することを意図している。

公正な評価手続が特定のポートフォリオ証券に関して採用される場合、証券の直近の公表価格、株式指数の現在評価または規制当局の公告から証券に影響を与えたり市場全体を巻き込む展開やその他の事柄を含み、様々な客観的かつ主観的要素が考慮される。外部の価格提供者のモデル化手法に基づく公正な価格は、可能な限り利用される。したがって、公正な評価手続が採用される場合、ポートフォリオの純資産価額を計算するために利用される個々のポートフォリオ証券の価格は、同じ証券に関して相場価格もしくは公表価格と異なることがある。現在、公正価額調整が一定の株式証券および先物契約にのみ適用されている。

したがって、以前報告された証券取引所価格の場合でも、公正な価格付け手続を利用して決定したポートフォリオ証券の価格は、かかる証券の販売の際に実現される価格とかなり異なることがある。

米国取引所で主に取引されているポートフォリオ証券に関しては、例えば、特定の証券が取引される取引所の早期閉鎖または特定の証券の取引停止のような、非常に限られた状況の下でのみ公正な価格付け手続が採用されるものと期待される。しかし、公正な価格付け手続が、非米国取引所またはその他の市場、特にヨーロッパおよび（インドを除く）アジアの市場で取引される証券に関して度々利用されるようになると予想される。なぜなら、その他の理由で、これらの市場の取引は、ポートフォリオの評価時点よりかなり前に終了されるからである。かかる市場の取引が終了してからポートフォリオの評価時点までに、広範囲に及ぶ市場変動を含む重大な事態が起こりうる。特に、これらの金融市場の閉鎖後の取引日における米国市場の事態は、ポートフォリオの証券の評価額に影響を及ぼす可能性がある。ジャパン・ストラテジック・バリュウ・ポートフォリオは、関連する場合、ベンチマークのパフォーマンスおよび関係する株式の変動に基づく方針を公正価額で評価された証券のみについて採用している。

債券（ ）、証券取引所に上場されていないかもしくは規制ある市場において取引が行われていない証券（ ）、および証券取引所もしくは規制ある市場での取引がごくわずかな証券（ ）は、主要な値付業者が提供する直近の買い呼び値で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が証券の公正な時価を反映していない場合は、当該証券は、取締役会によって確立された手順に従って、また取締役会の総合的監督の下で決められる公正価額を反映するように規定された方法で評価される。

満期までの残存期間が60日以内の米国国債およびその他の債務証券は、市場価格が入手可能である場合、一般的に独立の値付業者によって市場で評価される。市場価格が入手できない場合、証券は償却原価で評価される。この技法は、当初満期が60日以内の短期証券および当初満期が60日を超える短期証券に関して通常用いられる。償却原価が利用される場合、評価委員会（「委員会」）は、償却原価の利用が証券の公正価額とほぼ同じであることを合理的に結論付けなければならない。発行体の信用度の低下または金利の重大な変更に限定しないが、かかる要因を委員会は考慮する。取締役会によって確立した手続きに従って、またその全体的な監督の下で、委員会の決定が行われる。

店頭取引（OTC）スワップおよびその他のデリバティブは、独立の値付サービス、市場からの入手情報による独立の値付モデル、および第三者のブローカー・ディーラーまたは取引相手方を主に用いて、日々評価される。

## 1.2 ワラントの評価

上場ワラントは、認可された情報提供会社によって提供された最終取引価格で評価される。当該営業日に売買がなかった場合、ワラントはその前日の最終取引価格で評価される。翌日以降、証券は公正価額で誠実に評価される。非上場ワラントはすべて、公正価額で誠実に評価される。ワラントが失効したら、評価はなされない。

## 1.3 金融先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約の締結時に行われる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は、各取引日の終了時の契約の市場評価額を反映するように日々ベースで「値洗い」することによって未実現利益または損失として認識される。変動証拠金の支払は、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。契約の終了時に、実現利益または損失が計上される。この実現利益または損失は、クロージング取引からの手取金（または費用）とポートフォリオの約定ベースとの間の差額に等しい。

未決済の先物契約は、クロージングの決済価格または、かかる価格がない場合には直近の買い呼び値により評価される。評価日にかかる取引値が入手できない場合、入手可能な直近のクロージング決済価格が用いられる。

## 1.4 先物為替予約

未決済の先物為替予約に係る未実現利益または損失は、約定レートおよび契約を終了するためのレートとの間の差額として計算される。実現利益または損失には、決済されているかまたは同じ契約相手方とのその他の契約によって相殺されている先物為替予約に係る純利益もしくは損失が含まれている。

## 1.5 買建オプションおよび売建オプション

オプションを買建てる場合、支払われたプレミアムに相当する金額は投資として計上され、その後当該買建オプションの現在の市場価格に対して調整される。未行使のまま期間満了となった買建オプションに対して支払われたプレミアムは、行使期間満了日に実現損失として扱われる。買建プット・オプションが行使される場合、プレミアムは、該当するポートフォリオが利益または損失を実現したか否かを決定する際に、原有価証券または原外貨の売却手取金から差引かれる。買建コール・オプションが行使される場合、該当ポートフォリオによって購入された有価証券または外貨の原価ベースは、プレミアム額分増加する。オプションを売建てる場合、該当ポートフォリオが受領したプレミアムに相当する金額は負債として計上され、その後当該売建オプションの現在の市場価格に対して調整される。未行使のまま満期となった売建オプションから受領したプレミアムは、該当ポートフォリオにより、行使期間満了日に実現利益として扱われる。売建コール・オプションが行使された場合、プレミアムは、該当するポートフォリオが利益または損失を実現したか否かを決定する際に、原有価証券または原外貨の売却手取金に加算される。売建プット・オプションが行使される場合、該当

ポートフォリオによって購入された有価証券または外貨の原価ベースは、プレミアム額分減少する。ポートフォリオが買建てた上場プット・オプションまたはコール・オプションは、直近の売買価格で評価される。当該日に売買がなかった場合には、当該日の最終買い呼値で評価される。

#### 1.6 他の投資信託(「UCIs」)への投資

他のUCIsへの投資は、当該UCIの最終の入手可能な純資産価額で評価される。

#### 1.7 スワップ契約

ポートフォリオは、スワップ契約に係る中間支払金を収益および費用に日々計上する。スワップ契約は、日々値洗いされ、その評価額の変動は、「スワップ未実現評価益(評価損)」として資産・負債計算書に計上され、「スワップ未実現(損)益の変動」として運用および純資産変動計算書に計上される。スワップ契約が満期となったか、または売却された場合には、その純額は、「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現(損)益」として運用および純資産変動計算書に計上される。前渡または前受プレミアムは、資産・負債計算書において原価または手取額として認識され、契約期間にわたり定額法で償却される。クレジット・デフォルト・スワップに関して発生した前渡または前受プレミアムの償却額は、当該ポジションが売却されるまで「スワップ収益」に含まれ、その後、前渡または前受プレミアムの償却額は、「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現(損)益」に含まれる。その他すべての種類のスワップについて、前渡または前受プレミアムの償却額は、「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現(損)益」に含まれる。スワップ契約の価額の変動は、運用および純資産変動計算書の「スワップ未実現(損)益の変動」の構成要素として計上される。

資産・負債計算書に開示される「スワップ契約の前渡/(前受)プレミアム」には、OTCクレジット・デフォルト・スワップに係る前渡(前受)プレミアムおよび中央決済機構を通じて決済されるクレジット・デフォルト・スワップに係る未決済の証拠金が含まれる。

#### 2. 創業費

すべての現存するポートフォリオの創業費は、過年度においてその全額を償却済みである。

#### 3. 配分方法

「債券」ポートフォリオおよび「バランス型」ポートフォリオに関する収益および費用(クラス固有の管理報酬および販売報酬を除く。)は、ハイブリッド配分モデルを利用して日々ベースで配分される。当該モデルは、日々配当を生じる各クラスの決済済受益証券の結合評価額、ならびに月次に配当を生じるかまたは全く配当のない各クラスの発行済受益証券の評価額に比例した百分率に基づいて配分する。「株式」ポートフォリオに関する収益および費用は、各クラスの発行済受益証券の評価額に比例して日々ベースで配分される。全ポートフォリオに関して、実現および未実現損益は各クラスの発行済受益証券の評価額に比例して日々ベースで配分される。クラス固有の管理報酬、管理会社報酬、販売報酬および通貨ヘッジクラス受益証券に関する先物為替契約に係る実現/未実現損益は、直接当該クラスの負担/配分とされる。

ポートフォリオの全クラスS受益証券の明白な機関投資家向性質のために、一定のファンドの費用は、適用ある場合、最小限の受益者活動および会計処理水準要求に基づいて、それぞれのクラスS受益証券に配分される。

#### 4. 外貨換算

約款に規定されたポートフォリオの通貨以外の通貨建による価額は、当該通貨の入手可能な直近の買い呼び値および売り呼び値の平均値で換算される。外貨建取引は、取引日の為替レートで各ポートフォリオの通貨に換算される。

結合資産・負債計算書は、結合資産・負債計算書の日付現在の為替レートにより米ドルで表示されている。一方、結合運用および純資産変動計算書は、当年度中の平均為替レートにより米ドルで表示されている。

当財務書類で適用されている為替レートは、ユーロ対米ドルの現物レート1.1054および平均レート1.0808、日本円対米ドルの現物レート0.0068および平均レート0.0066である。

結合運用および純資産変動計算書に表示されている「為替換算調整」は、期首における結合純資産、資産・負債計算書ならびに運用および純資産変動計算書の換算に用いられた為替レートの差異によるものである。

#### 5. 投資収益および投資取引

受取配当金は配当落ち日に計上される。受取利息は日々発生主義で計上される。ポートフォリオに関する投資損益は、平均原価法に基づき決定される。ファンドは、該当する場合には、受取利息に調整として割引分を含み割増分を償却する。投資取引は、取引日の翌日に計上される。

#### 6. 見積もり

ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従う財務書類の作成は、財務書類の日付現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・負債の開示、ならびに財務報告期間中の収益および費用の報告金額に影響を及ぼす、見積もりおよび仮定を行うことを経営陣に要求する。実際はこれらの見積もりと異なる結果となりうる。

#### 7. スイング・プライシングによる調整（以下、グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオを除くすべてのポートフォリオに適用される。）

ファンドは、2015年11月2日から効力を生じるものとして（「スイング・プライシング」ポリシーとしても知られる）、純資産価額調整方針を実施した。この方針に従い、ポートフォリオの純資産価額は、受益者の購入・買戻し活動によって生じる見積取引費用、取引スプレッドおよび負債が及ぼす影響を反映して調整される。スイング・プライシングは、日々の発行または買戻し純額が取締役会の監督の下、スイング・プライシング委員会が定める閾値を超える場合に、自動的に適用される。

スイング・プライシングが適用される場合、関連ポートフォリオの受益証券の純資産価額は、購入・買戻し活動により生じる取引費用が（ポートフォリオ自体ではなく）ポートフォリオの受益証券の取引を行う投資者によって負担されるように、通常、関連する純資産価額の2%を超えない額で上下に調整される。当該調整は、ポートフォリオの受益証券の取引を行うことによってもたらされるポートフォリオの受益証券における受益者の投資有価証券の価値の希薄化を最小限にすることを意図している。

統計情報で開示されている受益証券1口当たり純資産価格および純資産総額が公表受益証券1口当たり純資産価格および純資産総額であるのに対し、資産・負債計算書ならびに損益計算書および純資産変動計算書で開示されている純資産総額は、期末時点のあらゆるスイング調整を除外した純資産合計である。

スイング・プライシングの対象であったすべてのポートフォリオのうち、2024年8月31日に終了した報告期間中に純資産価額がスイング調整されたダイナミック・ダイバーシファイド・ポートフォリオを除き、純資産価額にスイング調整が行われたポートフォリオはなかった。

#### 注C：税金

ルクセンブルグの共有持分型投資信託（FCP）として、ファンドはルクセンブルグにおいて現行の税法に基づき、所得税、源泉税もしくはキャピタル・ゲイン税を課されていない。ファンドは、各暦四半期末日の純資産総額に基づき年率0.05%の税率で四半期ごとに計算され支払われるルクセンブルグの年次税（taxe d'abonnement）が課される。2010年法の第174条の意義の範囲内で、機関投資家に留保されたクラス受益証券に関しては0.01%の税率が課される。証券による利息、配当金およびキャピタル・ゲインは、特定の国において源泉税またはキャピタル・ゲイン税を課されることがある。

ポートフォリオが他のポートフォリオに投資する場合、投資先ポートフォリオのそれぞれの受益証券クラスで発生する年次税の比例割合に相当する金額が免除される。

#### 注D：分配

管理会社は、現時点ではグローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオに関して、分配金を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。

## エマージング・マーケッツ・グロース・ポートフォリオ：

- ・クラスA、B、C、I、N、S、S1およびW受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。
- ・クラスADおよびED受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、支払う意向である。管理会社は、かかる受益証券について受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向であるため、分配が、当該クラスに帰属する総収益（報酬および費用控除前）、実現および未実現利益ならびに元本から行われることがある。純利益（総収益から報酬と費用を控除した金額）を超過する分配は、投資者の当初の投資額の返還を表しており、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。

## アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ（日興ABアジア・バリューフアンド）：

- ・クラスA、C、I、SおよびS1受益証券（およびそれに対応するH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。
- ・クラスAYおよびクラスBY受益証券について、管理会社は、各クラス受益証券に帰属するポートフォリオの純利益に基づき分配を宣言し、支払う裁量権を有する。
- ・クラスAD、ED、IDおよびSD受益証券（およびそれに対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、支払う意向である。管理会社は、かかる受益証券について受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向であるため、分配が、当該クラスに帰属する総収益（報酬および費用控除前）、実現および未実現利益ならびに元本から行われることがある。純利益（総収益から報酬と費用を控除した金額）を超過する分配は、投資者の当初の投資額の返還を表しており、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。

## ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ：

- ・クラスA、AX、C、IおよびS受益証券（および対応するH受益証券、特に記載がない限り）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。
- ・クラスAJ、AT、CT、IT、NTおよびS1T受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAAおよびSA受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を宣言し、毎月実施する意向である。管理会社は、かかるクラスについて受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。分配率は、総収益（報酬および費用控除前）から導出され、分配が、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益ならびに元本から行われることがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。
- ・クラスA2、C2、I2、N2、S1、S2およびS1 2受益証券（および対応するH受益証券）ならびにS EUR H、S SGD H受益証券については、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。

## グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ：

- ・クラスA、B、C、I、JA、JおよびW受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。

- ・クラスAT、BT、CT、IT、NT、S1D、S1D2およびWT受益証券(および対応するH受益証券)について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。
- ・クラスIQDおよびS1QD受益証券について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を四半期ごとに宣言し、支払う意向である。クラスSK受益証券について、管理会社は、その裁量により分配を宣言し、支払うことがある。
- ・クラスAK受益証券(および対応するH受益証券)について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を半年ごとに宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAA、EA、IAおよびSA受益証券(および対応するH受益証券)について、管理会社は、分配を毎月宣言し、実施する意向である。管理会社は、かかる受益証券クラスについて受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券(および対応するH受益証券)について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。クラスSHK受益証券について、管理会社は、分配を日々宣言し、毎月実施する意向である。分配率は、総収益(報酬および費用控除前)から導出され、分配には、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益ならびに元本も含むことがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。
- ・クラスS1L受益証券(および対応するH受益証券)について、管理会社は、受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、実施する意向である。当該分配は、受益証券のクラスに帰属する資本からは支払われない。
- ・クラスA2、B2、C2、E2、I2、N2、S、S1およびW2受益証券(および対応するH受益証券)について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。

#### アメリカン・インカム・ポートフォリオ:

- ・クラスA、B、C、I、JA、JおよびW受益証券(および対応するH受益証券)について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。
- ・クラスAT、BT、CT、IT、LT、NT、S1D、S1D2、WTおよびZT受益証券(および対応するHならびにDUR PH受益証券)について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAK受益証券(および対応するH受益証券)について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を半年ごとに宣言し、支払う意向である。
- ・クラスAA、EA、IAおよびSA受益証券(および対応するHならびにDUR PH受益証券)について、管理会社は、分配を毎月宣言し、実施する意向である。クラスSHK受益証券(および対応するH受益証券)について、管理会社は、分配を日々宣言し、毎月実施する意向である。管理会社は、かかる受益証券クラスについて受益証券1口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券(および対応するH受益証券)について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。分配率は、総収益(報酬および費用控除前)から導出され、分配には、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益ならびに元本も含むことがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格の減少となりうる。
- ・S1QD受益証券(および対応するH受益証券)について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を四半期ごとに宣言し、支払う意向である。

・クラスA2、B2、C2、E2、I2、L2、N2、S、S1およびW2受益証券(および対応するHならびにDUR PH受益証券)について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの1口当たり純資産価格に反映される。

管理会社はまた、支払われる分配金が、該当する受益証券のクラスに帰属する実現キャピタル・ゲインおよび/または元本から支払いを行うか否か、またその範囲について決定することができる。当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益が、宣言済の分配支払額を上回る範囲において、超過リターンはそれぞれの受益証券の1口当たり純資産価格に反映される。分配金は、受益者の選択によって、自動的に再投資することができる。

注E：管理報酬および関係法人とのその他の取引

ファンドは、管理会社に管理報酬を支払う。投資顧問契約の条項に基づき、稼得した管理報酬の中から、管理会社は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー(「投資顧問会社」)に投資顧問報酬を支払う。

管理会社は、年次ベースで運用費用総額を制限するために、必要な程度にまで一定の費用を負担することに自発的に同意している。

かかる制限は、(日々の純資産総額の平均額の百分率として表示され)以下のように設定されている。

アライアンス・バーンスタイン - クラス			アライアンス・バーンスタイン - クラス		
受益証券	%		受益証券	%	
エマージング・マーケット・グロース・ポートフォリオ			ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ ( 続き )		
Class S1	1.20%		Class AX	1.00%	
Class S1 EUR	1.20%		Class C	1.60%	
Class S1 GBP	1.20%		Class C2	1.60%	
アジア・エクス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ			Class C2 EUR H(d)	1.60%	
Class A	2.05%		Class I	0.575%	
Class A AUD H	2.05%		Class I EUR(d)	0.575%	
Class A EUR	2.05%		Class I2	0.575%	
Class A HKD	2.05%		Class I2 EUR(d)	0.575%	
Class A SGD H	2.05%		Class I2 EUR H	0.575%	
Class AD	2.05%		Class IT	0.575%	
Class AD AUD H	2.05%		Class N2	1.70%	
Class AD CAD H	2.05%		Class NT	1.70%	
Class AD EUR	2.05%		Class S	0.10%	
Class AD EUR H	2.05%		Class S1 2	0.35%	
Class AD GBP H	2.05%		Class S1 2 EUR	0.35%	
Class AD HKD	2.05%		Class S1 EUR H	0.35%	
Class AD NZD H	2.05%		Class S1T	0.35%	
Class AD RMB H(d)	2.05%		Class SA	0.10%	
Class AD ZAR H	2.05%		グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ		
Class AY JPY	2.05%		Class S1	1.00%	
Class BY JPY	2.52%		Class S1 EUR	1.00%	
Class C	2.50%		Class S1 EUR H	1.00%	
Class C EUR	2.50%		Class S1D	1.00%	
Class ED	3.05%		Class S1D2	1.00%	
Class ED AUD H	3.05%		Class S1L GBP H	1.00%	
Class I	1.25%		Class SA	0.10%	
Class I AUD H(d)	1.25%		Class SHK	0.10%	
Class I EUR	1.25%		Class SK	0.75%	
Class I GBP	1.25%		アメリカン・インカム・ポートフォリオ		
Class S	0.30%		Class A	1.50%	
Class S HKD	0.30%		Class A EUR	1.50%	
Class S1	1.20%		Class A2	1.50%	
Class S1 EUR	1.20%		Class A2 CHF H	1.50%	
Class SD	0.30%		Class A2 DUR PH	1.50%	
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ			Class A2 EUR	1.50%	
Class A	1.20%		Class A2 EUR H	1.50%	
Class A EUR	1.20%		Class A2 HKD	1.50%	
Class A2	1.20%		Class A2 PLN H	1.50%	
Class A2 EUR	1.20%		Class A2 SGD	1.50%	
Class A2 EUR H	1.20%		Class A2 SGD H	1.50%	
Class A2 HKD	1.20%		Class AA	1.50%	
Class A2 SGD H	1.20%		Class AA AUD H	1.50%	
Class AA	1.20%		Class AA CAD H	1.50%	
Class AA AUD H	1.20%		Class AA DUR PH	1.50%	
Class AA CAD H	1.20%		Class AA EUR H	1.50%	
Class AA GBP H	1.20%		Class AA GBP H	1.50%	
Class AA HKD	1.20%		Class AA HKD	1.50%	
Class AA SGD H	1.20%		Class AA NZD H	1.50%	
Class AJ	1.00%		Class AA RMB H	1.50%	
Class AT	1.20%		Class AA SGD H	1.50%	
Class AT AUD H	1.20%		Class AA ZAR H	1.50%	
Class AT CAD H	1.20%		Class AK	1.50%	
Class AT EUR	1.20%		Class AK EUR	1.50%	
Class AT EUR H	1.20%		Class AK EUR H	1.50%	
Class AT GBP H	1.20%		Class AR EUR	1.50%	
Class AT HKD	1.20%		Class AR EUR H	1.50%	
Class AT NZD H	1.20%		Class AT	1.50%	
Class AT SGD H	1.20%		Class AT AUD H	1.50%	

アライアンス・バーンスタイン - クラス 受益証券 %			アライアンス・バーンスタイン - クラス 受益証券 %		
アメリカン・インカム・ポートフォリオ（続き）			アメリカン・インカム・ポートフォリオ（続き）		
Class AT CAD H		1.50%	Class IA AUD H		0.95%
Class AT DUR PH		1.50%	Class IT		0.95%
Class AT EUR		1.50%	Class IT AUD H		0.95%
Class AT EUR H		1.50%	Class IT CAD H		0.95%
Class AT GBP H		1.50%	Class IT EUR H		0.95%
Class AT HKD		1.50%	Class IT GBP H		0.95%
Class AT NZD H		1.50%	Class IT HKD		0.95%
Class AT RMB H		1.50%	Class IT JPY		0.95%
Class AT SGD		1.50%	Class IT JPY H		0.95%
Class AT SGD H		1.50%	Class IT NZD H		0.95%
Class B		2.20%	Class IT RMB H		0.95%
Class B2		2.20%	Class IT SGD(h)		0.95%
Class BT		2.20%	Class IT SGD H		0.95%
Class C		1.95%	Class L2(d)		1.05%
Class C EUR		1.95%	Class LT(d)		1.05%
Class C2		1.95%	Class N2		2.05%
Class C2 EUR		1.95%	Class NT		2.05%
Class C2 EUR H		1.95%	Class S		0.15%
Class CT		1.95%	Class S1		0.65%
Class EA		2.00%	Class S1D		0.65%
Class EA AUD H		2.00%	Class S1D2		0.65%
Class EA ZAR H		2.00%	Class SA		0.15%
Class I		0.95%	Class SHK		0.15%
Class I EUR		0.95%	Class W		0.95%
Class I2		0.95%	Class W2		0.95%
Class I2 AUD H		0.95%	Class W2 CHF H		0.95%
Class I2 CHF H		0.95%	Class W2 EUR H		0.95%
Class I2 DUR PH(g)		0.95%	Class WT		0.95%
Class I2 EUR		0.95%	Class WT AUD H		0.95%
Class I2 EUR H		0.95%	Class WT EUR H		0.95%
Class I2 HKD		0.95%	Class WT GBP H		0.95%
Class I2 SGD(d)		0.95%	Class WT HKD		0.95%
Class I2 SGD H		0.95%	Class WT SGD H		0.95%
Class IA		0.95%			

(d) 2023年11月21日付で清算されたクラス受益証券

(g) 2024年2月26日付で清算されたクラス受益証券

(h) 2024年5月29日付で清算されたクラス受益証券

2024年8月31日に終了した年度中に管理会社が負担した費用、および2024年8月31日現在のポートフォリオの未収返戻金は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタイン -	負担費用	未収返戻金
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	\$ 832	-
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	\$ 76,679	-
アメリカン・インカム・ポートフォリオ	\$ 17	-

管理会社が負担した費用は、運用および純資産変動計算書の「費用払戻または権利放棄」に計上される。未収返戻金は、「未払費用その他債務」の科目で資産・負債計算書に計上される。ファンドはまた、管理会社に管理会社報酬を支払う。

各ポートフォリオの固有のクラス受益証券は、かかる受益証券に関してファンドに対し販売関連業務を提供する代償である販売報酬を販売会社に支払う。

前述の報酬はすべて、各ポートフォリオの日々の純資産総額の平均額に対し年率で発生し毎月支払われる。

各ポートフォリオの適用報酬年率の一覧表は、表1に記載されている。

また、全クラスB受益証券は0.00%乃至4.50%の料率、全クラスC受益証券は0.00%乃至1.00%の料率、全クラスE受益証券は0.00%乃至3.00%の料率で、条件付後払申込手数料を課せられる。クラスJ受益証券は0.00%

乃至3.00%の料率で、条件付後払申込手数料を課せられる。実際に課せられる料率は、当該受益証券が保有されている期間および当該ポートフォリオによって決まる。

ファンドは、その登録・名義書換事務代行会社であり、管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズに、当ファンドの登録・名義書換代行業務のための人員および設備を提供することに関して報酬を支払う。かかる報酬は、2024年8月31日に終了した年度に23,178,581米ドルであった。

ファンドは、一定の状況下で、ルクセンブルグ外の一定の法域における販売のために当ファンドの登録に伴ってファンドに提供される一定の業務に関して投資顧問会社に報酬を支払う。2024年8月31日に終了した年度に、かかる発生報酬金額は317,785米ドルであり、運用および純資産変動計算書の「専門家報酬」に計上されている。

ファンドは、ファンドの法律顧問であるエルヴィンガー・ホス・ブリュッセン法律事務所に、当ファンドに提供された法律業務に関して報酬を支払う。2024年8月31日に終了した年度に、6,272ユーロの支払が行われ、運用および純資産変動計算書の「専門家報酬」に計上されている。

投資顧問会社は、引受団のメンバーとして重要な利害関係のある関係者を含む募集および/または新規発行に関する取引に従事していない。ファンドのために行われたすべての取引は、通常の営業過程および/または通常の商業条件で行われた。2024年8月31日に終了した年度に、関係会社である、サンフォード C . バーンスタイン・アンド・カンパニー・エルエルシー（2024年3月31日まで）およびバーンスタイン・インスティテューショナル・サービスズ・エルエルシー（2024年4月1日以降）およびバーンスタイン・オートノマス・エルエルピーのサービスを利用した証券取引に対して支払われた手数料はなかった。管理会社の経営陣の数人は、投資顧問会社および/またはその関係会社の従業員および/または役員である。

グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタイン SICAV - エマージング・マーケット・コーポレート・デット・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV - サステナブル・ユーロ・ハイ・イールド・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV - アジア・インカム・オポチュニティーズ・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV - エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ポートフォリオおよびアライアンス・バーンスタイン SICAV - US・ハイ・イールド・ポートフォリオに投資する。アメリカン・インカム・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタイン SICAV - US・ハイ・イールド・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV - アジア・インカム・オポチュニティーズ・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV - グローバル・インカム・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV - サステナブル・インカム・ポートフォリオおよびアライアンス・バーンスタイン SICAV - USD・コーポレート・ボンド・ポートフォリオに投資する。

ファンドは、関連ファンドから証券を購入、または証券を売却することができる。ただし、当該関連ファンドが、共通の投資運用会社、共通の役員または共通の取締役によるものであることを条件とする。当年度末において、関連ファンドとの売買取引は行われなかった。

#### 注F：ソフト・コミッション契約および取引費用

2024年8月31日に終了した年度中に、適用ある法律に基づいて、投資顧問会社および関連副投資顧問会社（適用ある場合。）は、株式証券に投資するファンドのポートフォリオに関してブローカーとソフトドル・コミッション契約を締結し、かかる契約に基づき投資決定を行う過程をサポートするために用いられる商品およびサービスを受領した。ソフト・コミッション契約は、ファンドのための取引の執行が最良の執行基準に合致することに基づいて締結され、投資顧問会社は、ソフト・コミッション契約締結時に、仲介料の規模や性質など、最良の執行基準に関する多くの要因を考慮する。

さらに、特定のポートフォリオの投資戦略の性質上、投資顧問会社がアライアンス・バーンスタイン・リミテッドに投資顧問業務を委任する場合を含め、ソフトコミッション契約に関連するすべての費用は「細分化」され、適用法の要件に従って、投資顧問会社またはその再委託先が負担することがある。

受領された商品およびサービスには、専門家による産業、企業および消費者リサーチ、ポートフォリオおよび市場分析、ならびにかかるサービスの引渡しに用いられるコンピュータ・ソフトウェアが含まれている。

受領された商品およびサービスの本質は、契約の下で規定される便益がファンドへの投資サービスの提供の際に支援するものに違いなく、ファンドの運用における改善に貢献するものである。

誤解を避けるために、かかる商品およびサービスには、旅行、アコモデーション、エンターテインメント、一般管理的商品もしくはサービス、一般的事務所設備もしくは不動産、会費、従業員給与または直接的金銭支払は含まれていない。

取引費用は、譲渡性証券、短期金融商品、デリバティブまたはその他の適格資産の取得、発行または売却に生じた費用である。エージェント、アドバイザー、ブローカーおよびディーラーに支払われる呼び値スプレッド、報酬および手数料、取引関連税ならびにその他の市場経費が含まれる。

債務プレミアムもしくはディスカウント、資金調達費用または内部事務費用もしくは内部保管費用は含まれない。取引費用は、投資有価証券明細表の取得原価ならびに運用および純資産変動計算書の「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現（損）益」および「投資有価証券未実現評価（損）益の変動」に計上される。取引費用は、総費用比率および/または費用払戻の計算から除外される。

2024年8月31日に終了した年度に、各ポートフォリオに生じた取引費用の金額の詳細は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタイン -	取引費用
エマージング・マーケット・グロース・ポートフォリオ	\$ 1,203,786
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	\$ 1,062,052
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	\$ 30,201
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ	\$ 302,744
アメリカン・インカム・ポートフォリオ	\$ 2,006,671

## 注G：先物為替予約

先物為替予約は、取決めた先物レートで将来期日に外貨を購入しまたは売却する契約である。原契約と契約終結時の差異から生じる（損）益は、運用および純資産変動計算書の「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプション、通貨に係る実現（損）益」に計上される。

未決済先物為替予約の評価額の変動は、資産・負債計算書の「先物為替予約未実現評価（損）益」の構成部分として財務報告上反映される。

特定の通貨で販売される（それぞれ、「販売通貨」という。）ポートフォリオのクラス受益証券の一つ以上が、かかる販売通貨に対してヘッジされる。かかるクラス受益証券のいずれも、「通貨ヘッジのクラス受益証券」を構成する。通貨ヘッジのクラス受益証券は、取引費用のような実際の対価を計算に入れて、ポートフォリオの基準通貨と当該販売通貨の間の為替相場変動の影響を減じることによって、ポートフォリオの基準通貨リターンとより密接な関連のあるリターンを投資者に提供することを意図する。

採用されたヘッジ戦略は、ポートフォリオの基準通貨と販売通貨の間の通貨エクスポージャーを減少することを企図されているが、そのリスクを消去することはできない。

契約の相手が契約条件を履行できない潜在性およびヘッジ通貨に対する外貨価値の予期せぬ変動から、リスクが生じる可能性がある。

ポートフォリオ内の各種クラス受益証券の間の負債の分別は存在しないため、一定の状況下で、ポートフォリオの他のクラス受益証券の資産が、かかる通貨ヘッジのクラス受益証券で被った負債を補填するために利用できる場合に、通貨ヘッジのクラス受益証券に関連して通貨ヘッジ取引が、同じポートフォリオの他のクラス受益証券の1口当たり純資産価格に影響を及ぼす負債になるわずかな危険性が存在する。

ファンドにおける証券は、先物為替予約のための担保として使用される。

## 注H：レボ契約

レボ契約は、米国政府機関の債務証券によって担保される。レボ契約の対象となる証券は、経過利息を含む買戻価格と少なくとも同等の金額で、常に保管受託銀行によって保有されるものとする。

2024年8月31日現在、レボ契約はなかった。

2024年8月31日に終了した年度中にレボ契約から生じた受取利息はなかった。

## 注I：リバースレボ契約

リバースレボ契約はレボ契約と類似するが、レボ契約では、売り手が買い戻すことを条件に証券を現金で購入する一方、リバースレボ契約では、ファンドがポートフォリオ資産を売却するにあたって、それと同一の資産を後日ファンドが売却価格より少し高い確定価格で買い戻すことを条件とする。リバースレボ契約の期間中、ファンドは当該証券の元利息を受領し続ける。一般的に、リバースレボ契約の効果は、ファンドがリバースレボ契約の期間中、対象となるポートフォリオ証券に伴う受取利息を維持しつつ当該ポートフォリオ証券に投資された現金の全部または大部分を回収できることである。

この取引が有利になるのは、リバースレボ取引によるファンドの「金利コスト」、すなわち証券の売却価格と買戻し価格との差額が、ポートフォリオ証券に投資された現金を別の方法で調達する費用よりも少ない場合である。

2024年8月31日現在、リバースレボ契約はなかった。

2024年8月31日に終了した年度中にリバースレボ契約から生じた受取利息はなかった。

## 注J：金融先物契約

ファンドは、金融先物契約を売買することができる。ファンドは、これらの金融商品の評価額における変動から生じる市場リスクを負う。ファンドは、契約相手方の信用リスクの発生につながらない規制ある取引所を通して金融先物契約を行う。

金融先物契約を締結する時、ファンドは、取引が行われる取引所が要件とする当初証拠金を担保としてブローカーに預託しかつ維持する。

契約に従って、ファンドは契約の評価額の日々の変動に相当する金額の現金をブローカーから受領またはブローカーに支払うことに同意する。かかる受領または支払は変動証拠金であり、ファンドは未実現損益として計上する。契約が終了する時、ファンドは締結時と終了時の約定価額の差額相当分を実現利益または損失として計上する。

#### 注K：スワップ取引

スワップは、対象資産の一定金額もしくは別に決定された想定元本に関して特定された価格または金利における変動に基づくか参照して計算される、所定の間隔で一連のキャッシュフローを交換することを2当事者間に義務付ける契約である。スワップに係る実現(損)益および未実現(損)益の変動は、それぞれ「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプション、通貨に係る実現(損)益」でおよび「スワップ未実現(損)益の変動」の科目の一つの構成部分として運用および純資産変動計算書に計上される。

#### 中央清算機関で清算されるクレジット・デフォルト・スワップ

中央清算機関で清算されるクレジット・デフォルト・スワップ契約の買い手は、対象参照債務に関して信用事由が発生した時の偶発的な支払いの代わりに、契約期間中、売り手に対し定期的に連続した支払いをする義務を負う。

#### 中央清算機関で清算される金利スワップ

中央清算機関で清算される金利スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、一連の固定または変動金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

#### トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、対象資産のトータル・パフォーマンスと一連の金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

#### クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップ契約の買い手は、対象参照債務に対して信用事由の発生による偶発的な支払の対価として契約期間にわたって定期的に売り手に支払うことが義務付けられている。

## 金利スワップ

金利スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、一連の固定または変動金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

## インフレ・スワップ

インフレ・スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、固定金利支払とインフレ指数に連動した変動金利支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

## 注L：オプション取引

ファンドは、証券に係るプット・オプションおよびコール・オプションを購入および発行（売却）することができる。オプション購入に伴うリスクは、オプションを行使するか否かにかかわらず、ファンドがプレミアムを支払うことである。さらに、ファンドはプレミアムの損失リスクを負い、また市場価格の変動により取引の相手方が契約を履行しないリスクを負う。購入したプット・オプションおよびコール・オプションは、ポートフォリオ証券と同様の方法で計上される。コール・オプションの行使により獲得された証券の取得原価は、支払プレミアムにより増額される。プット・オプションの行使により売却された証券からの手取金は、支払プレミアムにより減額される。

ファンドがオプションを発行する場合、ファンドが受領するプレミアムは負債として計上され、その後に発行オプションの現在市場価格に対して調整を行う。

発行オプションから受領したプレミアムのうち未行使のまま満期を迎えたものは、満期日に発行オプションからの実現利益としてファンドにより計上される。終了する当該購入取引に対するブローカー手数料を含む受領プレミアムおよび支払額の差異も実現利益として取扱われるが、受領プレミアムが終了する購入取引に関して支払われた額より少ない場合は、実現損失として取扱われる。

コール・オプションが行使された場合、受領プレミアムは、ファンドが実現利益もしくは損失を有するか否かを決定する際に、原証券または通貨の売却からの手取金に加算される。プット・オプションが行使された場合、受領プレミアムは、ファンドが購入した証券または通貨の原価ベースを減額する。オプションの発行にあたり、ファンドは、発行オプションの原証券または通貨の価格における不利な変動の市場リスクを負う。ファンドが発行したオプションの行使により、ファンドは現在の市場価格とは異なる価格で証券または通貨を売却もしくは購入することがある。

ファンドは、スワップ契約のオプション（スワップションとも呼称）に投資することもできる。スワップションは、市場ベースのプレミアムを支払うことと引き換えに将来期日にスワップを締結する権利（義務ではなく）を買い手に与えるオプションである。スワップションの受取人は、特定資産、基準相場または指数のトータル・リターンを受領する権利を所有者に与える。スワップションの支払人は、特定資産、基準相場または指数のトータル・リターンを支払う権利を所有者に与える。スワップションにはまた、既存スワップが取引相手方の一人によって終了または延長されることを認めるオプションが含まれる。

## 注M：担保

2024年8月31日現在、特定の金融デリバティブ商品に関してブローカーが保有する／に負担する現金担保は、下表のとおりである。

	ブローカーが 保有する現金	ブローカーに 負担する現金
アライアンス・バーンスタイン -		
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ		
シティバンク	\$ 81,999	77,451
モルガン・スタンレー	\$ 1,289,144	589,970
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ		

シティバンク	\$	9,499,228	9,713,004
モルガン・スタンレー	\$	91,586,789	208,837,291
アメリカン・インカム・ポートフォリオ			
シティバンク	\$	-	205,297,524
モルガン・スタンレー	\$	98,969	563,265

デリバティブに関してブローカーが保有する／に負担する現金担保は、資産・負債計算書の「保管受託銀行およびブローカー預託金」および「保管受託銀行およびブローカーへの未払金」の一部として計上される。

2024年8月31日現在、ポートフォリオが保有するデリバティブに関して、有価証券から成る担保は、下表のとおりである。

	ブローカーに 引渡された 担保の時価	ブローカーから 受領した 担保の時価
アライアンス・バーンスタイン - グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ		
シティバンク		
U.S. Treasury Bonds, 6.75%, 08/15/2026	\$ 8,418,750	-
U.S. Treasury Notes, 4.00%, 06/30/2028	\$ 13,619,957	-
モルガン・スタンレー		
U.S. Treasury Bonds, 6.75%, 08/15/2026	\$ 108,975,462	-
アメリカン・インカム・ポートフォリオ		
シティバンク		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 8/15/2029	\$ 182,708,156	-
モルガン・スタンレー		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	\$ 110,452,106	-

#### 注N：ポートフォリオ証券のローン

ポートフォリオは、その証券の担保付貸付を行うことができる。証券貸付のリスクは、その他の信用拡張と同様に、借り手が財政難に陥った場合に返還請求権を失う可能性から成る。さらに、ポートフォリオは、借り手の債務不履行により実行される担保物件の売却が、貸付証券に代わるに十分な収入にならないというリスクに晒される。

特定の借り手に証券を貸付けるか否かを決定するに際し、投資顧問会社は、借り手の信用度を含む、すべての関連する事実および状況を考慮する。

証券の貸付中、借り手は証券からの収益を当該ポートフォリオに支払うことがある。ポートフォリオは、現金担保を短期金融商品に投資することができ、それにより更なる収益を得るか、同等の担保を引き渡した借り手からの同意した収入額を受領する。

ポートフォリオは、議決権、新株引受権、ならびに配当、利息または分配の受領権のような所有権を行使するために貸付証券または証券相当物の名簿上の所有権を取り戻す権利がある。ポートフォリオは、ローンに関して、合理的な仲介者、事務管理およびその他の報酬を支払う。

その証券の担保付貸付を行うために、ポートフォリオは総受取報酬を受領するが、そのうち20%は貸付証券業務を提供する貸付証券代理人に支払われる。

2024年8月31日に終了した年度に、ポートフォリオが稼得した受取報酬純額は、運用および純資産変動計算書の「貸付証券収益、純額」に計上される。

2024年8月31日に終了した年度に、（貸付証券代理人として行為する）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーは、貸付証券業務の提供に関して22,200米ドルの報酬を稼得した。これは、運用および純資産変動計算書の「貸付証券収益、純額」に計上されている。2024年8月31日現在の貸付証券および関連する未決済担保の評価額は、以下のとおりである。担保は、ポートフォリオが保有する証券に関連している。

アライアンス・バーンスタイン - エマージング・マーケット・グロース・ポートフォリオ	評価額	担保の時価
BNPパリバ	\$ 1,995,400	2,095,431

#### 注O：銀行借入制度

ファンドは、通常でない買戻の事態に関して、必要ある場合に、一定の制限の下で、短期的／一時的な資金調達を意図して、保管受託銀行との間で開設された借入金制度（「制度」）を利用している。

ファンドの各ポートフォリオは、その各々の純資産額の10%まで借入することができる。当制度に従った借入金には、各ポートフォリオの裏付け資産を担保にして相互に合意したレートでの金利が課せられる。

#### 注P：資産の共同運用管理

効率的運用の目的上、ポートフォリオの投資方針が許容する場合、管理会社はファンド内外の一定のポートフォリオの資産を共同運用管理することを選択できる。そのような場合、別のポートフォリオの資産は、共通して運用管理される。共同運用される資産は、「資産プール」として言及される。このプーリングは、運用その他の費用を削減するために考案された管理事務デバイスであり、受益者の法的権利および義務を変更するものではない。プールは、独立した実体を構成せず、また投資者に直結できない。共同運用されるポートフォリオの各々は、その固有資産を割当てられる。

数個のポートフォリオの資産が共同運用の目的上プールされる場合、プールへのポートフォリオの原初参加に関連して、各参加ポートフォリオに帰属する資産プールの割合が記録維持され、追加割当てまたは取消しの場合に変更する。共同運用資産への各参加ポートフォリオの権利は、かかる資産プールの投資有価証券の各行および全ての行に適用する。

共同運用資産のために行われる追加投資は、それぞれの権利に応じた割合でかかるポートフォリオに配分されるが、一方売却される資産は、各参加ポートフォリオに帰属する資産に同様に課される。

2024年8月31日現在、ファンドは、以下のプールを利用して当ファンド内の一定のポートフォリオの資産を共同運用している。

資産プール	参加ポートフォリオ
ACM バーンスタイン - グローバル・グロース・プール	グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ
ACM グローバル・インベストメンツ - グローバル・バリュエーション・プール	グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ

#### 注Q：ジョイント・クレジット・ファシリティ

ファンドは、他の投資ファンド（以下「参加ファンド」という。）とともに、一定の制限の下で、償還およびその他の短期流動性要件に関連する短期資金調達を提供することを目的とした3億米ドルのリボルビング・クレジット・ファシリティ（以下「クレジット・ファシリティ」という。）に参加している。クレジット・ファシリティに関連する手数料は、参加ファンドによって支払われ、連結損益計算書のその他の費用に含まれている。ファンドは、2024年8月31日に終了した年度において、クレジット・ファシリティを利用しなかった。

#### 注R：後発事象

アライアンス・バーンスタイン - ジャパン・ストラテジック・バリュー・ポートフォリオは清算された。最終  
公式純資産価額は2024年11月19日に計算された。

[次へ](#)

表 1  
報酬一覧表

	管理報酬	管理会社報酬	販売報酬	総費用比率*
アライアンス・バーンスタイン -				
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ				
受益証券のクラス				
A	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
A EUR	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
A2	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
A2 EUR	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
A2 EUR H	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
A2 HKD	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
A2 SGD H	0.85%	0.10%	N/A	0.59%
AA	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AA AUD H	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AA CAD H	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AA GBP H	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AA HKD	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AA SGD H	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AJ	0.65%	0.10%	N/A	0.97%
AT	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AT AUD H	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AT CAD H	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AT EUR	0.85%	0.10%	N/A	1.14%
AT EUR H	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AT GBP H	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AT HKD	0.85%	0.10%	N/A	1.13%
AT NZD H	0.85%	0.10%	N/A	1.15%
AT SGD H	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AX	0.65%	0.10%	N/A	0.96%
C	1.25%	0.10%	N/A	1.57%
C2	1.25%	0.10%	N/A	1.56%
C2 EUR H(d)	1.25%	0.10%	N/A	1.55%
I	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I EUR(d)	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2 EUR(d)	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2 EUR H	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
IT	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
N2	1.35%	0.10%	N/A	1.66%
NT	1.35%	0.10%	N/A	1.66%
S	N/A	0.01% (8)	N/A	0.10%
S1 2	0.25%	0.01% (8)	N/A	0.35%
S1 2 EUR	0.25%	0.01% (8)	N/A	0.34%
S1 EUR H	0.25%	0.01% (8)	N/A	0.35%
S1T	0.25%	0.01% (8)	N/A	0.35%
SA	N/A	0.01% (8)	N/A	0.10%

(N/A : 該当なし)

\* 無監査。年率換算。総費用比率（TER）の計算は、Swiss Funds & Asset Management Association（SFAMA）の2008年5月16日付ガイドラインに基づく。

(d) 2023年11月21日で清算されたクラス受益証券

管理会社報酬：

(8) 50,000米ドルまたは日々の純資産総額の平均額の0.01%のいずれか低い方の額に相当する年間報酬

## 表 2

### ポートフォリオ回転率

回転率\*

（無監査）

アライアンス・バーンスタイン -

ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ

145.77%

\* 無監査。米国会計士協会（AICPA）ガイドラインに従って計算されている。当期の有価証券の平均市場価額は月末の評価に基づき計算されている。

[次へ](#)

**STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES**

August 31, 2024

AB FCP I

	Global Equity Blend Portfolio (USD)	Emerging Markets Growth Portfolio (USD)	Asia Ex-Japan Equity Portfolio (USD)
<b>ASSETS</b>			
Investments in securities at value .....	\$ 97,665,816	\$ 531,351,946	\$ 377,756,008
Dividends and interest receivable .....	116,954	767,395	335,997
Time deposits .....	1,975,685	10,002,176	3,612,613
Receivable for capital stock sold .....	14,382	280,195	1,587,143
Upfront premiums paid on swap contracts .....	-0-	-0-	-0-
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts .....	178,315	11,294	240,332
Unrealized appreciation on swaps .....	-0-	-0-	-0-
Interest receivable on swaps .....	-0-	-0-	-0-
Cash at depository and broker .....	79,601	3,016,374	2,027,282
Unrealized appreciation on financial futures contracts .....	-0-	-0-	-0-
Receivable for investment securities sold .....	1,593,523	-0-	102,087
Receivable on securities lending income .....	87	100	-0-
Other receivables .....	4,654	-0-	-0-
	<u>101,629,017</u>	<u>545,429,480</u>	<u>385,661,462</u>
<b>LIABILITIES</b>			
Due to depository and broker .....	185,047	-0-	-0-
Payable for investment securities purchased .....	821,812	581,192	299,578
Dividends payable .....	-0-	2,720	480,068
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts .....	149,980	7,555	3,018
Interest payable on swaps .....	-0-	-0-	-0-
Payable for capital stock redeemed .....	137,656	905,483	370,546
Unrealized depreciation on financial futures contracts .....	-0-	-0-	-0-
Unrealized depreciation on swaps .....	-0-	-0-	-0-
Upfront premiums received on swap contracts .....	-0-	-0-	-0-
Accrued expenses and other liabilities .....	229,566	1,017,695	2,092,719
	<u>1,524,061</u>	<u>2,514,645</u>	<u>3,245,929</u>
<b>NET ASSETS</b> .....	<u>\$ 100,104,956</u>	<u>\$ 542,914,835</u>	<u>\$ 382,415,533</u>

See notes to financial statements.

## AB FCP I

Japan Strategic Value Portfolio (JPY)	Short Duration Bond Portfolio (USD)	Global High Yield Portfolio (USD)	American Income Portfolio (USD)	European Income Portfolio (EUR)	Emerging Markets Debt Portfolio (USD)	Mortgage Income Portfolio (USD)
¥ 8,180,045,112	\$ 457,619,445	\$ 15,919,733,621	\$ 26,659,604,877	€ 1,228,646,948	\$ 464,051,448	\$ 1,105,737,188
5,894,394	4,827,826	231,677,929	329,474,921	22,162,128	7,739,989	5,850,666
125,674,963	10,454,374	194,972,667	151,446,030	9,580,721	7,455,409	141,970,468
1,847,234	1,174,553	83,843,245	301,148,581	4,291,118	1,901,373	8,901,070
-0-	-0-	95,549,151	75,285,182	-0-	-0-	-0-
5,435,097	1,493,549	36,769,662	105,154,993	13,577,392	2,372,085	303,429
-0-	-0-	10,969,839	143,611,965	-0-	-0-	876,587
-0-	866	14,601,761	110,553,804	-0-	75,287	2,051,416
-0-	1,371,143	101,086,017	98,969	1,970,930	3,315,649	2,700,862
-0-	87,678	4,412,874	14,082,735	3,362,410	-0-	-0-
-0-	-0-	3,413,222	108,479	499,374	-0-	641,708
128,777	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
659,062	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	56,490
<u>8,319,684,639</u>	<u>477,029,434</u>	<u>16,697,029,988</u>	<u>27,890,570,536</u>	<u>1,284,091,021</u>	<u>486,911,240</u>	<u>1,269,089,884</u>
59,450	676,086	242,411,474	280,867,137	607,845	722,334	2,298,523
-0-	20,059,188	33,956,326	204,430,818	73,389	-0-	116,130,332
7,139,027	589,234	105,025,740	117,237,691	6,156,478	1,593,514	3,464,911
450,938	1,362,753	49,225,279	99,496,436	5,605,945	508,242	162,365
-0-	297	-0-	105,453,111	142,198	199,408	2,266,928
18,611,715	580,537	23,464,424	56,261,735	2,231,000	384,348	2,167,490
-0-	94,378	2,119,437	31,315,923	33,470	333,195	-0-
-0-	9,812	1,893,956	24,182,309	22,751	164,923	1,320,077
-0-	-0-	1,197,343	-0-	1,194,378	933,963	361
16,273,082	489,962	23,769,424	30,886,263	1,448,786	521,933	1,042,530
42,534,212	23,862,247	483,063,403	950,131,423	17,516,240	5,361,860	128,853,517
<u>¥ 8,277,150,427</u>	<u>\$ 453,167,187</u>	<u>\$ 16,213,966,585</u>	<u>\$ 26,940,439,113</u>	<u>€ 1,266,574,781</u>	<u>\$ 481,549,380</u>	<u>\$ 1,140,236,367</u>

**STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES (continued)**

August 31, 2024

AB FCP I

	Combined (USD)
<b>ASSETS</b>	
Investments in securities at value .....	\$ 46,977,634,175*
Dividends and interest receivable .....	605,024,805*
Time deposits .....	533,334,541
Receivable for capital stock sold .....	403,606,505
Upfront premiums paid on swap contracts .....	170,834,333
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts .....	161,569,067
Unrealized appreciation on swaps .....	155,458,391
Interest receivable on swaps .....	127,283,134
Cash at depository and broker .....	115,874,563
Unrealized appreciation on financial futures contracts .....	22,300,095
Receivable for investment securities sold .....	6,411,027
Receivable on securities lending income .....	1,063
Other receivables .....	65,625
	<u>49,279,397,324*</u>
<b>LIABILITIES</b>	
Due to depository and broker .....	527,832,917
Payable for investment securities purchased .....	376,360,370
Dividends payable .....	234,942,824*
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts .....	157,115,506
Interest payable on swaps .....	108,076,930
Payable for capital stock redeemed .....	86,864,926
Unrealized depreciation on financial futures contracts .....	33,899,931
Unrealized depreciation on swaps .....	27,596,226
Upfront premiums received on swap contracts .....	3,451,932
Accrued expenses and other liabilities .....	61,762,237
	<u>1,617,903,799*</u>
<b>NET ASSETS</b> .....	<u>\$ 47,661,493,525*</u>

\* Investment activity within the American Income Portfolio that relates to its investment in the Emerging Markets Debt Portfolio has been eliminated for presentation purposes of the combined financials.

See notes to financial statements.

**STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS**

For the year ended August 31, 2024

AB FCP I

	Dynamic Diversified Portfolio (USD) (a)	Global Equity Blend Portfolio (USD)	Emerging Markets Growth Portfolio (USD)
<b>INVESTMENT INCOME</b>			
Interest .....	\$ 43,316	\$ 99,028	\$ 693,099
Swap income .....	918	-0-	-0-
Dividends, net .....	8,755	1,242,369	9,704,088
Securities lending income, net.....	-0-	8,646	52,775
	<u>52,989</u>	<u>1,350,043</u>	<u>10,449,962</u>
<b>EXPENSES</b>			
Management fee .....	14,887	762,260	8,720,755
Expense on swaps .....	144	-0-	-0-
Management Company fee .....	1,066	29,913	481,513
Distribution fee .....	320	4,105	8,356
Transfer agency .....	1,119	37,445	265,186
Taxes .....	-0-	26,672	299,853
Depository and custodian fees .....	-0-	26,113	233,010
Professional fees .....	15,000	67,126	170,178
Accounting and administration fee .....	1,216	34,806	88,531
Printing .....	-0-	4,579	12,596
Miscellaneous .....	1,121	23,600	90,620
	<u>34,873</u>	<u>1,016,619</u>	<u>10,370,598</u>
Expense reimbursed or waived .....	(11,516)	(74,042)	-0-
Net expenses .....	<u>23,357</u>	<u>942,577</u>	<u>10,370,598</u>
Net investment income .....	<u>29,632</u>	<u>407,466</u>	<u>79,364</u>
<b>REALIZED GAINS AND (LOSSES)</b>			
On investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency.....	744,601	3,079,506	(23,488,688)
Capital withholding tax .....	-0-	(42,487)	(2,433)
<b>CHANGES IN UNREALIZED GAINS AND (LOSSES)</b>			
On investments.....	(815,454)	12,124,924	85,307,074
On financial futures contracts .....	(199,501)	-0-	-0-
On forward foreign currency contracts .....	(15,163)	(106,819)	45,252
On swaps .....	(6,836)	-0-	-0-
On foreign currency.....	(4,579)	1,911	131,929
Result of operations.....	<u>(267,300)</u>	<u>15,464,501</u>	<u>62,072,498</u>
<b>CAPITAL STOCK TRANSACTIONS</b>			
Increase(decrease).....	(24,623,806)	(10,357,002)	(122,910,120)
Distributions.....	-0-	-0-	(35,093)
<b>NET ASSETS</b>			
Beginning of year.....	24,891,106	94,997,457	603,787,550
Currency translation adjustment .....	-0-	-0-	-0-
End of year.....	<u>\$ -0-</u>	<u>\$ 100,104,956</u>	<u>\$ 542,914,835</u>

(a) The financial information for the Dynamic Diversified Portfolio is for the period from September 1, 2023 to September 19, 2023.  
See Note A.

(b) The financial information for the China Low Volatility Equity Portfolio is for the period from September 1, 2023 to March 8, 2024.  
See Note A.

See notes to financial statements.

## AB FCP I

Asia Ex-Japan Equity Portfolio (USD)	Japan Strategic Value Portfolio (JPY)	China Low Volatility Equity Portfolio (USD) (b)	Short Duration Bond Portfolio (USD)	Global High Yield Portfolio (USD)	American Income Portfolio (USD)	European Income Portfolio (EUR)
\$ 187,578	¥ 3,733,452	\$ 161,896	\$ 20,277,825	\$ 1,063,561,953	\$ 1,354,515,916	€ 65,345,593
-0-	-0-	-0-	604,464	78,076,041	224,958,838	595,646
10,041,924	152,160,717	771,534	-0-	33,438,578	34,542,027	101,956
105	4,105,687	177	-0-	-0-	-0-	-0-
10,229,607	159,999,856	933,607	20,882,289	1,175,076,572	1,614,016,781	66,043,195
3,699,495	66,810,523	630,071	2,626,945	195,190,340	231,838,659	10,356,107
-0-	-0-	-0-	613,042	13,736,882	147,517,339	1,884,572
112,253	2,204,999	17,598	358,296	12,909,435	20,875,723	963,001
77,367	-0-	1,841	-0-	10,178,912	14,297,720	4,571
175,121	4,517,670	40,909	240,571	9,588,144	11,538,058	472,502
116,900	993,662	18,246	177,970	5,859,760	10,796,439	476,172
193,837	6,211,595	30,942	167,988	769,768	1,297,895	186,028
170,049	13,483,674	39,509	188,026	692,109	868,929	236,446
66,807	4,245,671	18,231	39,496	212,500	212,500	140,431
17,847	1,983,665	1,981	-0-	161,341	285,016	37,253
77,234	6,992,007	28,189	79,581	757,554	1,033,617	135,760
4,706,910	107,443,466	827,517	4,491,915	250,056,745	440,561,895	14,892,843
(832)	(27,240,273)	(75,114)	(76,679)	-0-	(17)	-0-
4,706,078	80,203,193	752,403	4,415,236	250,056,745	440,561,878	14,892,843
5,523,529	79,796,663	181,204	16,467,053	925,019,827	1,173,454,903	51,150,352
3,194,164	1,030,924,550	(17,944,336)	(24,211,332)	(187,380,532)	(309,531,380)	(40,587,977)
(1,887,733)	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
53,830,300	106,102,784	12,759,807	32,125,097	1,074,334,021	1,279,433,346	88,324,620
-0-	-0-	-0-	(262,036)	619,281	(57,186,705)	4,341,621
412,277	(12,435,874)	(11,182)	2,002,322	(14,538,450)	2,326,679	3,291,489
-0-	-0-	-0-	571,894	(12,893,553)	124,416,111	494,381
21,743	48,663	1,915	(127,159)	6,393,284	51,754	26,747
61,094,280	1,204,436,786	(5,012,592)	26,565,839	1,791,553,878	2,212,964,708	107,041,233
6,268,072	(193,559,331)	(114,871,025)	(104,466,847)	1,981,473,769	5,052,611,254	86,457,721
(6,048,455)	(75,022,398)	(810,321)	(7,388,697)	(1,148,843,795)	(1,225,131,826)	(48,696,549)
321,101,636	7,341,295,370	120,693,938	538,456,892	13,589,782,733	20,899,994,977	1,121,772,376
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
\$ 382,415,533	¥ 8,277,150,427	\$ -0-	\$ 453,167,187	\$ 16,213,966,585	\$ 26,940,439,113	€ 1,266,574,781

**STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS (continued)**

For the year ended August 31, 2024

AB FCP I

	Emerging Markets Debt Portfolio (USD)	Mortgage Income Portfolio (USD)	Combined (USD)
<b>INVESTMENT INCOME</b>			
Interest .....	\$ 38,631,214	\$ 80,483,041	\$ 2,629,305,024
Swap income .....	1,133,249	6,956,387	312,373,671
Dividends, net .....	-0-	1,381,433	88,585,525*
Securities lending income, net.....	-0-	-0-	88,801
	<u>39,764,463</u>	<u>88,820,861</u>	<u>3,030,353,021*</u>
<b>EXPENSES</b>			
Management fee .....	3,485,149	7,438,573	466,040,964
Expense on swaps .....	1,381,940	5,930,543	171,216,735
Management Company fee .....	171,941	374,216	36,387,319
Distribution fee .....	79,093	1,010	24,653,664
Transfer agency .....	285,410	466,121	23,178,581
Taxes .....	174,820	391,668	18,383,533
Depository and custodian fees .....	109,541	112,035	3,183,185
Professional fees .....	170,213	162,825	2,888,507
Accounting and administration fee .....	77,938	119,716	1,051,540
Printing .....	8,518	12,339	557,572
Miscellaneous .....	60,421	82,347	2,427,161
	<u>6,004,984</u>	<u>15,091,393</u>	<u>749,968,761</u>
Expense reimbursed or waived .....	-0-	(1,398)	(419,384)
Net expenses .....	<u>6,004,984</u>	<u>15,089,995</u>	<u>749,549,377</u>
Net investment income .....	<u>33,759,479</u>	<u>73,730,866</u>	<u>2,280,803,644*</u>
<b>REALIZED GAINS AND (LOSSES)</b>			
On investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency.....	(34,254,377)	(2,671,992)	(629,527,749)
Capital withholding tax .....	(115,873)	-0-	(2,048,526)
<b>CHANGES IN UNREALIZED GAINS AND (LOSSES)</b>			
On investments .....	67,723,909	24,428,866	2,733,862,894*
On financial futures contracts .....	(1,012,648)	-0-	(53,349,185)
On forward foreign currency contracts .....	3,282,720	538,187	(2,588,813)
On swaps .....	107,332	(2,199,913)	110,529,362
On foreign currency .....	514,880	2,705	7,017,612
Result of operations .....	<u>70,005,422</u>	<u>93,828,719</u>	<u>4,444,699,239*</u>
<b>CAPITAL STOCK TRANSACTIONS</b>			
Increase(decrease) .....	(51,109,436)	335,364,037	7,039,544,910
Distributions .....	(19,613,065)	(33,671,422)	(2,491,009,415)*
<b>NET ASSETS</b>			
Beginning of year .....	482,266,459	744,715,033	38,641,686,390
Currency translation adjustment .....	-0-	-0-	26,572,401
End of year .....	<u>\$ 481,549,380</u>	<u>\$ 1,140,236,367</u>	<u>\$ 47,661,493,525*</u>

\* Investment activity within the American Income Portfolio that relates to its investment in the Emerging Markets Debt Portfolio has been eliminated for presentation purposes of the combined financials.

See notes to financial statements.

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

For the year ended August 31, 2024

AB FCP I

## NOTE A: General Information

AB FCP I (the "Fund") is a mutual investment fund (*fonds commun de placement*) organized under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and registered under Part I of the Law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the "Law of 2010"). The Fund is managed in the interest of its co-owners (the "Shareholders") by AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l. (the "Management Company"), a company organized under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The Fund qualifies as an Undertaking for Collective Investment in Transferable Securities ("UCITS") within the meaning of Article 1(2) of the EC Directive 2009/65 of July 13, 2009, as amended.

The Fund comprises separate pools of assets currently consisting of 10 active portfolios (each, a "Portfolio", and, collectively, the "Portfolios"). Each Class of Shares represents an interest in each relevant Portfolio's investment securities and other net assets. All Shares of a Class have equal rights to distributions and redemptions.

The portfolio AB FCP I – Dynamic Diversified Portfolio was liquidated. The last official Net Asset Value ("NAV") was calculated on September 19, 2023. As of August 31, 2024, cash balance for the Portfolio amounted to \$7,123. Two illiquid securities remain unsold at Custody as at year-end. There are no public markets to sell the securities.

It was resolved by the Board of Managers to approve the redesignation, at the effective date of March 8, 2024, of the current class S1 shares of AB FCP I – Short Duration Bond Portfolio, to class SIT shares.

It was resolved by the Board of Managers to approve the transfer of all assets and liabilities (the "Merger") of AB FCP I – China Low Volatility Equity Portfolio into AB SICAV I - All China Equity Portfolio. The Merger was effective as of March 8, 2024, at the exchange ratio of 1:1 with exception of Share Classes: A, I and S1 with exchange ratios of 1: 3.8669, 1:4.5445 and 1:0.7566, respectively.

The following table lists each Portfolio's commencement of operations as well as Share Classes funded as of August 31, 2024:

AB FCP I-	Commencement of Operations	Share Classes Funded
Global Equity Blend Portfolio .....	August 29, 2003	A, A EUR, A EUR H, A SGD, B, B SGD, C, C EUR, I, I EUR, S HKD, S1, S1 EUR, S1 GBP & S1 SGD
Emerging Markets Growth Portfolio .....	October 29, 1992	A, A AUD H, A EUR, A HKD, A PLN H, A SGD, A SGD H, AD, B, C, C EUR, ED, I, I AUD H, I EUR, N, S1, S1 EUR & S1 GBP
Asia Ex-Japan Equity Portfolio .....	November 27, 2009	A, A AUD H, A EUR, A HKD, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR, AD EUR H, AD GBPH, AD HKD, AD NZD H, AD ZAR H, AY JPY, BY JPY, C, C EUR, ED, ED AUD H, I, I EUR, I GBP, S, S HKD, S1, S1 EUR & SD
Japan Strategic Value Portfolio .....	December 14, 2005	A, A CZK H, A EUR, A EUR H, A SGD, A SGD H, A USD, A USD H, AD, AD AUD H, AD NZD H, AD USD H, AD ZAR H, C, C EUR, C EUR H, C USD, I, I EUR, I EUR H, I USD, I USD H, S1 EUR, S1 USD & SD
Short Duration Bond Portfolio.....	September 13, 1996	A, A EUR, A2, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA GBPH, AA HKD, AA SGD H, AJ, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBPH, AT HKD, AT NZD H, AT SGD H, AX, C, C2, I, I2, I2 EUR H, IT, N2, NT, S, S1 2, S1 2 EUR, S1 EUR H, SIT & SA

## AB FCP I

AB FCP I-	Commencement of Operations	Share Classes Funded
Global High Yield Portfolio.....	September 19, 1997	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBPH, AA HKD, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR, AK EUR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBPH, AT HKD, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD, AT SGD H, B, B2, BT, BT AUD H, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I EUR, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, I2 SGD, I2 SGD H, IA AUD H, IQD, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBPH, IT HKD, IT RMB H, J, N2, NT, S1, S1 EUR H, SID, SID2, SIL GBPH, SA, SHK, SK, W, W EUR, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT CAD H, WT EUR H, WT GBPH & WT RMB H
American Income Portfolio.....	June 30, 1993	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 DUR PH, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA DUR PH, AA EUR H, AA GBPH, AA HKD, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR, AK EUR H, AR EUR, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT DUR PH, AT EUR, AT EUR H, AT GBPH, AT HKD, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD, AT SGD H, B, B2, BT, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I EUR, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, I2 HKD, I2 SGD H, IA, IA AUD H, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBPH, IT HKD, IT JPY, IT JPY H, IT NZD H, IT RMB H, IT SGD H, J, N2, NT, S, S1, SID, SID2, SA, SHK, W, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT EUR H, WT GBPH, WT HKD & WT SGD H
European Income Portfolio.....	February 25, 1999	A, A USD, A2, A2 CHF H, A2 PLN H, A2 USD, A2 USD H, AA, AA AUD H, AA HKD H, AA RMB H, AA SGD H, AA USD H, AK, AR, AT, AT AUD H, AT SGD H, AT USD, AT USD H, B USD, B2, B2 USD, C, C USD, C2, C2 USD, C2 USD H, CK, CT USD H, I, I USD, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 USD, I2 USD H, IA, IA HKD H, IA USD H, IT, IT USD H, NT USD H, S1, S1 USD, S1 USD H, SID, SA USD H, SHK, W2, W2 CHF H, W2 USD H, WA, WA USD H, WT & WT USD H

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

AB FCP I-	Commencement of Operations	Share Classes Funded
Emerging Markets Debt Portfolio.....	March 22, 2006	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBPH, AA HKD, AA NZD H, AA ZAR H, AI, AI AUD H, AR EUR, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBPH, AT HKD, AT NZD H, AT SGD H, BT, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, EI, EI AUD H, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, IT AUD H, IT EUR H, N2, NT, S, S1 2, S1 EUR H, S1 GBPH, S1L & SA
Mortgage Income Portfolio.....	September 26, 1994	A, A2, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2X, A2X EUR, AA, AA AUD H, AA HKD, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT EUR, AT GBPH, AT HKD, AT SGD H, AX, AX EUR, BX, BX EUR, C, C2, C2 EUR, CX, I, I EUR, I2, I2 EUR, I2 EUR H, IT EUR H, IX, N2, NT, S, S1, S1 AUD H, S1 EUR H, S1L & SA

**NOTE B: Significant Accounting Policies**

The Financial Statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements and on a going concern basis, except for Japan Strategic Value Portfolio whose financial statements have been prepared on a non-going concern basis as the Board of Managers has decided to liquidate this Portfolio on November 19, 2024. Consequently the latter Portfolio's assets have been recorded at their estimated realisable values and liabilities at estimated settlement amounts. The following is a summary of significant accounting policies followed by the Portfolios.

**1. Valuation****1.1 Investments in Securities**

Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available price on such exchange or market or, if no such price is available, at the mean of the closing bid and asked price quoted on such day. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available price on the stock exchange or market which constitutes the main market for such security is used.

Securities traded in the over-the-counter market, including securities listed on an exchange whose primary market is believed to be over-the-counter (but excluding securities traded on The Nasdaq Stock Market, Inc. ("NASDAQ")) are valued at the mean of the current bid and asked prices. Securities traded on NASDAQ are valued in accordance with the NASDAQ Official Closing Price.

Securities are valued at their current market value determined on the basis of market quotations or, if market quotations are not readily available or are deemed unreliable, at "fair value" as determined in accordance with procedures established by, and under the general supervision of, the Board of Managers. Fair valuation procedures are designed to adjust closing market

prices of Portfolio securities to reflect what is believed to be the fair value of those securities at the Portfolio's Valuation Point.

When fair valuation procedures are employed with respect to a particular Portfolio security, various objective and subjective factors may be considered, including, among other things, developments affecting the security or involving an entire market since the security's latest reported price, current valuations of relevant stock indices or pronouncements of certain governmental authorities. Fair value prices based on third party vendor modeling tools may be utilized to the extent available. Therefore, when fair valuation procedures are employed, the prices of individual Portfolio securities utilized to calculate the Portfolio's Net Asset Value ("NAV") may differ from quoted or published prices for the same securities. Currently, fair value adjustments are only applicable to certain equity securities and futures contracts.

Accordingly, as may also be the case with a previously reported stock exchange price, the price of any Portfolio security determined utilizing fair value pricing procedures may be materially different from the price to be realized upon the sale of such security.

For Portfolio securities primarily traded on U.S. exchanges, it is expected that fair value pricing procedures are employed only under very limited circumstances such as, for example, the early closing of an exchange on which a particular security is traded or the suspension of trading in a particular security. However, it is anticipated that fair value pricing procedures will be utilized frequently for securities traded on non-U.S. exchanges or other markets, particularly European and Asian markets excluding India, because, among other reasons, these markets close well before the Portfolio's Valuation Point. Between the close of these markets and the relevant Portfolio's Valuation Point, significant events including broad market moves may occur. In particular events in the U.S. market on a trading day after the close of

these other markets may affect the value of the Portfolio's securities. Japan Strategic Value Portfolio has adopted a policy to only fair value securities when deemed relevant based on the performance of a benchmark and relative capstock flows.

Fixed income securities (i), securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market (ii), and securities, trading of which on a stock exchange or a regulated market is thin (iii), are valued at the most recent bid price provided by the principal market makers. If there is no such market price, or if such market price is not representative of a security's fair market value, then the security is valued in a manner determined to reflect its fair value in accordance with procedures established by, and under the general supervision of, the Board of Managers.

U.S. Government securities and any other debt instruments having 60 days or less remaining until maturity are generally valued at market price by an independent pricing vendor, if a market price is available. If a market price is not available, the securities are valued at amortized cost. This methodology is commonly used for short-term securities that have an original maturity of 60 days or less, as well as short-term securities that had an original term to maturity that exceeded 60 days. In instances when amortized cost is utilized, the valuation committee (the "Committee") must reasonably conclude that the utilization of amortized cost is approximately the same as the fair value of the security. Such factors the Committee will consider include, but are not limited to, an impairment of the creditworthiness of the issuer or material changes in interest rates. The Committee decisions are made in accordance with procedures established by, and under general supervision of, the Board of Managers.

Over-the-counter ("OTC") swaps and other derivatives are valued daily, primarily using independent pricing services, independent pricing models using market inputs, as well as third party broker-dealers or counterparties.

#### 1.2 Warrant Valuation

A listed warrant is valued at the last traded price provided by approved vendors. If there has been no sale on the relevant business day, the warrant is valued at the last traded price from the previous day. On the following days, the security is valued in good faith at fair value. All unlisted warrants are valued in good faith at fair value. Once a warrant has expired, it will no longer be valued.

#### 1.3 Financial Futures Contracts

Initial margin deposits are made upon entering into futures contracts. During the period the futures contract is open, changes in the value of the contract are recognized as unrealized gains or losses by "marking-to-market" on a daily basis to reflect the market value of the contract at the end of each day's trading. Variation margin payments are made or received, depending upon whether unrealized losses or gains are incurred. When the contract is closed, a realized gain or loss is recorded. This realized gain or loss is equal to the difference between the proceeds from (or cost of) the closing transaction and the Portfolio's basis in the contract.

Open futures contracts are valued using the closing settlement price or, in the absence of such a price, the most recent quoted bid price. If there are no quotations available for the day of valuations, the last available closing settlement price is used.

#### 1.4 Forward Foreign Currency Contracts

The unrealized gain or loss on open forward foreign currency contracts is calculated as the difference between the contracted rate and the rate to close out the contract. Realized profit or loss includes net gains or losses on forward foreign currency contracts which have been settled or offset by other contracts with the same counterparty.

#### 1.5 Options Purchased and Options Written

When an option is purchased, an amount equal to the premium paid is recorded as an investment and is subsequently adjusted to the current market value of the option purchased. Premiums paid for the purchase of options which expire unexercised are treated on the expiration date as realized losses. If a purchased put option is exercised, the premium is subtracted from the proceeds of the sale of the underlying security or foreign currency in determining whether the relevant Portfolio has realized a gain or loss. If a purchased call option is exercised, the premium increases the cost basis of the security or foreign currency purchased by the relevant Portfolio. When an option is written, an amount equal to the premium received by the relevant Portfolio is recorded as a liability and is subsequently adjusted to the current market value of the option written. Premiums received from written options which expire unexercised are treated by the relevant Portfolio on the expiration date as realized gains. If a written call option is exercised, the premium is added to the proceeds from the sale of the underlying security or foreign currency in determining whether the relevant Portfolio has realized a gain or a loss. If a written put option is exercised, the premium reduces the cost basis of the security or foreign currency purchased by the relevant Portfolio. Listed put or call options by a portfolio are valued at the last sale price. If there has been no sale on that day, such securities are valued at the closing bid prices on that day.

#### 1.6 Investments in other Undertakings for Collective Investment ("UCIs")

Investments in other UCIs are valued at the last available NAV for the UCI in question.

#### 1.7 Swap Agreements

The Portfolios accrue for interim payments on swap contracts on a daily basis, within income and expenses. Swap contracts are marked to market on a daily basis with fluctuations in value recorded in "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps" in the Statement of Assets and Liabilities and "Changes in unrealized gains and (losses) on swaps" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Once a swap contract has matured or is sold, the net amount is recorded as "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. The upfront premiums paid or received are recognized as cost or proceeds in the Statement of Assets and Liabilities and are amortized on a straight line basis over the life of the contract. Accruals of amortized upfront premiums on credit default swaps are included in "Swap income" until the position is sold, thereafter the amortized upfront premiums are included in "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency". On all other swap types the amortized upfront premiums are included within "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps,

**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)**

AB FCP I

financial futures contracts, options and currency". Fluctuations in the value of swap contracts are recorded as a component of "Changes in unrealized gains and (losses) on swaps" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

"Upfront premiums paid (received) on swap contracts" disclosed in the Statement of Assets and Liabilities include premiums paid (received) on the OTC credit default swaps and a margin that is yet to be settled on the centrally cleared credit default swaps.

**2. Organization Expenses**

The organization expenses of all existing Portfolios have been fully amortized in prior years.

**3. Allocation Method**

Income and expenses (except for class-specific management and distribution fees) for the "fixed income" and "balanced" Portfolios are allocated on a daily basis utilizing a hybrid allocation model. This model allocates based upon each class' proportionate percentage of the combined value of settled shares for those classes which accrue a daily dividend and the value of the shares outstanding for those classes which accrue a monthly dividend or no dividend at all. Income and expenses for the "equity" Portfolios are allocated on a daily basis by each class' value of their proportionate shares outstanding. For all of the Portfolios, realized and unrealized gains and losses are allocated on a daily basis by each class' value of their proportionate shares outstanding. Class-specific management, management company, distribution fees and realized and unrealized gains and losses on forward foreign currency contracts related to the Currency Hedged Share Classes are charged /allocated directly to the respective class.

Due to the distinct institutional nature of all types of Class S shares of the Portfolios, certain fund expenses, where applicable, are allocated to the respective Class S shares based upon minimum shareholder activity and account level requirements.

**4. Currency Translation**

Values expressed in a currency other than the currency in which a Portfolio is denominated, as determined by the Management Regulations, are translated at the average of the last available bid and ask price of such currency. Transactions in foreign currencies are translated into the currency of each Portfolio at the exchange rate ruling at the date of the transactions.

The Combined Statement of Assets and Liabilities is presented in U.S. Dollars at the exchange rates ruling at the date of the combined Statement of Assets and Liabilities, while the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets is presented in U.S. Dollars at the average exchange rates ruling during the year.

Exchange rates applied in the financial statements are: spot rate 1.1054 and average rate 1.0808 for EUR to USD, spot rate 0.0068 and average rate 0.0066 for JPY to USD.

The "Currency translation adjustment" presented in the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets

is the result of the difference in exchange rates used to translate Combined net assets at the beginning of the year, the Statement of Assets and Liabilities and the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

**5. Investment Income and Investment Transactions**

Dividend income is recorded on the ex-dividend date. Interest income is accrued daily. Investment gains and losses for the Portfolios are determined on an average cost basis. The Fund accretes discounts and amortizes premiums as adjustments, if applicable, to interest income. Investment transactions are recorded on trade date plus one day.

**6. Estimates**

The preparation of the Financial Statements in conformity with accounting principles generally accepted in Luxembourg requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the Financial Statements and the reported amounts of income and expenses during the reporting year. Actual results may differ from those estimates.

**7. Swing Pricing Adjustment**

(The following applies to all Portfolios except Global Equity Blend Portfolio)

The Fund implemented a NAV Adjustment Policy, also known as "swing pricing" policy, effective from November 2, 2015. Under this policy, a Portfolio's NAV may be adjusted to reflect the impact of estimated transaction costs, deal spreads and charges generated by shareholders' purchase and redemption activity. Swing pricing is automatically applied when daily net subscriptions or redemptions exceed a threshold specified by the Swing Pricing Committee under the supervision of the Board of Managers.

When swing pricing is applied, the NAV of the relevant Portfolio's shares will be adjusted up or down, in an amount generally not to exceed 2% of the relevant NAV, so that the transaction costs incurred due to the purchase and redemption activity are borne by the investors transacting in the Portfolio's shares, rather than the Portfolio itself. This adjustment is intended to minimize dilution of the value of shareholders' investment in shares of a Portfolio brought on by transactions in the Portfolio's shares.

The NAV per Share and the total net assets as disclosed in the Statistical Information are the published NAV per Share and the total net assets, whereas the total net assets disclosed in the Statement of Assets and Liabilities and Statement of Operations and Changes in Net Assets is the total NAV excluding any period end swing adjustments.

All Portfolios subject to swing pricing except Dynamic Diversified Portfolio swung their NAVs during the reporting period and as of August 31, 2024, none of such Portfolios swung their NAVs.

**NOTE C: Taxes**

As a Luxembourg *fonds commun de placement* ("FCP"), the Fund is not subject, under present tax laws, to income, withholding or capital gains taxes in Luxembourg. The Fund is subject to the Luxembourg *taxe d'abonnement* at the rate of 0.05% per annum calculated and payable quarterly as the

aggregate total net assets on the last day of each calendar quarter. The rate is 0.01% for share classes reserved to institutional investors within the meaning of Article 174 of the Law of 2010. Interest, dividends and capital gains on securities may be subject to withholding or capital gains taxes in certain countries.

## AB FCP I

In connection with an investment by a Portfolio into a separate Portfolio, *taxe d'abonnement* is waived in an amount equal to

the Portfolio's pro rata share of the *taxe d'abonnement* accrued within the respective share class of the separate Portfolio.

**NOTE D: Distributions**

The Management Company does not currently intend to pay dividends with respect to the shares for the Global Equity Blend Portfolio. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Dynamic Diversified Portfolio (until liquidation date):

- For Class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. Distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.
- For Class A, C, I, S, S1, SP, S1P, AX, BX, CX and IX shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Emerging Markets Growth Portfolio:

- For Class A, B, C, I, N, S, S1 and W shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For Class AD and ED shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Asia Ex-Japan Equity Portfolio:

- For Class A, C, I, S and S1 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For Class AY and class BY shares, the Management Company has discretion to declare and pay distributions based on the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AD, ED, ID and SD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare

and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Japan Strategic Value Portfolio:

- For Class A, C, I, S, S1 and 2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For Class AD and SD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For China Low Volatility Equity Portfolio (until merger date):

- For Class A, B, C, I, S and S1 shares, the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to such Shares will be reflected in the respective NAV of such Shares.
- For Class AD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Short Duration Bond Portfolio:

- For Class A, AX, C, I and S shares (and corresponding H shares, unless noted otherwise), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AJ, AT, CT, IT, NT and S1T shares (and corresponding H shares), the Management Company

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.

- For Class AA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For Class A2, C2, I2, N2, S1, S2 and S1 2 shares (and corresponding H shares) and S EUR H, S SGD H shares, the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

## For Global High Yield Portfolio:

- For Class A, B, C, I, JA, J and W shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AT, BT, CT, IT, NT, S1D, S1D2 and WT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class IQD and S1QD shares, the Management Company intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares. For class SK shares, the Management Company may declare and pay dividends at its discretion.
- For Class AK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the relevant class of Shares.
- For Class AA, EA, IA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. For class SHK shares, the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.

- For class SIL shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares. Such dividends will not be paid out of capital attributable to the share class of Shares.
- For Class A2, B2, C2, E2, I2, N2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

## For American Income Portfolio:

- For Class A, B, C, I, JA, J and W shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AT, BT, CT, IT, LT, NT, S1D, S1D2, WT and ZT shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AK and CK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AA, EA, IA and SA shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. For class SHK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For Class S1QD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares.
- For Class A2, B2, C2, E2, I2, L2, N2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

## For European Income Portfolio:

- For Class A, B, C and I shares, the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.

## AB FCP I

- For Class AT, CT, IT, NT, SID and WT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
  - For Class AK and CK shares, the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
  - For Class AA, IA, SA and WA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. For class SHK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
  - For Class A2, B2, C2, E2, I2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
  - For Class A2, C2, E2, I2, N2, S, S1 and S1 2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
  - For Class A2, C2, E2, I2, N2, S, S1 and S1 2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
  - For Class S1L shares, the Management Company intends to declare and make monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares. Such dividends will not be paid out of capital attributable to the share class of Shares.
  - For class S1L shares, the Management Company intends to declare and make monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares. Such dividends will not be paid out of capital attributable to the share class of Shares.
  - For Class S1QD shares (and corresponding H shares), the Board intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares.
- For Mortgage Income Portfolio:
- For Class A, AX, BX, C, CX, I, IX, S and S1X shares, the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
  - For Class AT, ATX, IT, NT and ZT shares, the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
  - For Class AA, EA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
  - For Class S1L shares, the Management Company intends to declare and make monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares. Such dividends will not be paid out of capital attributable to the share class of Shares.
  - For Class A2, A2X, C2, C2X, E2, I2, I2X, N2, S1 and S2 shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.

## For Emerging Markets Debt Portfolio:

- For Class A, C and I shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AT, BT, CT, IT, NT and ZT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For Class AA, EA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares, the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For Class AI and EI shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares. The Management Company also may determine if and to what extent dividends paid include realized capital gains and/or are paid out of capital attributable to the relevant class of

Shares. To the extent the net income and net realized profits attributable to these Shares exceed the amount declared payable, the excess return will be reflected in the respective NAV of such Shares.

Dividends may be automatically reinvested at the election of the Shareholder.

**NOTE E: Management Fee and Other Transactions with Affiliates**

The Fund pays the Management Company a management fee. Under the terms of the Investment Management Agreement from the management fee earned, the Management Company pays an investment management fee to AllianceBernstein L.P (the "Investment Manager").

The Management Company has voluntarily agreed to bear certain expenses to the extent necessary to limit total operating expenses on an annual basis.

These limitations have been set as follows (limitations expressed as a percentage of the average daily net assets):

AB FCP I-	Share Class	%
<b>Dynamic Diversified</b>		
Portfolio(a).....	Class A	1.95%
	Class A EUR	1.95%
	Class A EUR H	1.95%
	Class AX	1.90%
	Class AX EUR	1.90%
	Class AX SGD	1.90%
	Class BX	2.90%
	Class C	2.25%
	Class C EUR	2.25%
	Class C EUR H	2.25%
	Class CX	2.20%
	Class I	1.25%
	Class I EUR	1.25%
Class I EUR H(b)	1.25%	
Class IX(c)	1.20%	
<b>Global Equity Blend</b>		
Portfolio.....	Class A	2.10%
	Class A EUR	2.10%
	Class A EUR H	2.10%
	Class A SGD	2.10%
	Class B	3.10%
	Class B SGD	3.10%
	Class C	2.55%
	Class C EUR	2.55%
	Class I	1.30%
	Class I EUR	1.30%
	Class S HKD	0.10%
	Class S1	0.80%
	Class S1 EUR	0.80%
	Class S1 GBP	0.80%
	Class S1 SGD	0.80%
<b>Emerging Markets Growth</b>		
Portfolio.....	Class S1	1.20%
	Class S1 EUR	1.20%
	Class S1 GBP	1.20%

AB FCP I-	Share Class	%
<b>Asia Ex-Japan Equity</b>		
Portfolio.....	Class A	2.05%
	Class A AUD H	2.05%
	Class A EUR	2.05%
	Class A HKD	2.05%
	Class A SGD H	2.05%
	Class AD	2.05%
	Class AD AUD H	2.05%
	Class AD CAD H	2.05%
	Class AD EUR	2.05%
	Class AD EUR H	2.05%
	Class AD GBP H	2.05%
	Class AD HKD	2.05%
	Class AD NZD H	2.05%
	Class AD RMB H(d)	2.05%
	Class AD ZAR H	2.05%
	Class AY JPY	2.05%
	Class BY JPY	2.52%
	Class C	2.50%
	Class C EUR	2.50%
	Class ED	3.05%
	Class ED AUD H	3.05%
	Class I	1.25%
	Class I AUD H(d)	1.25%
	Class I EUR	1.25%
	Class I GBP	1.25%
	Class S	0.30%
	Class S HKD	0.30%
Class S1	1.20%	
Class S1 EUR	1.20%	
Class SD	0.30%	
<b>Japan Strategic Value</b>		
Portfolio.....	Class A	1.70%
	Class A CZK H	1.70%
	Class A EUR	1.70%
	Class A EUR H	1.70%
	Class A PLN(d)	1.70%
	Class A SGD	1.70%
	Class A SGD H	1.70%
	Class A USD	1.70%
	Class A USD H	1.70%
	Class AD	1.70%
	Class AD AUD H	1.70%
	Class AD NZD H	1.70%
	Class AD USD H	1.70%
	Class AD ZAR H	1.70%
Class C	2.60%	
Class C EUR	2.60%	
Class C EUR H	2.60%	

## AB FCP I

AB FCP I-	Share Class	%	AB FCP I-	Share Class	%
Japan Strategic Value			Short Duration Bond		
Portfolio (continued) . . . . .	Class C USD	2.60%	Portfolio (continued) . . . . .	Class AT NZD H	1.20%
	Class I	0.90%		Class AT SGD H	1.20%
	Class I EUR	0.90%		Class AX	1.00%
	Class I EUR	0.90%		Class C	1.60%
	Class I EUR H	0.90%		Class C2	1.60%
	Class I USD	0.90%		Class C2 EUR H(d)	1.60%
	Class I USD H	0.90%		Class I	0.575%
	Class S EUR H(d)	0.15%		Class I EUR(d)	0.575%
	Class S1 EUR	0.80%		Class I2	0.575%
	Class S1 USD	0.80%		Class I2 EUR(d)	0.575%
	Class SD	0.15%		Class I2 EUR H	0.575%
China Low Volatility Equity				Class IT	0.575%
Portfolio(e) . . . . .	Class A	1.99%		Class N2	1.70%
	Class A EUR	1.99%		Class NT	1.70%
	Class A HKD	1.99%		Class S	0.10%
	Class A PLN H	1.99%		Class S1 2	0.35%
	Class AD	1.99%		Class S1 2 EUR	0.35%
	Class AD AUD H	1.99%		Class S1 EUR H	0.35%
	Class AD CAD H	1.99%		Class S1T	0.35%
	Class AD EUR H	1.99%		Class SA	0.10%
	Class AD GBPH	1.99%			
	Class AD HKD	1.99%	Global High Yield Portfolio . . .	Class S1	1.00%
	Class AD NZD H	1.99%		Class S1 EUR	1.00%
	Class AD SGD H	1.99%		Class S1 EUR H	1.00%
	Class AD ZAR H	1.99%		Class S1D	1.00%
	Class B	2.99%		Class S1D2	1.00%
	Class B EUR	2.99%		Class S1L GBPH	1.00%
	Class C	2.44%		Class SA	0.10%
	Class C EUR	2.44%		Class SHK	0.10%
	Class I	1.19%		Class SK	0.75%
	Class I EUR	1.19%			
	Class S(f)	0.16%	American Income Portfolio . . .	Class A	1.50%
	Class S1	0.91%		Class A EUR	1.50%
	Class S1 EUR	0.91%		Class A2	1.50%
Short Duration Bond				Class A2 CHF H	1.50%
Portfolio . . . . .	Class A	1.20%		Class A2 DUR PH	1.50%
	Class A EUR	1.20%		Class A2 EUR	1.50%
	Class A2	1.20%		Class A2 EUR H	1.50%
	Class A2 EUR	1.20%		Class A2 HKD	1.50%
	Class A2 EUR H	1.20%		Class A2 PLN H	1.50%
	Class A2 HKD	1.20%		Class A2 SGD	1.50%
	Class A2 SGD H	1.20%		Class A2 SGD H	1.50%
	Class AA	1.20%		Class AA	1.50%
	Class AA AUD H	1.20%		Class AA AUD H	1.50%
	Class AA CAD H	1.20%		Class AA CAD H	1.50%
	Class AA GBPH	1.20%		Class AA DUR PH	1.50%
	Class AA HKD	1.20%		Class AA EUR H	1.50%
	Class AA SGD H	1.20%		Class AA GBPH	1.50%
	Class AJ	1.00%		Class AA HKD	1.50%
	Class AT	1.20%		Class AA NZD H	1.50%
	Class AT AUD H	1.20%		Class AA RMB H	1.50%
	Class AT CAD H	1.20%		Class AA SGD H	1.50%
	Class AT EUR	1.20%		Class AA ZAR H	1.50%
	Class AT EUR H	1.20%		Class AK	1.50%
	Class AT GBPH	1.20%		Class AK EUR	1.50%
	Class AT HKD	1.20%		Class AK EUR H	1.50%

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

AB FCP I-	Share Class	%	AB FCP I-	Share Class	%
American Income Portfolio (continued) .....	Class AR EUR	1.50%	American Income Portfolio (continued) .....	Class S1	0.65%
	Class AR EUR H	1.50%		Class S1D	0.65%
	Class AT	1.50%		Class S1D2	0.65%
	Class AT AUD H	1.50%		Class SA	0.15%
	Class AT CAD H	1.50%		Class SHK	0.15%
	Class AT DUR PH	1.50%		Class W	0.95%
	Class AT EUR	1.50%		Class W2	0.95%
	Class AT EUR H	1.50%		Class W2 CHF H	0.95%
	Class AT GBP H	1.50%		Class W2 EUR H	0.95%
	Class AT HKD	1.50%		Class WT	0.95%
	Class AT NZD H	1.50%		Class WT AUD H	0.95%
	Class AT RMB H	1.50%		Class WT EUR H	0.95%
	Class AT SGD	1.50%		Class WT GBP H	0.95%
	Class AT SGD H	1.50%		Class WT HKD	0.95%
	Class B	2.20%		Class WT SGD H	0.95%
	Class B2	2.20%			
	Class BT	2.20%	European Income Portfolio . . . .	Class A	1.41%
	Class C	1.95%		Class A USD	1.41%
	Class C EUR	1.95%		Class A2	1.41%
	Class C2	1.95%		Class A2 CHF H	1.41%
	Class C2 EUR	1.95%		Class A2 PLN H	1.41%
	Class C2 EUR H	1.95%		Class A2 USD	1.41%
	Class CT	1.95%		Class A2 USD H	1.41%
	Class EA	2.00%		Class AA	1.41%
	Class EA AUD H	2.00%		Class AA AUD H	1.41%
	Class EA ZAR H	2.00%		Class AA HKD H	1.41%
	Class I	0.95%		Class AA RMB H	1.41%
	Class I EUR	0.95%		Class AA SGD H	1.41%
	Class I2	0.95%		Class AA USD H	1.41%
	Class I2 AUD H	0.95%		Class AK	1.41%
	Class I2 CHF H	0.95%		Class AR	1.41%
	Class I2 DUR PH(g)	0.95%		Class AT	1.41%
	Class I2 EUR	0.95%		Class AT AUD H	1.41%
	Class I2 EUR H	0.95%		Class AT SGD H	1.41%
	Class I2 HKD	0.95%		Class AT USD	1.41%
	Class I2 SGD(d)	0.95%		Class AT USD H	1.41%
	Class I2 SGD H	0.95%		Class B USD	2.11%
	Class IA	0.95%		Class B2	2.11%
	Class IA AUD H	0.95%		Class B2 USD	2.11%
	Class IT	0.95%		Class C	1.86%
	Class IT AUD H	0.95%		Class C USD	1.86%
	Class IT CAD H	0.95%		Class C2	1.86%
	Class IT EUR H	0.95%		Class C2 USD	1.86%
	Class IT GBP H	0.95%		Class C2 USD H	1.86%
	Class IT HKD	0.95%		Class CK	1.86%
	Class IT JPY	0.95%		Class CT USD H	1.86%
	Class IT JPY H	0.95%		Class I	0.86%
	Class IT NZD H	0.95%		Class I USD	0.86%
	Class IT RMB H	0.95%		Class I2	0.86%
	Class IT SGD(h)	0.95%		Class I2 AUD H	0.86%
	Class IT SGD H	0.95%		Class I2 CHF H	0.86%
	Class L2(d)	1.05%		Class I2 USD	0.86%
	Class LT(d)	1.05%		Class I2 USD H	0.86%
	Class N2	2.05%		Class IA	0.86%
	Class NT	2.05%		Class IA HKD H	0.86%
	Class S	0.15%		Class IA SGD H(d)	0.86%

## AB FCP I

AB FCP I-	Share Class	%	AB FCP I-	Share Class	%
European Income Portfolio (continued) .....	Class IA USD H	0.86%	Emerging Markets Debt Portfolio (continued) .....	Class C2	1.95%
	Class IT	0.86%		Class C2 EUR	1.95%
	Class IT SGD H(d)	0.86%		Class C2 EUR H	1.95%
	Class IT USD H	0.86%		Class CT	1.95%
	Class NT USD H	1.96%		Class EA	2.00%
	Class S1	0.65%		Class EA AUD H	2.00%
	Class S1 USD	0.65%		Class EA ZAR H	2.00%
	Class S1 USD H	0.65%		Class EI	2.00%
	Class S1D	0.65%		Class EI AUD H	2.00%
	Class SA USD H	0.15%		Class I	0.95%
	Class SHK	0.15%		Class I2	0.95%
	Class W2	0.86%		Class I2 AUD H	0.95%
	Class W2 CHF H	0.86%		Class I2 CHF H	0.95%
	Class W2 USD H	0.86%		Class I2 EUR	0.95%
	Class WA	0.86%		Class I2 EUR H	0.95%
	Class WA HKD H(d)	0.86%		Class IT AUD H	0.95%
	Class WA USD H	0.86%		Class IT EUR H	0.95%
	Class WT	0.86%		Class N2	2.05%
	Class WT SGD H(d)	0.86%		Class NT	2.05%
	Class WT USD H	0.86%		Class S	0.15%
Emerging Markets Debt Portfolio .....	Class A	1.50%		Class S1 2	0.70%
	Class A EUR	1.50%		Class S1 2 EUR(d)	0.70%
	Class A2	1.50%		Class S1 EUR H	0.70%
	Class A2 CHF H	1.50%		Class S1 GBPH	0.70%
	Class A2 EUR	1.50%		Class S1L	0.70%
	Class A2 EUR H	1.50%		Class SA	0.15%
	Class A2 HKD	1.50%	Mortgage Income Portfolio . . . .	Class A	1.50%
	Class A2 PLN(d)	1.50%		Class A2	1.50%
	Class A2 PLN H	1.50%		Class A2 EUR	1.50%
	Class A2 SGD H	1.50%		Class A2 EUR H	1.50%
	Class AA	1.50%		Class A2 HKD	1.50%
	Class AA AUD H	1.50%		Class A2 SGD(d)	1.50%
	Class AA CAD H	1.50%		Class A2X	1.25%
	Class AA EUR H	1.50%		Class A2X EUR	1.25%
	Class AA GBPH	1.50%		Class AA	1.50%
	Class AA HKD	1.50%		Class AA AUD H	1.50%
	Class AA NZD H	1.50%		Class AA HKD	1.50%
	Class AA RMB H(d)	1.50%		Class AA RMB H	1.50%
	Class AA SGD H(d)	1.50%		Class AA SGD H	1.50%
	Class AA ZAR H	1.50%		Class AA ZAR H	1.50%
	Class AI	1.50%		Class AR EUR H	1.50%
	Class AI AUD H	1.50%		Class AT	1.50%
	Class AR EUR	1.50%		Class AT AUD H	1.50%
	Class AT	1.50%		Class AT EUR	1.50%
	Class AT AUD H	1.50%		Class AT GBPH	1.50%
	Class AT CAD H	1.50%		Class AT HKD	1.50%
	Class AT EUR	1.50%		Class AT SGD(d)	1.50%
	Class AT EUR H	1.50%		Class AT SGD H	1.50%
	Class AT GBPH	1.50%		Class AX	1.25%
	Class AT HKD	1.50%		Class AX EUR	1.25%
	Class C EUR	1.95%		Class BX	1.70%
	Class AT NZD H	1.50%		Class BX EUR	1.70%
	Class AT SGD H	1.50%		Class C	1.95%
	Class BT	2.50%		Class C2	1.95%
	Class C	1.95%		Class C2 EUR	1.95%

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

AB FCP I-	Share Class	%
Mortgage Income Portfolio (continued) .....	Class CX	1.70%
	Class I	0.95%
	Class I EUR	0.95%
	Class I2	0.95%
	Class I2 EUR	0.95%
	Class I2 EUR H	0.95%
	Class IT EUR H	0.95%
	Class IX	0.70%
	Class N2	2.05%
	Class NT	2.05%
	Class S	0.15%
	Class S1	0.65%
	Class S1 AUD H	0.65%
	Class S1 EUR(d)	0.65%
	Class S1 EUR H	0.65%
	Class S1 JPY(i)	0.65%
	Class SIL	0.65%
	Class SA	0.15%

- (a) Last official NAV calculated on September 19, 2023.  
(b) Share class liquidated on September 8, 2023.  
(c) Share class liquidated on September 18, 2023.  
(d) Share class liquidated on November 21, 2023.  
(e) Last official NAV calculated on March 8, 2024.  
(f) Share class liquidated on December 15, 2023.  
(g) Share class liquidated on February 26, 2024.  
(h) Share class liquidated on May 29, 2024.  
(i) Share class liquidated on November 8, 2023.

The following table shows expenses borne by the Management Company during the year ended August 31, 2024, and reimbursement receivable at August 31, 2024:

AB FCP I-	Expenses borne	Reimbursement receivable
Dynamic Diversified Portfolio(a) ..	\$ 11,516	–
Global Equity Blend Portfolio .....	\$ 74,042	–
Asia Ex-Japan Equity Portfolio .....	\$ 832	–
Japan Strategic Value Portfolio .....	¥ 27,240,273	6,856,921
China Low Volatility Equity		
Portfolio(b) .....	\$ 75,114	–
Short Duration Bond Portfolio .....	\$ 76,679	–
American Income Portfolio .....	\$ 17	–
European Income Portfolio .....	€ –	29
Mortgage Income Portfolio .....	\$ 1,398	–

- (a) Last official NAV calculated on September 19, 2023.  
(b) Last official NAV calculated on March 8, 2024.

Expenses borne by the Management Company are included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Expense reimbursed or waived". Reimbursement receivable is included in the Statement of Assets and Liabilities in "Accrued expenses and other liabilities". The Fund also pays the Management Company a Management Company fee.

Specific share classes of each Portfolio pay the Distributor, a distribution fee, which is a compensation for providing distribution-related services to the Fund with respect to such shares.

All of the aforementioned fees are accrued at an annual rate on the average daily net assets of each Portfolio and paid monthly.

A list of each Portfolio's annual rate for their applicable fees can be found in Table 1 (Pages 161 to 171).

Also, all types of Class B shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates of between 0.00% and 4.50%, all types of Class C shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates between 0.00% and 1.00%, all types of Class E shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates between 0.00% and 3.00%. Class J shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates between 0.00% and 3.00%. The actual rate will depend on the Portfolio and the period of time the shares are held.

The Fund compensates its registrar and transfer agent, AllianceBernstein Investor Services, a unit of the Management Company, for providing personnel and facilities to perform registrar and transfer agency services for the Fund. Such compensation amounted to \$23,178,581 for the year ended August 31, 2024.

The Fund compensates the Investment Manager for certain services provided to the Fund in connection with the registration of the Fund for sale in certain jurisdictions outside of Luxembourg, subject to certain conditions. Such compensation amounted to \$317,785 for the year ended August 31, 2024 and is included in "Professional fees" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

The Fund compensates its legal adviser, Elvinger Hoss Prussen, *société anonyme* for legal services rendered to the Fund. Payments of €6,272 were made for the year ended August 31, 2024 and are included in "Professional fees" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

The Investment Manager has not entered into transactions in relation to a placing and/or a new issue in which a connected person had a material interest as a member of the underwriting syndicate. All transactions executed on behalf of the Fund were entered into in the ordinary course of business and/or normal commercial terms. There was no commission paid for the year ended August 31, 2024 on securities transactions utilizing the services of the affiliated firms, Sanford C. Bernstein & Co., LLC (until March 31, 2024) and Bernstein Institutional Services LLC (since 1 April 2024) and Bernstein Autonomous LLP. Several of the Management Company's managers are employees and/or officers of the Investment Manager and/or its affiliates.

Global High Yield Portfolio invests in AB SICAV I – Emerging Market Corporate Debt Portfolio, AB SICAV I – Sustainable Euro High Yield Portfolio, AB SICAV I – Asia Income Opportunities Portfolio, AB SICAV I – Emerging Market Local Currency Debt Portfolio and AB SICAV I – US High Yield Portfolio, which are managed by the Management Company. American Income Portfolio invests in AB SICAV I – US High Yield Portfolio, AB SICAV I – Asia Income Opportunities Portfolio, AB SICAV I – Global Income Portfolio, AB SICAV I – Sustainable Income Portfolio and AB SICAV I – USD Corporate Bond Portfolio which are managed by the Management Company. Emerging Markets Debt Portfolio invests in AB SICAV I – Emerging Market Corporate Debt Portfolio which is managed by the Management Company. European Income Portfolio invests in AB SICAV I – Euro Corporate Bond Portfolio which is managed by the Management Company.

## AB FCP I

The Fund may purchase securities from, or sell securities to, an affiliated fund provided the affiliation is due solely to having a common investment advisor, common officers, or common

directors. For the year ended, there were no purchase and sale transactions with an affiliated fund.

#### NOTE F: Soft Commission Arrangements and Transaction Costs

During the year ended August 31, 2024, where permitted under applicable law, the Investment Manager and any Affiliated Sub-Investment Manager, if applicable, received and entered into soft-dollar commissions arrangements with brokers relating to Portfolios of the Fund that invest in equity securities, in respect of which certain goods and services used to support the investment decision making process were received. The soft commission arrangements were entered into on the basis that the execution of transactions on behalf of the Fund will be consistent with best execution standard and the Investment Manager considers many factors regarding best execution standards when entering into soft commission arrangements such as the size and nature of brokerage fees.

Additionally, due to the nature of the investment strategy of certain Portfolios, including where the Investment Manager delegates investment management services to AllianceBernstein Limited, all costs associated with soft commission arrangements may be “unbundled” and borne by the Investment Manager or its sub-delegates, if required by applicable law.

The goods and services received include specialist industry, company and consumer research, portfolio and market analysis and computer software used for the delivery of such services.

The nature of the goods and services received is such that the benefits provided under the arrangement must be those which assist in the provision of investment services to the Fund and may contribute to an improvement in the Fund’s performance.

For the avoidance of doubt, such goods and services do not include travel, accommodations, entertainment, general administrative goods or services, general office equipment or premises, membership fees, employees’ salaries or direct money payments.

Transaction costs are costs incurred in the acquisition, issue or disposal of transferable securities, money market instruments,

derivatives or other eligible assets. They can include bid-ask spread, fees and commissions paid to agents, advisers, brokers and dealers, transaction related taxes and other market charges. They do not include debt premiums or discounts, financing costs or internal administrative or holding costs. Transaction costs are included within the cost of investments in the Portfolio of Investments as well as in the “Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency” and “Changes in unrealized gains and (losses) on investments” in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Transaction costs are excluded from the Total Expense Ratio and/or expense reimbursement calculation.

For the year ended August 31, 2024, the amount of transaction costs incurred by each Portfolio is detailed in the following table:

AB FCP I-	Transaction costs
Dynamic Diversified Portfolio(a) .....	\$ 2,730
Global Equity Blend Portfolio .....	\$ 69,751
Emerging Markets Growth Portfolio .....	\$ 1,203,786
Asia Ex-Japan Equity Portfolio .....	\$ 1,062,052
Japan Strategic Value Portfolio .....	¥ 5,446,312
China Low Volatility Equity Portfolio(b) ..	\$ 164,924
Short Duration Bond Portfolio .....	\$ 30,201
Global High Yield Portfolio .....	\$ 302,744
American Income Portfolio .....	\$ 2,006,671
European Income Portfolio .....	€ 26,038
Emerging Markets Debt Portfolio .....	\$ 11,887
Mortgage Income Portfolio .....	\$ -0-

(a) Last official NAV calculated on September 19, 2023. See Note A.

(b) Last official NAV calculated on March 8, 2024. See Note A.

#### NOTE G: Forward Foreign Currency Contracts

A forward foreign currency contract is a commitment to purchase or sell a foreign currency at a future date at a negotiated forward rate. The gain or loss arising from the difference between the original contract and the closing of such contract is included in “Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency” in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

Fluctuations in the value of open forward foreign currency contracts are reflected for financial reporting purposes as a component of “Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign currency contracts” in the Statement of Assets and Liabilities.

One or more of a Portfolio’s share classes offered in a particular currency (each, an “Offered Currency”) may be hedged to such Offered Currency. Any such share class will constitute a “Currency Hedged Share Class”. Currency Hedged Share Classes aim to provide investors a return more closely correlated to the Portfolio’s base currency return by reducing

the effect of exchange rate fluctuations between the Portfolio’s base currency and the relevant Offered Currency, taking into account practical considerations such as transaction costs.

The hedging strategy employed is designed to reduce, but may not eliminate, currency exposure between the Portfolio’s base currency and the relevant Offered Currency.

Risks may arise from the potential inability of a counterparty to meet the terms of a contract and from unanticipated movements in the value of a foreign currency relative to the hedged currency.

Given that there is no segregation of liabilities between the various share classes within a Portfolio, there is a remote risk that, under certain circumstances, currency hedging transactions in relation to a Currency Hedged Share Class could result in liabilities which might affect the NAV of the other share classes of the same Portfolio, in which case assets of the other share classes of the Portfolio may be used to cover the liabilities incurred by such Currency Hedged Share Class.

The securities in the Fund are used as collateral for forward foreign currency contracts.

**NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)**

AB FCP I

**NOTE H: Repurchase Agreements**

Repurchase agreements are collateralized by obligations of the United States, its agencies or instrumentalities thereof. The securities underlying the repurchase agreement will be held by the Depository at all times in an amount at least equal to the repurchase price, including accrued interest.

At August 31, 2024, there were no repurchase agreements.

There was no interest income arising from repurchase agreements during the year ended August 31, 2024.

**NOTE I: Reverse Repurchase Agreements**

Reverse repurchase agreements are identical to repurchase agreements except that rather than buying securities for cash subject to their repurchase by the seller, a Fund sells portfolio assets concurrently with an agreement by the Fund to repurchase the same assets at a later date at a fixed price slightly higher than the sale price. During the reverse repurchase agreement period, the Fund continues to receive principal and interest payments on these securities. Generally, the effect of a reverse repurchase agreement is that the Fund can recover all or most of the cash invested in the portfolio securities involved during the term of the reverse repurchase agreement, while it will be able to keep the interest income associated with those portfolio securities.

Such transactions are advantageous only if the "interest cost" to the Fund of the reverse repurchase transaction, *i.e.*, the difference between the sale and repurchase price for the securities, is less than the cost of otherwise obtaining the cash invested in portfolio securities.

At August 31, 2024, there were no reverse repurchase agreements.

There was no interest income arising from reverse repurchase agreements during the year ended August 31, 2024.

**NOTE J: Financial Futures Contracts**

The Fund may buy or sell financial futures contracts. The Fund bears the market risk that arises from changes in the value of these financial instruments. The Fund's activities in financial futures contracts are conducted through regulated exchanges, which do not result in counterparty credit risk.

Pursuant to the contract, the Fund agrees to receive from or pay to the broker an amount of cash equal to the daily fluctuation in the value of the contract.

Such receipts or payments are known as the variation margin and are recorded by the Fund as unrealized gains or losses. When the contract is closed, the Fund records a realized gain or (loss) equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the time it was closed.

At the time the Fund enters into a financial futures contract the Fund deposits and maintains with the broker as collateral an initial margin as required by the exchange on which the transaction is effected.

**NOTE K: Swap Transactions**

A swap is an agreement that obliges two parties to exchange a series of cash flows at specified intervals based upon or calculated by reference to changes in specified prices or rates for a specified amount of an underlying asset or otherwise determined notional amount. Realized gains and (losses) and changes in unrealized gains and (losses) on swaps are included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets respectively under "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency" and as a component of "Changes in unrealized gains and (losses) on swaps".

**Total Return Swaps**

A total return swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange the total performance of an underlying asset for a series of interest payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

**Credit Default Swaps**

The buyer in a credit default swap agreement is obliged to pay the seller a periodic stream of payments over the term of the contract in return for a contingent payment upon the occurrence of a credit event with respect to an underlying reference obligation.

**Centrally Cleared Credit Default Swaps**

The buyer in a centrally cleared credit default swap agreement is obliged to pay the seller a periodic stream of payments over the term of the contract in return for a contingent payment upon the occurrence of a credit event with respect to an underlying reference obligation.

**Interest Rate Swaps**

An interest rate swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange a series of fixed or floating interest rate payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

**Centrally Cleared Interest Rate Swaps**

A centrally cleared interest rate swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange a series of fixed or floating interest rate payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

**Inflation Swaps**

An inflation swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange fixed rate payments for floating, inflation index linked payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

## AB FCP I

**NOTE L: Option Transactions**

The Fund may purchase and write (sell) put and call options on securities. The risk associated with purchasing an option is that the Fund pays a premium whether or not the option is exercised. Additionally, the Fund bears the risk of loss of the premium and a change in market value should the counterparty not perform under the contract. Put and call options purchased are accounted for in the same manner as Portfolio securities. The cost of securities acquired through the exercise of call options is increased by the premiums paid. The proceeds from securities sold through the exercise of put options are decreased by the premiums paid.

When the Fund writes an option, the premium received by the Fund is recorded as a liability and is subsequently adjusted to the current market value of the option written.

Premiums received from written options which expire unexercised are recorded by the Fund on the expiration date as realized gains from options written. The difference between the premium received and the amount paid on effecting a closing purchase transaction, including brokerage commissions, is also treated as a realized gain, or if the premium received is less than the amount paid for the closing purchase transaction, as a realized loss.

If a call option is exercised, the premium received is added to the proceeds from the sale of the underlying security or currency in determining whether the Fund has realized a gain or loss. If a put option is exercised, the premium received reduces the cost basis of the security or currency purchased by the Fund. In writing an option, the Fund bears the market risk of an unfavorable change in the price of the security or currency underlying the written option. Exercise of an option written by the Fund could result in the Fund selling or buying a security or currency at a price different from the current market value.

The Fund may also invest in options on swap agreements, also called swaptions. A swaption is an option that gives the buyer the right, but not the obligation, to enter into a swap on a future date in exchange for paying a market-based premium. A receiver swaption gives the owner the right to receive the total return of a specified asset, reference rate, or index. A payer swaption gives the owner the right to pay the total return of a specified asset, reference rate, or index. Swaptions also include options that allow an existing swap to be terminated or extended by one of the counterparties.

**NOTE M: Collateral**

The following table lists the cash collateral held by/owed to broker for certain financial derivative instruments as of August 31, 2024:

AB FCP I-	Cash Held by Broker	Cash Owed to Broker
Global Equity Blend Portfolio .....		
Citibank	\$ 5,424	-
JPMorgan Chase	\$ 20,048	-
Morgan Stanley	\$ 54,129	18,801
Short Duration Bond Portfolio.....		
Citibank	\$ 81,999	77,451
Morgan Stanley	\$ 1,289,144	589,970
Global High Yield Portfolio.....		
Citibank	\$ 9,499,228	9,713,004
Morgan Stanley	\$ 91,586,789	208,837,291
American Income Portfolio.....		
Citibank	\$ -	205,297,524
Morgan Stanley	\$ 98,969	563,265
European Income Portfolio.....		
Citibank	€ 1,970,730	-
Goldman Sachs	€ 200	277,382
Emerging Markets Debt Portfolio.....		
Citibank	\$ -	260,000
Goldman Sachs	\$ 1,238,310	-
Morgan Stanley	\$ 2,077,339	317,000
Mortgage Income Portfolio.....		
Morgan Stanley	\$ 2,700,862	-

Cash collateral held by/owed to broker in relation to derivatives is recorded as part of "Cash at depository and broker" and "Due to depository and broker" in the Statement of Assets and Liabilities.

In relation to derivatives held by the Portfolios as at August 31, 2024 the following table lists collateral consisting of securities:

AB FCP I-	Market Value of Collateral Delivered to Broker	Market Value of Collateral Received from Broker
Global High Yield Portfolio.....		
Citibank		
U.S. Treasury Bonds, 6.75%, 08/15/2026	\$ 8,418,750	-
U.S. Treasury Notes, 4.00%, 06/30/2028	\$ 13,619,957	-
Morgan Stanley		
U.S. Treasury Bonds, 6.75%, 08/15/2026	\$ 108,975,462	-
American Income Portfolio...		
Citibank		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 08/15/2029	\$ 182,708,156	-
Morgan Stanley		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	\$ 110,452,106	-

**NOTE N: Loans of Portfolio Securities**

A Portfolio may make secured loans of its securities. The risk in lending securities, as with other extensions of credit, consists of possible loss of rights in the collateral should the borrower

fail financially. In addition, a Portfolio will be exposed to the risk that the sale of any collateral realized upon the borrower's default will not yield proceeds sufficient to replace the loaned securities.

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS (continued)

AB FCP I

In determining whether to lend securities to a particular borrower, the Investment Manager will consider all relevant facts and circumstances, including the creditworthiness of the borrower.

While securities are on loan, the borrower may pay a Portfolio concerned any income from the securities. A Portfolio may invest any cash collateral in money market instruments, thereby earning additional income, or receive an agreed upon amount of income from a borrower who has delivered equivalent collateral. A Portfolio may have the right to regain record ownership of loaned securities or equivalent securities in order to exercise ownership rights such as voting rights, subscription rights and rights to dividends, interest or distributions. The Portfolio may pay reasonable finders', administrative and other fees in connection with a loan.

For making secured loans of its securities, a Portfolio receives gross fee income, of which 20% is paid to the securities lending agent for providing securities lending services.

For the year ended August 31, 2024, the Portfolios earned a net fee income, which is presented in Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Securities lending income, net".

For the year ended August 31, 2024, Brown Brothers Harriman & Co. (acting as securities lending agent) earned a fee of \$22,200 for providing securities lending services. This is included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Securities lending income, net". The value of loaned securities and related collateral outstanding as of August 31, 2024, are as below. The collateral relates to securities held on the Portfolios.

AB FCP I-	Value	Collateral Market Value
Global Equity Blend		
Portfolio.....		
Merrill Lynch	\$ 653,733	686,563
UBS AG	\$ 500,526	546,034
Emerging Markets Growth		
Portfolio.....		
BNP Paribas	\$ 1,995,400	2,095,431
Japan Strategic Value		
Portfolio.....		
Merrill Lynch	¥ 466,121,318	489,530,663
JPMorgan Chase	¥ 108,375,529	113,844,984
UBS AG	¥ 36,596,541	39,924,001

**NOTE O: Bank Facility**

The Fund has access to an overdraft facility (the "Facility"), established with the Depository, intended to provide for short-term/temporary financing if necessary, subject to certain restrictions, in connection with abnormal redemption activity.

Each Portfolio of the Fund is limited to borrowing 10% of its respective net assets. Borrowings pursuant to the Facility are subject to interest at a mutually agreed upon rate and security by the underlying assets of each Portfolio.

**NOTE P: Co-Management of Assets**

For the purpose of effective management, where the investment policies of a Portfolio so permit, the Management Company may choose to co-manage assets of certain Portfolios within or outside the Fund. In such cases, assets of different Portfolios will be managed in common. The assets which are co-managed shall be referred to as a "pool". These pooling arrangements are an administrative device designed to reduce operational and other expenses and do not change the legal rights and obligations of Shareholders. The pools do not constitute separate entities and are not directly accessible to investors. Each of the co-managed Portfolios shall remain entitled to its specific assets.

of the Asset Pool which is attributable to each respective participating Portfolio, with a reference to the Portfolio's original participation in this Pool and will change in the event of additional allocation or withdrawals. The entitlements of each participating Portfolio to the co-managed assets apply to each and every line of investments of such pool.

Additional investments made on behalf of the co-managed Portfolios shall be allotted to such Portfolios in accordance with their respective entitlement, whereas assets sold shall be levied similarly on the assets attributable to each participating Portfolio.

Where assets of several Portfolios are pooled for the purposes of collective management, a record is maintained of the proportion

As of August 31, 2024, the Fund co-manages the assets of certain Portfolios within the Fund utilizing the following Pools:

Asset Pool	Participating Portfolios
ACM Bernstein-Global Growth Pool.....	Global Equity Blend Portfolio
ACM Global Investments-Global Value Pool.....	Global Equity Blend Portfolio

**NOTE Q: Joint Credit Facility**

The Fund together with other investment funds (the "participating funds") participates in a \$300 million revolving credit facility (the "Credit Facility") intended to provide short-term financing related to redemptions and other short term liquidity requirements, subject to certain

restrictions. Fees related to the Credit Facility are paid by the participating funds and are included in miscellaneous expenses in the consolidated statement of operations. The Fund did not utilize the Credit Facility during the year ended August 31, 2024.

**NOTE R: Subsequent Events**

AB FCP I - Japan Strategic Value Portfolio was liquidated. The last official NAV was calculated on November 19, 2024.

**TABLE 1**  
**FEE SCHEDULE**

**AB FCP I**

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
<b>Dynamic Diversified Portfolio(a)</b>				
Class				
A .....	1.70%	0.10%	N/A	1.95%
A EUR .....	1.70%	0.10%	N/A	1.95%
A EUR H .....	1.70%	0.10%	N/A	1.95%
AX .....	1.40%	0.10%	N/A	1.90%
AX EUR .....	1.40%	0.10%	N/A	1.90%
AX SGD .....	1.40%	0.10%	N/A	1.90%
BX .....	1.40%	0.10%	1.00%	2.90%
C .....	1.90%	0.10%	N/A	2.25%
C EUR .....	1.90%	0.10%	N/A	2.25%
C EUR H .....	1.90%	0.10%	N/A	2.25%
CX .....	1.70%	0.10%	N/A	2.20%
I .....	0.90%	0.10%	N/A	1.25%
I EUR .....	0.90%	0.10%	N/A	1.25%
I EUR H(b) .....	0.90%	0.10%	N/A	1.25%
IX(e) .....	0.70%	0.10%	N/A	1.20%
<b>Global Equity Blend Portfolio</b>				
Class				
A .....	1.60%	0.10%	N/A	2.06%
A EUR .....	1.60%	0.10%	N/A	2.06%
A EUR H .....	1.60%	0.10%	N/A	2.05%
A SGD .....	1.60%	0.10%	N/A	2.06%
B .....	1.60%	0.10%	1.00%	3.06%
B SGD .....	1.60%	0.10%	1.00%	3.08%
C .....	2.05%	0.10%	N/A	2.51%
C EUR .....	2.05%	0.10%	N/A	2.32%
I .....	0.80%	0.10%	N/A	1.24%
I EUR .....	0.80%	0.10%	N/A	1.26%
S HKD .....	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.10%
S1 .....	0.70%	0.01%(\$)	N/A	0.80%
S1 EUR .....	0.70%	0.01%(\$)	N/A	0.80%
S1 GBP .....	0.70%	0.01%(\$)	N/A	0.80%
S1 SGD .....	0.70%	0.01%(\$)	N/A	0.80%
<b>Emerging Markets Growth Portfolio</b>				
Class				
A .....	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
A AUD H .....	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
A EUR .....	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
A HKD .....	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
A PLN H .....	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
A SGD .....	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
A SGD H .....	1.70%	0.10%	N/A	2.00%
AD .....	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
B .....	1.70%	0.10%	1.00%	3.01%
C .....	2.15%	0.10%	N/A	2.46%
C EUR .....	2.15%	0.10%	N/A	2.47%
ED .....	1.70%	0.10%	1.00%	3.01%
I .....	0.90%	0.10%	N/A	1.21%
I AUD H .....	0.90%	0.10%	N/A	1.21%
I EUR .....	0.90%	0.10%	N/A	1.21%
N .....	2.15%	0.10%	N/A	2.46%
S1 .....	0.90%	0.01%(\$)	N/A	1.04%
S1 EUR .....	0.90%	0.01%(\$)	N/A	1.05%
S1 GBP .....	0.90%	0.01%(\$)	N/A	1.00%

**TABLE 1**  
**FEE SCHEDULE (continued)**

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
<b>Asia Ex-Japan Equity Portfolio</b>				
Class				
A .....	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
A AUD H .....	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
A EUR .....	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
A HKD .....	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
A SGD H .....	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD .....	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD AUD H .....	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD CAD H .....	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD EUR .....	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD EUR H .....	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD GBPH .....	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
AD HKD .....	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD NZD H .....	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AD RMB H(d) .....	1.70%	0.05%	N/A	2.02%
AD ZAR H .....	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
AY JPY .....	1.70%	0.05%	N/A	2.03%
BY JPY .....	1.45%	0.05%	0.72%	2.52%
C .....	2.15%	0.05%	N/A	2.49%
C EUR .....	2.15%	0.05%	N/A	2.45%
ED .....	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
ED AUD H .....	1.70%	0.05%	1.00%	3.00%
I .....	0.90%	0.05%	N/A	1.20%
I AUD H(d) .....	0.90%	0.05%	N/A	1.23%
I EUR .....	0.90%	0.05%	N/A	1.25%
I GBP .....	0.90%	0.05%	N/A	1.17%
S .....	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.18%
S HKD .....	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.18%
S1 .....	0.90%	0.01%(\$)	N/A	1.08%
S1 EUR .....	0.90%	0.01%(\$)	N/A	1.05%
SD .....	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.18%
<b>Japan Strategic Value Portfolio</b>				
Class				
A .....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A CZK H .....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A EUR .....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A EUR H .....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A PLN(d) .....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A SGD .....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A SGD H .....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A USD .....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
A USD H .....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
AD .....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
AD AUD H .....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
AD NZD H .....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
AD USD H .....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
AD ZAR H .....	1.50%	0.05%	N/A	1.70%
C .....	1.95%	0.05%	N/A	2.58%
C EUR .....	1.95%	0.05%	N/A	2.55%
C EUR H .....	1.95%	0.05%	N/A	2.58%
C USD .....	1.95%	0.05%	N/A	2.58%
I .....	0.70%	0.05%	N/A	0.90%
I EUR .....	0.70%	0.05%	N/A	0.90%
I EUR H .....	0.70%	0.05%	N/A	0.90%

## AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
<b>Japan Strategic Value Portfolio (continued)</b>				
Class				
I USD .....	0.70%	0.05%	N/A	0.90%
I USD H .....	0.70%	0.05%	N/A	0.90%
S EUR H(d) .....	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.15%
S1 EUR .....	0.65%	0.01%(\$)	N/A	0.80%
S1 USD .....	0.65%	0.01%(\$)	N/A	0.80%
SD .....	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.15%
<b>China Low Volatility Equity Portfolio(e)</b>				
Class				
A .....	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
A EUR .....	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
A HKD .....	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
A PLN H .....	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD .....	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD AUD H .....	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD CAD H .....	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD EUR H .....	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD GBPH .....	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD HKD .....	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD NZD H .....	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD SGD H .....	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD ZAR H .....	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
B .....	1.70%	0.05%	1.00%	2.99%
B EUR .....	1.70%	0.05%	1.00%	2.99%
C .....	2.15%	0.05%	N/A	2.44%
C EUR .....	2.15%	0.05%	N/A	2.44%
I .....	0.90%	0.05%	N/A	1.19%
I EUR .....	0.90%	0.05%	N/A	1.19%
S(f) .....	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.16%
S1 .....	0.75%	0.01%(\$)	N/A	0.91%
S1 EUR .....	0.75%	0.01%(\$)	N/A	0.91%
<b>Short Duration Bond Portfolio</b>				
Class				
A .....	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
A EUR .....	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
A2 .....	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
A2 EUR .....	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
A2 EUR H .....	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
A2 HKD .....	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
A2 SGD H .....	0.85%	0.10%	N/A	0.59%
AA .....	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AA AUD H .....	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AA CAD H .....	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AA GBPH .....	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AA HKD .....	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AA SGD H .....	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AJ .....	0.65%	0.10%	N/A	0.97%
AT .....	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AT AUD H .....	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AT CAD H .....	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AT EUR .....	0.85%	0.10%	N/A	1.14%
AT EUR H .....	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AT GBPH .....	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AT HKD .....	0.85%	0.10%	N/A	1.13%

**TABLE I**  
**FEE SCHEDULE (continued)**

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
<b>Short Duration Bond Portfolio (continued)</b>				
Class				
AT NZD H.....	0.85%	0.10%	N/A	1.15%
AT SGD H.....	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AX.....	0.65%	0.10%	N/A	0.96%
C.....	1.25%	0.10%	N/A	1.57%
C2.....	1.25%	0.10%	N/A	1.56%
C2 EUR H(d).....	1.25%	0.10%	N/A	1.55%
I.....	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I EUR(d).....	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2.....	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2 EUR(d).....	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2 EUR H.....	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
IT.....	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
N2.....	1.35%	0.10%	N/A	1.66%
NT.....	1.35%	0.10%	N/A	1.66%
S.....	N/A	0.01%(S)	N/A	0.10%
S1 2.....	0.25%	0.01%(S)	N/A	0.35%
S1 2 EUR.....	0.25%	0.01%(S)	N/A	0.34%
S1 EUR H.....	0.25%	0.01%(S)	N/A	0.35%
SIT.....	0.25%	0.01%(S)	N/A	0.35%
SA.....	N/A	0.01%(S)	N/A	0.10%
<b>Global High Yield Portfolio**</b>				
Class				
A.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
A EUR.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
A2.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
A2 CHF H.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
A2 EUR.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
A2 EUR H.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
A2 HKD.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
A2 PLN H.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
A2 SGD.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
A2 SGD H.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AA.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AA AUD H.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AA CAD H.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AA EUR H.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AA GBPH.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AA HKD.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AA NZD H.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AA RMB H.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AA SGD H.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AA ZAR H.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AK.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AK EUR.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AK EUR H.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AR EUR H.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AT.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AT AUD H.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AT CAD H.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AT EUR.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AT EUR H.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AT GBPH.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AT HKD.....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%

## AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
<b>Global High Yield Portfolio** (continued)</b>				
Class				
AT NZD H .....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AT RMB H .....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AT SGD .....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
AT SGD H .....	1.41%(1)	0.10%	N/A	1.64%
B .....	1.41%(1)	0.10%	1.00%	2.64%
B2 .....	1.41%(1)	0.10%	1.00%	2.63%
BT .....	1.41%(1)	0.10%	1.00%	2.64%
BT AUD H .....	1.41%(1)	0.10%	1.00%	2.64%
C .....	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.14%
C EUR .....	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.14%
C2 .....	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.14%
C2 EUR .....	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.14%
C2 EUR H .....	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.14%
CK(d) .....	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.08%
CK EUR H(d) .....	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.09%
CT .....	1.91%(2)	0.10%	N/A	2.14%
EA .....	1.41%(1)	0.10%	0.50%	2.14%
EA AUD H .....	1.41%(1)	0.10%	0.50%	2.14%
EA ZAR H .....	1.41%(1)	0.10%	0.50%	2.14%
I .....	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
I EUR .....	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
I2 .....	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
I2 AUD H .....	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
I2 CHF H .....	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
I2 EUR .....	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.15%
I2 EUR H .....	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
I2 SGD .....	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
I2 SGD H .....	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
IA AUD H .....	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
IQD .....	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
IT .....	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
IT AUD H .....	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
IT CAD H .....	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
IT EUR H .....	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
IT GBP H .....	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.10%
IT HKD .....	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.15%
IT RMB H .....	0.91%(3)	0.10%	N/A	1.14%
J .....	1.41%(1)	0.10%	1.00%	2.64%
N2 .....	1.96%(4)	0.10%	N/A	2.19%
NT .....	1.96%(4)	0.10%	N/A	2.19%
S1 .....	0.90%	0.01%(\$)	N/A	0.93%
S1 EUR(d) .....	0.90%	0.01%(\$)	N/A	0.91%
S1 EUR H .....	0.90%	0.01%(\$)	N/A	0.93%
S1D .....	0.90%	0.01%(\$)	N/A	0.93%
S1D2 .....	0.90%	0.01%(\$)	N/A	0.93%
S1L GBPH .....	0.90%	0.01%(\$)	N/A	0.97%
SA .....	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.03%
SHK .....	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.03%
SK .....	0.65%	0.01%(\$)	N/A	0.68%
W .....	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.98%
W EUR .....	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.97%
W2 .....	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.98%
W2 CHF H .....	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.98%
W2 EUR H .....	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.98%

**TABLE I**  
**FEE SCHEDULE (continued)**

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
<b>Global High Yield Portfolio** (continued)</b>				
Class				
WT.....	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.98%
WT AUD H.....	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.98%
WT CAD H.....	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.98%
WT EUR H.....	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.97%
WT GBPH.....	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.98%
WT RMB H.....	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.95%
<b>American Income Portfolio**</b>				
Class				
A.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A EUR.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 CHF H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
A2 DUR PH.....	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
A2 EUR.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 EUR H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 HKD.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 PLN H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 SGD.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 SGD H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA AUD H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA CAD H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA DUR PH.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA EUR H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA GBPH.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA HKD.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA NZD H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA RMB H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA SGD H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA ZAR H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AK.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AK EUR.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AK EUR H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AR EUR.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AR EUR H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AT.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT AUD H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT CAD H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT DUR PH.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT EUR.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT EUR H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT GBPH.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT HKD.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT NZD H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT RMB H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT SGD.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT SGD H.....	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
B.....	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
B2.....	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
BT.....	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
C.....	1.55%	0.10%	N/A	1.77%
C EUR.....	1.55%	0.10%	N/A	1.77%
C2.....	1.55%	0.10%	N/A	1.77%

## AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
<b>American Income Portfolio** (continued)</b>				
Class				
C2 EUR	1.55%	0.10%	N/A	1.77%
C2 EUR H	1.55%	0.10%	N/A	1.75%
CT	1.55%	0.10%	N/A	1.77%
EA	1.10%	0.10%	0.50%	1.82%
EA AUD H	1.10%	0.10%	0.50%	1.82%
EA ZAR H	1.10%	0.10%	0.50%	1.82%
I	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I EUR	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 CHF H	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
I2 DUR PH(g)	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 EUR	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 EUR H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 HKD	0.55%	0.10%	N/A	0.74%
I2 SGD(d)	0.55%	0.10%	N/A	0.73%
I2 SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IA	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IA AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT CAD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT EUR H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT GBP H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT HKD	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
IT JPY	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT JPY H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT NZD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT RMB H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT SGD(h)	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
IT SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
J	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
L2(d)	0.90%	0.10%	N/A	1.05%
LT(d)	0.90%	0.10%	N/A	1.05%
N2	1.65%	0.10%	N/A	1.87%
NT	1.65%	0.10%	N/A	1.87%
S	N/A	0.01%(S)	N/A	0.04%
S1	0.50%	0.01%(S)	N/A	0.54%
SID	0.50%	0.01%(S)	N/A	0.54%
SID2	0.50%	0.01%(S)	N/A	0.54%
SA	N/A	0.01%(S)	N/A	0.04%
SHK	N/A	0.01%(S)	N/A	0.04%
W	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.60%
W2	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.61%
W2 CHF H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.60%
W2 EUR H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.60%
WT	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.60%
WT AUD H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.61%
WT EUR H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.60%
WT GBP H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.60%
WT HKD	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.60%
WT SGD H	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.61%

**TABLE 1**  
**FEE SCHEDULE (continued)**

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
<b>European Income Portfolio</b>				
<b>Class</b>				
A .....	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
A USD .....	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
A2 .....	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
A2 CHF H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
A2 PLN H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
A2 USD .....	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
A2 USD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AA .....	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AA AUD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AA HKD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AA RMB H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AA SGD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AA USD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AK .....	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AR .....	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AT .....	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AT AUD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AT SGD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AT USD .....	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AT USD H .....	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
B USD .....	1.10%	0.10%	0.70%	2.06%
B2 .....	1.10%	0.10%	0.70%	2.04%
B2 USD .....	1.10%	0.10%	0.70%	2.04%
C .....	1.55%	0.10%	N/A	1.81%
C USD .....	1.55%	0.10%	N/A	1.81%
C2 .....	1.55%	0.10%	N/A	1.80%
C2 USD .....	1.55%	0.10%	N/A	1.81%
C2 USD H .....	1.55%	0.10%	N/A	1.80%
CK .....	1.55%	0.10%	N/A	1.81%
CT USD H .....	1.55%	0.10%	N/A	1.81%
I .....	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
I USD .....	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
I2 .....	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
I2 AUD H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
I2 CHF H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
I2 USD .....	0.55%	0.10%	N/A	0.82%
I2 USD H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
IA .....	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
IA HKD H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
IA SGD H(d) .....	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
IA USD H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
IT .....	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
IT SGD H(d) .....	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
IT USD H .....	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
NT USD H .....	1.65%	0.10%	N/A	1.91%
S1 .....	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.58%
S1 USD .....	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.55%
S1 USD H .....	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.59%
S1D .....	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.59%
SA USD H .....	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.09%
SHK .....	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.09%
W2 .....	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.61%
W2 CHF H .....	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.63%
W2 USD H .....	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.64%

## AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
<b>European Income Portfolio (continued)</b>				
Class				
WA .....	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.64%
WA HKD H(d) .....	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.58%
WA USD H .....	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.64%
WT .....	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.64%
WT SGD H(d) .....	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.59%
WT USD H .....	0.385%(10)	0.10%	N/A	0.64%
<b>Emerging Markets Debt Portfolio**</b>				
Class				
A .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
A EUR .....	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
A2 .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
A2 CHF H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
A2 EUR .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
A2 EUR H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
A2 HKD .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
A2 PLN(d) .....	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
A2 PLN H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
A2 SGD H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AA .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AA AUD H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AA CAD H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AA EUR H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AA GBPH .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AA HKD .....	1.10%	0.05%	N/A	1.38%
AA NZD H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AA RMB H(d) .....	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA SGD H(d) .....	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA ZAR H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AI .....	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AI AUD H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AR EUR .....	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AT .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AT AUD H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AT CAD H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AT EUR .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AT EUR H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AT GBPH .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AT HKD .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AT NZD H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
AT SGD H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
BT .....	1.10%	0.05%	1.00%	2.37%
C .....	1.55%	0.05%	N/A	1.82%
C EUR .....	1.55%	0.05%	N/A	1.79%
C2 .....	1.55%	0.05%	N/A	1.82%
C2 EUR .....	1.55%	0.05%	N/A	1.80%
C2 EUR H .....	1.55%	0.05%	N/A	1.80%
CT .....	1.55%	0.05%	N/A	1.80%
EA .....	1.10%	0.05%	0.50%	1.88%
EA AUD H .....	1.10%	0.05%	0.50%	1.87%
EA ZAR H .....	1.10%	0.05%	0.50%	1.87%
EI .....	1.10%	0.05%	0.50%	1.87%
EI AUD H .....	1.10%	0.05%	0.50%	1.87%
I .....	0.55%	0.05%	N/A	0.82%

**TABLE 1**  
**FEE SCHEDULE (continued)**

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
<b>Emerging Markets Debt Portfolio** (continued)</b>				
Class				
I2 .....	0.55%	0.05%	N/A	0.83%
I2 AUD H .....	0.55%	0.05%	N/A	0.82%
I2 CHF H .....	0.55%	0.05%	N/A	0.79%
I2 EUR .....	0.55%	0.05%	N/A	0.82%
I2 EUR H .....	0.55%	0.05%	N/A	0.82%
IT AUD H .....	0.55%	0.05%	N/A	0.80%
IT EUR H .....	0.55%	0.05%	N/A	0.82%
N2 .....	1.65%	0.05%	N/A	1.92%
NT .....	1.65%	0.05%	N/A	1.92%
S .....	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.10%
S1 2 .....	0.55%	0.01%(\$)	N/A	0.67%
S1 2 EUR(d) .....	0.55%	0.01%(\$)	N/A	0.62%
S1 EUR H .....	0.55%	0.01%(\$)	N/A	0.62%
S1 GBPH .....	0.55%	0.01%(\$)	N/A	0.63%
S1L .....	0.55%	0.01%(\$)	N/A	0.67%
SA .....	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.12%
<b>Mortgage Income Portfolio</b>				
Class				
A .....	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
A2 .....	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
A2 EUR .....	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
A2 EUR H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
A2 HKD .....	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
A2 SGD(d) .....	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
A2X .....	1.05%(5)	0.05%	N/A	1.25%
A2X EUR .....	1.05%(5)	0.05%	N/A	1.25%
AA .....	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA AUD H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA HKD .....	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA RMB H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA SGD H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.30%
AA ZAR H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AR EUR H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AT .....	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AT AUD H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AT EUR .....	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AT GBPH .....	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AT HKD .....	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
AT SGD(d) .....	1.10%	0.05%	N/A	1.29%
AT SGD H .....	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AX .....	1.05%(5)	0.05%	N/A	1.25%
AX EUR .....	1.05%(5)	0.05%	N/A	1.25%
BX .....	1.05%(5)	0.05%	0.45%	1.70%
BX EUR .....	1.05%(5)	0.05%	0.45%	1.70%
C .....	1.55%	0.05%	N/A	1.77%
C2 .....	1.55%	0.05%	N/A	1.77%
C2 EUR .....	1.55%	0.05%	N/A	1.73%
CX .....	1.50%(6)	0.05%	N/A	1.70%
I .....	0.55%	0.05%	N/A	0.77%
I EUR .....	0.55%	0.05%	N/A	0.77%
I2 .....	0.55%	0.05%	N/A	0.77%
I2 EUR .....	0.55%	0.05%	N/A	0.76%
I2 EUR H .....	0.55%	0.05%	N/A	0.77%

## AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
<b>Mortgage Income Portfolio (continued)</b>				
Class				
IT EUR H .....	0.55%	0.05%	N/A	0.76%
IX .....	0.50%(7)	0.05%	N/A	0.70%
N2 .....	1.65%	0.05%	N/A	1.87%
NT .....	1.65%	0.05%	N/A	1.87%
S .....	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.06%
SI .....	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.59%
SI AUD H .....	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.59%
SI EUR(d) .....	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.55%
SI EUR H .....	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.55%
SI JPY(i) .....	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.59%
SIL .....	0.50%	0.01%(\$)	N/A	0.56%
SA .....	N/A	0.01%(\$)	N/A	0.09%

\* Unaudited. Annualized rates. The TER calculation follows the guidelines as outlined by SFAMA 16 May 2008.

\*\* For the Total Expense Ratio calculation of the Portfolios the total net assets of the underlying funds managed by the Investment Manager are removed from the computation of the net management fee, Management Company fee and taxe d'abonnement of the Portfolio to avoid duplicated fees.

- (a) Last official NAV calculated on September 19, 2023. See Note A.
- (b) Share class liquidated on September 8, 2023.
- (c) Share class liquidated on September 18, 2023.
- (d) Share class liquidated on November 21, 2023.
- (e) Last official NAV calculated on March 8, 2024. See Note A.
- (f) Share class liquidated on December 15, 2023.
- (g) Share class liquidated on February 26, 2024.
- (h) Share class liquidated on May 29, 2024.
- (i) Share class liquidated on November 8, 2023.

Management Fees for the period are reflected at their effective rate as determined by the following:

- (1) Up to 1.45% up to \$15,000,000,000 and up to 1.25% on the excess of \$15,000,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- (2) Up to 1.95% up to \$15,000,000,000 and up to 1.75% on the excess of \$15,000,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- (3) Up to 0.95% up to \$15,000,000,000 and up to 0.75% on the excess of \$15,000,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- (4) Up to 2.00% up to \$15,000,000,000 and up to 1.85% on the excess of \$15,000,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- (5) 1.05% up to \$100,000,000, 1.00% on the next \$100,000,000 and 0.95% on the excess of \$200,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- (6) 1.50% up to \$100,000,000, 1.45% on the next \$100,000,000 and 1.40% on the excess of \$200,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.
- (7) 0.50% up to \$100,000,000, 0.45% on the next \$100,000,000 and 0.40% on the excess of \$200,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.

Management Company Fees

- (8) Annual fee equal to the lesser of \$50,000 or 0.01% of average daily NAV.

Maximum Management Fee as disclosed in the prospectus of the Fund

- (9) Up to 1.15%
- (10) Up to 0.55%

**TABLE 2**  
**PORTFOLIO TURNOVER**

**AB FCP I**

	<u>Turnover*</u>
<b>AB FCP I-</b>	
Global Equity Blend Portfolio .....	56.01%
Emerging Markets Growth Portfolio .....	56.62%
Asia Ex-Japan Equity Portfolio .....	99.44%
Japan Strategic Value Portfolio .....	98.48%
Short Duration Bond Portfolio.....	145.77%
Global High Yield Portfolio .....	26.59%
American Income Portfolio.....	35.16%
European Income Portfolio .....	67.88%
Emerging Markets Debt Portfolio.....	92.29%
Mortgage Income Portfolio.....	21.22%

\* Unaudited. Calculated in accordance with AICPA guidelines. Average market value of securities for the year is calculated based on month end valuation.

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2025年12月末日現在)

	米ドル (を除く。)	千円 (およびを除く。)
資産総額(全クラス合計)	726,245,061.56	113,700,927
負債総額(全クラス合計)	308,060,215.48	48,229,907
純資産総額(全クラス合計) ( - )	418,184,846.08	65,471,020
クラスAJ証券(a)	20,715,806.80	3,243,267
発行済口数		
クラスAJ証券(b)	2,964,917口	
1口当たり純資産価格		
クラスAJ証券(a/b)	6.99	1,094円

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は、以下のとおりである。

取扱機関 アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル(注)

取扱場所 ルクセンブルグ L - 2453、 ユージェーヌ・リュペール通り2 - 4番

(注) 管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスがファンドの名義書換代行会社として行為する。

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

ファンド証券は、管理会社の同意なく米国人に譲渡することができない。

### (2) 受益者集会

受益者集会は開催されない。

### (3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

## 第三部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額（2025年12月末日現在）

資本金の額 16,300,000ユーロ（約30億円）

発行済株式総数 163,000株（内訳：優先株33,000株 / クラスB普通株130,000株）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款規定に基づく株主総会の決議を要する。

なお、最近5年間における資本金の額の増減はない。

##### (2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役会の構成員は管理会社の株主である必要はない。取締役は、株主総会の多数決により選任・解任され、その権限および任期が決定される。取締役の任期が示されない場合は、当該取締役の選任期間は当分の間続くものとするが、取締役は株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任または更迭される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出する。会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるが、会長が不在の場合、株主または取締役は、当該会議の出席者の過半数の議決により、議長代行として他の取締役を選任することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催日の24時間以上前に取締役にあててなされるものとする。緊急の場合には、当該緊急事由についての招集通知に記載するものとする。かかる通知は、書面、電子メール、ファクシミリまたは同様の通信手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができる。取締役会の事前決議によりあらかじめ決定された時間および場所で開催されるものについては、特に招集の通知をする必要はない。

取締役は、出席者全員の音声ほかの出席者に伝わり、意見表明が互いにできる仕組みとなっている電話会議システムその他類似する通信手段を用いて取締役会に出席することができる。また、取締役会は、電話会議システムのみを用いて開催されることがある。かかる手段による取締役会への参加または取締役会の開催は、取締役会に実際に参加する場合または取締役会を実開催する場合と同等であると評価される。取締役は、取締役会において別の取締役に代理され、投票することができる（当該別の取締役が代理し、投票することができる取締役の数は制限されない。）。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。取締役会決議は、管理会社の取締役の過半数の承認により有効に採択されるものとする。賛否が同数となった場合における取締役会の決議は、議長の投票により決定される。取締役会の議事録には、議長が署名する。取締役はまた、書面、ファクシミリ、電子メールまたは同様の通信手段によってその同意を表す場合、持ち回り手法により、一つまたは複数の書類で、全会一致の決議を行うことができる。当該書類全体が、決議を証する持ち回り書類となる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

管理会社は、2名の取締役の共同署名により拘束される。署名者が取締役会の委託を受けている場合は、1名による署名または共同署名のいずれも、管理会社を拘束するものとする。

取締役会は、管理会社の日常的な経営および業務を行う権限ならびに会社の方針および目的の追求のための活動を行う権限を管理会社の役員に委託することができる。具体的には、2010年法および2013年法の適用ある要件に従い、取締役会は、管理会社の日常的な経営および業務に関するすべての事項について、管理会社に代わり行為する全権限を有する「実行者」または「リーダー」として知られる少なくとも2名の役員を選任し、また、管理会社の業務を効率的に運営する指名委員会を選任する。

投資顧問会社は、管理会社に投資運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の指図に従うものとする。

## 報酬方針

管理会社は、上級管理者、リスク負担者、統制機能を担う者ならびに管理会社またはファンドのリスク・プロファイルに重大な影響を与える専門的業務を行う上級管理者およびリスク負担者のグループの報酬区分に該当する報酬合計額を受領するすべての従業員を含むかかる範囲のスタッフを対象とする報酬方針を定めている。報酬方針は以下を原則とする。

- 健全かつ効率的なリスク管理と矛盾するものでなく、それを促進するものであること。またファンドのリスク・プロファイルまたは約款と矛盾するリスク負担を奨励するものでないこと。
- 管理会社およびファンドならびにファンドの受益者のビジネス戦略、目的、価値および利益に沿ったものであり、利益相反を回避する措置が含まれていること。
- 評価の過程がファンドの長期的な運用成績およびその投資リスクに基づき行われ、かつ報酬の実績連動要素の実際の支払いが同じ期間にわたって分散されることを確保するため、実績の評価はファンドの受益者に対し推奨する保有期間に適合する複数年の枠組みで定められること。
- 報酬全体における固定要素と変動要素は適切なバランスがあり、変動要素について完全に柔軟な方針での運営が可能となるように（変動報酬要素がまったく支払われない可能性を含む。）、固定報酬要素は報酬の合計において十分に高い比率を占めていること。

特に、定められた報酬方針に基づき、管理会社のいかなる従業員に対しても、ファンドの投資パフォーマンスに基づく支払いは行われず。さらに従業員の変動報酬は、機能別の目的および会社全体の実績基準に基づくものとし、通常、報酬全体の40%超を占めることはない。

UCITS指令およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAガイドラインに従い、管理会社は、ABグループのレベルで設立されている報酬委員会とは別の報酬委員会を設立していない。

報酬および給付の計算方法、報酬および給付の授与権限を有する者の身元等（これらに限定されない。）を記載した管理会社の最新の報酬方針は以下のサイトから入手できる。

[http://www.alliancebernstein.com/go/remuneration\\_policy](http://www.alliancebernstein.com/go/remuneration_policy)

紙のコピーは、管理会社の登記上の事務所において請求により無料で入手できる。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の主な事業の目的は、

- 1) UCITSについての法律、規制および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令2009/65/ECに基づき認可されたルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のUCITSの運用ならびに2010年法第101条第2項および附属書Iに基づく他のルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のUCIの運用、ならびに
- 2) 2013年法第5条第2項および附属書Iに従い、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する欧州議会および理事会の2011年6月8日付指令2011/61/EUの意味においてルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のAIFのために行うAIFの資産に関する運用、管理事務、マーケティングその他の活動の遂行である。

管理会社は、(a)顧客毎の一任運用ベースの投資対象のポートフォリオの運用業務、(b)投資助言業務および(c)2010年法第101条第3項および/または2013年法第5条第4項に企図された金融投資に関する注文の送受業務を提供する。管理会社は、居住および管理事務支援業務を含め、管理会社が管理するUCITS、UCIおよびAIFの子会社（特別目的事業体「SPV」を含む。）に対し、上記の運用業務、管理事務およびマーケティング業務を提供することもある。

管理会社は、管理会社が業務を提供するUCITS、UCIおよびAIFによる申込および買戻しに関連する集金口座の維持、条件付後払申込手数料の調達または類似行為を含め、管理会社が業務を提供するUCITS、UCIおよびAIFに一時的な融資または保証を提供することがある。

管理会社は、いずれの場合も2010年法および2013年法の範囲内において、ルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の会社（規制を受ける会社を含む。）、その他の事業体に何らかの形で参加すること、株式、債券、社債、証書その他の有価証券の購入、引受けその他の方法による取得もしくは売却、交換その他の方法による譲渡をすること、またはパートナーシップの利権を有することがある。

管理会社は、業務提供の自由および/または支店開設によりルクセンブルグ国外で許可された活動を行うことがある。

多くの場合、管理会社は、2010年法、2013年法およびその他適用ある法令により認められる最大限の範囲において、管理会社がUCITS、UCIおよびAIFに提供する業務に関連する活動を行うことがある。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲（最大限の範囲）内において、管理会社の事業の目的の達成に直接もしくは間接的に関連するならびに/または有用および/もしくは必要とみなされる活動を行うことがある。

疑義を避けるため、管理会社は、管理会社がオルタナティブ投資ファンド運用会社として行為するパートナーシップおよびその子会社（SPVを含む。）のパートナーシップの管理会社として行為することができる。当該パートナーシップは1915年商社法第600条第5項、第310条第2項および第320条第3項にそれぞれ定義されている範囲におけるパートナーシップとし、株式有限責任事業組合、普通リミテッド・パートナーシップまたは特別リミテッド・パートナーシップを含むものとする。

管理会社は、投資運用業務の提供のため投資顧問会社としてアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを任命し、ファンド資産の保管業務および管理業務の提供のため保管受託銀行、管理事務代行会社としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイを任命し、またファンド証券の登録・名義書換事務代行業務の提供のため名義書換代行会社として管理会社の一部門であるところのアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズを任命している。

2025年12月末日現在、管理会社は、以下の管理および運用を行っている。

国名 (設立国)	種類別 (基本的性格)	本数	純資産額の合計額 (通貨別)

ルクセンブルグ	契約型投資信託 (リテール・ファンド)	2 (合計9本のサブ・ファンドを有するアンブレラ・ファンド)	3,636,516,298.91豪ドル
			546,476,149.39カナダ・ドル
			5,695,879.68スイス・フラン
			2,403,138,536.77人民元
			1,091,565,279.57ユーロ
			432,581,366.92スターリング・ポンド
			29,772,594,912.27香港ドル
			6,797,028,526.75円
			422,136,266.34ニュージーランド・ドル
			184,785,466.73ポーランド・ズロチ
			855,373,564.78シンガポール・ドル
			32,813,074,393.11米ドル
			16,727,101,569.74南アフリカ・ランド
契約型投資信託 (機関投資家向ファンド)	2 (合計5本のサブ・ファンドを有するアンブレラ・ファンド)	27,411,423.11豪ドル	
		3,245,574,112.91円	
		614,128,300.03米ドル	
		766,115,944.11ユーロ	
会社型投資信託 (リテール・ファンド)	5 (注1) (合計58本のサブ・ファンドを有するアンブレラ・ファンド4本およびスタンド・アローン型ファンド1本) (注1) 5本のファンドには1本のマスター・フィーダー構造が含まれる。	1,288,818,581.20豪ドル	
		154,786,731.84カナダ・ドル	
		46,669,137.61スイス・フラン	
		1,557,738,712.31人民元	
		8,007,704.60チェコ・コルナ	
		7,373,310,650.35ユーロ	
		2,373,915,926.80スターリング・ポンド	
		6,171,554,675.00香港ドル	
		63,515,942,468.02円	
		1,067,841,017.98ノルウェー・クローネ	
		95,834,105.47ニュージーランド・ドル	
		438,422,359.16ポーランド・ズロチ	
		1,110,861,856.67スウェーデン・クローナ	
		1,486,890,951.67シンガポール・ドル	
30,570,872,067.72米ドル			
2,466,026,118.20南アフリカ・ランド			
会社型投資信託 (機関投資家向ファンド)	16 (注2) (合計12本のサブ・ファンドから成るアンブレラ・ファンド10本およびスタンド・アローン型ファンド6本) (注2) 16本のファンドには6本のマスター・フィーダー構造が含まれる。	2,113,545,283.23米ドル	
		916,688,918.66ユーロ	

### 3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2025年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 184.33円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## （１）【貸借対照表】

## アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル

## 貸借対照表

2024年12月31日現在

資 産	注記	2024年		2023年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
A．未払発行済資本		-	-	-	-
．未請求発行済資本		-	-	-	-
．未払請求済発行済資本		-	-	-	-
B．設立費		-	-	-	-
C．固定資産		2,461,568	453,741	17,657,041	3,254,722
．無形資産					
1．研究開発費		-	-	-	-
2．免許、特許、ライセンス、商標 ならびに類似権利および資産、 以下に該当する場合： a) 有価約因で取得され、 C．I．3により表示不要 b) 企業自体によって生成		-	-	-	-
3．のれん、有価約因で取得された範囲内	2,3	1,697,787	312,953	2,036,106	375,315
4．事前支払額および無形資産仮勘定		-	-	-	-
．有形資産					
1．土地および建物		-	-	-	-
2．プラントおよび機械		-	-	-	-
3．その他の什器備品、工具および機器	2,3	763,781	140,788	620,935	114,457
4．事前支払額および建設仮勘定		-	-	-	-
．金融資産					
1．関連企業持分	2,4	-	-	-	-
2．関連企業に対する債権	2,4	-	-	15,000,000	2,764,950
3．参加持分		-	-	-	-
4．参加持分に連動する関連企業に対する債権		-	-	-	-
5．固定資産として保有の投資		-	-	-	-
6．その他の債権		-	-	-	-

添付の注記は当財務書類の一部である。

資 産（続き）	注記	2024年		2023年	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
D．流動資産		168,051,467	30,976,927	140,699,147	25,935,074
．棚卸資産					
1．原材料および消耗品		-	-	-	-
2．仕掛品		-	-	-	-
3．完成品および再販用商品		-	-	-	-
4．事前支払額		-	-	-	-
．債権					
1．売掛金					
a) 1年以内に期限到来	2,5	89,529,767	16,503,022	73,224,623	13,497,495
b) 1年超に期限到来		-	-	-	-
2．関連企業からの未収金					
a) 1年以内に期限到来	2,6	1,883,384	347,164	297,037	54,753
b) 1年超に期限到来		-	-	-	-
3．参加持分に連動する関連企業からの未収金					
a) 1年以内に期限到来		-	-	-	-
b) 1年超に期限到来		-	-	-	-
4．その他の債権					
a) 1年以内に期限到来	2,7	3,971,829	732,127	5,881,737	1,084,181
b) 1年超に期限到来		-	-	-	-
．投資					
1．関連企業持分		-	-	-	-
2．自己株式		-	-	-	-
3．その他の投資	2,8	59,554	10,978	72,604	13,383
．現金および現金同等物		72,606,933	13,383,636	61,223,146	11,285,263
E．前払金	2,9	326,062	60,103	338,773	62,446
<b>合計（資産）</b>		<b>170,839,097</b>	<b>31,490,771</b>	<b>158,694,961</b>	<b>29,252,242</b>

添付の注記は当財務書類の一部である。

資本金、準備金および負債	注記	2024年		2023年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
A. 資本金および準備金	10	65,238,899	12,025,486	76,134,963	14,033,958
・発行済資本	10,11	16,300,000	3,004,579	16,300,000	3,004,579
・資本剰余金	10,12	3,438,135	633,751	3,438,135	633,751
・再評価積立金		-	-	-	-
・準備金					
1. 法定準備金	10,13	1,630,000	300,458	1,630,000	300,458
2. 自己株式準備金		-	-	-	-
3. 定款に規定された準備金		-	-	-	-
4. 公正価値準備金を含むその他の準備金					
a) その他の分配可能準備金		-	-	-	-
b) その他の分配不可能準備金	10,14	9,789,025	1,804,411	10,178,775	1,876,254
・前期繰越損益	10	10,434,216	1,923,339	25,352,363	4,673,201
・当期損益	10	23,647,523	4,358,948	19,235,690	3,545,715
・中間配当金	10	-	-	-	-
・資本投資補助金		-	-	-	-
B. 引当金					
1. 年金および類似債務に関する引当金		-	-	-	-
2. 納税引当金		-	-	-	-
3. その他の引当金		-	-	-	-
C. 債務		105,600,198	19,465,284	82,559,998	15,218,284
1. 社債					
a) 転換権付ローン					
) 1年以内に期限到来		-	-	-	-
) 1年超に期限到来		-	-	-	-
b) 転換権なしローン					
) 1年以内に期限到来		-	-	-	-
) 1年超に期限到来		-	-	-	-

添付の注記は当財務書類の一部である。

資本金、準備金および負債（続き）	注記	2024年		2023年	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
2. 信用機関に対する未払金					
a) 1年以内に期限到来		-	-	-	-
b) 1年超に期限到来		-	-	-	-
3. 棚卸資産からの控除として区分表示 されない範囲の注文前受金					
a) 1年以内に期限到来		-	-	-	-
b) 1年超に期限到来		-	-	-	-
4. 買掛金					
a) 1年以内に期限到来	2,15	97,281,430	17,931,886	72,929,783	13,443,147
b) 1年超に期限到来		-	-	-	-
5. 未払為替手形					
a) 1年以内に期限到来		-	-	-	-
b) 1年超に期限到来		-	-	-	-
6. 関連企業に対する未払金					
a) 1年以内に期限到来	2,16	1,660,571	306,093	4,342,950	800,536
b) 1年超に期限到来		-	-	-	-
7. 参加持分に連動する関連企業に対する未払金					
a) 1年以内に期限到来		-	-	-	-
b) 1年超に期限到来		-	-	-	-
8. その他の債務					
a) 税務当局	2,17	1,209,057	222,865	-	-
b) 社会保障機関		534,701	98,561	523,565	96,509
c) その他の債務					
) 1年以内に期限到来	2,17	4,914,439	905,879	4,763,700	878,093
) 1年超に期限到来		-	-	-	-
D. 繰延収益		-	-	-	-
合計（資本金、準備金および負債）		170,839,097	31,490,771	158,694,961	29,252,242

添付の注記は当財務書類の一部である。

## （２）【損益計算書】

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル  
損益計算書  
2024年12月31日終了年度

損益勘定	注記	2024年		2023年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1. 純売上高	2, 18	1,041,765,464	192,028,628	883,896,477	162,928,638
2. 在庫変動（完成品および仕掛品）		-	-	-	-
3. 自らのために関連企業によって実施され 資本計上された業務		-	-	-	-
4. その他の営業収益	19	2,174,143	400,760	2,075,823	382,636
5. 原材料、消耗品およびその他の外部費用					
a) 原材料および消耗品		-	-	-	-
b) その他の外部費用	20	(963,287,192)	(177,562,728)	(813,180,605)	(149,893,581)
6. 人件費	21, 22	(24,641,635)	(4,542,193)	(23,554,780)	(4,341,853)
a) 賃金および給料		(21,645,068)	(3,989,835)	(20,909,738)	(3,854,292)
b) 社会保障費		(2,507,015)	(462,118)	(2,184,520)	(402,673)
) (年金に関連するもの)		-	-	-	-
) (その他の社会保障費)		(2,507,015)	(462,118)	(2,184,520)	(402,673)
c) その他の人件費		(489,552)	(90,239)	(460,522)	(84,888)
7. 評価調整					
a) 設立費、有形/無形固定資産に 関連するもの	2, 3	(624,150)	(115,050)	(560,015)	(103,228)
b) 流動資産に関連するもの		-	-	-	-
8. その他の営業費用	24	(24,180,017)	(4,457,103)	(23,951,752)	(4,415,026)
9. 参加証券からの収益					
a) 関連企業から生じた		-	-	-	-
b) 参加持分からのその他の収益		-	-	-	-
10. その他の投資および固定資産の 一部を構成する貸付金からの収益					
a) 関連企業から生じた		-	-	-	-
b) a) に該当しないその他の収益		-	-	352	65
11. その他の利息および類似収益					
a) 関連企業から生じた		-	-	-	-
b) その他の利息および類似収益	26	5,360,377	988,078	6,387,548	1,177,417
12. 持分法による関連企業の損益に対する持分		-	-	-	-
13. 金融資産および流動資産として保有する 投資に関する評価調整		-	-	-	-
14. 利息および類似費用					
a) 関連企業		-	-	-	-
b) その他の利息および類似費用	26	(4,839,270)	(892,023)	(5,467,416)	(1,007,809)
15. 損益にかかる税金	27	(8,080,197)	(1,489,423)	(6,409,942)	(1,181,545)
16. 税引後損益		23,647,523	4,358,948	19,235,690	3,545,715
17. 1 - 16までの項目に含まれないその他の税金	27	-	-	-	-
18. 当期損益		23,647,523	4,358,948	19,235,690	3,545,715

添付の注記は当財務書類の一部である。

## アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル

## 財務書類に対する注記

2024年12月31日現在

## 注1．一般事項

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（「当社」）は、1990年7月31日にルクセンブルグにおいて、アライアンス・キャピタル（ルクセンブルグ）エス・エイの名称で存続無期限の有限責任会社（société anonyme）として設立された。当社は、2011年4月11日に有限会社（société à responsabilité limitée）に転換され、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エルに名称変更された。2019年2月1日付で修正された当社の目的は以下のとおりである。

- ・ EU通達2009 / 65 / ECに基づき認可されたルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）の運用ならびに投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日法（「2010年法」）第101条第2項および付属書 に基づく他のルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の投資信託（UCI）の運用
- ・ オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグの2013年7月12日法（「2013年法」）第5条第2項および付属書 に従い、EU通達2011 / 61 / EUの意味においてルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のオルタナティブ投資ファンド（「AIF」）のために行うAIFの資産に関する運用、管理事務、マーケティングその他の活動の遂行
- ・ （a）顧客毎の一任運用ベースの投資対象のポートフォリオの運用業務および（b）投資助言業務、（c）2010年法第101条第3項および / または2013年法第5条第4項に企図された金融投資に関する注文の送受業務を提供

当社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L - 2453、ユージェーヌ・リュペール通り2 - 4番に設立されている。

当社の事業年度は、各年の1月1日に開始し、12月31日に終了する。

2006年7月1日以降、当社は、当社が管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社として業務を行うアライアンス・バーンスタイン投資ファンド（「ファンド」）の販売会社として業務を行っている。

当社は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの全株所有子会社であるアライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッドおよび間接全株所有子会社であるアライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッドによって下記のとおり所有されている。

- ・ 79.75% アライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッド - 130,000クラスB普通株
- ・ 20.25% アライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッド - 33,000優先株

当社は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの連結財務書類に含まれ、登記上の事務所は、アメリカ合衆国37203テネシー州ナシュビル、コマー・ストリート500に所在する。連結財務書類は、ワシントンD.C.20549の米国証券取引委員会で公表される。

当社は、オランダ、ドイツ、イタリア、スペイン、スウェーデンおよびフランスに所在する6つの支店（「支店」）を有している。支店の勘定は、本財務書類に含まれている。

## 注2．重要な会計方針の概要

### A．作成基準

財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、公正価値で保有するデリバティブを除き、取得原価主義に基づいて作成されている。財務書類には、支店の数字が含まれている。会計方針および評価規則は、法律で認められたもののほかに、当社の取締役会（「取締役会」）によって決められ採用される。

会計方針および評価規則は、2002年12月19日法で認められたもののほかに、取締役会によって決められ採用される。

財務書類の作成には、特定の重要な会計上の見積もりの使用が要求される。また、取締役会は、会計方針を採用する過程で判断を下すことが求められる。仮定の変更は、仮定が変更された期間の財務書類に大きな影響を及ぼす可能性がある。経営陣は、基礎となる仮定が適切であり、したがって財務書類が財政状態および成績を公正に表示していると考えている。

当社は、翌事業年度において資産および負債の報告金額に影響を及ぼす見積もりおよび仮定を行う。見積りおよび判断は、常に評価され、かつ、状況に応じて合理的と思われる将来の事象に関する予測を含む過去の経験およびその他の要因に基づく。

### B．重要な会計方針

当社が採用する重要な会計方針は、以下のとおりである。

#### ・無形資産

無形資産は取得原価から償却累計額を控除して表示される。支店ののれんは、見積耐用年数である10年間にわたり定額法で償却される。

#### ・有形資産

有形資産は取得原価から減価償却累計額を控除して表示され、見積耐用年数である4年間にわたり定額法で償却される。

#### ・金融資産

金融資産として保有される投資対象は、取締役会の判断により恒久性のある投資と見なされる場合には、簿価の減損を控除した原価で計上される。評価調整が行われる理由が適用されなくなった場合には、当該評価調整額から戻入れられる。当社の持分法による金融資産の損益は、宣言された配当金の範囲内で損益計算書に含まれる。

#### ・債権

債権は額面価額で評価され、回収困難な場合には評価調整を課せられる。評価調整が行われる理由が適用されなくなった場合には、この評価調整は継続されない。

#### ・譲渡性証券

譲渡性証券は、取得原価か時価のいずれか低い方で評価され、財務書類が作成される通貨で表示される。時価が購入原価より低い場合、評価調整が計上される。評価調整が行われる元の理由が適用されなくなった場合には、この評価調整は継続されない。

#### ・金融デリバティブ商品

当社は先物為替予約のような金融デリバティブ取引を行うことがある。当社は、金融デリバティブ商品を当初は公正価値以下で計上する。

金融デリバティブ商品は、貸借対照表日現在で適用される先物為替レートに基づき評価される。

#### ・外貨換算

当社の基本通貨はユーロ（EUR）で、その会計記録もユーロによっている。

その他の通貨建ての資産および負債は、取得時レートで記帳される固定資産を除き、貸借対照表日の実勢為替レートによりユーロに換算される。収益および費用取引は、取引日の実勢為替レートにより記帳される。実現損益および未実現損益は、損益計算書に反映される。

ユーロ以外の通貨で表示される取引は、取引時点の実勢為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨で表示される設立費および固定資産は、取引時点の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日現在、これらの資産は、取得時の為替レートで換算されたままである。

銀行預金は、貸借対照表日現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、それぞれ、取得時の為替レートで換算された価額と、貸借対照表日の為替レートを基に決定された価額とのいずれか低い方または高い方で個別に換算される。未実現の為替差損のみが損益計算書に計上される。為替差益は、実現時に損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的関連性がある場合には、これらは上述の方法に従って総額で評価され、純未実現損失は損益計算書に計上されるのに対し、純未実現為替差益は認識されない。

・前払金

前払金には、当事業年度中に負担したが次の事業年度に関わる費用が含まれる。

・引当金

引当金は、貸借対照表日現在、負担する予定であるか負担することが確かであるが金額が不確定か発生日時が不確定な、その性質が明確に定められる損失または債務に対応することを意図している。

また引当金は、貸借対照表日現在、負担する予定であるか負担することが確かであるが金額が不確定か発生日時が不確定な、その性質が明確に定められる当事業年度または前事業年度に由来する変更に対応するために設けることができる。

・債務

債務は、その返済価額で計上される。債券発行時に償還額が受取額を上回る場合、差額が損益計算書に計上される。

・その他の債務

その他の債務には、VATに関する支払額、監査および通常のコストに関連する金額が含まれる。計算は、直前に受領した請求書に基づく。

・課税引当金

法人所得税は、適用ある地方税率が利益に対して課せられる。当社には海外支店が多数あるため、現地の管轄区域ごとに税率が20%から33%の範囲で異なることがある。同一の利益に対して法人所得税が2回支払われた場合、二重課税防止に関連して還付請求が行われる。

・純売上高

純売上高は、主に管理報酬、管理会社報酬、名義書換代行報酬、実績報酬、移転価格収益および一任ポートフォリオ運用委託からの顧問報酬で構成されている。

・評価調整

評価調整は、関連する資産から直接控除される。これらの評価調整は、評価調整が行われた根拠の適用がなくなった場合には継続されない。

注3．有形資産および無形資産

無形資産は、オランダ、スウェーデン、スペインおよびイタリアののれんから構成されている。ドイツおよびフランスは、のれんを保有していない。

	(ユーロ)
<b>のれん - 期首残高</b>	3,383,208
期中取得	-
<b>のれん - 期末残高</b>	3,383,208
<b>償却 - 期首残高</b>	(1,347,102)
期中償却	(338,319)

償却 - 期末残高	(1,685,421)
純のれん - 期首残高	2,036,106
純のれん - 期末残高	1,697,787

ルクセンブルグおよび支店において、有形資産は、その他の什器備品、工具および機器から構成されている。

	(ユーロ)
総帳簿価額 - 期首残高	8,104,811
期中取得 - ルクセンブルグ	190,668
期中取得 - 支店	238,009
総帳簿価額 - 期末残高	8,533,488
償却 - 期首残高	(7,483,876)
期中償却 - ルクセンブルグ	(114,192)
期中償却 - 支店	(171,639)
償却 - 期末残高	(7,769,707)
純帳簿価額 - ルクセンブルグ期首残高	166,730
純帳簿価額 - ルクセンブルグ期末残高	243,206
純帳簿価額 - 支店期首残高	454,205
純帳簿価額 - 支店期末残高	520,575

#### 注4．金融資産

##### 関連企業への貸付

当社は、2024年3月8日付でバーンスタイン・オートノマス・エルエルピーと15,000,000ユーロの新規貸付契約を締結した。2024年4月16日に満期を迎え全額返済された。2024年12月31日現在、貸付契約は締結していない。  
(2023年12月：15,000,000ユーロ)

## 注5．売掛金

関連当事者取引を含む売掛金は、以下から構成されている。

項目	2024年 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
管理会社報酬および管理報酬	80,591,456	65,940,430
機関投資運用報酬	3,701,018	2,958,035
名義書換代行報酬	5,237,293	4,326,158
合計	89,529,767	73,224,623

## 注6．関連企業からの未収金

2024年12月31日現在、関連企業からの未収金残高合計1,883,384ユーロには、複数の企業に対する売掛金の純額が含まれている。総額では、未収金残高合計688,829,803ユーロおよび未払金残高合計686,946,420ユーロである。

## 注7．その他の債権

2024年12月31日現在、その他の債権には当社がファンドに代わって支払ったファンドの請求書に関するファンドからの未収金残高が含まれている（2024年：3,376,331ユーロおよび2023年：1,303,420ユーロ）。その他の債権には未収還付税も含まれている。

## 注8．その他の投資および金融デリバティブ商品

その他の投資

当期中の変動は、以下のとおりである。

	2024年 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
総帳簿価額 - 期首残高	59,554	58,666
期中増加 / (減少)	-	888
総帳簿価額 - 期末残高	59,554	59,554
純帳簿価額 - 期首残高	59,554	58,666
純帳簿価額 - 期末残高	59,554	59,554

## 注9．前払金

2024年12月31日現在、前払金は、主として賃料（リース料および建物賃借料）および会議費用（顧客イベント、広告費、営業費）から構成されている。

## 注10．資本金および準備金

	発行済 資本金 (ユーロ)	資本 剰余金 (ユーロ)	法定 準備金 (ユーロ)	その他の 準備金 (ユーロ)	前期 繰越利益 (ユーロ)	当期利益 (ユーロ)	合計 (ユーロ)
<b>2023年 12月31日</b>							
<b>現在</b>	16,300,000	3,438,135	1,630,000	10,178,775	25,352,363	19,235,690	76,134,963
・前年度利益 の割当	-	-	-	-	19,235,690	(19,235,690)	-
・優先配当金	-	-	-	-	(9,543,587)	-	(9,543,587)
・普通配当	-	-	-	-	(25,000,000)	-	(25,000,000)
・2019年の富裕税 の再割当	-	-	-	(2,259,575)	2,259,575	-	-
・2024年の富裕税 の割当	-	-	-	1,869,825	(1,869,825)	-	-
・当期利益	-	-	-	-	-	23,647,523	23,647,523
<b>2024年 12月31日</b>							
<b>現在</b>	16,300,000	3,438,135	1,630,000	9,789,025	10,434,216	23,647,523	65,238,899

2023年度の実績の配分は、2024年4月15日に開催された当社の年次株主総会で承認された。

## 注11．発行済資本

2024年12月31日現在、発行済資本金は16,300,000ユーロであり、無額面の130,000クラスB普通株および33,000優先株に分割される。2023年から変更はない。

## 注12．資本剰余金

2024年12月31日現在、資本剰余金は3,438,135ユーロである。2023年から変更はない。

## 注13．法定準備金

ルクセンブルグの会社は、法定準備金が発行済株式資本の10%に達するまで、前期繰越損失を控除後の年間純利益の少なくとも5%を法定準備金に充当することを要求されている。この準備金を配当することはできない。

2024年12月31日現在、法定準備金は既に法定要求額に達しており、さらなる充当の必要はない。

## 注14．その他の準備金

富裕税法（VStG第8条）の第8項に基づき、当社の富裕税債務を低減するために特別富裕税準備金が設定されている。この特別準備金は、法人所得税から控除されることを想定した富裕税額の5倍に相当する。この特別富裕税準備金は、富裕税債務の減額を利用するため、5年間は分配を行うことができない。

2,259,575ユーロの2019年の富裕税の前期繰越利益への再配分は、2024年4月15日に開催された当社の年次株主総会で承認された。

## 注15．買掛金

2024年12月31日現在、買掛金は、未払販売報酬の97,281,430ユーロ（2023年：72,929,783ユーロ）から構成されている。買掛金は全額、1年以内に支払期限が到来する。

## 注16．関連企業に対する未払金

2024年12月31日現在、関連企業に対する未払金残高合計1,660,571ユーロには、複数の企業に対する売掛金の純額が含まれている。総額は、未収金残高合計159,156ユーロおよび未払金残高合計1,819,727ユーロである。

## 注17．税務当局

	法人税 (ユーロ)	地方法人税 (ユーロ)	合計 (ユーロ)
納税（引当金） - 期首残高	862,574	2,691,964	3,554,538
経常活動にかかる税金費用	(5,478,869)	(1,939,474)	(7,418,343)
支店の税金費用	(447,164)	-	(447,164)
支払額	2,102,872	999,040	3,101,912
納税（引当金） / 未収還付金 - 期末残高	(2,960,587)	1,751,530	(1,209,057)

## 金融デリバティブ商品

2024年12月31日現在、当社は以下の為替予約を締結した（2023年：13,050ユーロの債権残高）。

通貨	購入額	通貨	売却額	満期日	公正価値 (ユーロ)	未実現利益 / 未実現（損失） (ユーロ)
豪ドル	7,500,000	ユーロ	4,511,437	2025年1月15日	4,484,428	(27,009)

為替予約にかかる追加情報については、注28を参照のこと。

## 注18．純売上高

純売上高は、以下のような活動のカテゴリーに分類される。

項目	2024年 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
管理報酬	866,917,237	750,270,578
名義書換代行報酬	30,040,441	26,234,366
管理会社報酬	51,457,023	43,363,996
実績報酬	22,422,468	2,892,568
移転価格収益	67,335,829	58,996,476
顧問報酬 - 個別的運用委任	3,592,466	2,138,493
合計	1,041,765,464	883,896,477

純売上高は、以下から構成されている。

- ・アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（「AB LP」）に100%還付される管理報酬
- ・AB LPに100%還付される実績報酬。2024年の実績報酬の前年からの増加は、主にアライアンス・バーンスタインSICAV - セレクト・アブソリュート・アルファ・ポートフォリオ等の特定の投資ファンドの好調なパフォーマンスによるものである。
- ・AB LPに65%還付される管理会社報酬
- ・当社が100%保持する名義書換代行報酬
- ・AB LPによる当社の販売戦略ビジネス・ユニット（「SBU」）の損益純額の払戻しおよび2020年以降は支店の払戻しについての移転価格収益
- ・AB LPに100%還付される個別的運用委任の顧問報酬

#### 注19．その他の営業収益

2024年12月31日現在、当該金額は、主として支店の直接運営費用に対して8%のマージンおよびSBUの販売の直接運営費用から販売計画支払額と販売サービス費用を差し引いた額に対して8%のマージンで構成されている。（2024年：2,174,143ユーロ、2023年：2,075,823ユーロ）

#### 注20．その他の外部費用

その他の外部費用は、以下から構成されている。

項目	2024年 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
管理報酬	555,856,262	489,622,143
販売報酬	347,968,922	290,340,796
管理会社報酬	33,447,074	28,186,605
実績報酬	22,422,468	2,892,568
顧問報酬	3,592,466	2,138,493
合計	963,287,192	813,180,605

#### 注21．人件費

当社は、当期に平均97名の正社員を雇用していた（2023年：100名）。

以下は内訳である。

項目	2024年 平均	2023年 平均
経営陣	5	5
従業員 - ルクセンブルグ	52	53
従業員 - 支店	40	42
平均合計	97	100

## 注22．経営陣および監督機関のメンバーに付与される報酬および当該機関の前メンバーのための退職年金債務

損益計算書に開示されている給料および賃金を除いて、管理・経営・監督機関のメンバーに付与された報酬はなかった。

監督機関のメンバーに支払われた手数料は、独立取締役がいなくなったため2024年は無かった（2023年：0ユーロ）。

管理・経営・監督機関のメンバーに付与される金額、ならびに当該機関の前メンバーのための退職年金債務は無い。

## 注23．関連当事者

2024年12月31日現在、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに対する未払金は686,667,150ユーロ（2023年：883,938,969ユーロ）およびアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーからの未収金は688,258,771ユーロ（2023年：880,535,599ユーロ）である。

本注記において上述した他に、関連当事者はいない。

## 注24．その他の営業費用

その他の営業費用には、5,487,755ユーロ（2023年：5,195,469ユーロ）の株主サービス費用と3,834,799ユーロ（2023年：3,908,537ユーロ）の技術割当額が含まれている。残りの費用はネットワーク費用、法人および管理事務費用割当額および還付不能のVATに関連する。

## 注25．監査人報酬

当社が当事業年度中に監査法人に支払った監査報酬額の合計は、以下のとおりである。

項目	2024年 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
監査報酬	234,885	226,869
合計	234,885	226,869

## 注26．その他の利息および類似収益と費用

当該勘定は、主として為替損益から構成されている。

## 注27．所得税

当社は、ルクセンブルグの商業会社すべてに適用される一般的規制を課せられている。

## 注28．簿外契約債務

金融契約債務は、以下のとおりである。

項目	2024年 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
保証契約およびその他の直接債務肩代わり契約	212,543	212,543
リース契約（未払の賃借料）	3,245,834	3,614,945
通貨先渡売買	4,511,437	4,310,896
合計	7,969,814	8,138,384

当社は、2024年12月18日付でエイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー・ロンドンと、4,511,437ユーロを売却し、7,500,000豪ドルを購入する、2025年1月15日を満期日とする先物為替予約を締結した。豪ドルの先物為替予約の目的は、4半期毎の豪ドル建の分配金の支払いによる為替エクスポージャーを減らすことである。為替予約は毎月更新される。

## 注29．第二柱法

当社はEU / OECD第二柱モデル規則適用の範囲内であるエクイタブル・ホールディングス・インク・グループに属している。当社が法人格を有するルクセンブルクにおいて第二柱に関する法律が制定され、2023年12月31日以降に始まる会計年度から施行されている。

同法に基づき、当社は、管轄地域ごとの第二柱実効税率と最低税率15%との差額について上乗せ税額を支払う義務がある。

当社は、OECDの暫定セーフハーバー・ルールおよび第二柱規則全体の影響評価を実施した。当社は、当期の追加課税は行われまいとの結論に達した。

## 注30．当期における重要事象

世界経済は、パンデミック後の不安定な状況を経て、2024年にはリバランスに向けて着実に進展した。先進国ではインフレが落ち着きを見せ、主要中央銀行が利下げに動き始めた。一方、ウクライナや中東での戦争が継続し、地政学リスクは引き続き高まった。11月にドナルド・トランプが米国大統領に選出されたことで、劇的な政策転換の可能性が高まった。2024年は、地域ごとにまちまちな動きとなったものの、世界の株式市場は上昇した。米国株式の大幅な上昇が欧州、日本、新興国のリターンを上回った一方、中国株式は下半期に回復した。我々は、我々の商品に満足しており、不透明な環境下でも成功できるような態勢を整えていると考えている。

当社の経営陣は、この日までに当社の年次財務書類に開示を必要とするその他の重大な事象はないと判断している。

## 注31．後発事象

2025年初頭、トランプ大統領政権は米国で新たな規制・通商政策を打ち出し、米国株の下落をはじめとする金融市場の不透明感やボラティリティの高まりをもたらした。また、近年リターンの大半を占めていた米国メガキャップ株のパフォーマンスが低下したことから、マーケットのパフォーマンスは拡大した。当社の経営陣は、これらの事象や市場動向の影響を注視している。当グループは、今後も安定的な事業基盤を維持し、現下の市場において、最小限のリスク水準で顧客リターンの最大化を目指す。

[次へ](#)

## Balance Sheet as at December 31, 2024

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Assets	Notes	2024 EUR	2023 EUR
<b>A. Subscribed capital unpaid</b>		-	-
I. Subscribed capital not called		-	-
II. Subscribed capital called but unpaid		-	-
<b>B. Formation expenses</b>		-	-
<b>C. Fixed assets</b>		<b>2,461,568</b>	<b>17,657,041</b>
I. Intangible assets			
1. Costs of development		-	-
2. Concessions, patents, licences, trade mark and similar rights and assets, if they were		-	-
a) acquired for valuable consideration and need not be shown under C.I.3		-	-
b) created by the undertaking itself		-	-
3. Goodwill, to the extent that it was acquired for valuable consideration	2,3	1,697,787	2,036,106
4. Payments on account and intangible assets under development		-	-
II. Tangible assets			
1. Land and buildings		-	-
2. Plant and machinery		-	-
3. Other fixtures and fittings, tools and equipment	2,3	763,781	620,935
4. Payments on account and tangible assets in the course of construction		-	-
III. Financial assets			
1. Shares in affiliated undertakings	2,4	-	-
2. Loans to affiliated undertakings	2,4	-	15,000,000
3. Participating interests		-	-
4. Loans to undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests		-	-
5. Investments held as fixed assets		-	-
6. Other loans		-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.



## Balance Sheet as at December 31, 2024

## AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Assets (cont.)	Notes	2024 EUR	2023 EUR
<b>D. Current Assets</b>		<b>168,051,467</b>	<b>140,699,147</b>
I. Stocks			
1. Raw materials and consumables		-	-
2. Work in progress		-	-
3. Finished goods and goods for resale		-	-
4. Payments on account		-	-
II. Debtors			
1. Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year	2,5	89,529,767	73,224,623
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
2. Amounts owed by affiliated undertakings			
a) becoming due and payable within one year	2,6	1,883,384	297,037
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
3. Amounts owed by undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests			
a) becoming due and payable within one year		-	-
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
4. Other debtors			
a) becoming due and payable within one year	2,7	3,971,829	5,881,737
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
III. Investments			
1. Shares in affiliated undertakings		-	-
2. Own shares		-	-
3. Other investments	2,8	59,554	72,604
IV. Cash and Cash equivalents		72,606,933	61,223,146
<b>E. Prepayments</b>	2,9	<b>326,062</b>	<b>338,773</b>
<b>Total (ASSETS)</b>		<b>170,839,097</b>	<b>158,694,961</b>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

## Balance Sheet as at December 31, 2024

## AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES	Notes	2024 EUR	2023 EUR
<b>A. Capital and reserves</b>	<b>10</b>	<b>65,238,899</b>	<b>76,134,963</b>
I. Subscribed capital	10,11	16,300,000	16,300,000
II. Share premium account	10,12	3,438,135	3,438,135
III. Revaluation reserve		-	-
IV. Reserves			
1. Legal reserve	10,13	1,630,000	1,630,000
2. Reserve for own shares		-	-
3. Reserves provided for by the articles of association		-	-
4. Other reserves, including the fair value reserve			
a) other available reserves			
b) other non available reserves	10,14	9,789,025	10,178,775
V. Profit or loss brought forward	10	10,434,216	25,352,363
VI. Profit or loss for the financial year	10	23,647,523	19,235,690
VII. Interim Dividends	10	-	-
VIII. Capital investment subsidies		-	-
<b>B. Provisions</b>			
1. Provisions for pensions and similar obligations		-	-
2. Provisions for taxation		-	-
3. Other provisions		-	-
<b>C. Creditors</b>		<b>105,600,198</b>	<b>82,559,998</b>
1. Debenture Loans			
a) Convertible loans			
i) becoming due and payable within one year		-	-
ii) becoming due and payable after more than one year		-	-
b) Non convertible loans			
i) becoming due and payable within one year		-	-
ii) becoming due and payable after more than one year		-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.



## Balance Sheet as at December 31, 2024

## AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES (cont.)	Notes	2024 EUR	2023 EUR
2. Amounts owed to credit institutions			
a) becoming due and payable within one year		-	-
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
3. Payments received on account of orders in so far as they are not shown separately as deductions from stocks			
a) becoming due and payable within one year		-	-
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
4. Trade Creditors			
a) becoming due and payable within one year	2,15	97,281,430	72,929,783
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
5. Bills of exchange payable			
a) becoming due and payable within one year		-	-
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
6. Amounts owed to affiliated undertakings			
a) becoming due and payable within one year	2,16	1,660,571	4,342,950
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
7. Amounts owed to undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests			
a) becoming due and payable within one year		-	-
b) becoming due and payable after more than one year		-	-
8. Other Creditors			
a) Tax authorities	2,17	1,209,057	-
b) Social security authorities		534,701	523,565
c) Other creditors			
i) becoming due and payable within one year	2,17	4,914,439	4,763,700
ii) becoming due and payable after more than one year		-	-
<b>D. Deferred Income</b>		-	-
<b>Total (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)</b>		<b>170,839,097</b>	<b>158,694,961</b>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.



## Profit and Loss account for the year ended December 31, 2024

### AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT	Notes	2024 EUR	2023 EUR
1. Net turnover	2,18	1,041,765,464	883,896,477
2. Variation in stocks of finished goods and in work in progress		-	-
3. Work performed by the undertaking for its own purposes and capitalized		-	-
4. Other operating income	19	2,174,143	2,075,823
5. Raw Materials and consumables and other external expenses			
a) Raw Materials and consumables		-	-
b) Other external expenses	20	(963,287,192)	(813,180,605)
6. Staff costs	21,22	(24,641,635)	(23,554,780)
a) Wages and salaries		(21,645,068)	(20,909,738)
b) Social security costs		(2,507,015)	(2,184,520)
i) (relating to pensions)		-	-
ii) (other social security costs)		(2,507,015)	(2,184,520)
c) Other staff costs		(489,552)	(460,522)
7. Value adjustments			
a) In respect of formation expenses and of tangible and intangible fixed assets	2,3	(624,150)	(560,015)
b) In respect of current assets		-	-
8. Other operating expenses	24	(24,180,017)	(23,951,752)
9. Income from participating interests			
a) Derived from affiliated undertakings		-	-
b) Other income from participating interests		-	-
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
a) Derived from affiliated undertakings		-	-
b) Other income not included under a)		-	352

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.



## Profit and Loss account for the year ended December 31, 2024

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT (cont.)	Notes	2024 EUR	2023 EUR
11. Other interest receivable and similar income			
a) Derived from affiliated undertakings		-	-
b) Other interest and similar income	26	5,360,377	6,387,548
12. Share of profit or loss of undertakings accounted for under the equity method		-	-
13. Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets		-	-
14. Interest payable and similar expenses			
a) Concerning affiliated undertakings		-	-
b) Other interest and similar expenses	26	(4,839,270)	(5,467,416)
15. Tax on profit or loss	27	(8,080,197)	(6,409,942)
<b>16. Profit or loss after taxation</b>		<b>23,647,523</b>	<b>19,235,690</b>
17. Other taxes not shown under items 1 to 16	27	-	-
<b>18. Profit or loss for the financial year</b>		<b>23,647,523</b>	<b>19,235,690</b>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

## Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024

### AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

#### Note 1. General Information

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l. (the "Company") was incorporated on July 31, 1990 in Luxembourg, as a limited liability company (société anonyme) for an unlimited period under the name Alliance Capital (Luxembourg) S.A.. The Company was converted into a private limited company (société à responsabilité limitée) on April 11, 2011 and changed its name to AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.. The purpose of the Company, as amended on February 1, 2019, is:

- the management of Luxembourg and foreign undertakings for collective investment in transferable securities authorised according to EU Directive 2009/65/EC and the additional management of other Luxembourg and foreign undertakings for collective investment, in accordance with Article 101(2) and Annex II of the Luxembourg Law of December 17, 2010 relating to undertakings for collective investment (the "2010 Law");
- the performance, for Luxembourg and foreign alternative investment funds ("AIFs") within the meaning of EU Directive 2011/61/EU of management functions, administration functions, marketing functions and other activities related to the assets of AIFs, in accordance with Article 5(2) and Annex I of the Luxembourg Law of July 12, 2013 relating to alternative investment fund managers (the "2013 Law");
- the provision of services of (a) management of portfolios of investments on a discretionary client by- client basis (b) investment advice and (c) the reception and transmission of orders in relation to financial investments as contemplated in Article 101(3) of the 2010 Law and/or Article 5(4) of the 2013 Law.

The registered office of the Company is established in 2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg.

The Company's financial year starts on 1 January and ends on 31 December of each year.

Since July 1, 2006, the Company has acted as distributor of the AllianceBernstein investment funds for which the Company is acting as management company and alternative investment fund manager (the "Funds").

The shareholding of the Company is the following, being specified that AllianceBernstein Holdings Limited and AllianceBernstein Preferred Limited are respectively wholly owned subsidiary and an indirect wholly owned subsidiary of AllianceBernstein L.P.:

79.75% AllianceBernstein Holdings Limited – 130,000 class B ordinary shares;

20.25% AllianceBernstein Preferred Limited – 33,000 preference shares.

The Company is included in the consolidated accounts of AllianceBernstein L.P. with registered office at 500 Commerce Street, Nashville, TN 37203, U.S.A.. The consolidated accounts are available at the US Securities and Exchange Commission Washington, D.C. 20549.

The Company has six branches located in The Netherlands, Germany, Italy, Spain, Sweden and France (the "branches"). The accounts of the branches are included in this set of financial statements.



## Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024

### AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

#### Note 2. Summary of significant accounting policies

##### A. Basis of preparation

The annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements under historical cost convention, except for the derivatives that are held at fair value. The accounts include the figures of the Branches. Accounting policies and valuation rules are, in addition to the ones laid down by the law, determined and applied by the board of managers of the Company (the "Board of Managers").

Accounting policies and valuation rules are, besides the ones laid down by the law of 19 December 2002, determined and applied by the Board of Managers.

The preparation of annual accounts requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Board of Managers to exercise their judgement in the process of applying the accounting policies. Changes in assumptions may have a significant impact on the annual accounts in the period in which the assumptions changed. The Board of Managers believes that the underlying assumptions are appropriate and that the annual accounts therefore present the financial position and results fairly.

The Company makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities in the next financial year. Estimates and judgements are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances.

##### B. Significant accounting policies

The significant accounting policies applied by the Company are:

###### I. Intangible assets

Intangible assets are stated at historical cost less accumulated amortization. Goodwill in the Branches are amortised on a straight-line basis over their expected useful lives of 10 years.

###### II. Tangible assets

Tangible assets are stated at historical cost less accumulated depreciation. They are depreciated on a straight-line basis over their expected useful lives of 4 years.

###### III. Financial assets

Investments held as financial assets are carried at cost less any impairment in value which in the opinion of the Board of Managers is considered as durable. These value adjustments are reversed if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply. The Company's share of the results of the financial assets is included in the profit and loss account only to the extent of dividends declared.

###### IV. Debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.



## Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024

### AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

#### Note 2. Summary of significant accounting policies (continued)

##### V. Transferable securities

Transferable securities are valued at the lower of cost or market value and expressed in the currency in which the annual accounts are prepared. A value adjustment is recorded where the market value is lower than the purchase cost. This value adjustment is discontinued if the original reason for the value adjustment no longer applies.

##### VI. Financial Derivative Instruments

The Company may enter into financial derivative instruments such as forward foreign exchange contracts. The Company records initially financial derivative instruments under fair value.

Financial derivative instruments are valued based on the forward foreign exchange rate applicable at the balance sheet date.

##### VII. Foreign currency translation

The Company's base currency is Euro (EUR) and its accounting records are maintained in that currency.

Assets and liabilities in other currencies are translated into EUR at the rates prevailing at the balance sheet date except for fixed assets, which are recorded at the historic rate. Income and expense transactions are recorded at the rates prevailing on the date of transaction. Realized gains and losses and unrealized gains and losses are reflected in the profit and loss account.

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. Formation expenses and long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historical exchange rates.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the time of the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at the historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. Solely the unrealised exchange losses are recorded in the profit and loss account. The exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealized losses are recorded in the profit and loss account whereas the net unrealized exchange gains are not recognised.

##### VIII. Prepayments

Prepayments include expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.



## Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024

### AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

#### Note 2. Summary of significant accounting policies (continued)

##### IX. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Provisions may also be created to cover changes that have originated in the financial year under review or in a previous financial year, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

##### X. Creditors

Creditors are recorded at their reimbursement value. Where the amount repayable on account is greater than the amount received, the difference is recorded in the profit and loss account when the debt is issued.

##### XI. Other Creditors

Other creditors include the amounts relating to the VAT payable, audit and regular charges accruals. The accruals calculation is based on the most recently received invoices.

##### XII. Provision for taxation

Corporate income taxes are charged on profits at the applicable local tax rates. As the Company has branches, the tax rates by local jurisdiction can vary between 20% and 33%. Where corporate income taxes have been paid twice on the same profits, the relevant claim for double tax relief will be made.

##### XIII. Net Turnover

Net turnover is mainly composed of management fees, management company fees, transfer agent fees, performance fees, transfer pricing revenues and advisory fees from discretionary portfolio management mandates.

##### XIV. Value adjustments

Value adjustments are deducted directly from the related asset. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.



## Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024

### AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

#### Note 3. Tangible assets and Intangible assets

Intangible assets are composed of goodwill from The Netherlands, Sweden, Spain and Italy. Germany and France have no goodwill.

	EUR
Goodwill - opening balance	3,383,208
Additions for the year	-
Goodwill – closing balance	3,383,208
<b>Amortization – opening balance</b>	<b>(1,347,102)</b>
<b>Amortization for the year</b>	<b>(338,319)</b>
<b>Amortization – closing balance</b>	<b>(1,685,421)</b>
Net goodwill – opening balance	2,036,106
Net goodwill – closing balance	1,697,787

Tangible assets are composed of other fixtures, fittings tools and equipment for Luxembourg and the branches.

	EUR
Gross book value – opening balance	8,104,811
Additions for the year - Luxembourg	190,668
Additions for the year – Branches	238,009
Gross book value – closing balance	8,533,488
<b>Amortization – opening balance</b>	<b>(7,483,876)</b>
<b>Amortization for the year - Luxembourg</b>	<b>(114,192)</b>
<b>Amortization for the year - Branches</b>	<b>(171,639)</b>
<b>Amortization – closing balance</b>	<b>(7,769,707)</b>
Net book value – opening Luxembourg balance	166,730
Net book value – closing Luxembourg balance	243,206
Net book value – opening Branches balance	454,205
Net book value – closing Branches balance	520,575



**Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024****AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.****Note 4. Financial assets****Loans to affiliated undertakings**

The Company signed a new Loan Agreement of EUR 15,000,000 on March 8, 2024, with Bernstein Autonomous LLP. This was fully repaid at maturity (16<sup>th</sup> April 2024). There's no loan agreement as at 31<sup>st</sup> December 2024 (December 2023: EUR 15,000,000).

**Note 5. Trade debtors**

Trade debtors, including transactions to related parties, consist of:

Description	2024 EUR	2023 EUR
<b>Management Company Fee and Management Fee</b>	<b>80,591,456</b>	<b>65,940,430</b>
<b>Institutional Investment Management Fee</b>	<b>3,701,018</b>	<b>2,958,035</b>
<b>Transfer Agency Fee</b>	<b>5,237,293</b>	<b>4,326,158</b>
<b>Total</b>	<b>89,529,767</b>	<b>73,224,623</b>

**Note 6. Amounts owed by affiliated undertakings**

As at December 31, 2024, the total balance owed by affiliated undertakings of EUR 1,883,384 includes net receivable balances owed by several entities. The gross amounts corresponding to a total receivable balance of EUR 688,829,803 and a total payable balance of EUR 686,946,420.

**Note 7. Other debtors**

As at December 31, 2024 other debtors includes balances receivable from the Funds regarding the Funds' invoices paid by the Company on behalf of the Funds (2024: EUR 3,376,331; 2023: EUR 1,303,420). Other debtors also includes tax receivables.

## Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024

### AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

#### Note 8. Other investments and financial derivative instruments

##### Other investments

The movements for the year are as follows:

	2024 EUR	2023 EUR
Gross book value – opening balance	59,554	58,666
Increase / (decrease) for the year	-	888
Gross book value – closing balance	59,554	59,554
Net book value – opening balance	59,554	58,666
Net book value – closing balance	59,554	59,554

#### Note 9. Prepayments

As at December 31, 2024 prepayments are mainly composed of occupancy (lease rental and building charges) and firm meetings (client events, advertising, marketing costs).

#### Note 10. Capital and reserves

	Subscribed Capital EUR	Share Premium EUR	Legal reserve EUR	Other reserves EUR	Profit brought forward EUR	Profit for the period EUR	Total EUR
As at December 31, 2023	16,300,000	3,438,135	1,630,000	10,178,775	25,352,363	19,235,690	76,134,963
• Allocation of prior year's result	-	-	-	-	19,235,690	(19,235,690)	-
• Preference dividend	-	-	-	-	(9,543,587)	-	(9,543,587)
• Ordinary dividend	-	-	-	-	(25,000,000)	-	(25,000,000)
• 2019 NWT re-allocation	-	-	-	(2,259,575)	2,259,575	-	-
• 2024 NWT allocation	-	-	-	1,869,825	(1,869,825)	-	-
• Profit for the period	-	-	-	-	-	23,647,523	23,647,523
As at December 31, 2024	16,300,000	3,438,135	1,630,000	9,789,025	10,434,216	23,647,523	65,238,899

The allocation of the 2023 result was approved by the annual general meeting of the shareholders of the Company held on April 15, 2024.



## Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024

### AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

#### Note 11. Subscribed capital

As at December 31, 2024 the subscribed capital amounts to EUR 16,300,000 and is divided into 130,000 class B ordinary shares and 33,000 preference shares without a par value. No change from 2023.

#### Note 12. Share premium account

As at December 31, 2024 the share premium amounts to EUR 3,438,135. No change from 2023.

#### Note 13. Legal reserve

Luxembourg companies are required to allocate to a legal reserve a minimum of 5% of the annual net income after deduction of any losses brought forward, until this reserve equals 10% of the subscribed share capital. This reserve may not be distributed.

As at 31 December 2024, the legal reserve already reached the legal requirement and no further allocation is needed.

#### Note 14. Other reserves

Based on the paragraph 8 of Net Wealth Tax law (§8 of VStG) a special Net Wealth Tax reserve has been created in order to reduce the Net Wealth Tax of the Company. This special reserve amounts to five times the envisaged Net Wealth Tax credit deducted from the corporate income tax. This special Net Wealth Tax reserve has to remain unavailable for distribution for five years, to take advantage of the reduction in Net Wealth Tax liability. The 2019 NWT re-allocation to the profit brought forward, amounted of EUR 2,259,575, was approved by the annual general meeting of the shareholders of the Company held on April 15, 2024.

#### Note 15. Trade creditors

As at December 31, 2024 the trade creditors consist of accrued distributors fees of EUR 97,281,430 (2023: 72,929,783). All trade creditors are due within one year.



## Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024

### AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

#### Note 16. Amounts owed to affiliated undertakings

As at December 31, 2024, the total balance owed to affiliated undertakings of EUR 1,660,571 includes net receivable balances owed by several entities. The gross amounts corresponding to a total receivable balance of EUR 159,156 and a total payable balance of EUR 1,819,727.

#### Note 17. Tax authorities

	Corporate Income Tax EUR	Municipal Business Tax EUR	Total EUR
<b>Tax (Provisions) – Opening Balance</b>	<b>862,574</b>	<b>2,691,964</b>	<b>3,554,538</b>
<b>Tax expenses on ordinary activity</b>	<b>(5,478,869)</b>	<b>(1,939,474)</b>	<b>(7,418,343)</b>
<b>Tax expenses Branches</b>	<b>(447,164)</b>		<b>(447,164)</b>
<b>Payment</b>	<b>2,102,872</b>	<b>999,040</b>	<b>3,101,912</b>
<b>Tax (Provisions)/Receivables – Closing Balance</b>	<b>(2,960,587)</b>	<b>1,751,530</b>	<b>(1,209,057)</b>

#### Financial derivative instruments

As at December 31, 2024 the Company entered into foreign exchange contracts as detailed below (2023: EUR 13,050 debtor balance):

Currency	Amount purchased	Currency	Amount sold	Maturity date	Fair value	Unrealised gain / Unrealised (Loss)
					(EUR)	(EUR)
AUD	7,500,000	EUR	4,511,437	15-Jan-25	4,484,428	(27,009)

Refer to note 28 for additional information on foreign exchange contract.



## Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024

### AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

#### Note 18. Net turnover

The net turnover is broken down by category of activity as follows:

Description	2024 EUR	2023 EUR
Management Fee	866,917,237	750,270,578
Transfer Agency Fee	30,040,441	26,234,366
Management Company Fee	51,457,023	43,363,996
Performance Fee	22,422,468	2,892,568
Transfer Pricing Revenue	67,335,829	58,996,476
Advisory Fees – Segregated Mandates	3,592,466	2,138,493
<b>Total</b>	<b>1,041,765,464</b>	<b>883,896,477</b>

The net turnover is composed of:

- management fees that are 100% retroceded back to AllianceBernstein L.P. ("AB LP")
- performance fees that are 100% retroceded back to AB LP. The rise in performance fees in 2024, as compared to the previous year, was primarily driven by the strong performance of certain investment funds, such as AB SICAV I - Select Absolute Alpha Portfolio
- management company fees retroceded 65% back to AB LP
- transfer agency fees 100% retained by the Company
- transfer pricing revenue by AB LP for the reimbursement of net P&L of the Company's distribution Strategic Business Unit ("SBU") and since 2020 for the reimbursement of the Branches.
- advisory fees for segregated mandates that are 100% retroceded back to AB LP

#### Note 19. Other operating income

As at December 31, 2024, the amount is mainly composed of the 8% margin on direct operating expenses of the Branches and the 8% margin on direct operating expenses of the distribution SBU net of the distribution plan payments and distribution service expenses (2024: EUR 2,174,143; 2023: EUR 2,075,823).

#### Note 20. Other external expenses

Other external expenses consist of:

Description	2024 EUR	2023 EUR
Management Fee	555,856,262	489,622,143
Distribution Fee	347,968,922	290,340,796
Management Company Fee	33,447,074	28,186,605
Performance Fee	22,422,468	2,892,568
Advisory Fee	3,592,466	2,138,493



Total	963,287,192	813,180,605
-------	-------------	-------------

## Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024

### AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

#### Note 21. Staff costs

The Company employed an average of 97 full time persons during the Reference Period (2023: 100).

They are represented by:

Description	Average 2024	Average 2023
Management	5	5
Employees Luxembourg	52	53
Employees Branches	40	42
Total average	97	100

#### Note 22. Emoluments granted to the members of the management and supervisory bodies and commitments in respect of retirement pensions for former members of those bodies

No remunerations were granted to the members of the administrative, managerial and supervisory bodies other than salaries and wages disclosed in the profit and loss account.

The fees paid to a member of the supervisory body are nil in 2024 (EUR nil in 2023) as there is no longer an independent director.

There have been no amounts granted to the members of the administrative, managerial and supervisory bodies and commitments in respect of retirement pensions for former members of those bodies.

#### Note 23. Related parties transactions

As at December 31, 2024, the amount owed to AllianceBernstein L.P was EUR 686,667,150 (2023: EUR 883,938,969) and the amount receivable from AllianceBernstein L.P. was EUR 688,258,771 (2023: EUR 880,535,599).

There are no other related parties than those already disclosed on previous notes.

#### Note 24. Other operating expenses

Other operating expenses include shareholder services expenses of EUR 5,487,755 (2023: EUR 5,195,469) and technology allocations of EUR 3,834,799 (2023: EUR 3,908,537). The remaining costs relate to networking fees, corporate and administration allocations and non-reimbursable VAT.



## Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024

### AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

#### Note 25. Auditor's Fees

The total of the audit fees accrued during the year by the Company to the audit firm are:

Description	2024 EUR	2023 EUR
<b>Audit Fees Accrual</b>	<b>234,885</b>	<b>226,869</b>
<b>Total</b>	<b>234,885</b>	<b>226,869</b>

#### Note 26. Other interest and similar income and expenses

This account is mainly composed of foreign exchange gains and losses.

#### Note 27. Income Tax

The Company is subject to the general regulation applicable to all Luxembourg commercial companies.

#### Note 28. Off-balance sheet commitments

The financial commitments are as follows:

Description	2024 EUR	2023 EUR
<b>Guarantees and other direct substitutes for credit</b>	<b>212,543</b>	<b>212,543</b>
Leasing (rents not yet paid)	3,245,834	3,614,945
<b>Forward purchase and sale currencies</b>	<b>4,511,437</b>	<b>4,310,896</b>
<b>Total</b>	<b>7,969,814</b>	<b>8,138,384</b>

The Company entered into a forward foreign exchange contract with HSBC Bank Plc London on December 18, 2024 selling EUR 4,511,437 and buying 7,500,000 Australian Dollars with the contract maturing on January 15, 2025. The purpose of the Australian Dollars forward foreign exchange contract was to reduce the foreign exchange exposure from the quarterly Australian Dollars distribution fees.

The foreign exchange contract is renewed on a monthly basis.

## Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2024

### AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

#### Note 29. Pillar 2 law

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l. belongs to Equitable Holdings, Inc. group that is within the scope of the EU/OECD Pillar Two model rules. Pillar Two legislation was enacted in Luxembourg, the jurisdiction in which the company is incorporated, which has come into effect for fiscal years starting on or after 31 December 2023.

Under the legislation, the Company is liable to pay a top-up tax for the difference between its Pillar Two effective tax rate per jurisdiction and the 15% minimum tax rate.

The Company performed an impact assessment of the OECD transitional safe harbour rules and the full Pillar Two rules. The Company concluded that it should not be subject to top-up tax for the current year.

#### Note 30. Significant event during the year

The global economy made solid progress toward rebalancing in 2024 after the volatility of the post-pandemic period. Inflation began to normalize in developed economies, which enabled major central banks to begin cutting interest rates. However, geopolitical risk remained elevated as war continued in Ukraine and in the Middle East. Donald Trump's election as US President in November raised the prospects of dramatic policy change. Global stocks rallied in 2024, though regional performance was diverse. Strong US equity gains eclipsed returns in Europe, Japan and emerging markets, though Chinese stocks recovered in the second half.

We remain comfortable with our range of products and think they are well positioned to succeed in an uncertain environment.

The Company's management has determined that there are no other material events that would require disclosure in the Company's annual accounts through this date.

#### Note 31. Subsequent events

In early 2025, President Trump's administration launched new US regulatory and trade policies that prompted heightened uncertainty and volatility in financial markets, including declines in US equities. Market performance began to broaden as the US megacaps, which dominated returns in recent years, underperformed.

The Company's management is closely monitoring the impact of these events and market developments. The group will continue to maintain a stable business platform and seek to maximise client returns at minimal risk levels in the current market.



## 中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2025年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 184.33円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

## アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル

## 貸借対照表

2025年6月30日現在

資 産	注記	2025年6月 未監査		2024年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
A. 未払発行済資本		-	-	-	-
. 未請求発行済資本		-	-	-	-
. 未払請求済発行済資本		-	-	-	-
B. 設立費		-	-	-	-
C. 固定資産		2,156,550	397,517	2,461,568	453,741
. 無形資産					
1. 研究開発費		-	-	-	-
2. 免許、特許、ライセンス、商標 ならびに類似権利および資産、 以下に該当する場合： a) 有価約因で取得され、 C. I. 3により表示不要 b) 企業自体によって生成		-	-	-	-
3. のれん、有価約因で取得された範囲内	2,3	1,528,627	281,772	1,697,787	312,953
4. 事前支払額および無形資産仮勘定		-	-	-	-
. 有形資産					
1. 土地および建物		-	-	-	-
2. プラントおよび機械		-	-	-	-
3. その他の什器備品、工具および機器	2,3	627,923	115,745	763,781	140,788
4. 事前支払額および建設仮勘定		-	-	-	-
. 金融資産					
1. 関連企業持分		-	-	-	-
2. 関連企業に対する債権		-	-	-	-
3. 参加持分		-	-	-	-
4. 参加持分に連動する関連企業に対する債権		-	-	-	-
5. 固定資産として保有の投資		-	-	-	-
6. その他の債権		-	-	-	-

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

資 産（続き）	注記	2025年6月 未監査		2024年	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
D．流動資産		143,178,063	26,392,012	168,051,467	30,976,927
．棚卸資産					
1．原材料および消耗品		-	-	-	-
2．仕掛品		-	-	-	-
3．完成品および再販用商品		-	-	-	-
4．事前支払額		-	-	-	-
．債権					
1．売掛金					
a) 1年以内に期限到来	2,4	79,160,334	14,591,624	89,529,767	16,503,022
b) 1年超に期限到来		-	-	-	-
2．関連企業からの未収金					
a) 1年以内に期限到来	2,5	1,517,225	279,670	1,883,384	347,164
b) 1年超に期限到来		-	-	-	-
3．参加持分に連動する関連企業からの未収金					
a) 1年以内に期限到来		-	-	-	-
b) 1年超に期限到来		-	-	-	-
4．その他の債権					
a) 1年以内に期限到来	2,6	2,909,992	536,399	3,971,829	732,127
b) 1年超に期限到来		-	-	-	-
．投資					
1．関連企業持分		-	-	-	-
2．自己株式		-	-	-	-
3．その他の投資	2,7	48,489	8,938	59,554	10,978
．銀行預金および手許現金		59,542,023	10,975,381	72,606,933	13,383,636
E．前払金	2,8	761,164	140,305	326,062	60,103
<b>合計（資産）</b>		<b>146,095,777</b>	<b>26,929,835</b>	<b>170,839,097</b>	<b>31,490,771</b>

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

資本金、準備金および負債	注記	2025年6月 未監査		2024年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
A. 資本金および準備金	9	54,487,746	10,043,726	65,238,899	12,025,486
・発行済資本	9,10	16,300,000	3,004,579	16,300,000	3,004,579
・資本剰余金	9,11	3,438,135	633,751	3,438,135	633,751
・再評価積立金		-	-	-	-
・準備金					
1. 法定準備金	9,12	1,630,000	300,458	1,630,000	300,458
2. 自己株式準備金		-	-	-	-
3. 定款に規定された準備金		-	-	-	-
4. 公正価値準備金を含むその他の準備金					
a) その他の分配可能準備金		-	-	-	-
b) その他の分配不可能準備金	9,13	9,789,025	1,804,411	9,789,025	1,804,411
・前期繰越損益	9	9,538,152	1,758,168	10,434,216	1,923,339
・当期損益	9	13,792,434	2,542,359	23,647,523	4,358,948
・中間配当金	9	-	-	-	-
・資本投資補助金		-	-	-	-
B. 引当金					
1. 年金および類似債務に関する引当金		-	-	-	-
2. 納税引当金		-	-	-	-
3. その他の引当金		-	-	-	-
C. 債務		91,608,031	16,886,108	105,600,198	19,465,284
1. 社債					
a) 転換権付ローン					
) 1年以内に期限到来		-	-	-	-
) 1年超に期限到来		-	-	-	-
b) 転換権なしローン					
) 1年以内に期限到来		-	-	-	-
) 1年超に期限到来		-	-	-	-

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

資本金、準備金および負債（続き）	注記	2025年6月 未監査		2024年	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
2. 信用機関に対する未払金					
a) 1年以内に期限到来		-	-	-	-
b) 1年超に期限到来		-	-	-	-
3. 棚卸資産からの控除として区分表示 されない範囲の注文前受金					
a) 1年以内に期限到来		-	-	-	-
b) 1年超に期限到来		-	-	-	-
4. 買掛金					
a) 1年以内に期限到来	2,14	82,990,687	15,297,673	97,281,430	17,931,886
b) 1年超に期限到来		-	-	-	-
5. 未払為替手形					
a) 1年以内に期限到来		-	-	-	-
b) 1年超に期限到来		-	-	-	-
6. 関連企業に対する未払金					
a) 1年以内に期限到来	2,15	1,013,994	186,910	1,660,571	306,093
b) 1年超に期限到来		-	-	-	-
7. 参加持分に連動する関連企業に対する未払金					
a) 1年以内に期限到来		-	-	-	-
b) 1年超に期限到来		-	-	-	-
8. 税金および社会保障債務					
a) 税務当局	2,16	1,524,242	280,964	1,209,057	222,865
b) 社会保障機関		272,532	50,236	534,701	98,561
c) その他の債務					
) 1年以内に期限到来	2	5,806,576	1,070,326	4,914,439	905,879
) 1年超に期限到来		-	-	-	-
D. 繰延収益		-	-	-	-
<b>合計（資本金、準備金および負債）</b>		<b>146,095,777</b>	<b>26,929,835</b>	<b>170,839,097</b>	<b>31,490,771</b>

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

## アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル

## 損益計算書

2025年6月30日に終了した期間

損益勘定	注記	2025年6月 未監査		2024年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1. 純売上高	2, 17	519,163,622	95,697,430	1,041,765,464	192,028,628
2. 在庫変動（完成品および仕掛品）		-	-	-	-
3. 自らのために関連企業によって実施され 資本計上された業務		-	-	-	-
4. その他の営業収益	18	961,879	177,303	2,174,143	400,760
5. 原材料、消耗品およびその他の外部費用					
a) 原材料および消耗品		-	-	-	-
b) その他の外部費用	19	(480,774,033)	(88,621,078)	(963,287,192)	(177,562,728)
6. 人件費	20, 21	(11,051,899)	(2,037,197)	(24,641,635)	(4,542,193)
a) 賃金および給料		(9,678,643)	(1,784,064)	(21,645,068)	(3,989,835)
b) 社会保障費		(1,098,295)	(202,449)	(2,507,015)	(462,118)
) (年金に関連するもの)		-	-	-	-
) (その他の社会保障費)		-	-	-	-
c) その他の人件費		(274,961)	(50,684)	(489,552)	(90,239)
7. 評価調整					
a) 設立費、有形/無形固定資産に 関連するもの	2, 3	(306,814)	(56,555)	(624,150)	(115,050)
b) 流動資産に関連するもの		-	-	-	-
8. その他の営業費用	23	(11,928,279)	(2,198,740)	(24,180,017)	(4,457,103)
9. 参加証券からの収益					
a) 関連企業から生じた		-	-	-	-
b) 参加持分からのその他の収益		-	-	-	-
10. その他の投資および固定資産の 一部を構成する貸付金からの収益					
a) 関連企業から生じた		-	-	-	-
b) a) に該当しないその他の収益		24,173	4,456	-	-
11. その他の利息および類似収益					
a) 関連企業から生じた		-	-	-	-
b) その他の利息および類似収益	25	5,565,661	1,025,918	5,360,376	988,078
12. 持分法による関連企業の損益に対する持分		-	-	-	-
13. 金融資産および流動資産として保有する 投資に関する評価調整		-	-	-	-
14. 利息および類似費用					
a) 関連企業		-	-	-	-
b) その他の利息および類似費用	25	(4,428,992)	(816,396)	(4,839,269)	(892,022)
15. 損益にかかる税金	26	(3,432,884)	(632,784)	(8,080,197)	(1,489,423)
<b>税引後損益</b>		<b>13,792,434</b>	<b>2,542,359</b>	<b>23,647,523</b>	<b>4,358,948</b>
16. 1 - 16までの項目に含まれないその他の税金	26	-	-	-	-
<b>当期損益</b>		<b>13,792,434</b>	<b>2,542,359</b>	<b>23,647,523</b>	<b>4,358,948</b>

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

[次へ](#)

## アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル

## 中間財務書類に対する注記

2025年6月30日現在

## 注1．一般事項

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（「当社」）は、1990年7月31日にルクセンブルグにおいて、アライアンス・キャピタル（ルクセンブルグ）エス・エイの名称で存続無期限の有限責任会社（société anonyme）として設立された。当社は、2011年4月11日に有限会社（société à responsabilité limitée）に転換され、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エルに名称変更された。2019年2月1日付で修正された当社の目的は以下のとおりである。

- ・ EU通達2009/65/ECに基づき認可されたルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）の運用ならびに投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日法（「2010年法」）第101条第2項および付属書に基づき他のルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の投資信託（UCI）の運用
- ・ オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグの2013年7月12日法（「2013年法」）第5条第2項および付属書に従い、EU通達2011/61/EUの意味においてルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のオルタナティブ投資ファンド（「AIF」）のために行うAIFの資産に関する運用、管理事務、マーケティングその他の活動の遂行
- ・ （a）顧客毎の一任運用ベースの投資対象のポートフォリオの運用業務および（b）投資助言業務、（c）2010年法第101条第3項および/または2013年法第5条第4項に企図された金融投資に関する注文の送受業務を提供

当社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L - 2453、ユージェーヌ・リュペール通り2 - 4番に設立されている。

当社の事業年度は、各年の1月1日に開始し、12月31日に終了する。

当社は、(i)当社が管理会社および/またはオルタナティブ投資ファンド運用会社として業務を行うアライアンス・バーンスタイン投資ファンドならびに(ii)その他のアライアンス・バーンスタイン投資ファンド（以下、総称して「ファンズ」という。）の販売会社ならびに登録および名義書換代行会社として業務を行っている。

当社は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの全株所有子会社であるアライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッドおよび間接全株所有子会社であるアライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッドによって下記のとおり所有されている。

- ・ 79.75% アライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッド - 130,000クラスB普通株
- ・ 20.25% アライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッド - 33,000優先株

当社は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの連結財務書類に含まれ、登記上の事務所は、アメリカ合衆国37203テネシー州ナシュビル、コマー・ストリート500に所在する。連結財務書類は、ワシントンD.C.20549の米国証券取引委員会で公表される。

当社は、オランダ、ドイツ、イタリア、スペイン、スウェーデンおよびフランスに所在する6つの支店（「支店」）を有している。支店の勘定は、本中間財務書類に含まれている。

## 注2．重要な会計方針の概要

## A．作成基準

中間財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、取得原価主義に基づいて作成されている。当該財務書類には、支店の勘定が含まれている。会計方針および評価規則は、法律で認められたもののほかに、当社の取締役会（「取締役会」）によって決められ採用される。

会計方針および評価規則は、2002年12月19日法で認められたもののほかに、取締役会によって決められ採用される。

中間財務書類の作成には、特定の重要な会計上の見積りの使用が要求される。また、取締役会は、会計方針を採用する過程で判断を下すことが求められる。仮定の変更は、仮定が変更された期間の中間財務書類に大きな影響を及ぼす可能性がある。経営陣は、基礎となる仮定が適切であり、したがって中間財務書類が財政状態および成績を公正に表示していると考えている。

当社は、翌事業年度において資産および負債の報告金額に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行う。見積りおよび判断は、常に評価され、かつ、状況に応じて合理的と思われる将来の事象に関する予測を含む過去の経験およびその他の要因に基づく。

## B. 重要な会計方針

当社が採用する重要な会計方針は、以下のとおりである。

### ・無形資産

無形固定資産は取得原価から償却累計額を控除して表示される。支店ののれんは、見積耐用年数である10年間にわたり定額法で償却される。

### ・有形資産

有形固定資産は取得原価から減価償却累計額を控除して表示され、見積耐用年数である4年間にわたり定額法で償却される。

### ・金融資産

金融固定資産として保有される投資対象は、取締役会の判断により恒久性のある投資と見なされる場合には、簿価の減損を控除した原価で計上される。評価調整が行われる理由が適用されなくなった場合には、当該評価調整額から戻入れられる。当社の持分法による金融固定資産の損益は、宣言された配当金の範囲内で損益計算書に含まれる。

### ・債権

債権は額面価額で評価され、回収困難な場合には評価調整を課せられる。評価調整が行われる理由が適用されなくなった場合には、この評価調整は継続されない。

### ・譲渡性証券

譲渡性証券は、取得原価か時価のいずれか低い方で評価され、中間財務書類が作成される通貨で表示される。時価が購入原価より低い場合、評価調整が計上される。評価調整が行われる元の理由が適用されなくなった場合には、この評価調整は継続されない。

### ・金融デリバティブ商品

当社は先物為替予約のような金融デリバティブ取引を行うことがある。当社は、金融デリバティブ商品を当初は取得原価で計上する。

金融デリバティブ商品は、貸借対照表日現在で適用される先物為替レートに基づき評価される。

### ・外貨換算

当社の基本通貨はユーロ（EUR）で、その会計記録もユーロによっている。

その他の通貨建ての資産および負債は、取得時レートで記帳される固定資産を除き、貸借対照表日の実勢為替レートによりユーロに換算される。収益および費用取引は、取引日の実勢為替レートにより記帳される。実現損益および未実現損益は、損益計算書に反映される。

ユーロ以外の通貨で表示される取引は、取引時点の実勢為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨で表示される設立費および固定資産は、取引時点の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日現在、これらの資産は、取得時の為替レートで換算されたままである。

銀行預金は、貸借対照表日現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は、上半期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、それぞれ、取得時の為替レートで換算された価額と、貸借対照表日の為替レートを基に決定された価額とのいずれか低い方または高い方で個別に換算される。未実現の為替差損のみが損益計算書に計上される。為替差益は、実現時に損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的関連性がある場合には、これらは上述の方法に従って総額で評価され、純未実現損失は損益計算書に計上されるのに対し、純未実現為替差益は認識されない。

・前払金

前払金には、上半期中に負担したが次の事業期間に関わる費用が含まれる。

・引当金

引当金は、貸借対照表日現在、負担する予定であるか負担することが確かであるが金額が不確定か発生日時が不確定な、その性質が明確に定められる損失または債務に対応することを意図している。

また引当金は、貸借対照表日現在、負担する予定であるか負担することが確かであるが金額が不確定か発生日時が不確定な、その性質が明確に定められる当事業年度または前事業年度に由来する変更に対応するために設けることができる。

・債務

債務は、その返済価額で計上される。債券発行時に償還額が受取額を上回る場合、差額が損益計算書に計上される。

X ・その他の債務

その他の債務には、VATに関する支払額、監査および通常の費用に関連する金額が含まれる。計算は、直近に受領した請求書に基づく。

X ・課税引当金

法人所得税は、適用ある地方税率が利益に対して課せられる。当社には海外支店があるため、現地の管轄区域ごとに税率が20%から33%の範囲で異なることがある。同一の利益に対して法人所得税が2回支払われた場合、二重課税防止に関連して還付請求が行われる。

X ・純売上高

純売上高は、主に管理報酬、管理会社報酬、名義書換代行報酬、実績報酬、移転価格収益および一任ポートフォリオ運用委託からの顧問報酬で構成されている。

## X . 評価調整

評価調整は、関連する資産から直接控除される。これらの評価調整は、評価調整が行われた根拠の適用がなくなった場合には継続されない。

## 注3 . 有形資産および無形資産

無形資産は、オランダ、スウェーデン、スペインおよびイタリアに所在する支店ののれんから構成されている。ドイツおよびフランスに所在する支店は、のれんを保有していない。

	(ユーロ)
のれん - 期首残高	3,383,208
期中取得	-
のれん - 期末残高	3,383,208
償却 - 期首残高	(1,685,421)
期中償却	(169,160)
償却 - 期末残高	(1,854,581)
純のれん - 期首残高	1,697,787
純のれん - 期末残高	1,528,627

ルクセンブルグおよび支店において、有形資産は、その他の什器備品ならびに工具および機器から構成されている。

	(ユーロ)
総帳簿価額 - 期首残高	8,533,488
期中取得 - ルクセンブルグ	1,796
期中取得 - 支店	-
総帳簿価額 - 期末残高	8,535,284
償却 - 期首残高	(7,769,707)
期中償却 - ルクセンブルグ	(43,737)
期中償却 - 支店	(93,917)
償却 - 期末残高	(7,907,361)
純帳簿価額 - ルクセンブルグ期首残高	243,206
純帳簿価額 - ルクセンブルグ期末残高	201,265
純帳簿価額 - 支店期首残高	520,575
純帳簿価額 - 支店期末残高	426,658

## 注4．売掛金

関連当事者取引を含む売掛金は、以下から構成されている。

項目	2025年6月末監査 (ユーロ)	2024年 (ユーロ)
管理会社報酬および管理報酬	67,942,693	80,591,456
機関投資運用報酬	3,762,176	3,701,018
名義書換代行報酬	7,455,465	5,237,293
合計	79,160,334	89,529,767

## 注5．関連企業からの未収金

2025年6月30日現在、関連企業からの未収金残高合計1,517,225ユーロ（2024年：1,883,384ユーロ）には、複数の企業に対する売掛金の純額が含まれている。総額では、未収金残高合計1,056,084,024ユーロ（2024年：688,829,803ユーロ）および未払金残高合計1,054,566,799ユーロ（2024年：686,946,420ユーロ）である。

## 注6．その他の債権

2025年6月30日現在、その他の債権は主に当社がファンズに代わって支払ったファンズの請求書に関するファンズからの未収金残高から構成されている（2025年6月30日：2,285,477ユーロ、2024年：3,376,331ユーロ）。

## 注7．その他の投資および金融デリバティブ商品

## その他の投資

当期中の変動は、以下のとおりである。

	2025年6月末監査 (ユーロ)	2024年 (ユーロ)
総帳簿価額 - 期首残高	59,554	59,554
期中増加 / (減少)	(19,331)	-
総帳簿価額 - 期末残高	40,223	59,554
減価償却 - 期首残高	-	-
期中減価償却	-	-
純帳簿価額 - 期首残高	59,554	59,554
純帳簿価額 - 期末残高	40,223	59,554

## 金融デリバティブ商品

2025年6月30日現在、当社は以下の先物為替予約を締結した。

通貨	購入額	通貨	売却額	満期日	公正価値 (ユーロ)	未実現利益 / 未実現 (損失) (ユーロ)
豪ドル	7,500,000	ユーロ	4,178,919	2025年7月15日	4,187,185	8,266

## 注8．前払金

2025年6月30日現在、前払金は、主にライセンス料、広告費、マーケティング費用、賃料（リース料および建物賃料）および保険料から構成されている。

## 注9．資本金および準備金

	発行済 資本金 (ユーロ)	資本 剰余金 (ユーロ)	法定 準備金 (ユーロ)	その他の 準備金 (ユーロ)	前期 繰越利益 (ユーロ)	当期利益 (ユーロ)	合計 (ユーロ)
<b>2024年 12月31日 現在</b>	16,300,000	3,438,135	1,630,000	9,789,025	10,434,216	23,647,523	65,238,899
・前年度利益 の割当	-	-	-	-	23,647,523	(23,647,523)	-
・優先配当金	-	-	-	-	(9,543,587)	-	(9,543,587)
・普通配当	-	-	-	-	(15,000,000)	-	(15,000,000)
・2019年の富裕税 の再割当	-	-	-	-	-	-	-
・2024年の富裕税 の割当	-	-	-	-	-	-	-
・当期利益	-	-	-	-	-	13,792,434	13,792,434
<b>2025年 6月30日 現在</b>	16,300,000	3,438,135	1,630,000	9,789,025	9,538,152	13,792,434	54,487,746

2024年度の実績の配分は、2025年4月17日に開催された当社の年次株主総会で承認された。

## 注10．発行済資本

2025年6月30日現在、発行済資本金は16,300,000ユーロであり、無額面の130,000クラスB普通株および33,000優先株に分割される。2024年から変更はない。

## 注11．資本剰余金

2025年6月30日現在、資本剰余金は3,438,135ユーロである。2024年から変更はない。

## 注12．法定準備金

ルクセンブルグの会社は、法定準備金が発行済株式資本の10%に達するまで、前期繰越損失を控除後の年間純利益の少なくとも5%を法定準備金に充当することを要求されている。この準備金を配当することはできない。

2025年6月30日現在、法定準備金は既に法定要求額に達しており、さらなる充当の必要はない。

## 注13．その他の準備金

富裕税法（VStG第8条）の第8項に基づき、当社の富裕税債務を低減するために特別富裕税準備金が設定されている。この特別準備金は、法人所得税から控除されることを想定した富裕税額の5倍に相当する。この特別富裕税準備金は、富裕税債務の減額を利用するため、5年間は分配を行うことができない。

2020年の富裕税の前期繰越利益への再配分は、2025年4月17日に開催された当社の年次株主総会で承認された。

## 注14．買掛金

2025年6月30日現在、買掛金は、未払販売報酬の82,990,687ユーロ（2024年：97,281,430ユーロ）から構成されている。買掛金は全額、1年以内に支払期限が到来する。

## 注15．関連企業に対する未払金

2025年6月30日現在、関連企業に対する未払金残高合計1,013,994ユーロ（2024年：1,660,571ユーロ）には、複数の企業に対する未払金の純額が含まれている。総額は、未収金残高合計99,982ユーロ（2024年：159,156ユーロ）および未払金残高合計1,113,976ユーロ（2024年：1,819,727ユーロ）である。

## 注16．税務当局

以下の表は、2024年12月から2025年6月までの税金の貸借対照表勘定の変動を示している。ルクセンブルグは、法人税と地方税が課せられるが、支店には法人税のみが課せられる。

	法人税 (ユーロ)	地方法人税 (ユーロ)	合計 (ユーロ)
納税（引当金） - 期首残高	(2,960,587)	1,751,530	(1,209,057)
経常活動にかかる税金費用	(2,388,711)	(883,496)	(3,272,207)
支店の税金費用	(102,784)	-	(102,784)
支払額	2,260,046	799,760	3,059,806
納税（引当金） / 未収還付金 - 期末残高	(3,192,036)	1,667,794	(1,524,242)

## 注17．純売上高

純売上高は、以下のような活動のカテゴリーに分類される。

項目	2025年6月末監査 (ユーロ)	2024年 (ユーロ)
管理報酬	433,358,633	866,917,237
名義書換代行報酬	15,450,600	30,040,441
管理会社報酬	25,702,650	51,457,023
実績報酬	7,885,080	22,422,468
移転価格収益	33,993,572	67,335,829
顧問報酬 - 個別的運用委任	2,773,087	3,592,466
合計	519,163,622	1,041,765,464

純売上高は、以下から構成されている。

- ・アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（「AB LP」）に100%還付される管理報酬
- ・AB LPに100%還付される実績報酬。
- ・AB LPに65%還付される管理会社報酬
- ・当社が100%保持する名義書換代行報酬
- ・AB LPによる当社の販売戦略ビジネス・ユニット（「SBU」）の損益純額の払戻しおよび2020年以降は支店の払戻しについての移転価格収益
- ・AB LPに100%還付される個別的運用委任の顧問報酬

## 注18．その他の営業収益

2025年6月30日現在、当該金額は、主として支店の直接運営費用に対して8%のマージンおよびSBUの販売の直接運営費用から販売計画支払額と販売サービス費用を差し引いた額に対して8%のマージンで構成されている。（2025年6月30日：961,879ユーロ、2024年：2,174,143ユーロ）

## 注19．その他の外部費用

その他の外部費用は、以下から構成されている。

項目	2025年6月末監査 (ユーロ)	2024年 (ユーロ)
管理報酬	274,534,240	555,856,262
販売報酬	178,874,899	347,968,922
管理会社報酬	16,706,727	33,447,074
実績報酬	7,885,080	22,422,468
顧問報酬	2,773,087	3,592,466
合計	480,774,033	963,287,192

注20．人件費

当社は、当期に平均97名の正社員を雇用していた（2024年：97名）。

以下は内訳である。

項目	2025年 平均	2024年 平均
経営陣	5	5
従業員 - ルクセンブルグ	53	52
従業員 - 支店	39	40
平均合計	97	97

注21．経営陣および監督機関のメンバーに付与される報酬および当該機関の前メンバーのための退職年金債務

損益計算書に開示されている給料および賃金を除いて、管理・経営・監督機関のメンバーに付与された報酬はなかった。

管理・経営・監督機関のメンバーに付与される金額、ならびに当該機関の前メンバーのための退職年金債務は無い。

## 注22．関連当事者

上述の注記に記載されているものの他に、関連当事者は存在しない。

## 注23．その他の営業費用

その他の営業費用には、2,556,465ユーロ（2024年：5,487,755ユーロ）の株主サービス費用と1,930,975ユーロ（2024年：3,834,799ユーロ）の技術割当額が含まれている。残りの費用はネットワーク費用、法人および管理事務費用割当額および還付不能のVATに関連する。

## 注24．監査人報酬

当社が監査法人に支払った報酬額の合計は、以下のとおりである。

項目	2025年6月末監査 (ユーロ)	2024年 (ユーロ)
監査報酬	117,443	234,885
合計	117,443	234,885

## 注25．その他の利息および類似収益と費用

当該勘定は、主として為替損益から構成されている。

## 注26．所得税

当社は、ルクセンブルグの商業会社すべてに適用される一般的規制を課せられている。

#### 4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、各ポートフォリオのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含む。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数10%以上の株式を保有する者をいう。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除く。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、（ ）公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または（ ）適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

#### 5【その他】

##### (a) 定款の変更

管理会社の定款の変更または管理会社の解散に関しては、定款規定に基づく株主総会の決議が必要である。

##### (b) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその事業を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお法人として存続する。

##### (c) 出資の状況

該当なし。

##### (d) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終了する。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（「投資顧問会社」）

(AllianceBernstein L. P.)

##### 資本金の額

2025年9月末日現在、ABの株主に帰属するパートナー持分資本は4,739,361千米ドル（約7,420億円）である。

##### 事業の内容

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーは、世界有数の投資運用会社で、2025年9月末日現在、総額約8,601億米ドル（約134.7兆円）の資産を運用している。ABIは、米国をはじめ世界27の国・地域、53都市に拠点を有する。

2025年9月末日現在、投資顧問会社は、デラウェア州法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップで、そのリミテッド・パートナーシップ持分の約30.8%を保有するアライアンス・バーンスタイン・ホールディング・エル・ピーの持分は、ニューヨーク証券取引所において取引されている。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーのジェネラル・パートナーであるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーションはエクイタブル・ホールディングス・インクの間接全額出資子会社である。

#### (2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ（「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」）

(Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S. C. A.)

##### 資本金の額

2025年12月末日現在、1,209万米ドル（約18億9,281万円）

##### 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイは、1989年2月9日ルクセンブルグの法律に基づき設立期間無制限で設立され、ルクセンブルグ籍の投資信託の保管・支払業務を含むあらゆる種類の銀行業務を行う許可を得ている。

#### (3) アライアンス・バーンスタイン株式会社（「代行協会員」）

##### 資本金の額

2025年12月末日現在、16億3,000万円である。

##### 事業の内容

金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業務を行っている。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務（非上場有価証券特例仲介業等業務）および第二種金融商品取引業務等を行っている。

#### (4) 岩井コスモ証券株式会社（「日本における販売会社」）

##### 資本金の額

2025年12月末日現在、135億円

##### 事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいる。

#### (5) 中銀証券株式会社（「日本における販売会社」）

##### 資本金の額

2025年12月末日現在、20億円

## 事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいる。

中銀証券株式会社は、日本における買戻しの取扱業務のみ行う。

## 2【関係業務の概要】

### (1) アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（「投資顧問会社」）

ファンドに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供する。

ファンドに投資顧問業務を提供するにあたり、投資顧問会社は、投資顧問業務の一部を、投資顧問会社の完全子会社（以下「関連副投資顧問会社」という。）のうち、一もしくは複数の会社に再委託することができる。

関連副投資顧問会社は、投資顧問会社の責任と監督の下、投資判断を裁量的に行うことができ、また、かかる再委任された業務を提供しているポートフォリオの証券および資産を取得および処分することができる。

すべての関連副投資顧問会社は、投資顧問業務を提供する権限、登録、または承認を受けており、監督当局による健全性の監督の対象となる。

ファンドの運用に関与する関連副投資顧問会社は以下のとおりである。

- 英国、ロンドンEC2M 5SJ ロンドン・ウォール60番に本店を置くアライアンス・バーンスタイン・リミテッド (AllianceBernstein Limited)
- 香港、クォーリー・ベイ、ウエストランズ・ロード18番、タイクー・プレイス、ワン・アイランド・イースト39階に本店を置くアライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド (AllianceBernstein Hong Kong Limited)
- シンガポール、048583、サウス・タワー #27 - 11、ワン・ラッフルズ・クエイに本店を置くアライアンス・バーンスタイン (シンガポール) リミテッド (AllianceBernstein (Singapore) Ltd.)

ファンドのポートフォリオを逸脱しない範囲内で運用に関与する関連副投資顧問会社の詳細については、[www.alliancebernstein.com/go/Sub-Inv-Manager-Affiliates](http://www.alliancebernstein.com/go/Sub-Inv-Manager-Affiliates)に記載している。

投資顧問会社および関連副投資顧問会社は、（ ）管理会社の監督の下、（ ）管理会社から受領する指示および投資配分基準に従い、いつでも、および（ ）関連するポートフォリオに定められた投資目的および制限に従い、投資顧問業務を提供する。

### (2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ) エス・シー・エイ（「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」）

ファンドの保管受託銀行および支払代行業務、管理事務代行業務（純資産価格の計算を含む。）、記帳業務ならびに管理会社との保管契約および管理契約に基づくその他の業務を行う。

#### 保管受託銀行の職務

ファンドの資産の保管は保管受託銀行に委託される。保管可能な金融商品は、保管受託銀行により直接保管されるか、適用法令規則で認められる範囲内で、原則的に保管受託銀行と同じ保証を提供する第三者の各保管機関 / 副保管機関（ルクセンブルグの保管機関の場合には金融業に関する1993年4月5日法の意味における金融機関、ルクセンブルグ国外の保管機関の場合にはEU法で規定される健全性規制・監督と同等の規制・監督に服している金融機関でなければならない。）を通じて保管される。保管受託銀行は、ファンドのキャッシュ・フローが適正に監視されていること、および、特に、申込代金が受領されていること、ならびにファンドのすべての現金が（ ）ファンド、（ ）ファンドを代理する管理会社または（ ）ファンドを代理する保管受託銀行の名義の現金口座に記帳されていることを確保するものとする。

加えて、保管受託銀行は以下を確保しなければならない。

- ファンド証券の販売、発行、買戻しおよび消却がルクセンブルグ法および約款に従って遂行されること。

- ファンド証券の評価額がルクセンブルグ法および約款に従い計算されること。
- ルクセンブルグ法または約款に抵触しない限り、ファンドおよびファンドのために行為する管理会社の指示を遂行すること。
- ファンドの資産に係る取引において、対価が通常の制限時間内にファンドに送金されること。
- ファンドの収益がルクセンブルグ法および約款に従って充当されること。

保管受託銀行は、ファンドおよび管理会社に対し、定期的に、ファンドのすべての資産の完全な在庫一覧を提供する。

#### 職務の委託

2010年法第34（2）条および保管契約の規定に基づき、保管受託銀行は、一定の条件に従い、またその職務のより効率的な遂行のため、2010年法第34（3）条に定めるファンドの資産に対するその保管業務の一部もしくは全部を保管受託銀行が随時任命する一もしくは複数の受任者（以下「コルレス先金融機関」という。）に委託することができる。委託する義務には、資産の保管、保管不能の性質を有する資産の場合には当該資産の所有権の確認および当該資産の記録維持が含まれるが、これらに限定されるものではない。

コルレス先金融機関に関しては、保管受託銀行は、各市場において最も高い品質の第三者プロバイダーを選定するために設計されたプロセスを整備している。各コルレス先金融機関が要求される専門性および適性を有し、それを維持することを確保するために、保管受託銀行は、各コルレス先金融機関の選定および任命の際には正当な注意・調査義務を行使しなければならない。また保管受託銀行は、コルレス先金融機関が適用ある法令規則の要件を充足しているか否かについて定期的に評価を行い、コルレス先金融機関の義務が継続して適切に履行されることを確保するために、各コルレス先金融機関に対する継続的な監督を行うものとする。保管受託銀行が任命したコルレス先金融機関の報酬は、ファンドによって支払われる。

保管受託銀行の責任は、その保管するファンドの資産の全部または一部を当該コルレス先金融機関に委託しているという事実により影響を受けないものとする。

保管する金融商品の損失の場合、保管受託銀行は、ファンドに対し、不当な遅滞なく、同一の種類の金融商品またはそれに対応する金額を返還しなければならない。ただし、当該損失が保管受託銀行の合理的管理を超える外的事象の結果として発生し、かかる帰結を回避するためにあらゆる合理的な努力にもかかわらず回避できなかったであろう場合はこの限りではない。

#### 利益相反

保管受託銀行は、その機能を遂行するに当たり、ファンドおよびファンドの受益者の利益のためにのみ、誠実および公平に、かつ専門家として独立した立場から行為するものとする。

保管受託銀行は、保管受託銀行に適用ある法令規則の遵守を要求する包括的で詳細な会社方針および手続きを維持する。

保管受託銀行は、利益相反の管理を統制する方針および手続きを整備している。これらの方針および手続きは、ファンドに対する業務の提供の中で発生し得る利益相反に対処するものである。

保管受託銀行の方針は、社内または社外の当事者が関与するすべての重要な利益相反が、速やかに開示され、上級管理職に提示され、登録され、緩和され、および/または適切に防止されることを要求している。利益相反が回避できない場合、保管受託銀行は、（ ）ファンドおよび受益者への利益相反の開示および（ ）当該利益相反の管理および監視を適切に行うためのあらゆる合理的な措置を講じるために、実効性のある組織上および管理上の体制を維持し、運営するものとする。

保管受託銀行は、従業員が利益相反方針および手続きについての説明、それに関するトレーニングおよびアドバイスを受けていること、また利益相反問題を防止するために義務および責任の適切な分離が行われていることを確保する。

利益相反方針および手続きの遵守は、保管受託銀行のジェネラル・パートナーである取締役会および保管受託銀行の授権された経営陣ならびに保管受託銀行のコンプライアンス、社内監査およびリスク管理の機能によって監督および監視される。

保管受託銀行は、潜在的な利益相反を特定および緩和するためのあらゆる合理的な措置を講じるものとする。これには、保管受託銀行の事業の規模、複雑さおよび性質に対して適切な保管受託銀行の利益相反方針を実施することが含まれる。この方針は、利益相反を生じさせる、または生じさせる可能性のある状況を特定するものであり、利益相反の管理のために従うべき手続きおよび講じるべき措置を含むものとする。利益相反の登録簿が保管受託銀行によって維持および監視される。

上記にかかわらず、保管受託銀行および/またはその関連会社がファンド、管理会社および/またはその他当事者に対してその他の業務を提供する際に随時潜在的な利益相反が発生する場合がある。保管受託銀行の関連会社は、保管受託銀行の第三者受任者として任命される可能性がある。保管受託銀行およびその関連会社との間で特定された利益相反には、主に、不正（悪評回避のために不正行為が監督官庁に報告されない。）、法的手段リスク（保管受託銀行に対して法的措置を取ることを控えたり回避する。）、不公平な選定（保管受託銀行が質と価格に基づかない選択を行う。）、倒産リスク（資産分離レベルや保管受託銀行の倒産に関する注意度が低い。）または単一グループエクスポージャーリスク（グループ内投資）が含まれる。

保管受託銀行（またはそのいずれかの関連会社）は、その事業の過程において、ファンドおよび/または他のファンド（保管受託銀行（またはそのいずれかの関連会社）がそのために行為する。）との間で利益相反が生じるか潜在的利益相反がある場合がある。例えば、保管受託銀行および/またはその関連会社は、その他のファンドの保管受託銀行、保管会社および/または管理事務代行会社として行為することがある。

また保管受託銀行は、保管受託銀行と管理会社との間の約款の規定に基づき、管理事務代行会社として行為する。保管受託銀行は、保管業務と管理事務代行業務の間に適切な業務分離（エスカレーションプロセスおよびガバナンスを含む。）を行っている。加えて、保管機能は、階層上および機能上、管理事務代行業務部門から分離されている。

コルレス先金融機関が、保管業務の受任関係と並行して、保管受託銀行との間に別の商業上および/または事業上の関係に入るかまたはかかる関係を有している状況において、利益相反の潜在的リスクが生じる可能性がある。その業務の遂行において、保管受託銀行とコルレス先金融機関の間で利益相反が生じる可能性がある。コルレス先金融機関が保管受託銀行と同じグループに属している場合、保管受託銀行は、当該関係から生じる潜在的利益相反（もしあれば）を特定し、かかる利益相反を緩和するためにあらゆる合理的な措置を講じることを引受ける。

保管受託銀行は、コルレス先金融機関への委託の結果として生じる特定の利益相反はないと予想している。かかる利益相反が生じる場合、保管受託銀行は、ファンドおよび管理会社に当該利益相反を通知するものとする。

保管受託銀行に係るその他の潜在的利益相反が存在する範囲で、当該利益相反は、保管受託銀行の方針および手続きに従って特定され、緩和され、対処されている。

利益相反または潜在的利益相反が生じる場合、保管受託銀行は、ファンドに対する義務を考慮し、ファンドとその他のファンド（そのために保管受託銀行が行為する。）を公平に扱うものとし、実務上可能な限り、すべての取引が、事前に定義された客観的基準に基づきかつファンドおよびファンドの受益者の唯一の利益に合致する条件で実行されるようにする。

#### 情 報

委託される保管機能についての情報およびコルレス先金融機関のリストは、<https://www.bbhb.com/en-us/investor-services/custody-and-fund-services/depository-and-trustee>にアクセスすることにより入手できる。当該リストは随時更新される場合があり、書面で請求することにより保管受託銀行から入手できる。

保管受託銀行の義務、起り得る利益相反ならびに保管受託銀行により委託された保管機能および当該委託から生じ得る利益相反の記載に関する最新の情報は、書面での請求により保管受託銀行から無料で入手できる。

### (3) アライアンス・バーンスタイン株式会社（「代行協会員」）

日本におけるファンド証券の販売に関し、代行協会員としての業務を行う。

## (4) 岩井コスモ証券株式会社(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売に関し、日本における販売業務を行う。

## (5) 中銀証券株式会社(「日本における販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売に関し、日本における買戻しの取扱業務を行う。

### 3【資本関係】

管理会社の株式の79.75%は、投資顧問会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの完全子会社であるアライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッドが所有しており、20.25%は、投資顧問会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの間接完全子会社であるアライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッドが所有している。

## 第3【投資信託制度の概要】

## 投資信託制度の概要

(2025年2月付)

## . 定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承）
2004年法	リスク資本に投資する投資法人（以下「SICAR」という。）に関する2004年6月15日法（改正済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（改正済）
A I F	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
A I F M	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
A I F M D	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EC）No.1060/2009および規則（EU）No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU（改正済）
A I F M R	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No.231/2013
ベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/1011（改正済）
C E S R	欧州証券市場監督局（ESMA）によって代替された欧州証券規制委員会
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
C S S F	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合（EECの継承機関であるECを吸収）
FCP	契約型投資信託
K I Dまたは P R I I P s K I D	規則1286/2014において言及される主要情報文書
K I I Dまたは U C I T S K I I D	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報文書
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアションという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からRESAに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド

MMF 規則	随時改正および補足されるマネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則( E U ) 2017 / 1131
非個人向けパート ド パート ファンド	ファンその発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券 / 投資証券を販売することが認められていないパート ファンド (特にUCITS 指令をルクセンブルグ法において導入する)2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド PRIIP PRIIPs 規則または 規則1286 / 2014 RAIF 登録AIFM	2010年法パート に基づく投資信託 PRIIPs 規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品 パッケージ型個人向け投資金融商品( PRIIPs )の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則( E U ) 1286 / 2014 (改正済) 2016年法第1条に定めるリザーブ・オルタナティブ投資ファンド 運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向け パート ファンド RESA	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券 / 投資証券を販売することが認められているパート ファンド ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SFDR	金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則( E U ) 2019 / 2088 (改正済)
SICAF SICAV SICAR	固定資本を有する投資法人 変動資本を有する投資法人 2004年法に基づきリスク資本に投資する投資法人
SFT 規則	規則( E U ) No. 648 / 2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則( E U ) 2015 / 2365
SIF タクソノミー規則	2007年法に基づき専門投資信託 規則( E U ) 2019 / 2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則( E U ) 2020 / 852
UCI UCITS UCITS 指令または 指令2009 / 65 / EC	投資信託 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託( UCITS )に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009 / 65 / EC
UCITS 所在加盟国 UCITS 受入加盟国 UCITS 管理会社または 第15章管理会社	UCITS 指令第5条に基づきUCITS が認可を受けた加盟国 UCITS の受益証券が販売される、UCITS 所在加盟国以外の加盟国 UCITS 管理会社または2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社 第15章管理会社

## ．ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグ法に基づき、以下の種類の投資ビークルを創設することができる。

### 1) 規制を受けるルクセンブルグの投資ビークル

#### a) 投資信託（UCI）

- UCITS、すなわち、指令2009/65/ECに基づき認可され、2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
- パート ファンド、すなわち、2010年法パート に基づく投資信託
- SIF、すなわち、2007年法に基づく専門投資信託

#### b) UCI以外の投資ビークル

- SICAR、すなわち、2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
- 変動資本を有する年金貯蓄会社および年金貯蓄組合の形態をとる退職金支給機関に関する改正2005年7月13日法に基づく年金基金
- 証券化に関する改正2004年3月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されている場合）

### 2) 規制を受けないルクセンブルグの投資ビークル

- 証券化に関する改正2004年3月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されていない場合）

- RAIF、すなわち、2016年法に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンド

RAIFとしての資格を有するが、ルクセンブルグの商品法の対象とならない、他の規制を受けないルクセンブルグの投資ビークルの創設も可能である。

本概要は、2010年法に基づくUCITSおよびパート ファンドに適用されるルクセンブルグ法の概要であり、ルクセンブルグにおける集団投資スキームに直接または間接的に適用される多数の複雑な法律および規則の網羅的な分析ではない。

UCITSおよびパート ファンドに適用される法律は、CSSFが発行するさまざまな規則、告示およびFAQにより補完されるが、これらは本概要説明の一部を構成するものではない。

ルクセンブルグの規則および規制のほか、すべての加盟国において直接適用されるさまざまな欧州規制およびESMAが発行する指針がUCIに適用される。

## 重要情報

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

## ．規制を受けるルクセンブルグ投資信託の一般的構成

### 1．一般規定

#### 1.1 2010年法

2010年法はパート のUCITSおよびパート のUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

パート UCITS（以下「パート 」という。）

パート その他のUCI（以下「パート 」という。）

パート 外国のUCI

パート 管理会社

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

#### 1.2 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

### 2．法的形態

2010年法パート およびパート に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

#### 1) 契約型投資信託（fonds commun de placement）（以下「FCP」という。）

#### 2) 投資法人（investment companies）

- 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
- 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型UCITSおよび会社型UCITSならびにパート ファンドは、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

### 3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

#### 3.1 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心に成り立っている。

##### 3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する。

##### 3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、受益証券または端数の受益証券の登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート ファンド（すなわちUCITS）の受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買い戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買い戻しが停止される。この買い戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買い戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買い戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML告示91/75（改正済）は、パート ファンドがその受益証券の発行価格および買い戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの配分方針は約款の定めに従う。

UCITSに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しう旨規定している。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから6か月以内およびパート ファンドとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。

ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。

- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買い戻価格は、UCITSの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパート ファンドについては少なくとも1か月に1度（例外がある）は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
  - a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
  - b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
  - c) 配分方針
  - d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
  - e) 公告に関する規定
  - f) FCPの会計の決算日
  - g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
  - h) 約款変更手続
  - i) 受益証券発行手続
  - j) 受益証券買い戻しの手続ならびに買い戻しの条件および買い戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

### 3.1.3 2010年法に基づくF C Pの保管受託銀行

A．管理会社は、運用しているF C Pそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、C S S Fにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、F C Pの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた信用機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたF C Pのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B．F C Pの形態をとるU C I T Sおよび個人向けパート ファンドについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- F C Pの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、F C Pのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にF C Pの受益証券の申込みにおいてF C Pの受益者によりまたはF C Pの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、F C Pのすべての現金がa ) F C P名義、F C Pを代理する管理会社名義またはF C Pを代理する保管受託銀行名義で開設され、b ) 指令2006 / 73 / E C 1第18条第1項a )、b ) またはc ) に言及された組織において開設され、c ) 指令2006 / 73 / E C 第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

F C Pを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b ) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

<sup>1</sup> 「指令2006 / 73 / E C」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004 / 39 / E Cを実施する2006年8月10日付委員会指令2006 / 73 / E Cをいう。

C．F C Pの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a ) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

- ) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
- ) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、F C Pを代理する管理会社名義で開設された指令2006 / 73 / E C 第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってF C Pに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b ) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

- ) F C Pを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてF C Pの所有権を確かめることによってかかる資産のF C Pによる所有を確認し、
- ) F C Pが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D．保管受託銀行は、定期的に、F C Pのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するF C Pの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるF C Pの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a ) F C Pの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b ) 保管受託銀行がF C Pを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c ) F C Pの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
- d ) 権原譲渡契約に基づいてF C Pが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合  
担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはF C Pの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E．保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたF C Pの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
  - ) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
  - ) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるF C Pの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)の )にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)の )に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するF C Pに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) F C Pを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F．保管受託銀行は、F C PおよびF C Pの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、F C Pを代理する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

F C Pの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G．2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、F C Pおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、F C PまたはF C Pを代理する管理会社に関して、F C P、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびF C Pの受益者に開示される場合を除く。

H．以下の場合、F C Pに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（保管受託銀行を任命する契約の条件に基づく。当該契約は、保管受託銀行の交代を認める通知期間を定めなければならない。最後に保管受託銀行を務めた機関は、FCPの清算が終了するまで、FCPのさまざまな資産を保管するために必要なすべての口座を維持しまたは開設する義務を含め、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。）
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手続の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

#### 3.1.4 管理会社

FCPは、管理会社によって運用される。

FCPに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手続に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。

また、UCITS管理会社およびAIFMは、2018年8月23日に発行されたCSSF告示18/698に従う。

（さらなる詳細については、以下 .3 を参照のこと。）

#### 3.1.5 関係法人

##### ( ) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

UCITSについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パート ファンドについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

##### ( ) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

#### 3.2 会社型投資信託

ルクセンブルグのUCITSおよびパート ファンドは、2010年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社 (sociétés anonymes) として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

##### 3.2.1 変動資本を有する投資法人 (SICAV)

###### 3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法パート に従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社 (société anonyme) として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

パート SICAVとは、ルクセンブルグ法に準拠する、公開有限責任会社 (société anonyme)、株式有限責任事業組合 (société en commandite par actions)、普通リミテッド・パートナーシップ (société en commandite

simple)、特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)、非公開有限責任会社(société à responsabilité limitée)または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合(société coopérative organisée sous forme de société anonyme)の形態を採用している会社のうち、以下に該当するものを意味する。

- 投資リスク分散のためにその資金を資産に投資し、その資産の運用結果の恩恵を投資家に提供することを唯一の目的とするもの
- その証券またはパートナーシップ持分が、公募または私募によって一般に募集されることが意図されているもの
- その規約またはパートナーシップ契約において、資本金が常に当該会社の純資産の金額と同額となる旨規定されているもの

株式有限責任事業組合、普通リミテッド・パートナーシップまたは特別リミテッド・パートナーシップの法的形態を採用しているパート S I C A Vは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたA I F Mか、A I F M Dの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたA I F Mのいずれか単一のA I F Mによって運用されるものとし、当該S I C A Vが第三国で設立されたA I F Mにより運用される場合、A I F M Dの第66条第3項の適用を受ける。

パート S I C A Vは、商事会社に適用される一般規定、特に(2010年法により適用除外されていない限り)1915年法に従うものとする。

### 3.2.1.2 2010年法に従うS I C A Vの要件

S I C A Vに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート の対象であり、U C I T Sとしての資格を有するS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含め、2010年法パート に従うすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。パート S I C A Vは、投資証券払込剰余金またはパートナーシップ持分を構成する金額を加算した投資証券資本を維持しなければならない。当該投資証券資本は、125万ユーロを下回ってはならない。この最低額は、S I C A Vの認可後12か月以内に達成しなければならない。C S S F規則によりかかる最低額は、250万ユーロに引き上げることができる。
- (注)本概要の冒頭記載の日付において、かかる規則は存在しない。
- 取締役の任命および取締役の変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約またはパートナーシップ契約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも証券またはパートナーシップ持分を発行することができる。
- 規約またはパートナーシップ契約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて証券またはパートナーシップ持分を買い戻す。
- U C I T Sおよびパート ファンドに関して、通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの証券またはパートナーシップ持分<sup>2</sup>を発行しない。
- U C I T Sおよびパート ファンドの規約またはパートナーシップ契約<sup>3</sup>は、発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。U C I T Sについては、規約に別段の定めがない限り、S I C A Vの資産の評価は、証券取引所への正式な上場が認められている証券の場合、証券取引所における最新の相場に基づくものとする(ただし、当該相場が代表的なものでない場合はこの限りではない。)。かかる証券取引所への上場が認められていない証券およびかかる証券取引所への上場が認められているが最新の相場が代表的なものでない証券については、評価は、推定実現価格に基づくものとし、かかる価格は慎重かつ誠実に見積らなければならない。パート ファンドについては、規約またはパートナーシップ契約に別段の定めがない限り、S I C A Vの資産の評価は、公正価格に基づくものとする。この価格は、規約またはパートナーシップ契約に定める手続に従い決定されるものとする。
- 規約またはパートナーシップ契約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。発行または買戻しが停止された場合、S I C A Vは、遅滞なくC S S F(S I C A Vが他の加盟国においてその受益証券を販売する場合は、当該加盟国の管轄当局)に通知しなければならない。

投資家の利益のために必要な場合において、S I C A Vの活動および運用に関する法令、規約またはパートナーシップ契約の規定が遵守されていないときには、C S S Fは、パート ファンドの買戻しを停止することがある。

証券またはパートナーシップ持分の発行および買戻しは、以下の期間および場合に、禁止されるものとする。

- a) S I C A Vの保管受託銀行が不在となる期間中

b) 保管受託銀行が清算され、もしくは破産宣告を受け、債権者との取決め、支払停止もしくは管理下の経営を求め、または類似の手續に服する場合

- 規約またはパートナーシップ契約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（UCITSについては最低1か月に2回、またはCSFが許可する場合は1か月に1回とし、パートファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 規約またはパートナーシップ契約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。
- SICAVの証券またはパートナーシップ持分は無額面とする。

2 「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」に対する言及は、パートナーシップとして組成されたパートファンドにのみ適用される。

3 「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」に対する言及は、パートナーシップとして組成されたパートファンドにのみ適用される。

### 3.2.2 2010年法に基づくSICAVの保管受託銀行

A. SICAVは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って単一の保管受託銀行が任命されるようにする。CSFにより承認された保管受託銀行は、保管受託契約に従い、SICAVの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

FCPの保管受託銀行に関して上記3.1.3Aに記載される条件は、SICAVの保管受託銀行に対しても適用される。

B. SICAVの形態をとるUCITSおよび個人向けパートファンドについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- SICAVの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAVの規約に従って執行されるようにすること。
- SICAVの投資証券の価格が法律およびSICAVの規約に従い計算されるようにすること。
- 法律またはSICAVの規約に抵触しない限り、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を執行すること。
- SICAVの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- SICAVの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、SICAVのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にSICAVの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、SICAVのすべての現金がa) SICAV名義またはSICAVを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

SICAVを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. SICAVの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
- ) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
  - ) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、SICAVを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってSICAVに属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
- ) SICAVから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてSICAVの所有権を確かめることによってかかる資産のSICAVによる所有を確認し、
  - ) SICAVが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、SICAVのすべての資産をまとめた一覧をSICAVに提出する。

保管受託銀行が保管するSICAVの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるSICAVの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) SICAVの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がSICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) SICAVの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてSICAVが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはS I C A Vの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、F C Pに関して上記 .3.1.3Eに記載されているのと同じ条件で、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

F. 保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき、F C Pの保管受託銀行がF C PおよびF C Pの受益者に対して負う責任に関して上記 .3.1.3Fに記載されているのと同じ範囲において責任を負う。

G. 2010年法第37条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、S I C A V、S I C A Vを代理する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関して、S I C A V、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、S I C A Vに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはS I C A Vに解任される場合(保管受託銀行を任命する契約の条件に基づく。当該契約は、保管受託銀行の交代を認める通知期間を定めなければならない。通知期間の終了時までには新たな保管受託銀行が任命されない場合、C S S Fは、2010年法第130条第1項に定めるリストからS I C A Vを除外するものとする。最後に保管受託銀行を務めた機関は、S I C A Vの清算が終了するまで、S I C A Vのさまざまな資産を保管するために必要なすべての口座を維持または開設する義務を含め、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。)
- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手段の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりS I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

### 3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章(U C I T S)または第16章(例えば、パート ファンド)に従い管理会社によって運営される。

U C I T S S I C A Vが管理会社を指定した場合のS I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはS I C A Vにより解任された場合。
- b) 指定管理会社がS I C A Vにより退任され、S I C A Vが自己運用S I C A Vたる適格性の採用を決定した場合。
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手段に服し、または清算した場合。
- d) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、U C I T S管理会社および第16章管理会社は、下記 .3.4に詳述されるC S S F告示18 / 698に従う。

### 3.2.4 関係法人

前記 .3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

### 3.2.5 管理会社を指定していない会社型U C I T Sの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、U C I T Sとしての資格を有し、かつ、管理会社を指定していない他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともS I C A Vの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの取締役は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「取締役」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代表するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。

- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、U C I T S S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該U C I T S S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
- 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 以下の3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と読み替えられる。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備（金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する、規則（EC）No 1060/2009、規則（EU）No 648/2012、規則（EU）No 600/2014、規則（EU）No 909/2014および規則（EU）2016/1011を改正する2022年12月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2022/2554に従い設立および運営されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。）ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

#### 4. ルクセンブルグのU C I T Sおよびパート ファンドに関する追加的な法律上および規制上の規定

##### 4.1 2010年法

##### 4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法は、特に、複数のコンパートメントを有するU C I（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

かかるU C Iの目論見書には、各コンパートメントの特定の投資方針を記載しなければならない。

この構造により、一つの法主体において、異なる投資運用者によりポートフォリオが運用されるコンパートメントまたは異なる種類の投資家に対して募集されるかもしくは異なる報酬構造を有するコンパートメントなど、それぞれが異なる投資方針またはその他の異なる特徴を有するコンパートメントを設立することが可能となる。

これらのすべての状況において、各コンパートメントは、設立書類に別段の記載がない限り、他のコンパートメントの投資対象のポートフォリオから分離された投資対象の特定のポートフォリオに連動する。この原則に基づき、設立書類に別段の記載がない限り、アンブレラ・ファンドは一つの法主体を構成するが、コンパートメントの資産は、当該コンパートメントの投資家および債権者に対してのみ提供される。

C S S Fは、2010年法（および2007年法）に従う投資信託（以下「U C I」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12/540を発行した。当該告示に従い、C S S Fによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

さらに、U C I内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたU C Iのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類またはヘッジもしくは分

配方針について異なる特徴を持つことがある。かかる構造において、原投資対象は、すべての投資証券クラス/受益証券クラスについて同一であるが、各クラスの投資証券1口当たり純資産価格は、例えば、一つのクラスのみについての配当の分配の結果として、または、ヘッジの場合には、一つの投資証券クラス/受益証券クラスのみのためのヘッジ取引の締結の結果として、異なることがある。コンパートメントとは違って、異なる投資証券クラス/受益証券クラスの資産および負債の分離は行われないことに留意するべきである。2017年1月30日付UCITSの投資証券クラスに関するESMA意見には、UCITSが投資証券クラスのレベルでデリバティブ商品を用いる可能性がある一方で、この慣行を( )共通の投資目的、( )連鎖がないこと、( )事前決定および( )透明性からなる4つの原則の遵守の対象とする旨規定している。かかるさまざまなオプションを用いる主な利益は、単一の事業における異なる商品の効率的な構築である。

#### 4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資証券は全額払い込まれなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、SICAVの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料によって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSF規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

#### 4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)は、(2010年法により明示的に適用除外されていない限り)FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

##### 4.2.1 設立に関する要件(1915年法第420条の1)

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

##### 4.2.2 規約の必要的記載事項(1915年法第420条の15)

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- ( ) 設立企画人の身元
- ( ) 法人の形態および名称
- ( ) 登録事務所
- ( ) 法人の目的
- ( ) 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額
- ( ) 発行時に払込済の額
- ( ) 発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類に記載
- ( ) 投資証券の様式(記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式)
- ( ) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
  - (注)1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
- ( ) 設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (x) 資本の一部を構成しない投資証券(もしあれば)に関する記載
- (x) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (x) 法人の存続期間
- (x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積り

##### 4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420条の17)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- ( ) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
- ( ) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

##### 4.2.4 設立企画人および取締役の責任(1915年法第420条の19および第420条の23)

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

## 2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

### 1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パート 1 に基づき適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる(簡単な通知手続に服する。)

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第4条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。)

### 2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

UCITSに適用される投資規則および制限は、2010年法第5章(第40条ないし第52条)に規定されており、同一の範囲においてFCPおよび会社型投資信託にも適用される。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第5章の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

投資規則および制限は、UCITSの目論見書に詳細に記載される。

2010年法第5章に定める投資規則および制限は、以下の規則および規制によって明確にされ、補足されている。

- (1) CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (2) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。
- (3) 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339(以下「告示08/339」という。)を出した。  
告示08/339は、2002年法の関連規定(2010年法の対応する規定により代替される。)の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08/380により改正された。
- (4) 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08/356(以下「告示08/356」という。)を出した。  
告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。
- (5) CSSF告示14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。
- (6) 2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。  
MMF規則は、3種類のMMFについて規定しており、( ) 公的債務固定純資産価額のファンド、( ) 低ボラティリティ純資産価額のファンド、および( ) 変動純資産価額のファンド(VNAV)(短期VNAVおよび標準VNAVの形を取り得る。)である。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するUCITSに追加的な投資制限が適用される。
- (7) 指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター/フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。  
A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS(またはそのコンパートメント)の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。  
B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS(以下「マスター」という。)に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
- 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

### 3. U C I T Sの管理会社 / 第15章の管理会社

U C I T Sを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

#### 3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有するU C I T S管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有するU C I T S管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。2010年法に基づきU C I T S管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効であり、E S M Aに対して通知される。

管理会社は、公開有限責任会社 (société anonyme)、非公開有限会社 (société à responsabilité limitée)、共同会社 (société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社 (société coopérative organisée comme une société anonyme)、または株式有限責任事業組合 (société en commandite par actions) として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定はU C I T S管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

(2) 管理会社は、指令2009 / 65 / E Cに従い認可されるU C I T Sの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のU C Iの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009 / 65 / E Cの下でその他の加盟国において販売することはできない。

U C I T Sの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

(注) 当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびU C Iの受益証券に関する保管および管理事務業務

(4) 1993年法第1 - 1条、第37 - 1条および第37 - 3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

(5) 運用するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、A I F M Dが規定するA I FのA I F Mとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくA I FのA I F MとしてC S S Fによる事前の授權も得るものとする。

A I F Mとして行為する管理会社は、2013年法別表 に記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としU C I T Sの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

(注) 別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにA I F MがA I Fの集約的管理において追加的に遂行する「その他の業務」（管理、販売およびA I Fの資産に関連する行為等）から構成される。

A I F運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

(7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。

(8) C S S Fは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
  - ( ) 管理会社が運用するF C P（管理会社が運用権限を委託したかかるF C Pのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
  - ( ) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
  - ( ) 管理会社が運用するU C I（管理会社が運用権限を委託したかかるU C Iのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、規則（E U）No.1093 / 2010、規則（E U）No.575 / 2013、規則（E U）No.600 / 2014および規則（E U）No.806 / 2014を改正する、投資会社の健全性要件

に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則( E U ) 2019 / 2033第13条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはC S S F がE U法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。かかる資本金は、流動資産または短期間で容易に換金可能な資産に投資されるものとし、投機的なポジションを含んではならない。

(c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するU C I T Sに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。

(d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

(e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

(f) 管理会社の経営陣の構成員は、十分な評価を得ており、かつ、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。これは、以下を意味する。

( ) 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、(二層制度における)監査委員会の構成員および経営委員会の構成員が上記(c)にて言及される者と異なる場合、かかる構成員(場合に依りて)

( ) その他の種類の会社に関しては、法律および設立文書により、管理会社を代表する組織の構成員

(9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合のみ認可する。

C S S Fは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

C S S Fは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、上記(8)(f)にて言及される管理会社の経営陣の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

(12) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006 / 49 / E Cの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。

(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、(2010年法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S所在加盟国の監督当局と協議する。

(13) C S S Fは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勧告し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

(14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人( *réviseurs d'entreprises agréés* )に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

### 3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009 / 65 / E Cに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備(金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する、規則(E C) No 1060 / 2009、規則(E U) No 648 / 2012、規則(E U) No 600 / 2014、規則(E U) No 909 / 2014および規則(E U) 2016 / 1011を改正する2022年12月14日付欧州議会および欧州理事会規則(E U) 2022 / 2554に従い設立および運営されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。)ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T Sの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反により害されるU C I T Sまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するU C I T Sの受益証券に投資してはならない。
  - 上記3.1(3)の業務に関し、信用機関および一定の投資会社の破綻に関する改正2015年12月18日法パート タイトルの規定ならびに1993年法第22 - 1条の規定に服する。
- (注) 上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、C S S Fに適切に報告しなければならない。C S S Fは、U C I T S所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T Sが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) U C I T Sの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するU C I T Sが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。

(e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

(6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自らが管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。

報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。

報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィールに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役員に適用される。

(7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用する範囲において遵守するものとする。

(a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。

(b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。

(c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。

(d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。

(e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。

(f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。

(g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。

(h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。

(i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。

(j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。

(k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。

(l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。

(m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。

本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受け取る者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

(n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基いて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

(o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

(p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

(q) 役員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

(r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役員員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合は）、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

(8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

(9) 管理会社は、1993年法第1条(1)に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37-8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

### 3.3 設立の権利および業務提供の自由

(1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。

(2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

(3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

### 3.4 UCITS管理会社に適用される規則

C S S F 規則No.10 - 4 は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、C S S F は、以前適用されていたC S S F 告示12 / 546に代替する告示18 / 698を発行した。

ルクセンブルグのU C I T S 管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたC S S F 告示12 / 546とは異なり、C S S F 告示18 / 698は、あらゆる投資ファンド運用会社(すなわち、U C I T S 管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、A I F M および2013年法第4条第1項b)の意味における内部運用されるA I F ) および登録事務代行会社の機能行使する事業体を対象としている。

当該告示により、C S S F は、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、C S S F が投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、C S S F 告示18 / 698は、( ) 投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに( ) 取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、U C I T S、A I F およびこれらに関連する特別目的ピークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、C S S F 告示18 / 698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してC S S F が期待することを明確にしている。

C S S F は、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびC S S F のために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、C S S F は、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、M i F I D ファームに適用される要件により厳密に一致させている。

2019年12月20日、C S S F は、オープン・エンド型U C I の流動性リスク管理に関するI O S C O の勧告を実施する告示19 / 733を公表した。当該告示は、運用される各U C I のレベルにおける強固かつ効果的な流動性リスク管理プロセスの実施のために、管理会社がI O S C O の勧告(当該告示に添付される。)を適用することおよび関連するI O S C O の良好な慣行(I O S C O のウェブサイトで見ることが可能である。)を利用することをC S S F が期待していることを明確にするものである。

I O S C O の勧告において扱われる流動性リスク管理プロセスの主要な要素は、当該告示において要約されている。すなわち、U C I の設計プロセス、U C I の日々の流動性管理および危機管理計画である。

#### 4 . ルクセンブルグのU C I T S に関する追加的な法律上および規制上の要件

##### 4.1 ルクセンブルグのU C I T S の認可、登録および監督

###### 4.1.1 U C I T S の認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- ( ) 次の投資信託はルクセンブルグのC S S F から正式な認可を受けることを要する。
  - ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
  - E U 加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のE U 加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(U C I T S ) でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- ( ) 認可を受けたU C I は、C S S F によってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。
- ( ) ルクセンブルグ法、規則およびC S S F の告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S F のかかる決定およびC S S F の制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S F の要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C I の解散および清算を決定する。

C S S F の権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

###### 4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、U C I T S が、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書(以下「U C I T S K I I D」という。)を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、目論見書およびKIDおよびそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCS SFに送付しなければならない。
- KIDは、投資家がUCITSの受益証券/投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

KIDは、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書およびKIDに記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

PRIIPs規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286/2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書（以下「PRIIPs KID」という。）を交付する必要がある。「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

PRIIPs規則は、2018年1月1日から適用され、2023年1月1日以降、UCITSは、PRIIPs KIDを作成しなければならない。

PRIIPs規則の目的は、( ) PRIIPs KID（最大A4 3頁）を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに( ) PRIIP市場の参加者全員（PRIIPの設定者、助言者および販売者）に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、（クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む）あらゆる種類の投資ファンド、（その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む）仕組商品および（変額年金商品および配当付商品を含む）保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券/投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当ある場合はUCITS KID/PRIIPs KID）が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

#### 4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される主な規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049（改正済）およびMMF規則（マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017/1131）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/43/EUを法制化する2010年12月22日付CS SF規則No.10-4（2022年7月27日付CS SF規則No.22-05により改正済）
- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/44/EUを法制化する2010年12月22日付CS SF規則No.10-5（改正済）
- ルクセンブルグの投資信託および投資ファンド運用会社が販売前およびクロス・ボーダーの販売において遵守すべき新たな通知および通知解除の手続に関するCS SF告示22/810（CS SF告示11/509を廃止）
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CS SF告示12/540
- 2010年法パート に服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS（場合に応じて）に適用される規定に関するCS SF告示16/644（CS SF告示18/697により改正済）
- SF T規則（規則（EU）No.648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015/2365）
- 規則（EU）No 648/2012（EMIR）に基づく報告に関するESMA指針の適用に関するCS SF告示23/846
- ベンチマーク規則（指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/1011）（改正済）

- S F D R (金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則( E U ) 2019 / 2088 ) ( 改正済 )
- タクソノミー規則( 規則( E U ) 2019 / 2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則( E U ) 2020 / 852 )
- 純資産価額の計算過誤、投資規則不遵守の事例およびその他 U C I レベルで過誤が生じた場合の投資家保護に関する C S S F 告示24 / 856

#### 4.2 ルクセンブルグの U C I T S に適用される追加的な規制

##### ( ) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためには C S S F の認可を受けなければならない旨規定している。

##### ( ) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、 C S S F が設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

##### ( ) 2010年法パート に従う U C I T S は、上記( ) に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、 C S S F により認可されないものとする。

a ) F C P は、当該 F C P を運用するための管理会社の申請書を C S S F が承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書を C S S F が承認した場合に限り認可されるものとする。

b ) 上記 a ) を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立された U C I T S が指令2009 / 65 / E C に従う管理会社により運用され、指令2009 / 65 / E C に基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、 C S S F は、2010年法第123条に従い、当該 U C I T S を運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、 C S S F は、以下の場合、2010年法第2条の範囲内において U C I T S の認可を拒否することがある。

a ) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

b ) 管理会社が2010年法第15章に基づき U C I T S を運用することを認可されていない場合

c ) 管理会社がその所在加盟国において U C I T S を運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、 U C I T S の認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

##### ( ) 販売資料

2005年4月6日付 C S S F 告示05 / 177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るために C S S F に提出する必要はないものとされている。ただし、 C S S F の監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、 C S S F は、規則( E U ) No.345 / 2013、規則( E U ) No.346 / 2013および規則( E U ) No.1286 / 2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則( E U ) 2019 / 1156 ( 改正済 ) に基づくマーケティング・コミュニケーションに関する E S M A 指針(同指針は2021年8月2日に公表された。)の適用に関する告示22 / 795を公表した。この告示において、 C S S F は、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、 U C I T S および A I F のマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、 U C I T S または A I F の受益証券 / 投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招かない性質に関する共通原則を確立する E S M A 指針を C S S F が適用し、取り入れることを確認している。

##### ( ) 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、 U C I T S の規則により、パート ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ U C I T S 、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示

- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート の範囲内に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
- 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

( ) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

( ) 財務報告および監査

1915年法第461 - 6条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場合および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

CSSFは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびAML / CFTの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、いわゆる「長文式報告書」の作成を求めた、UCITSおよびパート ファンドの監査人の業務指針に関する2002年12月6日付CSSF告示02 / 81に定められる要件を修正（し、代替）するものである。これらの告示は、見直された要件を他の規制を受ける事業者（SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社）まで拡大適用するものである。

- CSSF告示21 / 788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付CSSF規則12 - 02（改正済）第49条において言及される承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による新たなAML / CFT外部報告書の作成を導入するものである。
- CSSF告示21 / 789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用SICAVおよび自己運用AIFについて新たな自己評価質問票（以下「SAQ」という。）を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。この告示は、2010年法第125 - 1条の対象となる第16章管理会社に対するCSSF告示21 / 789の適用範囲を明確化し、マネジメント・レターの送信手続に関してCSSF告示18 / 698および19 / 708を廃止するCSSF告示23 / 839によって改正されている。
- CSSF告示21 / 790は、すべてのUCITS、パート ファンド、SIFおよびSICARについて新たなSAQを導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。

( ) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L 告示97 / 136 ( C S S F 告示08 / 348により改正) および C S S F 告示15 / 627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類を C S S F に提出しなければならない。

( ) 罰則規定およびその他の行政措置

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託 ( fonds d'investissement ) の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される。

(1) 2010年法の下、2010年法第148条第1項ないし第3項に言及される場合において、C S S F は、下記(2)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート およびパート に従うU C I、その管理会社、保管受託銀行およびC S S F の監督に服する、U C I 業務に貢献する事業
- 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を有効に行う者
- ( U C I が任意清算される場合) 清算人

(2) かかる場合において、C S S F は、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。

- a ) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
- b ) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
- c ) ( U C I または管理会社の場合) U C I または管理会社の認可の停止または取消し
- d ) 管理会社もしくはU C I の経営陣の構成員、または管理会社もしくはU C I により雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または( 度重なる重大な法令違反の場合) 永久禁止令
- e ) ( 法人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額( 法人が親会社である場合または指令2013 / 34 / E U に従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するE U 法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。 )
- f ) ( 自然人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金
- g ) 上記e ) およびf ) の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、( 上記e ) およびf ) の上限金額を上回る場合であっても) 当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金

(3) 2010年法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定( 不服申立てが存在しないものに限られる。 ) について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、C S S F は、不当な遅滞なく、C S S F のウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。

ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとC S S F が判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、C S S F は、以下のいずれかを行うものとする。

- a ) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b ) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること( 当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。 ) 。
- c ) ( 上記a ) およびb ) に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合) 制裁または措置を課する決定を公表しないこと。

) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。

) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

C S S F が匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

(4) また、C S S F は、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、C S S F の公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。

(5) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、C S S F のウェブサイト上に掲載され続けるものとする。

- (6) 指令2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、CSSFがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、CSSFは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。
- さらに、CSSFは、上記(1)c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰(当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。)をESMAに報告するものとする。
- (7) CSSFが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、CSSFは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下(該当する方)を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
- a) 違反の重大性および期間
  - b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
  - c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
  - d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および(該当する場合)市場または広範な経済の機能性に対する損害(それらが決定される範囲に限られる。)
  - e) 違反につき責任を負うべき者によるCSSFに対する協力の程度
  - f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
  - g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (8) CSSFは、2010年法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム(かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。)を確立する。
- (9) 上記(8)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
- a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
  - b) UC I、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UC I業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること

- c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること<sup>4</sup>
- d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則

<sup>4</sup> 個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日法は、データ保護国家委員会を設立し、また、個人データの処理に関連する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/679を施行し、また、労働法および公務員の昇進に関する処理の体制および条件ならびに手続を制定する改正2015年3月25日法を改正する、指令95/46/EC（一般データ保護規則）を廃止する、2018年8月1日付ルクセンブルグ法により廃止された点に留意されたい。

- (10) 上記(1)に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (11) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

#### ( ) CSSFへの報告義務

CSSFへの定期的な報告に加えて、管理会社およびUCIは、健全性監督の目的でCSSFに送信されるアドホックな情報を含む多くのアドホックな報告要件に従う。

### 4.3 清算

#### 4.3.1 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、さまざまな場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

##### 4.3.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a) 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、下記b)にて言及される特定の状況に反することなしに通知期間の終了時または2か月以内に後任が見付からない場合
  - b) 管理会社が破産宣告を受けた場合
  - c) 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合
- (注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的に清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

##### 4.3.1.2 SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a) 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b) 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該SICAVの解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の証券またはパートナーシップ持分を保有する投資主によって決定される。
- c) 投資主総会は、資本金が最低資本金の3分の2または4分の1を下回ったことが判明してから40日以内に開催されるよう招集されるものとする。
- d) SICAVの設立文書に総会に関する定めがない場合、取締役またはマネージャーは、SICAVの資本金が法律で規定される最低額の3分の2を下回った場合に遅滞なくCSSFに報告するものとする。かかる場合、CSSFは、状況を考慮して、取締役またはマネージャーに対しSICAVの清算を要求することができる。

その他の法的形態については、異なる清算プロセスが存在する場合がある。

##### 4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

#### 4.3.2 清算の方法

##### 4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

###### a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

###### b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

#### 4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行う清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

#### 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、A I F Mをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

( ) 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のA I Fを運用することである法人は、(当該A I F Mが2013年法の適用外である場合を除き) 2013年法を遵守しなければならない。A I Fとは、以下の投資信託(そのコンパートメントを含む。)をいうと定義される。

- a ) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
- b ) 指令2009 / 65 / E C第5条に基づき認可を必要としない投資信託。

( ) 2013年法は、以下のA I F Mには適用されない。

- a ) A I F M、A I F Mの親会社もしくは子会社またはその他A I F Mの親会社の子会社のみが投資家であるA I Fを運用する、ルクセンブルグで設立されたA I F M(ただし、かかる投資家のいずれも、それ自身がA I Fではないことを条件とする。)
- b ) ルクセンブルグで設立されたA I F Mであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該A I F Mと関連する会社を通じて、以下のいずれかのA I Fのポートフォリオを直接的または間接的に運用するA I F M

( ) その運用資産(レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。)の総額が100百万ユーロの限度額を超えないA I F、もしくは

( ) レバレッジされておらず、各A I Fへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないA I Fによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないA I F

(それぞれを「最低限度額」という。)

A I F Mは、上記b )( )に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、C S S Fへの登録を行わなければならない(以下「登録A I F M」という。)。登録A I F Mは、C S S Fへの登録時に、当該A I F Mが運用するA I Fを特定し、かかるA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供する。登録A I F Mは、その登録の完了後、C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該A I F Mの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該A I F Mが運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に(少なくとも年に一度)提供しなければならない。登録A I F Mが最低限度額を上回る場合、当該A I F Mは、C S S Fにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該A I F Mは、A I F M Dパスポート(下記 1.6を参照のこと。)の恩恵を受けることはなく、このためパートファンドの販売は、国内私募規則に今後準拠する。

#### 1. 2013年法に従うA I F Mおよび保管受託体制

##### 1.1 A I F M

##### 1.1.1 A I F Mの概要

A I Fの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みA I F Mにより運用されるものとする。

- a ) A I F Mが、A I FによりまたはA I Fのために選任される法人であり、かかる選任を通じてA I Fを運用することにつき責任を負う「外部A I F M」である場合。
- b ) A I F Mが、A I Fの法的形態により内部運用が可能な場合で、A I Fの統治組織が「外部A I F M」を選任しないことを選択した場合におけるA I Fそれ自体(かかる場合、「内部A I F M」、すなわちA I Fそれ自体がA I F Mとして認可される必要がある。)である場合。

内部で運用されるA I Fは、2013年法別表 に記載されるA I Fの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
  - ) 投資顧問業務
  - ) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
  - ) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび/またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

#### 1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するAIFMの株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) AIFMが2013年法第2章(AIFMの認可)、第3章(AIFMの運営条件)および第4章(透明性要件)および、適用ある場合、第5章(特定タイプのAIFを運用するAIFM)、第6章(EUAIFMのEUにおけるEUAIFの販売および運用権限)、第7章(第三国に関する具体的規則)および第8章(個人投資家に対する販売)を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報

さらに、認可申請はAIFMが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するCSSF告示18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定(.3.4に詳述される。)は、AIFMの認可の取得および維持のための条件を定めている。

さらに、ルクセンブルグのAIFMは、CSSF告示19/733(上記.3.4に詳述される。)にも服する。

#### 1.2 AIFMとしても認可された管理会社

以下の団体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

- (a) UCITS/2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法(第125-1条および第125-2条)第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パート に従い内部運用されるUCI
- (d) 2007年法に従い内部運用されるSIF
- (e) 2004年法に従い内部運用されるSICAR
- (f) 2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
  1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体
  2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

##### 1.2.1 第15章記載の管理会社

UCITS/2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS 指令に従い認可されたUCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくAIFMとして行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。

AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、.3を参照のこと。

## 1.2.2 その他の管理会社 - 第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、A I Fの管理会社およびA I F Mとして行為することができる。2010年法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはC S S Fの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社 (société anonyme)、非公開有限責任会社 (société à responsabilité limitée)、共同会社 (société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社 (société coopérative organisée comme une société anonyme) または株式有限責任事業組合 (société en commandite par actions) として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S Fによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125 - 2条の適用を害することなく、2010年法第125 - 1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- ( ) A I F M Dに規定される範囲内のA I F以外の投資ピークルの運用を行うこと。
- ( ) A I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはA I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い外部A I F Mを選任しなければならない。
- ( ) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のA I Fの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
  - C S S Fに対して当該管理会社が運用するA I Fを特定すること。
  - 当該管理会社が運用するA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供すること。
  - C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する範囲の外部A I F Mを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S Fに対し認可の申請を行わなければならない。

A I F M Dに規定する範囲のA I F以外の投資ピークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125 - 1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125 - 1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C Iが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。

当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。

- d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S Fの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記( )の活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部A I F Mが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業

務のいくつかをかける管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88 - 2条第2項 a) に規定される範囲内の外部 A I F M を任命せずに、選任を受けた管理会社として A I F M D に規定する範囲の一または複数の A I F を運用する2010年法第125 - 2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、A I F の A I F M としての認可を C S S F から事前に取得しなければならない。

2010年法第125 - 2条に記載される管理会社は、2013年法別表 に記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125 - 2条に基づき運用する A I F に関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) C S S F は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。2010年法第125 - 1条の規定の対象となる第16章管理会社の自己資本は、125,000ユーロの限度額または C S S F 規則が定める最低限度額（場合に依じて）を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S F は、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、かかる規則は存在しない。

- b) 上記 a) に記載される自己資本は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。これらは流動資産または短期間で容易に換金可能な資産に投資されるものとし、投機的なポジションを含んではならない。
- c) 管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。これは、以下を意味する。

（ ）公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、（二層制度における）監査委員会の構成員および経営委員会の構成員が上記 c) にて言及される者と異なる場合、かかる構成員（場合に依じて）

（ ）その他の種類の会社に関しては、法律および設立文書により、管理会社を代表する組織の構成員

- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報が C S S F に提供されなければならない。

- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にて C S S F に通知を行う義務を負うこととなる。

(5) C S S F は、以下の場合、第16章管理会社に付与した認可を撤回することがある。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、運用する U C I の資産を使用してはならない。

(7) 運用する U C I の資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(8) .3.2(5)に定める行為規範は、第16章管理会社に対しても適用される。

(9) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前に C S S F の承認を得なければならない。

(10) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S F から承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

また、第16章管理会社は、3.4に詳述されるC S S F 告示18 / 698に従う。

### 1.3 委託

2013年法に従い、A I F Mは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にC S S F に対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) A I F Mは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならない、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、C S S F の監督に服すか、その条件が充足できない場合は、C S S F の事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c) の要件に加えて、C S S F および同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はA I F Mの監督の有効性を阻害してはならず、特にA I F Mが投資家の最善の利益のために行われ、または運用されることを妨げてはならない。
- f) A I F Mは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上で選択され、A I F Mは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

A I F Mは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

(注) A I F Mは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、A I F Mによって、継続的に遂行されるものとする。

A I F Mは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはA I F MもしくはA I Fの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

A I F に対するA I F Mの責務は、A I F Mが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I F Mの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がA I F Mから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するA I F Mの事前承認
- A I F Mは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にC S S F に通知すること。
- A I F Mからの委託先（第三者）に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

(注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F Mによって非E U運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのA I F Mからの委託により、非E U運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのA I Fは、E Uパスポートに基づき、E Uでプロの投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するC S S F 告示18 / 698の規定を遵守しなければならない。

#### 関連代理人

ルクセンブルグで設立されたA I F Mは、1993年法第1条1)に規定する関連代理人を任命することができる。

A I F Mが関連代理人の任命を決定する際、当該A I F Mは、2013年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37 - 8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

### 1.4 透明性要件

#### 1.4.1 投資家に対する開示

A I F Mは、A I F Mが運用する各E U A I FおよびA I F MがE U内で販売する各A I Fについて、A I Fの規約（またはF C Pの場合は約款）に基づき投資家がA I Fに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- A I Fの投資戦略および投資目的の記載ならびにA I Fが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載

- A I F M、A I Fの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- A I F Mの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- A I Fの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- A I Fの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めにに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- A I F Mが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、A I FまたはA I F Mとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるA I Fの直近純資産価額またはA I Fの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、A I Fの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元ならびに、A I FおよびA I Fのプライム・ブローカー間の重要な取り決めにに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、A I F資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク特性およびA I Fのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

A I Fがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、A I F Mは管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

A I F Mは、さらにA I Fのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、A I Fが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該A I Fが用いるレバレッジの総額について、定期的に開示するものとする。

また、A I F Mは、目論見書または個別の文書を通じて、S F T規則に基づき提供されるべき情報を開示する。

#### 1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたA I F Mは、管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、各会計年度の年次報告書とその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、C S S Fおよび適用ある場合、A I Fの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたA I Fは、指令2004/109/EC<sup>5</sup>に基づき、年次財務報告書とその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更（前記1.4.1参照のこと。）ならびにA I F Mが役員に支払った会計年度中の報酬総額およびA I Fが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

<sup>5</sup> 指令2004/109/ECとは、指令2001/34/ECを改正する、規制市場において証券の取引が許可されている発行体に関する情報に関連する透明性要件の調和に関する2004年12月15日付欧州議会および欧州理事会指令2004/109/EC（随時改正および補足済）をいう。

#### 1.4.3 C S S Fへの報告義務

2013年法第22条に従い、A I FはC S S Fに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、A I F Mが管理するA I FのためにA I F Mが取引する主な商品、A I F Mが取引する主要な市場、A I F Mが取引する主な商品、A I F Mが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにA I F Mが管理する各A I Fの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

A I F Mは、管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、C S S Fに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うA I Fの資産の割合
- A I Fの流動性を管理するための新たな取り決め
- A I Fの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためA I F Mが用いるリスク管理システム

- A I F が投資した資産の主な種類に関する情報
  - 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果
- A I F M の報告期間の頻度は、A I F の構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。
- 運用資産の総額がA I F M D の第3(2)条(a)項および(b)項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のA I F のポートフォリオを運用するA I F M の場合、運用する各E U A I F およびE U 内で販売する各A I F について半年毎
  - 上記の要件に従うA I F M の場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各A I F について5億ユーロを超える場合、当該A I F について四半期毎
  - 運用資産の総額が10億ユーロを超えるA I F のポートフォリオを運用するA I F M の場合、運用する各E U A I F およびE U 内で販売する各A I F について四半期毎
  - 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、A I F M の運用下にあるレバレッジされていない各A I F については、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、A I F M は、請求に応じてC S S F に、運用するすべてのA I F に関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

C S S F への定期的な報告に加えて、A I F M およびA I F は、健全性監督の目的でC S S F に送信されるアドホックな情報を含む多くのアドホックな報告要件に従う。

#### 1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるA I F を運用するA I F M は、運用する各A I F が用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにA I F の資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をC S S F に提供するものとする。

かかる情報は、A I F M が運用する各A I F のために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各A I F のために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

C S S F が当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、A I F M に対し、定期的かつ逐次ベースで、1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

#### 1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパート ファンドを含む完全にA I F M D の範囲内に該当するA I F に関する新保管受託制度を導入した。

##### 1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、( ) 当初の投資から5年間に於いて行使することができる買戻権がなく、かつ、( ) 主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社(例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド)に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するS I F、2004年法に規定するS I C A R およびA I F M D に規定するA I F に対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および/または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、(従前の保管受託制度と同じく)通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表 の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、C S S F によって明確にされるとおり、A I F M D 第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

A I F の保管受託銀行は、C S S F による要求に応じて、C S S F がA I F による2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非U C I T S の保管受託銀行(すなわち、U C I T S としての資格を有しないU C I の保管受託銀行)は、C S S F による保管受託銀行の任命および承認に関するC S S F 告示18/697の規定に従う。

C S S F 告示18 / 697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するC S S Fの要件を詳述することにより、2013年法および / またはA I F M Rの一定の事項(また一定の範囲では2007年法および / または2004年法)について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- A I F Mにより運用されるA I F
- 非個人向けパート ファンド
- 該当する場合、A I Fとしての資格を有しないS I FおよびS I C A R、ならびにA I Fとしての資格を有し、登録A I F Mにより運用されるS I FおよびS I C A R

#### 1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびA I F M Rに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- A I Fの資産の保護預かり義務
- A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I F Mに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I F M Dの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

#### 1.6 A I Fの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章(E U A I F MのE UにおけるE U A I Fの販売および運用権限)および第7章(第3国に関する具体的規則)に規定される通り、A I FはA I F Mに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みA I F Mによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済A I F Mが、これらのA I Fを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、A I Fの販売または運用を行うためA I F Mが受入加盟国からの認可を取得するか、A I F Mが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

さらに、A I F M D第30 a条(2013年法第28 - 1条および第28 - 2条により置き換えられ、2021年7月21日法により改正済)により、E U A I F MによるE Uにおけるプレマーケティングに関する条件および届出手段が導入された。

### 2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

#### 2.1 2010年法に従うパート ファンド

##### 2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパート ファンドは、2013年法の規定するA I Fとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のU C I T S規定に該当するが、2010年法パート に該当するU C I T Sの適格性を取得するものではなく、パート に準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のU C I T S
- E Uまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するU C I T S
- 約款または設立文書に基づき、E U加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるU C I T S
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のU C I T S

##### 2.1.2 ルクセンブルグ・パート ファンドの投資制限

U C I T Sに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、C S S F規則によって、F C Pについては2010年法第91条第1項に従い、S I C A Vについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

(注)本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は未だ発せられていない。

I M L 告示91 / 75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。
- b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。
- c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にCSSFとともに協議することができる。

上記 2.2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパート ファンドに追加的な投資制限が課される。

### 2.1.3 管理会社およびAIFM

各パート ファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMが、AIFMDの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パート ファンドは、2013年法に従い、( )パート ファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または( )ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パート ファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、( )AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および( )2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

#### 2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパート ファンドを運用する条件は、前記の通りである。

#### 2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

前記の記載事項は、原則として、パート ファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

### 2.1.4 パート ファンドの認可、登録および監督

#### 2.1.4.1 認可および登録

パート ファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パート ファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パート ファンドは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパート ファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パート ファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパート ファンドは、CSSFによってリストに登録されるものとする。

#### 2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM（後記参照のこと。）としての資格を有するパート ファンドに対し要求されている。

.4.1.2に詳述されるとおり、2023年1月1日以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「PRIIP」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がPRIIP投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、PRIIPs KIDを交付する必要がある。

PRIIPs規則は2018年1月1日から適用され、2023年1月1日以降、個人投資家に対して助言、募集または販売が行われるパート ファンドは、PRIIPs KIDを作成しなければならない。

パート ファンドの受益証券/投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書(および該当する場合、UCITS KIID/PRIIPs KID)が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

#### 2.1.4.3 ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的な規制

##### ( ) 募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCIが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

##### ( ) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

##### ( ) 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、CSSFは、規則(EU)No.345/2013、規則(EU)No.346/2013および規則(EU)No.1286/2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2019/1156(改正済)に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するESMA指針(同指針は2021年8月2日に公表された。)の適用に関する告示22/795を公表した。この告示において、CSSFは、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、UCITSおよびAIFのマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、UCITSまたはAIFの受益証券/投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招かない性質に関する共通原則を確立するESMA指針をCSSFが適用し、取り入れることを確認している。

##### ( ) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書(全体版)の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

##### ( ) 財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

CSSFは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびAML/CFTの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、いわゆる「長文式報告書」の作成を求めた、UCITSおよびパート ファンドの監査人の業務指針に関する2002年12月6日付CSSF告示02/81に定められる要件

を修正（し、代替）するものである。これらの告示は、見直された要件を他の規制を受ける事業体（SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社）まで拡大適用するものである。

- C S S F 告示21 / 788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付C S S F 規則12 - 02（改正済）第49条において言及される承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による新たなAML / C F T外部報告書の作成を導入するものである。C S S F 告示21 / 789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用SICAVおよび自己運用AIFについて新たな自己評価質問票（以下「SAQ」という。）を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。この告示は、2010年法第125 - 1条の対象となる第16章管理会社に対するC S S F 告示21 / 789の適用範囲を明確化し、マネジメント・レターの送信手続に関してC S S F 告示18 / 698および19 / 708を廃止するC S S F 告示23 / 839によって改正されている。
- C S S F 告示21 / 790は、すべてのUCITS、パート ファンド、SIFおよびSICARについて新たなSAQを導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。

#### （ ）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S F に提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S F が、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L 告示97 / 136（C S S F 告示08 / 348により改正）およびC S S F 告示15 / 627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S F に提出しなければならない。

#### （ ）違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、前記 .4.2（ ）項を参照のこと。）

#### 2.1.5 保管受託銀行

パート ファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパート ファンドの発行文書において、その受益証券 / 投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パート ファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパート ファンドに関しては、.3に記載するUCITS保管受託制度が適用される。

非個人向けパート ファンドに関しては、.1.5に基づくAIFMD保管受託制度が適用される。

#### 2.1.6 清算

上記 .4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパート ファンドの清算にも適用される。

### ルクセンブルグ投資信託および投資ファンド運用会社に適用される主要な持続可能な金融規制

本項は、ルクセンブルグ投資信託および投資ファンド運用会社に適用される主要な持続可能な金融規制の概要を記載したものでしかなく、文脈上適用されるルクセンブルグおよび欧州レベルの多数の法令を網羅するものではない。

#### 1. S F D R

S F D Rは2021年3月10日に発効した。S F D Rは、金融市場参加者（「金融市場参加者」または「FMP」の定義にはUCITS管理会社およびAIFMが含まれる。）が運用している金融商品（例えば、UCITSおよびAIF）に関する持続可能性リスクの統合、持続可能性への悪影響の考慮および持続可能性関連情報の提供に関する金融市場参加者の透明性要件について規定している。

S F D Rは、「事業体レベル」（すなわち、UCITS管理会社およびAIFMのレベル）および「金融商品レベル」（すなわち、関連するUCITS管理会社またはAIFMが運用している投資信託のレベル）で特定の開示を行うことを義務付けている。

）S F D R第8条に基づく環境的特性および／もしくは社会的特性を促進するものであり、したがって何らかの形でESG手法をその投資戦略に取り入れており、かつ、目論見書において開示されるファンドの投資方針に当該ESG手法を開示している大部分のファンドを含む可能性が高い投資信託、または ）S F D R第9条に基づく持続可能な投資目的を有する投資信託（その目的が炭素排出量の削減であるファンドを含む。）については、追加の開示が義務付けられている。

S F D Rの主な目的の一つは、金融商品同士の比較可能性を確保し、いわゆる「グリーンウォッシング」を防ぐためにこれらの開示要件を調和させることである。

S F D Rは、指令2009/65/ECおよびA I F M Dに基づく開示要件を補足するものであり、既存の法律上および規制上のU C I T SおよびA I F M Dの枠組みに取り入れられている。

さらに、S F D Rは、F M Pに対し、その報酬方針が持続可能性リスクの統合とどのように合致しているかについての情報を当該方針に記載し、当該情報をウェブサイト上で公表するよう求めている。

2022年4月6日、EU委員会は、「著しい害を及ぼさない」原則に関する情報の内容および提示の詳細を定め、契約前文書、ウェブサイトおよび定期報告書における持続可能性指標および持続可能性への悪影響に関する情報の内容、手法および提示ならびに環境的特性または社会的特性の促進および持続可能な投資目的の促進に関する情報の内容および提示を定めた規制技術基準に関する、欧州議会および欧州理事会規則(EU)2019/2088を補足する2022年4月6日付委員会委任規則(EU)2022/1288を採択した(以下「S F D R R T S」という。)。S F D R R T Sは、2023年1月1日から適用されている。

S F D R R T Sには、S F D Rのいくつかの規定に関する詳細な実施策が含まれている。S F D R R T Sでは、)投資決定がもたらす主な悪影響(以下「P A I」という。)に関して考慮すべき持続可能性要因の一覧の導入ならびに)関連する開示の比較可能性を向上させるためにS F D R R T Sの別紙に定める所定のテンプレート形式で開示することとなっているS F D R第8条および第9条により義務付けられる目論見書の開示、の二つの主要分野が取り扱われている。

S F D R R T Sは、金融商品が化石燃料ガスおよび/または原子力エネルギーに投資するものであるかを識別するための「はい/いいえ」で回答する質問を追加することにより、新たなR T S(テンプレート形式の契約前開示および定期的開示の別紙を含む。)によって改正されている。

U C I T SおよびA I Fの年次報告書について、F M Pは、S F D R R T Sの別紙に定めるテンプレート形式で、定期的開示情報を提示しなければならない。

2023年12月4日、欧州監督機構は、S F D R R T Sの改正に関する最終報告書を発表した。一定の変更が欧州委員会により義務付けられたものの、欧州監督機構は、現在施行されているS F D R R T Sの認識された欠点に対処するため、他にも多数の変更を行うことを決定した。主な変更点は以下のとおりである。

- ・ 社会的P A I指標の拡大
- ・ P A I開示枠組みに対するその他の変更
- ・ 温室効果ガス(G H G)排出削減目標の新たな金融商品開示
- ・ 重要情報を簡潔にまとめた新たな「ダッシュボード」を含む、金融商品開示テンプレートに対する改善および簡潔化
- ・ 持続可能な投資が「重大な損害をもたらさない」という原則にどのように準拠しているかについての開示強化
- ・ マルチ・オプション商品等の投資オプション付商品に関する規定の改定
- ・ 持続可能な投資の算定の統一および機械可読形式での開示作成の義務化を含む、その他の技術的変更

欧州委員会は、(2023年12月から)3か月以内にS F D R R T Sの改定案を承認するか否かを決定する見込みであったが、現在までR T S改定案および実施時期は承認されておらず、最新の欧州議会選挙の結果による欧州理事会の構成の変更もあるため、依然不透明なままである。また最初に適用されそうな日については、2026年開始時と推測される。欧州委員会が開定後のS F D R R T Sを承認した場合、欧州理事会および欧州議会は、その後3か月以内にかかる採否を決定する。

## 2. タクソノミー規則

(気候変動関連の環境目的に関して)2022年1月1日以降、タクソノミー規則がS F D Rの開示要件に追加された。タクソノミー規則は、金融システムにおけるすべての行為者にとっての共通の定義および用語を示す、持続可能な活動の明確かつ詳細なEU分類システム、すなわちタクソノミーの確立を図るものである。

タクソノミー規則は、どのような経済活動が環境的に持続可能なものとして適格であるかについての普遍的な枠組みを定義している。タクソノミー規則には、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかに関する追加の開示要件が含まれている。

投資ファンド運用会社(U C I T S管理会社およびA I F Mを含む。)および金融商品の募集を行う機関投資家は、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかを開示する必要がある。開示された情報により、投資家が、すべての経済活動に占める環境的に持続可能な経済活動への投資の割合、ひいてはその投資の環境的持続可能性の程度を把握することができるようにする必要がある。

金融商品(U C I T SまたはA I Fなど)が環境目的に貢献する経済活動に投資する場合、開示する情報において、当該金融商品の原投資が貢献する一または複数の環境目的ならびに当該金融商品の原投資が環境的に持続可能な経済活動のための資金をどのようにおよびどの程度調達するか(イネープリング活動およびトランジション活動のそれぞれの比率に関する詳細を含む。)を明確に述べる必要がある。

S F D Rと同様に、タクソノミー規則は、透明性を向上させ、環境的に持続可能な経済活動のための資金を調達する投資の比率についてのF M Pによる最終投資家に向けた客観的な比較材料を提供することを目的としている。タクソノミー規則

は、契約前開示および定期的開示における透明性ならびにウェブサイトによる開示における透明性に関するルールにおける S F D R 開示要件を補足するものである。

さらに、タクソノミー規則を補足する委任法が欧州レベルで公表されている。

欧州およびルクセンブルグのレベルで、新たなまたは変更されつつある規制上の要件を市場に伝えるために定期的に Q & A または F A Q が発行されている。

## 第4【その他】

- A . ( 1 ) 投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）の表紙にロゴ・マークや図案を採用することがある。また、ファンドの形態および管理会社の名称が記載される。
- ( 2 ) 投資信託説明書（請求目論見書）の表紙裏に以下の趣旨の事項を記載することがある。
- (イ) 価格変動リスク等、ファンドのリスクの詳細については、本請求目論見書の「第二部ファンド情報、第1ファンドの状況、3投資リスク」を参照。
  - (ロ) 投資信託は、預貯金や保険契約にはあたらないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではない。また、登録金融機関で取扱う投資信託は投資者保護基金の対象でもない。
- ( 3 ) 投資信託説明書（交付目論見書）に以下の事項を記載することがある。
- ・ 投資者によるファンドの買付に、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はない。
- ( 4 ) 投資信託説明書（交付目論見書）に、投資リスクとして以下の事項を記載することがある。
- ・ 投資信託は、預貯金と異なる旨。
  - ・ ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属する旨。ファンドは元本が保証されている商品ではない旨。
- B . ファンド証券の券面に記載される主な項目は、以下のとおりである。
- 1 . 表面
    - a . ファンドの名称
    - b . 表示口数
    - c . 管理会社および保管受託銀行の署名
    - d . 管理会社の登記上の事務所の所在地、登録番号、未公開有限責任会社（Société à responsabilité limitée）である旨の表示
    - e . 約款のRESAへの掲載に関する情報
  - 2 . 裏面  
記載なし

## 【別紙A】

## 定 義

「ABファンド」	ABのサービス・マークの下で販売され、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよび/またはその関連会社がスポンサーとなっている投資信託（当ファンドを含む。）をいう。
「ABファンド口座」	各受益者/投資主のために管理会社または名義書換代行会社が設定する名目上の口座で、受益者/投資主が所有するABファンドの全受益証券/投資証券が含まれる。
「AB」	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよびその傘下の関連会社をいう。
「管理契約」	管理会社および管理事務代行会社との間の契約をいう。
「管理事務代行会社」	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイをいう。
「ADRs」	米国預託証券をいう。
「ファンド営業日」	ルクセンブルグにおける銀行の営業日で、かつニューヨーク証券取引所の営業日である各日をいう。
「現金同等物」	現金同等物とは、財務省証券またはその他の短期国債、銀行預金、短期金融商品または商品投資信託等、容易に現金に換えることのできる証券をいう。
「ファンド通貨」	アメリカ合衆国ドルをいう。
「ディーラー」	文脈により、海外における販売会社と契約を締結しているブローカー・ディーラー、銀行、登録投資顧問会社、独立財務アドバイザーおよびその他の金融仲介会社をいう。
「保管受託銀行」	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイをいう。
「保管契約」	ファンドのために行為する管理会社および保管受託銀行との間の契約をいう。
「海外における販売会社」	管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベストメンツをいう。
「EDRs」	欧州預託証券をいう。
「適格国」	EU加盟国（2010年法に定義される。）、経済開発協力機構（OECD）加盟国および各ポートフォリオの投資目的に鑑み管理会社の取締役会が適格と判断したその他の国をいう。
「EU」	欧州連合をいう。
「トラスト」	ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された契約型投資信託である、アライアンス・バーンスタインをいう。
「GDRs」	グローバル預託証券をいう。
「利害関係者」	投資顧問会社またはその関係会社（管理会社を含む。）をいう。
「投資適格」	ムーディーズによるBaa（Baa1、Baa2およびBaa3を含む。）以上またはS&PによるBBB（BBB+およびBBB-を含む。）以上もしくはIRS0の少なくとも一機関により同等に格付けされた債券をいう。
「投資顧問契約」	管理会社および投資顧問会社との間の契約をいう。
「投資顧問会社」	デラウェア州法に基づき設立されたりミテッド・パートナーシップであるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーをいう。

「IRC」	1986年米国内国歳入法（改正済）をいう。
「IRS」	米国内国歳入庁をいう。
「IRSO」	国際的な公認統計格付機関をいう。
「2010年法」	2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）をいう。
「2013年法」	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）をいう。
「管理会社」	ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立された非公開有限責任会社であるアライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エルをいう。
「約款」	トラストの直近版の約款をいう。
「ムーディーズ」	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクをいう。
「純資産総額」	本書の「純資産価格の計算」に記載されるファンドの総資産からファンドの負債総額を差し引いた額をいう。
「OECD」	経済協力開発機構をいう。
「申込通貨」	各クラス証券について、英文目論見書に記載された通貨をいう。
「注文受付終了時刻」	申込、転換または買戻しの注文が受領されていなければならない、各ファンド営業日における米国東部時間午後4時の時点をいう。
「OTC」	店頭販売をいう。
「ファンド」	文脈により、トラストのポートフォリオの一つであるショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオをいう。
「ポートフォリオ」	文脈により、トラストの一または複数のポートフォリオをいう。
「英文目論見書」	ルクセンブルグ金融監督委員会に提出され、承認されたトラストの現行の英文目論見書をいう。
「QFI」	QFIとは、随時公布または改正される中国の関連する法令規則に従い承認された適格外国投資家（適用ある場合、適格外国機関投資家（QFII）および人民元適格外国機関投資家（RQFII）を含む。）をいう。
「規制された市場」	金融商品市場に関する欧州議会および欧州理事会の2014年5月15日付指令2014/65/EU（欧州議会および欧州理事会の指令2016/1034により改訂）に従い規制された市場ならびに適格国のその他の市場（ただし、規制され、定期的に取りが行われ、公認かつ公開のものとする。）をいう。
「RESA」	「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（Recueil Electronique des Sociétés et Associations）」
「S&P」	S&P グローバル・インクの一部門であるS&P グローバル・レーティングをいう。
「SFT規則」	証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則（EU）No. 2015/2365ならびに規則（EU）No. 648/2012改正規則をいう。
「受益者」	文脈により、一または複数のポートフォリオに関し、トラストの受益者名簿に記載されている受益証券の所有者をいう。
「ファンド証券/受益証券」	いずれのクラスおよびいずれのポートフォリオのトラストの証券をいう。
「総資産/資産総額」	文脈により、ファンドの資産の総額をいう。
「取引日」	文脈により、一または複数のポートフォリオに関し、ポートフォリオの受益証券のいずれかの取引（販売、買戻しまたは転換）が受諾された旨、トラストの受益者名簿に記載されるファンド営業日をいう。

「名義書換代行会社」	トラストの登録・名義書換代行会社である、管理会社または管理会社の一部門、アライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービセズをいう。
「UCI」	投資信託をいう。
「UCITS」	譲渡性のある証券に投資する投資信託としての資格を有するオープン・エンド型契約型投資信託または投資会社をいう。
「UCITS指令」	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities(「UCITS」))についての法律、規制および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令2009/65/EC(改正済)
「米国/アメリカ合衆国」	アメリカ合衆国またはその領土または属領もしくは管轄に属する地域(プエルト・リコを含む。)をいう。
「米国人」	( )人に関して、1933年連邦証券法で公布されたレギュレーションSに基づく米国人である個人または事業体をいう。 ( )個人に関して、その時々効力のある米国所得税法の意味における米国市民または「外国人居住者」をいう。 ( )個人以外の人に関して、(A)米国において、または米国もしくはその州の法律に準拠して設立されもしくは組織された法人またはパートナーシップ、(B)( )その管理において米国の裁判所が信託の管理に対して主たる管轄権を行使することができる信託および( )一もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的決定を支配する権限を有する信託、ならびに(C)すべての源泉からの全世界的収益について米国の税金が課される財産をいう。
「評価基準時点」	取引日においてファンド証券の1口当たり純資産価格が計算される、各ファンド営業日における米国東部時間午後4時の時点をいう。

## 【別紙B】

## 金融デリバティブ商品、金融手法および金融商品ならびに担保物の運用に関する追加情報

以下の規定は、金融デリバティブ商品に投資し、ならびに／または下記の金融手法および金融商品取引を実行するトラストの各ファンドにそれぞれ適用される。

(注)本別紙Bはトラスト全体にかかるものであるが、ファンドは証券貸借取引を行わない。

## 金融デリバティブ商品

## 一般

投資方針に定めのある場合には、ファンドは、有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針」および「(5)投資制限」の該当箇所に規定される制限の範囲内で、金融デリバティブ商品に投資することができる。

ファンドは、ヘッジ目的、効率的なポートフォリオ運用目的、およびその投資方針で認められている場合は投資目的で金融デリバティブ商品を利用することができる。いかなる場合においても、かかる金融デリバティブ商品の利用がファンドをその投資方針または投資目的から逸脱させることがないようにするものとする。

ファンドが適格指数を原資産とする金融デリバティブ商品に投資する場合、かかる投資は、有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(5)投資制限」に規定される集中限度および投資制限の適用を判断するにあたって考慮されない。

投資方針に別段の規定がある場合を除き、ファンドは、取引相手方が原資産の構成について裁量権を有することのできる金融デリバティブ商品の取引を行ってはならない。

譲渡性のある有価証券または短期金融商品に金融デリバティブ商品が組み込まれている場合、かかる金融デリバティブ商品は、有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1)投資方針」および「(5)投資制限」に規定される制限を遵守するにあたり考慮しなければならない。

ファンドは、金融デリバティブ商品の取引を行う場合は常に、当該金融デリバティブ商品から生じる当該ファンドの債務をいつでもカバーするのに十分な流動資産を保有していることを確保するものとする。

## 店頭デリバティブ取引

投資方針に別段の規定がある場合を除き、ファンドは、取引相手方が慎重な監督に服し、かつ、CSSFにより承認されたカテゴリーに属する金融機関または投資会社に該当する機関である場合は、店頭デリバティブ取引を行うことができる。各取引相手方は、規制上の地位、現地法による保護、運営上のプロセスおよび信用度の分析（入手可能な信用スプレッドおよび／または外部信用格付の検討を含む。）という基準を総合して選定される。

取引相手方の詳細情報は、トラストの年次報告書で開示される。

最後に、店頭金融デリバティブ商品および効率的なポートフォリオ運用手法を通じて発生する単一の取引相手方に対するリスク相当額は、当該取引相手方が2010年法第41(1)(f)条に記載される金融機関である場合にはファンドの資産の10%、それ以外の場合にはファンドの資産の5%を超えてはならない。

## トータル・リターン・スワップその他類似する特徴を有する金融デリバティブ商品

トータル・リターン・スワップとは、一方当事者（トータル・リターン支払者）が参照債務の経済的成果の総額を他方当事者（トータル・リターン受領者）に移転する契約をいう。経済的成果の総額には、インカム・ゲインおよび手数料収入、キャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスならびに信用損失が含まれる。かかる取引の取引相手方は、共同体法に規定される慎重な監督規則と同等であるとCSSFが判断する慎重な監督規則に服する。各取引相手方は、規制上の地位、現地法による保護、運営上のプロセスおよび信用度の分析（入手可能な信用スプレッドおよび／または外部信用格付の検討を含む。）という基準を総合して選定される。

ファンドが締結するトータル・リターン・スワップは、ファンデッド・スワップおよび／またはアンファンデッド・スワップの形態をとる場合がある。トータル・リターン・スワップは、原則として、アンファンデッド・ス

ワップである。ただし、投資顧問会社は、ファンデッド・スワップを締結する権利を留保する。アンファンデッド・スワップとは、トータル・リターン受領者が取引開始時にアップフロントの支払いを行わないスワップをいう。ファンデッド・スワップとは、トータル・リターン受領者が参照資産のトータル・リターンと引き換えにアップフロント金額を支払うスワップをいい、従って、アップフロントの支払いを行う必要があることからコストが高くなる可能性がある。

特定のファンドがトータル・リターン・スワップおよび/またはその他類似する特徴を有する金融デリバティブ商品（以下「TRS」という。）の取引を行う場合、かかるTRSを通じてエクスポージャーを獲得する原資産の種類は、有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針」に記載の投資方針に従わなければならない。

特定のファンドがTRSの取引を行う場合、TRSの対象となりうる当該ファンドの運用資産の最大比率および予想比率は、有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針」にて開示されている。

TRSから発生する特定のファンドに関する収益はすべて当該ファンドに配分され、投資顧問会社および管理会社はいずれも、当該収益から報酬を受け取らない。

#### グローバル・エクスポージャー

2010年法第42（3）条の規定に従い、ファンドは、「デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーがポートフォリオの純資産総額を超えないことを確保するものとする。当該エクスポージャーは、原資産の現在価値、取引相手方リスク、将来の市場変動およびポジションの清算に利用可能な時間を考慮した上で算出される。」

管理会社は、金融デリバティブ商品に関する各ファンドのグローバル・エクスポージャーが当該ファンドの純資産総額を超えないことを確保するものとする。従って、当該ファンド全体のリスク相当額は、その純資産総額の200%を超えないものとする。かかる全体的なリスク制限は、一時的な借入れにより10%増加させることがある。

ファンドの金融デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーは、「バリュエーション・アット・リスク」アプローチまたは「コミットメント」アプローチのいずれかにより算出することができる。

#### 「バリュエーション・アット・リスク」アプローチ

「バリュエーション・アット・リスク（VaR）」アプローチとは、通常の時況下で特定の期間に任意の信頼水準で生じる可能性のある最大予想損失額に基づきグローバル・エクスポージャーを測定するアプローチをいう。

VaR報告書が作成され、以下の基準に基づき、日次ベースで監視される。

- 保有期間1か月
- 信頼水準99%
- 必要に応じてストレステストも適用

VaRは、絶対ベースで表す（以下「絶対的VaR」という。）か、またはファンドのVaRと当該ファンドのベンチマークのVaRとの比較による相対ベースで表す（以下「相対的VaR」という。）ことができる。

絶対的VaR - 絶対的VaR手法は、一般に、特定可能な参照ファンドまたはベンチマークがない場合に用いられる。絶対的VaRアプローチにおける限度額は、ファンドの純資産総額に対する割合として設定される。絶対的VaR手法を用いたファンドの限度額は、ファンドの純資産総額の20%に設定される。

相対的VaR - 相対的VaR手法は、ファンドについて、当該ファンドの投資戦略を反映するベンチマークが特定可能かつ利用可能な場合に用いられる。相対的VaR手法における限度額は、ベンチマークまたは参照ファンドのVaRに対する割合として設定される。相対的VaR手法を用いたファンドの最大VaR限度額は、当該ファンドのベンチマーク（有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針」の該当箇所）の200%に設定される。

#### コミットメント・アプローチ

コミットメント・アプローチは、金融デリバティブ商品をその原資産における同等のポジションに転換するものであり、原証券ポジションの市場価値を、当該原資産ポジションに関連する他のコミットメントで相殺可能なネットティングおよびヘッジすることにより行われる。コミットメント・アプローチにおいて、金融デリバティブ商品の

みに関連するファンドのグローバル・エクスポージャーは、当該ファンドの純資産総額の100%を超えてはならない。

## ファンドの効率的な運用手法

2010年法およびCSSFにより随時発行される告示（特に、監督機関およびUCITS管理会社向けESMAガイドライン（ESMA / 2014 / 937） - ETFおよびその他UCITSの発行に関するガイドライン（以下、「ESMAガイドライン」という。）を置き換えるCSSF告示14 / 592）に規定された条件に従い、かつそれらに規定される範囲内で、ファンドは、証券貸借および現先売買契約取引など譲渡性のある証券および短期金融商品に関する手法および手段を採用することができる。ただし、かかる手法および手段は、ファンドの効率的な運用を目的とする場合に限り利用される。これらの手法は、投資目的および/または金融収益の増加を目的とし、関係するファンドの投資方針に基づき用いられる。証券貸借取引は継続的に用いられる。その他の証券金融取引は、投資運用会社の見解において機会があれば用いられる。

ファンドは、いかなる状況でも、その運用によって本書に規定されるその投資目的から逸脱するものではなく、また、多大な追加リスクを伴わない。

ファンドの効率的な運用手法から生じる収益（直接および間接的な運用費および手数料の控除後）はすべて、ファンドに返還される。かかる費用および手数料は隠れた収益に含まれない。

トラストの年次報告書には、（ ）全報告期間において効率的なポートフォリオ運用手法から発生する収益、ならびに（ ）この点において各ファンドが負担する直接および間接的な運営費用および報酬と、かかる費用および報酬の支払先である事業体の詳細情報のほか、当該事業体が預託機関、投資顧問会社または管理会社との間で有する提携関係（該当する場合）の詳細が記載されるものとする。

管理会社は、常に償還請求に応じることができる水準に当該取引量を維持する。

**証券貸借取引** ファンドは、他の当事者を借り手として有価証券を貸し付け、当該借り手が合意された期間の末日に同等の有価証券を返還する契約上の義務を負う証券貸借取引を行うことができる。証券の貸借期間中、借り手は、当該ファンドに対し、（ ）借入手数料および（ ）当該有価証券から発生する収益を支払う。ファンドは、以下の規則に従うことを条件として、証券貸借取引を実行することができる。

- （ i ）ファンドは借主に対して、直接的にまたは認可決済機関により構築された標準システムもしくは金融機関により構築された貸付システムを通じて、CSSFが共同税法により規定されかつこのタイプの取引に特化する規則に相当するとみなす良識的な監督規則に従い、証券の貸付を行うことができる。
- （ ）証券貸借契約の相手方当事者は、CSSFが共同税法により規定された規則に相当するとみなす良識的な監督規則に従わなければならない。証券貸借取引の取引相手方は、OECD加盟国に本拠を置き、貸借代理人の信用審査に従い貸借代理人により選定されたものでなければならない。各取引相手方は、規制上の地位、現地法による保護、運営上のプロセスおよび信用度の分析（入手可能な信用スプレッドおよび/または外部信用格付の検討を含む。）という基準を総合して選定される。
- （ ）証券貸借取引またはその他ファンドの効率的な運用手法および店頭金融デリバティブ商品を通じて生じた単一の取引の相手方のリスクは、取引の相手方が2010年法第41（ 1 ）（ f ）条において言及される信用機関である場合にはファンドの資産の10%を超えてはならないか、またはその他の場合にはファンドの資産の5%を超えてはならない。

証券貸借取引は、収益を生み出すために用いられ、収益は、借り手がファンドに支払った手数料を通じてのみもたらされる。

管理会社は、証券貸借プログラムに参加している各ファンドにつき、少なくとも貸付証券の価額の105%相当の担保物を受領するものとする。

ファンドは、（ i ）貸し付けられた証券の返還をいつでも請求する権利または証券貸借取引をいつでも終了する権利を有すること、また（ ）かかる取引がファンドの投資方針に従うファンドの資産の運用を妨げないことを条件とする場合に限り、証券貸借取引を行うことができる。

特定のファンドが証券貸借取引を行う場合、証券貸借取引の対象となりうる当該ファンドの運用資産の最大比率および予想比率は、有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針」の該当箇所が開示される。

トラストを代理する管理会社は、証券貸借取引を実行するため（特に、管理会社の事前承認を条件とする取引相手方の選定および担保物の運用に関し）三菱UFJ信託銀行株式会社ニューヨーク支店（以下「貸借代理人」という。）を任命している。ファンドが証券貸借取引を行う場合、当該ファンドは、発生する関連収益の80%を受領する。残りの20%は、貸借代理人に対し、そのサービスおよび保証の提供に対する対価として配分される。証券貸借取引による収益の分配によりファンドの運営コストが増加することはないので、貸借代理人に配分される金額は、継続手数料から控除されている。

**現先売買契約および逆現先売買契約** 投資方針で認められている場合には、ファンドは、逆現先売買契約または現先売買契約を締結することができる。現先売買契約は、ファンドが取引相手方に有価証券を売却し、これと同時に、合意された日付および価格において当該有価証券を取引相手方から買い戻すことを約束する取引である。現先売買契約は、主として資金調達目的のために用いられる。逆現先売買契約は、証券が「特別に取引される」機会を利用するために用いられる。逆現先売買契約は、ファンドが取引相手方から有価証券を購入し、これと同時に、合意された日付および価格において当該有価証券を取引相手方に再度売却することを約束する取引である。ファンドは、以下の規則に従うことを条件として、現先売買契約および逆現先売買契約を締結することができる。

- (i) 当該契約の相手方は、CSSFが共同体法により規定された規則に相当するとみなす良識的な監督規則に従わなければならない。各取引相手方は、規制上の地位、現地法による保護、運営上のプロセスおよび信用度の分析（入手可能な信用スプレッドおよび/または外部信用格付の検討を含む。）という基準を総合して選定される。
- ( ) 買戻しオプションによってまたは逆現先売買契約取引を通じて購入された証券は、関連するCSSF告示およびファンドの投資方針に準拠しなければならないものとし、また、ファンドが保有する他の証券と共に、ファンドの投資制限に従わなければならない。
- ( ) 当該取引またはその他ファンドの効率的な運用手法および店頭金融デリバティブ商品を通じて生じた取引の相手方のリスクは、取引の相手方が2010年法第41(1)(f)条において言及される信用機関である場合にはファンドの資産の10%を超えてはならないが、またはその他の場合にはファンドの資産の5%を超えてはならない。

ファンドは、(i)いつでもすべての証券を回収することができるかまたは取引を終了することができることを条件として現先売買契約を、また( )いつでも現金全額を回収できることまたは発生主義ベースもしくは時価評価ベースで契約を終了することができる（現金がいずれかの時点で時価評価ベースで回収可能である場合、逆現先売買契約の時価評価額が純資産総額の算定のために利用されることが了解されている。）ことを条件とする場合に限り、逆現先売買契約を締結することができる。

7日以内の短期現先売買取引および逆現先売買取引は、資産がいつでもファンドによって回収されうることを条件とする仕組みとみなされる。

現先売買契約および逆現先売買契約から発生する特定のファンドに関する収益はすべて当該ファンドに配分される。

ファンドが現先売買契約および/または逆現先売買契約を締結する場合、当該取引の対象となりうる当該ファンドの運用資産の最大比率および予想比率は、有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(1) 投資方針」にて開示されている。

### 店頭デリバティブ取引およびファンドの効率的な運用手法に関して受領する担保の管理

店頭デリバティブ取引およびファンドの効率的な運用手法から生じる取引の相手方のリスクは、ESMAガイドラインに従い、2010年法第43条において言及される取引相手方リスクの上限を算定する場合に統合されるべきである。

店頭デリバティブ取引またはファンドの効率的な運用手法に関してファンドが受領する資産はすべて、担保とみなされ、下記に定められるすべての基準を満たさなければならない。

ファンドが店頭デリバティブ取引およびファンドの効率的な運用手法を実行する場合、かかるファンドの取引相手方リスクを減じるために用いられるすべての担保は、常に、以下の基準を満たさなければならない：

- a) 流動性 現金以外で受領した担保について、事前評価に近い価格で迅速に売却可能であることを確保するために、その流動性は極めて高く、規制市場または透明性の高い値付を行う多国間取引ファシリティで取引されなければならない。また、受領した担保は、2010年法第43条の規定に従わなければならない。
  - b) 評価 受領した担保は、少なくとも毎日評価されるべきであり、また、適当に保守的な超過担保が準備されない限り、高い価格変動性を示す資産は、担保として受領してはならない。
  - c) 発行体の信用の質 受領した担保の質は高くなければならない。
  - d) 相関関係 ファンドが受領した担保は、取引の相手方から独立する事業体により発行されるべきであり、かかる取引の相手方の業績と高度に相関することは予想されていない。
  - e) 担保の分散（資産集中） 受領した担保は、国、市場および発行体の点で、十分に分散されなければならない。ESMAガイドラインに従って、ファンドがファンドの効率的な運用および店頭デリバティブ取引の相手方から、ある発行体のリスク上限を純資産総額の20%として担保のバスケットを受領した場合、発行体の集中に関する十分な分散基準が尊重されるものとみなされる。また、ファンドが他の取引の相手方にさらされる場合、担保の他のバスケットが、単一発行体のリスク上限20%を算定するために合計される。
- 上記の規定にかかわらず、ファンドは、少なくとも1つの主要な公認格付機関によってA - 1+以上の短期信用等级付を有するソブリン発行体またはその他政府機関発行体によって発行または保証された譲渡性のある有価証券および金融市場商品をもって担保の100%を構成することができるが、その場合、ファンドは少なくとも6銘柄の証券を受領しなければならない。また各銘柄の証券は、ファンドの総資産の30%を超えてはならない。
- f) 担保管理に関連するリスク オペレーショナル・リスクおよび法務リスク等担保管理に関連するリスクは、リスク管理プロセスによって、特定され、管理されかつ軽減されるべきである。
  - g) 担保物に係る権原の譲渡 権原の譲渡が行われる場合、受領した担保は、ファンドの預託機関により保有されるべきである。他のタイプの担保取引に関して、担保は、良識的な監督下にあり、かつ担保提供者と無関係の第三者保管者によって保有されうる。
  - h) 受領した担保は、取引の相手方に関係なくまたは取引の相手方の承認を得ることなく、いつでもファンドによって完全に執行可能であるべきである。
  - i) 受領した現金以外の担保について、売却、再投資または質権の設定を行ってはならない。
  - j) 受領した現金担保は、以下のとおりとする。
    - ・ 2010年法第41（f）条に規定される事業体に預託される。
    - ・ 質の高い国債に投資される。
    - ・ リバースレポ取引の目的で利用される。ただし、当該取引が良識的な監督下にある信用機関と行われ、ファンドがいつでも発生主義で現金全額を回収できる場合に限られる。また、
    - ・ 欧州短期金融商品の定義に関するCESRガイドライン10 - 049に定められる短期金融商品に投資される。

上記の条件を遵守している限りにおいて、担保物は、（ ）現金、（ ）社債および/または（ ）債券（詳細は下記の表に記載）で構成することができる。

管理会社は、証券貸借事業に關与する各ファンドに關して、貸付証券価格の105%以上の担保を受領する。相対店頭金融デリバティブ商品に關して、当該商品は、毎日の時価で評価されなければならない。かかる評価の結果、取引の相手方は、最低譲渡額を条件として、その債務の時価が値上がりした場合には追加の担保を提供するか、または値下がりした場合には担保を解除しなければならない。

再投資された現金担保は、現金以外の担保に適用される分散要件に従い、分散されなければならない。英文目論見書の日付において、トラストは、現金担保の再投資を行っていない。トラストが今後特定のファンドの現金担保を再投資することを決めた場合、再投資方針は、英文目論見書の次期改訂版に記載される。

ファンドがその資産の30%以上に関して担保を受領した場合、管理会社は、管理会社が担保に付着するファンドの流動性リスクを評価することができるよう通常のストレステストが正常なおよび例外的な流動性状況において確実に行われるよう適切なストレステスト方針を定める。

最後に、管理会社は、店頭デリバティブ取引およびファンドの効率的な運用手法に関して、担保として受領した各クラスの資産に合わせられた超過担保方針を適用している。超過担保は、資産の保有に伴う知覚リスクを反映するため、担保として受領した資産の時価から控除した割合である。超過担保方針は、担保として受領した関連する証券の特徴（当該証券の満期および発行体の信用格付、証券の歴史的な値動きならびにESMAガイドラインに規定される規則に従って随時行われるストレステストの結果等）を考慮する。

下記の店頭デリバティブ取引における担保物に対するヘアカットは、管理会社が取引相手方と交渉を開始する際に利用するものである。原則として、それぞれのデリバティブ取引文書で定められる取引相手方との最終的な取決めは、これらのヘアカットの範囲に準拠するものとする（管理会社は、かかる方針をいつでも変更する権利を留保し、変更する場合は、実務上可能な限り速やかに英文目論見書を更新するものとする。）。

担保物	ヘアカット		
1. 現金	0%から1%まで		
2. 外部信用格付がA格以上の短期金融商品	0%から2%まで		
3. 対象法域の中央、地域もしくは地方の当局もしくは中央銀行（および連邦国家の場合は連邦の構成体の一つ）、または一もしくは複数の対象法域が属する公的国際機関により発行または保証される債券	<b>残存満期</b>		
	1年から5年まで	5年から10年まで	10年超
4. 社債（米ドル建て）	2%から5%まで	2%から10%まで	3%から25%まで
	<b>信用格付</b>		
	AA格またはAA格相当以上	A格またはA格相当以上	BBB格またはBBB格相当以上
5. 主要市場指数の株式銘柄部分	6%から10%まで	10%から15%まで	20%から25%まで
	10%から30%まで		

#### 店頭デリバティブ取引およびファンドの効率的な運用手法に係るリスクおよび利益相反の可能性

店頭デリバティブ取引、ファンドの効率的な運用手法および当該活動に関する担保管理には、一定のリスクが伴う。かかるタイプの取引に該当するリスクに関する詳細な情報について、投資者は、有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク」の「(1) リスク要因、ファンドのリスク - 金融商品リスク - デリバティブ・リスク」および「(3) 利益相反」の規定を参照すべきである。

## 【別紙C】

## SFDR契約前開示事項

以下の開示事項は、随時変更および補足される規則（EU）2019/2088に従い、かつ、これを目的として作成されており、投資予定者の投資ニーズに対するポートフォリオの適切性に関する網羅的な情報を提供することを意図していない。

管理会社の持続可能性に関連する開示事項に関するさらなる情報については、管理会社のウェブサイトを参照されたい。本書における「AB」へのあらゆる言及は、場合に応じて、投資運用会社、管理会社および/または直接的もしくは間接的にポートフォリオに対して投資運用サービスを提供している別のアライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（ABLP）の子会社を指す。

SFDR第8条または第9条に分類されるポートフォリオに関して、ABIは、持続可能性リスクの影響をそれぞれの投資戦略に関連して評価しており、かかるリスクが発生した場合には、投資対象の価値に実際のまたは潜在的な重大な悪影響を及ぼす環境、社会またはガバナンスに関する出来事または状況に該当すると考える。持続可能性リスクの予想される影響は、投資目的、投資戦略および投資方針によって異なるが、それぞれの投資ユニバースを考慮すれば、ABIは、環境、社会またはガバナンスに関する出来事が、とりわけ、有価証券の価値、品質および/もしくは安定性、投資先発行体の財政的健全性、発行体の信用度ならびに/または債務の発行体が利払いを行いもしくはその他の債務を履行する能力に重大な悪影響を及ぼす可能性が高いと考えている。

## 主要な定義

ABスチュワードシップ・アプローチ	ABグローバル・スチュワードシップ・ステートメント：責任投資、ESG統合、エンゲージメントおよびコラボレーションに関するABのポリシー。
ESG	環境、社会および/またはガバナンス。
ESG要因	リスクまたは機会を示す可能性のあるESG問題および持続可能性リスク。
除外ポリシー	ポートフォリオ別の除外ポリシーであり、さまざまな指標に基づく除外、およびポートフォリオの投資戦略に関する整合基準の詳細の両方を含む。除外ポリシーの全般的な目的は、持続可能な投資対象が選択されるポートフォリオの投資ユニバースを特定することである。
持続可能な投資対象	環境および/または社会の目的に貢献する経済活動。ただし、かかる関連する投資対象がいかなる適用ある環境および/または社会の目的をも大きく損なわないこと、また、投資先発行体が良好なガバナンス慣行に従うことを条件とする。
持続可能性リスク	発生した場合に、投資対象の価値に実際のまたは潜在的な重大な悪影響を及ぼす可能性があるESGに関する出来事または状況。持続可能性リスクは、投資家へのリスク調整後の長期的なリターンに影響を及ぼすことがある。持続可能性リスクの発生の結果として生じる影響は、特定のリスク、地域または資産クラスによって多岐にわたる可能性がある。一般的に、ある資産に関して持続可能性リスクが発生した場合、悪影響が生じ、潜在的にその価値の損失が生じるため、該当するポートフォリオの純資産総額に影響が生じる。

EUタクソノミー規則	持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2020/852ならびに改正規則(EU)2019/2088。
------------	--

規則（EU）2019/2088 第8条第1項、第2項および第2a項ならびに  
規則（EU）2020/852 第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示のひな型

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

商品名：ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ

法人識別番号：5493000WCKR7B0RK1D59

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

はい   いいえ

- |   |  |
|---|--|
| <p><input type="checkbox"/> 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動</li> <li><input type="checkbox"/> EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%</p> | <p><input type="checkbox"/> 環境的／社会的（E/S）特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資</li> <li><input type="checkbox"/> EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資</li> <li><input type="checkbox"/> 社会目的を有する持続可能な投資</li> </ul> <p><input checked="" type="checkbox"/> E/S特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない</p> |
|---|--|

EUタクソノミーは、規則（EU）2020/852に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則には、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含まれていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。



この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

ポートフォリオにより促進される環境的および／または社会的な特性（以下「E/S特性」という。）には、以下が含まれる。

- ESG統合。ポートフォリオの保有資産の継続的な評価および監視を含む投資決定を行う際、ABは、対象発行体を評価するためにファンダメンタル・リサーチを用いる。例えば、投資運用会社は会社または発行体の炭素排出量をリサーチすることがある。ABスチュワードシップ・アプローチの一環として、このファンダメンタル・リサーチにはESG要因の検討が含まれるが、このことは、ABが対象発行体に関するESG要因を投資決定プロセスの各段階において評価することを意味する。こ

れには、株式のエンゲージメントが含まれ、ABは、環境および社会の目的に対するより良い結果ならびに発行体および/またはポートフォリオの財務成果に対する利益を促進することができる措置を講じることを発行体に奨励する。例えば、ABは多様性および包含性のトピックに関して発行体の経営陣と協議する可能性がある。

- ESG スコアリング。ABは、ESG ファクターを使用して発行体をスコアリングするために、さまざまな独自のスコアリング方法を使用している。

- 英文目論見書または [www.alliancebernstein.com/go/ABFCPIExclusionChart](http://www.alliancebernstein.com/go/ABFCPIExclusionChart) に記載される除外。ポートフォリオは、英文目論見書に詳述されるとおり、一定のセクターへの投資を除外する。これらの特性に関するさらなる情報は、AB の持続可能性に関連する開示事項 ([www.alliancebernstein.com/go/F18webdisclosures](http://www.alliancebernstein.com/go/F18webdisclosures)) に記載されており、AB スチュワードシップ・アプローチに関するさらなる情報は、[www.alliancebernstein.com/go/ABGlobalStewardship](http://www.alliancebernstein.com/go/ABGlobalStewardship) に記載されている。

持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

### ● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？

AB は、満足のいくデータおよびデータソーシングを条件として、文書化された ESG リサーチ、ESG スコアリング、エンゲージメントおよび関連する投資除外の測定を含め、さまざまな定量的および定性的な方法を通じて、促進される E/S 特性の実現度を測定する。

これには、さまざまな定量的および定性的な方法の一部とみなされるさまざまな ESG 要因またはトピックの調査、監視および/または測定が含まれるが、これらに限られない。

これらの指標に関するさらなる情報は、AB の持続可能性に関連する開示事項 ([www.alliancebernstein.com/go/E18webdisclosures](http://www.alliancebernstein.com/go/E18webdisclosures)) に記載されている。



### この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

✖ 考慮する。ポートフォリオは、以下の主要な悪影響 (PAI) を考慮する。

- 国連グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構 (OECD) 多国籍企業行動指針の違反 (#10)

- 非人道的兵器への関係 (#14)

PAI の 10 に関して、AB は、ファンドが保有する証券について国連グローバル・コンパクトの原則の違反を監視し、あらゆる違反について、AB は、追加の調査を実施し、当該証券がポートフォリオの投資ユニバースにとどまるべきかを決定する。

PAI の 14 に関して、ポートフォリオは、非人道的兵器を除外する。

考慮される特定の PAI 指標は、時を経て変化する可能性がある。PAI に関する追加の情報は、SFDR 第 11 条(2)により要求されるとおり、ファンドの年次報告書において公表される。

考慮しない。

主要な悪影響とは、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止に関するサステナビリティ要因に対する投資判断における最も重大な負の影響のことである。



### この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

関連するポートフォリオについての説明において略述されるとおり、ポートフォリオは積極的に運用されており、AB は、投資目的の達成を追求する際に AB スチュワードシップ・アプローチを用いる。AB スチュワードシップ・アプローチを通じて、ファンダメンタル・リサーチには確固とした ESG 統合プロセスが含まれ、これにより AB は、投資プロセスのすべての段階において ESG 要因を評価し、組み込む。

ポートフォリオの投資目的および投資戦略に関するさらなる情報は、英文目論見書の関連するポートフォリオについての説明に記載されている。

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

- この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

ポートフォリオは、E/S 特性を促進すると AB が確信する証券を保有することによって E/S 特性を促進する。以下の結合要素が充足される場合に、証券は一または複数の E/S 特性を促進するとみなされる。

- 証拠となる ESG リサーチによる文書化された ESG 統合、最低限の ESG スコアおよび/または証明済エンゲージメント
- 証券の発行体が AB のグッド・ガバナンス・ポリシーに基づき良好なガバナンス慣行に従っていること。
- ポートフォリオの投資除外が守られていること。

ESG 統合、ESG リサーチ、ESG スコアリングおよびエンゲージメントに関するさらなる情報は、AB の持続可能性に関連する開示事項 ([www.alliancebernstein.com/go/ESGdisclosures](http://www.alliancebernstein.com/go/ESGdisclosures)) に記載されている。ポートフォリオが使用する除外に関するさらなる情報は、英文目録見書に記載されている。AB のグッド・ガバナンス・ポリシーに関するさらなる情報は、以下に記載されている。

- 当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？

該当なし。

- 投資先企業の良いガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？

AB は、外部および内部のデータソースと健全な経営体質、従業員の関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスを含む特定のガバナンス基準に基づく評価またはスコアリングを組み合わせることによって独自のグッド・ガバナンス・ポリシーを策定している。特定のガバナンス指標には、国連グローバル・コンパクトの原則およびガバナンス基準に関連する不祥事等の情報が含まれる。上記のグッド・ガバナンス・ポリシーは、入手可能なデータを条件とし、かつ、これに依存する。

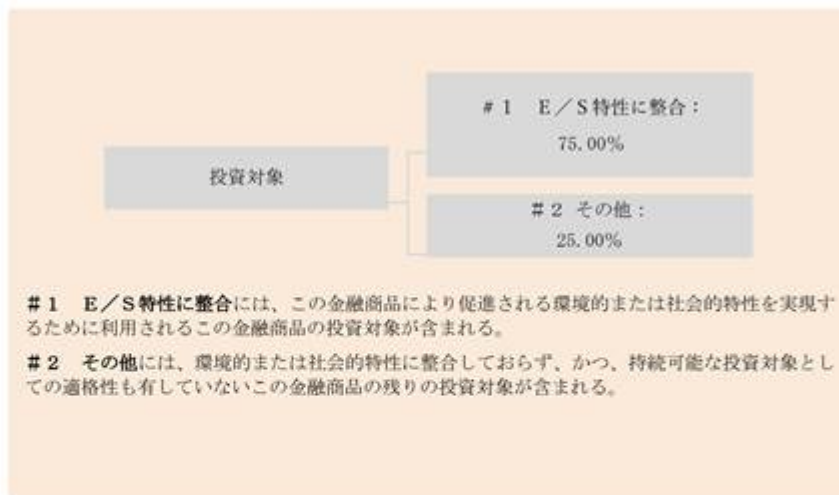
良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



- この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

- #1 E/S 特性に整合の最低比率：75%
- #2 その他の最大比率：25%

資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。



ポートフォリオの純資産に基づく。すべての数字は、通常の市況に基づいて示されており、会計年度の各月末の平均保有資産に基づいている。ポートフォリオは、E/S 特性を促進する純資産の割合に関する情報をファンドの年次報告書において公表する。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

ポートフォリオは、ヘッジ目的、効率的なポートフォリオ運用目的およびその他の投資目的のためにデリバティブを利用することがある。その他の投資目的のために利用されるデリバティブに関して、E/S 特性を促進するとみなされる証券に対してエクスポージャーがとられることがある。



● 環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

該当なし。

● この金融商品は、EUタクソミーに適合した化石燃料ガスおよび/または核エネルギー関連活動\*に投資しているか？

- はい
- 化石燃料ガス       核エネルギー
- いいえ

ポートフォリオがEUタクソミーに適合した化石燃料ガスおよび/または核エネルギー関連活動に投資しているか否かを測定するデータは、現在のところ存在しない。具体的な投資戦略の実施の結果、そのような活動に対するわずかなエクスポージャーを有する投資対象を保有する可能性があるが、そのようなエクスポージャーの測定を可能にする外部ベンダーのデータが存在するようになるまで、ポートフォリオはいかなるエクスポージャーも約束しない。

EUタクソミーに適合するため、化石燃料ガスの基準には、2035年終了までに排出量の制限や再生可能エネルギーや低炭素燃料への転換が含まれる。核エネルギーについては、包括的な安全・廃棄物管理規則を含む。

\* 化石燃料ガスおよび/または核関連の活動は、気候変動の制限（以下「気候変動の軽減」という。）に寄与し、EUタクソミーの目的に重大な悪影響を及ぼさない場合にのみ、EUタクソミーに適合する（左余白の補足説明を参照）。EUタクソミーに適合する化石燃料ガスおよび核エネルギー経済活動の完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214 に規定されている。

タクソミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費（OpEx）

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を緑で示している。ソブリン債\*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



### ● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

以下が含まれる。

- ABのグッド・ガバナンス・ポリシーの充足を条件として、上記に概略されるとおり、ポートフォリオがその投資目的を達成するために保有することができるとABが確信するが、E/S特性を促進するとはみなされない証券。
- ヘッジ目的のために利用されるデリバティブ。

これらの資産に関して、最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはない。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

参照ベンチマークとは、金融商品が推進する環境または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

ポートフォリオは持続的可能性を測定するまたは環境的／社会的特性を判断するための指定された参照ベンチマークを使用しない。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト ([www.alliancebernstein.com/go/FISwebdisclosures](http://www.alliancebernstein.com/go/FISwebdisclosures)) で参照することができる。

## 独立監査人の報告書

アライアンス・バーンスタインの受益者各位

### 監査意見

我々は、アライアンス・バーンスタイン（以下「ファンド」という。）および各ポートフォリオの2024年8月31日現在の資産・負債計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令および行政当局の定める要件に準拠して、2024年8月31日現在のファンドおよび各ポートフォリオの財政状態ならびに同日に終了した年度における運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

### 意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日付の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）がルクセンブルグについて採択した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採択したISAsに基づく我々の責任については、当監査報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、国際会計士倫理基準審議会が公表され、CSSFがルクセンブルグについて採択した、国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にあり、かかる倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

### その他の情報

管理会社の取締役会（以下「取締役会」という。）は、その他の情報に関して責任を負う。その他の情報は、年次報告書に含まれている情報で構成されるが、財務書類およびそれに対する我々の法定監査人の報告書は含まれない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象とはしておらず、我々はその他の情報に対していかなる形式での結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その他の情報が財務書類または我々が監査において取得した情報と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した作業に基づいて、当該その他の情報に重大な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関して、我々には報告すべき事項はない。

### 財務書類に対する取締役会の責任

取締役会の責任は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令および行政当局の定める要件に準拠して本財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役会が必要と判断した内部統制を整備することにある。

財務書類の作成にあたり、取締役会は、ファンドおよび各ポートフォリオが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、継続企業に関する事項を開示し、取締役会がファンドまたはいずれかのポートフォリオの清算もしくは運用の中止を意図している、またはそれ以外に現実的な選択肢を持たない場合を除き、継続企業を前提とした会計基準を使用する責任を負う。

## 財務書類の監査に関する法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および我々の監査意見を含む法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は、高度な水準の保証ではあるが、重要な虚偽表示が存在する場合に、2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採択したISAsに準拠して行われる監査が常にその虚偽表示を発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬から発生する可能性があり、単独または全体で、財務書類利用者が当該財務書類に基づいて行う経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採択したISAsに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。我々はまた、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、これらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化ことがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはいずれかのポートフォリオが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、法定監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはいずれかのポートフォリオ（終了の決定または意向のあるポートフォリオを除く）が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・終了の決定または意向のあるポートフォリオに関して、我々は、取締役会が非継続企業を前提とした会計基準を利用することの適切性について結論を下す。我々はまた、非継続企業を前提とした会計基準に関する事項とその利用の理由を説明する開示の適切性についても評価する。我々の結論は、法定監査人の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々はガバナンスの責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

我々はまた、ガバナンスの責任者に対して、我々が独立性について関連する倫理要件を遵守していることの表明をし、我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に思われるすべての関係およびその他の事項、ならびに該当する場合には、適用された予防対策に対する脅威を排除するために取られた行動について報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム  
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

ケリー - アン・オ・ヨン

ルクセンブルグ、2024年12月20日

[次へ](#)

## INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

### To the Unitholders of AB FCP I

#### Opinion

We have audited the financial statements of AB FCP I (the “Fund”) and of each of its Portfolios, which comprise the statement of assets and liabilities and the portfolio of investments as at August 31, 2024, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its Portfolios as at August 31, 2024, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

#### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of July 23, 2016 on the audit profession (the “Law of July 23, 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of July 23, 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

#### Other information

The Board of Managers of the Management Company (the “Board of Managers”) is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d’entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

#### Responsibilities of the Board of Managers for the financial statements

The Board of Managers is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Managers determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Managers is responsible for assessing the Fund's and each of its Portfolios' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Managers either intends to liquidate the Fund or any of its Portfolios or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

### **Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements**

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Managers.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Managers' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its Portfolios' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of report of “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its Portfolios (except for the Portfolio where a decision or an intention to close exists) to cease to continue as a going concern.

- In respect of the Portfolio where a decision or an intention to close exists, we conclude on the appropriateness of the Board of Managers' use of the non-going concern basis of accounting. We also evaluate the adequacy of the disclosures describing the non-going concern basis of accounting and reasons for its use. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report of the “réviseur d'entreprises agréé”.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and communicate to them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, actions taken to eliminate threats or safeguards applied.

Ernst & Young  
Société Anonyme  
Cabinet de révision agréé

Kerry-ann Au Yeong  
Luxembourg, December 20, 2024

---

( \* ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

## 独立監査人の報告書

アライアンス・バーンスタインの受益者各位

### 監査意見

我々は、アライアンス・バーンスタイン（以下「ファンド」という。）および各ポートフォリオの2025年8月31日現在の資産・負債計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令および行政当局の定める要件に準拠して、2025年8月31日現在のファンドおよび各ポートフォリオの財政状態ならびに同日に終了した年度における運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

### 意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日付の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）がルクセンブルグについて採択した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採択したISAsに基づく我々の責任については、当監査報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、国際会計士倫理基準審議会により公表され、CSSFがルクセンブルグについて採択した、国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にあり、かかる倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

### その他の情報

管理会社の取締役会（以下「取締役会」という。）は、その他の情報に関して責任を負う。その他の情報は、年次報告書に含まれている情報で構成されるが、財務書類およびそれに対する我々の法定監査人の報告書は含まれない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象とはしておらず、我々はその他の情報に対していかなる形式での結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その他の情報が財務書類または我々が監査において取得した情報と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した作業に基づいて、当該その他の情報に重大な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関して、我々には報告すべき事項はない。

### 財務書類に対する取締役会の責任

取締役会の責任は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令および行政当局の定める要件に準拠して本財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役会が必要と判断した内部統制を整備することにある。

財務書類の作成にあたり、取締役会は、ファンドおよび各ポートフォリオが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、継続企業に関する事項を開示し、取締役会がファンドまたはいずれかのポートフォリオの清算もしくは運用の中止を意図している、またはそれ以外に現実的な選択肢を持たない場合を除き、継続企業を前提とした会計基準を使用する責任を負う。

## 財務書類の監査に関する法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および我々の監査意見を含む法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は、高度な水準の保証ではあるが、重要な虚偽表示が存在する場合に、2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採択したISAsに準拠して行われる監査が常にその虚偽表示を発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬から発生する可能性があり、単独または全体で、財務書類利用者が当該財務書類に基づいて行う経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採択したISAsに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。我々はまた、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、これらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化が伴うことがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはいずれかのポートフォリオが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、法定監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはいずれかのポートフォリオが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々はガバナンスの責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

我々はまた、ガバナンスの責任者に対して、我々が独立性について関連する倫理要件を遵守していることの表明をし、我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に思われるすべての関係およびその他の事項、ならびに該当する場合には、脅威を排除するために取られた行動または適用された予防措置について報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム  
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

ケリー - アン・オ・ヨン

ルクセンブルグ、2025年12月16日

[次へ](#)

## INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

### To the Unitholders of AB FCP I

#### Opinion

We have audited the financial statements of AB FCP I (the “Fund”) and of each of its Portfolios, which comprise the statement of assets and liabilities and the portfolio of investments as at August 31, 2025, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its Portfolios as at August 31, 2025, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

#### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of July 23, 2016 on the audit profession (the “Law of July 23, 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of July 23, 2016, and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

#### Other information

The Board of Managers of the Management Company (the “Board of Managers”) is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d'entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements, or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

**Responsibilities of the Board of Managers for the financial statements**

The Board of Managers is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Managers determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Managers is responsible for assessing the Fund's and each of its Portfolios' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Managers either intends to liquidate the Fund or any of its Portfolios or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

**Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements**

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Managers.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Managers' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its Portfolios' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of report of “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its Portfolios to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and communicate to them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, actions taken to eliminate threats or safeguards applied.

Ernst & Young  
Société Anonyme  
Cabinet de révision agréé

Kerry-ann Au Yeong  
Luxembourg, December 16, 2025

---

( \* ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

## 監査報告書

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エルの  
のパートナー各位

### 財務書類の監査に関する報告

#### 監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（「当社」）の2024年12月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の運営実績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

#### 我々が行った監査

当社の財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2024年12月31日現在の貸借対照表
- ・ 同日に終了した年度の損益計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

#### 意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（「2016年7月23日法」）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（「CSSF」）が採用した国際監査基準（「ISAs」）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会によって公表された、国際独立性を含む職業会計士のための国際倫理規程（「IESBA規程」）および財務書類の監査に関する倫理規定に従って当社から独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

#### その他の情報

取締役会は、その他の情報に責任を負う。その他の情報は、経営報告書に記載される情報で構成されているが、財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれていない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

### 財務書類に対する取締役会と統治責任者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、当社の財務報告プロセスの監督に責任を負う。

### 財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正な表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

#### その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致し、かつ適用される法令上の要件に準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2025年3月27日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

リマ・アダス

[次へ](#)

## Audit report

To the Partners of

**AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.**

---

## Report on the audit of the annual accounts

---

### Our opinion

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l. (the “Company”) as at 31 December 2024, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

### *What we have audited*

The Company’s annual accounts comprise :

- the balance sheet as at 31 December 2024;
- the profit and loss account for the year then ended; and
- the notes to the annual accounts, which include a summary of significant accounting policies.

---

### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the annual accounts” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

---

### Other information

The Board of Managers is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the management report but does not include the annual accounts and our audit report thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

---

## Responsibilities of the Board of Managers and those charged with governance for the annual accounts

The Board of Managers is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Managers determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Managers is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Managers either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

---

## Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Managers;
- conclude on the appropriateness of the Board of Managers' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

## Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative  
Represented by

Luxembourg, 27 March 2025

Rima Adas

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。